相易淫樂之矇。必無人焉故也。子罕聞之。固請而歸之。夏。齊侯圍成。貳於晉故也。於是乎城成郛。秋。邾人伐我南鄙。使告于晉。晉將爲會以討邾莒。晉侯有疾。乃止。冬。晉悼公卒。遂不克會。鄭公孫夏如晉奔喪。子蟜送葬。宋人或得玉。獻諸子罕。子罕弗受。獻玉者曰。以示玉人。玉人以爲寶也。故敢獻之。子罕曰。我以不貪爲寶。爾以玉爲寶。若以與我。皆喪寶也。不若人有其寶。稽首而告曰。小人懷璧。不可以越鄉。納此以請死也。子罕寘諸其里。使玉人爲之攻之。富而後使復其所。十二月。鄭人奪堵狗之妻。而歸諸范氏。

春秋左氏傳 卷第十五

獲楚公子宜穀。王使劉定公賜齊侯命。曰。昔伯舅大公。右我先王。股肱周室。師保萬民。世胙大師。以表東海。王室之不壞。繄伯舅是賴。今余命女環。茲率舅氏之典。纂乃祖考。無忝乃舊。敬之哉。無廢朕命。晉侯問衞故於中行獻子。對曰。不如因而定之。衞有君矣。伐之未可以得志。而勤諸侯。史佚有言。曰因重而撫之。仲虺有言。曰亡者侮之。亂者取之。推亡固存。國之道也。君其定衞以待時乎。冬。會于戚。謀定衞也。范宣子假羽毛於齊而弗歸。齊人始貳。楚子囊還自伐吳。卒。將死。遺言謂子庚。必城郢。君子謂子囊忠。君薨不忘增其名。將死不忘衞社稷。可不謂忠乎。忠民之望也。詩曰。行歸于周。萬民所望。忠也。

經　十有五年。春。宋公使向戌來聘。二月己亥。及向戌盟于劉。劉夏逆王后于齊。夏。齊侯伐我北鄙。圍成。公救成至遇。季孫宿・叔孫豹・帥師城成郛。秋。八月丁巳。日有食之。邾人伐我南鄙。冬。十有一月癸亥。晉侯周卒。

傳　十五年。春。宋向戌來聘。且尋盟。見孟獻子。尤其室。曰子有令聞。而美其室。非所望也。對曰。我在晉吾兄爲之。毀之重勞。且不敢間。官師從單靖公。逆王后于齊。卿不行非禮也。楚公子午爲令尹。公子罷戎爲右尹。蔿子馮爲大司馬。公子橐師爲右司馬。公子成爲左司馬。屈到爲莫敖。公子追舒爲箴尹。屈蕩爲連尹。養由基爲宮廐尹。以靖國人。君子謂楚於是乎能官人。官人國之急也。能官人則民無覦心。詩云。嗟我懷人。寘彼周行。能官人也。王及公侯伯子男甸采衞大夫各居其列。所謂周行也。鄭尉氏司氏之亂。其餘盜在宋。鄭人以子西・伯有・子產之故。納賂于宋。以馬四十乘。與師茷師慧。二月。公孫黑爲質焉。司城子罕以堵女父・尉翩・司齊與之。良司臣而逸之。託諸季武子。武子寘諸卞。鄭人醢之三人也。師慧過宋朝。將私焉。其相曰。朝也。慧曰。無人焉。相曰。朝也。何故無人。慧曰。必無人焉。若猶有人。豈其以千乘之

其若之何。衞人使大叔儀對。曰。羣臣不佞。得罪於寡君。寡君不以卽刑。而悼棄之。以爲君憂。君不忘先君之好。辱弔羣臣。又重恤之。敢拜君命之辱。重拜大貺。厚孫歸復命。語臧武仲曰。衞君其必歸乎。有大叔儀以守。有母弟鱄以出。或撫其內。或營其外。能無歸乎。齊人以郲寄衞侯。及其復也。以郲糧歸。右宰穀從而逃歸。衞人將殺之。辭曰。余不說初矣。余狐裘而羔袖。乃赦之。衞人立公孫剽。孫林父甯殖相之。以聽命於諸侯。衞侯在郲。臧紇如齊唁衞侯。衞侯與之言。虐。退而告其人曰。衞侯其不得入矣。其言糞土也。亡而不變。何以復國。子展・子鮮聞之。見臧紇。與之言。道。臧孫說。謂其人曰。衞君必入。夫二子者。或輓之。或推之。欲無入得乎。師歸自伐秦。晉侯舍新軍。禮也。成國不過半天子之軍。周爲六軍。諸侯之大者。三軍可也。於是知朔生盈而死。盈生六年而武子卒。彘裘亦幼。皆未可立也。新軍無帥。故舍之。師曠侍於晉侯。晉侯曰。衞人出其君。不亦甚乎。對曰。或者其君實甚。良君將賞善而刑淫。養民如子。蓋之如天。容之如地。民奉其君。愛之如父母。仰之如日月。敬之如神明。畏之如雷霆。其可出乎。夫君神之主。而民之望也。若困民之生。匱神之祀。百姓絶望。社稷無主。將安用之。弗去何爲。天生民而立之君。使司牧之。勿使失性。有君而爲之貳。使師保之。勿使過度。是故天子有公。諸侯有卿。卿置側室。大夫有貳宗。士有朋友。庶人工商皁隷牧圉皆有親暱。以相輔佐也。善則賞之。過則匡之。患則救之。失則革之。自王以下。各有父兄子弟。以補察其政。史爲書。瞽爲詩工誦箴諫。大夫規誨。士傳言。庶人謗。商旅于市。百工獻藝。故夏書曰。遒人以木鐸徇於路。官師相規。工執藝事以諫。正月孟春。於是乎有諫失常也。天之愛民甚矣。豈其使一人肆於民上。以從其淫。而棄天地之性。必不然矣。秋。楚子爲庸浦之役故。子囊師于棠。以伐吳。吳人不出而還。子囊殿。以吳爲不能而弗儆。吳人自皁舟之隘。要而擊之。楚人不能相救。吳人敗之。

乎。與士鞅馳秦師死焉。士鞅反。欒黶謂士匄曰。余弟不欲往。而子召之。余弟死而子來。是而子殺余之弟也。弗逐余亦將殺之。士鞅奔秦。於是齊崔杼・宋華閱・仲江・會伐秦。不書惰也。向之會亦如之。衛北宮括不書於向。書於伐秦攝也。秦伯問於士鞅曰。晉大夫其誰先亡。對曰。其欒氏乎。秦伯曰。以其汰乎。對曰然。欒黶汰虐已甚。猶可以免。其在盈乎。秦伯曰。何故。對曰。武子之德在民。如周人之思召公焉。愛其甘棠。況其子乎。欒黶死。盈之善未能及人。武子所施沒矣。而黶之怨實章。將於是乎在。秦伯以爲知言。爲之請於晉而復之。衛獻公戒孫文子・甯惠子食。皆服而朝。日旰不召。而射鴻於囿。二子從之。不釋皮冠而與之言。二子怒。孫文子如戚。孫蒯入使。公飮之酒。使大師歌巧言之卒章。大師辭。師曹請爲之。初公有嬖妾。使師曹誨之琴。師曹鞭之。公怒。鞭師曹三百。故師曹欲歌之以怒孫子。以報公。公使歌之。遂誦之。蒯懼告文子。文子曰。君忌我矣。弗先必死。并帑於戚而入見蘧伯玉。曰君之暴虐。子所知也。大懼社稷之傾覆。將若之何。對曰。君制其國。臣敢奸之。雖奸之庸知愈乎。遂行從近關出。公使子蟜・子伯・子皮・與孫子盟于丘宮。孫子皆殺之。四月己未。子展奔齊。公如鄄。使子行請於孫子。孫子又殺之。公出奔齊。孫子追之。敗公徒于阿澤。鄄人執之。初尹公佗學射於庾公差。庾公差學射於公孫丁。二子追公。公孫丁御公。子魚曰。射爲背師。不射爲戮。射爲禮乎。射兩軥而還。尹公佗曰。子爲師我則遠矣。乃反之。公孫丁授公轡而射之。貫臂。子鮮從公。及境。公使祝宗告亡。且告無罪。定姜曰。無神何告。若有。不可誣也。有罪若何告無。舍大臣而與小臣謀一罪也。先君有冢卿以爲師保。而蔑之二罪也。余以巾櫛事先君。而暴妾使余。三罪也。告亡而已。無告無罪。公使厚成叔弔于衛。曰寡君使瘠。聞君不撫社稷。而越在他境。若之何不弔。以同盟之故。使瘠敢私於執事。曰有君不弔。有臣不敏。君不赦宥。臣亦不帥職。增淫發洩。

分而食之。今諸侯之事我寡君不如昔者。蓋言語漏洩。則職女之由。詰朝之事。爾無與焉。與將執女。對曰。昔秦人負恃其衆。貪于土地。逐我諸戎。惠公蠲其大德。謂我諸戎是四嶽之裔冑也。曰。毋是翦棄。賜我南鄙之田。狐狸所居。豺狼所嗥。我諸戎除翦其荊棘。驅其狐狸豺狼。以爲先君不侵不叛之臣。至于今不貳。昔文公與秦伐鄭。秦人竊與鄭盟。而舍戍焉。於是乎有殽之師。晉禦其上。戎亢其下。秦師不復。我諸戎實然。譬如捕鹿。晉人角之。諸戎掎之。與晉踣之。戎何以不免。自是以來。晉之百役。與我諸戎相繼于時。以從執政。猶殽志也。豈敢離逷。今官之師旅。無乃實有所闕。以攜諸侯。而罪我諸戎。我諸戎飲食衣服。不與華同。贄幣不通。言語不達。何惡之能爲。不與於會。亦無瞢焉。賦青蠅而退。宣子辭焉。使即事於會。成愷悌也。於是子叔齊子爲季武子介以會。自是晉人輕魯幣。而益敬其使。吳子諸樊既除喪。將立季札。季札辭曰。曹宣公之卒也。諸侯與曹人不義曹君。將立子臧。子臧去之。遂弗爲也。以成曹君。君子曰。能守節。君義嗣也。誰敢奸君。有國非吾節也。札雖不才。願附於子臧。以無失節。固立之。棄其室而耕。乃舍之。夏。諸侯之大夫從晉侯伐秦。以報櫟之役也。晉侯待于竟。使六卿帥諸侯之師以進。及涇不濟。叔向見叔孫穆子。穆子賦匏有苦葉。叔向退而具舟。魯人莒人先濟。鄭子蟜見衛北宮懿子。曰。與人而不固。取惡莫甚焉。若社稷何。懿子說。二子見諸侯之師而勸之濟。濟涇而次。秦人毒涇上流。師人多死。鄭司馬子蟜帥鄭師以進。師皆從之。至于棫林。不獲成焉。荀偃令曰。雞鳴而駕。塞井夷竈。唯余馬首是瞻。欒黶曰。晉國之命。未是有也。余馬首欲東。乃歸。下軍從之。左史謂魏莊子曰。不待中行伯乎。莊子曰。夫子命從帥。欒伯吾帥也。吾將從之。從帥所以待夫子也。伯游曰。吾令實過。悔之何及。多遺秦禽。乃命大還。晉人謂之遷延之役。欒鍼曰。此役也報櫟之敗也。役又無功。晉之恥也。吾有二位於戎路。敢不恥

夫曰。不穀。不德。少主社稷。生十年而喪先君。未及習師保之敎訓。而應受多福。是以不德而亡師于鄢。以辱社稷。爲大夫憂。其弘多矣。若以大夫之靈。獲保首領以沒於地。唯是春秋窀穸之事。所以從先君於禰廟者。請爲靈若厲。大夫擇焉。莫對。及五命乃許。秋。楚共王卒。子囊謀謚。大夫曰。君有命矣。子囊曰。君命以共。若之何毀之。赫赫楚國而君臨之。撫有蠻夷。奄征南海。以屬諸夏。而知其過。可不謂共乎。請謚之共。大夫從之。吳侵楚。養由基奔命。子庚帥師繼之。養叔曰。吳乘我喪。謂我不能師也。必易我而不戒。子爲三覆以待我。我請誘之。子庚從之。戰于庸浦。大敗吳師。獲公子黨。君子以吳爲不弔。詩曰。不弔昊天。亂靡有定。冬。城防。書事時也。於是將早城。臧武仲請俟畢農事。禮也。鄭良霄・大宰石㚟猶在楚。石㚟言於子囊曰。先王卜征五年。而歲習其祥。祥習則行。不習則增脩德而改卜。今楚實不競。行人何罪。止鄭一卿。以除其偪。使睦而疾楚。以固於晉。焉用之。使歸而廢其使。怨其君以疾其大夫。而相牽引也。不猶愈乎。楚人歸之。

經　十有四年。春。王正月。季孫宿・叔老・會晉士匄・齊人・宋人・衞人・鄭公孫蠆・曹人・莒人・邾人・滕人・薛人・杞人・小邾人。會吳于向。二月乙未朔。日有食之。夏。四月。叔孫豹會晉荀偃・齊人・宋人・衞北宮括・鄭公孫蠆・曹人・莒人・邾人・滕人・薛人・杞人・小邾人伐秦。己未。衞侯出奔齊。莒人侵我東鄙。秋。楚公子貞帥師伐吳。冬。季孫宿會晉士匄・宋華閱・衞孫林父・鄭公孫蠆・莒人・邾人于戚。

傳　十四年。春。吳告敗于晉。會于向。爲吳謀楚故也。范宣子數吳之不德也。以退吳人。執莒公子務婁。以其通楚使也。將執戎子駒支。范宣子親數諸朝。曰。來姜戎氏。昔秦人迫逐乃祖吾離于瓜州。乃祖吾離。被苫蓋。蒙荊棘。以來歸我先君。我先君惠公有不腆之田。與女剖

傳　十二年。春。莒人伐我東鄙。圍台。季武子救台。遂入鄆。取其鐘以爲公盤。夏。晉士魴來聘。且拜師。秋。吳子壽夢卒。臨於周廟。禮也。凡諸侯之喪。異姓臨於外。同姓臨於宗廟。同宗於祖廟。同族於禰廟。是故魯爲諸姬臨於周廟。爲邢凡蔣茅胙祭臨於周公之廟。冬。楚子囊秦庶長無地伐宋。師于楊梁。以報晉之取鄭也。靈王求后于齊。齊侯問對於晏桓子。桓子對曰。先王之禮辭有之。天子求后於諸侯。諸侯對曰。夫婦所生若而人。妾婦之子若而人。無女而有姊妹及姑姊妹。則曰先守某公之遺女若而人。齊侯許婚。王使陰里結之。公如晉。朝且拜士魴之辱。禮也。秦嬴歸于楚。楚司馬子庚聘于秦。爲夫人寧。禮也。

經　十有三年。春。公至自晉。夏。取邿。秋。九月庚辰。楚子審卒。冬。城防。

傳　十三年。春。公至自晉。孟獻子書勞于廟。禮也。夏。邿亂。分爲三。師救邿。遂取之。凡書取。言易也。用大師焉曰滅。弗地曰入。荀罃士魴卒。晉侯蒐于綿上以治兵。使士匄將中軍。辭曰。伯游長。昔臣習於知伯。是以佐之。非能賢也。請從伯游。荀偃將中軍。士匄佐之。使韓起將上軍。辭以趙武。又使欒黶。辭曰。臣不如韓起。韓起願上趙武。君其聽之。使趙武將上軍。韓起佐之。欒黶將下軍。魏絳佐之。新軍無帥。晉侯難其人。使其什吏率其卒乘官屬以從於下軍。禮也。晉國之民。是以大和。諸侯遂睦。君子曰。讓禮之主也。范宣子讓其下皆讓。欒黶爲汰。弗敢違也。晉國以平。數世賴之。刑善也夫。一人刑善。百姓休和。可不務乎。書曰。一人有慶。兆民賴之。其寧惟永。其是之謂乎。周之興也。其詩曰。儀刑文王。萬邦作孚。言刑善也。及其衰也。其詩曰。大夫不均。我從事獨賢。言不讓也。世之治也。君子尚能而讓其下。小人農力以事其上。是以上下有禮。而讒慝黜遠。由不爭也。謂之懿德。及其亂也。君子稱其功以加小人。小人伐其技以馮君子。是以上下無禮。亂虐並生。由爭善也。謂之昏德。國家之敝。恒必由之。楚子疾。告大

惡。弊王室。或間茲命。司愼司盟。名山名川。羣神羣祀。先王先公。七姓十二國之祖。明神殛之。俾失其民。隊命亡氏。踣其國家。楚子囊乞旅于秦。秦右大夫詹。帥師從楚子。將以伐鄭。鄭伯逆之。丙子。伐宋。九月。諸侯悉師以復伐鄭。鄭人使良霄大宰石㚟如楚。告將服于晉。曰孤以社稷之故。不能懷君。君若能以玉帛綏晉。不然則武震以攝威之。孤之願也。楚人執之。書曰行人。言使人也。諸侯之師觀兵于鄭東門。鄭人使王子伯駢行成。甲戌。晉趙武入盟鄭伯。冬。十月丁亥。鄭子展出盟晉侯。十二月戊寅。會于蕭魚。庚辰。赦鄭囚。皆禮而歸之。納斥候。禁侵掠。晉侯使叔肸告于諸侯。公使臧孫紇對。曰凡我同盟。小國有罪。大國致討。苟有以藉手。鮮不赦宥。寡君聞命矣。鄭人賂晉侯。以師悝。師觸。師蠲。廣車軘車淳十五乘。甲兵備。凡兵車百乘。歌鐘二肆。及其鎛磬。女樂二八。晉侯以樂之半賜魏絳。曰子教寡人。和諸戎狄。以正諸華。八年之中。九合諸侯。如樂之和。無所不諧。請與子樂之。辭曰。夫和戎狄。國之福也。八年之中。九合諸侯。諸侯無慝。君之靈也。二三子之勞也。臣何力之有焉。抑臣願君安其樂。而思其終也。詩曰。樂旨君子。殿天子之邦。樂旨君子。福祿攸同。便蕃左右。亦是帥從。夫樂以安德。義以處之。禮以行之。信以守之。仁以厲之。而後可以殿邦國。同福祿。來遠人。所謂樂也。書曰。居安思危。思則有備。有備無患。敢以此規。公曰。子之教敢不承命。抑微子寡人無以待戎。不能濟河。夫賞國之典也。藏在盟府。不可廢也。子其受之。魏絳於是乎。始有金石之樂。禮也。秦庶長鮑。庶長武。帥師伐晉。以救鄭。鮑先入晉地。士魴禦之。少秦師而弗設備。壬午。武濟自輔氏。與鮑交伐晉師。己丑。秦晉戰于櫟。晉師敗績。易秦故也。

經　十有二年。春。王三月。莒人伐我東鄙。圍台。季孫宿帥師救台。遂入鄆。夏。晉侯使士魴來聘。秋。九月。吳子乘卒。冬。楚公子貞帥師侵宋。公如晉。

刑放於寵。官之師旅。不勝其富。吾能無篳門閨竇乎。唯大國圖之。下而無直。則何謂正矣。范宣子曰。天子所右。寡君亦右之。所左亦左之。使王叔氏與伯輿合要。王叔氏不能舉其契。王叔奔晉。不書不告也。單靖公爲卿士。以相王室。

經　十有一年。春。王正月。作三軍。夏。四月。四卜郊。不從。乃不郊。鄭公孫舍之帥師侵宋。公會晉侯宋公衛侯曹伯齊世子光莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭。秋。七月己未。同盟于亳城北。公至自伐鄭。楚子鄭伯伐宋。公會晉侯宋公衛侯曹伯齊世子光莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭。會于蕭魚。公至自會。楚人執鄭行人良霄。冬。秦人伐晉。

傳　十一年。春。季武子將作三軍。告叔孫穆子曰。請爲三軍。各征其軍。穆子曰。政將及子。子必不能。武子固請之。穆子曰。然則盟諸。乃盟諸僖閎。詛諸五父之衢。正月。作三軍。三分公室。而各有其一。三子各毀其乘。季氏使其乘之人。以其役邑入者無征。不入者倍征。孟氏使半爲臣。若子若弟。叔孫氏使盡爲臣。不然不舍。鄭人患晉楚之故。諸大夫曰。不從晉。國幾亡。楚弱於晉。晉不吾疾也。晉疾。楚將辟之。何爲而使晉師致死於我。楚弗敢敵。而後可固與也。子展曰。與宋爲惡。諸侯必至。吾從之盟。楚師至。吾又從之。則晉怒甚矣。晉能驟來。楚將不能。吾乃固與晉。大夫說之。使疆場之司惡於宋。宋向戌侵鄭。大獲。子展曰。師而伐宋可矣。若我伐宋。諸侯之師伐我必疾。吾乃聽命焉。且告於楚。楚師至。吾又與之盟。而重賂晉師。乃免矣。夏。鄭子展侵宋。四月。諸侯伐鄭。己亥。齊大子光宋向戌先至于鄭。門于東門。其暮。晉荀罃至于西郊。東侵舊許。衛孫林父侵其北鄙。六月。諸侯會于北林。師于向。右還。次于瑣。圍鄭。觀兵于南門。西濟于濟隧。鄭人懼。乃行成。秋。七月。同盟于亳。范宣子曰。不愼必失諸侯。諸侯道敝而無成。能無貳乎。乃盟。載書曰。凡我同盟。毋蘊年。毋壅利。毋保姦。毋留慝。救災患。恤禍亂。同好

月戊辰。尉止司臣侯晋堵女父子師僕帥賊以入。晨攻執政于西宮之朝。殺子駟子國子耳。劫鄭伯以如北宮。子孔知之。故不死。書曰盗。言無大夫焉。子西聞盗。不儆而出。尸而追盗。盗入於北宮。乃歸授甲。臣妾多逃。器用多喪。子産聞盗。爲門者。庀羣司。閉府庫。愼閉藏。完守備。成列而後出。兵車十七乘。尸而攻盗於北宮。子蟜帥國人助之。殺尉止子師僕。盗衆盡死。侯晋奔晋。堵女父。司臣。尉翩。司齊奔宋。子孔當國。爲載書。以位序聽政辟。大夫諸司門子弗順。將誅之。子産止之。請爲之焚書。子孔不可。曰爲書以定國。衆怒而焚之。是衆爲政也。國不亦難乎。子産曰。衆怒難犯。專欲難成。合二難以安國。危之道也。不如焚書以安衆。子得所欲。衆亦得安。不亦可乎。專欲無成。犯衆起禍。子必從之。乃焚書於倉門之外。衆而後定。諸侯之師。城虎牢而戍之。晋師城梧及制。士魴魏絳戍之。書曰戍鄭虎牢。非鄭地也。言將歸焉。鄭及晋平。楚子囊救鄭。十一月。諸侯之師。還鄭而南。至於陽陵。楚師不退。知武子欲退。曰今我逃楚。楚必驕。驕則可與戰矣。欒黶曰。逃楚晋之恥也。合諸侯以益恥。不如死。我將獨進。師遂進。己亥。與楚師夾潁而軍。子蟜曰。諸侯既有成行。必不戰矣。從之將退。不從亦退。退。楚必圍我。猶將退也。不如從楚亦以退之。宵涉潁。與楚人盟。欒黶欲伐鄭師。荀罃不可。曰我實不能禦楚。又不能庇鄭。鄭何罪。不如致怨焉而還。今伐其師。楚必救之。戰而不克。爲諸侯笑。克不可命。不如還也。丁未。諸侯之師還。侵鄭北鄙而歸。楚人亦還。王叔陳生與伯輿爭政。王右伯輿。王叔陳生怒而出奔。及河。王復之。殺史狡以說焉。不入。遂處之。晋侯使士匄平王室。王叔與伯輿訟。王叔之宰。與伯輿之大夫瑕禽。坐獄於王庭。士匄聽之。王叔之宰曰。篳門閨竇之人。而皆陵其上。其難爲上矣。瑕禽曰。昔平王東遷。吾七姓從王。牲用備具。王賴之。而賜之騂旄之盟。曰世世無失職。若篳門閨竇。其能來東底乎。且王何賴焉。今自王叔之相也。政以賄成。而

女既勤君而興諸侯。牽帥老夫。以至于此。既無武守。而又欲易余罪。曰。是實班師。不然克矣。余羸老也。可重任乎。七日不克。必爾乎取之。五月庚寅。荀偃士匄帥卒攻偪陽。親受矢石。甲午滅之。書曰遂滅偪陽。言自會也。以與向戌。向戌辭曰。君若猶辱鎭撫宋國。而以偪陽光啓寡君。羣臣安矣。其何貺如之。若專賜臣。是臣興諸侯以自封也。其何罪大焉。敢以死請。乃予宋公。宋公享晉侯於楚丘。請以桑林。荀罃辭。荀偃士匄曰。諸侯宋魯。於是觀禮。魯有禘樂。賓祭用之。宋以桑林享君。不亦可乎。舞師題以旌夏。晉侯懼而退入于房。去旌。卒享而還。及著雍疾。卜。桑林見。荀偃士匄欲奔請禱焉。荀罃不可。曰我辭禮矣。彼則以之。猶有鬼神。於彼加之。晉侯有間。以偪陽子歸。獻于武宮。謂之夷俘。偪陽妘姓也。使周內史選其族嗣。納諸霍人。禮也。師歸。孟獻子以秦堇父爲右。生秦丕茲。事仲尼。六月。楚子囊鄭子耳伐宋。師于訾毋。庚午。圍宋。門于桐門。晉荀罃伐秦。報其侵也。衞侯救宋。師于襄牛。鄭子展曰。必伐衞。不然。是不與楚也。得罪於晉。又得罪於楚。國將若之何。子駟曰。國病矣。子展曰。得罪於二大國。必亡。病不猶愈於亡乎。諸大夫皆以爲然。故鄭皇耳帥師侵衞。楚令也。孫文子卜追之。獻兆於定姜。姜氏問繇。曰。兆如山陵。有夫出征。而喪其雄。姜氏曰。征者喪雄。禦寇之利也。大夫圖之。衞人追之。孫蒯獲鄭皇耳于犬丘。秋。七月。楚子囊鄭子耳侵我西鄙。還圍蕭。八月丙寅。克之。九月子耳侵宋北鄙。孟獻子曰。鄭其有災乎。師競已甚。周猶不堪競。況鄭乎。有災。其執政之三士乎。莒人間諸侯之有事也。故伐我東鄙。諸侯伐鄭。齊崔杼使大子光先至于師。故長於滕。己酉。師于牛首。初鄭子駟與尉止有爭。將禦諸侯之師。而黜其車。尉止獲。又與之爭。子駟抑尉止。曰。爾車非禮也。遂弗使獻。初子駟爲田洫。司氏。堵氏。侯氏。子師氏皆喪田焉。故五族聚羣不逞之人。因公子之徒以作亂。於是子駟當國。子國爲司馬。子耳爲司空。子孔爲司徒。冬。十

春秋左氏傳卷第十五

襄公二

經　十年。春。公會晉侯宋公衞侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子齊世子光。會吳子于柤。夏。五月甲午。遂滅偪陽。公至自會。楚公子貞鄭公孫輒帥師伐宋。晉師伐秦。秋。莒人伐我東鄙。公會晉侯宋公衞侯曹伯莒子邾子齊世子光滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭。冬。盜殺鄭公子騑公子發公孫輒。戍鄭虎牢。楚公子貞帥師救鄭。公至自伐鄭。

傳　十年。春。會于柤。會吳子壽夢也。三月癸丑。齊高厚相大子光。以先會諸侯于鍾離。不敬。士莊子曰。高子相大子。以會諸侯。將社稷是衞。而皆不敬。棄社稷也。其將不免乎。夏。四月戊午。會于柤。晉荀偃士匄請伐偪陽。而封宋向戌焉。荀罃曰。城小而固。勝之不武。弗勝爲笑。固請。丙寅。圍之。弗克。孟氏之臣秦堇父。輦重如役。偪陽人啓門。諸侯之士門焉。縣門發。郰人紇抉之以出門者。狄虒彌建大車之輪。而蒙之以甲以爲櫓。左執之。右拔戟。以成一隊。孟獻子曰。詩所謂有力如虎者也。主人縣布。堇父登之。及堞而絕之。隊則又縣之。蘇而復上者三。主人辭焉。乃退。帶其斷以徇於軍三日。諸侯之師。久於偪陽。荀偃士匄請於荀罃曰。水潦將降。懼不能歸。請班師。知伯怒。投之以机。出於其間。曰女成二事。而後告余。余恐亂命。以不女違。

下。苟有積者盡出之。國無滯積。亦無困人。公無禁利。亦無貪民。祈以幣更。賓以特牲。器用不作。車服從給。行之期年。國乃有節。三駕而楚不能與爭。

春秋左氏傳卷第十四

銳。以逆來者。於我未病。楚不能矣。猶愈於戰。暴骨以逞。不可以爭。大勞未艾。君子勞心。小人勞力。先王之制也。諸侯皆不欲戰。乃許鄭成。十一月己亥。同盟于戲。鄭服也。將盟。鄭六卿公子騑公子發公子嘉公孫輒公孫蠆公孫舍之及其大夫門子。皆從鄭伯。晉士莊子爲載書。曰。自今日既盟之後。鄭國而不唯晉命是聽。而或有異志者。有如此盟。公子騑趨進。曰。天禍鄭國。使介居二大國之閒。大國不加德音。而亂以要之。使其鬼神不獲歆其禋祀。其民人不獲享其土利。夫婦辛苦墊隘。無所厎告。自今日既盟之後。鄭國而不唯有禮與彊可以庇民者是從。而敢有異志者。亦如之。荀偃曰。改載書。公孫舍之曰。昭大神要言焉。若可改也。大國亦可叛也。知武子謂獻子曰。我實不德。而要人以盟。豈禮也哉。非禮何以主盟。姑盟而退。脩德息師而來。終必獲鄭。何必今日。我之不德。民將棄我。豈唯鄭。若能休和。遠人將至。何恃於鄭。乃盟而還。晉人不得志於鄭。以諸侯復伐之。十二月癸亥。門其三門。閏月戊寅。濟于陰阪。侵鄭。次于陰口而還。子孔曰。晉師可擊也。師老而勞。且有歸志。必大克之。子展曰。不可。公送晉侯。晉侯以公宴于河上。問公年。季武子對曰。會于沙隨之歲。寡君以生。晉侯曰。十二年矣。是謂一終。一星終也。國君十五而生子。冠而生子。禮也。君可以冠矣。大夫盍爲冠具。武子對曰。君冠必以祼享之禮行之。以金石之樂節之。以先君之祧處之。今寡君在行。未可具也。請及兄弟之國。而假備焉。晉侯曰。諾。公還及衞。冠于成公之廟。假鐘磬焉。禮也。楚子伐鄭。子駟將及楚平。子孔子蟜曰。與大國盟。口血未乾而背之可乎。子駟子展曰。吾盟固云。唯彊是從。今楚師至。晉不我救。則楚彊矣。盟誓之言。豈敢背之。且要盟無質。神弗臨也。所臨唯信。信者言之瑞也。善之主也。是故臨之。明神不蠲要盟。背之可也。乃及楚平。公子罷戎入盟。同盟于中分。楚莊夫人卒。王未能定鄭而歸。晉侯歸。謀所以息民。魏絳請施舍。輸積聚以貸。自公以

用馬于四墉。祀盤庚于西門之外。晉侯問於士弱曰。吾聞之。宋災於是乎知有天道。何故。對曰。古之火正。或食於心。或食於咮。以出內火。是故咮爲鶉火。心爲大火。陶唐氏之火正。閼伯居商丘。祀大火。而火紀時焉。相土因之。故商主大火。商人閱其禍敗之釁。必始於火。是以日知其有天道也。公曰。可必乎。對曰。在道。國亂無象。不可知也。夏。季武子如晉。報宣子之聘也。穆姜薨於東宮。始往而筮之。遇艮之八。䷳史曰。是謂艮之隨。䷐隨其出也。君必速出。姜曰。亡。是於周易曰。隨元亨利貞無咎。元體之長也。亨嘉之會也。利義之和也。貞事之幹也。體仁足以長人。嘉德足以合禮。利物足以和義。貞固足以幹事。然故不可誣也。是以雖隨無咎。今我婦人而與於亂。固在下位。而有不仁。不可謂元。不靖國家。不可謂亨。作而害身。不可謂利。棄位而姣。不可謂貞。有四德者。隨而無咎。我皆無之。豈隨也哉。我則取惡。能無咎乎。必死於此。弗得出矣。秦景公使士雃乞師于楚。將以伐晉。楚子許之。子囊曰。不可。當今吾不能與晉爭。晉君類能而使之。擧不失選。官不易方。其卿讓於善。其大夫不失守。其士競於敎。其庶人力於農穡。商工皁隸不知遷業。韓厥老矣。知罃稟焉以爲政。范匄少於中行偃。而上之使佐中軍。韓起少於欒黶。而欒黶士魴上之。使佐上軍。魏絳多功。以趙武爲賢。而爲之佐。君明臣忠。上讓下競。當是時也。晉不可敵。事之而後可。君其圖之。王曰。吾既許之矣。雖不及晉必將出師。秋。楚子師于武城。以爲秦援。秦人侵晉。晉饑弗能報也。冬。十月。諸侯伐鄭。庚午。季武子齊崔杼宋皇鄖。從荀罃士匄。門于鄟門。衛北宮括曹人邾人從荀偃韓起。門于師之梁。滕人薛人從欒黶士魴。門于北門。杞人郳人從趙武魏絳。斬行栗。甲戌。師于氾。令於諸侯。曰脩器備。盛餱糧。歸老幼。居疾于虎牢。肆眚圍鄭。鄭人恐。乃行成。中行獻子曰。遂圍之。以待楚人之救也。而與之戰。不然無成。知武子曰。許之盟而還師。以敝楚人。吾三分四軍。與諸侯之

將盡。必將速歸。何患焉。舍之聞之。杖莫如信。完守以老楚。杖信以待晉。不亦可乎。子駟曰。詩云。謀夫孔多。是用不集。發言盈庭。誰敢執其咎。如匪行邁謀。是用不得于道。請從楚。騑也受其咎。乃及楚平。使王子伯駢告于晉。曰君命敝邑。脩而車賦。儆而師徒。以討亂略。蔡人不從。敝邑之人。不敢寧處。悉索敝賦。以討于蔡。獲司馬燮。獻于邢丘。今楚人來討。曰女何故稱兵于蔡。焚我郊保。馮陵我城郭。敝邑之衆。夫婦男女。不皇啓處。以相救也。翦焉傾覆。無所控告。民死亡者。非其父兄。卽其子弟。夫人愁痛。不知所庇。民知窮困。而受盟于楚。孤也與其二三臣。不能禁止。不敢不告。知武子使行人子員對之。曰君有楚命。亦不使一个行李告于寡君。而卽安于楚。君之所欲也。誰敢違君。寡君將帥諸侯以見于城下。唯君圖之。晉范宣子來聘。且拜公之辱。告將用師于鄭。公享之。宣子賦摽有梅。季武子曰。誰敢哉。今譬於草木。寡君在君。君之臭味也。歡以承命。何時之有。武子賦角弓。賓將出。武子賦彤弓。宣子曰。城濮之役。我先君文公獻功于衡雍。受彤弓于襄王。以爲子孫藏。匄也先君守官之嗣也。敢不承命。君子以爲知禮。

經　九年。春。宋災。夏。季孫宿如晉。五月辛酉。夫人姜氏薨。秋。八月癸未。葬我小君穆姜。冬。公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子齊世子光伐鄭。十有二月己亥。同盟于戲。楚子伐鄭。

傳　九年。春。宋災。樂喜爲司城以爲政。使伯氏司里。火所未至。徹小屋。塗大屋。陳畚挶。具綆缶。備水器。量輕重。蓄水潦。積土塗。巡丈城。繕守備。表火道。使華臣具正徒。令隧正納郊保。奔火所。使華閱討右官。官庀其司。向戌討左。亦如之。使樂遄庀刑器。亦如之。使皇鄖命校正出馬。工正出車。備甲兵。庀武守。使西鉏吾庀府守。令司宮巷伯儆宮。二師令四鄉正敬享。祝宗

年朝于晉。子豐欲愬諸晉而廢之。子罕止之。及將會于鄬。子駟相。又不禮焉。侍者諫。不聽。又諫。殺之。及鄵。子駟使賊夜弑僖公。而以瘧疾赴于諸侯。簡公生五年。奉而立之。陳人患楚。慶虎慶寅謂楚人曰。吾使公子黃往而執之。楚人從之。二慶使告陳侯于會曰。楚人執公子黃矣。君若不來。羣臣不忍社稷宗廟。懼有二圖。陳侯逃歸。

經　八年。春。王正月。公如晉。夏。葬鄭僖公。鄭人侵蔡。獲蔡公子燮。季孫宿會晉侯鄭伯齊人宋人衞人邾人于邢丘。公至自晉。莒人伐我東鄙。秋。九月。大雩。冬。楚公子貞帥師伐鄭。晉侯使士匄來聘。

傳　八年。春。公如晉。朝且聽朝聘之數。鄭羣公子以僖公之死也。謀子駟。子駟先之。夏。四月庚辰。辟殺子狐子熙子侯子丁。孫擊孫惡出奔衞。庚寅。鄭子國子耳侵蔡。獲蔡司馬公子燮。鄭人皆喜。唯子產不順。曰。小國無文德。而有武功。禍莫大焉。楚人來討。能勿從乎。從之晉師必至。晉楚伐鄭。自今鄭國不四五年弗得寧矣。子國怒之曰。爾何知。國有大命。而有正卿。童子言焉。將爲戮矣。五月甲辰。會于邢丘。以命朝聘之數。使諸侯之大夫聽命。季孫宿齊高厚宋向戌衞甯殖邾大夫會之。鄭伯獻捷于會。故親聽命。大夫不書。尊晉侯也。莒人伐我東鄙。以疆鄫田。秋。九月。大雩。旱也。冬。楚子囊伐鄭。討其侵蔡也。子駟子國子耳欲從楚。子孔子蟜子展欲待晉。子駟曰。周詩有之曰。俟河之清。人壽幾何。兆云詢多。職競作羅。謀之多族。民之多違。事滋無成。民急矣。姑從楚以紓吾民。晉師至。吾又從之。敬共幣帛。以待來者。小國之道也。犧牲玉帛。待於二竟。以待彊者而庇民焉。寇不爲害。民不罷病。不亦可乎。子展曰。小所以事大信也。小國無信。兵亂日至。亡無日矣。五會之信。今將背之。雖楚救我。將安用之。親我無成。鄙我是欲。不可從也。不如待晉。晉君方明。四軍無闕。八卿和睦。必不棄鄭。楚師遼遠。糧食

來聘也。四月。晏弱城東陽。而遂圍萊。甲寅。堙之環城。傅於堞。及杞桓公卒之月乙未。王湫帥師及正輿子棠人軍齊師。齊師大敗之。丁未入萊。萊共公浮柔奔棠。正輿子王湫奔莒。莒人殺之。四月陳無宇獻萊宗器于襄宮。晏弱圍棠。十一月丙辰而滅之。遷萊于郳。高厚崔杼定其田。

經　七年。春。郯子來朝。夏。四月。三卜郊。不從。乃免牲。小邾子來朝。城費。秋。季孫宿如衛。八月。螽。冬。十月。衛侯使孫林父來聘。壬戌。及孫林父盟。楚公子貞帥師圍陳。十有二月。公會晉侯宋公陳侯衛侯曹伯莒子邾子于鄬。鄭伯髡頑如會。未見諸侯。丙戌卒于鄵。陳侯逃歸。

傳　七年。春。郯子來朝。始朝公也。夏四月。三卜郊。不從。乃免牲。孟獻子曰。吾乃今而後知有卜筮。夫郊祀后稷。以祈農事也。是故啓蟄而郊。郊而後耕。今既耕而後卜郊。宜其不從也。南遺爲費宰。叔仲昭伯爲隧正。欲善季氏。而求媚於南遺。謂遺請城費。吾多與而役。故季氏城費。小邾穆公來朝。亦始朝公也。秋。季武子如衛。報子叔之聘。且辭緩報非貳也。冬。十月。晉韓獻子告老。公族穆子有廢疾。將立之。辭曰。詩曰。豈不夙夜。謂行多露。又曰。弗躬弗親。庶民弗信。無忌不才。讓其可乎。請立起也。與田蘇游。而曰好仁。詩曰。靖共爾位。好是正直。神之聽之。介爾景福。恤民爲德。正直爲正。正曲爲直。參和爲仁。如是則神聽之。介福降之。立之不亦可乎。庚戌使宣子朝。遂老。晉侯謂韓無忌仁。使掌公族大夫。衛孫文子來聘。且拜武子之言。而尋孫桓子之盟。公登亦登。叔孫穆子相。趨進。曰諸侯之會。寡君未嘗後衛君。今吾子不後寡君。寡君未知所過。吾子其少安。孫子無辭。亦無悛容。穆叔曰。孫子必亡。爲臣而君。過而不悛。亡之本也。詩曰。退食自公。委蛇委蛇。謂從者也。衡而委蛇必折。楚子囊圍陳。會于鄬以救之。鄭僖公之爲大子也。於成之十六年。與子罕適晉。不禮焉。又與子豐適楚。亦不禮焉。及其元

侯鄭伯曹伯齊世子光救陳十有二月公至自救陳辛未季孫行父卒

傳 五年春公至自晉王使王叔陳生愬戎于晉晉人執之士魴如京師言王叔之貳於戎也夏鄭子國來聘通嗣君也穆叔覿鄫大子于晉以成屬鄫書曰叔孫豹鄫大子巫如晉言比諸魯大夫也吳子使壽越如晉辭不會于雞澤之故且請聽諸侯之好晉人將爲之合諸侯使魯衛先會吳且告會期故孟獻子孫文子會吳于善道秋大雩旱也楚人討陳叛故曰由令尹子辛實侵欲焉乃殺之書曰楚殺其大夫公子壬夫貪也君子謂楚共王於是不刑詩曰周道挺挺我心扃扃講事不令集人來定己則無信而殺人以逞不亦難乎夏書曰成允成功九月丙午盟于戚會吳且命戍陳也穆叔以屬鄫爲不利使鄫大夫聽命于會楚子囊爲令尹范宣子曰我喪陳矣楚人討貳而立子囊必改行而疾討陳陳近於楚民朝夕急能無往乎有陳非吾事也無之而後可冬諸侯戍陳子囊伐陳十一月甲午會于城棣以救之季文子卒大夫入斂公在位宰庀家器爲葬備無衣帛之妾無食粟之馬無藏金玉無重器備君子是以知季文子之忠於公室也相三君矣而無私積可不謂忠乎

經 六年春王三月壬午杞伯姑容卒夏宋華弱來奔秋葬杞桓公滕子來朝莒人滅鄫冬叔孫豹如邾季孫宿如晉十有二月齊侯滅萊

傳 六年春杞桓公卒始赴以名同盟故也宋華弱與樂轡少相狎長相優又相謗也子蕩怒以弓梏華弱于朝平公見之曰司武而梏於朝難以勝矣遂逐之夏宋華弱來奔司城子罕曰同罪異罰非刑也專戮於朝罪孰大焉亦逐子蕩子蕩射子罕之門曰幾日而不我從子罕善之如初秋滕成公來朝始朝公也莒人滅鄫鄫恃賂也冬穆叔如邾聘且脩平晉人以鄫故來討曰何故滅鄫季武子如晉見且聽命十一月齊侯滅萊萊恃謀也於鄭子國之

觀於我。我德則睦。否則攜貳。勞師於戎。而楚伐陳。必弗能救。是棄陳也。諸華必叛。戎禽獸也。獲戎失華。無乃不可乎。夏訓有之。曰有窮后羿。公曰。后羿何如。對曰。昔有夏之方衰也。后羿自鉏遷于窮石。因夏民以代夏政。恃其射也。不脩民事。而淫于原獸。棄武羅・伯因・熊髡・尨圉。而用寒浞。寒浞伯明氏之讒子弟也。伯明后寒棄之。夷羿收之。信而使之。以為己相。浞行媚于內。而施賂于外。愚弄其民。而虞羿于田。樹之詐慝。以取其國家。外內咸服。羿猶不悛。將歸自田。家衆殺而亨之。以食其子。其子不忍食諸。死于窮門。靡奔有鬲氏。浞因羿室。生澆及豷。恃其讒慝詐偽。而不德于民。使澆用師滅斟灌及斟尋氏。處澆于過。處豷于戈。靡自有鬲氏。收二國之燼。以滅浞而立少康。少康滅澆于過。后杼滅豷于戈。有窮由是遂亡。失人故也。昔周辛甲之為大史也。命百官。官箴王闕。於虞人之箴曰。芒芒禹迹。畫為九州。經啓九道。民有寢廟。獸有茂草。各有攸處。德用不擾。在帝夷羿。冒于原獸。忘其國恤。而思其麀牡。武不可重。用不恢于夏家。獸臣司原。敢告僕夫。虞箴如是。可不懲乎。於是晉侯好田。故魏絳及之。公曰。然則莫如和戎乎。對曰。和戎有五利焉。戎狄荐居。貴貨易土。土可賈焉。一也。邊鄙不聳。民狎其野。穡人成功。二也。戎狄事晉。四鄰振動。諸侯威懷。三也。以德綏戎。師徒不勤。甲兵不頓。四也。鑒于后羿。而用德度。遠至邇安。五也。君其圖之。公說。使魏絳盟諸戎。脩民事。田以時。冬十月。邾人莒人伐鄫。臧紇救鄫侵邾。敗於狐駘。國人逆喪者皆髽。魯於是乎始髽。國人誦之曰。臧之狐裘。敗我於狐駘。我君小子。朱儒是使。朱儒朱儒。使我敗於邾。

經　五年。春。公至自晉。夏。鄭伯使公子發來聘。叔孫豹鄫世子巫如晉。仲孫蔑衛孫林父會吳于善道。秋。大雩。楚殺其大夫公子壬夫。公會晉侯宋公陳侯衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯齊世子光吳人鄫人于戚。公至自會。冬。戍陳。楚公子貞帥師伐陳。公會晉侯宋公衛

富爲侯奄楚司馬公子何忌侵陳。陳叛故也。許靈公事楚。不會于雞澤。冬。晉知武子帥師伐許。

經　四年。春。王三月己酉。陳侯午卒。夏。叔孫豹如晉。秋。七月戊子。夫人姒氏薨。葬陳成公。八月辛亥。葬我小君定姒。冬。公如晉。陳人圍頓。

傳　四年春。楚師爲陳叛故。猶在繁陽。韓獻子患之。言於朝曰。文王帥殷之叛國。以事紂。唯知時也。今我易之。難哉。三月。陳成公卒。楚人將伐陳。聞喪乃止。陳人不聽命。臧武仲聞之曰。陳不服於楚必亡。大國行禮焉而不服。在大猶有咎。而況小乎。夏。楚彭名侵陳。陳無禮故也。穆叔如晉。報知武子之聘也。晉侯享之。金奏肆夏之三。不拜。工歌文王之三。又不拜。歌鹿鳴之三。三拜。韓獻子使行人子員問之。曰子以君命辱於敝邑。先君之禮。藉之以樂。以辱吾子。吾子舍其大。而重拜其細。敢問何禮也。對曰。三夏天子所以享元侯也。使臣弗敢與聞。文王兩君相見之樂也。臣不敢及。鹿鳴君所以嘉寡君也。敢不拜嘉。四牡君所以勞使臣也。敢不重拜。皇皇者華。君敎使臣。曰必諮於周。臣聞之。訪問於善爲諮。諮親爲詢。諮禮爲度。諮事爲諏。諮難爲謀。臣獲五善。敢不重拜。秋。定姒薨。不殯于廟。無櫬。不虞。匠慶謂季文子曰。子爲正卿。而小君之喪不成。不終君也。君長誰受其咎。初季孫爲己樹六檟於蒲圃東門之外。匠慶請木。季孫曰。略。匠慶用蒲圃之檟。季孫不御。君子曰。志所謂多行無禮。必自及也。其是之謂乎。冬。公如晉聽政。晉侯享公。公請屬鄫。晉侯不許。孟獻子曰。以寡君之密邇於仇讎。而願固事君。無失官命。鄫無賦於司馬。爲執事朝夕之命敝邑。敝邑褊小。闕而爲罪。寡君是以願借助焉。晉侯許之。楚人使頓間陳而侵伐之。故陳人圍頓。無終子嘉父。使孟樂如晉。因魏莊子納虎豹之皮。以請和諸戎。晉侯曰。戎狄無親而貪。不如伐之。魏絳曰。諸侯新服。陳新來和。將

楚取駕。駕良邑也。鄧廖亦楚之良也。君子謂。子重於是役也所獲不如所亡。楚人以是咎子重。子重病之。遂遇心疾而卒。公如晉。始朝也。夏。盟於長樗。孟獻子相。公稽首。知武子曰。天子在。而君辱稽首。寡君懼矣。孟獻子曰。以敝邑介在東表。密邇仇讎。寡君將君是望。敢不稽首。晉爲鄭服故。且欲脩吳好。將合諸侯。使士匄告于齊。曰寡君使匄。以歲之不易。不虞之不戒。寡君願與一二兄弟相見。以謀不協。請君臨之。使匄乞盟。齊侯欲勿許。而難爲不協。乃盟於耏外。祁奚請老。晉侯問嗣焉。稱解狐。其讎也。將立之而卒。又問焉。對曰。午也可。於是羊舌職死矣。晉侯曰。孰可以代之。對曰。赤也可。於是使祁午爲中軍尉。羊舌赤佐之。君子謂祁奚。於是能舉善矣。稱其讎不爲諂。立其子不爲比。舉其偏不爲黨。商書曰。無偏無黨。王道蕩蕩。其祁奚之謂矣。解狐得舉。祁午得位。伯華得官。建一官而三物成。能舉善也夫。唯善故能舉其類。詩曰。惟其有之。是以似之。祁奚有焉。六月。公會單頃公及諸侯。己未。同盟于雞澤。晉侯使荀會逆吳子于淮上。吳子不至。楚子辛爲令尹。侵欲於小國。陳成公使袁僑如會求成。晉侯使和組父告于諸侯。秋。叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟。陳請服也。晉侯之弟楊干亂行於曲梁。魏絳戮其僕。晉侯怒。謂羊舌赤曰。合諸侯以爲榮也。楊干爲戮。何辱如之。必殺魏絳。無失也。對曰。絳無貳志。事君不辟難。有罪不逃刑。其將來辭。何辱命焉。言終。魏絳至。授僕人書。將伏劍。士魴張老止之。公讀其書。曰日君乏使。使臣斯司馬。臣聞師衆以順爲武。軍事有死無犯爲敬。君合諸侯。臣敢不敬。君師不武。執事不敬。罪莫大焉。臣懼其死以及楊干。無所逃罪。不能致訓。至於用鉞。臣之罪重。敢有不從以怒君心。請歸死於司寇。公跣而出。曰寡人之言親愛也。吾子之討軍禮也。寡人有弟。弗能敎訓。使干大命。寡人之過也。子無重寡人之過。敢以爲請。晉侯以魏絳爲能以刑佐民矣。反役。與之禮食。使佐新軍。張老爲中軍司馬。士

邾人于戚。遂城虎牢。楚殺其大夫公子申。

傳　二年春。鄭師侵宋。楚令也。齊侯伐萊。萊人使正輿子賂夙沙衞以索馬牛皆百匹。齊師乃還。君子是以知齊靈公之爲靈也。夏。齊姜薨。初穆姜使擇美檟以自爲櫬與頌琴。季文子取以葬。君子曰。非禮也。禮無所逆。婦養姑者也。虧姑以成婦。逆莫大焉。詩曰。其惟哲人。告之話言。順德之行。季孫於是爲不哲矣。且姜氏君之妣也。詩曰。爲酒爲醴。烝畀祖妣。以洽百禮。降福孔偕。齊侯使諸姜宗婦來送葬。召萊子。萊子不會。故晏弱城東陽以偪之。鄭成公疾。子駟請息肩於晉。公曰。楚君以鄭故。親集矢於其目。非異人任。寡人也。若背之。是弃力與言。其誰暱我。免寡人唯二三子。秋。七月庚辰。鄭伯睔卒。於是子罕當國。子駟爲政。子國爲司馬。晉師侵鄭。諸大夫欲從晉。子駟曰。官命未改。會于戚。謀鄭故也。孟獻子曰。請城虎牢以偪鄭。知武子曰。善。鄫之會。吾子聞崔子之言。今不來矣。滕薛小邾之不至。皆齊故也。寡君之憂不唯鄭。罃將復於寡君。而請於齊。得請而告。吾子之功也。若不得請。事將在齊。吾子之請。諸侯之福也。豈唯寡君賴之。穆叔聘于宋。通嗣君也。冬。復會于戚。齊崔武子及滕薛小邾之大夫皆會。知武子之言故也。遂城虎牢。鄭人乃成。楚公子申爲右司馬。多受小國之賂。以偪子重子辛。楚人殺之。故書曰。楚殺其大夫公子申。

經　三年。春。楚公子嬰齊帥師伐吳。公如晉。夏。四月壬戌。公及晉侯盟于長樗。公至自晉。六月。公會單子晉侯宋公衞侯鄭伯莒子邾子齊世子光。己未。同盟于雞澤。陳侯使袁僑如會。戊寅。叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟。秋。公至自會。冬。晉荀罃帥師伐許。

傳　三年。春。楚子重伐吳。爲簡之師。克鳩茲。至于衡山。使鄧廖帥組甲三百被練三千。以侵吳。吳人要而擊之。獲鄧廖。其能免者。組甲八十被練三百而已。子重歸。既飲至。三日。吳人伐

春秋左氏傳 卷第十四

襄公 一

經 元年。春。王正月。公即位。仲孫蔑會晉欒黶宋華元衛甯殖曹人莒人邾人滕人薛人圍宋彭城。夏。晉韓厥帥師伐鄭。仲孫蔑會齊崔杼曹人邾人杞人次于鄫。秋。楚公子壬夫帥師侵宋。九月辛酉、天王崩。邾子來朝。冬。衛侯使公孫剽來聘。晉侯使荀罃來聘。

傳 元年。春。己亥。圍宋彭城。非宋地。追書也。於是爲宋討魚石。故稱宋。且不登叛人也。謂之宋志。彭城降晉。晉人以宋五大夫在彭城者歸。寘諸瓠丘。齊人不會彭城。晉人以爲討。二月齊大子光爲質於晉。夏。五月。晉韓厥荀偃帥諸侯之師伐鄭。入其郛。敗其徒兵於洧上。於是東諸侯之師次于鄫。以待晉師。晉師自鄭以鄫之師侵楚焦夷。及陳。晉侯衛侯次于戚。以爲之援。秋。楚子辛救鄭。侵宋呂留。鄭子然侵宋。取犬丘。九月。邾子來朝。禮也。冬。衛子叔晉知武子來聘。禮也。凡諸侯即位。小國朝之。大國聘焉。以繼好結信。謀事補闕。禮之大者也。

經 二年。春。王正月。葬簡王。鄭師伐宋。夏。五月庚寅。夫人姜氏薨。六月庚辰。鄭伯睔卒。晉師宋師衛甯殖侵鄭。秋。七月。仲孫蔑會晉荀罃宋華元衛孫林父曹人邾人于戚。己丑。葬我小君齊姜。叔孫豹如宋。冬。仲孫蔑會晉荀罃齊崔杼宋華元衛孫林父曹人邾人滕人薛人小

語之。杞伯於是驟朝于晉。而請為婚。七月。宋老佐華喜圍彭城。老佐卒焉。八月。邾宣公來朝。卽位而來見也。築鹿囿。書不時也。己丑。公薨于路寢。言道也。冬。十一月。楚子重救彭城。伐宋。宋華元如晉告急。韓獻子為政。曰欲求得人。必先勤之。成霸安疆。自宋始矣。晉侯師于台谷。以救宋。遇楚師於靡角之谷。楚師還。晉士魴來乞師。季文子問師數於臧武仲。對曰。伐鄭之役。知伯實來。下軍之佐也。今彘季亦佐下軍。如伐鄭可也。事大國。無失班爵。而加敬焉。禮也。從之。十二月。孟獻子會于虛朾。謀救宋也。宋人辭諸侯。而請師以圍彭城。孟獻子請于諸侯。而先歸會葬。丁未葬我君成公。書順也。

及此。豈非天乎。抑人之求君。使出命也。立不從。將安用君。二三子用我。今日。否亦今日。共而從君。神之所福也。對曰。羣臣之願也。敢不唯命是聽。庚午。盟而入。館于伯子同氏。辛巳朝于武宮。逐不臣者七人。周子有兄而無慧。不能辨菽麥。故不可立。齊爲慶氏之難故。甲申晦。齊侯使士華免以戈殺國佐于內宮之朝。師逃于夫人之宮。書曰。齊殺其大夫國佐。棄命專殺。以穀叛故也。使清人殺國勝。國弱來奔。王湫奔萊。慶封爲大夫。慶佐爲司寇。既齊侯反國弱。使嗣國氏。禮也。二月乙酉朔。晉悼公卽位于朝。始命百官。施舍已責。逮鰥寡。振廢滯。匡乏困。救災患。禁淫慝。薄賦斂。宥罪戾。節器用。時用民。欲無犯時。使魏相士魴魏頡趙武爲卿。荀家荀會欒黶韓無忌爲公族大夫。使訓卿之子弟共儉孝弟。使士渥濁爲大傅。使脩范武子之法。右行辛爲司空。使脩士蔿之法。弁糾御戎。校正屬焉。使訓諸御知義。荀賓爲右。司士屬焉。使訓勇力之士時使。卿無共御。立軍尉以攝之。祁奚爲中軍尉。羊舌職佐之。魏絳爲司馬。張老爲候奄。鐸遏寇爲上軍尉。籍偃爲之司馬。使訓卒乘親以聽命。程鄭爲乘馬御。六騶屬焉。使訓羣騶知禮。凡六官之長。皆民譽也。舉不失職。官不易方。爵不踰德。師不陵正。旅不偪師。民無謗言。所以復霸也。公如晉。朝嗣君也。夏。六月。鄭伯侵宋。及曹門外。遂會楚子伐宋。取朝郟。楚子辛鄭皇辰侵城郜。取幽丘。同伐彭城。納宋魚石向爲人鱗朱向帶魚府焉。以三百乘戍之而還。書曰。復入。凡去其國。國逆而立之曰入。復其位曰復歸。諸侯納之曰歸。以惡曰復入。宋人患之。西鉏吾曰。何也。若楚人與吾同惡。以德於我。吾固事之也。不敢貳矣。大國無厭。鄙我猶憾。不然而收吾憎。使贊其政。以閒吾釁。亦吾患也。今將崇諸侯之姦而披其地。以塞夷庚。逞姦而攜服。毒諸侯而懼吳晉。吾庸多矣。非吾憂也。且事晉何爲。晉必恤之。公至自晉。晉范宣子來聘。且拜朝也。君子謂晉於是乎有禮。秋。杞桓公來朝。勞公。且問晉故。公以晉君

叛君。知不害民。勇不作亂。失茲三者。其誰與我。死而多怨。將安用之。君實有臣而殺之。其謂君何。我之有罪。吾死後矣。若殺不辜。將失其民。欲安得乎。待命而已。受君之祿。是以聚黨。有黨而爭命。罪孰大焉。壬午。胥童夷羊五帥甲八百。將攻郤至。長魚矯請無用衆。公使清沸魋助之。抽戈結衽。而僞訟者。三郤將謀於榭。矯以戈殺駒伯・苦成叔於其位。溫季曰。逃威也。遂趨。矯及諸其車。以戈殺之。皆尸諸朝。胥童以甲劫欒書・中行偃於朝。矯曰。不殺二子。憂必及君。公曰。一朝而尸三卿。余不忍益也。對曰。人將忍君。臣聞亂在外爲姦。在內爲軌。御姦以德。御軌以刑。不施而殺。不可謂德。臣偪而不討。不可謂刑。德刑不立。姦軌並至。臣請行。遂出奔狄。公使辭於二子。曰。寡人有討於郤氏。郤氏既服其辜矣。大夫無辱。其復職位。皆再拜稽首曰。君討有罪。而免臣於死。君之惠也。二臣雖死。敢忘君德。乃皆歸。公使胥童爲卿。公遊于匠麗氏。欒書・中行偃遂執公焉。召士匄。士匄辭。召韓厥。韓厥辭曰。昔吾畜於趙氏。孟姬之讒。吾能違兵。古人有言。曰。殺老牛莫之敢尸。而況君乎。二三子不能事君。焉用厥也。舒庸人以楚師之敗也。道吳人圍巢。伐駕。圍釐虺。遂恃吳而不設備。楚公子橐師襲舒庸。滅之。閏月乙卯晦。欒書・中行偃殺胥童。民不與郤氏。胥童道君爲亂。故書曰。晉殺其大夫。

經　十有八年。春。王正月。晉殺其大夫胥童。庚申。晉弒其君州蒲。齊殺其大夫國佐。公如晉。夏。楚子鄭伯伐宋。宋魚石復入于彭城。公至自晉。晉侯使士匄來聘。秋。杞伯來朝。八月。邾子來朝。築鹿囿。己丑。公薨于路寢。冬。楚人鄭人侵宋。晉侯使士魴來乞師。十有二月。仲孫蔑及晉侯宋公衞侯邾子齊崔杼同盟于虛朾。丁未。葬我君成公。

傳　十八年。春。王正月庚申。晉欒書中行偃使程滑弒厲公。葬之于翼東門之外。以車一乘。使荀罃士魴逆周子于京師。而立之。生十四年矣。大夫逆于清原。周子曰。孤始願不及此。雖

之。以告國武子。武子召慶克而謂之。慶克久不出。而告夫人曰。國子謫我。夫人怒。國子相靈公以會。高鮑處守。及還將至。閉門而索客。孟子訴之曰。高鮑將不納君而立公子角。國子知之。秋七月壬寅。刖鮑牽而逐高無咎。無咎奔莒。高弱以盧叛。齊人來召鮑國而立之。初鮑國去鮑氏而來。爲施孝叔臣。施氏卜宰。匡句須吉。施氏之宰有百室之邑。與匡句須邑。使爲宰。以讓鮑國而致邑焉。施孝叔曰。子實吉。對曰。能與忠良。吉孰大焉。鮑國相施氏忠。故齊人取以爲鮑氏後。仲尼曰。鮑莊子之知不如葵。葵猶能衞其足。冬。諸侯伐鄭。十月庚午。圍鄭。楚公子申救鄭。師于汝上。十一月。諸侯還。始聲伯夢涉洹。或與己瓊瑰食之。泣而爲瓊瑰盈其懷。從而歌之曰。濟洹之水。贈我以瓊瑰。歸乎歸乎。瓊瑰盈吾懷乎。懼不敢占也。還自鄭。壬申至于貍脤而占之。曰余恐死。故不敢占也。今衆繁而從余三年矣。而無傷也。言之莫而卒。齊侯使崔杼爲大夫。使慶克佐之。帥師圍盧。國佐從諸侯圍鄭。以難請而歸。遂如盧師。殺慶克。以穀叛。齊侯與之盟于徐關而復之。十二月盧降。使國勝告難于晉。待命于清。晉厲公侈。多外嬖。反自鄢陵。欲盡去羣大夫而立其左右。胥童以胥克之廢也怨郤氏。而嬖於厲公。郤錡奪夷陽五田。五亦嬖於厲公。郤犨與長魚矯爭田。執而梏之。與其父母妻子同一轅。既矯亦嬖於厲公。欒書怨郤至。以其不從己而敗楚師也。欲廢之。使楚公子茷告公曰。此戰也。郤至實召寡君。以東師之未至也。與軍帥之不具也。曰。此必敗。吾因奉孫周以事君。公告欒書。書曰。其有焉。不然。豈其死之不恤。受敵使乎。君盍嘗使諸周而察之。郤至聘于周。欒書使孫周見之。公使覘之。信。遂怨郤至。厲公田。與婦人先殺而飲酒。後使大夫殺。郤至奉豕。寺人孟張奪之。郤至射而殺之。公曰。季子欺余。厲公將作難。胥童曰。必先三郤。族大多怨。去大族不偪。敵多怨有庸。公曰然。郤氏聞之。郤錡欲攻公。曰。雖死君必危。郤至曰。人所以立。信知勇也。信不

罪寡君也。若猶不棄。而惠徼周公之福。使寡君得事晉君。則夫二人者魯國社稷之臣也。若朝亡之。魯必夕亡。以魯之密邇仇讎。亡而爲讎。治之何及。郤犫曰。吾爲子請邑。對曰。嬰齊魯之常隸也。敢介大國以求厚焉。承寡君之命以請。若得所請。吾子之賜多矣。又何求。范文子謂欒武子曰。季孫於魯相二君矣。妾不衣帛。馬不食粟。可不謂忠乎。信讒慝而棄忠良。若諸侯何。子叔嬰齊奉君命無私。謀國家不貳。圖其身不忘其君。若虛其請。是棄善人也。子其圖之。乃許魯平。赦季孫。冬十月。出叔孫僑如而盟之。僑如奔齊。十二月。季孫及郤犫盟于扈。歸刺公子偃。召叔孫豹于齊而立之。齊聲孟子通僑如。使立於高國之間。僑如曰。不可以再罪。奔衛。亦間於卿。晉侯使郤至獻楚捷于周。與單襄公語。驟稱其伐。單子語諸大夫曰。溫季其亡乎。位於七人之下。而求掩其上。怨之所聚。亂之本也。多怨而階亂。何以在位。夏書曰。怨豈在明。不見是圖。將愼其細也。今而明之。其可乎。

經　十有七年。春。衛北宮括帥師侵鄭。夏。公會尹子單子晉侯齊侯宋公衛侯曹伯邾人代鄭。六月乙酉。同盟于柯陵。秋。公至自會。齊高無咎出奔莒。九月辛丑。用郊。晉侯使荀罃來乞師。冬。公會單子晉侯宋公衛侯曹伯齊人邾人伐鄭。十有一月。公至自伐鄭。壬申。公孫嬰齊卒于貍脤。十有二月丁巳朔。日有食之。邾子貜且卒。晉殺其大夫郤錡郤犫郤至。楚人滅舒庸。

傳　十七年。春。王正月。鄭子駟侵晉虛滑。衛北宮括救晉侵鄭。至于高氏。夏。五月。鄭大子髡頑侯獳爲質於楚。楚公子成公子寅戍鄭。公會尹武公單襄公及諸侯伐鄭。自戲童至于曲洧。晉范文子反自鄢陵。使其祝宗祈死。曰君驕侈而克敵。是天益其疾也。難將作矣。愛我者唯祝我使我速死。無及於難。范氏之福也。六月戊辰。士燮卒。乙酉。同盟于柯陵。尋戚之盟也。楚子重救鄭師于首止。諸侯還。齊慶克通于聲孟子。與婦人蒙衣乘輦而入于閎。鮑牽見

謂子反曰。先大夫之覆師徒者。君不在。子無以爲過。不穀之罪也。子反再拜稽首曰。君賜臣死。死且不朽。臣之卒實奔。臣之罪也。子重使謂子反曰。初隕師徒者。而亦聞之矣。盍圖之。對曰。雖微先大夫有之。大夫命側。側敢不義。側亡君師。敢忘其死。王使止之。弗及而卒。戰之明日。齊國佐·高無咎至于師。衞侯出于衞。公出于壞隤。宣伯通於穆姜。欲去季孟而取其室。將行。穆姜送公。而使逐二子。公以晉難告。曰請反而聽命。姜怒。公子偃·公子鉏趨過。指之曰。女不可。是皆君也。公待於壞隤。申宮儆備。設守而後行。是以後。使孟獻子守于公宮。秋。會于沙隨。謀伐鄭也。宣伯使告郤犨曰。魯侯待于壞隤。以待勝者。郤犨將新軍。且爲公族大夫。以主東諸侯。取貨于宣伯。而訴公于晉侯。晉侯不見公。曹人請于晉曰。自我先君宣公卽世。國人曰。若之何。憂猶未弭。而又討我寡君。以亡曹國社稷之鎭公子。是大泯曹也。先君無乃有罪乎。若有罪則君列諸會矣。君唯不遺德刑。以伯諸侯。豈獨遺諸敝邑。敢私布之。七月。公會尹武公及諸侯伐鄭。將行。姜又命公如初。公又申守而行。諸侯之師次于鄭西。我師次于督揚。不敢過鄭。子叔聲伯使叔孫豹請逆于晉師。爲食於鄭郊。師逆以至。聲伯四日不食。待之。食使者。而後食。諸侯遷于制田。知武子佐下軍。以諸侯之師侵陳。至于鳴鹿。遂侵蔡。未反。諸侯遷于潁上。戊午。鄭子罕宵軍之。宋齊衞皆失軍。曹人復請于晉。晉侯謂子臧。反。吾歸而君。子臧反。曹伯歸。子臧盡致其邑與卿而不出。宣伯使告郤犨曰。魯之有季孟。猶晉之有欒范也。政令於是乎成。今其謀曰。晉政多門。不可從也。寧事齊楚。有亡而已。蔑從晉矣。若欲得志於魯。請止行父而殺之。我斃蔑也。而事晉。蔑有貳矣。魯不貳。小國必睦。不然歸必叛矣。九月。晉人執季文子于苕丘。公還待于鄆。使子叔聲伯請季孫于晉。郤犨曰。苟去仲孫蔑而止季孫行父。吾與子國。親於公室。對曰。僑如之情。子必聞之矣。若去蔑與行父。是大棄魯國。而

示王。曰君有二臣如此。何憂於戰。王怒。曰大辱國。詰朝爾射死藝。呂錡夢射月中之。退入於泥。占之。曰姬姓日也。異姓月也。必楚王也。射而中之。退入於泥。亦必死矣。及戰射共王中目。王召養由基。與之兩矢。使射呂錡。中項伏弢。以一矢復命。郤至三遇楚子之卒。見楚子必下。免冑而趨風。楚子使工尹襄問之以弓。曰方事之殷也。有韎韋之跗注。君子也。識見不穀而趨。無乃傷乎。郤至見客。免冑承命。曰君之外臣至從寡君之戎事。以君之靈。間蒙甲冑。不敢拜命。敢告不寧君命之辱。爲執事之故。敢肅使者。三肅使者而退。晉韓厥從鄭伯。其御杜溷羅曰。速從之。其御屢顧不在馬。可及也。韓厥曰。不可以再辱國君。乃止。郤至從鄭伯。其右茀翰胡曰。諜輅之。余從之乘。而俘以下。郤至曰。傷國君有刑。亦止。石首曰。衞懿公唯不去其旗。是以敗於熒。乃內旌於弢中。唐苟謂石首曰。子在君側。敗者壹大。我不如子。子以君免。我請止。乃死。楚師薄於險。叔山冉謂養由基曰。雖君有命。爲國故。子必射。乃射。再發盡殪。叔山冉搏人以投。中車折軾。晉師乃止。囚楚公子茷。欒鍼見子重之旌。請曰。楚人謂夫旌子重之麾也。彼其子重也。日臣之使於楚也。子重問晉國之勇。臣對曰。好以衆整。曰又何如。臣對曰。好以暇。今兩國治戎。行人不使。不可謂整。臨事而食言。不可謂暇。請攝飲焉。公許之。使行人執榼承飲造于子重。曰寡君乏使。使鍼御持矛。是以不得犒從者。使某攝飲。子重曰。夫子嘗與吾言於楚。必是故也。不亦識乎。受而飲之。免使者而復鼓。旦而戰。見星未已。子反命軍吏。察夷傷。補卒乘。繕甲兵。展車馬。雞鳴而食。唯命是聽。晉人患之。苗賁皇徇曰。蒐乘補卒。秣馬利兵。脩陳固列。蓐食申禱。明日復戰。乃逸楚囚。王聞之。召子反謀。穀陽豎獻飲於子反。子反醉而不能見。王曰。天敗楚也夫。余不可以待。乃宵遁。晉入楚軍。三日穀。范文子立於戎馬之前。曰君幼弱。諸臣不佞。何以及此。君其戒之。周書曰。惟命不于常。有德之謂。楚師還及瑕。王使

爽。將何以戰。楚懼不可用也。五月。晉師濟河。聞楚師將至。范文子欲反。曰我僞逃楚。可以紓憂。夫合諸侯。非吾所能也。以遺能者。我若退羣臣輯睦以事君。多矣。武子曰。不可。六月。晉楚遇於鄢陵。范文子不欲戰。郤至曰。韓之戰。惠公不振旅。箕之役。先軫不反命。邲之師。荀伯不復從。皆晉之恥也。子亦見先君之事矣。今我辟楚。又益恥也。文子曰。吾先君之亟戰也有故。秦狄齊楚皆彊。不盡力。子孫將弱。今三彊服矣。敵楚而已。唯聖人能外內無患。自非聖人。外寧必有內憂。盍釋楚以爲外懼乎。甲午晦。楚晨壓晉軍而陳。軍吏患之。范匄趨進。曰塞井夷竈。陳於軍中。而疏行首。晉楚唯天所授。何患焉。文子執戈逐之。曰國之存亡天也。童子何知焉。欒書曰。楚師輕窕。固壘而待之。三日必退。退而擊之。必獲勝焉。郤至曰。楚有六間。不可失也。其二卿相惡。王卒以舊。鄭陳而不整。蠻軍而不陳。陳不違晦。在陳而囂。合而加囂。各顧其後。莫有鬭心。舊不必良。以犯天忌。我必克之。楚子登巢車。以望晉軍。子重使大宰伯州犂侍于王後。王曰。騁而左右何也。曰召軍吏也。皆聚於中軍矣。曰合謀也。張幕矣。曰虔卜於先君也。徹幕矣。曰將發命也。甚囂且塵上矣。曰將塞井夷竈而爲行也。皆乘矣。左右執兵而下矣。曰聽誓也。戰乎。曰未可知也。乘而左右皆下矣。曰戰禱也。伯州犂以公卒告王。苗賁皇在晉侯之側。亦以王卒告。皆曰。國士在且厚。不可當也。苗賁皇言於晉侯。曰楚之良在其中軍王族而已。請分良以擊其左右。而三軍萃於王卒。必大敗之。公筮之。史曰。吉。其卦遇復䷗曰南國蹙。射其元王。中厥目。國蹙王傷。不敗何待。公從之。有淖於前。乃皆左右相違於淖。步毅御晉厲公。欒鍼爲右。彭名御楚共王。潘黨爲右。石首御鄭成公。唐苟爲右。欒范以其族夾公行。陷於淖。欒書將載晉侯。鍼曰。書退。國有大任。焉得專之。且侵官冒也。失官慢也。離局姦也。有三罪焉。不可犯也。乃掀公以出於淖。癸巳。潘尫之黨與養由基蹲甲而射之。徹七札焉。以

申遷許于葉。

經　十有六年。春。王正月。雨。木冰。夏。四月辛未。滕子卒。鄭公子喜帥師侵宋。六月丙寅朔。日有食之。晉侯使欒黶來乞師。甲午晦。晉侯及楚子鄭伯戰于鄢陵。楚子鄭師敗績。楚殺其大夫公子側。秋。公會晉侯齊侯衞侯宋華元邾人于沙隨。不見公。公至自會。公會尹子晉侯齊國佐邾人伐鄭。曹伯歸自京師。九月。晉人執季孫行父。舍之于苕丘。冬。十月乙亥。叔孫僑如出奔齊。十有二月乙丑。季孫行父及晉郤犨盟于扈。公至自會。乙酉。刺公子偃。

傳　十六年。春。楚子自武城使公子成以汝陰之田求成于鄭。鄭叛晉。子駟從楚子盟于武城。夏。四月。滕文公卒。鄭子罕伐宋。宋將鉏樂懼敗諸汋陂。退舍於夫渠。不儆。鄭人覆之。敗諸汋陵。獲將鉏樂懼。宋恃勝也。衞侯伐鄭。至于鳴鴈。爲晉故也。晉侯將伐鄭。范文子曰。若逞吾願。諸侯皆叛。晉可以逞。若唯鄭叛。晉國之憂可立俟也。欒武子曰。不可以當吾世而失諸侯。必伐鄭。乃興師。欒書將中軍。士燮佐之。郤錡將上軍。荀偃佐之。韓厥將下軍。郤至佐新軍。荀罃居守。郤犨如衞。遂如齊。皆乞師焉。欒黶來乞師。孟獻子曰。晉有勝矣。戊寅。晉師起。鄭人聞有晉師。使告于楚。姚句耳與往。楚子救鄭。司馬將中軍。令尹將左。右尹子辛將右。過申。子反入見申叔時。曰。師其何如。對曰。德刑詳義禮信。戰之器也。德以施惠。刑以正邪。詳以事神。義以建利。禮以順時。信以守物。民生厚而德正。用利而事節。時順而物成。上下和睦。周旋不逆。求無不具。各知其極。故詩曰。立我烝民。莫匪爾極。是以神降之福。時無災害。民生敦厖。和同以聽。莫不盡力以從上命。致死以補其闕。此戰之所由克也。今楚內棄其民。而外絕其好。瀆齊盟。而食話言。奸時以動。而疲民以逞。民不知信。進退罪也。人恤所厎。其誰致死。子其勉之。吾不復見子矣。姚句耳先歸。子駟問焉。對曰。其行速。過險而不整。速則失志。不整喪列。志失列

傳　十五年。春。會于戚。討曹成公也。執而歸諸京師。書曰。晉侯執曹伯。不及其民也。凡君不道於其民。諸侯討而執之。則曰某人執某侯。不然則否。諸侯將見子臧於王而立之。子臧辭曰。前志有之。曰聖達節。次守節。下失節。爲君非吾節也。雖不能聖。敢失守乎。遂逃奔宋。夏。六月。宋共公卒。楚將北師。子囊曰。新與晉盟而背之。無乃不可乎。子反曰。敵利則進。何盟之有。申叔時老矣。在申。聞之。曰子反必不免。信以守禮。禮以庇身。信禮之亡。欲免得乎。楚子侵鄭。及暴隧。遂侵衛。及首止。鄭子罕侵楚。取新石。欒武子欲報楚。韓獻子曰。無庸。使重其罪。民將叛之。無民孰戰。秋。八月。葬宋共公。於是華元爲右師。魚石爲左師。蕩澤爲司馬。華喜爲司徒。公孫師爲司城。向爲人爲大司寇。鱗朱爲少司寇。向帶爲大宰。魚府爲少宰。蕩澤弱公室。殺公子肥。華元曰。我爲右師。君臣之訓。師所司也。今公室卑。而不能正。吾罪大矣。不能治官。敢賴寵乎。乃出奔晉。二華戴族也。司城莊族也。六官者皆桓族也。魚石將止華元。魚府曰。右師反必討。是無桓氏也。魚石曰。右師苟獲反。雖許之討。必不敢。且多大功。國人與之。不反懼桓氏之無祀於宋也。右師討。猶有戌在。桓氏雖亡必偏。魚石自止華元于河上。請討。許之。乃反。使華喜公孫師帥國人。攻蕩氏。殺子山。書曰。宋殺其大夫山。言背其族也。魚石向爲人鱗朱向帶魚府出舍於睢上。華元使止之。不可。冬。十月。華元自止之。不可。乃反。魚府曰。今不從不得入矣。右師視速而言疾。必有異志焉。若不我納。今將馳矣。登丘而望之則馳。騁而從之。則決睢澨。閉門登陴矣。左師二司寇二宰遂出奔楚。華元使向戌爲左師。老佐爲司馬。樂裔爲司寇。以靖國人。晉三郤害伯宗。譖而殺之。及欒弗忌。伯州犂奔楚。韓獻子曰。郤子其不免乎。善人天地之紀也。而驟絶之。不亡何待。初伯宗每朝。其妻必戒之。曰盜憎主人。民惡其上。子好直言。必及於難。十一月。會吳于鍾離。始通吳也。許靈公畏偪于鄭。請遷于楚。辛丑。楚公子

罪且請焉。乃反而致其邑。

經　十有四年。春。王正月。莒子朱卒。夏。衛孫林父自晉歸于衛。秋。叔孫僑如如齊逆女。鄭公子喜帥師伐許。九月。僑如以夫人婦姜氏至自齊。冬。十月庚寅。衛侯臧卒。秦伯卒。

傳　十四年。春。衛侯如晉。晉侯強見孫林父焉。定公不可。夏。衛侯既歸。晉侯使郤犨送孫林父而見之。衛侯欲辭。定姜曰。不可。是先君宗卿之嗣也。大國又以為請。不許將亡。雖惡之不猶愈於亡乎。君其忍之。安民而宥宗卿。不亦可乎。衛侯見而復之。衛侯饗苦成叔。甯惠子相。苦成叔傲。甯子曰。苦成叔家其亡乎。古之為享食也。以觀威儀。省禍福也。故詩曰。兕觥其觩。旨酒思柔。彼交匪傲。萬福來求。今夫子傲。取禍之道也。秋。宣伯如齊逆女。稱族尊君命也。八月。鄭子罕伐許敗焉。戊戌。鄭伯復伐許。庚子。入其郛。許人平以叔申之封。九月。僑如以夫人婦姜氏至自齊。舍族尊夫人也。故君子曰。春秋之稱。微而顯。志而晦。婉而成章。盡而不汙。懲惡而勸善。非聖人誰能脩之。衛侯有疾。使孔成子甯惠子立敬姒之子衎以為大子。冬。十月。衛定公卒。夫人姜氏既哭而息。見大子之不哀也。不內酌飲。歎曰。是夫也將不唯衛國之敗。其必始於未亡人。烏呼天禍衛國也夫。吾不獲　也使主社稷。大夫聞之。無不聳懼。孫文子自是不敢舍其重器於衛。盡寘諸戚。而甚善晉大夫。

經　十有五年。春。王二月。葬衛定公。三月乙巳。仲嬰齊卒。癸丑。公會晉侯衛侯鄭伯曹伯宋世子成齊國佐邾人同盟于戚。晉侯執曹伯。歸于京師。公至自會。夏。六月。宋公固卒。楚子伐鄭。秋。八月庚辰。葬宋共公。宋華元出奔晉。宋華元自晉歸于宋。宋殺其大夫山。宋魚石出奔楚。冬。十有一月。叔孫僑如會晉士燮齊高無咎宋華元衛孫林父鄭公子鰌邾人會吳于鍾離。許遷于葉。

稷。帥我蝥賊。以來蕩搖我邊疆。我是以有令狐之役。康猶不悛。入我河曲。伐我涑川。俘我王官。翦我羈馬。我是以有河曲之戰。東道之不通。則是康公絕我好也。及君之嗣也。我君景公引領西望。曰庶撫我乎。君亦不惠稱盟。利吾有狄難。入我河縣。焚我箕郜。芟夷我農功。虔劉我邊垂。我是以有輔氏之聚。君亦悔禍之延。而欲徼福于先君獻穆。使伯車來命我景公。曰吾與女同好棄惡。復脩舊德。以追念前勳。言誓未就。景公即世。我寡君是以有令狐之會。君又不祥。背棄盟誓。白狄及君同州。君之仇讎。而我婚姻也。君來賜命。曰吾與女伐狄。寡君不敢顧婚姻。畏君之威。而受命于吏。君有二心於狄。曰晉將伐女。狄應且憎。是用告我。楚人惡君之二三其德也。亦來告我。曰秦背令狐之盟。而來求盟于我。昭告昊天上帝・秦三公・楚三王。曰余雖與晉出入。余唯利是視。不穀惡其無成德。是以宣之。以懲不壹。諸侯備聞此言。斯是用痛心疾首。暱就寡人。寡人帥以聽命。唯好是求。君若惠顧諸侯。矜哀寡人。而賜之盟。則寡人之願也。其承寧諸侯以退。豈敢徼亂。君若不施大惠。寡人不佞。其不能以諸侯退矣。敢盡布之執事。俾執事實圖利之。秦桓公既與晉厲公爲令狐之盟。而又召狄與楚。欲道以伐晉。諸侯是以睦於晉。晉欒書將中軍。荀庚佐之。士燮將上軍。郤錡佐之。韓厥將下軍。荀罃佐之。趙旃將新軍。郤至佐之。郤毅御戎。欒鍼爲右。孟獻子曰。晉帥乘和。師必有大功。五月丁亥。晉師以諸侯之師及秦師戰于麻隧。秦師敗績。獲秦成差及不更女父。曹宣公卒于師。師遂濟涇。及侯麗而還。迓晉侯于新楚。成肅公卒于瑕。六月丁卯。夜。鄭公子班自訾求入于大宮。不能。殺子印・子羽。反軍于市。己巳。子駟帥國人盟于大宮。遂從而盡焚之。殺子如・子駹・孫叔・孫知。曹人使公子負芻守。使公子欣時逆曹伯之喪。秋。負芻殺其大子。而自立也。諸侯乃請討之。晉人以其役之勞。請俟他年。冬。葬曹宣公。既葬。子臧將亡。國人皆將從之。成公乃懼。告

必食言。吾死亡無日矣夫。冬。楚公子罷如晉聘。且涖盟。十二月。晉侯與楚公子罷盟于赤棘。

經　十有三年。春。晉侯使郤錡來乞師。三月。公如京師。夏。五月。公自京師遂會晉侯齊侯宋公衞侯鄭伯曹伯邾人滕人伐秦。曹伯盧卒于師。秋。七月。公至自伐秦。冬。葬曹宣公。

傳　十三年。春。晉侯使郤錡來乞師。將事不敬。孟獻子曰。郤氏其亡乎。禮身之幹也。敬身之基也。郤氏無基。且先君之嗣卿也。受命以求師。將社稷是衞。而惰。棄君命也。不亡何爲。三月。公如京師。宣伯欲賜。請先使。王以行人之禮禮焉。孟獻子從。王以爲介。而重賄之。公及諸侯朝王。遂從劉康公・成肅公會晉侯伐秦。成子受脤于社。不敬。劉子曰。吾聞之。民受天地之中以生。所謂命也。是以有動作禮義威儀之則。以定命也。能者養以之福。不能者敗以取禍。是故君子勤禮。小人盡力。勤禮莫如致敬。盡力莫如敦篤。敬在養神。篤在守業。國之大事在祀與戎。祀有執膰。戎有受脤。神之大節也。今成子惰。棄其命矣。其不反乎。夏。四月戊午。晉侯使呂相絕秦。曰。昔逮我獻公及穆公相好。戮力同心。申之以盟誓。重之以婚姻。天禍晉國。文公如齊。惠公如秦。無祿獻公卽世。穆公不忘舊德。俾我惠公用能奉祀于晉。又不能成大勳。而爲韓之師。亦悔于厥心。用集我文公。是穆之成也。文公躬擐甲冑。跋履山川。踰越險阻。征東之諸侯。虞夏商周之胤而朝諸秦。則亦既報舊德矣。鄭人怒君之疆埸。我文公帥諸侯及秦圍鄭。秦大夫不詢于我寡君。擅及鄭盟。諸侯疾之。將致命于秦。文公恐懼。綏靜諸侯。秦師克還無害。則是我有大造于西也。無祿文公卽世。穆爲不弔。蔑死我君。寡我襄公。迭我殽地。奸絕我好。伐我保城。殄滅我費滑。散離我兄弟。撓亂我同盟。傾覆我國家。我襄公未忘君之舊勳。而懼社稷之隕。是以有殽之師。猶願赦罪于穆公。穆公弗聽。而卽楚謀我。天誘其衷。成王隕命。穆公是以不克逞志于我。穆襄卽世。康靈卽位。康公我之自出。又欲闕翦我公室。傾覆我社

之邑也。子安得之。晉侯使郤至勿敢爭。宋華元善於令尹子重。又善於欒武子。聞楚人既許晉糴茷成。而使歸復命矣。冬華元如楚。遂如晉。合晉楚之成。秦晉爲成。將會于令狐。晉侯先至焉。秦伯不肯涉河。次于王城。使史顆盟晉侯于河東。晉郤犨盟秦伯于河西。范文子曰。是盟也何益。齊盟所以質信也。會所信之始也。始之不從。其可質乎。秦伯歸而背晉成。

經　十有二年。春。周公出奔晉。夏。公會晉侯衛侯于瑣澤。秋。晉人敗狄于交剛。冬。十月。

傳　十二年。春。王使以周公之難來告。書曰周公出奔晉。凡自周無出。周公自出故也。宋華元克合晉楚之成。夏。五月。晉士燮會楚公子罷許偃。癸亥。盟于宋西門之外。曰凡晉楚無相加戎。好惡同之。同恤菑危。備救凶患。若有害楚。則晉伐之。在晉楚亦如之。交贄往來。道路無壅。謀其不協。而討不庭。有渝此盟。明神殛之。俾隊其師。無克胙國。鄭伯如晉聽成。會于瑣澤。成故也。狄人間宋之盟以侵晉。而不設備。秋。晉人敗狄于交剛。晉郤至如楚聘。且涖盟。楚子享之。子反相。爲地室而縣焉。郤至將登。金奏作於下。驚而走出。子反曰。日云莫矣。寡君須矣。吾子其入也。賓曰。君不忘先君之好。施及下臣。貺之以大禮。重之以備樂。如天之福。兩君相見。何以代此。下臣不敢。子反曰。如天之福。兩君相見。無亦唯是一矢以相加遺。焉用樂。寡君須矣。吾子其入也。賓曰。若讓之以一矢。禍之大者。其何福之爲。世之治也。諸侯閒於天子之事。則相朝也。於是乎有享宴之禮。享以訓恭儉。宴以示慈惠。恭儉以行禮。而慈惠以布政。政以禮成。民是以息。百官承事。朝而不夕。此公侯之所以扞城其民也。故詩曰。赳赳武夫。公侯干城。及其亂也。諸侯貪冒。侵欲不忌。爭尋常以盡其民。略其武夫。以爲己腹心股肱爪牙。故詩曰。赳赳武夫。公侯腹心。天下有道。則公侯能爲民干城。而制其腹心。亂則反之。今吾子之言。亂之道也。不可以爲法。然而吾子主也。至敢不從。遂入卒事。歸以語范文子。文子曰。無禮

春秋左氏傳 卷第十三

成公下

經　十有一年。春。王三月。公至自晉。晉侯使郤犨來聘。己丑及郤犨盟。夏。季孫行父如晉。秋。叔孫僑如如齊。冬。十月。

傳　十一年。春。王三月。公至自晉。晉人以公爲貳於楚。故止公。公請受盟。而後使歸。郤犨來聘。且涖盟。聲伯之母不聘。穆姜曰。吾不以妾爲姒。生聲伯而出之。嫁於齊管于奚。生二子而寡。以歸聲伯。聲伯以其外弟爲大夫。而嫁其外妹於施孝叔。郤犨來聘。求婦於聲伯。聲伯奪施氏婦以與之。婦人曰。鳥獸猶不失儷。子將若何。曰吾不能死亡。婦人遂行。生二子於郤氏。郤氏亡。晉人歸之施氏。施氏逆諸河。沈其二子。婦人怒曰。已不能庇其伉儷而亡之。又不能字人之子而殺之。將何以終。遂誓施氏。夏。季文子如晉。報聘。且涖盟也。周公楚惡惠襄之偪也。且與伯與爭政。不勝。怒而出。及陽樊。王使劉子復之。盟于鄄而入。三日復出奔晉。秋。宣伯聘于齊。以脩前好。晉郤至與周爭鄇田。王命劉康公・單襄公訟諸晉。郤至曰。溫吾故也。故不敢失。劉子・單子曰。昔周克商。使諸侯撫封。蘇忿生以溫爲司寇。與檀伯達封于河。蘇氏卽狄。又不能於狄而奔衞。襄王勞文公而賜之溫。狐氏・陽氏先處之。而後及子。若治其故。則王官

爲二豎子曰彼良醫也懼傷我焉逃之其一曰居肓之上膏之下若我何醫至曰疾不可爲也在肓之上膏之下攻之不可達之不及藥不至焉不可爲也公曰良醫也厚爲之禮而歸之六月丙午晉侯欲麥使甸人獻麥饋人爲之召桑田巫示而殺之將食張如廁陷而卒小臣有晨夢負公以登天及日中負晉侯出諸廁遂以爲殉鄭伯討立君者戊申殺叔申叔禽君子曰忠爲令德非其人猶不可況不令乎秋公如晉晉人止公使送葬於是糴茷未反冬葬晉景公公送葬諸侯莫在魯人辱之故不書諱之也

春秋左氏傳 卷第十二

之。對曰。其爲大子也。師保奉之。以朝于嬰齊。而夕于側也。不知其他。公語范文子。文子曰。楚四君子也。言稱先職。不背本也。樂操土風。不忘舊也。稱大子。抑無私也。名其二卿。尊君也。不背本仁也。不忘舊信也。無私忠也。尊君敏也。仁以接事。信以守之。忠以成之。敏以行之。事雖大必濟。君盍歸之。使合晉楚之成。公從之。重爲之禮。使歸求成。冬。十一月。楚子重自陳伐莒。圍渠丘。渠丘城惡。衆潰奔莒。戊申。楚入渠丘。莒人囚楚公子平。楚人曰。勿殺。吾歸而俘。莒人殺之。楚師圍莒。莒城亦惡。庚申。莒潰。楚遂入鄆。莒無備故也。君子曰。恃陋而不備。罪之大者也。備豫不虞。善之大者也。莒恃其陋。而不脩城郭。浹辰之間。而楚克其三都。無備也夫。詩曰。雖有絲麻。無棄菅蒯。雖有姬姜。無棄蕉萃。凡百君子。莫不代匱。言備之不可以已也。秦人白狄伐晉。諸侯貳故也。鄭人圍許。示晉不急君也。是則公孫申謀之。曰我出師以圍許。僞將改立君者。而紓晉使。晉必歸君。城中城。書時也。十二月。楚子使公子辰如晉。報鍾儀之使。請脩好結成。

經　十年。春。衞侯之弟黑背帥師侵鄭。夏。四月。五卜郊。不從。乃不郊。五月。公會晉侯齊侯宋公衞侯曹伯伐鄭。齊人來媵。丙午。晉侯獳卒。秋。七月。公如晉。冬。十月。

傳　十年。春。晉侯使糴茷如楚。報大宰子商之使也。衞子叔黑背侵鄭。晉命也。鄭公子班聞叔申之謀。三月。子如立公子繻。夏。四月。鄭人殺繻立髡頑。子如奔許。欒武子曰。鄭人立君。我執一人焉。何益。不如伐鄭而歸其君。以求成焉。晉侯有疾。五月。晉立大子州蒲以爲君。而會諸侯伐鄭。鄭子罕賂以襄鐘。子然盟于脩澤。子駟爲質。辛巳。鄭伯歸。晉侯夢大厲被髮及地。搏膺而踊。曰殺余孫不義。余得請於帝矣。壞大門及寢門而入。公懼入于室。又壞戶。公覺。召桑田巫。巫言如夢。公曰。何如。曰不食新矣。公疾病。求醫于秦。秦伯使醫緩爲之。未至。公夢疾

陋在夷。其孰以我爲虞。對曰。夫狡焉思啓封疆以利社稷者。何國蔑有。惟然。故多大國矣。唯或思或縱也。勇夫重閉。況國乎。冬。杞叔姬卒。來歸自杞。故書。晉士燮來聘。言伐郯也。以其事吳故。公賂之請緩師。文子不可。曰君命無貳。失信不立。禮無加貨。事無二成。君後諸侯。是寡君不得事君也。燮將復之。季孫懼。使宣伯帥師會伐郯。衞人來媵共姬。禮也。凡諸侯嫁女。同姓媵之。異姓則否。

經　九年。春。王正月。杞伯來逆叔姬之喪以歸。公會晉侯齊侯宋公衞侯鄭伯曹伯莒子杞伯同盟于蒲。公至自會。二月。伯姬歸于宋。夏。季孫行父如宋致女。晉人來媵。秋。七月丙子。齊侯無野卒。晉人執鄭伯。晉欒書帥師伐鄭。冬。十有一月。葬齊頃公。楚公子嬰齊帥師伐莒。庚申莒潰。楚人入鄆。秦人白狄伐晉。鄭人圍許。城中城。

傳　九年。春。杞桓公來逆叔姬之喪。請之也。杞叔姬卒。爲杞也。逆叔姬。爲我也。爲歸汶陽之田故。諸侯貳於晉。晉人懼。會於蒲。以尋馬陵之盟也。季文子謂范文子曰。德則不競。尋盟何爲。范文子曰。勤以撫之。寬以待之。堅彊以御之。明神以要之。柔服而伐貳。德之次也。是行也。將始會吳。吳人不至。二月。伯姬歸于宋。楚人以重賂求鄭。鄭伯會楚公子成于鄧。夏。季文子如宋致女。復命。公享之。賦韓奕之五章。穆姜出于房。再拜。曰大夫勤辱。不忘先君。以及嗣君。施及未亡人。先君猶有望也。敢拜大夫之重勤。又賦綠衣之卒章而入。晉人來媵。禮也。秋。鄭伯如晉。晉人討其貳於楚也。執諸銅鞮。欒書伐鄭。鄭人使伯蠲行成。晉人殺之。非禮也。兵交使在其閒可也。楚子重侵陳以救鄭。晉侯觀于軍府。見鍾儀。問之曰。南冠而縶者誰也。有司對曰。鄭人所獻楚囚也。使稅之。召而弔之。再拜稽首。問其族。對曰。泠人也。公曰。能樂乎。對曰。先父之職官也。敢有二事。使與之琴。操南音。公曰。君王何如。對曰。非小人之所得知也。固問

使為行人於吳。吳始伐楚。伐巣。伐徐。子重奔命。馬陵之會。吳入州來。子重自鄭奔命。子重・子反於是乎一歲七奔命。蠻夷屬於楚者。吳盡取之。是以始大。通吳於上國。衛定公惡孫林父。冬。孫林父出奔晉。衛侯如晉。晉反戚焉。

經　八年。春。晉侯使韓穿來言汶陽之田歸之于齊。晉欒書帥師侵蔡。公孫嬰齊如莒。宋公使華元來聘。夏。宋公使公孫壽來納幣。晉殺其大夫趙同・趙括。秋。七月。天子使召伯來賜公命。冬。十月癸卯。杞叔姬卒。晉侯使士燮來聘。叔孫僑如會晉士燮・齊人・邾人伐郯。衛人來媵。

傳　八年。春。晉侯使韓穿來言汶陽之田歸之于齊。季文子餞之。私焉。曰大國制義。以為盟主。是以諸侯懷德畏討。無有貳心。謂汶陽之田敝邑之舊也。而用師於齊。使歸諸敝邑。今有二命。曰歸諸齊。信以行義。義以成命。小國所望而懷也。信不可知。義無所立。四方諸侯。其誰不解體。詩曰。女也不爽。士貳其行。士也罔極。二三其德。七年之中。而一與一奪。二三孰甚焉。士之二三。猶喪妃耦。而況霸主。霸主將德是以。而二三之。其何以長有諸侯乎。詩曰。猶之未遠。是用大簡。行父懼晉之不遠猶而失諸侯也。是以敢私言之。晉欒書侵蔡。遂侵楚。獲申驪。楚師之還也。晉侵沈。獲沈子揖初。從知范韓也。君子曰。從善如流。宜哉。詩曰。愷悌君子。遐不作人。求善也。夫作人斯有功績矣。是行也鄭伯將會晉師。門于許東門。大獲焉。聲伯如莒。逆也。宋華元來聘。聘共姬也。夏。宋公公孫壽來納幣。禮也。晉趙莊姬為趙嬰之亡故。譖之于晉侯。曰原屏將為亂。欒郤為徵。六月。晉討趙同・趙括。趙武從姬氏畜于公宮。以其田與祁奚。韓厥言於晉侯。曰成季之勳。宣孟之忠。而無後。為善者其懼矣。三代之令王。皆數百年保天之祿。夫豈無辟王。賴前哲以免也。周書曰。不敢侮鰥寡。所以明德也。乃立武。而反其田焉。秋。召桓公來賜公命。晉侯使申公巫臣如吳。假道于莒。與渠丘公立於池上。曰城已惡。莒子曰。辟

范文子・韓獻子諫曰。不可。吾來救鄭。楚師去我。吾遂至於此。是遷戮也。戮而不已。又怒楚師。戰必不克。雖克不令。成師以出。而敗楚之二縣。何榮之有焉。若不能敗。爲辱已甚。不如還也。乃遂還。於是軍帥之欲戰者衆。或謂欒武子曰。聖人與衆同欲。是以濟事。子盍從衆。子爲大政。將酌於民者也。子之佐十一人。其不欲戰者。三人而已。欲戰者可謂衆矣。商書曰。三人占從二人。衆故也。武子曰。善均從衆。夫善衆之主也。三卿爲主。可謂衆矣。從之不亦可乎。

經　七年。春。王正月。鼷鼠食郊牛角。改卜牛。鼷鼠又食其角。乃免牛。吳伐郯。夏。五月。曹伯來朝。不郊。猶三望。秋。楚公子嬰齊帥師伐鄭。公會晉侯・齊侯・宋公・衛侯・曹伯・莒子・邾子・杞伯救鄭。八月戊辰。同盟于馬陵。公至自會。吳入州來。冬。大雩。衛孫林父出奔晉。

傳　七年。春。吳伐郯。郯成。季文子曰。中國不振旅。蠻夷入伐。而莫之或恤。無弔者也夫。詩曰。不弔昊天。亂靡有定。其此之謂乎。有上不弔。其誰不受亂。吾亡無日矣。君子曰。知懼如是。斯不亡矣。鄭子良相成公以如晉。見且拜師。夏。曹宣公來朝。秋。楚子重伐鄭。師于氾。諸侯救鄭。鄭共仲・侯羽軍楚師。囚鄖公・鍾儀。獻諸晉。八月。同盟于馬陵。尋蟲牢之盟。且莒服故也。晉人以鍾儀歸。囚諸軍府。楚圍宋之役。師還。子重請取於申呂以爲賞田。王許之。申公巫臣曰。不可。此申呂所以邑也。是以爲賦。以御北方。若取之。是無申呂也。晉鄭必至于漢。王乃止。子重是以怨巫臣。子反欲娶夏姬。巫臣止之。遂取以行。子反亦怨之。及共王卽位。子重・子反殺巫臣之族子閻・子蕩及淸尹弗忌及襄老之子黑要。而分其室。子重取子閻之室。使沈尹與王子罷分子蕩之室。子反取黑要與淸尹之室。巫臣自晉遺二子書。曰。爾以讒慝貪惏事君。而多殺不辜。余必使爾罷於奔命以死。巫臣請使於吳。晉侯許之。吳子壽夢說之。乃通吳于晉。以兩之一卒適吳。舍偏兩之一焉。與其射御。敎吳乘車。敎之戰陳。敎之叛楚。寘其子狐庸焉。

晉趙同盟于垂棘。宋公子圍龜爲質于楚而歸。華元享之。請鼓譟以出。鼓譟以復入。曰習攻華氏。宋公殺之。冬。同盟于蟲牢。鄭服也。諸侯謀復會。宋公使向爲人辭以子靈之難。冬。十一月己酉。定王崩。

經 六年。春。王正月。公至自會。二月辛巳。立武宮。取鄟。衛孫良夫帥師侵宋。夏。六月。邾子來朝。公孫嬰齊如晉。壬申。鄭伯費卒。秋。仲孫蔑・叔孫僑如帥師侵宋。楚公子嬰齊帥師伐鄭。冬。季孫行父如晉。晉欒書帥師救鄭。

傳 六年。春。鄭伯如晉拜成。子游相。授玉于東楹之東。士貞伯曰。鄭伯其死乎。自棄也已。視流而行速。不安其位。宜不能久。二月。季文子以鞌之功立武宮。非禮也。聽於人以救其難。不可以立武。立武由己。非由人也。取鄟。言易也。三月。晉伯宗・夏陽說・衛孫良夫・甯相・鄭人・伊雒之戎・陸渾・蠻氏侵宋。以其辭會也。師于鍼。衛人不保。說欲襲衛。曰雖不可入。多俘而歸。有罪不及死。伯宗曰。不可。衛唯信晉。故師在其郊而不設備。若襲之。是棄信也。雖多衛俘。而晉無信。何以求諸侯。乃止。師還。衛人登陴。晉人謀去故絳。諸大夫皆曰。必居郇瑕氏之地。沃饒而近鹽。國利君樂。不可失也。韓獻子將新中軍。且爲僕大夫。公揖而入。獻子從公立於寢庭。謂獻子曰。何如。對曰。不可。郇瑕氏土薄水淺。其惡易覯。易覯則民愁。民愁則墊隘。於是乎有沈溺重膇之疾。不如新田。土厚水深。居之不疾。有汾澮以流其惡。且民從教。十世之利也。夫山澤林鹽。國之寶也。國饒則民驕佚。近寶公室乃貧。不可謂樂。公說。從之。夏。四月丁丑。晉遷于新田。六月。鄭悼公卒。子叔聲伯如晉。命伐宋。秋。孟獻子・叔孫宣伯侵宋。晉命也。楚子重伐鄭。鄭從晉故也。冬。季文子如晉。賀遷也。晉欒書救鄭。與楚師遇於繞角。楚師還。晉師遂侵蔡。楚公子申・公子成以申息之師救蔡。禦諸桑隧。趙同・趙括欲戰。請於武子。武子將許之。知莊子・

傳　四年。春。宋華元來聘。通嗣君也。杞伯來朝。歸叔姬故也。夏。公如晉。晉侯見公不敬。季文子曰。晉侯必不免。詩曰。敬之敬之。天惟顯思。命不易哉。夫晉侯之命。在諸侯矣。可不敬乎。秋公至自晉。欲求成于楚而叛晉。季文子曰。不可。晉雖無道。未可叛也。國大臣睦。而邇於我。諸侯聽焉。未可以貳。史佚之志有之。曰非我族類。其心必異。楚雖大非吾族也。其肯字我乎。公乃止。冬。十一月。鄭公孫申帥師疆許田。許人敗諸展陂。鄭伯伐許。取鉏任・泠敦之田。晉欒書將中軍。荀首佐之。士燮佐上軍。以救許。伐鄭取汜祭。楚子反救鄭。鄭伯與許男訟焉。皇戌攝鄭伯之辭。子反不能決也。曰君若辱在寡君。寡君與其二三臣。共聽兩君之所欲。成其可知也。不然側不足以知二國之成。晉趙嬰通于趙莊姬。

經　五年。春。王正月。杞叔姬來歸。仲孫蔑如宋。夏。叔孫僑如會晉荀首于穀。梁山崩。秋。大水冬。十有一月己酉。天王崩。十有二月己丑。公會晉侯齊侯宋公衛侯鄭伯曹伯邾子杞伯同盟于蟲牢。

傳　五年。春。原・屏放諸齊。趙嬰曰。我在。故欒氏不作。我亡。吾二昆其憂哉。且人各有能有不能。舍我何害。弗聽。嬰夢天使謂己。祭余。余福女。使問諸士貞伯。貞伯曰。不識也。既而告其人。曰神福仁而禍淫。淫而無罰。福也。祭其得亡乎。祭之之明日而亡。孟獻子如宋。報華元也。夏。晉荀首如齊逆女。故宣伯餫諸穀。梁山崩。晉侯以傳召伯宗。伯宗辟重。曰辟傳。重人曰。待我不如捷之速也。問其所。曰絳人也。問絳事焉。曰梁山崩。將召伯宗謀之。問將若之何。曰山有朽壤而崩。可若何。國主山川。故山崩川竭。君爲之不舉。降服。乘縵。徹樂。出次。祝幣。史辭。以禮焉。其如此而已。雖伯宗其若之何。伯宗請見之。不可。遂以告。而從之。許靈公愬鄭伯于楚。六月。鄭悼公如楚訟。不勝。楚人執皇戌及子國。故鄭伯歸。使公子偃請成于晉。秋。八月。鄭伯與

曰。子其怨我乎。對曰。二國治戎。臣不才。不勝其任。以爲俘馘。執事不以釁鼓。使歸卽戮。君之惠也。臣實不才。又誰敢怨。王曰。然則德我乎。對曰。二國圖其社稷。而求紓其民。各懲其忿。以相宥也。兩釋纍囚。以成其好。二國有好。臣不與及。其誰敢德。王曰。子歸何以報我。對曰。臣不任受怨。君亦不任受德。無怨無德。不知所報。王曰。雖然必告不穀。對曰。以君之靈。纍臣得歸骨於晉。寡君之以爲戮。死且不朽。若從君之惠而免之。以賜君之外臣首。首其請於寡君。而以戮於宗。亦死且不朽。若不獲命。而使嗣宗職。次及於事。而帥偏師。以修封疆。雖遇執事。其弗敢違。其竭力致死。無有二心。以盡臣禮。所以報也。王曰。晉未可與爭。重爲之禮。以歸之。秋。叔孫僑如圍棘。取汶陽之田。棘不服。故圍之。晉郤克・衛孫良夫伐廧咎如。討赤狄之餘焉。廧咎如潰。上失民也。冬。十一月。晉侯使荀庚來聘。且尋盟。衛侯使孫良夫來聘。且尋盟。公問諸臧宣叔曰。中行伯之於晉也。其位在三。孫子之於衛也。位爲上卿。將誰先。對曰。次國之上卿。當大國之中。中當其下。下當其上大夫。小國之上卿。當大國之下卿。中當其上大夫。下當其下大夫。上下如是。古之制也。衛在晉。不得爲次國。晉爲盟主。其將先之。丙午。盟于晉。丁未。盟于衛。禮也。十二月甲戌。晉作六軍。韓厥・趙括・鞏朔・韓穿・荀騅・趙旃皆爲卿。賞鞌之功也。齊侯朝于晉。將授玉。郤克趨進曰。此行也。君爲婦人之笑辱也。寡君未之敢任。晉侯享齊侯。齊侯視韓厥。韓厥曰。君知厥也乎。齊侯曰。服改矣。韓厥登擧爵曰。臣之不敢愛死。爲兩君之在此堂也。荀罃之在楚也。鄭賈人有將寘諸褚中以出。旣謀之。未行而楚人歸之。賈人如晉。荀罃善視之。如實出己。賈人曰。吾無其功。敢有其實乎。吾小人。不可以厚誣君子。遂適齊。

經　四年。春。宋公使華元來聘。三月壬申。鄭伯堅卒。杞伯來朝。夏。四月甲寅。臧孫許卒。公如晉。葬鄭襄公。秋。公至自晉。冬。城鄆。鄭伯伐許。

事・衛孫良夫・鄭公子去疾・及齊國之大夫盟于蜀。卿不書。匱盟也。於是乎畏晉而竊與楚盟。故曰匱盟也。蔡侯・許男不書。乘楚車也。謂之失位。君子曰位其不可不愼也乎。蔡許之君。一失其位。不得列於諸侯。況其下乎。詩曰。不解于位。民之攸塈。其是之謂矣。楚師及宋。公衡逃歸。臧宣叔曰。衡父不忍數年之不宴。以棄魯國。國將若之何。誰居。後之人必有任是夫。國棄矣。是行也晉避楚。畏其衆也。君子曰。衆之不可以已也。大夫爲政。猶以衆克。況明君而善用其衆乎。大誓所謂商兆民離。周十人同者衆也。晉侯使鞏朔獻齊捷于周。王弗見。使單襄公辭焉。曰蠻夷戎狄不式王命。淫湎毀常。王命伐之。則有獻捷。王親受而勞之。所以懲不敬勸有功也。兄弟甥舅侵敗王略。王命伐之。告事而已。不獻其功。所以敬親暱禁淫慝也。今叔父克遂有功于齊。而不使命卿鎭撫王室。所使來撫余一人。而鞏伯實來。未有職司於王室。又奸先王之禮。余雖欲於鞏伯。其敢廢舊典以忝叔父。夫齊甥舅之國也。而大師之後也。寧不亦淫從其欲以怒叔父。抑豈不可諫誨。士莊伯不能對。王使委於三吏。禮之如侯伯克敵。使大夫告慶之禮。降於卿禮一等。王以鞏伯宴。而私賄之。使相告之。曰非禮也。勿籍。

經　三年。春。王正月。公會晉侯・宋公・衛侯・曹伯伐鄭。辛亥。葬衛穆公。二月。公至自伐鄭。甲子。新宮災。三日哭。乙亥。葬宋文公。夏。公如晉。鄭公子去疾帥師伐許。公至自晉。秋。叔孫僑如帥師圍棘。大雩。晉郤克・衛孫良夫伐廧咎如。冬。十有一月。晉侯使荀庚來聘。衛侯使孫良夫來聘。丙午。及荀庚盟。丁未。及孫良夫盟。鄭伐許。

傳　三年。春。諸侯伐鄭。次于伯牛。討邲之役也。遂東侵鄭。鄭公子偃帥師禦之。使東鄙覆諸鄤。敗諸丘輿。皇戌如楚獻捷。夏。公如晉。拜汶陽之田。許恃楚而不事鄭。鄭子良伐許。晉人歸楚公子穀臣與連尹襄老之尸于楚。以求知罃。於是荀首佐中軍矣。故楚人許之。王送知罃。

召之。曰。尸可得也。必來逆之。姬以告王。王問諸屈巫。對曰。其信。知罃之父。成公之嬖也。而中行伯之季弟也。新佐中軍。而善鄭皇戌。甚愛此子。其必因鄭而歸王子與襄老之尸以求之。鄭人懼於邲之役。而欲求媚於晉。其必許之。王遣夏姬歸。將行。謂送者曰。不得尸。吾不反矣。巫臣聘諸鄭。鄭伯許之。及共王卽位。將爲陽橋之役。使屈巫聘于齊。且告師期。巫臣盡室以行。申叔跪從其父將適郢。遇之。曰。異哉。夫子有三軍之懼。而又有桑中之喜。宜將竊妻以逃者也。及鄭。使介反幣。而以夏姬行。將奔齊。齊師新敗。曰。吾不處不勝之國。遂奔晉。而因郤至。以臣於晉。晉人使爲邢大夫。子反請以重幣錮之。王曰。止。其自爲謀也則過矣。其爲吾先君謀也。則忠。忠社稷之固也。所蓋多矣。且彼若能利國家。雖重幣。晉將可乎。若無益於晉。晉將棄之。何勞錮焉。晉師歸。范文子後入。武子曰。無爲吾望爾也乎。對曰。師有功。國人喜以逆之。先入必屬耳目焉。是代帥受名也。故不敢。武子曰。吾知免矣。郤伯見。公曰。子之力也夫。對曰。君之訓也。二三子之力也。臣何力之有焉。范叔見。勞之如郤伯。對曰。庚所命也。克之制也。燮何力之有焉。欒伯見。公亦如之。對曰。燮之詔也。士用命也。書何力之有焉。宣公使求好于楚。莊王卒。宣公薨。不克作好。公卽位。受盟于晉。會晉伐齊。衞人不行使于楚。而亦受盟于晉。從於伐齊。故楚令尹子重爲陽橋之役以救齊。將起師。子重曰。君弱。羣臣不如先大夫。師衆而後可。詩曰。濟濟多士。文王以寧。夫文王猶用衆。況吾儕乎。且先君莊王屬之曰。無德以及遠方。莫如惠恤其民而善用之。乃大戶已責。逮鰥救乏。赦罪悉師。王卒盡行。彭名御戎。蔡景公爲左。許靈公爲右。二君弱。皆强冠之。冬。楚師侵衞。遂侵我師于蜀。使臧孫往。辭曰。楚遠而久。固將退矣。無功而受名。臣不敢。楚侵及陽橋。孟孫請往賂之。以執斲執鍼織紝。皆百人。公衡爲質。以請盟。楚人許之平。十一月。公及楚公子嬰齊・蔡侯・許男・秦右大夫說・宋華元・陳公孫

理諸侯。而曰。盡東其畝而已。唯吾子戎車是利。無顧土宜。其無乃非先王之命也乎。反先王則不義。何以爲盟主。其晉實有闕。四王之王也。樹德而濟同欲焉。五伯之霸也。勤而撫之。以役王命。今吾子求合諸侯。以逞無疆之欲。詩曰。布政優優。百祿是遒。子實不優。而棄百祿。諸侯何害焉。不然。寡君之命使臣。則有辭矣。曰子以君師辱於敝邑。不腆敝賦。以犒從者。畏君之震。師徒撓敗。吾子惠徼齊國之福。不泯其社稷。使繼舊好。唯是先君之敝器土地不敢愛。子又不許。請收合餘燼。背城借一。敝邑之幸。亦云從也。況其不幸。敢不唯命是聽。魯衛諫曰。齊疾我矣。其死亡者皆親暱也。子若不許。讎我必甚。唯子則又何求。子得其國寶。我亦得地。而紓於難。其榮多矣。齊晉亦唯天所授。豈必晉。晉人許之。對曰。羣臣帥賦輿。以爲魯衛請。若苟有以藉口而復於寡君。君之惠也。敢不唯命是聽。禽鄭自師逆公。秋。七月。晉師及齊國佐盟于爰婁。使齊人歸我汶陽之田。公會晉師于上鄍。賜三帥先路三命之服。司馬・司空・輿帥・候正・亞旅皆受一命之服。八月。宋文公卒。始厚葬。用蜃炭。益車馬。始用殉。重器備。椁有四阿。棺有翰檜。君子謂華元・樂舉。於是乎不臣。臣治煩去惑者也。是以伏死而爭。今二子者。君生則縱其惑。死又益其侈。是棄君於惡也。何臣之爲。九月。衞穆公卒。晉三子自役弔焉。哭於大門之外。衞人逆之。婦人哭於門內。送亦如之。遂常以葬。楚之討陳夏子也。莊王欲納夏姬。申公巫臣曰。不可。君召諸侯。以討罪也。今納夏姬。貪其色也。貪色爲淫。淫爲大罰。周書曰。明德愼罰。文王所以造周也。明德務崇之之謂也。愼罰務去之之謂也。若興諸侯。以取大罰。非愼之也。君其圖之。王乃止。子反欲取之。巫臣曰。是不祥人也。是夭子蠻。殺御叔。弑靈公。戮夏南。出孔儀。喪陳國。何不祥如是。人生實難。其有不獲死乎。天下多美婦人。何必是。子反乃止。王以予連尹襄老。襄老死於邲。不獲其尸。其子黑要烝焉。巫臣使道焉。曰歸。吾聘女。又使自鄭

殿。豈敢言病。吾子忍之。緩曰。自始合。苟有險。余必下推車。子豈識之乎。然子病矣。張侯曰。師之耳目。在吾旗鼓。進退從之。此車一人殿之。可以集事。若之何其以病敗君之大事也。擐甲執兵。固卽死也。病未及死。吾子勉之。乃左幷轡。右援枹而鼓。馬逸不能止。師從之。齊師敗績。逐之三周華不注。韓厥夢子輿謂己曰。旦辟左右。故中御而從齊侯。邴夏曰射其御者。君子也。公曰。謂之君子而射之。非禮也。射其左。越于車下。射其右。斃于車中。綦毋張喪車。從韓厥曰。請寓乘。從左右。皆肘之使立於後。韓厥俛定其右。逢丑父與公易位。將及華泉。驂絓於木而止。丑父寢於轏中。蛇出於其下。以肱擊之。傷而匿之。故不能推車而及。韓厥執縶馬前。再拜稽首。奉觴加璧以進。曰寡君使羣臣爲魯衞請。曰無令輿師陷入君地。下臣不幸屬當戎行。無所逃隱。且懼奔辟而忝兩君。臣辱戎士。敢告不敏。攝官承乏。丑父使公下如華泉取飮。鄭周父御佐車。宛茷爲右。載齊侯以免。韓厥獻丑父。郤獻子將戮之。呼曰。自今無有代其君任患者。有一於此。將爲戮乎。郤子曰。人不難以死免其君。我戮之不祥。赦之以勸事君者。乃免之。齊侯免。求丑父。三入三出。每出齊師以帥退。入于狄卒。狄卒皆抽戈楯冒之。以入于衞師。衞師免之。遂自徐關入。齊侯見保者。曰勉之。齊師敗矣。辟女子。女子曰。君免乎。曰免矣。曰銳司徒免乎。曰免矣。曰苟君與吾父免矣。可若何。乃奔。齊侯以爲有禮。既而問之。辟司徒之妻也。予之石窌。晉師從齊師。入自丘輿。擊馬陘。齊侯使賓媚人賂以紀甗玉磬與地。不可則聽客之所爲。賓媚人致賂。晉人不可。曰必以蕭同叔子爲質。而使齊之封內盡東其畝。對曰。蕭同叔子非他。寡君之母也。若以匹敵則亦晉君之母也。吾子布大命於諸侯。而曰必質其母以爲信。其若王命何。且是以不孝令也。詩曰。孝子不匱。永錫爾類。若以不孝令於諸侯。其無乃非德類也乎。先王疆理天下。物土之宜。而布其利。故詩曰。我疆我理。南東其畝。今吾子疆

傳　二年。春。齊侯伐我北鄙。圍龍。頃公之嬖人盧蒲就魁門焉。龍人囚之。齊侯曰。勿殺。吾與而盟。無入而封。弗聽。殺而膊諸城上。齊侯親鼓。士陵城。三日取龍。遂南侵及巢丘。衛侯使孫良夫・石稷・甯相・向禽將侵齊。與齊師遇。石子欲還。孫子曰。不可。以師伐人。遇其師而還。將謂君何。若知不能。則如無出。今既遇矣。不如戰也。夏。有。石成子曰。師敗矣。子不少須。衆懼盡。子喪師徒。何以復命。皆不對。又曰。子國卿也。隕子辱矣。子以衆退。我此乃止。且告車來甚衆。齊師乃止。次于鞫居。新築人仲叔于奚救孫桓子。桓子是以免。既衛人賞之以邑。辭。請曲縣繁纓以朝。許之。仲尼聞之。曰惜也。不如多與之邑。唯器與名不可以假人。君之所司也。名以出信。信以守器。器以藏禮。禮以行義。義以生利。利以平民。政之大節也。若以假人。與人政也。政亡則國家從之。弗可止也已。孫桓子還於新築。不入。遂如晉乞師。臧宣叔亦如晉乞師。皆主郤獻子。晉侯許之七百乘。郤子曰。此城濮之賦也。有先君之明。與先大夫之肅。故捷。克於先大夫。無能爲役。請八百乘。許之。郤克將中軍。士燮將上軍。欒書將下軍。韓厥爲司馬。以救魯衛。臧宣叔逆晉師。且道之。季文子帥師會之。及衛地。韓獻子將斬人。郤獻子馳將救之。至則既斬之矣。郤子使速以徇。告其僕曰。吾以分謗也。師從齊師于莘。六月壬申。師至于靡笄之下。齊侯使請戰。曰子以君師辱於敝邑。不腆敝賦。詰朝請見。對曰。晉與魯衛兄弟也。來告曰。大國朝夕釋憾於敝邑之地。寡君不忍。使羣臣請於大國。無令輿師淹於君地。能進不能退。君無所辱命。齊侯曰。大夫之許。寡人之願也。若其不許。亦將見也。齊高固入于晉師。桀石以投人。禽之而乘其車。繫桑本焉。以徇齊壘。曰欲勇者賈余餘勇。癸酉。師陳于鞌。邴夏御齊侯。逢丑父爲右。晉解張御郤克。鄭丘緩爲右。齊侯曰。余姑翦滅此而朝食。不介馬而馳之。郤克傷於矢。流血及屨。未絕鼓音。曰余病矣。張侯曰。自始合。而矢貫余手及肘。余折以御。左輪朱

春秋左氏傳 卷第十二

成公上

經　元年。春。王正月。公卽位。二月辛酉。葬我君宣公。無冰。三月。作丘甲。夏。臧孫許及晉侯盟于赤棘。秋。王師敗績于茅戎。冬。十月。

傳　元年。春。晉侯使瑕嘉平戎于王。單襄公如晉拜成。劉康公徼戎。將遂伐之。叔服曰。背盟而欺大國。此必敗。背盟不祥。欺大國不義。神人弗助。將何以勝。不聽。遂伐茅戎。三月癸未。敗績于徐吾氏。爲齊難故作丘甲。聞齊將出楚師。夏。盟于赤棘。秋。王人來告敗。冬。臧宣叔令脩賦繕完。具守備。曰齊楚結好。我新與晉盟。晉楚爭盟。齊師必至。雖晉人伐齊。楚必救之。是齊楚同我也。知難而有備。乃可以逞。

經　二年。春。齊侯伐我北鄙。夏。四月丙戌。衞孫良夫帥師。及齊師戰于新築。衞師敗績。六月癸酉。季孫行父・臧孫許・叔孫僑如・公孫嬰齊帥師。會晉郤克・衞孫良夫・曹公子首。及齊侯戰于鞌。齊師敗績。秋。七月。齊侯使國佐如師。己酉。及國佐盟于袁婁。八月壬午。宋公鮑卒。庚寅。衞侯速卒。九月。取汶陽田。冬。楚師・鄭師侵衞。十有一月。公會楚公子嬰齊于蜀。丙申。公及楚人・秦人・宋人・陳人・衞人・鄭人・齊人・曹人・邾人・薛人・鄫人盟于蜀。

使。故高子及斂盂而逃。夫三子者曰。若絕君好。寧歸死焉。爲是犯難而來。吾若善逆彼。以懷來者。吾又執之。以信齊沮。不既過矣乎。過而不改。而又久之。以成其悔。何利之有焉。使反者得辭。而害來者。以懼諸侯。將焉用之。晉人緩之。逸。秋。八月。晉師還。范武子將老。召文子曰。燮乎。吾聞之。喜怒以類者鮮。易者實多。詩曰。君子如怒。亂庶遄沮。君子如祉。亂庶遄已。君子之喜怒。以已亂也。弗已者必益之。郤子其或者欲已亂於齊乎。不然。余懼其益之也。余將老。使郤子逞其志。庶有豸乎。爾從二三子唯敬。乃請老。郤獻子爲政。冬。公弟叔肹卒。公母弟也。凡大子之母弟。公在曰公子。不在曰弟。凡稱弟。皆母弟也。

經　十有八年。春。晉侯衞世子臧伐齊。公伐杞。夏。四月。秋。七月。邾人戕鄫子于鄫。甲戌。楚子旅卒。公孫歸父如晉。冬。十月壬戌。公薨于路寢。歸父還自晉。至笙。遂奔齊。

傳　十八年。春。晉侯衞大子臧伐齊。至于陽穀。齊侯會晉侯盟于繒。以公子彊爲質于晉。晉師還。蔡朝南郭偃逃歸。夏。公使如楚乞師。欲以伐齊。秋。邾人戕鄫子于鄫。凡自內虐其君曰弒。自外曰戕。楚莊王卒。楚師不出。既而用晉師。楚於是乎有蜀之役。公孫歸父以襄仲之立公也有寵。欲去三桓以張公室。與公謀。而聘于晉。欲以晉人去之。冬。公薨。季文子言於朝曰。使我殺適立庶。以失大援者仲也夫。臧宣叔怒曰。當其時不能治也。後之人何罪。子欲去之。許請去之。遂逐東門氏。子家還及笙。壇帷復命於介。既復命。袒括髮。卽位哭。三踊而出。遂奔齊。書曰歸父還自晉。善之也。

春秋左氏傳 卷第十一

有大咎。天奪之魄矣。初稅畝。非禮也。穀出不過藉。以豐財也。冬。蝝生。饑。幸之也。

經　十有六年。春。王正月。晉人滅赤狄甲氏及留吁。夏。成周宣榭火。秋。郯伯姬來歸。冬。大有年。

傳　十六年。春。晉士會帥師滅赤狄甲氏及留吁鐸辰。三月。獻狄俘。晉侯請于王。戊申。以黻冕命士會將中軍。且為大傅。於是晉國之盜。逃奔于秦。羊舌職曰。吾聞之。禹稱善人。不善人遠。此之謂也夫。詩曰。戰戰兢兢。如臨深淵。如履薄冰。善人在上也。善人在上。則國無幸民。諺曰。民之多幸。國之不幸也。是無善人之謂也。夏。成周宣榭火。人火之也。凡火。人火曰火。天火曰災。秋。郯伯姬來歸。出也。為毛召之難故。王室復亂。王孫蘇奔晉。晉人復之。冬。晉侯使士會平王室。定王享之。原襄公相禮。殽烝。武子私問其故。王聞之。召武子。曰。季氏。而弗聞乎。王享有體薦。宴有折俎。公當享。卿當宴。王室之禮也。武子歸而講求典禮。以脩晉國之法。

經　十有七年。春。王正月庚子。許男錫我卒。丁未。蔡侯申卒。夏。葬許昭公。葬蔡文公。六月癸卯。日有食之。己未。公會晉侯・衞侯・曹伯・邾子。同盟于斷道。秋。公至自會。冬。十有一月壬午。公弟叔肸卒。

傳　十七年。春。晉侯使郤克徵會于齊。齊頃公帷婦人。使觀之。郤子登。婦人笑於房。獻子怒。出而誓曰。所不此報。無能涉河。獻子先歸。使欒京廬待命于齊。曰。不得齊事。無復命矣。郤子至。請伐齊。晉侯弗許。請以其私屬。又弗許。齊侯使高固・晏弱・蔡朝・南郭偃會。及斂盂。高固逃歸。夏。會于斷道。討貳也。盟于卷楚。辭齊人。晉人執晏弱于野王。執蔡朝于原。執南郭偃于溫。苗賁皇使。見晏桓子。歸言於晉侯。曰。夫晏子何罪。昔者諸侯之事吾先君。皆如不逮。舉言羣臣不信。諸侯皆有貳志。齊君恐不得禮。故不出而使四子來。左右或沮之。曰。君不出。必執吾

之以歸。夏。五月。楚師將去宋。申犀稽首於王之馬前。曰無畏知死。而不敢廢王命。王棄言焉。王不能答。申叔時僕。曰築室反耕者。宋必聽命。從之。宋人懼。使華元夜入楚師。登子反之牀。起之。曰寡君使元以病告。曰敝邑易子而食。析骸以爨。雖然。城下之盟。有以國斃。不能從也。去我三十里。唯命是聽。子反懼。與之盟。而告王退三十里。宋及楚平。華元爲質。盟曰。我無爾詐。爾無我虞。潞子嬰兒之夫人。晉景公之姊也。酆舒爲政而殺之。又傷潞子之目。晉侯將伐之。諸大夫皆曰不可。酆舒有三儁才。不如待後之人。伯宗曰。必伐之。狄有五罪。儁才雖多何補焉。不祀。一也。耆酒。二也。棄仲章而奪黎氏地。三也。虐我伯姬。四也。傷其君目。五也。怙其儁才。而不以茂德。茲益罪也。後之人或者將敬奉德義。以事神人。而申固其命。若之何待之。不討有罪。曰將待後。後有辭而討焉。毋乃不可乎。夫恃才與衆。亡之道也。商紂由之。故滅。天反時爲災。地反物爲妖。民反德爲亂。亂則妖災生。故文反正爲乏。盡在狄矣。晉侯從之。六月癸卯。晉荀林父敗赤狄于曲梁。辛亥。滅潞。酆舒奔衞。衞人歸諸晉。晉人殺之。王孫蘇與召氏・毛氏爭政。使王子捷殺召戴公及毛伯衞。卒立召襄。秋。七月。秦桓公伐晉。次于輔氏。壬午。晉侯治兵于稷。以略狄土。立黎侯而還。及雒。魏顆敗秦師于輔氏。獲杜回。秦之力人也。初魏武子有嬖妾。無子。武子疾。命顆曰。必嫁是。疾病則曰。必以爲殉。及卒。顆嫁之。曰疾病則亂。吾從其治也。及輔氏之役。顆見老人結草以亢杜回。杜回躓而顚。故獲之。夜夢之。曰余而所嫁婦人之父也。爾用先人之治命。余是以報。晉侯賞桓子狄臣千室。亦賞士伯以瓜衍之縣。曰吾獲狄土。子之功也。微子吾喪伯氏矣。羊舌職說是賞也。曰周書所謂庸庸祗祗者。謂此物也夫。士伯庸中行伯。君信之。亦庸士伯。此之謂明德矣。文王所以造周。不是過也。故詩曰。陳錫載周。能施也。率是道也。其何不濟。晉侯使趙同獻狄俘于周。不敬。劉康公曰。不及十年。原叔必

鄭伯如楚。謀晉故也。鄭以子良爲有禮。故召之。楚子使申舟聘于齊。曰無假道于宋。亦使公子馮聘于晉。不假道于鄭。申舟以孟諸之役惡宋。曰鄭昭宋聾。晉使不害。我則必死。王曰殺女我伐之。見犀而行。及宋。宋人止之。華元曰。過我而不假道。鄙我也。鄙我亡也。殺其使者必伐我。伐我亦亡也。亡一也。乃殺之。楚子聞之。投袂而起。屨及於窒皇。劍及於寢門之外。車及於蒲胥之市。秋。九月。楚子圍宋。冬。公孫歸父會齊侯于穀。見晏桓子。與之言魯樂。晏桓子告高宣子。曰子家其亡乎。懷於魯矣。懷必貪。貪必謀人。謀人人亦謀己。一國謀之。何以不亡。孟獻子言於公。曰臣聞小國之免於大國也。聘而獻物。於是乎有庭實旅百。朝而獻功。於是有容貌采章。嘉淑而有加貨。謀其不免也。誅而薦賄。則無及也。今楚在宋。君其圖之。公說。

經　十有五年。春。公孫歸父會楚子于宋。夏。五月。宋人及楚人平。六月。癸卯。晉師滅赤狄潞氏。以潞子嬰兒歸。秦人伐晉。王札子殺召伯・毛伯。秋。螽。仲孫蔑會齊高固于無婁。初稅畝。冬。蝝生。饑。

傳　十五年。春。公孫歸父會楚子于宋。宋人使樂嬰齊告急于晉。晉侯欲救之。伯宗曰。不可。古人有言。曰雖鞭之長。不及馬腹。天方授楚。未可與爭。雖晉之彊。能違天乎。諺曰。高下在心。川澤納汙。山藪藏疾。瑾瑜匿瑕。國君含垢。天之道也。君其待之。乃止。使解揚如宋。使無降楚。曰晉師悉起。將至矣。鄭人囚而獻諸楚。楚子厚賂之。使反其言。不許。三而許之。登諸樓車。使呼宋人而告之。遂致其君命。楚子將殺之。使與之言。曰爾既許不穀而反之。何故。非我無信。女則棄之。速即爾刑。對曰。臣聞之。君能制命爲義。臣能承命爲信。信載義而行之爲利。謀不失利。以衞社稷。民之主也。義無二信。信無二命。君之賂臣。不知命也。受命以出。有死無霣。又可賂乎。臣之許君。以成命也。死而成命。臣之祿也。寡君有信臣。下臣獲考死。又何求。楚子舍

天或者將大警晉也。而又殺林父以重楚勝。其無乃久不競乎。林父之事君也。進思盡忠。退思補過。社稷之衛也。若之何殺之。夫其敗也。如日月之食焉。何損於明。晉侯使復其位。冬。楚子伐蕭。宋華椒以蔡人救蕭。蕭人囚熊相宜僚及公子丙。王曰。勿殺。吾退。蕭人殺之。王怒。遂圍蕭。蕭潰。申公巫臣曰。師人多寒。王巡三軍。拊而勉之。三軍之士。皆如挾纊。遂傅於蕭。還無社與司馬卯言。號申叔展。叔展曰。有麥麴乎。曰無。有山鞠窮乎。曰無。河魚腹疾奈何。曰目於眢井而拯之。若爲茅絰。哭井則已。明日蕭潰。申叔視其井。則茅絰存焉。號而出之。晉原縠・宋華椒・衞孔達・曹人同盟于清丘。曰恤病討貳。於是卿不書。不實其言也。宋爲盟故伐陳。衞人救之。孔達曰。先君有約言焉。若大國討我則死之。

經 十有三年。春。齊師伐莒。夏。楚子伐宋。秋。螽。冬。晉殺其大夫先縠。

傳 十三年。春。齊師伐莒。莒恃晉而不事齊故也。夏。楚子伐宋。以其救蕭也。君子曰。清丘之盟。唯宋可以免焉。秋。赤狄伐晉及清。先縠召之也。冬。晉人討邲之敗與清之師。歸罪於先縠而殺之。盡滅其族。君子曰。惡之來也。己則取之。其先縠之謂乎。清丘之盟。晉以衞之救陳也討焉。使人弗去。曰罪無所歸。將加而師。孔達曰。苟利社稷。請以我說。罪我之由。我則爲政而亢。大國之討。將以誰任。我則死之。

經 十有四年。春。衞殺其大夫孔達。夏。五月壬申。曹伯壽卒。晉侯伐鄭。秋。九月。楚子圍宋。葬曹文公。冬。公孫歸父會齊侯于穀。

傳 十四年。春。孔達縊而死。衞人以說于晉而免。遂告于諸侯曰。寡君有不令之臣達。構我敝邑于大國。既伏其罪矣。敢告。衞人以爲成勞。復室其子。使復其位。夏。晉侯伐鄭。爲邲故也。告於諸侯。蒐焉而還。中行桓子之謀也。曰示之以整。使謀而來。鄭人懼。使子張代子良于楚。

趙旃以其良馬二濟其兄與叔父。以他馬反。遇敵不能去。棄車而走林。逢大夫與其二子乘。
謂其二子無顧。顧曰。趙傁在後。怒之使下。指木曰。尸女於是。授趙旃綏以免。明日以表尸之。
皆重獲在木下。楚熊負羈囚知罃。知莊子以其族反之。廚武子御。下軍之士多從之。每射抽
矢菆。納諸廚子之房。廚子怒曰。非子之求。而蒲之愛。董澤之蒲。可勝既乎。知季曰。不以人子。
吾子其可得乎。吾不可以苟射故也。射連尹襄老獲之。遂載其尸。射公子穀臣囚之。以二者
還。及昏。楚師軍於邲。晉之餘師不能軍。宵濟。亦終夜有聲。丙辰。楚重至於邲。遂次于衡雍。潘
黨曰。君盍築武軍。而收晉尸。以爲京觀。臣聞。克敵必示子孫。以無忘武功。楚子曰。非爾所知
也。夫文止戈爲武。武王克商作頌。曰載戢干戈。載櫜弓矢。我求懿德。肆于時夏。允王保之。又
作武。其卒章曰。耆定爾功。其三曰。鋪時繹思。我徂惟求定。其六曰。綏萬邦。屢豐年。夫武禁暴。
戢兵。保大。定功。安民。和衆。豐財者也。故使子孫無忘其章。今我使二國暴骨。暴矣。觀兵以威
諸侯。兵不戢矣。暴而不戢。安能保大。猶有晉在。焉得定功。所違民欲猶多。民何安焉。無德而
强爭諸侯。何以和衆。利人之幾。而安人之亂。以爲己榮。何以豐財。武有七德。我無一焉。何以
示子孫。其爲先君宮。告成事而已。武非吾功也。古者明王伐不敬。取其鯨鯢而封之。以爲大戮。
於是乎有京觀。以懲淫慝。今罪無所。而民皆盡忠。以死君命。又可以爲京觀乎。祀于河。作先
君宮。告成事而還。是役也。鄭石制實入楚師。將以分鄭而立公子魚臣。辛未。鄭殺僕叔及子
服。君子曰。史佚所謂毋怙亂者。謂是類也。詩曰。亂離瘼矣。爰其適歸。歸於怙亂者也夫。鄭伯
許男如楚。秋。晉師歸。桓子請死。晉侯欲許之。士貞子諫曰。不可。城濮之役。晉師三日穀。文公
猶有憂色。左右曰。有喜而憂。如有憂而喜乎。公曰。得臣猶在。憂未歇也。困獸猶鬬。況國相乎。
及楚殺子玉。公喜而後可知也。曰莫余毒也已。是晉再克。而楚再敗也。楚是以再世不競。今

者。鮑癸止之。曰其左善射。其右有辭。君子也。既免。晉魏錡求公族未得。而怒。欲敗晉師。請致師。弗許。請使。許之。遂往。請戰而還。楚潘黨逐之。及熒澤。見六麋。射一麋以顧獻。曰子有軍事。獸人無乃不給於鮮。敢獻於從者。叔黨命去之。趙旃求卿未得。且怒於失楚之致師者。請挑戰。弗許。請召盟。許之。與魏錡皆命而往。郤獻子曰。二憾往矣。弗備必敗。彘子曰。鄭人勸戰。弗敢從也。楚人求成。弗能好也。師無成命。多備何爲。士季曰。備之善。若二子怒楚。楚人乘我。喪師無日矣。不如備之。楚之無惡。除備而盟。何損於好。若以惡來。有備不敗。且雖諸侯相見。軍衞不徹。警也。彘子不可。士季使鞏朔韓穿帥七覆于敖前。故上軍不敗。趙嬰齊使其徒先具舟于河。故敗而先濟。潘黨既逐魏錡。趙旃夜至於楚軍。席於軍門之外。使其徒入之。楚子爲乘廣三十乘。分爲左右。右廣鷄鳴而駕。日中而說。左則受之。日入而說。許偃御右廣。養由基爲右。彭名御左廣。屈蕩爲右。乙卯。王乘左廣。以逐趙旃。趙旃棄車而走林。屈蕩搏之。得其甲裳。晉人懼二子之怒楚師也。使軘車逆之。潘黨望其塵。使騁而告曰。晉師至矣。楚人亦懼。王之入晉軍也。遂出陳。孫叔曰。進之。寧我薄人。無人薄我。詩云。元戎十乘。以先啓行。先人也。軍志曰。先人有奪人之心。薄之也。遂疾進師。車馳卒奔。乘晉軍。桓子不知所爲。鼓於軍中曰。先濟者有賞。中軍下軍爭舟。舟中之指可掬也。晉師右移。上軍未動。工尹齊將右拒卒。以逐下軍。楚子使唐狡與蔡鳩居告唐惠侯曰。不穀不德而貪。以遇大敵。不穀之罪也。然不克楚。君之羞也。敢藉君靈。以濟楚師。使潘黨率游闕四十乘。從唐侯以爲左拒。以從上軍。駒伯曰。待諸乎。隨季曰。楚師方壯。若萃於我。吾師必盡。不如收而去之。分謗生民。不亦可乎。殿其卒而退。不敗。王見右廣。將從之乘。屈蕩戶之。曰君以此始。亦必以終。自是楚之乘廣先左。晉人或以廣隊不能進。楚人惎之脫扃。少進。馬還。又惎之拔旆投衡。乃出。顧曰。吾不如大國之數奔也。

者。專行不獲。聽而無上。衆誰適從。此行也。晉師必敗。且君而逃臣。若社稷何。王病之。告令尹改乘轅而北之。次于管以待之。晉師在敖鄗之閒。鄭皇戌使如晉師。曰鄭之從楚。社稷之故也。未有貳心。楚師驟勝而驕。其師老矣。而不設備。子擊之。鄭師爲承。楚師必敗。彘子曰。敗楚服鄭。於此在矣。必許之。欒武子曰。楚自克庸以來。其君無日不討國人而訓之。于民生之不易。禍至之無日。戒懼之不可以怠。在軍。無日不討軍實而申儆之。于勝之不可保。紂之百克而卒無後。訓之以若敖蚡冒之篳路藍縷。以啓山林。箴之曰。民生在勤。勤則不匱。不可謂驕。先大夫子犯有言。曰師直爲壯。曲爲老。我則不德。而徼怨于楚。我曲楚直。不可謂老。其君之戎。分爲二廣。廣有一卒。卒偏之兩。右廣初駕。數及日中。左則受之。以至于昏。內官序當其夜。以待不虞。不可謂無備。子良鄭之良也。師叔楚之崇也。師叔入盟。子良在楚。楚鄭親矣。來勸我戰。我克則來。不克遂往。以我卜也。鄭不可從。趙括趙同曰。率師以來。唯敵是求。克敵得屬。又何俟。必從彘子。知季曰。原屏咎之徒也。趙莊子曰。欒伯善哉。實其言。必長晉國。楚少宰如晉師。曰寡君少遭閔凶。不能文。聞二先君之出入此行也。將鄭是訓定。豈敢求罪于晉。二三子無淹久。隨季對曰。昔平王命我先君文侯。曰與鄭夾輔周室。毋廢王命。今鄭不率。寡君使羣臣問諸鄭。豈敢辱候人。敢拜君命之辱。彘子以爲諂。使趙括從而更之。曰行人失辭。寡君使羣臣遷大國之迹於鄭。曰無辟敵。羣臣無所逃命。楚子又使求成于晉。晉人許之。盟有日矣。楚許伯御樂伯。攝叔爲右。以致晉師。許伯曰。吾聞致師者。御靡旌摩壘而還。樂伯曰。吾聞致師者。左射以菆。代御執轡。御下。兩馬掉鞅而還。攝叔曰。吾聞致師者。右入壘折馘。執俘而還。皆行其所聞而復。晉人逐之。左右角之。樂伯左射馬。而右射人。角不能進。矢一而已。麋興於前。射麋麗龜。晉鮑癸當其後。使攝叔奉麋獻焉。曰以歲之非時。獻禽之未至。敢膳諸從

聞用師觀釁而動。德刑政事典禮不易。不可敵也。不為是征。楚君討鄭。怒其貳而哀其卑。叛而伐之。服而舍之。德刑成矣。伐叛刑也。柔服德也。二者立矣。昔歲入陳。今茲入鄭。民不罷勞。君無怨讟。政有經矣。荊尸而舉。商農工賈。不敗其業。而卒乘輯睦。事不奸矣。蔿敖為宰。擇楚國之令典。軍行。右轅。左追蓐。前茅慮無。中權。後勁。百官象物而動。軍政不戒而備。能用典矣。其君之舉也。內姓選於親。外姓選於舊。舉不失德。賞不失勞。老有加惠。旅有施舍。君子小人。物有服章。貴有常尊。賤有等威。禮不逆矣。德立刑行。政成事時。典從禮順。若之何敵之。見可而進。知難而退。軍之善政也。兼弱攻昧。武之善經也。子姑整軍而經武乎。猶有弱而昧者。何必楚。仲虺有言。曰取亂侮亡。兼弱也。汋曰。於鑠王師。遵養時晦。耆昧也。武曰。無競惟烈。撫弱耆昧。以務烈所可也。彘子曰。不可。晉所以霸。師武臣力也。今失諸侯。不可謂力。有敵而不從。不可謂武。由我失霸。不如死。且成師以出。聞敵彊而退。非夫也。命為軍帥。而卒以非夫。唯羣子能。我弗為也。以中軍佐濟。知莊子曰。此師殆哉。周易有之。在師䷆之臨䷒。曰師出以律。否臧凶。執事順成為臧。逆為否。衆散為弱。川壅為澤。有律以如己也。故曰律。否臧。且律竭也。盈而以竭。夭且不整。所以凶也。不行之謂臨。有帥而不從。臨孰甚焉。此之謂矣。果遇必敗。彘子尸之。雖免而歸。必有大咎。韓獻子謂桓子曰。彘子以偏師陷。子罪大矣。子為元帥。師不用命。誰之罪也。失屬亡師。為罪已重。不如進也。事之不捷。惡有所分。與其專罪。六人同之。不猶愈乎。師遂濟。楚子北師次於郔。沈尹將中軍。子重將左。子反將右。將飲馬於河而歸。聞晉師既濟。王欲還。嬖人伍參欲戰。令尹孫叔敖弗欲。曰。昔歲入陳。今茲入鄭。不無事矣。戰而不捷。參之肉其足食乎。參曰。若事之捷。孫叔為無謀矣。不捷。參之肉將在晉軍。可得食乎。令尹南轅反旆。伍參言於王曰。晉之從政者新。未能行令。其佐先縠剛愎不仁。未肯用命。其三帥

春秋左氏傳卷第十一

宣公下

經　十有二年。春。葬陳靈公。楚子圍鄭。夏。六月乙卯。晉荀林父帥師及楚子戰于邲。晉師敗績。秋。七月。冬。十有二月戊寅。楚子滅蕭。晉人・宋人・衞人・曹人同盟于淸丘。宋師伐陳。衞人救陳。

傳　十二年。春。楚子圍鄭。旬有七日。鄭人卜行成。不吉。卜臨于大宮。且巷出車。吉。國人大臨。守陴者皆哭。楚子退師。鄭人脩城。進復圍之。三月克之。入自皇門。至于逵路。鄭伯肉袒牽羊以逆。曰。孤實不天。不能事君。使君懷怒。以及敝邑。孤之罪也。敢不唯命是聽。其俘諸江南。以實海濱。亦唯命。其翦以賜諸侯。使臣妾之。亦唯命。若惠顧前好。徼福於厲・宣・桓・武。不泯其社稷。使改事君。夷於九縣。君之惠也。孤之願也。非所敢望也。敢布腹心。君實圖之。左右曰。不可許也。得國無赦。王曰。其君能下人。必能信用其民矣。庸可幾乎。退三十里。而許之平。潘尫入盟。子良出質。夏。六月。晉師救鄭。荀林父將中軍。先縠佐之。士會將上軍。郤克佐之。趙朔將下軍。欒書佐之。趙括・趙嬰齊爲中軍大夫。鞏朔・韓穿爲上軍大夫。荀首・趙同爲下軍大夫。韓厥爲司馬。及河。聞鄭既及楚平。桓子欲還。曰。無及於鄭。而勦其民。焉用之。楚歸而動不後。隨武子曰。善。會

劉康公來報聘。師伐邾取繹。季文子初聘于齊。冬。子家如齊。伐邾故也。國武子來報聘。楚子伐鄭。晉士會救鄭。逐楚師于潁北。諸侯之師戍鄭。鄭子家卒。鄭人討幽公之亂。斲子家之棺。而逐其族也。改葬幽公。謚之曰靈。

經　十有一年。春。王正月。夏。楚子陳侯鄭伯盟于辰陵。公孫歸父會齊人伐莒。秋。晉侯會狄于欑函。冬。十月。楚人殺陳夏徵舒。丁亥。楚子入陳。納公孫寧儀行父于陳。

傳　十一年。春。楚子伐鄭。及櫟。子良曰。晉楚不務德。而以兵爭。與其來者可也。晉楚無信。我焉得有信。乃從楚。夏。楚盟于辰陵。陳鄭服也。楚左尹子重侵宋。王待諸郔。令尹蔿艾獵城沂。使封人慮事。以授司徒。量功命日。分財用。平板幹。稱畚築。程土物。議遠邇。略基趾。具餱糧。度有司。事三旬而成。不愆于素。晉郤成子求成于衆狄。衆狄疾赤狄之役。遂服于晉。秋。會于欑函。衆狄服也。是行諸大夫欲召狄。郤成子曰。吾聞之。非德莫如勤。非勤何以求人。能勤有繼。其從之也。詩曰。文王既勤止。文王猶勤。況寡德乎。冬。楚子爲陳夏氏亂故伐陳。謂陳人無動。將討於少西氏。遂入陳。殺夏徵舒。轘諸栗門。因縣陳。陳侯在晉。申叔時使於齊。反。復命而退。王使讓之。曰。夏徵舒爲不道。弑其君。寡人以諸侯討而戮之。諸侯縣公皆慶寡人。汝獨不慶寡人。何故。對曰。猶可辭乎。王曰。可哉。曰。夏徵舒弑其君。其罪大矣。討而戮之。君之義也。抑人亦有言。曰。牽牛以蹊人之田。而田主奪之牛。牽牛以蹊者。信有罪矣。而奪之牛。罰已重矣。諸侯之從楚也。曰。討有罪也。今縣陳。貪其富也。以討召諸侯。而以貪歸之。無乃不可乎。王曰。善哉。吾未之聞也。反之可乎。對曰。可哉。吾儕小人所謂取諸其懷而與之也。乃復封陳。鄉取一人焉。以歸。謂之夏州。故書曰。楚子入陳。納公孫寧儀行父于陳。書有禮也。厲之役。鄭伯逃歸。自是楚未得志焉。鄭既受盟于辰陵。又徼事于晉。

春秋左氏傳 卷第十

遠日。避不懷也。城平陽。書時也。陳及晉平。楚師伐陳。取成而還。

經　九年。春。王正月。公如齊。公至自齊。夏。仲孫蔑如京師。齊侯伐萊。秋。取根牟。八月。滕子卒。九月。晉侯宋公衞侯鄭伯曹伯會于扈。晉荀林父帥師伐陳。辛酉。晉侯黑臀卒于扈。冬。十月癸酉。衞侯鄭卒。宋人圍滕。楚子伐鄭。晉郤缺帥師救鄭。陳殺其大夫洩冶。

傳　九年。春。王使來徵聘。夏。孟獻子聘于周。王以爲有禮。厚賄之。秋。取根牟。言易也。滕昭公卒。會于扈。討不睦也。陳侯不會。晉荀林父帥諸侯之師伐陳。晉侯卒于扈。乃還。冬。宋人圍滕。因其喪也。陳靈公與孔寧儀行父通於夏姬。皆衷其衵服。以戲于朝。洩冶諫曰。公卿宣淫。民無效焉。且聞不令。君其納之。公曰。吾能改矣。公告二子。二子請殺之。公弗禁。遂殺洩冶。孔子曰。詩曰。民之多僻。無自立辟。其洩冶之謂乎。楚子爲厲之役故伐鄭。晉郤缺救鄭。鄭伯敗楚師于柳棼。國人皆喜。唯子良憂曰。是國之災也。吾死無日矣。

經　十年。春。公如齊。公至自齊。齊人歸我濟西田。夏。四月丙辰。日有食之。己巳。齊侯元卒。齊崔氏出奔衞。公如齊。五月。公至自齊。癸巳。陳夏徵舒弑其君平國。六月。宋師伐滕。公孫歸父如齊。葬齊惠公。晉人宋人衞人曹人伐鄭。秋。天王使王季子來聘。公孫歸父帥師伐邾。取繹。大水。季孫行父如齊。冬。公孫歸父如齊。齊侯使國佐來聘。饑。楚子伐鄭。

傳　十年。春。公如齊。齊侯以我服故。歸濟西之田。夏。齊惠公卒。崔杼有寵於惠公。高國畏其偪也。公卒而逐之。奔衞。書曰崔氏。非其罪也。且告以族。不以名。凡諸侯之大夫違。告於諸侯。曰某氏之守臣某。失守宗廟。敢告。所有玉帛之使者則告。不然則否。公如齊奔喪。陳靈公與孔寧儀行父飲酒於夏氏。公謂行父曰。徵舒似汝。對曰。亦似君。徵舒病之。公出。自其廄射而殺之。二子奔楚。滕人恃晉。而不事宋。六月。宋師伐滕。鄭及楚平。諸侯之師伐鄭。取成而還。秋。

傳　五年。春。公如齊。高固使齊侯止公。請叔姬焉。夏。公至自齊。書過也。秋。九月。齊高固來逆女。自爲也。故書曰逆叔姬。卿自逆也。冬。來。反馬也。楚子伐鄭。陳及楚平。晉荀林父救鄭伐陳。

經　六年。春。晉趙盾衞孫免侵陳。夏。四月。秋。八月。螽。冬。十月。

傳　六年。春。晉衞侵陳。陳卽楚故也。夏。定王使子服求后於齊。秋。赤狄伐晉。圍懷及邢丘。晉侯欲伐之。中行桓子曰。使疾其民。以盈其貫。將可殪也。周書曰。殪戎殷。此類之謂也。冬。召桓公逆王后于齊。楚人伐鄭。取成而還。鄭公子曼滿與王子伯廖語。欲爲卿。伯廖告人曰。無德而貪。其在周易豐䷶之離䷝。弗過之矣。間一歲。鄭人殺之。

經　七年。春。衞侯使孫良夫來盟。夏。公會齊侯伐萊。秋。公至自伐萊。大旱。冬。公會晉侯宋公衞侯鄭伯曹伯于黑壤。

傳　七年。春。衞孫桓子來盟。始通。且謀會晉也。夏。公會齊侯伐萊。不與謀也。凡師出。與謀曰及。不與謀曰會。赤狄侵晉。取向陰之禾。鄭及晉平。公子宋之謀也。故相鄭伯以會。冬。盟于黑壤。王叔桓公臨之。以謀不睦。晉侯之立也。公不朝焉。又不使大夫聘。晉人止公于會。盟于黃父。公不與盟。以賂免。故黑壤之盟不書。諱之也。

經　八年。春。公至自會。夏。六月。公子遂如齊。至黃乃復。辛巳。有事于大廟。仲遂卒于垂。壬午猶繹。萬入去籥。戊子。夫人嬴氏薨。晉師白狄伐秦。楚人滅舒蓼。秋。七月甲子。日有食之。既。冬。十月己丑。葬我小君敬嬴。雨不克葬。庚寅。日中而克葬。城平陽。楚師伐陳。

傳　八年。春。白狄及晉平。夏。會晉伐秦。晉人獲秦諜。殺諸絳市。六日而蘇。有事於大廟。襄仲卒。而繹。非禮也。楚爲衆舒叛。故伐舒蓼。滅之。楚子疆之。及滑汭。盟吳越而還。晉胥克有蠱疾。郤缺爲政。秋。廢胥克。使趙朔佐下軍。冬。葬敬嬴。旱無麻。始用葛茀。雨不克葬。禮也。禮卜葬先

以告。及食大夫黿。召子公而弗與也。子公怒。染指於鼎。嘗之而出。公怒。欲殺子公。子公與子家謀先。子家曰畜老猶憚殺之。而況君乎。反譖子家。子家懼而從之。夏。弒靈公。書曰鄭公子歸生弒其君夷。權不足也。君子曰。仁而不武。無能達也。凡弒君。稱君君無道也。稱臣臣之罪也。鄭人立子良。子良辭曰。以賢則去疾不足。以順則公子堅長。乃立襄公。襄公將去穆氏。而舍子良。子良不可。曰穆氏宜存則固願也。若將亡之。則亦皆亡。去疾何爲。乃舍之。皆爲大夫。

初楚司馬子良生子越椒。子文曰。必殺之。是子也。熊虎之狀。而豺狼之聲。弗殺必滅若敖氏矣。諺曰。狼子野心。是乃狼也。其可畜乎。子良不可。子文以爲大慼。及將死。聚其族。曰椒也知政。乃速行矣。無及於難。且泣曰。鬼猶求食。若敖氏之鬼。不其餒而。及令尹子文卒。鬬般爲令尹。子越爲司馬。蔿賈爲工正。譖子揚而殺之。子越爲令尹。己爲司馬。子越又惡之。乃以若敖氏之族。圄伯嬴於轑陽而殺之。遂處烝野。將攻王。王以三王之子爲質焉。弗受。師于漳澨。秋。七月戊戌。楚子與若敖氏戰于皐滸。伯棼射王。汰輈。及鼓跗。著於丁寧。又射。汰輈。以貫笠轂。師懼退。王使巡師。曰吾先君文王克息。獲三矢焉。伯棼竊其二。盡於是矣。鼓而進之。遂滅若敖氏。初若敖娶於䢵。生鬬伯比。若敖卒。從其母畜於䢵。淫於䢵子之女。生子文焉。䢵夫人使棄諸夢中。虎乳之。䢵子田。見之懼而歸。夫人以告。遂使收之。楚人謂乳穀。謂虎於菟。故命之曰鬬穀於菟。以其女妻伯比。實爲令尹子文。其孫箴尹克黃使於齊。還及宋聞亂。其人曰。不可以入矣。箴尹曰。棄君之命。獨誰受之。君天也。天可逃乎。遂歸復命。而自拘於司敗。王思子文之治楚國也。曰子文無後。何以勸善。使復其所。改命曰生。冬。楚子伐鄭。鄭未服也。

經　五年。春。公如齊。夏。公至自齊。秋。九月。齊高固來逆叔姬。叔孫得臣卒。冬。齊高固及子叔姬來。楚人伐鄭。

備。使民知神姦。故民入川澤山林。不逢不若。螭魅罔兩。莫能逢之。用能協于上下。以承天休。桀有昏德。鼎遷于商。載祀六百。商紂暴虐。鼎遷于周。德之休明。雖小重也。其姦回昏亂。雖大輕也。天祚明德。有所底止。成王定鼎于郟鄏。卜世三十。卜年七百。天所命也。今周德雖衰。天命未改。鼎之輕重。未可問也。夏。楚人侵鄭。鄭卽晉故也。宋文公卽位三年。殺母弟須及昭公子。武氏之謀也。使戴桓之族。攻武氏於司馬子伯之館。盡逐武穆之族。以曹師伐宋。秋。宋師圍曹。報武氏之亂也。冬。鄭穆公卒。初鄭文公有賤妾。曰燕姞。夢天使與己蘭。曰余爲伯儵。余而祖也。以是爲而子。以蘭有國香。人服媚之如是也。旣而文公見之。與之蘭而御之。辭曰。妾不才。幸而有子。將不信。敢徵蘭乎。公曰。諾。生穆公。名之曰蘭。文公報鄭子之妃。曰陳嬀。生子華子臧。子臧得罪而出。誘子華而殺之南里。使盜殺子臧於陳宋之間。又娶于江。生公子士。朝于楚。楚人酖之。及葉而死。又娶于蘇。生子瑕子俞彌。俞彌早卒。洩駕惡瑕。文公亦惡之。故不立也。公逐羣公子。公子蘭奔晉。從晉文公伐鄭。石癸曰。吾聞姬姞耦。其子孫必蕃。姞吉人也。后稷之元妃也。今公子蘭姞甥也。天或啓之。必將爲君。其後必蕃。先納之。可以亢寵。與孔將鉏侯宣多納之。盟于大宮而立之。以與晉平。穆公有疾。曰蘭死吾其死乎。吾所以生也。刈蘭而卒。

經 四年。春。王正月。公及齊侯平莒及郯。莒人不肯。公伐莒取向。秦伯稻卒。夏。六月乙酉。鄭公子歸生弑其君夷。赤狄侵齊。秋。公如齊。公至自齊。冬。楚子伐鄭。

傳 四年。春。公及齊侯平莒及郯。莒人不肯。公伐莒取向。非禮也。平國以禮。不以亂。伐而不治。亂也。以亂平亂。何治之有。無治。何以行禮。楚人獻黿於鄭靈公。公子宋與子家將入見。子公之食指動。以示子家。曰他日我如此。必嘗異味。及入。宰夫將解黿。相視而笑。公問之。子家

宣子驟諫。公患之。使鉏麑賊之。晨往。寢門闢矣。盛服將朝。尚早。坐而假寐。麑退而歎。而言曰。不忘恭敬。民之主也。賊民之主。不忠。棄君之命。不信。有一於此。不如死也。觸槐而死。秋。九月。晉侯飲趙盾酒。伏甲將攻之。其右提彌明知之。趨登曰。臣侍君宴。過三爵。非禮也。遂扶以下。公嗾夫獒焉。明搏而殺之。盾曰。棄人用犬。雖猛何爲。鬭且出。提彌明死之。初宣子田於首山。舍于翳桑。見靈輒餓。問其病。曰不食三日矣。食之。舍其半。問之。曰宦三年矣。未知母之存否。今近焉。請以遺之。使盡之。而爲之簞食與肉。寘諸橐以與之。既而與爲公介。倒戟以禦公徒。而免之。問何故。對曰。翳桑之餓人也。問其名居。不告而退。遂自亡也。乙丑。趙穿殺靈公於桃園。宣子未出山而復。大史書曰。趙盾弑其君。以示於朝。宣子曰。不然。對曰。子爲正卿。亡不越竟。反不討賊。非子而誰。宣子曰。嗚呼。詩曰。我之懷矣。自詒伊慼。其我之謂矣。孔子曰。董狐古之良史也。書法不隱。趙宣子古之良大夫也。爲法受惡。惜也。越境乃免。宣子使趙穿逆公子黑臀于周而立之。壬申。朝于武宮。初麗姬之亂。詛無畜羣公子。自是晉無公族。及成公即位。乃宦卿之嫡而爲之田。以爲公族。又宦其餘子。亦爲餘子。其庶子爲公行。晉於是有公族餘子公行。趙盾請以括爲公族。曰君姬氏之愛子也。微君姬氏。則臣狄人也。公許之。冬。趙盾爲旄車之族。使屏季以其故族爲公族大夫。

經 三年。春。王正月。郊牛之口傷。改卜牛。牛死。乃不郊。猶三望。葬匡王。楚子伐陸渾之戎。夏。楚人侵鄭。秋。赤狄侵齊。宋師圍曹。冬。十月丙戌。鄭伯蘭卒。葬鄭穆公。

傳 三年。春。不郊。而望。皆非禮也。望郊之屬也。不郊亦無望可也。晉侯伐鄭。及郔。鄭及晉平。士會入盟也。楚子伐陸渾之戎。遂至於雒。觀兵于周疆。定王使王孫滿勞楚子。楚子問鼎之大小輕重焉。對曰。在德。不在鼎。昔夏之方有德。遠方圖物。貢金九牧。鑄鼎象物。百物而爲之

經　二年。春。王二月壬子。宋華元帥師。及鄭公子歸生帥師。戰于大棘。宋師敗績。獲宋華元。秦師伐晉。夏。晉人宋人衞人陳人侵鄭。秋。九月乙丑。晉趙盾弑其君夷皋。冬。十月乙亥。天王崩。

傳　二年。春。鄭公子歸生命于楚。伐宋。宋華元樂呂御之。二月壬子。戰于大棘。宋師敗績。囚華元。獲樂呂。及甲車四百六十乘。俘二百五十人。馘百。狂狡輅鄭人。鄭人入于井。倒戟而出之。獲狂狡。君子曰。失禮違命。宜其爲禽也。戎。昭果毅以聽之之謂禮。殺敵爲果。致果爲毅。易之戮也。將戰。華元殺羊食士。其御羊斟不與。及戰。曰疇昔之羊。子爲政。今日之事。我爲政。與入鄭師。故敗。君子謂羊斟非人也。以其私憾。敗國殄民。於是刑孰大焉。詩所謂人之無良者。其羊斟之謂乎。殘民以逞。宋人以兵車百乘。文馬百駟。以贖華元于鄭。半入。華元逃歸。立于門外。告而入。見叔牂。曰子之馬然也。對曰。非馬也。其人也。既合而來奔。宋城。華元爲植巡功。城者謳曰。睅其目。皤其腹。弃甲而復。于思于思。棄甲復來。使其驂乘謂之。曰牛則有皮。犀兕尙多。棄甲則那。役人曰。縱其有皮。丹漆若何。華元曰。去之。夫其口衆而我寡。秦師伐晉。以報崇也。遂圍焦。夏。晉趙盾救焦。遂自陰地。及諸侯之師侵鄭。以報大棘之役。楚鬭椒救鄭。曰能欲諸侯。而惡其難乎。遂次于鄭。以待晉師。趙盾曰。彼宗競於楚。殆將斃矣。姑益其疾。乃去之。晉靈公不君。厚斂以彫牆。從臺上彈人。而觀其避丸也。宰夫胹熊蹯不熟。殺之。寘諸畚。使婦人載以過朝。趙盾士季見其手。問其故。而患之。將諫。士季曰。諫而不入。則莫之繼也。會請先。不入則子繼之。三進及溜。而後視之。曰吾知所過矣。將改之。稽首而對。曰人誰不過。過而能改。善莫大焉。詩曰。靡不有初。鮮克有終。夫如是。則能補過者鮮矣。君又有終。則社稷之固也。豈唯羣臣賴之。又曰。袞職有闕。惟仲山甫補之。能補過也。君肯補過。袞不廢矣。靈公猶不改。

春秋左氏傳 卷第十

宣公上

經 元年。春。王正月。公卽位。公子遂如齊逆女。三月。遂以夫人婦姜至自齊。夏。季孫行父如齊。晉放其大夫胥甲父于衞。公會齊侯于平州。公子遂如齊。六月。齊人取濟西田。秋。邾子來朝。楚子鄭人侵陳。遂侵宋。晉趙盾帥師救陳。宋公陳侯衞侯曹伯會晉師于棐林伐鄭。冬。晉趙穿帥師侵崇。晉人宋人伐鄭。

傳 元年。春。王正月。公子遂如齊逆女。尊君命也。三月。遂以夫人婦姜至自齊。尊夫人也。夏季文子如齊。納賂以請會。晉人討不用命。放胥甲父于衞。而立胥克。先辛奔齊。會于平州。以定公位。東門襄仲如齊拜成。六月。齊人取濟西之田。爲立公故。以賂齊也。宋人之弒昭公也。晉荀林父以諸侯之師伐宋。宋及晉平。宋文公受盟于晉。又會諸侯于扈。將爲魯討齊。皆取賂而還。鄭穆公曰。晉不足與也。遂受盟于楚。陳共公之卒也。楚人不禮焉。陳靈公受盟于晉。秋。楚子侵陳。遂侵宋。晉趙盾帥師救陳宋。會于棐林。以伐鄭也。楚蔿賈救鄭。遇于北林。囚晉解揚。晉人乃還。晉欲求成於秦。趙穿曰。我侵崇。秦急崇。必救之。吾以求成焉。冬。趙穿侵崇。秦弗與成。晉人伐鄭。以報北林之役也。於是晉侯侈。趙宣子爲政。驟諫而不入。故不競於楚。

以比三凶。謂之饕餮。舜臣堯。賓于四門。流四凶族。渾敦窮奇檮杌饕餮。投諸四裔。以禦螭魅。
是以堯崩。而天下如一。同心戴舜。以爲天子。以其擧十六相。去四凶也。故虞書數舜之功。曰
愼徽五典。五典克從。無違敎也。曰納于百揆。百揆時序。無廢事也。曰賓于四門。四門穆穆。無
凶人也。舜有大功二十。而爲天子。今行父雖未獲一吉人。去一凶矣。於舜之功。二十之一也。
庶幾免於戾乎。宋武穆之族。導昭公子。將奉司城須以作亂。十二月。宋公殺母弟須及昭公
子。使戴莊桓之族攻武氏於司馬子伯之館。遂出武穆之族。使公孫師爲司城。公子朝卒。使
樂呂爲司寇。以靖國人。

春秋左氏傳 卷第九

之中。公冉務人奉其帑以奔蔡。既而復叔仲氏。夫人姜氏歸于齊。大歸也。將行。哭而過市。曰天乎。仲爲不道。殺嫡立庶。市人皆哭。魯人謂之哀姜。莒紀公生大子僕。又生季佗。愛季佗而黜僕。且多行無禮於國。僕因國人以弑紀公。以其寶玉來奔。納諸宣公。公命與之邑。曰今日必授。季文子使司寇出諸境。曰今日必達。公問其故。季文子使大史克對。曰先大夫臧文仲教行父事君之禮。行父奉以周旋。弗敢失隊。曰見有禮於其君者。事之如孝子之養父母也。見無禮於其君者。誅之如鷹鸇之逐鳥雀也。先君周公制周禮。曰則以觀德。德以處事。事以度功。功以食民。作誓命。曰毀則爲賊。掩賊爲藏。竊賄爲盜。盜器爲姦。主藏之名。賴姦之用。爲大凶德。有常無赦。在九刑不忘。行父還觀莒僕。莫可則也。孝敬忠信爲吉德。盜賊藏姦爲凶德。夫莒僕則其孝敬。則弑君父矣。則其忠信。則竊寶玉矣。其人則盜賊也。其器則姦兆也。保而利之。則主藏也。以訓則昏。民無則焉。不度於善。而皆在於凶德。是以去之。昔高陽氏有才子八人。蒼舒・隤敳・檮戭・大臨・尨降・庭堅・仲容・叔達。齊聖廣淵。明允篤誠。天下之民謂之八愷。高辛氏有才子八人。伯奮・仲堪・叔獻・季仲・伯虎・仲熊・叔豹・季貍。忠肅恭懿。宣慈惠和。天下之民謂之八元。此十六族也。世濟其美。不隕其名。以至于堯。堯弗能舉。舜臣堯。舉八愷。使主后土。以揆百事。莫不時序。地平天成。舉八元。使布五教于四方。父義。母慈。兄友。弟共。子孝。內平外成。昔帝鴻氏有不才子。掩義隱賊。好行凶德。醜類惡物。頑嚚不友。是與比周。天下之民謂之渾敦。少皞氏有不才子。毀信廢忠。崇飾惡言。靖譖庸回。服讒蒐慝。以誣盛德。天下之民謂之窮奇。顓頊氏有不才子。不可教訓。不知話言。告之則頑。舍之則嚚。傲很明德。以亂天常。天下之民謂之檮杌。此三族也。世濟其凶。增其惡名。以至于堯。堯不能去。縉雲氏有不才子。貪于飲食。冒于貨賄。侵欲崇侈。不可盈厭。聚斂積實。不知紀極。不分孤寡。不恤窮匱。天下之民

則蔑以過之矣。今大國曰。爾未逞吾志。敝邑有亡。無以加焉。古人有言。曰畏首畏尾。身其餘幾。又曰。鹿死不擇音。小國之事大國也。德則其人也。不德其鹿也。鋌而走險。急何能擇。命之罔極。亦知亡矣。將悉敝賦以待于儵。唯執事命之。文公二年六月壬申。朝于齊。四年二月壬戌。爲齊侵蔡。亦獲成於楚。居大國之間。而從於強令。豈其罪也。大國若弗圖。無所逃命。晉鞏朔行成於鄭。趙穿公壻池爲質焉。秋。周甘歜敗戎于邥垂。乘其飲酒也。冬。十月。鄭大子夷石楚爲質于晉。襄仲如齊。拜穀之盟。復曰。臣聞齊人將食魯之麥。以臣觀之。將不能。齊君之語偸。臧文仲有言。曰民主偸必死。

經　十有八年。春。王二月丁丑。公薨于臺下。秦伯罃卒。夏。五月戊戌。齊人弒其君商人。六月癸酉。葬我君文公。秋。公子遂叔孫得臣如齊。冬。十月。子卒。夫人姜氏歸于齊。季孫行父如齊。莒弒其君庶其。

傳　十八年。春。齊侯戒師期。而有疾。醫曰。不及秋將死。公聞之。卜曰。尚無及期。惠伯令龜。卜楚丘占之。曰齊侯之不及期。非疾也。君亦不聞。令龜有咎。二月丁丑。公薨。齊懿公之爲公子也。與邴歜之父爭田。弗勝。及即位。乃掘而刖之。而使歜僕。納閻職之妻。而使職驂乘。夏。五月。公游于申池。二人浴于池。歜以扑抶職。職怒。歜曰。人奪汝妻而不怒。一抶汝。庸何傷。職曰。與刖其父而弗能病者何如。乃謀弒懿公。納諸竹中。歸。舍爵而行。齊人立公子元。六月。葬文公。秋。襄仲莊叔如齊。惠公立故也。且拜葬也。文公二妃敬嬴生宣公。敬嬴嬖。而私事襄仲。宣公長而屬諸襄仲。襄仲欲立之。叔仲不可。仲見於齊侯而請立之。齊侯新立。而欲親魯。許之。冬。十月。仲殺惡及視。而立宣公。書曰子卒。諱之也。仲以君命召惠伯。其宰公冉務人止之。曰入必死。叔仲曰。死君命可也。公冉務人曰。若君命可死。非君命何聽。弗聽。乃入。殺而埋之馬矢

以因夫人。於是華元爲右師。公孫友爲左師。華耦爲司馬。鱗鱹爲司徒。蕩意諸爲司城。公子朝爲司寇。初司城蕩卒。公孫壽辭司城。請使意諸爲之。既而告人曰。君無道。吾官近。懼及焉。棄官則族無所庇。子身之貳也。姑紓死焉。雖亡子猶不亡族。既夫人將使公田孟諸而殺之。公知之。盡以寶行。蕩意諸曰。盍適諸侯。公曰。不能其大夫至于君祖母以及國人。諸侯誰納我。且既爲人君。而又爲人臣。不如死。盡以其寶賜左右而使行。夫人使謂司城去公。對曰。臣之而逃其難。若後君何。冬十一月甲寅。宋昭公將田孟諸。未至。夫人王姬使帥甸攻而殺之。蕩意諸死之。書曰宋人弒其君杵臼。君無道也。文公卽位。使母弟須爲司城。華耦卒。而使蕩虺爲司馬。

經　十有七年。春。晉人衞人陳人鄭人伐宋。夏四月癸亥。葬我小君聲姜。齊侯伐我北鄙。六月癸未。公及齊侯盟于穀。諸侯會于扈。秋。公至自穀。冬。公子遂如齊。

傳　十七年。春。晉荀林父衞孔達陳公孫寧鄭石楚伐宋。討曰。何故弒君。猶立文公而還。卿不書。失其所也。夏四月癸亥。葬聲姜。有齊難。是以緩。齊侯伐我北鄙。襄仲請盟。六月盟于穀。晉侯蒐于黃父。遂復合諸侯于扈。平宋也。公不與會。齊難故也。書曰諸侯。無功也。於是晉侯不見鄭伯。以爲貳於楚也。鄭子家使執訊而與之書。以告趙宣子。曰寡君卽位三年。召蔡侯而與之事君。九月蔡侯入于敝邑以行。敝邑以侯宣多之難。寡君是以不得與蔡侯偕。十一月。克減侯宣多。而隨蔡侯以朝于執事。十二年六月。歸生佐寡君之嫡夷。以請陳侯于楚。而朝諸君。十四年七月。寡君又朝。以蕆陳事。十五年五月。陳侯自敝邑往朝于君。往年正月。燭之武往朝夷也。八月。寡君又往朝。以陳蔡之密邇於楚。而不敢貳焉。則敝邑之故也。雖敝邑之事君。何以不免。在位之中。一朝于襄。而再見於君。夷與孤之二三臣。相及於絳。雖我小國。

而討於有禮者。曰女何故行禮。禮以順天。天之道也。己則反天。而又以討人。難以免矣。詩曰胡不相畏。不畏于天。君子之不虐幼賤。畏于天也。在周頌。曰畏天之威。于時保之。不畏于天。將何能保。以亂取國。奉禮以守。猶懼不終。多行無禮。弗能在矣。

經　十有六年。春。季孫行父會齊侯于陽穀。齊侯弗及盟。夏。五月。公四不視朔。六月戊辰。公子遂及齊侯盟于郪丘。秋。八月辛未。夫人姜氏薨。毀泉臺。楚人秦人巴人滅庸。冬。十有一月。宋人弑其君杵臼。

傳　十六年。春。王正月。及齊平。公有疾。使季文子會齊侯于陽穀。請盟。齊侯不肯。曰請俟君間。夏。五月。公四不視朔。疾也。公使襄仲納賂于齊侯。故盟于郪丘。有蛇自泉宮出入于國。如先君之數。秋。八月辛未。聲姜薨。毀泉臺。楚大飢。戎伐其西南。至于阜山。師于大林。又伐其東南。至于陽丘。以侵訾枝。庸人帥羣蠻以叛楚。麇人率百濮聚於選。將以伐楚。於是申息之北門不啓。楚人謀徙於阪高。蔿賈曰。不可。我能往。寇亦能往。不如伐庸。夫麇與百濮。謂我飢不能師。故伐我也。若我出師。必懼而歸。百濮離居。將各走其邑。誰暇謀人。乃出師。旬有五日。百濮乃罷。自廬以往。振廩同食。次于句澨。使廬戢棃侵庸。及庸方城。庸人逐之。囚子揚窻。三宿而逸。曰庸師衆。羣蠻聚焉。不如復大師。且起王卒。合而後進。師叔曰。不可。姑又與之遇以驕之。彼驕我怒。而後可克。先君蚡冒所以服陘隰也。又與之遇。七遇皆北。唯裨鯈魚人實逐之。庸人曰。楚不足與戰矣。遂不設備。楚子乘馹。會師于臨品。分爲二隊。子越自石溪。子貝自仞以伐庸。秦人巴人從楚師。羣蠻從楚子盟。遂滅庸。宋公子鮑禮於國人。宋飢。竭其粟而貸之。年自七十以上。無不饋詒也。時加羞珍異。無日不數於六卿之門。國之材人。無不事也。親自桓以下。無不恤也。公子鮑美而艶。襄夫人欲通之。而不可。乃助之施。昭公無道。國人奉公子鮑。

西鄙。季孫行父如晉。冬。十有一月。諸侯盟于扈。十有二月。齊人來歸子叔姬。齊侯侵我西鄙。
遂伐曹入其郛。

傳　十五年。春。季文子如晉。爲單伯與子叔姬故也。三月。宋華耦來盟。其官皆從之。書曰宋司馬華孫。貴之也。公與之宴。辭曰。君之先臣督得罪於宋殤公。名在諸侯之策。臣承其祀。其敢辱君。請承命於亞旅。魯人以爲敏。夏。曹伯來朝。禮也。諸侯五年再相朝。以脩王命。古之制也。齊人或爲孟氏謀。曰魯爾親也。飾棺寘諸堂阜。魯必取之。從之。卞人以告。惠叔猶毀。以爲請。立於朝以待命。許之。取而殯之。齊人送之。書曰齊人歸公孫敖之喪。爲孟氏且國故也。葬視共仲。聲己不視。帷堂而哭。襄仲欲勿哭。惠伯曰。喪親之終也。雖不能始。善終可也。史佚有言曰。兄弟致美。救乏。賀善。弔災。祭敬。喪哀。情雖不同。毋絶其愛。親之道也。子無失道。何怨於人。襄仲說。帥兄弟以哭之。他年其二子來。孟獻子愛之。聞於國。或譖之曰。將殺子。獻子以告季文子。二子曰。夫子以愛我聞。我以將殺子聞。不亦遠於禮乎。遠禮不如死。一人門于句鼆。一人門于戾丘。皆死焉。六月辛丑朔。日有食之。鼓用牲于社。非禮也。日有食之。天子不舉。伐鼓于社。諸侯用幣于社。伐鼓于朝。以昭事神。訓民事君。示有等威。古之道也。齊人許單伯請而赦之。使來致命。書曰單伯至自齊。貴之也。新城之盟。蔡人不與。晉郤缺以上軍下軍伐蔡。曰君弱。不可以怠。戊申入蔡。以城下之盟而還。凡勝國曰滅之。獲大城焉曰入之。秋。齊人侵我西鄙。故季文子告于晉。冬。十一月。晉侯・宋公・衛侯・蔡侯・陳侯・鄭伯・許男・曹伯盟于扈。尋新城之盟。且謀伐齊也。齊人賂晉侯。故不克而還。於是有齊難。是以公不會。書曰諸侯盟于扈。無能爲故也。凡諸侯會。公不與不書。諱君惡也。與而不書。後也。齊人來歸子叔姬。王故也。齊侯侵我西鄙。謂諸侯不能也。遂伐曹入其郛。討其來朝也。季文子曰。齊侯其不免乎。己則無禮。

書懲不敬也。邾文公之卒也。公使弔焉。不敬。邾人來討伐我南鄙。故惠伯伐邾。子叔姬妃齊昭公。生舍。叔姬無寵。舍無威。公子商人驟施於國。而多聚士。盡其家。貸於公有司以繼之。夏五月。昭公卒。舍卽位。邾文公元妃齊姜生定公。二妃晉姬生捷菑。文公卒。邾人立定公。捷菑奔晉。六月。同盟于新城。從於楚者服。且謀邾也。秋七月乙卯夜。齊商人弑舍而讓元。元曰。爾求之久矣。我能事爾。爾不可使多蓄憾。將免我乎。爾爲之。有星孛入于北斗。周內史叔服曰。不出七年。宋齊晉之君皆將死亂。晉趙盾以諸侯之師八百乘納捷菑于邾。邾人辭曰。齊出貜且長。宣子曰。辭順而弗從不祥。乃還。周公將與王孫蘇訟乎晉。王叛王孫蘇。而使尹氏與聃啓訟周公于晉。趙宣子平王室而復之。楚莊王立。子孔潘崇將襲羣舒。使公子燮與子儀守。而伐舒蓼。二子作亂。城郢。而使賊殺子孔。不克而還。八月。二子以楚子出。將如商密。廬戢棃及叔麇誘之。遂殺鬭克及公子燮。初鬭克囚于秦。秦有殽之敗。而使歸求成。成而不得志。公子燮求令尹而不得。故二子作亂。穆伯之從己氏也。魯人立文伯。穆伯生二子於莒。而求復。文伯以爲請。襄仲使無朝聽命。復而不出。三年而盡室以復適莒。文伯疾而請曰。穀之子弱。請立難也。許之。文伯卒。立惠叔。穆伯請重賂以求復。惠叔以爲請。許之。將來。九月。卒于齊。告喪請葬。弗許。宋高哀爲蕭封人。以爲卿。不義宋公而出。遂來奔。書曰宋子哀來奔。貴之也。齊人定懿公。使來告難。故書以九月。齊公子元不順懿公之爲政也。終不曰公。曰夫己氏。襄仲使告于王。請以王寵求昭姬于齊。曰殺其子。焉用其母。請受而罪之。冬。單伯如齊。請子叔姬。齊人執之。又執子叔姬。

經　十有五年。春。季孫行父如晉。三月。宋司馬華孫來盟。夏。曹伯來朝。齊人歸公孫敖之喪。六月辛丑朔。日有食之。鼓用牲于社。單伯至自齊。晉郤缺帥師伐蔡。戊申入蔡。秋。齊人侵我

屋壞。公冬如晉。衞侯會公于沓。狄侵衞。十有二月己丑。公及晉侯盟。公還自晉。鄭伯會公于棐。

傳 十三年。春。晉侯使詹嘉處瑕。以守桃林之塞。晉人患秦之用士會也。夏。六卿相見於諸浮。趙宣子曰。隨會在秦。賈季在狄。難日至矣。若之何。中行桓子曰。請復賈季。能外事。且由舊勳。郤成子曰。賈季亂。且罪大。不如隨會。能賤而有恥。柔而不犯。其知足使也。且無罪。乃使魏壽餘僞以魏叛者。以誘士會。執其帑於晉。使夜逸。請自歸于秦。秦伯許之。履士會之足於朝。秦伯師于河西。魏人在東。壽餘曰。請東人之能與夫二三有司言者。吾與之先。使士會。士會辭曰。晉人虎狼也。若背其言。臣死。妻子爲戮。無益於君。不可悔也。秦伯曰。若背其言。所不歸爾帑者。有如河。乃行。繞朝贈之以策。曰子無謂秦無人。吾謀適不用也。既濟。魏人譟而還。秦人歸其帑。其處者爲劉氏。邾文公卜遷于繹。史曰。利於民而不利於君。邾子曰。苟利於民。孤之利也。天生民而樹之君。以利之也。民既利矣。孤必與焉。左右曰。命可長也。君何弗爲。邾子曰。命在養民。死之短長。時也。民苟利矣。遷也。吉莫如之。遂遷于繹。五月。邾文公卒。君子曰。知命。秋。七月。大室之屋壞。書不恭也。冬。公如晉。朝且尋盟。衞侯會公于沓。請平于晉。公還。鄭伯會公于棐。亦請平于晉。公皆成之。鄭伯與公宴于棐。子家賦鴻鴈。季文子曰。寡君未免於此。文子賦四月。子家賦載馳之四章。文子賦采薇之四章。鄭伯拜。公答拜。

經 十有四年。春。王正月。公至自晉。邾人伐我南鄙。叔彭生帥師伐邾。夏。五月乙亥。齊侯潘卒。六月。公會宋公陳侯衞侯鄭伯許男曹伯晉趙盾。癸酉。同盟于新城。秋。七月。有星孛入于北斗。公至自會。晉人納捷菑于邾。弗克納。九月甲申。公孫敖卒于齊。齊公子商人弒其君舍。宋子哀來奔。冬。單伯如齊。齊人執單伯。齊人執子叔姬。

傳 十四年。春。頃王崩。周公閱與王孫蘇爭政。故不赴。凡崩薨不赴則不書。禍福不告亦不

朝。秦伯使術來聘。冬。十有二月戊午。晉人秦人戰于河曲。季孫行父帥師城諸及鄆。

傳　十二年。春。郕伯卒。郕人立君。太子以夫鍾與郕邽來奔。公以諸侯逆之。非禮也。故書曰。郕伯來奔。不書地。尊諸侯也。杞桓公來朝。始朝公也。且請絕叔姬而無絕婚。公許之。二月叔姬卒。不言杞。絕也。書叔姬。言非女也。楚令尹大孫伯卒。成嘉爲令尹。羣舒叛楚。夏。子孔執舒子平及宗子。遂圍巢。秋。滕昭公來朝。亦始朝公也。秦伯使西乞術來聘。且言將伐晉。襄仲辭玉。曰。君不忘先君之好。照臨魯國。鎭撫其社稷。重之以大器。寡君敢辭玉。對曰。不腆敝器。不足辭也。主人三辭。賓答曰。寡君願徼福于周公魯公以事君。不腆先君之敝器。使下臣致諸執事。以爲瑞節。要結好命。所以藉寡君之命。結二國之好。是以敢致之。襄仲曰。不有君子。其能國乎。國無陋矣。厚賄之。秦爲令狐之役故。冬。秦伯伐晉。取羈馬。晉人禦之。趙盾將中軍。荀林父佐之。郤缺將上軍。臾駢佐之。欒盾將下軍。胥甲佐之。范無恤御戎。以從秦師于河曲。臾駢曰。秦不能久。請深壘固軍以待之。從之。秦人欲戰。秦伯謂士會曰。若何而戰。對曰。趙氏新出其屬曰臾駢。必實爲此謀。將以老我師也。趙有側室曰穿。晉君之壻也。有寵而弱。不在軍事。好勇而狂。且惡臾駢之佐上軍也。若使輕者肆焉。其可。秦伯以璧祈戰于河。十二月戊午。秦軍掩晉上軍。趙穿追之。不及。反。怒曰。裹糧坐甲。固敵是求。敵至不擊。將何俟焉。軍吏曰。將有待也。穿曰。我不知謀。將獨出。乃以其屬出。宣子曰。秦獲穿也。獲一卿矣。秦以勝歸。我何以報。乃皆出戰。交綏。秦行人夜戒晉師曰。兩軍之士。皆未慭也。明日請相見也。臾駢曰。使者目動而言肆。懼我也。將遁矣。薄諸河。必敗之。胥甲趙穿當軍門。呼曰。死傷未收而棄之。不惠也。不待期而薄人於險。無勇也。乃止。秦師夜遁。復侵晉入瑕。城諸及鄆。書時也。

經　十有三年。春。王正月。夏。五月壬午。陳侯朔卒。邾子蘧蒢卒。自正月不雨。至于秋七月。大室

春秋左氏傳 卷第九

文公下

經　十有一年。春。楚子伐麇。夏。叔仲彭生會晉郤缺于承匡。秋。曹伯來朝。公子遂如宋。狄侵齊。冬。十月甲午。叔孫得臣敗狄于鹹。

傳　十一年。春。楚子伐麇。成大心敗麇師於防渚。潘崇復伐麇。至于錫穴。夏。叔仲惠伯會晉郤缺于承匡。謀諸侯之從於楚者也。秋。曹文公來朝。卽位而來見也。襄仲聘于宋。且言司城蕩意諸而復之。因賀楚師之不害也。鄋瞞侵齊。遂伐我。公卜使叔孫得臣追之。吉。侯叔夏御莊叔。緜房甥爲右。富父終甥駟乘。冬。十月甲午。敗狄于鹹。獲長狄僑如。富父終甥摏其喉以戈殺之。埋其首於子駒之門。以名宣伯。初宋武公之世。鄋瞞伐宋。司徒皇父帥師禦之。耏班御皇父充石。公子穀甥爲右。司寇牛父駟乘。以敗狄于長丘。獲長狄緣斯。皇父及二子死焉。宋公於是以門賞耏班。使食其征。謂之耏門。晉之滅潞也。獲僑如之弟焚如。齊襄公之二年。鄋瞞伐齊。齊王子成父獲其弟榮如。埋其首於周首之北門。衞人獲其季弟簡如。鄋瞞由是遂亡。郕太子朱儒自安於夫鍾。國人弗徇。

經　十有二年。春。王正月。郕伯來奔。杞伯來朝。二月庚子。子叔姬卒。夏。楚人圍巢。秋。滕子來

將逃。臣歸死於司敗也。王使為工尹。又與子家謀弒穆王。穆王聞之。五月。殺鬬宜申及仲歸。秋。七月。及蘇子盟于女栗。頃王立故也。陳侯鄭伯會楚子于息。冬。遂及蔡侯次于厥貉。將以伐宋。宋華御事曰。楚欲弱我也。先為之弱乎。何必使誘我。我實不能。民何罪。乃逆楚子。勞且聽命。遂導以田孟諸。宋公為右孟。鄭伯為左孟。期思公復遂為右司馬。子朱及文之無畏為左司馬。命夙駕載燧。宋公違命。無畏抶其僕以徇。或謂子舟曰。國君不可戮也。子舟曰。當官而行。何彊之有。詩曰。剛亦不吐。柔亦不茹。毋縱詭隨。以謹罔極。是亦非辟彊也。敢愛死以亂官乎。厥貉之會。麇子逃歸。

春秋左氏傳 卷第八

公以其官逆之。皆復之。亦書以官。皆貴之也。夷之蒐。晉侯將登箕鄭父先都。而使士穀梁益耳將中軍。先克曰。狐趙之勳。不可廢也。從之。先克奪蒯得田于堇陰。故箕鄭父先都士穀梁益耳蒯得作亂。

經 九年。春。毛伯來求金。夫人姜氏如齊。二月。叔孫得臣如京師。辛丑葬襄王。晉人殺其大夫先都。三月。夫人姜氏至自齊。晉人殺其大夫士穀及箕鄭父。楚人伐鄭。公子遂會晉人宋人衞人許人救鄭。夏。狄侵齊。秋。八月。曹伯襄卒。九月癸酉。地震。冬。楚子使椒來聘。秦人來歸僖公成風之襚。葬曹共公。

傳 九年。春。王正月己酉。使賊殺先克。乙丑。晉人殺先都梁益耳。毛伯衞來求金。非禮也。不書王命。未葬也。二月。莊叔如周葬襄王。三月甲戌。晉人殺箕鄭父士穀蒯得。范山言於楚子曰。晉君少。不在諸侯。北方可圖也。楚子師于狼淵以伐鄭。囚公子堅公子尨及樂耳。鄭及楚平。公子遂會晉趙盾宋華耦衞孔達許大夫救鄭。不及楚師。卿不書。緩也。以懲不恪。夏。楚侵陳。克壺丘。以其服於晉也。秋。楚公子朱自東夷伐陳。陳人敗之。獲公子茷。陳懼。乃及楚平。冬。楚子越椒來聘。執幣傲。叔仲惠伯曰。是必滅若敖氏之宗。傲其先君。神弗福也。秦人來歸僖公成風之襚。禮也。諸侯相弔賀也。雖不當事。苟有禮焉。書也。以無忘舊好也。

經 十年。春。王三月辛卯。臧孫辰卒。夏。秦伐晉。楚殺其大夫宜申。自正月不雨。至于秋七月。及蘇子盟于女栗。冬。狄侵宋。楚子蔡侯次于厥貉。

傳 十年。春。晉人伐秦。取少梁。夏。秦伯伐晉。取北徵。初楚范巫矞似謂成王與子玉子西曰。三君將強死。城濮之役。王思之。故使止子玉。曰毋死。不及。止子西。子西縊而縣絕。王使適至。遂止之。使爲商公。沿漢泝江。將入郢。王在渚宮。下見之。懼而辭曰。臣免於死。又有讒言。謂臣

夏日之日也。秋。八月。齊侯·宋公·衛侯·陳侯·鄭伯·許男·曹伯。會晉趙盾。盟于扈。晉侯立故也。公後至。故不書所會。凡會諸侯。不書所會。後也。後至。不書其國。避不敏也。穆伯娶于莒。曰戴己。生文伯。其娣聲己生惠叔。戴己卒。又聘于莒。莒人以聲己辭。則爲襄仲聘焉。冬。徐伐莒。莒人來請盟。穆伯如莒涖盟。且爲仲逆。及鄢陵。登城見之。美。自爲娶之。仲請攻之。公將許之。叔仲惠伯諫。曰臣聞之。兵作於內爲亂。於外爲寇。寇猶及人。亂自及也。今臣作亂。而君不禁。以啓寇讎。若之何。公止之。惠伯成之。使仲舍之。公孫敖反之。復爲兄弟如初。從之。晉郤缺言於趙宣子。曰日衛不睦。故取其地。今已睦矣。可以歸之。叛而不討。何以示威。服而不柔。何以示懷。非威非懷。何以示德。無德何以主盟。子爲正卿。以主諸侯。而不務德。將若之何。夏書曰。戒之用休。董之用威。勸之以九歌。勿使壞。九功之德。皆可歌也。謂之九歌。六府三事。謂之九功。水火金木土穀。謂之六府。正德利用厚生。謂之三事。義而行之。謂之德禮。無禮不樂。所由叛也。若吾子之德。莫可歌也。其誰來之。盍使睦者歌吾子乎。宣子說之。

經　八年。春。王正月。夏。四月。秋。八月戊申。天王崩。冬。十月壬午。公子遂會晉趙盾。盟于衡雍。乙酉。公子遂會雒戎。盟于暴。公孫敖如京師。不至而復。丙戌。奔莒。螽。宋人殺其大夫司馬。宋司城來奔。

傳　八年。春。晉侯使解揚歸匡戚之田于衛。且復致公壻池之封。自申至于虎牢之境。夏。秦人伐晉。取武城。以報令狐之役。秋。襄王崩。晉人以扈之盟來討。冬。襄仲會晉趙孟。盟于衡雍。報扈之盟也。遂會伊雒之戎。書曰公子遂。珍之也。穆伯如周弔喪。不至。以幣奔莒。從己氏焉。宋襄夫人襄王之姊也。昭公不禮焉。夫人因戴氏之族。以殺襄公之孫孔叔·公孫鍾離·及大司馬公子卬。皆昭公之黨也。司馬握節以死。故書以官。司城蕩意諸來奔。效節於府人而出。

傳　七年。春。公伐邾。閒晉難也。三月甲戌。取須句。寘文公子焉。非禮也。夏。四月。宋成公卒。於是公子成爲右師。公孫友爲左師。樂豫爲司馬。鱗矔爲司徒。公子蕩爲司城。華御事爲司寇。昭公將去羣公子。樂豫曰。不可。公族公室之枝葉也。若去之。則本根无所庇蔭矣。葛藟猶能庇其本根。故君子以爲比。況國君乎。此諺所謂庇焉而縱尋斧焉者也。必不可。君其圖之。親之以德。皆股肱也。誰敢攜貳。若之何去之。不聽。穆襄之族。率國人以攻公。殺公孫固公孫鄭于公宮。六卿和公室。樂豫舍司馬以讓公子卬。昭公卽位而葬。書曰宋人殺其大夫。不稱名。衆也。且言非其罪也。秦康公送公子雍于晉。曰文公之入也无衞。故有呂郤之難。乃多與之徒衞。穆嬴日抱太子以啼于朝。曰先君何罪。其嗣亦何罪。舍適嗣不立。而外求君。將焉寘此。出朝。則抱以適趙氏。頓首於宣子。曰先君奉此子也。而屬諸子。曰此子也才。吾受子之賜。不才吾唯子之怨。今君雖終。言猶在耳。而棄之若何。宣子與諸大夫皆患穆嬴。且畏偪。乃背先蔑。而立靈公。以禦秦師。箕鄭居守。趙盾將中軍。先克佐之。荀林父佐上軍。先蔑將下軍。先都佐之。步招御戎。戎津爲右。及堇陰。宣子曰。我若受秦。秦則賓也。不受寇也。既不受矣。而復緩師。秦將生心。先人有奪人之心。軍之善謀也。逐寇如追逃。軍之善政也。訓卒利兵。秣馬蓐食。潛師夜起。戊子。敗秦師于令狐。至于刳首。己丑。先蔑奔秦。士會從之。先蔑之使也。荀林父止之。曰夫人太子猶在。而外求君。此必不行。子以疾辭若何。不然將及。攝卿以往可也。何必子。同官爲寮。吾嘗同寮。敢不盡心乎。弗聽。爲賦板之三章。又弗聽。及亡。荀伯盡送其帑及器用材賄於秦。曰爲同寮故也。士會在秦三年。不見士伯。其人曰。能亡人於國。不能見於此。焉用之。士季曰。吾與之同罪。非義之也。將何見焉。及歸遂不見。狄侵我西鄙。公使告于晉。趙宣子使因賈季問酆舒。且讓之。酆舒問於賈季曰。趙衰趙盾孰賢。對曰。趙衰冬日之日也。趙盾

遺後嗣。而又收其良以死。難以在上矣。君子是以知秦之不復東征也。秋。季文子將聘於晉。使求遭喪之禮以行。其人曰。將焉用之。文子曰。備豫不虞。古之善教也。求而無之實難。過求何害。八月乙亥。晉襄公卒。靈公少。晉人以難故。欲立長君。趙孟曰。立公子雍。好善而長。先君愛之。且近於秦。秦舊好也。置善則固。事長則順。立愛則孝。結舊則安。爲難故。故欲立長君。有此四德者。難必抒矣。賈季曰。不如立公子樂。辰嬴嬖於二君。立其子。民必安之。趙孟曰。辰嬴賤。班在九人。其子何震之有。且爲二君嬖。淫也。爲先君子。不能求大。而出在小國。辟也。母淫子辟。无威。陳小而遠。無援。將何安焉。杜祁以君故。讓偪姞而上之。以狄故。讓季隗而己次之。故班在四。先君是以愛其子。而仕諸秦。爲亞卿焉。秦大而近。足以爲援。母義子愛。足以威民。立之不亦可乎。使先蔑士會如秦逆公子雍。賈季亦使召公子樂于陳。趙孟使殺諸郫。賈季怨陽子之易其班也。而知其無援於晉也。九月。賈季使續鞫居殺陽處父。書曰晉殺其大夫。侵官也。冬。十月。襄仲如晉葬襄公。十一月丙寅。晉殺續簡伯。賈季奔狄。宣子使臾駢送其帑。夷之蒐。賈季戮臾駢。臾駢之人。欲盡殺賈氏以報焉。臾駢曰。不可。吾聞前志有之。曰敵惠敵怨。不在後嗣。忠之道也。夫子禮於賈季。我以其寵報私怨。无乃不可乎。介人之寵。非勇也。損怨益仇。非知也。以私害公。非忠也。釋此三者。何以事夫子。盡具其帑與其器用財賄。親帥扞之。送致諸境。閏月不告朔。非禮也。閏以正時。時以作事。事以厚生。生民之道。於是乎在矣。不告閏朔。棄時政也。何以爲民。

經　七年。春。公伐邾。三月甲戌。取須句。遂城郚。夏。四月。宋公王臣卒。宋人殺其大夫。戊子。晉人及秦人戰于令狐。晉先蔑奔秦。狄侵我西鄙。秋。八月。公會諸侯晉大夫。盟于扈。冬。徐伐莒。公孫敖如莒涖盟。

經 五年。春。王正月。王使榮叔歸含且賵。三月辛亥。葬我小君成風。王使召伯來會葬。夏。公孫敖如晉。秦人入鄀。秋。楚人滅六。冬。十月甲申。許男業卒。

傳 五年。春。王使榮叔來歸含且賵。召昭公來會葬。禮也。初鄀叛楚卽秦。又貳於楚。夏。秦人入鄀。六人叛楚卽東夷。秋。楚成大心仲歸帥師滅六。冬。楚公子燮滅蓼。臧文仲聞六與蓼滅。曰皐陶庭堅不祀忽諸。德之不建。民之無援。哀哉。晉陽處父聘于衞。反過甯。甯嬴從之。及溫而還。其妻問之。嬴曰。以剛。商書曰。沈漸剛克。高明柔克。夫子壹之。其不沒乎。天爲剛德。猶不干時。況在人乎。且華而不實。怨之所聚也。犯而聚怨。不可以定身。余懼不獲其利而離其難。是以去之。晉趙成子欒貞子霍伯臼季皆卒。

經 六年。春。葬許僖公。夏。季孫行父如陳。秋。季孫行父如晉。八月乙亥。晉侯驩卒。冬。十月。公子遂如晉。葬晉襄公。晉殺其大夫陽處父。晉狐射姑出奔狄。閏月不告月。猶朝于廟。

傳 六年。春。晉蒐于夷。舍二軍。使狐射姑將中軍。趙盾佐之。陽處父至自溫。改蒐于董。易中軍。陽子成季之屬也。故黨於趙氏。且謂趙盾能。曰使能。國之利也。是以上之。宣子於是乎始爲國政。制事典。正法罪。辟獄刑。董逋逃。由質要。治舊洿。本秩禮。續常職。出滯淹。旣成。以授大傅陽子與大師賈佗。使行諸晉國。以爲常法。臧文仲以陳衞之睦也。欲求好於陳。夏。季文子聘于陳。且娶焉。秦伯任好卒。以子車氏之三子奄息仲行鍼虎爲殉。皆秦之良也。國人哀之。爲之賦黃鳥。君子曰。秦穆之不爲盟主也宜哉。死而棄民。先王違世。猶詒之法。而況奪之善人乎。詩曰。人之云亡。邦國殄瘁。無善人之謂。若之何奪之。古之王者知命之不長。是以竝建聖哲。樹之風聲。分之采物。著之話言。爲之律度。陳之藝極。引之表儀。予之法制。告之訓典。教之防利。委之常秩。導之以禮則。使毋失其土宜。衆隸賴之。而後卽命。聖王同之。今縱無法以

及郊。晉人不出。遂自茅津濟。封殽尸而還。遂霸西戎。用孟明也。君子是以知秦穆之為君也。舉人之周也。與人之壹也。孟明之臣也。其不解也。能懼思也。子桑之忠也。其知人也。能舉善也。詩曰。于以采蘩。于沼于沚。于以用之。公侯之事。秦穆有焉。夙夜匪解。以事一人。孟明有焉。詒厥孫謀。以燕翼子。子桑有焉。秋。雨螽于宋。隊而死也。楚師圍江。晉先僕伐楚以救江。冬。晉以江故告于周。王叔桓公晉陽處父伐楚以救江。門于方城。遇息公子朱而還。晉人懼其無禮於公也。請改盟。公如晉。及晉侯盟。晉侯饗公。賦菁菁者莪。莊叔以公降拜。曰。小國受命於大國。敢不慎儀。君貺之以大禮。何樂如之。抑小國之樂。大國之惠也。晉侯降辭。登成拜。公賦嘉樂。

經　四年。春。公至自晉。夏。逆婦姜于齊。狄侵齊。秋。楚人滅江。晉侯伐秦。衛侯使甯俞來聘。冬十有一月壬寅。夫人風氏薨。

傳　四年。春。晉人歸孔達于衛。以為衛之良也。故免之。夏。衛侯如晉拜。曹伯如晉會正。逆婦姜于齊。卿不行。非禮也。君子是以知出姜之不允於魯也。曰。貴聘而賤逆之。君而卑之。立而廢之。棄信而壞其主。在國必亂。在家必亡。不允宜哉。詩曰。畏天之威。于時保之。敬主之謂也。秋。晉侯伐秦。圍邧新城。以報王官之役。楚人滅江。秦伯為之降服出次。不舉過數。大夫諫。公曰。同盟滅。雖不能救。敢不矜乎。吾自懼也。君子曰。詩云。惟彼二國。其政不獲。惟此四國。爰究爰度。其秦穆之謂乎。衛甯武子來聘。公與之宴。為賦湛露及彤弓。不辭。又不答賦。使行人私焉。對曰。臣以為肄業及之也。昔諸侯朝正於王。王宴樂之。於是乎賦湛露。則天子當陽。諸侯用命也。諸侯敵王所愾。而獻其功。王於是乎賜之彤弓一。彤矢百。玈弓十。　矢千。以覺報宴。今陪臣來繼舊好。君辱貺之。其敢干大禮以自取戾。冬。成風薨。

子如怒。亂庶遄沮。又曰。王赫斯怒。爰整其旅。怒不作亂。而以從師。可謂君子矣。秦伯猶用孟明。孟明增脩國政。重施於民。趙成子言於諸大夫曰。秦師又至。將必辟之。懼而增德。不可當也。詩曰。毋念爾祖。聿脩厥德。孟明念之矣。念德不怠。其可敵乎。丁丑。作僖公主。書不時也。晉人以公不朝來討。公如晉。夏。四月己巳。晉人使陽處父盟公。以恥之。書曰及晉處父盟。以厭之也。適晉不書。諱之也。公自晉未至。六月。穆伯會諸侯及晉司空士縠。盟于垂隴。晉討衛故也。書曰晉士縠。堪其事也。陳侯爲衛請成于晉。執孔達以說。秋。八月丁卯。大事于大廟。躋僖公。逆祀也。於是夏父弗忌爲宗伯。尊僖公。且明見曰。吾見新鬼大。故鬼小。先大後小。順也。躋聖賢。明也。明順。禮也。君子以爲失禮。禮無不順。祀國之大事也。而逆之。可謂禮乎。子雖齊聖。不先父食久矣。故禹不先鯀。湯不先契。文武不先不窋。宋祖帝乙。鄭祖厲王。猶上祖也。是以魯頌曰。春秋匪解。享祀不忒。皇皇后帝。皇祖后稷。君子曰禮。謂其后稷親而先帝也。詩曰。問我諸姑。遂及伯姊。君子曰禮。謂其姊親而先姑也。仲尼曰。臧文仲其不仁者三。不知者三。下展禽。廢六關。妾織蒲。三不仁也。作虛器。縱逆祀。祀爰居。三不知也。冬。晉先且居宋公子成陳轅選鄭公子歸生伐秦。取汪。及彭衙而還。以報彭衙之役。卿不書。爲穆公故。尊秦也。謂之崇德。襄仲如齊納幣。禮也。凡君卽位。好舅甥。脩婚姻。娶元妃以奉粢盛。孝也。孝禮之始也。

經　三年。春。王正月。叔孫得臣會晉人宋人陳人衛人鄭人伐沈。沈潰。夏。五月。王子虎卒。秦人伐晉。秋。楚人圍江。雨螽于宋。冬。公如晉。十有二月己巳。公及晉侯盟。晉陽處父帥師伐楚。以救江。

傳　三年。春。莊叔會諸侯之師伐沈。以其服於楚也。沈潰。凡民逃其上曰潰。在上曰逃。衛侯如陳。拜晉成也。夏。四月乙亥。王叔文公卒。來赴。弔如同盟。禮也。秦伯伐晉。濟河焚舟。取王官

既又欲立王子職而黜太子商臣。商臣聞之而未察。告其師潘崇曰。若之何而察之。潘崇曰。享江羋而勿敬也。從之。江羋怒曰。呼。役夫。宜君王之欲殺女而立職也。告潘崇曰。信矣。潘崇曰。能事諸乎。曰不能。能行乎。曰不能。能行大事乎。曰能。冬。十月。以宮甲圍成王。王請食熊蹯而死。弗聽。丁未。王縊。謚之曰靈。不瞑。曰成。乃瞑。穆王立。以其爲太子之室與潘崇。使爲太師。且掌環列之尹。穆伯如齊始聘焉。禮也。凡君卽位。卿出竝聘。踐脩舊好。要結外援。好事鄰國。以衞社稷。忠信卑讓之道也。忠德之正也。信德之固也。卑讓德之基也。殽之役。晉人既歸秦帥。秦大夫及左右皆言於秦伯曰。是敗也孟明之罪也。必殺之。秦伯曰。是孤之罪也。周芮良夫之詩曰。大風有隧。貪人敗類。聽言則對。誦言如醉。匪用其良。覆俾我悖。是貪故也。孤之謂矣。孤實貪以禍夫子。夫子何罪。復使爲政。

經　二年。春。王二月。甲子。晉侯及秦師戰于彭衙。秦師敗績。丁丑。作僖公主。三月乙巳。及晉處父盟。夏。六月。公孫敖會宋公陳侯鄭伯晉士縠。盟于垂隴。自十有二月不雨。至于秋七月。八月丁卯。大事于大廟。躋僖公。冬。晉人宋人陳人鄭人伐秦。公子遂如齊納幣。

傳　二年。春。秦孟明視帥師伐晉。以報殽之役。二月。晉侯禦之。先且居將中軍。趙衰佐之。王官無地御戎。狐鞫居爲右。甲子。及秦師戰于彭衙。秦師敗績。晉人謂秦拜賜之師。戰於殽也。晉梁弘御戎。萊駒爲右。戰之明日。晉襄公縛秦囚。使萊駒以戈斬之。囚呼。萊駒失戈。狼瞫取戈以斬囚。禽之以從公乘。遂以爲右。箕之役。先軫黜之。而立續簡伯。狼瞫怒。其友曰。盍死之。瞫曰。吾未獲死所。其友曰。吾與女爲難。瞫曰。周志有之。勇則害上。不登於明堂。死而不義。非勇也。共用之謂勇。吾以勇求右。無勇而黜。亦其所也。謂上不我知。黜而宜。乃知我矣。子姑待之。及彭衙既陳。以其屬馳秦師。死焉。晉師從之。大敗秦師。君子謂狼瞫於是乎君子。詩曰。君

春秋左氏傳 卷第八

文公上

經　元年。春。王正月。公卽位。二月癸亥。日有食之。天王使叔服來會葬。夏。四月丁巳。葬我君僖公。天王使毛伯來錫公命。晉侯伐衞。叔孫得臣如京師。衞人伐晉。秋。公孫敖會晉侯于戚。冬。十月丁未。楚世子商臣弑其君頵。公孫敖如齊。

傳　元年。春。王使內史叔服來會葬。公孫敖聞其能相人也。見其二子焉。叔服曰。穀也食子。難也收子。穀也豐下。必有後於魯國。於是閏三月。非禮也。先王之正時也。履端於始。舉正於中。歸餘於終。履端於始。序則不愆。舉正於中。民則不惑。歸餘於終。事則不悖。夏。四月丁巳。葬僖公。王使毛伯衞來賜公命。叔孫得臣如周拜。晉文公之季年。諸侯朝晉。衞成公不朝。使孔達侵鄭。伐緜訾及匡。晉襄公既祥。使告於諸侯而伐衞。及南陽。先且居曰。效尤禍也。請君朝王。臣從師。晉侯朝王于溫。先且居胥臣伐衞。五月辛酉朔。晉師圍戚。六月戊戌。取之。獲孫昭子。衞人使告于陳。陳共公曰。更伐之。我辭之。衞孔達帥師伐晉。君子以爲古。古者越國而謀。秋。晉侯疆戚田。故公孫敖會之。初楚子將以商臣爲太子。訪諸令尹子上。子上曰。君之齒未也。而又多愛。黜乃亂也。楚國之舉。恒在少者。且是人也。蠭目而豺聲。忍人也。不可立也。弗聽。

如紓之。乃退舍。陽子宣言曰。楚師遁矣。遂歸。楚師亦歸。大子商臣譖子上曰。受晉賂而避之。楚之恥也。罪莫大焉。王殺子上。葬僖公緩。作主。非禮也。凡君薨。卒哭而祔。祔而作主。特祀於主。烝嘗禘於廟。

春秋左氏傳卷第七

白乙丙。以歸。遂墨以葬文公。晉於是始墨。文嬴請三帥。曰彼實構吾二君。寡君若得而食之
不厭。君何辱討焉。使歸就戮于秦。以逞寡君之志。若何。公許之。先軫朝。問秦囚。公曰。夫人請
之。吾舍之矣。先軫怒。曰武夫力而拘諸原。婦人暫而免諸國。墮軍實而長寇讎。亡无日矣。不
顧而唾。公使陽處父追之。及諸河。則在舟中矣。釋左驂。以公命贈孟明。孟明稽首。曰君之惠。
不以纍臣釁鼓。使歸就戮于秦。寡君之以爲戮。死且不朽。若從君惠而免之。三年將拜君賜。
秦伯素服郊次。嚮師而哭。曰孤違蹇叔。以辱二三子。孤之罪也。不替孟明。曰孤之過也。大夫
何罪。且吾不以一眚掩大德。狄侵齊。因晉喪也。公伐邾取訾婁。以報升陘之役。邾人不設備。
秋。襄仲復伐邾。狄伐晉。及箕。八月戊子。晉侯敗狄于箕。郤缺獲白狄子。先軫曰。匹夫逞志於
君而無討。敢不自討乎。免冑入狄師死焉。狄人歸其元。面如生。初臼季使過冀。見冀缺耨。其
妻饁之。敬相待如賓。與之歸。言諸文公。曰敬德之聚也。能敬必有德。德以治民。君請用之。臣
聞之。出門如賓。承事如祭。仁之則也。公曰。其父有罪。可乎。對曰。舜之罪也殛鯀。其擧也興禹。
管敬仲桓之賊也。實相以濟。康誥曰。父不慈。子不祗。兄不友。弟不共。不相及也。詩曰。采葑采
菲。無以下體。君取節焉可也。文公以爲下軍大夫。反自箕。襄公以三命命先且居將中軍。以
再命命先茅之縣。賞胥臣。曰擧郤缺子之功也。以一命命郤缺爲卿。復與之冀。亦未有軍行。
冬。公如齊。朝且弔有狄師也。反薨于小寢。卽安也。晉陳鄭伐許。討其貳於楚也。楚令尹子上
侵陳蔡。陳蔡成。遂伐鄭。將納公子瑕。門于桔柣之門。瑕覆于周氏之汪。外僕髡屯禽之以獻。
文夫人斂而葬之鄶城之下。晉陽處父侵蔡。楚子上救之。與晉師夾泜而軍。陽子患之。使謂
子上。曰吾聞之。文不犯順。武不違敵。子若欲戰。則吾退舍。子濟而陳。遲速唯命。不然紓我。老
師費財。亦无益也。乃駕以待。子上欲涉。大孫伯曰。不可。晉人無信。半涉而薄我。悔敗何及。不

不可乎。師知所爲。鄭亦知之。勤而無所。必有悖心。且行千里。其誰不知。公辭焉。召孟明西乞白乙。使出師于東門之外。蹇叔哭之。曰孟子。吾見師之出。而不見其入也。公使謂之。曰爾何知。中壽爾墓之木拱矣。蹇叔之子與師。哭而送之。曰晉人禦師必於殽。殽有二陵焉。其南陵夏后皐之墓也。其北陵文王之所避風雨也。必死是間。余收爾骨焉。秦師遂東。

經 卅有三年。春。王二月。秦人入滑。齊侯使國歸父來聘。夏。四月辛巳。晉人及姜戎。敗秦師于殽。癸巳。葬晉文公。狄侵齊。公伐邾取訾婁。秋。公子遂帥師伐邾。晉人敗狄于箕。冬。十月。公如齊。十有二月。公至自齊。乙巳。公薨于小寢。隕霜不殺草。李梅實。晉人陳人鄭人伐許。

傳 卅三年。春。秦師過周北門。左右免冑而下。超乘者三百乘。王孫滿尚幼。觀之言於王。曰秦師輕而無禮。必敗。輕則寡謀。無禮則脫。入險而脫。又弗能謀。能無敗乎。及滑。鄭商人弦高將市於周。遇之。以乘韋先牛十二犒師。曰寡君聞吾子將步師出於敝邑。敢犒從者。不腆敝邑。爲從者之淹。居則具一日之積。行則備一夕之衞。且使遽告于鄭。鄭穆公使視客館。則束載厲兵秣馬矣。使皇武子辭焉。曰吾子淹久於敝邑。唯是脯資餼牽竭矣。爲吾子之將行也。鄭之有原圃。猶秦之有具囿也。吾子取其麋鹿。以閑敝邑。若何。杞子奔齊。逢孫楊孫奔宋。孟明曰。鄭有備矣。不可冀也。攻之不克。圍之不繼。吾其還也。滅滑而還。齊國莊子來聘。自郊勞至于贈賄。禮成而加之以敏。臧文仲言於公。曰國子爲政。齊猶有禮。君其朝焉。臣聞之。服於有禮。社稷之衞也。晉原軫曰。秦違蹇叔。而以貪勤民。天奉我也。奉不可失。敵不可縱。縱敵患生。違天不祥。必伐秦師。欒枝曰。未報秦施。而伐其師。其爲死君乎。先軫曰。秦不哀吾喪。而伐吾同姓。秦則無禮。何施之爲。吾聞之。一日縱敵。數世之患也。謀及子孫。可謂死君乎。遂發命。遽興姜戎。子墨衰絰。梁弘御戎。萊駒爲右。夏。四月辛巳。敗秦師于殽。獲百里孟明視西乞術

公子蘭出奔晉。從於晉侯伐鄭。請無與圍鄭。許之。使待命于東。鄭石甲父・侯宣多・逆以爲大子。以求成于晉。晉人許之。冬。王使周公閱來聘。饗有昌歜。白黑形鹽。辭曰。國君。文足昭也。武可畏也。則有備物之饗。以象其德。薦五味。羞嘉穀。鹽虎形。以獻其功。吾何以堪之。東門襄仲將聘于周。遂初聘于晉。

經　卅有一年。春。取濟西田。公子遂如晉。夏。四月。四卜郊。不從。乃免牲。猶三望。秋。七月。冬。杞伯姬來求婦。狄圍衞。十有二月。衞遷于帝丘。

傳　卅一年。春。取濟西田。分曹地也。使臧文仲往。宿於重館。重館人告曰。晉新得諸侯。必親其共。不速行。將無及也。從之。分曹地。自洮以南。東傅于濟。盡曹地也。襄仲如晉。拜曹田也。夏。四月。四卜郊。不從。乃免牲。非禮也。猶三望。亦非禮也。禮不卜常祀。而卜其牲日。牛卜日曰牲。牲成而卜郊。上怠慢也。望郊之細也。不郊亦無望可也。秋。晉蒐于清原。作五軍以禦狄。趙衰爲卿。冬。狄圍衞。衞遷于帝丘。卜曰三百年。衞成公夢。康叔曰。相奪予享。公命祀相。甯武子不可。曰鬼神非其族類。不歆其祀。杞鄫何事。相之不享於此。久矣。非衞之罪也。不可以閒成王周公之命祀。請改祀命。鄭洩駕惡公子瑕。鄭伯亦惡之。故公子瑕出奔楚。

經　卅有二年。春。王正月。夏。四月己丑。鄭伯捷卒。衞人侵狄。秋。衞人及狄盟。冬。十有二月己卯。晉侯重耳卒。

傳　卅二年。春。楚鬭章請平于晉。晉陽處父報之。晉楚始通也。夏。狄有亂。衞人侵狄。狄請平焉。秋。衞人及狄盟。冬。晉文公卒。庚辰。將殯于曲沃。出絳柩有聲如牛。卜偃使大夫拜。曰君命大事。將有西師過軼我。擊之大捷焉。杞子自鄭使告于秦。曰鄭人使我掌其北門之管。若潛師以來。國可得也。穆公訪諸蹇叔。蹇叔曰。勞師以襲遠。非所聞也。師勞力竭。遠主備之。無乃

于翟泉。秋。大雨。雹。冬。介葛盧來。

傳 廿九年。春。介葛盧來朝。舍于昌衍之上。公在會。饋之芻米。禮也。夏。公會王子虎晉狐偃宋公孫固齊國歸父陳轅濤塗秦小子憖。盟于翟泉。尋踐土之盟。且謀伐鄭也。卿不書。罪之也。在禮。卿不會公侯。會伯子男可也。秋。大雨雹。爲災也。冬。介葛盧來。以未見公。故復來朝。禮之加燕好。介葛盧聞牛鳴。曰是生三犧。皆用之矣。其音云。問之而信。

經 卅年。春。王正月。夏。狄侵齊。秋。衞殺其大夫元咺。及公子瑕。衞侯鄭歸于衞。晉人秦人圍鄭。介人侵蕭。冬。天王使宰周公來聘。公子遂如京師。遂如晉。

傳 卅年。春。晉人侵鄭。以觀其可攻與否。狄間晉之有鄭虞也。夏。狄侵齊。晉侯使醫衍酖衞侯。甯兪貨醫。使薄其酖。不死。公爲之請。納玉於王與晉侯。皆十瑴。王許之。秋。乃釋衞侯。衞侯使賂周歂冶廑。曰苟能納我。吾使爾爲卿。周冶殺元咺及子適子儀。公入祀先君。周冶既服。將命。周歂先入。及門。遇疾而死。冶廑辭卿。九月甲午。晉侯秦伯圍鄭。以其無禮於晉。且貳於楚也。晉軍函陵。秦軍氾南。佚之狐言於鄭伯曰。國危矣。若使燭之武見秦君。師必退。公從之。辭曰。臣之壯也。猶不如人。今老矣。無能爲也已。公曰。吾不能早用子。今急而求子。是寡人之過也。然鄭亡。子亦有不利焉。許之。夜縋而出。見秦伯。曰秦晉圍鄭。鄭既知亡矣。若亡鄭而有益於君。敢以煩執事。越國以鄙遠。君知其難也。焉用亡鄭以陪鄰。鄰之厚。君之薄也。若舍鄭以爲東道主。行孝之往來。供其乏困。君亦無所害。且君嘗爲晉賜矣。許君焦瑕。朝濟而夕設版焉。君之所知也。夫晉何厭之有。既東封鄭。又欲肆其西封。若不闕秦。將焉取之。闕秦以利晉。惟君圖之。秦伯說。與鄭人盟。使杞子逢孫楊孫戍之。乃還。子犯請擊之。公曰。不可。微夫人之力不及此。因人之力而敝之。不仁。失其所與。不知。以亂易整。不武。吾其還也。亦去之。初鄭

蔿呂臣實爲令尹。奉己而已。不在民矣。或訴元咺於衛侯。曰立叔武矣。其子角從公。公使殺之。咺不廢命。奉夷叔以入守。六月。晉人復衛侯。甯武子與衛人盟于宛濮。曰天禍衛國。君臣不協。以及此憂也。今天誘其衷。使皆降心以相從也。不有居者。誰守社稷。不有行者。誰扞牧圉。不協之故。用昭乞盟于爾大神。以誘天衷。自今日以往。既盟之後。行者無保其力。居者無懼其罪。其有渝此盟。以相及也。明神先君是糾是殛。國人聞此盟也。而後不貳。衛侯先期入。甯子先。長牂守門。以爲使也。與之乘而入。公子歂犬華仲前驅。叔武將沐。聞君至。喜捉髮走出。前驅射而殺之。公知其無罪也。枕之股而哭之。歂犬走出。公使殺之。元咺出奔晉。城濮之戰。晉中軍風于澤。亡大旆之左旃。祁瞞奸命。司馬殺之。以徇于諸侯。使茅茷代之。師還。壬午。濟河。舟之僑先歸。士會攝右。秋。七月丙申。振旅。凱以入于晉。獻俘授馘。飲至大賞。徵會討貳。殺舟之僑以徇于國。民於是大服。君子謂文公其能刑矣。三罪而民服。詩曰。惠此中國。以綏四方。不失賞刑之謂也。冬。會于溫。討不服也。衛侯與元咺訟。甯武子爲輔。鍼莊子爲坐。士榮爲大士。衛侯不勝。殺士榮。刖鍼莊子。謂甯俞忠而免之。執衛侯。歸之于京師。寘諸深室。甯子職納橐饘焉。元咺歸于衛。立公子瑕。是會也。晉侯召王。以諸侯見。且使王狩。仲尼曰。以臣召君。不可以訓。故書曰。天王狩于河陽。言非其地也。且明德也。壬申。公朝于王所。丁丑。諸侯圍許。晉侯有疾。曹伯之豎侯獳貨筮史。使曰以曹爲解。齊桓公爲會而封異姓。今君爲會而滅同姓。曹叔振鐸。文之昭也。先君唐叔。武之穆也。且合諸侯而滅兄弟。非禮也。與衛偕命而不與偕復。非信也。同罪異罰。非刑也。禮以行義。信以守禮。刑以正邪。舍此三者。君將若之何。公說。復曹伯。遂會諸侯圍許。晉侯作三行以禦狄。荀林父將中行。屠擊將右行。先蔑將左行。

經　廿有九年。春。介葛盧來。公至自圍許。夏。六月。會王人晉人宋人齊人陳人蔡人秦人盟

臣與寓目焉。晉侯使欒枝對曰。寡君聞命矣。楚君之惠。未之敢忘。是以在此。爲大夫退。其敢當君乎。既不獲命矣。敢煩大夫。謂二三子。戒爾車乘。敬爾君事。詰朝將相見。晉車七百乘。韅靷鞅靽。晉侯登有莘之墟。以觀師。曰少長有禮。其可用也。遂伐其木。以益其兵。己巳。晉師陳于莘北。胥臣以下軍之佐。當陳蔡。子玉以若敖之六卒將中軍。曰今日必無晉矣。子西將左。子上將右。胥臣蒙馬以虎皮。先犯陳蔡。陳蔡奔。楚右師潰。狐毛設二旆而退之。欒枝使輿曳柴而僞遁。楚師馳之。原軫郤溱以中軍公族橫擊之。狐毛狐偃以上軍夾攻子西。楚左師潰。楚師敗績。子玉收其卒而止。故不敗。晉師三日館穀。及癸酉而還。甲午至于衡雍。作王宮于踐土。鄉役之三月。鄭伯如楚致其師。爲楚師既敗而懼。使子人九行成于晉。晉欒枝入盟鄭伯。五月丙午。晉侯及鄭伯盟于衡雍。丁未。獻楚俘于王。駟介百乘。徒兵千。鄭伯傅王。用平禮也。己酉。王享醴。命晉侯宥。王命尹氏及王子虎內史叔興父。策命晉侯爲侯伯。賜之大輅之服。戎輅之服。彤弓一。彤矢百。玈弓十。玈矢千。秬鬯一卣。虎賁三百人。曰王謂叔父。敬服王命。以綏四國。糾逖王慝。晉侯三辭。從命。曰重耳敢再拜稽首。奉揚天子之丕顯休命。受策以出。出入三覲。衛侯聞楚師敗。懼出奔楚。遂適陳。使元咺奉叔武以受盟。癸亥。王子虎盟諸侯于王庭。要言曰。皆獎王室。無相害也。有渝此盟。明神殛之。俾墜其師。無克祚國。及而玄孫。無有老幼。君子曰。是盟也信。謂晉於是役也。能以德攻。初楚子玉自爲瓊弁玉纓。未之服也。先戰。夢河神謂己曰。畀余。余賜女孟諸之麋。弗致也。大心與子西使榮黃諫。弗聽。榮季曰。死而國利。猶或爲之。況瓊玉乎。是糞土也。而可以濟師。將何愛焉。弗聽。出告二子曰。非神敗令尹。令尹其不勤民。實自敗也。既敗。王使謂之曰。大夫若入。其若申息之老何。子西孫伯曰。得臣將死。二臣止之。曰君其將以爲戮也。及連穀而死。晉侯聞之。而後喜可知也。曰莫余毒也已。

乃舍之。殺顚頡以徇于師。立舟之僑以爲戎右。宋人使門尹般如晉師告急。公曰。宋人告急。舍之則絕。告楚不許。我欲戰矣。齊秦未可。若之何。先軫曰。使宋舍我而賂齊秦。藉之告楚。我執曹君。而分曹衛之田。以賜宋人。楚愛曹衛。必不許也。喜賂怒頑。能無戰乎。公說。執曹伯。分曹衛之田。以畀宋人。楚子入居于申。使申叔去穀。使子玉去宋。曰無從晉師。晉侯在外十九年矣。而果得晉國。險阻艱難。備嘗之矣。民之情僞。盡知之矣。天假之年。而除其害。天之所置。其可廢乎。軍志曰。允當則歸。又曰。知難而退。又曰。有德不可敵。此三志者。晉之謂矣。子玉使伯棼請戰。曰非敢必有功也。願以間執讒慝之口。王怒。少與之師。唯西廣東宮。與若敖之六卒實從之。子玉使宛春告於晉師。曰請復衛侯而封曹。臣亦釋宋之圍。子犯曰。子玉無禮哉。君取一。臣取二。不可失矣。先軫曰。子與之。定人之謂禮。楚一言而定三國。我一言而亡之。我則無禮。何以戰乎。不許楚言。是棄宋也。救而棄之。謂諸侯何。楚有三施。我有三怨。怨讐已多。將何以戰。不如私許復曹衛以攜之。執宛春以怒楚。既戰而後圖之。公說。乃拘宛春於衛。且私許復曹衛。曹衛告絕於楚。子玉怒。從晉師。晉師退。軍吏曰。以君避臣。辱也。且楚師老矣。何故退。子犯曰。師直爲壯。曲爲老。豈在久乎。微楚之惠不及此。退三舍避之。所以報也。背惠食言。以亢其讐。我曲楚直。其衆素飽。不可謂老。我退而楚還。我將何求。若其不還。君退臣犯。曲在彼矣。退三舍。楚衆欲止。子玉不可。夏四月戊辰。晉侯宋公齊國歸父崔夭秦小子憖次于城濮。楚師背酅而舍。晉侯患之。聽輿人之誦。曰原田每每。舍其舊而新是謀。公疑焉。子犯曰。戰也。戰而捷。必得諸侯。若其不捷。表裏山河。必無害也。公曰。若楚惠何。欒貞子曰。漢陽諸姬。楚實盡之。思小惠而忘大恥。不如戰也。晉侯夢與楚子搏。楚子伏己而盬其腦。是以懼。子犯曰。吉。我得天。楚伏其罪。吾且柔之矣。子玉使鬭勃請戰。曰請與君之士戲。君馮軾而觀之。得

佐之。荀林父御戎。魏犨爲右。晉侯始入。而敎其民。二年。欲用之。子犯曰。民未知義。未安其居。於是乎出定襄王。入務利民。民懷生矣。將用之。子犯曰。民未知信。未宣其用。於是乎伐原。以示之信。民易資者不求豐焉。明徵其辭。公曰。可矣乎。子犯曰。民未知禮。未生其恭。於是乎大蒐以示之禮。作執秩以正其官。民聽不惑。而後用之。出穀戍。釋宋圍。一戰而霸。文之敎也。

經　廿有八年。春。晉侯侵曹。晉侯伐衞。公子買戍衞。不卒戍。刺之。楚人救衞。三月丙午。晉侯入曹。執曹伯。畀宋人。夏。四月己巳。晉侯齊師宋師秦師及楚人戰于城濮。楚師敗績。楚殺其大夫得臣。衞侯出奔楚。五月癸丑。公會晉侯齊侯宋公蔡侯鄭伯衞子莒子。盟于踐土。陳侯如會。公朝于王所。六月。衞侯鄭自楚復歸于衞。衞元咺出奔晉。陳侯款卒。秋。杞伯姬來。公子遂如齊。冬。公會晉侯齊侯宋公蔡侯鄭伯陳子莒子邾子秦人于溫。天王狩于河陽。壬申。公朝于王所。晉人執衞侯。歸之于京師。衞元咺自晉復歸于衞。諸侯遂圍許。曹伯襄復歸于曹。遂會諸侯圍許。

傳　廿八年。春。晉侯將伐曹。假道于衞。衞人弗許。還自南河濟。侵曹伐衞。正月戊申。取五鹿。二月。晉郤穀卒。原軫將中軍。胥臣佐下軍。上德也。晉侯齊侯盟于斂盂。衞侯請盟。晉人弗許。衞侯欲與楚。國人不欲。故出其君。以說于晉。衞侯出居于襄牛。公子買戍衞。楚人救衞。不克。公懼於晉。殺子叢以說焉。謂楚人不卒戍也。晉侯圍曹。門焉。多死。曹人尸諸城上。晉侯患之。聽輿人之誦。稱舍於墓。師遷焉。曹人兇懼。爲其所得者棺而出之。因其兇也而攻之。三月丙午。入曹。數之以其不用僖負羈。而乘軒者三百人也。且曰獻狀。令無入僖負羈之宮。而免其族。報施也。魏犨顛頡怒曰。勞之不圖。報於何有。爇僖負羈氏。魏犨傷於胷。公欲殺之。而愛其材。使問且視之。病將殺之。魏犨束胷見使者。曰以君之靈。不有寧也。距躍三百。曲踊三百。

春秋左氏傳 卷第七

僖公下

經　廿有七年。春。杞子來朝。夏。六月庚寅。齊侯昭卒。秋。八月乙未。葬齊孝公。乙巳。公子遂帥師入杞。冬。楚人陳侯蔡侯鄭伯許男圍宋。十有二月甲戌。公會諸侯盟于宋。

傳　廿七年。春。杞桓公來朝。用夷禮。故曰子。公卑杞。杞不共也。夏。齊孝公卒。有齊怨。不廢喪紀。禮也。秋。入杞。責无禮也。楚子將圍宋。使子文治兵於睽。終期而畢。不戮一人。子玉復治兵於蔿。終日而畢。鞭七人。貫三人之耳。國老皆賀子文。子文飲之酒。蔿賈尚幼。後至。不賀。子文問之。對曰。不知所賀。子之傳政於子玉。曰以靖國也。靖諸內而敗諸外。所獲幾何。子玉之敗。子之擧也。擧以敗國。將何賀焉。子玉剛而無禮。不可以治民。過三百乘。其不能以入矣。苟入而賀。何後之有。冬。楚子及諸侯圍宋。宋公孫固如晉告急。先軫曰。報施救患。取威定覇。於是乎在矣。狐偃曰。楚始得曹而新婚於衞。若伐曹衞。楚必救之。則齊宋免矣。於是乎蒐于被廬。作三軍。謀元帥。趙衰曰。郤縠可。臣亟聞其言矣。說禮樂而敦詩書。詩書義之府也。禮樂德之則也。德義利之本也。夏書曰。賦納以言。明試以功。車服以庸。君其試之。乃使郤縠將中軍。郤溱佐之。使狐偃將上軍。讓于狐毛而佐之。命趙衰爲卿。讓於欒枝先軫。使欒枝將下軍。先軫

盟也。夏。齊孝公伐我北鄙。衞人伐齊。洮之盟故也。公使展喜犒師。使受命于展禽。齊侯未入境。展喜從之。曰。寡君聞君親擧玉趾。將辱於敝邑。使下臣犒執事。齊侯曰。魯人恐乎。對曰。小人恐矣。君子則否。齊侯曰。室如縣罄。野無青草。何恃而不恐。對曰。恃先王之命。昔周公大公股肱周室。夾輔成王。成王勞之。而賜之盟。曰世世子孫。無相害也。載在盟府。大師職之。桓公是以糾合諸侯。而謀其不協。彌縫其闕。而匡救其災。昭舊職也。及君卽位。諸侯之望曰。其率桓公之功。我敝邑用是不敢保聚。曰豈其嗣世九年。而棄命廢職。其若先君何。君必不然。恃此以不恐。齊侯乃還。東門襄仲臧文仲如楚乞師。臧孫見子玉。而導之伐齊宋。以其不臣也。夔子不祀祝融與鬻熊。楚人讓之。對曰。我先王熊摯有疾。鬼神弗赦。而自竄于夔。吾是以失楚。又何祀焉。秋。楚成得臣鬭宜申帥師滅夔。以夔子歸。宋以其善於晉侯也。叛楚卽晉。冬。楚令尹子玉司馬子西帥師伐宋圍緡。公以楚師伐齊取穀。凡師能左右之曰以。寘桓公子雍於穀。易牙奉之以爲魯援。楚申公叔侯戍之。桓公之子七人。爲七大夫於楚。

諸侯莫如勤王。諸侯信之。且大義也。繼文之業。而信宣於諸侯。今爲可矣。使卜偃卜之。曰吉。遇黃帝戰于阪泉之兆。公曰。吾不堪也。對曰。周禮未改。今之王古之帝也。公曰。筮之。筮之。遇大有☲☰之睽☲☱曰吉。遇公用享于天子之卦。戰克而王饗之。吉孰大焉。且是卦也。天爲澤以當日。天子降心以逆公。不亦可乎。大有去睽而復。亦其所也。晉侯辭秦師而下。三月甲辰。次于陽樊。右師圍溫。左師逆王。夏。四月丁巳。王入于王城。執大叔于溫。殺之于隰城。戊午。晉侯朝王。王享醴。命之宥。請隧。弗許。曰王章也。未有代德。而有二王。亦叔父之所惡也。與之陽樊溫原攢茅之田。晉侯於是乎始啓南陽。陽樊不服。圍之。倉葛呼曰。德以柔中國。刑以威四夷。宜吾不敢服也。此誰非王之親姻。其俘之也。乃出其民。秋。秦晉伐鄀。楚鬬克屈禦寇帥申息之師戍商密。秦人過析隈。入而係輿人。圍商密。昏而傅焉。宵坎血加書。僞與子儀子邊盟者。商密人懼。曰秦取析矣。戍人反矣。乃降秦師。秦師囚申公子儀・息公子邊以歸。楚令尹子玉追秦師。弗及。遂圍陳。納頓子于頓。冬。晉侯圍原。命三日之糧。原不降。命去之。諜出。曰原將降矣。軍吏曰。請待之。公曰。信國之寶也。民之所庇也。得原失信。何以庇之。所亡滋多。退一舍而原降。遷原伯貫于冀。趙衰爲原大夫。狐溱爲溫大夫。衞人平莒于我。十二月。盟于洮。修衞文公之好。且及莒平也。晉侯問原守於寺人勃鞮。對曰。昔趙衰以壺飧從。徑餒而弗食。故使處原也。

【經】　廿有六年。春。王正月己未。公會莒子衞甯速盟于向。齊人侵我西鄙。公追齊師至酅。弗及。夏。齊人伐我北鄙。衞人伐齊。公子遂如楚乞師。秋。楚人滅夔。以夔子歸。冬。楚人伐宋。圍緡。公以楚師伐齊。取穀。公至自伐齊。

【傳】　廿六年。春。王正月。公會莒茲丕公。甯莊子盟于向。尋洮之盟也。齊師侵我西鄙。討是二

姦。無乃不可乎。民未忘禍。王又興之。其若文武何。王弗聽。使頹叔桃子出狄師。夏。狄伐鄭取櫟。王德狄人。將以其女爲后。富辰諫曰。不可。臣聞之。曰報者倦矣。施者未厭。狄固貪惏。王又啓之。女德無極。婦怨無終。狄必爲患。王又弗聽。初甘昭公有寵於惠后。惠后將立之。未及而卒。昭公奔齊。王復之。又通於隗氏。王替隗氏。頹叔桃子曰。我實使狄。狄其怨我。遂奉大叔。以狄師攻王。王御士將禦之。王曰。先后其謂我何。寧使諸侯圖之。王遂出。及坎欿。國人納之。秋。頹叔桃子奉大叔。以狄師伐周。大敗周師。獲周公忌父原伯毛伯富辰。王出適鄭。處于氾。大叔以隗氏居于溫。鄭子華之弟子臧出奔宋。好聚鷸冠。鄭伯聞而惡之。使盜誘之。八月盜殺之于陳宋之間。君子曰。服之不衷。身之災也。詩曰。彼己之子。不稱其服。子臧之服。不稱也夫。詩曰。自詒伊慼。其子臧之謂矣。夏書曰。地平天成。稱也。宋及楚平。宋成公如楚。還入於鄭。鄭伯將享之。問禮於皇武子。對曰。宋先代之後也。於周爲客。天子有事膰焉。有喪拜焉。豐厚可也。鄭伯從之。饗宋公有加。禮也。冬。王使來告難。曰不穀不德。得罪于母弟之寵子帶。鄙在鄭地氾。敢告叔父。臧文仲對曰。天子蒙塵于外。敢不奔問官守。王使簡師父告于晉。使左鄢父告于秦。天子無出。書曰天王出居于鄭。避母弟之難也。天子凶服降名。禮也。鄭伯與孔將鉏。石甲父。侯宣多省視官具于氾。而後聽其私政。禮也。衛人將伐邢。禮至曰。不得其守。國不可得也。我請昆弟仕焉。乃往得仕。

【經】廿有五年。春。王正月丙午。衛侯燬滅邢。夏。四月癸酉。衛侯燬卒。宋蕩伯姬來逆婦。宋殺其大夫。秋。楚人圍陳。納頓子于頓。葬衛文公。冬。十有二月癸亥。公會衛子莒慶。盟于洮。

【傳】廿五年。春。衛人伐邢。二禮從國子巡城。掖以赴外殺之。正月丙午。衛侯燬滅邢。同姓也。故名。禮至自以爲銘。曰余掖殺國子。莫余敢止。秦伯師于河上。將納王。狐偃言於晉侯。曰求

趙衰。生原同。屏括。樓嬰。趙姬請逆盾與其母。子餘辭。姬曰。得寵而忘舊。何以使人。必逆之。固請。許之。來。以盾爲才。固請于公。以爲嫡子。而使其三子下之。以叔隗爲內子。而己下之。晉侯賞從亡者。介之推不言祿。祿亦弗及也。推曰。獻公之子九人。唯君在矣。惠懷無親。外內棄之。天未絕晉。必將有主。主晉祀者。非君而誰。天實置之。而二三子以爲己力。不亦誣乎。竊人之財。猶謂之盜。況貪天之功。以爲己力乎。下義其罪。上賞其姦。上下相蒙。難與處矣。其母曰。盍亦求之。以死誰懟。對曰。尤而效之。罪又甚焉。且出怨言。不食其食。其母曰。亦使知之若何。對曰。言身之文也。身將隱。焉用文之。是求顯也。其母曰。能如是乎。與汝偕隱。遂隱而死。晉侯求之。不獲。以緜上爲之田。曰以志吾過。且旌善人。鄭之入滑也。滑人聽命。師還。又卽衛。鄭公子士洩。堵俞彌。帥師伐滑。王使伯服。游孫伯。如鄭請滑。鄭伯怨惠王之入。而不與厲公爵也。又怨襄王之與衛滑也。故不聽王命。而執二子。王怒。將以狄伐鄭。富辰諫曰。不可。臣聞之。大上以德撫民。其次親親以相及也。昔周公弔二叔之不咸。故封建親戚。以蕃屛周室。管蔡郕霍魯衛毛聃郜雍曹滕畢原酆郇文之昭也。邘晉應韓武之穆也。凡蔣邢茅胙祭周公之胤也。召穆公思周德之不類。故糾合宗族于成周而作詩。曰常棣之華。鄂不韡韡。凡今之人。莫如兄弟。其四章曰。兄弟鬩于牆。外禦其侮。如是則兄弟雖有小忿。不廢懿親。今天子不忍小忿。以棄鄭親。其若之何。庸勳親親。暱近尊賢。德之大者也。卽聾從昧。與頑用嚚。姦之大者也。棄德崇姦。禍之大者也。鄭有平惠之勳。又有厲宣之親。棄嬖寵而用三良。於諸姬爲近。四德具矣。耳不聽五聲之和爲聾。目不別五色之章爲昧。心不則德義之經爲頑。口不道忠信之言爲嚚。狄皆則之。四姦具矣。周之有懿德也。猶曰莫如兄弟。故封建之。其懷柔天下也。猶懼有外侮。扞禦侮者。莫如親親。故以親屛周。召穆公亦云。今周德既衰。於是乎又渝周召。以從諸

後其後衰者也。其將由晉公子乎。天將興之。誰能廢之。違天必有大咎。乃送諸秦。秦伯納女五人。懷嬴與焉。奉匜沃盥。既而揮之。怒曰。秦晉匹也。何以卑我。公子懼。降服而囚。他日公享之。子犯曰。吾不如衰之文也。請使衰從。公子賦河水。公賦六月。趙衰曰。重耳拜賜。公子降拜稽首。公降一級而辭焉。衰曰。君稱所以佐天子者命重耳。重耳敢不拜。

【經】廿有四年。春。王正月。夏。狄伐鄭。秋。七月。冬。天王出居于鄭。晉侯夷吾卒。

【傳】廿四年。春。王正月。秦伯納之。不書不告入也。及河。子犯以璧授公子。曰臣負羈紲從君巡於天下。臣之罪甚多矣。臣猶知之。而況君乎。請由此亡。公子曰。所不與舅氏同心者。有如白水。投其璧于河。濟河。圍令狐。入桑泉。取臼衰。二月甲午。晉師軍于廬柳。秦伯使公子縶如晉師。師退軍于郇。辛丑。狐偃及秦晉之大夫盟于郇。壬寅。公子入于晉師。丙午。入于曲沃。丁未。朝于武宮。戊申。使殺懷公于高梁。不書亦不告也。呂郤畏偪。將焚公宮而弑晉侯。寺人披請見。公使讓之。且辭焉。曰蒲城之役。君命一宿。女即至。其後余從狄君以田渭濱。女為惠公來求殺余。命女三宿。女中宿至。雖有君命。何其速也。夫袪猶在。女其行乎。對曰。臣謂君之入也。其知之矣。若猶未也。又將及難。君命無二。古之制也。除君之惡。唯力是視。蒲人狄人。余何有焉。今君即位。其無蒲狄乎。齊桓公置射鉤。而使管仲相。君若易之。何辱命焉。行者甚衆。豈唯刑臣。公見之。以難告。三月。晉侯潛會秦伯于王城。己丑晦。公宮火。瑕甥郤芮不獲公。乃如河上。秦伯誘而殺之。晉侯逆夫人嬴氏以歸。秦伯送衛於晉三千人。實紀綱之僕。初晉侯之豎頭須守藏者也。其出也。竊藏以逃。盡用以求納之。及入求見。公辭焉以沐。謂僕人曰。沐則心覆。心覆則圖反。宜吾不得見也。居者為社稷之守。行者為羈紲之僕。其亦可也。何必罪居者。國君而讎匹夫。懼者其衆矣。僕人以告。公遽見之。狄人歸季隗于晉。而請其二子。文公妻

也、凡諸侯同盟。死則赴以名。禮也。赴以名則亦書之。不然則否。避不敏也。晉公子重耳之及於難也。晉人伐諸蒲城。蒲城人欲戰。重耳不可。曰保君父之命。而享其生祿。於是乎得人。有人而校。罪莫大焉。吾其奔也。遂出奔狄。從者狐偃。趙衰。顚頡。魏武子。司空季子。狄人伐廧咎如。獲其二女叔隗季隗。納諸公子。公子取季隗。生伯儵叔劉。以叔隗妻趙衰。生盾。將適齊。謂季隗曰。待我廿五年。不來而後嫁。對曰。我廿五年矣。又如是而嫁。則就木焉。請待子。處狄十二年而行。過衞。衞文公不禮焉。出於五鹿。乞食於野人。野人與之塊。公子怒欲鞭之。子犯曰。天賜也。稽首受而載之。及齊。齊桓公妻之。有馬廿乘。公子安之。從者以爲不可。將行。謀於桑下。蠶妾在其上。以告姜氏。姜氏殺之。而謂公子曰。子有四方之志。其聞之者吾殺之矣。公子曰。無之。姜曰。行也。懷與安實敗名。公子不可。姜與子犯謀。醉而遣之。醒以戈逐子犯。及曹。曹共公聞其駢脅。欲觀其裸。浴。薄而觀之。僖負羈之妻曰。吾觀晉公子之從者。皆足以相國。若以相夫子。必反其國。反其國。必得志於諸侯。得志於諸侯而誅無禮。曹其首也。子盍蚤自貳焉。乃饋盤飧。寘璧焉。公子受飧反璧。及宋。宋襄公贈之以馬廿乘。及鄭。鄭文公亦不禮焉。叔詹諫曰。臣聞天之所啓。人弗及也。晉公子有三焉。天其或者將建諸。君其禮焉。男女同姓。其生不蕃。晉公子姬出也。而至於今。一也。離外之患。而天不靖晉國。殆將啓之。二也。有三士足以上人。而從之。三也。晉鄭同儕。其過子弟。固將禮焉。況天之所啓乎。弗聽。及楚。楚子饗之。曰。公子若反晉國。則何以報不穀。對曰。子女玉帛則君有之。羽毛齒革則君地焉生之。其波及晉國者。君之餘也。其何以報君。曰。雖然何以報我。對曰。若以君之靈。得反晉國。晉楚治兵遇於中原。其避君三舍。若不獲命。其左執鞭弭。右屬櫜鞬。以與君周旋。子玉請殺之。楚子曰。晉公子廣而儉。文而有禮。其從者肅而寬。忠而能力。晉侯無親。外內惡之。吾聞。姬姓。唐叔之

馬曰。彼衆我寡。及其未既濟也請擊之。公曰。不可。既濟而未成列。又以告。公曰。未可。既陳而後擊之。宋師敗績。公傷股。門官殲焉。國人皆咎公。公曰。君子不重傷。不禽二毛。古之爲軍也。不以阻隘也。寡人雖亡國之餘。不鼓不成列。子魚曰。君未知戰。勍敵之人。隘而不成列。天贊我也。阻而鼓之。不亦可乎。猶有懼焉。且今之勍者。皆吾敵也。雖及胡耇。獲則取之。何有於二毛。明恥教戰。求殺敵也。傷未及死。如何勿重。若愛重傷。則如勿傷。愛其二毛。則如服焉。三軍以利用也。金鼓以聲氣也。利而用之。阻隘可也。聲盛致志。鼓儳可也。丙子晨。鄭文公夫人芈氏姜氏勞楚子於柯澤。楚子使師縉示之俘馘。君子曰。非禮也。婦人送迎不出門。見兄弟不踰閾。戎事不邇女器。丁丑。楚子入饗于鄭。九獻。庭實旅百。加籩豆六品。饗畢。夜出。文芈送于軍。取鄭二姬以歸。叔詹曰。楚王其不沒乎。爲禮卒於無別。無別不可謂禮。將何以沒。諸侯是以知其不遂霸也。

經　廿有三年。春。齊侯伐宋圍緡。夏。五月庚寅。宋公茲父卒。楚人伐陳。冬。十有一月。杞子卒。

傳　廿三年。春。齊侯伐宋圍緡。以討其不與盟于齊也。夏。五月。宋襄公卒。傷於泓故也。秋。楚成得臣帥師伐陳。討其貳於宋也。遂取焦夷。城頓而還。子文以爲之功。使爲令尹。叔伯曰。子若國何。對曰。吾以靖國也。夫有大功而無貴仕。其人能靖者與有幾。九月。晉惠公卒。懷公立。命無從亡人。期期而不至無赦。狐突之子毛及偃從重耳在秦。弗召。冬。懷公執狐突。曰子來則免。對曰。子之能仕。父教之忠。古之制也。策名委質。貳乃辟也。今臣之子。名在重耳有年數矣。若又召之。教之貳也。父教子貳。何以事君。刑之不濫。君之明也。臣之願也。淫刑以逞。誰則無罪。臣聞命矣。乃殺之。卜偃稱疾不出。曰周書有之。乃大明服。己則不明。而殺人以逞。不亦難乎。民不見德。而唯戮是聞。其何後之有。十一月。杞成公卒。書曰子。杞夷也。不書名。未同盟

其亡乎。幸而後敗。夏。大旱。公欲焚巫尪。臧文仲曰。非旱備也。修城郭。貶食省用。務穡勸分。此其務也。巫尪何爲。天欲殺之。則如勿生。若能爲旱。焚之滋甚。公從之。是歲也饑而不害。秋。諸侯會宋公于盂。子魚曰。禍其在此乎。君欲已甚。其何以堪之。於是楚執宋公以伐宋。冬。會于薄以釋之。子魚曰。禍猶未也。未足以懲君。任宿須句顓臾風姓也。實司大皞與有濟之祀。以服事諸夏。邾人滅須句。須句子來奔。因成風也。成風爲之言於公曰。崇明祀。保小寡。周禮也。蠻夷猾夏。周禍也。若封須句。是崇皞濟而修祀紓禍也。

經　廿有二年。春。公伐邾。取須句。夏。宋公衛侯許男滕子伐鄭。秋。八月丁未。及邾人戰于升陘。冬。十有一月己巳朔。宋公及楚人戰于泓。宋師敗績。

傳　廿二年。春。伐邾取須句。反其君焉。禮也。三月。鄭伯如楚。夏。宋公伐鄭。子魚曰。所謂禍在此矣。初平王之東遷也。辛有適伊川。見被髮而祭於野者。曰。不及百年。此其戎乎。其禮先亡矣。秋。秦晉遷陸渾之戎于伊川。晉大子圉爲質於秦。將逃歸。謂嬴氏曰。與子歸乎。對曰。子晉大子。而辱於秦。子之欲歸。不亦宜乎。寡君之使婢子侍執巾櫛。以固子也。從子而歸。棄君命也。不敢從。亦不敢言。遂逃歸。富辰言於王曰。請召大叔。詩曰。協比其鄰。婚姻孔云。吾兄弟之不協。焉能怨諸侯之不睦。王說。王子帶自齊復歸于京師。王召之也。邾人以須句故出師。公卑邾。不設備而御之。臧文仲曰。國無小。不可易也。無備。雖衆不可恃也。詩曰。戰戰兢兢。如臨深淵。如履薄冰。又曰。敬之敬之。天惟顯思。命不易哉。先王之明德。猶無不難也。無不懼也。況我小國乎。君其無謂邾小。蠭蠆有毒。而況國乎。弗聽。八月丁未。公及邾師戰于升陘。我師敗績。邾人獲公冑。縣諸魚門。楚人伐宋以救鄭。宋公將戰。大司馬固諫曰。天之棄商久矣。君將興之。弗可赦也已。弗聽。冬。十一月己巳朔。宋公及楚人戰于泓。宋人既成列。楚人未既濟。司

之主也。用人其誰饗之。齊桓公存三亡國以屬諸侯。義士猶曰薄德。今一會而虐二國之君又用諸淫昏之鬼。將以求霸。不亦難乎。得死爲幸。秋。衞人伐邢。以報菟圃之役也。於是衞大旱。卜有事於山川。不吉也。甯莊子曰。昔周飢。克殷而年豐。今邢方無道。諸侯無伯。天其或者欲使衞討邢乎。從之。師興而雨。宋人圍曹。討不服也。子魚言於宋公。曰文王聞崇德亂而伐之。軍三旬而不降。退而修教。而復伐之。因壘而降。詩曰。刑于寡妻。至于兄弟。以御于家邦。今君德無乃猶有所闕。而以伐人。若之何。盍姑內省德乎。無闕而後動。陳穆公請修好於諸侯。以無忘齊桓之德。冬。盟于齊。修桓公之好也。梁亡。不書其主。自取之也。初梁伯好土功。亟城而弗處。民罷而弗堪。則曰某寇將至。乃溝公宮。曰秦將襲我。民懼而潰。秦遂取梁。

經 廿年。春。新作南門。夏。郜子來朝。五月乙巳。西宮災。鄭人入滑。秋。齊人狄人盟于邢。冬。楚人伐隨。

傳 廿年。春。新作南門。書不時也。凡啓塞從時。滑人叛鄭。而服於衞。夏。鄭公子士洩堵寇帥師入滑。秋。齊狄盟于邢。爲邢謀衞難也。於是衞方病邢。隨以漢東諸侯叛楚。冬。楚鬬穀於菟帥師伐隨。取成而還。君子曰。隨之見伐。不量力也。量力而動。其過鮮矣。善敗由己。而由人乎哉。詩曰。豈不夙夜。謂行多露。宋襄公欲合諸侯。臧文仲聞之。曰以欲從人則可。以人從欲鮮濟。

經 廿有一年。春。狄侵衞。宋人齊人楚人盟于鹿上。夏。大旱。秋。宋公楚子陳侯蔡侯鄭伯許男曹伯會于盂。執宋公以伐宋。冬。公伐邾。楚人使宜申來獻捷。十有二月癸丑。公會諸侯盟于薄。釋宋公。

傳 廿一年。春。宋人爲鹿上之盟。以求諸侯於楚。楚人許之。公子目夷曰。小國爭盟。禍也。宋

之。惠公之在梁也。梁伯妻之。梁嬴孕過期。卜招父與其子卜之。其子曰。將生一男一女。招曰。然。男爲人臣。女爲人妾。故名男曰圉。女曰妾。及子圉西質秦。妾爲宦女焉。師滅項。淮之會。公有諸侯之事。未歸。而取項。齊人以爲討。而止公。秋。聲姜以公故。會齊侯于卞。九月公至。書曰至自會。猶有諸侯之事焉。且諱之也。齊侯之夫人三。王姬徐嬴蔡姬。皆無子。齊侯好內。多內寵。內嬖如夫人者六人。長衛姬生武孟。少衛姬生惠公。鄭姬生孝公。葛嬴生昭公。密姬生懿公。宋華子生公子雍。公與管仲屬孝公於宋襄公。以爲大子。雍巫有寵於衛恭姬。因寺人貂以薦羞於公。亦有寵。公許之立武孟。管仲卒。五公子皆求立。冬。十月乙亥。齊桓公卒。易牙入。與寺人貂因內寵以殺羣吏。而立公子無虧。孝公奔宋。十二月乙亥赴。辛巳夜殯。

經　十有八年。春。王正月。宋公曹伯衛人邾人伐齊。夏。師救齊。五月戊寅。宋師及齊師戰于甗。齊師敗績。狄救齊。秋。八月丁亥。葬齊桓公。冬。邢人狄人伐衛。

傳　十八年。春。宋襄公以諸侯伐齊。三月。齊人殺無虧。鄭伯始朝于楚。楚子賜之金。既而悔之。與之盟。曰無以鑄兵。故以鑄三鐘。齊人將立孝公。不勝四公子之徒。遂與宋人戰。夏。五月。宋敗齊師于甗。立孝公而還。秋。八月。葬齊桓公。冬。邢人狄人伐衛。圍菟圃。衛侯以國讓父兄子弟及朝衆。曰苟能治之。燬請從焉。衆不可。而後師于訾婁。狄師還。梁伯益其國。而不能實也。命之曰新里。秦取之。

經　十有九年。春。王三月。宋人執滕子嬰齊。夏。六月。宋公曹人邾人盟于曹南。鄫子會盟于邾。己酉。邾人執鄫子用之。秋。宋人圍曹。衛人伐邢。冬。會陳人蔡人楚人鄭人盟于齊。梁亡。

傳　十九年。春。遂城而居之。宋人執滕宣公。夏。宋公使邾文公用鄫子於次睢之社。欲以屬東夷。司馬子魚曰。古者六畜不相爲用。小事不用大牲。而況敢用人乎。祭祀以爲人也。民神

春秋左氏傳 卷第六

僖公中

經 十有六年。春。王正月戊申朔。隕石于宋五。是月也六鷁退飛過宋都。三月壬申。公子季友卒。夏。四月丙申。鄫季姬卒。秋。七月甲子。公孫茲卒。冬。十有二月。公會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男邢侯曹伯于淮。

傳 十六年。春。隕石于宋五。隕星也。六鷁退飛過宋都。風也。周內史叔興聘于宋。宋襄公問焉。曰是何祥也。吉凶焉在。對曰。今茲魯多大喪。明年齊有亂。君將得諸侯而不終。退而告人曰君失問。是陰陽之事也。非吉凶所生也。吉凶由人。吾不敢逆君故也。夏。齊伐厲不克。救徐而還。秋。狄侵晉。取狐廚受鐸。涉汾及昆都。因晉敗也。王以戎難告于齊。齊徵諸侯而戍周。冬十一月乙卯。鄭伯殺子華。十二月會于淮。謀鄫且東略也。城鄫。役人病。有夜登丘而呼者。曰齊有亂。不果城而還。

經 十有七年。春。齊人徐人伐英氏。夏。滅項。秋。夫人姜氏會齊侯于卞。九月。公至自會也。冬十有二月乙亥。齊侯小白卒。

傳 十七年。春。齊人爲徐伐英氏。以報婁林之役也。夏。晉大子圉爲質於秦。秦歸河東而妻

以德爲怨。秦不其然。秦伯曰。是吾心也。改館晉侯。饋七牢焉。蛾析謂慶鄭曰。盍行乎。對曰。陷君於敗。敗而不死。又使失刑。非人臣也。臣而不臣。行將焉入。十一月晉侯歸。丁丑殺慶鄭而後入。是歲晉又飢。秦伯又饋之粟。曰吾怨其君。而矜其民。且吾聞唐叔之封也。箕子曰。其後必大。晉其庸可冀乎。姑樹德焉。以待能者。於是秦始征晉河東。置官司焉。

春秋左氏傳 卷第五

乃舍諸靈臺。大夫請以入。公曰。獲晉侯以厚歸也。既而喪歸焉用之。大夫其何有焉。且晉人慼憂以重我。天地以要我。不圖晉憂。重其怒也。我食吾言。背天地也。重怒難任。背天不祥。必歸晉君。公子縶曰。不如殺之。無聚慝焉。子桑曰。歸之而質其大子。必得大成。晉未可滅。而殺其君。祇以成惡。且史佚有言。曰無始禍。無怙亂。無重怒。重怒難任。陵人不祥。乃許晉平。晉侯使郤乞告瑕呂飴甥。且召之。子金教之言曰。朝國人而以君命賞。且告之曰。孤雖歸。辱社稷矣。其卜貳圉也。衆皆哭。晉於是乎作爰田。呂甥曰。君亡之不恤。而群臣是憂。惠之至也。將若君何。衆曰。何爲而可。對曰。征繕以輔孺子也。諸侯聞之。喪君有君。羣臣輯睦。甲兵益多。好我者勸。惡我者懼。庶有益乎。衆說。晉於是乎作州兵。初晉獻公筮嫁伯姬於秦也。遇歸妹䷵之睽䷥。史蘇占之曰。不吉。其繇曰。士刲羊。亦無衁也。女承筐。亦無貺也。西鄰責言。不可償也。歸妹之睽。猶無相也。震之離。亦離之震。爲雷爲火。爲嬴敗姬。車說其輹。火焚其旗。不利行師。敗于宗丘。歸妹睽孤。寇張之弧。姪其從姑。六年其逋。逃歸其國。而棄其家。明年其死於高梁之虛。及惠公在秦。曰先君若從史蘇之占。吾不及此夫。韓簡侍。曰龜象也。筮數也。物生而後有象。象而後有滋。滋而後有數。先君之敗德。及可數乎。史蘇是占。勿從何益。詩曰。下民之孽。匪降自天。僔沓背憎。職競由人。震夷伯之廟。罪之也。於是展氏有隱慝焉。冬。宋人伐曹。討舊怨也。楚敗徐于婁林。徐恃救也。十月。晉陰飴甥會秦伯盟于王城。秦伯曰。晉國和乎。對曰。不和。小人恥失其君。而悼喪其親。不憚征繕。以立圉也。曰必報讎。寧事戎狄。君子愛其君。而知其罪。不憚征繕。以待秦命。曰必報德。有死無二。以此不和。秦伯曰。國謂君何。對曰。小人慼謂之不免。君子恕以爲必歸。小人曰。我毒秦。秦豈歸君。君子曰。我知罪矣。秦必歸君。貳而執之。服而舍之。德莫厚焉。刑莫威焉。服者懷德。貳者畏刑。此一役也。秦可以霸。納而不定。廢而不立。

以救徐也。晉侯之入也。秦穆姬屬賈君焉。且曰。盡納羣公子。晉侯烝于賈君。又不納羣公子。是以穆姬怨之。晉侯許賂中大夫。既而皆背之。賂秦伯以河外列城五。東盡虢略。南及華山。內及解梁城。既而不與。晉饑。秦輸之粟。秦饑。晉閉之糴。故秦伯伐晉。卜徒父筮之。吉。涉河。侯車敗。詰之。對曰。乃大吉也。三敗。必獲晉君。其卦遇蠱䷑曰千乘三去。三去之餘。獲其雄狐。夫狐蠱。必其君也。蠱之貞風也。其悔山也。歲云秋矣。我落其實。而取其材。所以克也。實落材亡。不敗何待。三敗及韓。晉侯謂慶鄭曰。寇深矣。若之何。對曰。君實深之。可若何。公曰不遜。卜右。慶鄭吉。弗使。步揚御戎。家僕徒爲右。乘小駟。鄭入也。慶鄭曰。古者大事必乘其產。生其水土。而知其人心。安其教訓。而服習其道。唯所納之。無不如志。今乘異產。以從戎事。及懼而變。將與人易。亂氣狡憤。陰血周作。張脈僨興。外彊中乾。進退不可。周旋不能。君必悔之。弗聽。九月。晉侯逆秦師。使韓簡視師。復曰。師少於我。鬭士倍我。公曰。何故。對曰。出由其資。入用其寵。饑食其粟。三施而無報。是以來也。今又擊之。我怠秦奮。倍猶未也。公曰。一夫不可狃。況國乎。遂使請戰。曰寡人不佞。能合其衆。而不能離也。君若不還。無所逃命。秦伯使公孫枝對曰。君之未入。寡人懼之。入而未定列。猶吾憂也。苟列定矣。敢不承命。韓簡退曰。吾幸而得囚。壬戌。戰于韓原。晉戎馬還濘而止。公號慶鄭。鄭曰。愎諫違卜。固敗是求。又何逃焉。遂去之。梁由靡御韓簡。虢射爲右。輅秦伯。將止之。鄭以救公誤之。遂失秦伯。秦獲晉侯以歸。晉大夫反首拔舍從之。秦伯使辭焉。曰二三子何其感也。寡人之從君而西也。亦晉之妖夢是踐。豈敢以至。晉大夫三拜稽首。曰君履后土。而戴皇天。皇天后土。實聞君之言。羣臣敢在下風。穆姬聞晉侯將至。以大子罃弘與女簡璧。登臺而履薪焉。使以絻服衰絰逆。且告。曰上天降災。使我兩君。匪以玉帛相見。而以興戎。若晉君朝以入。則婢子夕以死。夕以入。則朝以死。唯君裁之。

怠。其十年乎。不十年。王弗召也。夏。會于鹹。淮夷病杞故。且謀王室也。秋。爲戎難故。諸侯戍周。齊仲孫湫致之。冬。晉荐饑。使乞糴于秦。秦伯謂子桑。與諸乎。對曰。重施而報。君將何求。重施而不報。其民必攜。攜而討焉。無衆必敗。謂百里。與諸乎。對曰。天災流行。國家代有。救災恤鄰。道也。行道有福。丕鄭之子豹在秦。請伐晉。秦伯曰。其君是惡。其民何罪。秦於是乎輸粟于晉。自雍及絳相繼。命之曰汎舟之役。

【經】十有四年。春。諸侯城緣陵。夏。六月。季姬及鄫子遇于防。使鄫子來朝。秋。八月辛卯。沙鹿崩。狄侵鄭。冬。蔡侯肸卒。

【傳】十四年。春。諸侯城緣陵而遷杞焉。不書其人。有闕也。鄫季姬來寧。公怒止之。以鄫子之不朝也。夏。遇于防。而使來朝。秋。八月辛卯。沙鹿崩。晉卜偃曰。朞年將有大咎。幾亡國。冬。秦饑。使乞糴于晉。晉人弗與。慶鄭曰。背施無親。幸災不仁。貪愛不祥。怒鄰不義。四德皆失。何以守國。虢射曰。皮之不存。毛將安傅。慶鄭曰。棄信背鄰。患孰恤之。無信患作。失援必斃。是則然矣。虢射曰。無損於怨。而厚於寇。不如勿予。慶鄭曰。背施幸災。民所棄也。近猶讎之。況怨敵乎。弗聽。退曰。君其悔是哉。

【經】十有五年。春。王正月。公如齊。楚人伐徐。三月。公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯盟于牡丘。遂次于匡。公孫敖率師及諸侯之大夫救徐。夏。五月。日有食之。秋。七月。齊師曹師伐厲。八月。螽。九月。公至自會。季姬歸于鄫。己卯晦。震夷伯之廟。冬。宋人伐曹。楚人敗徐于婁林。十有一月壬戌。晉侯及秦伯戰于韓。獲晉侯。

【傳】十五年。春。楚人伐徐。徐即諸夏故也。三月。盟于牡丘。尋葵丘之盟。且救徐也。孟穆伯帥師及諸侯之師救徐。諸侯次于匡以待之。夏。五月。日有食之。不書朔與日。官失之也。秋。伐厲。

丕豹奔秦。言於秦伯曰、晉侯背大主。而忌小怨。民弗與也。伐之必出。公曰、失衆焉能殺。違禍誰能出君。

經　十有一年。春。晉殺其大夫丕鄭父。夏。公及夫人姜氏會齊侯于陽穀。秋。八月。大雩。冬。楚人伐黃。

傳　十一年。春。晉侯使以丕鄭之亂來告。天王使召武公・內史過賜晉侯命。受玉惰。過歸。告王曰、晉侯其無後乎。王賜之命。而惰於受瑞。先自棄也已。其何繼之有。禮國之幹也。敬禮之輿也。不敬則禮不行。禮不行則上下昏。何以長世。夏。揚拒泉皋伊雒之戎。同伐京師。入王城。焚東門。王子帶召之也。秦晉伐戎以救周。秋。晉侯平戎于王。黃人不歸楚貢。冬。楚人伐黃。

經　十有二年。春。王三月庚午。日有食之。夏。楚人滅黃。秋。七月。冬。十有二月丁丑。陳侯杵臼卒。

傳　十二年。春。諸侯城衞楚丘之郛。懼狄難也。黃人恃諸侯之睦于齊也。不共楚職。曰、自郢及我九百里。楚焉能害我。夏。楚滅黃。王以戎難故。討王子帶。秋。王子帶奔齊。冬。齊侯使管夷吾平戎于王。使隰朋平戎于晉。王以上卿之禮饗管仲。管仲辭曰、臣賤有司也。有天子之二守國高在。若節春秋。來承王命。何以禮焉。陪臣敢辭。王曰、舅氏。余嘉乃勳。應乃懿德。謂督不忘。往踐乃職。無逆朕命。管仲受下卿之禮而還。君子曰、管氏之世祀也宜哉。讓不忘其上。詩曰、凱悌君子。神所勞矣。

經　十有三年。春。狄侵衞。夏。四月。葬陳宣公。公會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男曹伯于鹹。秋。九月。大雩。冬。公子友如齊。

傳　十三年。春。齊侯使仲孫湫聘于周。且言王子帶。事畢不與王言。歸復命曰、未可。王怒未

有焉。齊侯以諸侯之師伐晉。及高梁而還。討晉亂也。令不及魯。故不書。晉郤芮使夷吾重賂秦以求入。曰人實有國。我何愛焉。入而能民。土於何有。從之。齊隰朋帥師會秦師。納晉惠公。秦伯謂郤芮曰。公子誰恃。對曰。臣聞亡人無黨。有黨必有讎。夷吾弱不好弄。能鬭不過。長亦不改。不識其他。公謂公孫枝曰。夷吾其定乎。對曰。臣聞之。唯則定國。詩曰。不識不知。順帝之則。文王之謂也。又曰。不僭不賊。鮮不爲則。無好無惡。不忌不克之謂也。今其言多忌克。難哉。公曰。忌則多怨。又焉能克。是吾利也。宋襄公卽位。以公子目夷爲仁。使爲左師以聽政。於是宋治。故魚氏世爲左師。

【經】十年。春。王正月。公如齊。狄滅溫。溫子奔衞。晉里克弑其君卓。及其大夫荀息。夏。齊侯許男伐北戎。晉殺其大夫里克。秋。七月。冬。大雨雪。

【傳】十年。春。狄滅溫。蘇子無信也。蘇子叛王卽狄。又不能於狄。狄伐之。王不救。故滅。蘇子奔衞。夏。四月。周公忌父王子黨會齊隰朋立晉侯。晉侯殺里克以說。將殺里克。公使謂之曰。微子則不及此。雖然。子殺二君與一大夫。爲子君者。不亦難乎。對曰。不有廢也。君何以興。欲加之罪。其無辭乎。臣聞命矣。伏劒而死。於是丕鄭聘于秦。且謝緩賂。故不及。晉侯改葬恭大子。秋。狐突適下國。遇大子。大子使登僕。而告之曰。夷吾無禮。余得請於帝矣。將以晉畀秦。秦將祀余。對曰。臣聞之。神不歆非類。民不祀非族。君祀無乃殄乎。且民何罪。失刑乏祀。君其圖之。君曰。諾。吾將復請。七日新城西偏將有巫者而見我焉。許之。遂不見。及期而往。告之曰。帝許我罰有罪矣。敝於韓。丕鄭之如秦也。言於秦伯曰。呂甥郤稱冀芮實爲不從。若重問以召之。臣出晉君。君納重耳。蔑不濟矣。冬。秦伯使泠至報問。且召三子。郤芮曰。幣重而言甘。誘我也。遂殺丕鄭祁擧及七輿大夫。左行共華・右行賈華・叔堅・騅歂・纍虎・特宮・山祁。皆里丕之黨也。

公疾。大子玆父固請。曰目夷長且仁。君其立之。公命子魚。子魚辭。曰能以國讓。仁孰大焉。臣不及也。且又不順。遂走而退。

【經】九年。春。王三月。丁丑。宋公御說卒。夏。公會宰周公齊侯宋子衞侯鄭伯許男曹伯于葵丘。秋。七月乙酉。伯姬卒。九月戊辰。諸侯盟于葵丘。甲子。晉侯佹諸卒。冬。晉里克殺其君之子奚齊。

【傳】九年。春。宋桓公卒。未葬而襄公會諸侯。故曰子。凡在喪。王曰小童。公侯曰子。夏。會于葵丘。尋盟且脩好。禮也。王使宰孔賜齊侯胙。曰天子有事于文武。使孔賜伯舅胙。齊侯將下拜。孔曰。且有後命。天子使孔曰。以伯舅耋老。加勞賜一級。無下拜。對曰。天威不違顏咫尺。小白余。敢貪天子之命無下拜。恐隕越于下。以遺天子羞。敢不下拜。下拜登受。秋。齊侯盟諸侯于葵丘。曰凡我同盟之人。既盟之後。言歸于好。宰孔先歸。遇晉侯。曰可無會也。齊侯不務德而勤遠略。故北伐山戎。南伐楚。西爲此會也。東略之不知。西則否矣。其在亂乎。君務靖亂。無勤於行。晉侯乃還。九月晉獻公卒。里克丕鄭欲納文公。故以三公子之徒作亂。初獻公使荀息傅奚齊。公疾。召之。曰以是藐諸孤。辱在大夫。其若之何。稽首而對曰。臣竭其股肱之力。加之以忠貞。其濟君之靈也。不濟則以死繼之。公曰。何謂忠貞。對曰。公家之利。知無不爲。忠也。送往事居。耦俱無猜。貞也。及里克將殺奚齊。先告荀息。曰三怨將作。秦晉輔之。子將如何。荀息曰。將死之。里克曰。無益也。荀叔曰。吾與先君言矣。不可以貳。能欲復言而愛身乎。雖無益也。將焉避之。且人之欲善。誰不如我。我欲無貳。而能謂人已乎。冬。十月里克殺奚齊于次。書曰殺其君之子。未葬也。荀息將死之。人曰。不如立卓子而輔之。荀息立公子卓以葬。十一月里克殺公子卓于朝。荀息死之。君子曰。詩所謂白珪之玷。尙可磨也。斯言之玷。不可爲也。荀息

死與之璧使行曰唯我知汝汝專利而不厭予取予求不汝疵瑕也後之人將求多於汝汝必不免我死汝必速行無適小國將不汝容焉既葬出奔鄭又有寵於厲公子文聞其死也曰古人有言曰知臣莫若君弗可改已秋盟于甯母謀鄭故也管仲曰臣聞之招攜以禮懷遠以德德禮不易無人不懷齊侯脩禮於諸侯諸侯官受方物鄭伯使大子華聽命於會言於齊侯曰洩氏孔氏子人氏三族實違君命若君去之以爲成我以鄭爲內臣君亦無所不利焉齊侯將許之管仲曰君以禮與信屬諸侯而以姦終之無乃不可乎父子不干之謂禮守命供時之謂信違此二者姦莫大焉公曰諸侯有討於鄭未捷今苟有釁從之不亦可乎對曰君若綏之以德加之以訓辭而帥諸侯以討鄭鄭將覆亡之不暇豈敢不懼若總其罪人以臨之鄭有辭矣何懼且夫合諸侯以崇德也會而列姦何以示後嗣夫諸侯之會其德刑禮義無國不記記姦之位君盟替矣作而不記非盛德也君其勿許鄭必受盟夫子華既爲大子而求介於大國以弱其國亦必不免鄭有叔詹堵叔師叔三良爲政未可間也齊侯辭焉子華由是得罪於鄭冬鄭伯使請盟于齊閏月惠王崩襄王惡大叔帶之難懼不立不發喪而告難于齊

經　八年春王正月公會王人齊侯宋公衛侯許男曹伯陳世子款盟于洮鄭伯乞盟夏狄伐晉秋七月禘于大廟用致夫人冬十有二月丁未天王崩

傳　八年春盟于洮謀王室也鄭伯乞盟請服也襄王定位而後發喪晉里克帥師梁由靡御虢射爲右以敗狄于采桑梁由靡曰狄無恥從之必大克里克曰懼之而已無速衆狄虢射曰朞年狄必至示之弱矣夏狄伐晉報采桑之役也復朞月秋禘而致哀姜焉非禮也凡夫人不薨于寢不殯于廟不赴于同不祔于姑則弗致也冬王人來告喪難故也是以緩宋

黍稷非馨。明德惟馨。又曰。民不易物。惟德緊物。如是則非德民不和。神不享矣。神所馮依。將在德矣。若晉取虞。而明德以薦馨香。神其吐之乎。弗聽。許晉使。宮之奇以其族行。曰虞不臘矣。在此行也。晉不更擧矣。八月甲午。晉侯圍上陽。問於卜偃。曰吾其濟乎。對曰。克之。公曰何時。對曰。童謠云。丙子之晨。龍尾伏辰。均服振振。取虢之旂。鶉之賁賁。天策焞焞。火中成軍。虢公其奔。其九月十月之交乎。丙子旦。日在尾。月在策。鶉火中。必是時也。冬。十二月丙子朔。晉滅虢。虢公醜奔京師。師還。館于虞。遂襲虞滅之。執虞公及其大夫井伯。以媵秦穆姬。而脩虞祀。且歸其職貢於王。故書曰晉人執虞公。罪虞。且言易也。

經 六年。春。王正月。夏。公會齊侯宋公陳侯衛侯曹伯伐鄭。圍新城。秋。楚人圍許。諸侯遂救許。冬。公至自伐鄭。

傳 六年。春。晉侯使賈華伐屈。夷吾不能守。盟而行。將奔狄。郤芮曰。後出同奔。罪也。不如之梁。梁近秦而幸焉。乃之梁。夏。諸侯伐鄭。以其逃首止之盟故也。圍新密。鄭所以不時城也。秋。楚子圍許以救鄭。諸侯救許。乃還。冬。蔡穆侯將許僖公以見楚子於武城。許男面縛銜璧。大夫衰絰。士輿櫬。楚子問諸逢伯。對曰。昔武王克殷。微子啓如是。武王親釋其縛。受其璧。而祓之。焚其櫬。禮而命之。使復其所。楚子從之。

經 七年。春。齊人伐鄭。夏。小邾子來朝。鄭殺其大夫申侯。秋。七月。公會齊侯宋公陳世子款鄭世子華。盟于甯母。曹伯班卒。公子友如齊。冬。葬曹昭公。

傳 七年。春。齊人伐鄭。孔叔言於鄭伯。曰諺有之。曰心則不競。何憚於病。既不能彊。又不能弱。所以斃也。國危矣。請下齊以救國。公曰。吾知其所由來矣。姑少待我。對曰。朝不及夕。何以待君。夏。鄭殺申侯以說于齊。且用陳轅濤塗之譖也。初申侯申出也。有寵於楚文王。文王將

奔黃。九月戊申朔。日有食之。冬。晉人執虞公。

僖　五年。春。王正月辛亥朔。日南至。公既視朔。遂登觀臺以望而書。禮也。凡分至啓閉。必書雲物。爲備故也。晉侯使以殺大子申生之故來告。初晉侯使士蔿爲二公子築蒲與屈。不愼。寘薪焉。夷吾訴之。公使讓之。士蔿稽首而對曰。臣聞之。無喪而慼。憂必讎焉。無戎而城。讎必保焉。寇讎之保。又何愼焉。守官廢命不敬。固讎之保不忠。失忠與敬。何以事君。詩云。懷德惟寧。宗子惟城。君其修德而固宗子。何城如之。三年將尋師焉。焉用愼。退而賦曰。狐裘尨茸。一國三公。吾誰適從。及難。公使寺人披伐蒲。重耳曰。君父之命不校。乃徇曰。校者吾讎也。踰垣而走。披斬其袪。遂出奔翟。夏。公孫茲如牟娶焉。會于首止。會王大子鄭。謀寧周也。陳轅宣仲怨鄭申侯之反己於召陵。故勸之城其賜邑。曰。美城之。大名也。子孫不忘。吾助子請。乃爲之請於諸侯而城之。美。遂譖諸鄭伯。曰。美城其賜邑。將以叛也。申侯由是得罪。秋。諸侯盟。王使周公召鄭伯。曰。吾撫女以從楚。輔之以晉。可以少安。鄭伯喜於王命。而懼其不朝於齊也。故逃歸不盟。孔叔止之。曰。國君不可以輕。輕則失親。失親患必至。病而乞盟。所喪多矣。君必悔之。弗聽。逃其師而歸。楚鬭穀於菟滅弦。弦子奔黃。於是江黃道柏方睦於齊。皆弦姻也。弦子恃之。而不事楚。又不設備。故亡。晉侯復假道於虞以伐虢。宮之奇諫曰。虢虞之表也。虢亡。虞必從之。晉不可啓。寇不可翫。一之爲甚。其可再乎。諺所謂輔車相依。脣亡齒寒者。其虞虢之謂也。公曰。晉吾宗也。豈害我哉。對曰。大伯虞仲。大王之昭也。大伯不從。是以不嗣。虢仲虢叔王季之穆也。爲文王卿士。勳在王室。藏於盟府。將虢是滅。何愛於虞。且虞能親於桓莊乎。其愛之也。桓莊之族何罪。而以爲戮。不唯偪乎。親以寵偪猶尚害之。況以國乎。公曰。吾享祀豐絜。神必據我。對曰。臣聞之。鬼神非人實親。惟德是依。故周書曰。皇天無親。惟德是輔。又曰。

爾貢苞茅不入。王祭不供。無以縮酒。寡人是徵。昭王南征而不復。寡人是問。對曰。貢之不入。寡君之罪也。敢不供給。昭王之不復。君其問諸水濱。師進次于陘。夏。楚子使屈完如師。師退次于召陵。齊侯陳諸侯之師。與屈完乘而觀之。齊侯曰。豈不穀是爲。先君之好是繼。與不穀同好如何。對曰。君惠徼福於敝邑之社稷。辱收寡君。寡君之願也。齊侯曰。以此衆戰。誰能禦之。以此攻城。何城不克。對曰。君若以德綏諸侯。誰敢不服。君若以力。楚國方城以爲城。漢水以爲池。雖衆無所用之。屈完及諸侯盟。陳轅濤塗謂鄭申侯曰。師出於陳鄭之間。國必甚病。若出於東方。觀兵於東夷。循海而歸。其可也。申侯曰。善。濤塗以告。齊侯許之。申侯見曰。師老矣。若出於東方而遇敵。懼不可用也。若出於陳鄭之間。供其資糧屝屨。其可也。齊侯說。與之虎牢。執轅濤塗。秋。伐陳。討不忠也。許穆公卒于師。葬之以侯。禮也。凡諸侯薨于朝會。加一等。死王事。加二等。於是有以袞斂。冬。叔孫戴伯帥師會諸侯之師侵陳。陳成。歸轅濤塗。初晉獻公欲以驪姬爲夫人。卜之不吉。筮之吉。公曰。從筮。卜人曰。筮短龜長。不如從長。且其繇曰。專之渝。攘公之羭。一薰一蕕。十年尚猶有臭。必不可。弗聽。立之。生奚齊。其娣生卓子。及將立奚齊。既與中大夫成謀。姬謂大子曰。君夢齊姜。必速祭之。大子祭于曲沃。歸胙于公。公田。姬寘諸宮。六日公至。毒而獻之。公祭之地。地墳。予犬。犬斃。予小臣。小臣亦斃。姬泣曰。賊由大子。大子奔新城。公殺其傅杜原款。或謂大子。子辭。君必辯焉。大子曰。君非姬氏。居不安。食不飽。我辭。姬必有罪。君老矣。吾又不樂。曰。子其行乎。大子曰。君實不察其罪。被此名也以出。人誰納我。十二月戊申。縊于新城。姬遂譖二公子曰。皆知之。重耳奔蒲。夷吾奔屈。

經　五年。春。晉侯殺其世子申生。杞伯姬來朝其子。夏。公孫茲如牟。公及齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯。會王世子于首止。秋。八月。諸侯盟于首止。鄭伯逃歸不盟。楚人滅弦。弦子

道於虞、以伐虢、公曰、是吾寶也、對曰。若得道於虞、猶外府也、公曰、宮之奇存焉、對曰、宮之奇之爲人也懦。而不能強諫。且少長於君。君暱之。雖諫將不聽、乃使荀息假道於虞、曰冀爲不道、入自顚軨、伐鄍三門、冀之既病、則亦唯君故、今虢爲不道、保於逆旅、以侵敝邑之南鄙、敢請假道、以請罪于虢、虞公許之。且請先伐虢、宮之奇諫、不聽、遂起師、夏。晉里克荀息帥師會虞師伐虢、滅下陽、先書虞、賄故也、秋。盟于貫、服江黃也。齊寺人貂始漏師于多魚、虢公敗戎于桑田。晉卜偃曰。虢必亡矣。亡下陽不懼。而又有功。是天奪之鑒、而益其疾也、必易晉而不撫其民矣。不可以五稔。冬。楚人伐鄭、鬭章囚鄭聃伯、

【經】三年。春。王正月不雨。夏。四月不雨。徐人取舒、六月雨、秋、齊侯宋公江人黃人會于陽穀、冬。公子友如齊莅盟。楚人伐鄭、

【傳】三年。春。不雨。夏。六月雨。自十月不雨至于五月、不曰旱、不爲災也、秋會于陽穀、謀伐楚也。齊侯爲陽穀之會來尋盟。冬。公子友如齊涖盟。楚人伐鄭。鄭伯欲成。孔叔不可、曰齊方勤我。棄德不祥。齊侯與蔡姬乘舟于囿。蕩公。公懼變色。禁之、不可。公怒歸之。未之絕也。蔡人嫁之。

【經】四年。春。王正月、公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯侵蔡。蔡潰、遂伐楚、次于陘、夏、許男新臣卒。楚屈完來盟于師、盟于召陵。齊人執陳轅濤塗、秋。及江人黃人伐陳。八月。公至自伐楚。葬許穆公。冬。十有二月。公孫茲帥師會齊人宋人衛人鄭人許人曹人侵陳。

【傳】四年。春。齊侯以諸侯之師侵蔡。蔡潰。遂伐楚。楚子使與師言、曰君處北海、寡人處南海、唯是風馬牛不相及也。不虞君之涉吾地也、何故。管仲對曰。昔召康公命我先君大公、曰五侯九伯。汝實征之、以夾輔周室、賜我先君履。東至于海、西至于河、南至于穆陵。北至于無棣、

春秋左氏傳 卷第五

僖公上

經 元年。春。王正月。齊師宋師曹師次于聶北。救邢。夏。六月。邢遷于夷儀。齊師宋師曹師城邢。秋。七月戊辰。夫人姜氏薨于夷。齊人以歸。楚人伐鄭。八月。公會齊侯宋公鄭伯曹伯邾人于檉。九月。公敗邾師于偃。冬。十月壬午。公子友帥師敗莒師于酈。獲莒挐。十有二月丁巳。夫人氏之喪至自齊。

傳 元年。春。不稱即位。公出故也。公出復入。不書。諱之也。諱國惡。禮也。諸侯救邢。邢人潰。出奔師。師遂逐狄人。具邢器用而遷之。師無私焉。夏。六月。邢遷于夷儀。諸侯城之。救患也。凡侯伯救患分災討罪。禮也。秋。楚人伐鄭。鄭即齊故也。盟于犖。謀救鄭也。九月。公敗邾師于偃。虚丘之戍將歸者也。冬。莒人來求賂。公子友敗諸酈。獲莒子之弟挐。非卿也。嘉獲之也。公賜季友汶陽之田及費。夫人之喪至自齊。君子以齊人之殺哀姜也為已甚矣。女子從人者也。

經 二年。春。王正月。城楚丘。夏。五月辛巳。葬我小君哀姜。虞師晉師滅下陽。秋。九月。齊侯宋公江人黃人盟于貫。冬。十月不雨。楚人侵鄭。

傳 二年。春。諸侯城楚丘而封衛焉。不書所會。後也。晉荀息請以屈產之乘與垂棘之璧。假

諗周桓公云。內寵並后、外寵二政、嬖子配嫡。大都耦國。亂之本也。周公弗從、故及於難。今亂本成矣。立可必乎。孝而安民。子其圖之。與其危身以速罪也。成風聞成季之繇。乃事之。而屬僖公焉。故成季立之。僖之元年。齊桓公遷邢于夷儀。二年封衛于楚丘。邢遷如歸。衛國忘亡。衛文公大布之衣。大帛之冠。務材訓農。通商惠工。敬教勸學。授方任能。元年革車卅乘。季年乃三百乘。

春秋左氏傳 卷第四

卽位也少。齊人使昭伯烝於宣姜。不可。强之。生齊子・戴公・文公・宋桓夫人・許穆夫人。文公爲衛之多患也先適齊。及敗。宋桓公逆諸河。宵濟。衛之遺民男女七百有卅人。益之以共滕之民爲五千人。立戴公以廬于曹。許穆夫人賦載馳。齊侯使公子无虧帥車三百乘・甲士三千人以戍曹。歸公乘馬。祭服五稱。牛羊豕雞狗皆三百與門材。歸夫人魚軒。重錦卅兩。鄭人惡高克。使帥師次于河上。久而弗召。師潰而歸。高克奔陳。鄭人爲之賦淸人。晉侯使大子申生伐東山皐落氏。里克諫曰。大子奉冢祀社稷之粢盛。以朝夕視君膳者也。故曰冢子。君行則守。有守則從。從曰撫軍。守曰監國。古之制也。夫帥師專行謀。誓軍旅。君與國政之所圖也。非大子之事也。師在制命而已。稟命則不威。專命則不孝。故君之嗣適。不可以帥師。君失其官。帥師不威。將焉用之。且臣聞皐落氏將戰。君其舍之。公曰。寡人有子。未知其誰立焉。不對而退。見大子。大子曰。吾其廢乎。對曰。告之以臨民。敎之以軍旅。不共是懼。何故廢乎。且子懼不孝。无懼弗得立。脩己而不責人。則免於難。大子帥師。公衣之偏衣。佩之金玦。狐突御戎。先友爲右。梁餘子養御罕夷。先丹木爲右。羊舌大夫爲尉。先友曰。衣身之偏。握兵之要。在此行也子其勉之。偏躬无慝。兵要遠災。親以无災。又何患焉。狐突歎曰。時事之徵也。衣身之章也。佩衷之旗也。故敬其事則命以始。服其身則衣之純。用其衷則佩之度。今命以時卒。閟其事也。衣之尨服。遠其躬也。佩以金玦。棄其衷也。服以遠之。時以閟之。尨涼冬殺。金寒玦離。胡可恃也。雖欲勉之。狄可盡乎。梁餘子養曰。帥師者受命於廟。受脤於社。有常服矣。不獲而尨。命可知也。死而不孝。不如逃之。罕夷曰。尨奇无常。金玦不復。雖復何爲。君有心矣。先丹木曰。是服也狂夫猶阻之。曰盡敵而反。敵可盡乎。雖盡敵猶有內讒。不如違之。狐突欲行。羊舌大夫曰。不可。違命不孝。棄事不忠。雖知其寒。惡不可取。子其死之。大子將戰。狐突諫曰。不可。昔辛伯

苟无瑕。何恤乎無家。天若祚大子。其无晉乎。卜偃曰。畢萬之後必大。萬盈數也。魏大名也。以是始賞。天啓之矣。天子曰兆民。諸侯曰萬民。今名之大。以從盈數。其必有衆。初畢萬筮仕於晉。遇屯䷂之比䷇。辛廖占之。曰。吉。屯固比入。吉孰大焉。其必蕃昌。震爲土。車從馬。足居之。兄長之。母覆之。衆歸之。六體不易。合而能固。安而能殺。公侯之卦也。公侯之子孫。必復其始。

【經】二年。春。王正月。齊人遷陽。夏。五月乙酉。吉禘于莊公。秋。八月辛丑。公薨。九月。夫人姜氏遜于邾。公子慶父出奔莒。冬。齊高子來盟。十有二月。狄入衛。鄭棄其師。

【傳】二年。春。虢公敗犬戎于渭汭。舟之僑曰。無德而祿。殃也。殃將至矣。遂奔晉。夏。吉禘于莊公。速也。初公傅奪卜齮田。公不禁。秋。八月辛丑。共仲使卜齮賊公于武闈。成季以僖公適邾。共仲奔莒。乃入立之。以賂求共仲于莒。莒人歸之。及密。使公子魚請。不許。哭而往。共仲曰。奚斯之聲也。乃縊。閔公哀姜之娣叔姜之子也。故齊人立之。共仲通於哀姜。哀姜欲立之。閔公之死也。哀姜與知之。故遜于邾。齊人取而殺之于夷。以其尸歸。僖公請而葬之。成季之將生也。桓公使卜楚丘之父卜之。曰。男也。其名曰友。在公之右。間于兩社。爲公室輔。季氏亡則魯不昌。又筮之。遇大有䷍之乾䷀。曰。同復于父。敬如君所。及生有文在其手。曰友。遂以命之。冬。十二月。狄人伐衛。衛懿公好鶴。鶴有乘軒者。將戰。國人受甲者皆曰。使鶴。鶴實有祿位。余焉能戰。公與石祁子玦。予甯莊子矢。使守。曰。以此贊國。擇利而爲之。予夫人繡衣。曰。聽於二子。渠孔御戎。子伯爲右。黃夷前驅。孔嬰齊殿。及狄人戰于熒澤。衛師敗績。遂滅衛。衛侯不去其旗。是以甚敗。狄人囚史華龍滑與禮孔。以逐衛人。二人曰。我太史也。實掌其祭。不先國不可得也。乃先之。至則告守曰。不可待也。夜與國人出。狄入衛。遂從之。又敗諸河。初惠公之

春秋左氏傳 卷第四

閔公

經 元年。春。王正月。齊人救邢。夏。六月辛酉。葬我君莊公。秋。八月。公及齊侯盟于落姑。季子來歸。冬。齊仲孫來。

傳 元年。春。不書即位。亂故也。狄人伐邢。管敬仲言於齊侯曰。戎狄豺狼。不可厭也。諸夏親暱。不可棄也。宴安酖毒。不可懷也。詩云。豈不懷歸。畏此簡書。簡書同惡相恤之謂也。請救邢以從簡書。齊人救邢。夏。六月。葬莊公。亂故也。是以緩。秋。八月。公及齊侯盟于落姑。請復季友也。齊侯許之。使召諸陳。公次于郎。以待之。季子來歸。嘉之也。冬。齊仲孫湫來省難。書曰仲孫。亦嘉之也。仲孫歸曰。不去慶父。魯難未已。公曰。若之何而去之。對曰。難不已。將自斃。君其待之。公曰。魯可取乎。對曰。不可。猶秉周禮。周禮所以本也。臣聞之。國將亡。本必先顚。而後枝葉從之。魯不棄周禮。未可動也。君其務寧魯難而親之。親有禮。因重固。間攜貳。覆昏亂。霸王之器也。晉侯作二軍。公將上軍。大子申生將下軍。趙夙御戎。畢萬爲右。以滅耿。滅霍。滅魏。還爲大子城曲沃。賜趙夙耿。賜畢萬魏。以爲大夫。士蔿曰。大子不得立矣。分之都城。而位以卿。先爲之極。又焉得立。不如逃之。无使罪至。爲吳大伯。不亦可乎。猶有令名。與其及也。且諺曰。心

國將興聽於民。將亡聽於神。神聰明正直而壹者也。依人而行。虢多涼德。其何土之能得。初公築臺臨黨氏。見孟任從之。閟。而以夫人言許之。割臂盟公。生子般焉。雩講于梁氏。女公子觀之。圉人犖自牆外與之戲。子般怒使鞭之。公曰。不如殺之。是不可鞭。犖有力焉。能投蓋于稷門。公疾。問後於叔牙。對曰。慶父材。問於季友。對曰。臣以死奉般。公曰。鄕者牙曰慶父材。成季使以君命命僖叔。待于鍼巫氏。使鍼季酖之。曰。飮此則有後於魯國。不然死且無後。飮之。歸及逵泉而卒。立叔孫氏。八月癸亥。公薨于路寢。子般卽位。次于黨氏。冬。十月己未。共仲使圉人犖賊子般于黨氏。成季奔陳。立閔公。

傳 廿九年。春。新作延廏。書不時也。凡馬日中而出。日中而入。夏。鄭人侵許。凡師有鐘鼓曰伐。無曰侵。輕曰襲。秋。有蜚。爲災也。凡物不爲災不書。冬。十二月。城諸及防。書時也。凡土功。龍見而畢務。戒事也。火見而致用。水昏正而栽。日至而畢。樊皮叛王。

經 卅年。春。王正月。夏。次于成。秋。七月。齊人降鄣。八月癸亥。葬紀叔姬。九月庚午朔。日有食之。鼓用牲于社。冬。公及齊侯遇于魯濟。齊人伐山戎。

傳 卅年。春。王命虢公討樊皮。夏。四月丙辰。虢公入樊。執樊仲皮。歸于京師。楚公子元歸自伐鄭。而處王宮。鬬射師諫。則執而梏之。秋。申公鬬班殺子元。鬬穀於菟爲令尹。自毀其家。以紓楚國之難。冬。遇于魯濟。謀伐山戎也。以其病燕故也。

經 卅有一年。春。築臺于郎。夏。四月。薛伯卒。築臺于薛。六月。齊侯來獻戎捷。秋。築臺于秦。冬。不雨。

傳 卅一年。夏。六月。齊侯來獻戎捷。非禮也。凡諸侯有四夷之功。則獻于王。王以警于夷。中國則否。諸侯不相遺俘。

經 卅有二年。春。城小穀。夏。宋公・齊侯遇于梁丘。秋。七月癸巳。公子牙卒。八月癸亥。公薨于路寢。冬。十月己未。子般卒。公子慶父如齊。狄伐邢。

傳 卅二年。春。城小穀。爲管仲也。齊侯爲楚伐鄭之故。請會于諸侯。宋公請先見于齊侯。夏遇于梁丘。秋。七月。有神降于莘。周惠王問諸內史過曰。是何故也。對曰。國之將興。明神降之。監其德也。將亡。神又降之。觀其惡也。故有得神以興。亦有得神以亡。虞・夏・商・周皆有之。王曰。若之何。對曰。以其物享焉。其至之日。亦其物也。王從之。內史過往。聞虢請命。反曰。虢必亡矣。虐而聽於神。神居莘六月。虢公使祝應・宗區・史嚚享焉。神賜之土田。史嚚曰。虢其亡乎。吾聞之。

蔿曰。不可。虢公驕。若驟得勝於我。必棄其民。無衆而後伐之。欲禦我其誰與。夫禮樂慈愛。戰所蓄也。夫民讓事樂和愛親哀喪。而後可用也。虢弗蓄也。亟戰將饑。王使召伯廖賜齊侯命。且請伐衞。以其立子頽也。

經　廿有八年。春。王三月甲寅。齊人伐衞。衞人及齊人戰。衞人敗績。夏。四月丁未。邾子瑣卒。秋。荊伐鄭。會齊人・宋人救鄭。冬。築郿。大無麥禾。臧孫辰告糴于齊。

傳　廿八年。春。齊侯伐衞。戰敗衞師。數之以王命。取賂而還。晉獻公娶于賈。無子。烝於齊姜。生秦穆夫人及太子甲生。又娶二女於戎。大戎狐姬生重耳。小戎子生夷吾。晉伐驪戎。驪戎男・女以驪姬。歸生奚齊。其娣生卓子。驪姬嬖。欲立其子。賂外嬖梁五與東關嬖五。使言於公曰。曲沃君之宗也。蒲與二屈。君之疆也。不可以無主。宗邑無主。則民不威。疆場無主。則啓戎心。戎之生心。民慢其政。國之患也。若使太子主曲沃。而重耳・夷吾主蒲與屈。則可以威民而懼戎。且旌君伐。使俱曰。狄之廣莫。於晉爲都。晉之啓土。不亦宜乎。晉侯說之。夏。使大子居曲沃。重耳居蒲城。夷吾居屈。羣公子皆在鄙。唯二姬之子在絳。二五卒與驪姬譖羣公子。而立奚齊。晉人謂之二五耦。楚令尹子元欲蠱文夫人。爲館於其宮側。而振萬焉。夫人聞之。泣曰。先君以是舞也。習戎備也。今令尹不尋諸仇讎。而於未亡人之側。不亦異乎。御人以告子元。子元曰。婦人不忘襲讎。我反忘之。秋。子元以車六百乘伐鄭。入于桔柣之門。子元・鬬御彊・鬬梧・耿之不比爲旆。鬬班・王孫游・王孫喜殿。衆車入自純門。及逵市。懸門不發。楚言而出。子元曰。鄭有人焉。諸侯救鄭。楚師夜遁。鄭人將奔桐丘。諜告曰。楚幕有烏。乃止。冬。飢。臧孫辰告糴于齊。禮也。築郿。非都也。凡邑。有宗廟先君之主曰都。無曰邑。邑曰築。都曰城。

經　廿有九年。春。新延廐。夏。鄭人侵許。秋。有蜚。冬。十有二月。紀叔姬卒。城諸及防。

傳 廿四年。春。刻其桷。皆非禮也。御孫諫曰。臣聞之。儉德之恭也。侈惡之大也。先君有恭德。而君納諸大惡。無乃不可乎。秋。哀姜至。公使宗婦覿用幣。非禮也。御孫曰。男贄。大者玉帛。小者禽鳥。以章物也。女贄不過榛栗棗脩。以告虔也。今男女同贄。是無別也。男女之別。國之大節也。而由夫人亂之。無乃不可乎。晉士蔿又與群公子謀。使殺游氏之二子。士蔿告晉侯曰。可矣。不過二年。君必無患。

經 廿有五年。春。陳侯使女叔來聘。夏。五月癸丑。衛侯朔卒。六月辛未朔。日有食之。鼓用牲于社。伯姬歸于杞。秋。大水。鼓用牲于社于門。冬。公子友如陳。

傳 廿五年。春。陳女叔來聘。始結陳好也。嘉之故不名。夏。六月辛未朔。日有食之。鼓用牲于社。非常也。唯正月之朔。慝未作。日有食之。於是乎用幣于社。伐鼓于朝。秋。大水。鼓用牲于社于門。亦非常也。凡天災有幣無牲。非日月之眚不鼓。晉士蔿使群公子盡殺游氏之族。乃城聚而處之。冬。晉侯圍聚。盡殺群公子。

經 廿有六年。春。公伐戎。夏。公至自伐戎。曹殺其大夫。秋。公會宋人・齊人伐徐。冬。十有二月癸亥朔。日有食之。

傳 廿六年。春。晉士蔿爲大司空。夏。士蔿城絳。以深其宮。秋。虢人侵晉。冬。虢人又侵晉。

經 廿有七年。春。公會杞伯姬于洮。夏。六月。公會齊侯・宋公・陳侯・鄭伯。同盟于幽。秋。公子友如陳。葬原仲。冬。杞伯姬來。莒慶來逆叔姬。杞伯來朝。公會齊侯于城濮。

傳 廿七年。春。公會杞伯姬于洮。非事也。天子非展義不巡狩。諸侯非民事不舉。卿非君命不越境。夏。同盟于幽。陳・鄭服也。秋。公子友如陳。葬原仲。非禮也。原仲季友之舊也。冬。杞伯姬來。歸寧也。凡諸侯之女。歸寧曰來。出曰來歸。夫人歸寧曰如某。出曰歸于某。晉侯將伐虢。士

所獲多矣。敢辱高位・以速官謗・請以死告・詩云・翹翹車乘・招我以弓・豈不欲往・畏我友朋・使爲工正。飲桓公酒。樂。公曰。以火繼之。辭曰。臣卜其晝。未卜其夜・不敢。君子曰。酒以成禮。弗繼以淫。義也。以君成禮。弗納於淫。仁也。初懿氏卜妻敬仲・其妻占之。曰吉。是謂鳳皇于飛・和鳴鏘鏘・有嬀之後。將育于姜。五世其昌。並于正卿。八世之後。莫之與京。陳厲公蔡出也。故蔡人殺五父而立之。生敬仲・其少也周史有以周易見陳侯者・陳侯使筮之。遇觀䷓之否。䷋曰。是謂觀國之光。利用賓于王。此其代陳有國乎。不在此。其在異國乎。非此其身。在其子孫・光遠而自他有耀者也。坤土也。巽風也。乾天也。風爲天。於土上山也。有山之材。而照之以天光・於是乎居土上。故曰觀國之光。利用賓于王。庭實旅百。奉之以玉帛。天地之美具焉・故曰利用賓于王。猶有觀焉。故曰其在後乎。風行而着於土。故曰其在異國乎・若在異國。必姜姓也。姜大嶽之後也。山嶽則配天。物莫能兩大・陳衰此其昌乎。及陳之初亡也。陳桓子始大於齊。其後亡也。成子得政・

【經】廿有三年。春。公至自齊。祭叔來聘。夏。公如齊觀社。公至自齊。荊人來聘。公及齊侯遇于穀。蕭叔朝公。秋。丹桓宮楹。冬。十有一月。曹伯射姑卒・十有二月甲寅。公會齊侯盟于扈。

【傳】廿三年。夏。公如齊觀社。非禮也。曹劌諫曰。不可・夫禮所以整民也。故會以訓上下之則・制財用之節。朝以正班爵之義。帥長幼之序。征伐以討其不然。諸侯有王。王有巡狩。以大習之。非是。君不舉矣。君舉必書。書而不法。後嗣何觀。晉桓莊之族偪。獻公患之。士蔿曰。去富子則羣公子可謀也已。公曰。爾試其事。士蔿與群公子謀・譖富子而去之。秋・丹桓宮之楹。

【經】廿有四年。春・王三月。刻桓宮桷。葬曹莊公。夏。公如齊逆女。秋。公至自齊。八月丁丑。夫人姜氏入。戊寅。大夫宗婦覿用幣。大水。冬。戎侵曹。曹羈出奔陳。赤歸于曹。郭公。

子莊王。生子頽。子頽有寵。蔿國爲之師。及惠王卽位。取蔿國之圃以爲囿。邊伯之宮近於王宮。王取之。王奪子禽祝跪與詹父田。而收膳夫之秩。故蔿國邊伯石速詹父子禽祝跪作亂。因蘇氏。秋。五大夫奉子頽以伐王。不克。出奔溫。蘇子奉子頽以奔衛。衛師燕師伐周。冬。立子頽。

【經】廿年。春。王二月。夫人姜氏如莒。夏。齊大災。秋。七月。冬。齊人伐戎。

【傳】廿年。春。鄭伯和王室。不克。執燕仲父。夏。鄭伯遂以王歸。王處於櫟。秋。王及鄭伯入于鄔。遂入成周。取其寶器而還。冬。王子頽享五大夫。樂及徧舞。鄭伯聞之。見虢叔曰。寡人聞之。哀樂失時。殃咎必至。今王子頽歌舞不倦。樂禍也。夫司寇行戮。君爲之不擧。而況敢樂禍乎。奸王之位。禍孰大焉。臨禍忘憂。憂必及之。盍納王乎。虢公曰。寡人之願也。

【經】廿有一年。春。王正月。夏。五月辛酉。鄭伯突卒。秋。七月戊戌。夫人姜氏薨。冬。十有二月。葬鄭厲公。

【傳】廿一年。春。胥命于弭。夏。同伐王城。鄭伯將王自圉門入。虢叔自北門入。殺王子頽及五大夫。鄭伯享王于闕西辟。樂備。王予之武公之略。自虎牢以東。原伯曰。鄭伯效尤。其亦將有咎。五月鄭厲公卒。王巡狩虢。虢公爲王宮于玤。王與之酒泉。鄭伯之享王也。王以后之鞶鑑與之。虢公請器。王予之爵。鄭伯由是始惡於王。冬。王歸自虢。

【經】廿有二年。春。王正月。肆大眚。癸丑。葬我小君文姜。陳人殺其公子御寇。夏。五月。秋。七月丙申。及齊高傒盟于防。冬。公如齊納幣。

【傳】廿二年。春。陳人殺其大子御寇。陳公子完與顓孫奔齊。顓孫自齊來奔。齊侯使敬仲爲卿。辭曰。羇旅之臣。幸若獲宥。及於寬政。赦其不閑於敎訓。而免於罪戾。弛於負擔。君之惠也。

叔無後於鄭。使以十月入。曰。良月也。就盈數焉。君子謂。强鉏不能衞其足。冬。同盟于幽。鄭成也。王使虢公命曲沃伯以一軍爲晉侯。初晉武公伐夷。執夷詭諸。蔿國請而免之。既而弗報。故子國作亂。謂晉人。與我伐夷而取其地。遂以晉師伐夷。殺夷詭諸。周公忌父出奔虢。惠王立而復之。

經　十有七年。春。齊人執鄭詹。夏。齊人殲于遂。秋。鄭詹自齊逃來。冬。多麋。

傳　十七年。春。齊人執鄭詹。鄭不朝也。夏。遂因氏・頜氏・工婁氏・須遂氏饗齊戍。醉而殺之。齊人殲焉。

經　十有八年。春。王三月。日有食之。夏。公追戎于濟西。秋。有蜮。冬。十月

傳　十八年。春。虢公・晉侯朝王。王饗醴。命之宥。皆賜玉五瑴。馬三匹。非禮也。王命諸侯。名位不同。禮亦異數。不以禮假人。虢公・晉侯・鄭伯使原莊公逆王后于陳。陳嬀歸于京師。實惠后。夏。公追戎于濟西。不言其來。諱之也。秋。有蜮。爲災也。初楚武王克權。使鬬緡尹之。以叛。圍而殺之。遷權於那處。使閻敖尹之。及文王卽位。與巴人伐申。而驚其師。巴人叛楚而伐那處。取之。遂門于楚。閻敖游涌而逸。楚子殺之。其族爲亂。冬。巴人因之以伐楚。

經　十有九年。春。王正月。夏。四月。秋。公子結媵陳人之婦于鄄。遂及齊侯・宋公盟。夫人姜氏如莒。冬。齊人・宋人・陳人伐我西鄙。

傳　十九年。春。楚子禦之。大敗於津。還。鬻拳弗納。遂伐黃。敗黃師于踖陵。還。及湫有疾。夏。六月庚申卒。鬻拳葬諸夕室。亦自殺也。而葬於絰皇。初鬻拳强諫楚子。楚子弗從。臨之以兵。懼而從之。鬻拳曰。吾懼君以兵。罪莫大焉。君不討。敢不自討乎。遂自刖也。楚人以爲大閽。謂之大伯。使其後掌之。君子曰。鬻拳可謂愛君矣。諫以自納於刑。刑猶不忘納君於善。初王姚嬖

大陵。獲傅瑕。傅瑕曰。苟舍我吾請納君。與之盟而赦之。六月甲子。傅瑕殺鄭子及其二子。而納厲公。初內蛇與外蛇鬪於鄭南門之中。內蛇死。六年而厲公入。公聞之。問於申繻曰。猶有妖乎。對曰。人之所忌。其氣燄以取之。妖由人興也。人無釁焉。妖不自作。人棄常則妖興。故有妖。厲公入。遂殺傅瑕。使謂原繁曰。傅瑕貳。周有常刑。既伏其罪矣。納我而無二心者。吾皆許之上大夫之事。吾願與伯父圖之。且寡人出。伯父無裏言。入又不念寡人。寡人憾焉。對曰。先君桓公命我先人典司宗祏。社稷有主。而外其心。其何貳如之。苟主社稷。國內之民。其誰不爲臣。臣無二心。天之制也。子儀在位十四年矣。而謀召君者。庸非貳乎。莊公之子。猶有八人。若皆以官爵行賂勸貳而可以濟事。君其若之何。臣聞命矣。乃縊而死。蔡哀侯爲莘役故。繩息嬀以語楚子。楚子如息。以食入享。遂滅息。以息嬀歸。生堵敖及成王焉。未言。楚子問之。對曰。吾一婦人而事二夫。縱弗能死。其又奚言。楚子以蔡侯滅息。遂伐蔡。秋七月。楚子入蔡。君子曰。商書所謂惡之易也。如火之燎于原。不可嚮邇。其猶可撲滅者。其如蔡哀侯乎。冬。會于鄄。宋服故也。

經 十有五年。春。齊侯・宋公・陳侯・衞侯・鄭伯會于鄄。夏。夫人姜氏如齊。秋宋人・齊人・邾人伐郳。鄭人侵宋。冬。十月。

傳 十五年。春。復會焉。齊始霸也。秋。諸侯爲宋伐郳。鄭人間之而侵宋。

經 十有六年。春。王正月。夏。宋人・齊人・衞人伐鄭。秋。荊伐鄭。冬。十有二月。會齊侯・宋侯・陳侯・衞侯・鄭伯・許男・滑伯・滕子。同盟于幽。邾子克卒。

傳 十六年。夏。諸侯伐鄭。宋故也。鄭伯自櫟入。緩告于楚。秋。楚伐鄭及櫟。爲不禮故也。鄭伯治與於雍糾之亂者。九月。殺公子閼。刖强鉏。公父定叔出奔衞。三年而復之。曰。不可使共

拜命之辱。臧文仲曰。宋其興乎。禹湯罪己。其興也勃焉。桀紂罪人。其亡也忽焉。且列國有凶。稱孤。禮也。言懼而名禮。其庶乎。既而聞之。曰公子御說之辭也。臧孫達曰。是宜爲君。有恤民之心。冬。齊侯來逆共姬。乘丘之役。公以金僕姑射南宮長萬。公右歂孫生搏之。宋人請之。宋公靳之。曰。始吾敬子。今子魯囚也。吾弗敬子矣。病之。

【經】 十有二年。春。王三月。紀叔姬歸于酅。夏。四月。秋。八月甲午。宋萬弑其君捷。及其大夫仇牧。冬。十月。宋萬出奔陳。

【傳】 十二年。秋。宋萬弑閔公于蒙澤。遇仇牧于門。批而殺之。遇大宰督于東宮之西。又殺之。立子游。羣公子奔蕭。公子御說奔亳。南宮牛・猛獲帥師圍亳。冬。十月。蕭叔大心。及戴・武・宣・穆・莊之族。以曹師伐之。殺南宮牛于師。殺子游于宋。立桓公。猛獲奔衛。南宮萬奔陳。以乘車輦其母。一日而至。宋人請猛獲于衛。衛人欲勿予。石祁子曰。不可。天下之惡一也。惡於宋而保於我。保之何補。得一夫而失一國。與惡而棄好。非謀也。衛人歸之。亦請南宮萬于陳以賂。陳人使婦人飲之酒。而以犀革裹之。比及宋手足皆見。宋人皆醢之。

【經】 十有三年。春。齊侯・宋人・陳人・蔡人・邾人會于北杏。夏。六月。齊人滅遂。秋。七月。冬。公會齊侯盟于柯。

【傳】 十三年。春。會于北杏。以平宋亂。遂人不至。夏。齊人滅遂而戍之。冬。盟于柯。始及齊平也。宋人背北杏之會。

【經】 十有四年。春。齊人・陳人・曹人伐宋。夏。單伯會伐宋。秋。七月。荊入蔡。冬。單伯會齊侯・宋公・衛侯・鄭伯于鄄。

【傳】 十四年。春。諸侯伐宋。齊人請師于周。夏。單伯會之。取成于宋而還。鄭厲公自櫟侵鄭。及

從之。

經 十年。春。王正月。公敗齊師于長勺。二月。公侵宋。三月。宋人遷宿。夏。六月。齊師。宋師次于郎。公敗宋師于乘丘。秋。九月。荊敗蔡師于莘。以蔡侯獻舞歸。冬。十月。齊師滅譚。譚子奔莒。

傳 十年。春。齊師伐我。公將戰。曹劌請見。其鄉人曰。肉食者謀之。又何間焉。劌曰。肉食者鄙。未能遠謀。乃入見。問何以戰。公曰。衣食所安。弗敢專也。必以分人。對曰。小惠未徧。民弗從也。公曰。犧牲玉帛。弗敢加也。必以信。對曰。小信未孚。神弗福也。公曰。小大之獄。雖不能察。必以情。對曰。忠之屬也。可以一戰。戰則請從。公與之乘。戰于長勺。公將鼓之。劌曰。未可。齊人三鼓。劌曰。可矣。齊師敗績。公將馳之。劌曰。未可。下視其轍。登軾而望之。曰。可矣。遂逐齊師。既克。公問其故。對曰。夫戰勇氣也。一鼓作氣。再而衰。三而竭。彼竭我盈。故克之。夫大國難測也。懼有伏焉。吾視其轍亂。望其旗靡。故逐之。夏。六月。齊師。宋師次于郎。公子偃曰。宋師不整。可敗也。宋敗齊必還。請擊之。公弗許。自雩門竊出。蒙皐比而先犯之。公從之。大敗宋師于乘丘。齊師乃還。蔡哀侯娶于陳。息侯亦娶焉。息嬀將歸過蔡。蔡侯曰。吾姨也。止而見之。弗賓。息侯聞之怒。使謂楚文王曰。伐我。吾求救於蔡而伐之。楚子從之。秋。九月。楚敗蔡師于莘。以蔡侯獻舞歸。齊侯之出也過譚。譚不禮焉。及其入也。諸侯皆賀。譚又不至。冬。齊師滅譚。譚無禮故也。譚子奔莒。同盟故也。

經 十有一年。春。王正月。夏。五月戊寅。公敗宋師于鄑。秋。宋大水。冬。王姬歸于齊。

傳 十一年。夏。宋爲乘丘之役故侵我。公禦之。宋師未陳而薄之。敗諸鄑。凡師。敵未陳曰敗某師。皆陳曰戰。大崩曰敗績。得儁曰克。覆而敗之曰取某師。京師敗曰王師敗績于某。秋。宋大水。公使弔焉。曰。天作淫雨。害於粢盛。若之何不弔。對曰。孤實不敬。天降之災。又以爲君憂。

不害嘉穀也。

經 八年。春。王正月。師次于郎。以俟陳人・蔡人。甲午。治兵。夏。師及齊師圍郕。郕降于齊師。秋。師還。冬。十有一月癸未。齊無知弑其君諸兒。

傳 八年。春。治兵于廟。禮也。夏。師及齊師圍郕。郕降于齊師。仲慶父請伐齊師。公曰。不可。我實不德。齊師何罪。罪我之由。夏書曰。皐陶邁種德。德乃降。姑務修德。以待時乎。秋。師還。君子是以善魯莊公。齊侯使連稱・管至父戍葵丘。瓜時而往。曰及瓜而代。期戍。公問不至。請代弗許。故謀作亂。僖公之母弟曰夷仲年。生公孫無知。有寵於僖公。衣服禮秩如適。襄公黜之。二人因之以作亂。連稱有從妹在公宮。無寵。使間公。曰。捷吾以汝爲夫人。冬。十二月。齊侯遊于姑棼。遂田于貝丘。見大豕。從者曰。公子彭生也。公怒曰。彭生敢見。射之。豕人立而啼。公懼墜于車。傷足喪屨。反誅屨於徒人費。弗得。鞭之見血。費走出。遇賊于門。劫而束之。費曰。我奚禦哉。袒而示之背。信之。費請先入。伏公而出鬪。死于門中。石之紛如死於階下。遂入殺孟陽于牀。曰。非君也。不類。見公之足于戸下。遂殺之而立無知。初襄公立無常。鮑叔牙曰。君使民慢。亂將作矣。奉公子小白出奔莒。亂作。管夷吾・召忽奉公子糾來奔。初公孫無知虐于雍廩。

經 九年。春。齊人殺無知。公及齊大夫盟于蔇。夏。公伐齊納子糾。齊小白入于齊。秋。七月丁酉。葬齊襄公。八月庚申。及齊師戰于乾時。我師敗績。九月。齊人取子糾殺之。冬。浚洙。

傳 九年。春。雍廩殺無知。公及齊大夫盟于蔇。齊無君也。夏。公伐齊納子糾。桓公自莒先入。秋。師及齊師戰于乾時。我師敗績。公喪戎路。傳乘而歸。秦子・梁子以公旗避于下道。是以皆止。鮑叔牙帥師來言曰。子糾親也。請君討之。管仲讎也。請受而甘心焉。乃殺子糾于生竇。召忽死之。管仲請囚。鮑叔牙受之。及堂阜而稅之。歸而以告曰。管夷吾治於高傒。使相可也。公

侯大去其國。六月乙丑。齊侯葬紀伯姬。秋。七月。冬。公及齊人狩于禚。

【傳】四年。春。王三月。楚武王荊尸。授師孑焉。以伐隨。將齊。入告夫人鄧曼曰。余心蕩。鄧曼歎曰。王祿盡矣。盈而蕩。天之道也。先君其知之矣。故臨武事。將發大命。而蕩王心焉。若師徒無虧。王薨於行。國之福也。王遂行。卒於樠木之下。令尹鬭祁・莫敖屈重除道梁溠。營軍臨隨。隨人懼行成。莫敖以王命入盟隨侯。且請爲會於漢汭而還。濟漢而後發喪。紀侯不能下齊。以國與紀季。夏。紀侯大去其國。違齊難也。

【經】五年。春。王正月。夏。夫人姜氏如齊師。秋。郳犂來來朝。冬。公會齊人・宋人・陳人・蔡人伐衛。

【傳】五年。秋。郳犂來來朝。名未王命也。冬。伐衛。納惠公也。

【經】六年。春。王正月。王人子突救衛。夏。六月。衛侯朔入于衛。秋。公至自伐衛。螟。冬。齊人來歸衛俘。

【傳】六年。春。王人救衛。夏。衛侯入。放公子黔牟于周。放甯跪于秦。殺左公子洩・右公子職。乃即位。君子以二公子之立黔牟。爲不度矣。夫能固位者。必度於本末。而後立衷焉。不知其本不謀。知本之不枝。弗强。詩曰。本枝百世。冬。齊人來歸衛寶。文姜請之也。楚文王伐申。過鄧。鄧祁侯曰。吾甥也。止而享之。騅甥・聃甥・養甥。請殺楚子。鄧侯弗許。三甥曰。亡鄧國者。必此人也。若不早圖。後君噬齊。其及圖之乎。圖之此爲時矣。鄧侯曰。人將不食吾餘。對曰。若不從三臣。抑社稷實不血食。而君焉取餘。弗從。還年楚子伐鄧。十六年楚復伐鄧。滅之。

【經】七年。春。夫人姜氏會齊侯于防。夏。四月辛卯。夜恒星不見。夜中星隕如雨。秋。大水。無麥苗。冬。夫人姜氏會齊侯于穀。

【傳】七年。春。文姜會齊侯于防。齊志也。夏。恒星不見。夜明也。星隕如雨。與雨偕也。秋。無麥苗。

春秋左氏傳卷第三

莊公

經　元年。春。王正月。三月。夫人遜于齊。夏。單伯送王姬。秋。築王姬之館于外。冬。十月乙亥。陳侯林卒。王使榮叔來錫桓公命。王姬歸于齊。齊師遷紀郱・鄑・郚。

傳　元年。春。不稱即位。文姜出故也。三月夫人遜于齊。不稱姜氏。絕不爲親。禮也。秋。築王姬之館于外。爲外禮也。

經　二年。春。王二月。葬陳莊公。夏。公子慶父帥師伐於餘丘。秋。七月。齊王姬卒。冬。十有二月。夫人姜氏會齊侯于禚。乙酉。宋公馮卒。

傳　二年。冬。夫人姜氏會齊侯于禚。書姦也。

經　三年。春。王正月。溺會齊師伐衛。夏。四月。葬宋莊公。五月葬桓王。秋。紀季以酅入于齊。冬。公次于滑。

傳　三年。春。溺會齊師伐衛。疾之也。夏。五月葬桓王。緩也。秋。紀季以酅入于齊。紀於是乎始判。冬。公次于滑。將會鄭伯。謀紀故也。鄭伯辭以難。凡師出。一宿爲舍。再宿爲信。過信爲次。

經　四年。春。王二月。夫人姜氏享齊侯于祝丘。三月。紀伯姬卒。夏。齊侯・陳侯・鄭伯遇于垂。紀

傳　十七年。春。盟于黃。平齊紀。且謀衞故也。夏。及齊師戰于奚。疆事也。於是齊人侵魯疆。疆吏來告。公曰。疆場之事。愼守其一。而備其不虞。姑盡所備焉。事至而戰。又何謁焉。蔡桓侯卒。蔡人召蔡季于陳。秋。蔡季自陳歸于蔡。蔡人嘉之也。伐邾宋志也。冬。十月朔。日有食之。不書日。官失之也。天子有日官。諸侯有日御。日官居卿以底日。禮也。日御不失日。以授百官于朝。初鄭伯將以高渠彌爲卿。昭公惡之。固諫。不聽。昭公立。懼其殺己也。辛卯弑昭公而立公子亹。君子謂昭公知所惡矣。公子達曰。高伯爲其戮乎。復惡已甚矣。

經　十有八年。春。王正月。公會齊侯于濼。公與夫人姜氏遂如齊。夏。四月丙子。公薨于齊。丁酉。公之喪至自齊。秋。七月。冬。十有二月己丑。葬我君桓公。

傳　十八年。春。公將有行。遂與姜氏如齊。申繻曰。女有家。男有室。無相瀆也。謂之有禮。易此必敗。公會齊侯于濼。遂及文姜如齊。齊侯通焉。公謫之。以告。夏四月丙子。享公。使公子彭生乘公。公薨于車中。魯人告于齊曰。寡君畏君之威。不敢寧居。來脩舊好。禮成而不反。無所歸咎。惡於諸侯。請以彭生除之。齊人殺彭生。秋。齊侯師于首止。子亹會之。高渠彌相。七月戊戌。齊人殺子亹而轘高渠彌。祭仲逆鄭子于陳而立之。是行也祭仲知之。故稱疾不往。人曰。祭仲以知免。仲曰。信也。周公欲弑莊王而立王子克。辛伯告王。遂與王殺周公黑肩。王子克奔燕。初子儀有寵於桓王。桓王屬諸周公。辛伯諫曰。並后。匹嫡。兩政。耦國。亂之本也。周公弗從。故及。

春秋左氏傳卷第二

鄭伯突出奔蔡・鄭世子忽復歸于鄭・許叔入于許・公會齊侯于艾・邾人・牟人・葛人來朝。秋。九月。鄭伯突入于櫟。冬。十有一月。公會宋公・衛侯・陳侯于袲伐鄭。

傳　十五年。春。天王使家父來求車。非禮也。諸侯不貢車服。天子不私求財。祭仲專。鄭伯患之。使其婿雍糾殺之。將享諸郊。雍姬知之。謂其母曰。父與夫孰親。其母曰。人盡夫也。父一而已。胡可比也。遂告祭仲曰。雍氏舍其室。而將享子於郊。吾惑之。以告。祭仲殺雍糾。尸諸周氏之汪。公載以出。曰。謀及婦人。宜其死也。夏。厲公出奔蔡。六月乙亥。昭公入。許叔入于許。公會齊侯于艾。謀定許也。秋。鄭伯因櫟人殺檀伯。而遂居櫟。冬。會于袲。謀伐鄭。將納厲公也。弗克而還。

經　十有六年。春。正月。公會宋公・蔡侯・衛侯于曹。夏。四月。公會宋公・衛侯・蔡侯伐鄭。秋。七月。公至自伐鄭。冬。城向。十有一月。衛侯朔出奔齊。

傳　十六年。春。正月。會于曹。謀伐鄭也。夏。伐鄭。秋。七月。公至自伐鄭。以飲至之禮也。冬。城向。書時也。初衛宣公烝於夷姜。生急子。屬諸右公子。爲之娶於齊而美。公取之。生壽及朔。屬壽於左公子。夷姜縊。宣姜與公子朔構急子。公使諸齊。使盜待諸莘將殺之。壽子告之使行。不可曰。棄父之命。惡用子矣。有无父之國則可也。及行。飲以酒。壽子載其旌以先。盜殺之。急子至曰。我之求也。此何罪。請殺我乎。又殺之。二公子故怨惠公。十一月。左公子洩右公子職立公子黔牟。惠公奔齊。

經　十有七年。春。正月丙辰。公會齊侯・紀侯盟于黃。二月丙午。公會邾儀父盟于趡。夏。五月丙午。及齊師戰于奚。六月丁丑。蔡侯封人卒。秋。八月。蔡季自陳歸于蔡。癸巳。葬蔡桓侯。及宋人・衛人伐邾。冬。十月朔。日有食之。

曰。絞小而輕。輕則寡謀。請无扞采樵者以誘之。從之。絞人獲卅人。明日絞人爭出。驅楚役徒於山中。楚人坐其北門。而覆諸山下。大敗之。爲城下之盟而還。伐絞之役。楚師分涉於彭。羅人欲伐之。使伯嘉諜之。三巡數之。

【經】十有三年。春。二月。公會紀侯・鄭伯。己巳。及齊侯・宋公・衞侯・燕人戰。齊師・宋師・衞師・燕師敗績。三月。葬衞宣公。夏。大水。秋。七月。冬。十月。

【傳】十三年。春。楚屈瑕伐羅。鬬伯比送之。還。謂其御曰。莫敖必敗。擧趾高。心不固矣。遂見楚子。曰。必濟師。楚子辭焉。入告夫人鄧曼。鄧曼曰。大夫其非衆之謂。其謂君撫小民以信。訓諸司以德。而威莫敖以刑也。莫敖狃蒲騷之役。將自用也。必小羅。君若不鎭撫。其不設備乎。夫固謂君訓衆而好鎭撫之。召諸司而勸之以令德。見莫敖而告諸天之不假易也。不然。夫豈不知楚師之盡行也。楚子使賴人追之。不及。莫敖使徇于師曰。諫者有刑。及鄢。亂次以濟其水。遂無次。且不設備。及羅。羅與盧戎兩軍之。大敗之。莫敖縊于荒谷。羣帥囚于冶父。以聽刑。楚子曰。孤之罪也。皆免之。宋多責賂於鄭。鄭不堪命。故以紀・魯及齊・宋・衞・燕戰。不書所戰。後也。鄭人來請脩好。

【經】十有四年。春。正月。公會鄭伯于曹。無氷。夏。五。鄭伯使其弟語來盟。秋。八月壬申。御廩災。乙亥。嘗。冬。十有二月丁巳。齊侯祿父卒。宋人以齊人・蔡人・衞人・陳人伐鄭。

【傳】十四年。春。會于曹。曹人致餼。禮也。夏。鄭子人來尋盟。且脩曹之會。秋。八月壬申。御廩災。乙亥。嘗。書不害也。冬。宋人以諸侯伐鄭。報宋之戰也。焚渠門。入及大逵。伐東郊。取牛首。以大宮之椽歸。爲盧門之椽。

【經】十有五年。春。二月。天王使家父來求車。三月乙未。天王崩。夏。四月己巳。葬齊僖公。五月。

衞。王爵也。

經 十有一年。春。正月。齊人・衞人・鄭人盟于惡曹。夏。五月癸未。鄭伯寤生卒。秋。七月。葬鄭莊公。九月。宋人執鄭祭仲。突歸于鄭。鄭忽出奔衞。柔會宋公・陳侯・蔡叔盟于折。公會宋公于夫鍾。冬。十有二月。公會宋公于闞。

傳 十一年。春。齊・衞・鄭・宋盟于惡曹。楚屈瑕將盟貳・軫。鄖人軍於蒲騷。將與隨・絞・州・蓼伐楚師。莫敖患之。鬪廉曰。鄖人軍其郊。必不誡。且日虞四邑之至也。君次於郊郢。以禦四邑。我以銳師宵加於鄖。鄖有虞心。而恃其城。莫有鬪志。若敗鄖師。四邑必離。莫敖曰。盍請濟師於王。對曰。師克在和。不在衆。商・周之不敵。君之所聞也。成軍以出。又何濟焉。莫敖曰。卜之。對曰。卜以決疑。不疑何卜。遂敗鄖師於蒲騷。卒盟而還。鄭昭公之敗北戎也。齊人將妻之。昭公辭。祭仲曰。必取之。君多內寵。子无大援。將不得立。三公子皆君也。弗從。夏。鄭莊公卒。初祭封人仲足有寵於莊公。莊公使爲卿。爲公娶鄧曼。生昭公。故祭仲立之。宋雍氏女於鄭莊公。曰雍姞。生厲公。雍氏宗有寵於宋莊公。故誘祭仲而執之曰。不立突將死。亦執厲公而求賂焉。祭仲與宋人盟。以厲公歸而立之。秋。九月丁亥。昭公奔衞。己亥厲公立。

經 十有二年。春。正月。夏。六月壬寅。公會杞侯・莒子盟于曲池。秋。七月丁亥。公會宋公・燕人盟于穀丘。八月壬辰。陳侯躍卒。公會宋公于虛。冬。十有一月。公會宋公于龜。丙戌。公會鄭伯盟于武父。丙戌。衞侯晉卒。十有二月。及鄭師伐宋。丁未戰于宋。

傳 十二年。夏。盟于曲池。平杞・莒也。公欲平宋・鄭。秋。公及宋公盟于句瀆之丘。宋成未可知也。故又會于虛。冬。又會于龜。宋公辭平。故與鄭伯盟于武父。遂帥師而伐宋。戰焉。宋无信也。君子曰。苟信不繼。盟无益也。詩云。君子屢盟。亂是用長。無信也。楚伐絞。軍其南門。莫敖屈瑕

寇也。少師謂隨侯曰。必速戰。不然將失楚師。隨侯禦之。望楚師。季梁曰。楚人上左。君必左。无與王遇。且攻其右。右无良焉。必敗。偏敗。衆乃攜矣。少師曰。不當王非敵也。弗從。戰于速杞。隨師敗績。隨侯逸。鬬丹獲其戎車。與其戎右少師。秋。隨及楚平。楚子將不許。鬬伯比曰。天去其疾矣。隨未可克也。乃盟而還。冬。王命虢仲立晉哀侯之弟緡于晉。祭公來。遂逆王后于紀。禮也。

【經】九年・春。紀季姜歸于京師。夏・四月・秋・七月・冬。曹伯使其世子射姑來朝。

【傳】九年。春。紀季姜歸于京師。凡諸侯之女行。唯王后書。巴子使韓服告于楚。請與鄧爲好。楚子使道朔將巴客以聘於鄧。鄧南鄙鄾人。攻而奪之幣。殺道朔及巴行人。楚子使薳章讓於鄧。鄧人弗受。夏。楚使鬬廉帥師及巴師圍鄾。鄧養甥・聃甥帥師救鄾。三逐巴師。不克。鬬廉衡陳其師於巴師之中。以戰而北。鄧人逐之背巴師。而夾攻之。鄧師大敗。鄾人宵潰。秋。虢仲・芮伯・梁伯・荀侯・賈伯伐曲沃。冬。曹大子來朝。賓之以上卿。禮也。享曹大子。初獻樂奏而歎。施父曰。曹大子其有憂乎。非歎所也。

【經】十年。春。王正月庚申。曹伯終生卒。夏。五月。葬曹桓公。秋。公會衛侯于桃丘。弗遇。冬。十有二月丙午。齊侯・衛侯・鄭伯來戰于郎。

【傳】十年。春。曹桓公卒。虢仲譖其大夫詹父於王。詹父有辭。以王師伐虢。夏。虢公出奔虞。秋。秦人納芮伯萬于芮。初虞叔有玉。虞公求旃。弗獻。既而悔之曰。周諺有之。匹夫無罪。懷璧其罪。吾焉用此。其以賈害也。乃獻之。又求其寶劍。叔曰。是無厭也。无厭將及我。遂伐虞公。故虞公出奔洪池。冬。齊・衛・鄭來戰于郎。我有辭也。初北戎病齊。諸侯救之。鄭公子忽有功焉。齊人餼諸侯。使魯次之。魯以周班後鄭。鄭人怒。請師於齊。齊人以衛師助之。故不稱侵伐。先書齊・

乞師于鄭。鄭大子忽帥師救齊。六月大敗戎師。獲其二帥大良少良。甲首三百。以獻於齊。於是諸侯之大夫戍齊。齊人饋之餼。使魯爲其班。後鄭。鄭忽以其有功也怒。故有郎之師。公之未婚於齊也。齊侯欲以文姜妻鄭大子忽。大子忽辭。人問其故。大子曰。人各有耦。齊大。非吾耦也。詩云。自求多福。在我而已。大國何爲。君子曰。善自爲謀。及其敗戎師也。齊侯又請妻之。固辭。人問其故。大子曰。无事於齊。吾猶不敢。今以君命奔齊急。而受室以歸。是以師婚也。民其謂我何。遂辭諸鄭伯。秋。大閱。簡車馬也。九月丁卯。子同生。以大子生之禮舉之。接以大牢。卜士負之。士妻食之。公與文姜。宗婦命之。公問名於申繻。對曰。名有五。有信。有義。有象。有假。有類。以名生爲信。以德命爲義。以類命爲象。取於物爲假。取於父爲類。不以國。不以官。不以山川。不以隱疾。不以畜牲。不以器幣。周人以諱事神。名終將諱之。故以國則廢名。以官則廢職。以山川則廢主。以畜牲則廢祀。以器幣則廢禮。晉以僖侯廢司徒。宋以武公廢司空。先君獻武廢二山。是以大物不可以命。公曰。是其生也與吾同物。命之曰同。冬。紀侯來朝。請王命以求成于齊。公告不能。

【經】七年。春。二月己亥。焚咸丘。夏。穀伯綏來朝。鄧侯吾離來朝。

【傳】七年。春。穀伯。鄧侯來朝。名賤之也。夏。盟・向求成于鄭。既而背之。秋。鄭人・齊人・衞人伐盟・向。王遷盟・向之民于郟。冬。曲沃伯誘晉小子侯殺之。

【經】八年。春。正月己卯。烝。天王使家父來聘。夏。五月丁丑。烝。秋。伐邾。冬。十月。雨雪。祭公來。遂逆王后于紀。

【傳】八年。春。滅翼。隨少師有寵。楚鬬伯比曰。可矣。讎有釁。不可失也。夏。楚子合諸侯于沈鹿。黄・隨不會。使薳章讓黄。楚子伐隨。軍於漢・淮之間。季梁請下之。弗許而後戰。所以怒我而怠

拒。曰。旝動而鼓。蔡・衞・陳皆奔。王卒亂。鄭師合以攻之。王卒大敗。祝聃射王中肩。王亦能軍。祝聃請從之。公曰。君子不欲多上人。況敢陵天子乎。苟自救也。社稷無隕多矣。夜鄭伯使祭足勞王。且問左右。仍叔之子。弱也。秋。大雩。書不時也。凡祀。啓蟄而郊。龍見而雩。始殺而嘗。閉蟄而烝。過則書。冬。淳于公如曹。度其國危。遂不復

【經】六年。春。正月。寔來。夏。四月。公會紀侯于成。秋。八月壬午。大閱。蔡人殺陳佗。九月丁卯。子同生。冬。紀侯來朝。

【傳】六年。春。自曹來朝。書曰。寔來。不復其國也。楚武王侵隨。使薳章求成焉。軍於瑕以待之。隨人使少師董成。鬬伯比言于楚子曰。吾不得志於漢東也。我則使然。我張吾三軍。而被吾甲兵。以武臨之。彼則懼而協以謀我。故難間也。漢東之國隨爲大。隨張必棄小國。小國離楚之利也。少師侈。請羸師以張之。熊率且比曰。季梁在。何益。鬬伯比曰。以爲後圖。少師得其君。王毀軍而納少師。少師歸。請追楚師。隨侯將許之。季梁止之曰。天方授楚。楚之羸。其誘我也。君何急焉。臣聞。小之能敵大也。小道大淫。所謂道忠於民而信於神也。上思利民。忠也。祝史正辭。信也。今民餒而君逞欲。祝史矯擧以祭。臣不知其可也。公曰。吾牲牷肥腯。粢盛豐備。何則不信。對曰。夫民神之主也。是以聖王先成民。而後致力於神。故奉牲以告。曰博碩肥腯。謂民力之普存也。謂其畜之碩大蕃滋也。謂其不疾瘯蠡也。謂其備腯咸有也。奉盛以告。曰潔粢豐盛。謂其三時不害而民和年豐也。奉酒醴以告。曰嘉栗旨酒。謂其上下皆有嘉德。而無違心也。所謂馨香無讒慝也。故務其三時。修其五教。親其九族。以致其禋祀。於是乎民和而神降之福。故動則有成。今民各有心。而鬼神乏主。君雖獨豐。其何福之有。君姑修政。而親兄弟之國。庶免於難。隨侯懼而修政。楚不敢伐。夏。會于成。紀來諮謀齊難也。北戎伐齊。齊侯使

朔・日有食之・既。公子翬如齊逆女。九月・齊侯送姜氏于讙・公會齊侯于讙・夫人姜氏至自齊。
冬。齊侯使其弟年來聘。有年。

【傳】三年。春。曲沃武公伐翼。次于陘庭・韓萬御戎。梁弘爲右。逐翼侯于汾隰・驂絓而止。夜獲之。及欒共叔。會于嬴。成婚于齊也。夏。齊侯・衞侯胥命于蒲。不盟也。公會杞侯于郕。杞求成也。秋。公子翬如齊逆女。脩先君之好。故曰公子。齊侯送姜氏于讙。非禮也。凡公女嫁于敵國。姊妹則上卿送之。以禮於先君。公子則下卿送之。於大國。雖公子亦上卿送之。於天子則諸卿皆行。公不自送。於小國則上大夫送之。冬。齊仲年來聘。致夫人也。芮伯萬之母芮姜。惡芮伯之多寵人也。故逐之。出居于魏。

【經】四年。春。正月。公狩于郎。夏。天王使宰渠伯糾來聘。

【傳】四年。春。正月。公狩于郎。書時禮也。夏。周宰渠伯糾來聘。父在。故名。秋。秦師侵芮。敗焉。小之也。冬。王師・秦師圍魏。執芮伯以歸。

【經】五年。春。正月甲戌己丑。陳侯鮑卒。夏。齊侯鄭伯如紀。天王使仍叔之子來聘。葬陳桓公。城祝丘。秋。蔡人・衞人・陳人從王伐鄭。大雩。螽。冬。州公如曹。

【傳】五年。春。正月甲戌己丑。陳侯鮑卒。再赴也。於是陳亂。文公子佗殺大子免而代之。公疾病而亂作。國人分散。故再赴。夏。齊侯・鄭伯朝于紀。欲以襲之。紀人知之。王奪鄭伯政。鄭伯不朝。秋。王以諸侯伐鄭。鄭伯禦之。王爲中軍。虢公林父將右軍。蔡人衞人屬焉。周公黑肩將左軍。陳人屬焉。鄭子元請爲左拒以當蔡人・衞人。爲右拒以當陳人。曰陳亂。民莫有鬭心。若先犯之。必奔。王卒顧之必亂。蔡衞不枝。固將先奔。既而萃於王卒。可以集事。從之。曼伯爲右拒。祭仲足爲左拒。原繁・高渠彌以中軍奉公。爲魚麗之陳。先偏後伍。伍承彌縫。戰于繻葛。命二

故昭令德。以示子孫。是以清廟茅屋・大路越席・大羹不致・粢食不鑿。昭其儉也。袞冕黻珽・帶裳幅舄・衡紞紘綖。昭其度也。藻率鞞鞛・鞶厲游纓。昭其數也。火龍黼黻。昭其文也。五色比象。昭其物也。錫鸞和鈴。昭其聲也。三辰旂旗。昭其明也。夫德儉而有度。登降有數。文物以紀之。聲明以發之。以臨照百官。百官於是乎戒懼。而不敢易紀律。今滅德立違。而寘其賂器於大廟。以明示百官。百官象之。其又何誅焉。國家之敗。由官邪也。官之失德。寵賂章也。郜鼎在廟。章孰甚焉。武王克商。遷九鼎于雒邑。義士猶或非之。而況將昭違亂之賂器於大廟。其若之何。公不聽。周内史聞之曰。臧孫達其有後於魯乎。君違。不忘諫之以德。秋。七月杞侯來朝。不敬。杞侯歸。乃謀伐之。蔡侯・鄭伯會于鄧。始懼楚也。九月入杞。討不敬也。公及戎盟于唐。脩舊好也。冬。公至自唐。告于廟也。凡公行。告于宗廟。反行。飲至。舍爵策勳焉。禮也。特相會。往來稱地。讓事也。自參以上。則往稱地。來稱會。成事也。初晉穆侯之夫人姜氏。以條之役生大子。命之曰仇。其弟以千畝之戰生。命之曰成師。師服曰。異哉君之名子也。夫名以制義。義以出禮。禮以體政。政以正民。是以政成而民聽。易則生亂。嘉耦曰妃。怨耦曰仇。古之命也。今君命大子曰仇。弟曰成師。始兆亂矣。兄其替乎。惠之廿四年晉始亂。故封桓叔于曲沃。靖侯之孫欒賓傅之。師服曰。吾聞國家之立也。本大而末小。是以能固。故天子建國。諸侯立家。卿置側室。大夫有貳宗。士有隸子弟。庶人工商各有分親。皆有等衰。是以民服事其上。而下無覬覦。今晉甸侯也。而建國。本既弱矣。其能久乎。惠之三十年。晉潘父弒昭侯。而納桓叔。不克。晉人立孝侯。惠之四十五年。曲沃莊伯伐翼。弒孝侯。翼人立其弟鄂侯。鄂侯生哀侯。哀侯侵陘庭之田。陘庭南鄙啓曲沃伐翼。

【經】三年。春。正月。公會齊侯于嬴。夏。齊侯・衛侯胥命于蒲。六月。公會杞侯于郕。秋。七月壬辰

春秋左氏傳 卷第二

桓公

【經】元年。春。王正月。公卽位。三月。公會鄭伯于垂。鄭伯以璧假許田。夏。四月丁未。公及鄭伯盟于越。秋。大水。冬。十月。

【傳】元年。春。公卽位。脩好于鄭。鄭人請復祀周公。卒易祊田。公許之。三月。鄭伯以璧假許田。爲周公祊故也。夏。四月丁未。公及鄭伯盟于越。結祊成也。盟曰。渝盟無享國。秋。大水。凡平原出水爲大水。冬。鄭伯拜盟。宋華父督見孔父之妻于路。目逆而送之。曰美而艷。

【經】二年。春。王正月戊申。宋督弑其君與夷。及其大夫孔父。滕子來朝。三月。公會齊侯・陳侯・鄭伯于稷。以成宋亂。夏。四月。取郜大鼎于宋。戊申。納于大廟。秋。七月。杞侯來朝。蔡侯・鄭伯會于鄧。九月。入杞。公及戎盟于唐。冬。公至自唐。

【傳】二年。春。宋督攻孔氏。殺孔父而取其妻。公怒。督懼。遂弑殤公。君子以督爲有无君之心。而後動於惡。故先書弑其君。會于稷以成宋亂。爲賂故立華氏也。宋殤公立。十年十一戰。民不堪命。孔父嘉爲司馬。督爲大宰。故因民之不堪命。先宣言曰。司馬則然。已殺孔父而弑殤公。召莊公于鄭而立之。以親鄭。以郜大鼎賂公。齊・陳・鄭皆有賂。故遂相宋公。夏。四月。取郜大鼎于宋。戊申。納于大廟。非禮也。臧哀伯諫曰。君人者。將昭德塞違。以臨照百官。猶懼或失之。

宋師以報其入鄭也宋不告命故不書凡諸侯有命告則書不然則否師出臧否亦如之雖及滅國滅不告敗勝不告克不書于策羽父請殺桓公將以求大宰公曰爲其少故也吾將授之矣使營菟裘吾將老焉羽父懼反譖公于桓公而請弑之公之爲公子也與鄭人戰于狐壤止焉鄭人囚諸尹氏賂尹氏而禱於其主鍾巫遂與尹氏歸而立其主十一月公祭鍾巫齊于社圃館于寪氏壬辰羽父使賊弑公于寪氏立桓公而討寪氏有死者不書葬不成喪也。

宮。公孫閼與潁考叔爭車。潁考叔挾輈以走。子都拔棘以逐之。及大逵。弗及。子都怒。秋。七月。公會齊侯・鄭伯伐許。庚辰傅于許。潁考叔取鄭伯之旗蝥弧以先登。子都自下射之。顚。瑕叔盈又以蝥弧登。周麾而呼曰。君登矣。鄭師畢登。壬午遂入許。許莊公奔衞。齊侯以許讓公。公曰。君謂許不共。故從君討之。許既伏其罪矣。雖君有命。寡人弗敢與聞。乃與鄭人。鄭伯使許大夫百里奉許叔以居許東偏。曰天禍許國。鬼神實不逞于許君。而假手于我寡人。寡人唯是一二父兄不能供億。其敢以許自爲功乎。寡人有弟。不能和協。而使餬其口於四方。其況能久有許乎。吾子其奉許叔以撫柔此民也。吾將使獲也佐吾子。若寡人得沒于地。天其以禮悔禍于許。無寧茲許公復奉其社稷。唯我鄭國之有請謁焉。如舊昏媾。其能降以相從也。無滋他族實逼處此。以與我鄭國爭此土也。吾子孫其覆亡之不暇。而況能禋祀許乎。寡人之使吾子處此。不唯許國之爲。亦聊以固吾圉也。乃使公孫獲處許西偏。曰凡而器用財賄。無寘於許。我死乃亟去之。吾先君新邑於此。王室而既卑矣。周之子孫。日失其序。夫許大岳之胤也。天而既厭周德矣。吾其能與許爭乎。君子謂鄭莊公於是乎有禮。禮經國家。定社稷。序民人。利後嗣者也。許無刑而伐之。服而舍之。度德而處之。量力而行之。相時而動。無累後人。可謂知禮矣。鄭伯使卒出豭。行出犬雞。以詛射潁考叔者。君子謂鄭莊公。失政刑矣。政以治民。刑以正邪。既無德政。又無威刑。是以及邪。邪而詛之。將何益矣。王取鄔劉蔿邘之田于鄭。而與鄭人蘇忿生之田。溫。原。絺。樊。隰郕。欑茅。向。盟。州。陘。隤。懷。君子是以知桓王之失鄭也。恕而行之。德之則也。禮之經也。己弗能有。而以與人。人之不至。不亦宜乎。鄭・息有違言。息侯伐鄭。鄭伯與戰于竟。息師大敗而還。君子是以知息之將亡也。不度德。不量力。不親親。不徵辭。不察有罪。犯五不韙。而以伐人。其喪師也。不亦宜乎。冬。十月。鄭伯以虢師伐宋。壬戌大敗

宋也。北戎侵鄭。鄭伯禦之。患戎師曰。彼徒我車。懼其侵軼我也。公子突曰。使勇而無剛者。嘗寇而速去之。君爲三覆以待之。戎輕而不整。貪而無親。勝不相讓。敗不相救。先者見獲必務進。進而遇覆必速奔。後者不救。則無繼矣。乃可以逞。從之。戎人之前遇覆者奔。祝聃逐之。衷戎師。前後擊之盡殪。戎師大奔。十一月甲寅。鄭人大敗戎師。

【經】十年。春。王二月。公會齊侯・鄭伯于中丘。夏。翬帥師會齊人・鄭人伐宋。六月壬戌。公敗宋師于菅。辛未取郜。辛巳取防。秋。宋人・衛人入鄭。宋人・蔡人・衛人伐戴。鄭伯伐取之。冬十月壬午。齊人・鄭人入郕。

【傳】十年。春。王正月。公會齊侯・鄭伯于中丘。癸丑盟于鄧。爲師期。夏。五月。羽父先會齊侯・鄭伯伐宋。六月戊申。公會齊侯・鄭伯于老桃。壬戌敗宋師于菅。庚午鄭師入郜。辛未歸于我。庚辰鄭師入防。辛巳歸于我。君子謂鄭莊公於是乎可謂正矣。以王命討不庭。不貪其土。以勞王爵。正之禮也。蔡人・衛人・郕人不會王命。秋。七月庚寅。鄭師入郊。猶在郊。宋人・衛人入鄭。蔡人從之伐戴。八月壬戌。鄭伯圍戴。癸亥克之。取其三師焉。宋・衛既入鄭而以伐戴召蔡人。蔡人怒。故不和而敗。九月戊寅。鄭伯入宋。冬。齊人・鄭人入郕。討違王命也。

【經】十有一年。春。滕侯・薛侯來朝。夏。公會鄭伯于時來。秋。七月壬午。公及齊侯・鄭伯入許。冬。十有一月壬辰。公薨。

【傳】十一年。春。滕侯・薛侯來朝。爭長。薛侯曰。我先封。滕侯曰。我周之卜正也。薛庶姓也。我不可以後之。公使羽父請於薛侯曰。君與滕君。辱在寡人。周諺有之。曰山有木。工則度之。賓有禮。主則擇之。周之宗盟。異姓爲後。寡人若朝于薛。不敢與諸任齒。君若辱貺寡人。則願以滕君爲請。薛侯許之。乃長滕侯。夏。公會鄭伯于郲。謀伐許也。鄭伯將伐許。五月甲辰。授兵於大

五父必不免。不賴盟矣。鄭良佐如陳涖盟。辛巳及陳侯盟。亦知陳之將亂也。鄭公子忽在王所。故陳侯請妻之。鄭伯許之。乃成婚。

經 八年。春。宋公衞侯遇于垂。三月。鄭伯使宛來歸祊。庚寅。我入祊。夏。六月己亥。蔡侯考父卒。辛亥。宿男卒。秋。七月庚午。宋公・齊侯・衞侯盟于瓦屋。八月。葬蔡宣公。九月辛卯。公及莒人盟于浮來。螟。冬。十有二月。無駭卒。

傳 八年。春。齊侯將平宋・衞。有會期。宋公以幣請於衞。請先相見。衞侯許之。故遇于犬丘。鄭伯請釋泰山之祀而祀周公。以泰山之祊易許田。三月鄭伯使宛來歸祊。不祀泰山也。夏。虢公忌父始作卿士于周。四月甲辰。鄭公子忽如陳逆婦嬀。辛亥以嬀氏歸。甲寅入于鄭。陳鍼子送女。先配而後祖。鍼子曰。是不爲夫婦。誣其祖矣。非禮也。何以能育。齊人卒平宋・衞于鄭。秋。會于溫。盟于瓦屋。以釋東門之役。禮也。八月丙戌。鄭伯以齊人朝王。禮也。公及莒人盟于浮來。以成紀好也。冬。齊侯使來告成三國。公使衆仲對曰。君釋三國之圖。以鳩其民。君之惠也。寡君聞命矣。敢不承受君之明德。無駭卒。羽父請謚與族。公問族於衆仲。衆仲對曰。天子建德。因生以賜姓。胙之土以命之氏。諸侯以字爲謚。因以爲族。官有世功。則有官族。邑亦如之。公命以字爲展氏。

經 九年。春。天王使南季來聘。三月癸酉。大雨震電。庚辰。大雨雪。挾卒。夏。城郎。秋七月。冬。公會齊侯于防。

傳 九年。春。王三月癸酉。大雨霖以震。書始也。庚辰大雨雪。亦如之。書時失也。凡雨。自三日以往爲霖。平地尺爲大雪。夏。城郎。書不時也。宋公不王。鄭伯爲王左卿士。以王命討之伐宋。宋以入郛之役怨公。不告命。公怒。絕宋使。秋。鄭人以王命來告伐宋。冬。公會齊侯于防。謀伐

伐宋。入其郛。以報東門之役。宋人使來告命。公聞其入郛也。將救之。問於使者曰。師何及。對曰。未及國。公怒乃止。辭使者曰。君命寡人同恤社稷之難。今問諸使者。曰師未及國。非寡人之所敢知也。冬十二月辛巳。臧僖伯卒。公曰。叔父有憾於寡人。寡人弗敢忘。葬之加一等。宋人伐鄭。圍長葛。以報入郛之役也。

經　六年。春。鄭人來渝平。夏五月辛酉。公會齊侯盟于艾。秋七月。冬。宋人取長葛。

傳　六年。春。鄭人來渝平。更平也。翼九宗五正頃父之子嘉父。逆晉侯于隨。納諸鄂。晉人謂之鄂侯。夏盟于艾。始平于齊也。五月庚申。鄭伯侵陳大獲。往歲鄭伯請成于陳。陳侯不許。五父諫曰。親仁善鄰。國之寶也。君其許鄭。陳侯曰。宋・衛實難。鄭何能爲。遂不許。君子曰。善不可失。惡不可長。其陳桓公之謂乎。長惡不悛。從自及也。雖欲救之。其將能乎。商書曰。惡之易也。如火之燎于原。不可鄉邇。其猶可撲滅。周任有言。曰爲國家者。見惡如農夫之務去草焉。芟夷蘊崇之。絕其本根。勿使能殖。則善者信矣。秋宋人取長葛。冬。京師來告饑。公爲之請糴於宋・衛・齊・鄭。禮也。鄭伯如周。始朝桓王也。王不禮焉。周桓公言於王曰。我周之東遷。晉・鄭焉依。善鄭以勸來者。猶懼不。況不禮焉。鄭不來矣。

經　七年。春。王三月。叔姬歸于紀。滕侯卒。夏。城中丘。齊侯使其弟年來聘。秋。公伐邾。冬。天王使凡伯來聘。戎伐凡伯于楚丘以歸。

傳　七年。春。滕侯卒。不書名。未同盟也。凡諸侯同盟。於是稱名。故薨則赴以名。告終稱嗣也。以繼好息民。謂之禮經。夏。城中丘。書不時也。齊侯使夷仲年來聘。結艾之盟也。秋。宋及鄭平。七月庚申。盟于宿。公伐邾。爲宋討也。初戎朝于周。發幣于公卿。凡伯弗賓。冬。王使凡伯來聘。還。戎伐之于楚丘以歸。陳及鄭平。十二月。陳五父如鄭涖盟。壬申及鄭伯盟。歃如忘。洩伯曰。

國褊小。老夫耄矣。無能爲也。此二人者。實弑寡君。敢卽圖之。陳人執之。而請涖於衞。九月。衞人使右宰醜涖殺州吁于濮。石碏使其宰獳羊肩涖殺石厚于陳。君子曰。石碏純臣也。惡州吁而厚與焉。大義滅親。其是之謂乎。衞人逆公子晉于邢。冬十二月。宣公卽位。書曰衞人立晉。衆也。

經 五年。春。公矢魚于棠。夏四月。葬衞桓公。秋。衞師入郕。九月。考仲子之宮。初獻六羽。邾人・鄭人伐宋。螟。冬十二月辛巳。公子彄卒。宋人伐鄭圍長葛。

傳 五年。春。公將如棠觀魚者。臧僖伯諫曰。凡物不足以講大事。其材不足以備器用。則君不擧焉。君將納民於軌物者也。故講事以度軌量謂之軌。取材以章物采謂之物。不軌不物。謂之亂政。亂政亟行。所以敗也。故春蒐。夏苗。秋獮。冬狩。皆於農隙以講事也。三年而治兵。入而振旅。歸而飮至。以數軍實。昭文章。明貴賤。辨等列。順少長。習威儀也。鳥獸之肉。不登於俎。皮革。齒牙。骨角。毛羽。不登於器。則公不射。古之制也。若夫山林川澤之實。器用之資。皁隸之事。官司之守。非君所及也。公曰。吾將略地焉。遂往。陳魚而觀之。僖伯稱疾不從。書曰公矢魚于棠。非禮也。且言遠地也。曲沃莊伯以鄭人・邢人伐翼。王使尹氏・武氏助之。翼侯奔隨。夏。葬衞桓公。衞亂。是以緩。四月。鄭人侵衞牧。以報東門之役。衞人以燕師伐鄭。鄭祭足・原繁・泄駕以三軍軍其前。使曼伯與子元潛軍軍其後。燕人畏鄭三軍。而不虞制人。六月。鄭二公子以制人敗燕師于北制。君子曰。不備不虞。不可以師。曲沃叛王。秋。王命虢公伐曲沃。而立哀侯于翼。衞之亂也。郕人侵衞。故衞師入郕。九月。考仲子之宮。將萬焉。公問羽數於衆仲。對曰。天子用八。諸侯用六。大夫四。士二。夫舞所以節八音。而行八風。故自八以下。公從之。於是初獻六羽。始用六佾也。宋人取邾田。邾人告於鄭曰。請君釋憾於宋。敝邑爲道。鄭人以王師會之。

其娣戴嬀生桓公。莊姜以爲己子。公子州吁嬖人之子也。有寵而好兵。公弗禁。莊姜惡之。石碏諫曰。臣聞愛子敎之以義方。弗納於邪。驕奢淫泆。所自邪也。四者之來。寵祿過也。將立州吁。乃定之矣。若猶未也。階之爲禍。夫寵而不驕。驕而能降。降而不憾。憾而能昣者鮮矣。且夫賤妨貴。少陵長。遠間親。新間舊。小加大。淫破義。所謂六逆也。君義臣行。父慈子孝。兄愛弟敬。所謂六順也。去順效逆。所以速禍也。君人者將禍是務去。而速之。無乃不可乎。弗聽。其子厚與州吁遊。禁之。不可。桓公立。乃老。

經　四年。春。王二月。莒人伐杞。取牟婁。戊申。衛州吁弑其君完。夏。公及宋公遇于淸。宋公・陳侯・蔡人・衛人伐鄭。秋。翬帥師會宋公・陳侯・蔡人・衛人伐鄭。九月。衛人殺州吁于濮。冬十有二月。衛人立晉。

傳　四年春。衛州吁弑桓公而立。公與宋公爲會。將尋宿之盟。未及期。衛人來告亂。夏。公及宋公遇于淸。宋殤公之卽位也。公子馮出奔鄭。鄭人欲納之。及衛州吁立。將脩先君之怨於鄭。而求寵於諸侯。以和其民。使告於宋曰。君若伐鄭。以除君害。君爲主。敝邑以賦與陳・蔡從。則衛國之願也。宋人許之。於是陳・蔡方睦於衛。故宋公・陳侯・蔡人・衛人伐鄭。圍其東門。五日而還。公問於衆仲曰。衛州吁其成乎。對曰。臣聞以德和民。不聞以亂。以亂。猶治絲而棼之也。夫州吁阻兵而安忍。阻兵無衆。安忍無親。衆叛親離。難以濟矣。夫兵猶火也。弗戢將自焚也。夫州吁殺其君。而虐用其民。於是乎不務令德。而欲以亂成。必不免矣。秋諸侯復伐鄭。宋公使來乞師。公辭之。羽父請以師會之。公弗許。固請而行。故書曰。翬帥師。疾之也。諸侯之師。敗鄭徒兵。取其禾而還。州吁未能和其民。厚問定君於石子。石子曰。王覲爲可。曰何以得覲。曰陳桓公方有寵於王。陳・衛方睦。若朝陳使請。必可得也。厚從州吁如陳。石碏使告于陳曰。衛

【傳】二年。春。公會戎于潛。脩惠公之好也。戎請盟。公辭。莒子娶于向。向姜不安莒而歸。夏莒人入向。以姜氏還。司空無駭入極。費庈父勝之。戎請盟。秋盟于唐。復脩戎好也。九月紀裂繻來逆女。卿爲君逆也。冬紀子帛・莒子盟于密。魯故也。鄭人伐衞。討公孫滑之亂也。

【經】三年。春。王二月己巳。日有食之。三月庚戌。天王崩。夏四月辛卯。君氏卒。秋。武氏子來求賻。八月庚辰。宋公和卒。冬十有二月。齊侯・鄭伯盟于石門。癸未。葬宋穆公。

【傳】三年。春。王三月壬戌。平王崩。赴以庚戌。故書之。夏君氏卒。聲子也。不赴于諸侯。不反哭于寢。不祔于姑。故不曰薨。不稱夫人。故不言葬。不書姓。爲公故曰君氏。鄭武公・莊公爲平王卿士。王貳于虢。鄭伯怨王。王曰無之。故周・鄭交質。王子狐爲質於鄭。鄭公子忽爲質於周。王崩。周人將畀虢公政。四月。鄭祭足帥師取溫之麥。秋又取成周之禾。周・鄭交惡。君子曰。信不由中。質無益也。明恕而行。要之以禮。雖無有質。誰能間之。苟有明信。澗谿沼沚之毛。蘋蘩蘊藻之菜。筐筥錡釜之器。潢汙行潦之水。可薦於鬼神。可羞於王公。而況君子結二國之信。行之以禮。又焉用質。風有采蘩采蘋。雅有行葦泂酌。昭忠信也。武氏子來求賻。王未葬也。宋穆公疾。召大司馬孔父而屬殤公焉。曰先君舍與夷而立寡人。寡人弗敢忘。若以大夫之靈。得保首領以沒。先君若問與夷。其將何辭以對。請子奉之以主社稷。寡人雖死。亦無悔焉。對曰。羣臣願奉馮也。公曰。不可。先君以寡人爲賢。使主社稷。若棄德不讓。是廢先君之舉也。豈曰能賢。光昭先君之令德。可不務乎。吾子其無廢先君之功。使公子馮出居于鄭。八月庚辰。宋穆公卒。殤公即位。君子曰。宋宣公可謂知人矣。立穆公。其子饗之。命以義夫。商頌曰。殷受命咸宜。百祿是荷。其是之謂乎。冬齊・鄭盟于石門。尋盧之盟也。庚戌鄭伯之車僨于濟。衞莊公娶于齊。東宮得臣之妹。曰莊姜。美而無子。衞人所爲賦碩人也。又娶于陳。曰厲嬀。生孝伯。早死。

子封曰。可矣。厚將得衆。公曰。不義不暱。厚將崩。大叔完聚。繕甲兵。具卒乘。將襲鄭。夫人將啓之。公聞其期。曰可矣。命子封帥車二百乘以伐京。京叛大叔段。段入于鄢。公伐諸鄢。五月辛丑大叔出奔共。書曰。鄭伯克段于鄢。段不弟。故不言弟。如二君。故曰克。稱鄭伯。譏失教也。謂之鄭志。不言出奔。難之也。遂寘姜氏于城潁。而誓之曰。不及黃泉。無相見也。既而悔之。潁考叔爲潁谷封人。聞之。有獻於公。公賜之食。食而舍肉。公問之。對曰。小人有母。皆嘗小人之食矣。未嘗君之羹。請以遺之。公曰。爾有母遺。繄我獨無。潁考叔曰。敢問何謂也。公語之故。且告之悔。對曰。君何患焉。若闕地及泉。隧而相見。其誰曰不然。公從之。公入而賦。大隧之中。其樂也融融。姜出而賦。大隧之外。其樂也洩洩。遂爲母子如初。君子曰。潁考叔純孝也。愛其母。施及莊公。詩曰。孝子不匱。永錫爾類。其是之謂乎。秋七月。天王使宰咺來歸惠公仲子之賵。緩。且子氏未薨。故名。天子七月而葬。同軌畢至。諸侯五月。同盟至。大夫三月。同位至。士踰月。外姻至。贈死不及尸。弔生不及哀。豫凶事。非禮也。秋八月。紀人伐夷。夷不告。故不書。有蜚。不爲災。亦不書。惠公之季年。敗宋師于黃。公立而求成焉。九月及宋人盟于宿。始通也。冬十月庚申。改葬惠公。公弗臨。故不書。惠公之薨也。有宋師。大子少。葬故有闕。是以改葬。衛侯來會葬。不見公。亦不書。鄭共叔之亂。公孫滑出奔衛。衛人爲之伐鄭。取廩延。鄭人以王師虢師伐衛南鄙。請師於邾。邾子使私於公子豫。豫請往。公弗許。遂行。及邾人鄭人盟于翼。不書非公命也。新作南門。不書亦非公命也。十二月。祭伯來。非王命也。衆父卒。公不與小斂。故不書日。

經　二年。春。公會戎于潛。夏五月。莒人入向。無駭帥師入極。秋八月庚辰。公及戎盟于唐。九月。紀裂繻來逆女。冬十月。伯姬歸于紀。紀子帛莒子盟于密。十有二月乙卯。夫人子氏薨。鄭人伐衛。

春秋左氏傳卷第一

隱公

〔傳〕惠公元妃孟子。孟子卒。繼室以聲子。生隱公。宋武公生仲子。仲子生而有文在其手。曰爲魯夫人。故仲子歸于我。生桓公。而惠公薨。是以隱公立而奉之。

〔經〕元年。春。王正月。三月。公及邾儀父盟于蔑。夏五月。鄭伯克段于鄢。秋七月。天王使宰咺來歸惠公仲子之賵。九月。及宋人盟于宿。冬十有二月。祭伯來。公子益師卒。

〔傳〕元年。春。王周正月。不書即位。攝也。三月。公及邾儀父盟于蔑。邾子克也。未王命。故不書爵。曰儀父。貴之也。公攝位而欲求好於邾。故爲蔑之盟。夏四月。費伯帥師城郎。不書非公命也。初鄭武公娶于申。曰武姜。生莊公及共叔段。莊公寤生。驚姜氏。故名曰寤生。遂惡之。愛共叔段。欲立之。亟請於武公。公弗許。及莊公即位。爲之請制。公曰。制巖邑也。虢叔死焉。他邑唯命。請京。使居之。謂之京城大叔。祭仲曰。都城過百雉。國之害也。先王之制。大都不過參國之一。中五之一。小九之一。今京不度。非制也。君將不堪。公曰。姜氏欲之。焉辟害。對曰。姜氏何厭之有。不如早爲之所。無使滋蔓。蔓難圖也。蔓草猶不可除。況君之寵弟乎。公曰。多行不義。必自斃。子姑待之。既而大叔命西鄙北鄙貳於己。公子呂曰。國不堪貳。君將若之何。欲與大叔。臣請事之。若弗與。則請除之。無生民心。公曰。無庸。將自及。大叔又收貳以爲己邑。至于廩延。

復らしむ。
十二月、鄭人、（二四）堵狗の妻を奪うて、諸を范氏に歸す。

（二四）范氏に依りて亂を爲さんことを畏れ、特に其妻を奪ひて晉に歸し、其禍根を絶つなり。

國譯春秋左氏傳 上卷 終

以て淫樂の朦に易へんや。必ず人なきが故なり』と。(二三)子罕、之を聞き、固く請うて之を歸す。

夏、齊侯、成を圍む。(二四)晉に貳ある故なり。是に於てか、成の(二五)郛に城づく。

秋、邾人、我が南鄙を伐つ。（人ヲシテ）晉に告げしむ。晉、將に會を爲し以て(二六)邾・莒を討せんとす。晉侯、疾あり。乃ち止む。冬、晉の悼公卒す。遂に會すること克はず。

鄭の(二七)公孫夏、晉に如きて喪に奔り、子蟜、葬を送る。

宋人、玉を得て諸を子罕に獻ずるあり。子罕受けず。玉を獻ずる者曰く、『以て(二八)玉人に示せるに、玉人以て寶と爲せり。故に敢て之を獻ず』と。子罕曰く、『我は貪らざるを以て寶と爲し、爾は玉を以て寶と爲す。若し以て我に與へば、皆、寶を失ふなり。若かず人ごとに其寶を有たんには』と。稽首して告げて曰く、『(二九)小人、璧を懷けば、以て鄕を越ゆ可からず。此を納るゝは、以て死を（ノガルルヲ）請ふなり』と。子罕、諸を(三〇)其里に寘き、玉人をして之が爲めに(三一)之を攻めしむ。(三二)富みて而る後に(三三)其所に

【二三】子罕、此言を感じ、固く宋君に請ひ、師慧を鄭に歸したるなり。

【二四】覇主を畏れず、故に魯を伐つを敢てするなり。

【二五】郛は郭なり。

【二六】莒も前年屢〻魯を侵しゝことあり。

【二七】公孫夏は子西。

【二八】玉人は玉を磨く人。

【二九】必ず盜の爲に害せらるべきを云ふ。

【三〇】其里は子罕の居る所の里なり。

【三一】玉を治めしむ。

【三二】富は其玉を賣りて富を得たるなり。

【三三】其所は其鄕里をいふ。

【三四】堵狗は堵女父の族。堵狗は晉の范氏より娶れり、故に

か能く人を官にせり。人を官にするは國の急なり。能く人を官にすれば、則ち民、(八)覦心なし。(九)詩に云はく、『(一〇)嗟、我、人を懷ふ。彼の周行に寘かん』とは、能く人を官にするなり。王と公・侯・伯・子・男・(一一)甸・采・衞・大夫と、各〻其列に居るは、所謂周行なり』と。

(一二)鄭の尉氏・司氏の亂に、其餘盜、宋に在り。鄭人、(一三)子西・伯有・子產の故を以て、賂を宋に納るゝに、馬(一四)四十乘と(一五)師茷・師慧とを以てす。三月、(一六)公孫黑、質となる。(一七)司城子罕、堵女父・尉翩・司齊を以て之に與へ、司臣を良として之を逸れしめ、諸を季武子に託す。武子、諸を卞に寘く。鄭人、この三人を(一八)醢にす。師慧、宋の(一九)朝を過り、將に(二〇)私せんとす。(二一)其相曰く、『朝なり。』慧曰く、『人なし』。相曰く、『朝や、何の故に人なからん。』慧曰く、『必ず人なからん。若し猶ほ人あらば、(二二)豈に其れ千乘の相を

【八】覦心は覬覦して僥倖を求むる也。
【九】周南卷耳の篇。
【一〇】周行は列位なり、賢人を得て之を適當なる列位に置かんと思ふなり。
【一一】甸は甸服、采は采服、衞は衞服。
【一二】尉氏司氏の亂は十年に在り。
【一三】子西等三人の父皆尉氏の爲に殺されし故を以てなり。
【一四】四十乘は百六十匹。
【一五】二人は樂師なり。
【一六】公孫黑は子皙。宋に行きて質となるなり。
【一七】宋の司城子罕、乃ち堵女父等三人を與へ、獨り司臣の賢を愛し、魯の季孫宿に託せしなり。
【一八】醢は、ししびしほ。
【一九】朝は人の集會する所。
【二〇】私は小便。
【二一】其相は盲人なる師をたすくる者。
【二二】千乘の相は子產等をいふ。淫樂の矇は師慧自ら稱する也。子產等の爲めに三盜を殺さずして、賂を得て之を歸すは、是れ淫樂を重んじて、國相を輕んずるなり。是れ宋に人なきが故なり。

(一五七)周に歸するは、萬民の(仰ヤ)望む所」とは、忠なればなり』と。

經 十有五年、春、宋公、向戌をして來聘せしむ。二月己亥、向戌と劉に盟ふ。劉夏、王后を齊より逆ふ。夏、齊侯、我が北鄙を伐ち、成を圍む。公、成を救ひ、遇に至る。季孫宿・叔孫豹、師を帥ゐて成の郛に城づく。秋八月丁巳、日、之を食するあり。邾人、我が南鄙を伐つ。冬十有一月癸亥、(一)晉侯周・卒す。

傳 十有五年(周ノ靈王十四年)春、宋の向戌來聘し、且つ盟を尋む。孟獻子を見て其室を(二)尤めて曰く、『子、令聞あり。而るに其室を美にするは、望む所に非ざるなり。』對へて曰く、『我、晉に在りしとき、吾が兄、之を爲せり。之を毀たば重ねて勞せん。且つ(三)敢て間せず』と。

(四)官師、單靖公に從ひて、王后を齊より逆ふ。卿行かざるは禮に非ざるなり。

楚の公子午、令尹と爲り、公子罷戎、右尹と爲り、(五)蔿子馮、大司馬と爲り、公子橐師、右司馬と爲り、公子成、左司馬と爲り、(六)屈到、莫敖と爲り、(七)公子追舒、箴尹と爲り、屈蕩、連尹と爲り、養由基、宮廐尹と爲り、以て國人を靖んず。君子謂へらく、『楚、是に於て

【一五七】周は忠信なり。
【一】晉の悼公。
【二】尤は過を責むる也。
【三】間は間然する也。室の美なるは、兄の作りたる者なれば、敢て之を非とせざるなりとの意。
【四】官師は劉夏の官名。官師は卿に非ざるなり。
【五】孫叔敖の從子。
【六】蕩の子。
【七】莊王の子子南。

乃の【一四七】舊を忝かしむること無かれ。之を敬めや。朕が命を廢つること無かれ』と。

晉侯、衞の故を【一四八】中行獻子に問ふ。對へて曰く、『【一四九】因りて之を定めんに如かず。衞に君あり。之を伐つとも未だ以て志を得べからず、而して諸侯を勤めしめん。史佚、言へることあり、曰く、「【一五〇】重きに因りて之を撫でよ」と。【一五一】仲虺言へることあり、曰く、「亡びんとする者は之を侮り、亂るる者は之を取る」と。亡ぶるを推し存するを固くするは、國の道なり。君其れ衞を定めて以て時を待たんか』と。冬、戚に會するは、【一五二】衞を定めんことを謀るなり。

范宣子、【一五三】羽毛を齊に假りて歸さず。齊人、始めて貳あり。

楚の子囊、呉を伐つより還る。卒す。將に死なんとし、遺言して子庚に謂へらく、『【一五四】必ず郢に城づけ』と。君子謂はく、『子囊は忠なり。【一五五】君薨じて、其名を增すことを忘れず、將に死なんとして、社稷を衞ることを忘れず。忠と謂はざる可けんや。忠は民の望なり。【一五六】詩に曰く、「行、

【一四七】舊は祖考の舊法。
【一四八】荀偃。
【一四九】衞既に公孫剽を立てたれば、之を君と定むるがよしとなり。
【一五〇】重くして移すこと能はざる者は、其まゝにして之を撫で安んぜよ。
【一五一】仲虺は湯の左相。
【一五二】剽を定め立てんと謀る也。
【一五三】羽毛は王者の游車に建つる所の旌なり。毛は旄の誤ならむ。
【一五四】楚うつりて郢に都し、未だ城郭あらず、公子燮公子儀等の亂あり、故に子囊、死に臨みて、特に之を言ひしなり。
【一五五】前年君に諡して共となせしを云ふ。
【一五六】小雅都人士の篇。

「（二三三）遒人、木鐸を以て路に徇へ、（二三四）官師、相規し、工、藝事を執りて以て諫む」と。正月孟春、是に於てか（遒人、路ニ徇フルノ事）有り。常を失へるを諫むるなり。天の民を愛すること甚だし。豈に其れ一人をして民の上に（二三五）肆にし、以て其淫を（二三六）從にして、（二三七）天地の性を弃てしめんや。必ず然らざるならん』と。

秋、（二三八）楚子、（二三九）庸浦の役の爲めの故に、子囊、棠に師して、以て吳を伐つ。吳人出でずして（楚師）還る。子囊、（二四〇）殿たり。吳を以て不能と爲して儆めず。吳人、（二四一）皐舟の隘より要へて之を擊つ。楚人、相救ふこと能はず。吳人、之を敗り、楚の公子宜穀を獲たり。

王、（二四二）劉定公をして齊侯に命を賜はしめて曰く、『昔、伯舅大公、我が先王を右け、周室に股肱として、萬民に師保たりしかば、（二四三）世〻大師に胙して、以て（二四四）東海に表せり。王室の壞れざるは、緊、伯舅に是れ賴れり。今、余、（二四五）女環に命ず。玆に舅氏の典に率ひ、乃の祖考を（二四六）纂ぎ、

【二三三】遒人は命令を宣ぶる官なり。宣令の官。木鐸を鳴らして道路に人を聚め、以て之に徇へ告ぐる也。
【二三四】官師は衆官の師長。各師長、共に君の過失を規し諫む。
【二三五】肆は放逸。
【二三六】從は縱と通ず。
【二三七】天地の性は人民を主として之を言ふ。
【二三八】楚子は康王。
【二三九】庸浦の役は前年の事。

【二四〇】殿は軍後に殿する也。
【二四一】吳の險阨の道。
【二四二】周王、將に齊と婚せんとす、故に劉夏をして命を賜はしむるなり。
【二四三】胙は祚と同じ、福なり、賚ふ也。世〻大師の職を承くる也。
【二四四】東方の諸侯の表式となる也。
【二四五】環は齊の靈公の名。
【二四六】纂は繼ぐ也。

之を敬すること神明の如く、之を畏るゝこと雷霆の如くならば、其れ出す可けんや。夫れ君は〔一九〕神の主にして、〔二〇〕民の望なり。若し民の生を困め、神の祀を匱しくし、百姓、望を絶ち、社稷、主なくば、將に安くにか之を用ゐんとする。去らずして何をか爲ん。天、民を生じて之が君を立て、之を司牧せしめて、性を失はしむることなし。君ありて、而して〔二一〕之が貳を爲し、之に師保たらしめて、度に過ぎしむることなし。是故に、天子に公あり、諸侯に卿あり、卿は〔二二〕側室を置き、大夫に貳宗あり、士に朋友あり、庶人・工・商・皁隸・牧圉まで皆親暱あり、以て相輔佐す。善なるは則ち之を〔二三〕賞し、過は則ち之を〔二四〕匡し、患は則ち之を救ひ、失は則ち之を〔二五〕革む。王より以下、各〻、父兄子弟ありて、以て其政を補察す。〔二六〕史は書を爲り、〔二七〕瞽は詩を爲り、〔二八〕工は箴諫（ノ辭）を誦し、大夫は（其君ヲ）規誨し、〔二九〕士は言を傳へ、庶人は（君ノ過失ヲ）謗り、〔三〇〕商旅は市に于てし、〔三一〕百工は藝を獻ず。故に、〔三二〕夏書に曰く、

【一九】神の主は、神を祀ることをつかさどるもの。
【二〇】民の望は、民の仰ぎ望みて尊ぶところ。
【二一】之が貳は卿佐をいふ。
【二二】側室貳宗は、宗子の副貳たる者。卿と大夫と、其稱を異にするのみ。
【二三】賞は之を褒奬して、益〻競ひ勸ましむる也。
【二四】匡は正す也。
【二五】革は改むる也。
【二六】史官は君の一擧一動を記錄す。
【二七】大師は詩を爲りて以て諷刺す。
【二八】工は樂人。
【二九】士は卑しくして、直に達するを得ず、君の過失を聞くときは、大夫に傳告して君を諫む。
【三〇】商旅は市に於て君の過失を謗る也。
【三一】凡百の工人は、其技藝を執りて、諫を納るゝ也。
【三二】夏書は逸書。

言ふ、(一〇九)虐なり。退きて其人に告げて曰く、『衛侯は其れ入ることを得ざらん。(一一〇)其言は糞土なり。亡げて變せず。何を以てか國に復らん』と。子展・子鮮、之を聞き、臧紇を見て之と言ふ、(一一一)道あり。臧孫說ぶ。其人に謂ひて曰く、『衛君は必ず入らん。夫の二子者、或は(前ヨリ)之を輓き、或は(後ヨリ)之を推す。入ること無からんと欲すとも得んや』と。

師、秦を伐つより歸る。

晉侯、新軍を舍む。禮なり。(一一二)成國は、天子の軍を半にするに過ぎず。周は六軍を爲す。諸侯の大なる者は、三軍にて可なり。於是、(一一三)知朔、盈を生みてより死す。盈生れて六年にして(一一四)武子卒す。(一一五)彘裘も亦幼なり。皆未だ立つ可からざるなり。(一一六)新軍、帥なし。故に之を舍めたり。

(一一七)師曠、晉侯に侍す。晉侯曰く、『衛人、其君を出す、亦甚だしからずや。』對へて曰く、『或は其君實に甚だしからん。良君は、將に善を賞して(一一八)淫を刑し、民を養ふこと子の如く、之を蓋ふこと天の如く、之を容ること地の如くせんとす。民も其君を奉じて、之を愛すること父母の如く、之を仰ぐこと日月の如く、

【一〇九】虐は暴虐なり。
【一一〇】其の言ふ所、道理無くして、賤惡すべきを言ふ。
【一一一】其の言ふ所、道理に順ふ也。
【一一二】成國は大國。
【一一三】知朔は知罃の子。盈は朔の母弟。盈生れて朔死するなり。
【一一四】武子は知罃。
【一一五】彘裘は士魴の子。
【一一六】二人皆幼少なれば、立てて帥となすを得ず、因って、新軍をやめしなり。
【一一七】師曠は晉の樂官、字を子野といふ。
【一一八】淫は淫慝。

事に私せしめて曰く、「(九八)君の不弔なるあり、臣の不敏なるあるを、君も赦宥せず、臣も亦職に帥はず、增淫發洩せり。其れ之を若何にせん」と。』衞人、(九九)大叔儀をして對へしめて曰く、『群臣(一〇〇)不佞にして罪を寡君に得たり。寡君、以て卽ち刑せずして、(一〇一)悼みて之を弃て、以て君の憂を爲せり。君、先君の好を忘れず、辱く群臣を弔し、又重く之を恤めり。敢て君命の辱きを拜し、重ねて(一〇二)大貺を拜す』と。厚孫、歸りて復命して、臧武仲に語りて曰く、『衞の君は其れ必ず歸らんか。大叔儀の以て(國チ)守るあり。母弟鱄の以て出づるあり。或は其内を撫で、或は其外を營む。能く歸ること無からんや』と。齊人、(一〇三)郲を以て衞侯を寄す。其復るに及びてや、(一〇四)郲の糧を以て歸る。(一〇五)右宰穀從ひしが逃げ歸る。衞人、將に之を殺さんとす。辭して曰く、『(一〇六)余は初を說ばず。(一〇七)余は狐裘して羔袖せり』と。乃ち之を赦す。衞人、(一〇八)公孫剽を立つ。孫林父、甯殖、之を相けて以て(盟會ノ)命を諸侯に聽く。衞侯、郲に在り。臧紇、齊に如きて、衞侯を唁ふ。衞侯、之と

【九八】君の群臣を弔恤せざるあり、臣の君事に敏達ならざるあり、君も之を赦宥せず、臣も亦臣職に帥はず、事勢益〻亂れて、外に發洩せり。
【九九】衞の大夫。
【一〇〇】不佞は不才なり。
【一〇一】自ら傷悼して、我が諸臣を棄てゝ去る。
【一〇二】大貺は重恤の賜。
【一〇三】郲は齊の滅せる國。郲の地を貸して衞侯を寓居せしむるなり。
【一〇四】其の貸れるを云ふ。
【一〇五】衞の大夫。
【一〇六】我、今、初め公に從って行りしを說ばず、故に遁る也。
【一〇七】狐裘の美しき衣に小羊の美ならざる袖を用ゐし類也。一身盡く善にして、唯だ少しく惡あり。己、君に從って出づと雖も、其罪多からざるに喩ふ。
【一〇八】公孫剽は穆公の孫。

齊に奔る。孫子、之を追ひ、公の徒を阿澤に敗る。(八五)鄄人、之を執ふ。初め、尹公佗、射を庾公差に學ぶ。庾公差、射を公孫丁に學ぶ。(八六)二子、公を追ふ。公孫丁、公に御たり。(八七)子魚曰く、『射ば師に背くと爲し、射ずんば戮と爲らん。射て禮を爲さんか』と。(八八)兩軥を射て還る。尹公佗曰く、『子には師たり。我は則ち遠し』と。(八九)乃ち之に反る。公孫丁、公に轡を授けて、之を射て(尹公佗ノ)臂を貫く。(九〇)子鮮、公に從ふ。竟に及びて、公、祝宗をして(九一)亡を(宗廟ニ)告げ、且つ罪なきを告げしむ。(九二)定姜曰く、『神なくば何ぞ告げん。若し有らば、誣ふ可からざるなり。罪あるに、若何んぞ無しと告げん。大臣を舍てゝ小臣と謀る、一の罪なり。先君、(九三)冢卿ありて以て師保と爲せり、而るに之を蔑にす、二の罪なり。余、巾櫛を以て先君に事へたり。而るに暴にして余を妾使す、三の罪なり。亡を告げんのみ。罪なしと告ぐることなかれ』と。

公、厚成叔をして衞を弔せしめて曰く、『寡君、(九四)瘠を使はす。聞く、君、社稷を撫でずして越く(九五)他竟に在りと。(九六)之を若何んぞ弔せざらん。同盟の故を以て、瘠をして敢て(九七)執

【八五】公、鄄に居ると雖も、鄄人、公に叛き、反つて孫氏の爲めに公の徒の奔逸する者を執ふる也。國人皆公を疾む也。
【八六】二子は佗と差と。
【八七】子魚は庾公差。
【八八】車の横木の左右に在りて二匹の馬の頭をかくるもの。
【八九】獨り還りて丁を射るなり。
【九〇】子鮮は獻公の同母弟。
【九一】亡は出奔なり。
【九二】定姜は獻公の適母。
【九三】冢卿は首席の卿、即ち孫甯をいふ。
【九四】瘠は厚成叔の名。
【九五】竟は境なり。
【九六】群臣を弔するを言ふ。
【九七】執事は衞の諸大夫。

師をして（七三）巧言の卒章を歌はしむるに、（七四）大師、辭す。（七五）師曹、之を爲さんと請ふ。初め、公、嬖妾あり。師曹をして之に琴を誨へしむ。師曹之を鞭うちしに、公、怒りて師曹を鞭うちしこと三百。故に、師曹、之を歌うて以て孫子を怒らせ、以て公に報いんと欲するなり。公、之を歌はしめければ、遂に之を誦せり。蒯、懼れて文子に告ぐ。文子曰く、『君、我を忌めり。（七六）先だたずんば必ず死なん』と。（七七）帑を戚に幷せて、入りて（七八）蘧伯玉を見て曰く、『君の暴虐なるは、子の知る所なり。大に社稷の傾覆せんことを懼る。將に之を若何にせんとする。』對へて曰く、『君、其國を制す。臣、敢て之を（七九）奸さんや。（八〇）之を奸すと雖も、庸ぞ愈れるを知らんや』と。（八一）遂に行りて近關より出づ。公、（八二）子蟜・子伯・子皮をして、孫子と丘宮に盟はしむ。孫子、皆之を殺す。四月己未、（八三）子展、齊に奔る。公、鄄に如く。（八四）子行を孫子に使はす。孫子、又、之を殺す。公、出で、

【七三】巧言は詩の小雅。卒章に曰く、彼れ何人ぞ、河の麋に居り、拳無く勇無く、職として亂階を爲すと。公、以て文子が亂を謀るを知るを示す。
【七四】大師、以て亂を速かんことを恐れ、辭して之を歌はざる也。
【七五】師曹は樂人。
【七六】公に先だちて亂を作さんと欲するなり。
【七七】將に亂を作さんとし、禍の妻子に及ばんことを慮り、妻子を戚邑に遣る也。
【七八】蘧伯玉は蘧瑗。
【七九】奸は犯す也。
【八〇】君を逐ひて更め立つとも愈るべきか否かは明ならず。
【八一】伯玉、衞國を去りしなり。
【八二】子蟜等三人は、皆公子なり、獻公之をして文子と盟はしめんとせしを、文子明に反狀をあらはして之を殺しゝなり。
【八三】子展は獻公の弟。
【八四】子行は群公子なり。往いて和を請はしむるなり。

はずんば、余亦將に之を殺さんとす』と。士鞅、秦に奔る。是に於て、齊の崔杼・宋の華閱・仲江、秦を伐つに會す。書せざるは惰りたればなり。向の會にも、亦之の如し。衞の北宮括、向に書せずして、秦を伐つに書せるは、(六一)攝したればなり。

秦伯、士鞅に問うて曰く、『晉の大夫、其れ誰か先づ亡びん。』對へて曰く、『其れ欒氏か。』秦伯曰く、『其の汰れるを以てか。』對へて曰く、『然り。欒黶、汰虐已甚しくとも、猶ほ以て免るべし。其れ(六二)盈に在らんか。』秦伯曰く、『何の故ぞ。』對へて曰く、『(六三)武子の德の・民に在ること、周人の・(六四)召公を思ふが如し。(六五)其甘棠をも愛む。況や其子をや。欒黶死せば、盈の善は未だ人に及ぶこと能はずして、武子の施せる所は沒きん。而して黶の怨の實に章はれんこと、將に是に於てか在らんとす』と。秦伯、以て知言と爲し、(六六)之が爲めに晉に請うて之を復す。

衞の獻公、孫文子・甯惠子に(六七)食を戒む。皆、(朝服)服して朝す。日旰くるまで召さず。而して鴻を囿に射る。二子、(六八)之に從ふ。(公)(六九)皮冠を釋がずして之と言ふ。二子怒る。孫文子、(七〇)戚に如く。(七一)孫蒯、入りて使す。公、之に酒を飲ましめ、(七二)大

【六一】攝は佐くる也、助くる也。北宮括、此役に於て、佐助の功ありしをいふ。
【六二】盈は欒黶の子。
【六三】武子は、黶の父欒書。
【六四】召公奭。
【六五】召公、訟を甘棠の下に聽きしを、周人之を思ひて、其樹を害せざりしを云ふ。
【六六】之は士鞅をさす。
【六七】會食を命ぜしなり。
【六八】公に囿に從ふ。
【六九】皮冠は田獵の冠。大夫を敬せざるなり。
【七〇】戚は孫文子の邑。
【七一】孫蒯は文子の子。
【七二】大師は樂を掌る大夫。

至る。(四三)成ぎを獲ず。荀偃令して曰く、『雞鳴にして駕し、(四四)井を塞ぎ竈を夷げよ。(四五)唯だ余が馬首を是れ瞻よ』と。欒黶曰く、『(四六)晉國の命に、未だ是れあらざるなり。余が馬首、東せんと欲す』と。(四七)乃ち歸る。下軍之に從ふ。(四八)左史、(四九)魏莊子に謂ひて曰く、『(五〇)中行伯を待たざるか。』莊子曰く、『(五一)夫子、(五二)帥に從へと命ず。欒伯は吾が帥なり。吾、將に之に從はんとす。帥に從ふは夫子を(五三)待つ所以なり』と。(五四)伯游曰く、『吾が令實に過てり。之を悔ゆれど何ぞ及ばん。(五五)多に秦に禽を遺らんのみ』と。乃ち命じて大に還る。晉人、之を(五六)遷延の役と謂ふ。(五七)欒鍼曰く、『此役や、欒の敗に報いんとして、役又功なし。晉の恥なり。(五八)吾、戎路に二位あり、敢て恥ぢざらんや』と。(五九)士鞅と與に秦の師に馳せて焉に死し、士鞅は反りぬ。欒黶、士匄に謂ひて曰く、『余が弟往くを欲せざりしに、而が子之を召び、余が弟は死して而が子は來れり。是れ而が子、余が弟を殺せるなり。(六〇)逐

【四三】秦、和睦を乞はざるなり。
【四四】ふたゝび此陣屋に反らざるを示すなり。
【四五】進退己に從へとの意。
【四六】晉國の將帥の命に、從前未だ嘗て自ら專らにすること是の如きあらざるなり。
【四七】黶、偃が自ら專らにするを惡む、故に之を棄てゝ歸る也。
【四八】左史は晉の大史。
【四九】魏莊子は魏絳。
【五〇】中行伯は荀偃。
【五一】夫子は荀偃をさす。
【五二】帥は軍の大將。
【五三】待つは命に從ふをいふ。
【五四】伯游は荀偃。
【五五】多は祇と通ず。まさに。
【五六】遷延は退却。
【五七】欒鍼は欒黶の弟、戎右たり。
【五八】戎路は君の車なり。戎右は位、御者に次ぐ、故に二位ありと曰ふ。
【五九】士鞅は士匄の子。
【六〇】欒黶侈り、誣ひて士鞅を逐ふなり。

吳子諸樊、既に喪を除き、將に(三〇)季札を立てんとす。季札辭して曰く、『(三一)曹の宣公の卒するや、諸侯と曹人と、(三二)曹君を義とせず、將に子臧を立てんとせり。子臧、之を去り、遂に爲らずして、以て曹君を成せり。君子曰く、「能く節を守れり」と。(三三)君は義嗣なり。誰か敢て君を奸さん。國を有つは吾が節に非ざるなり。札、不才なれども、願はくは子臧に附して以て節を失ふことなからん』と。(三四)固く之を立てんとす。其室を弃てゝ耕す。乃ち之を舍く。

夏、諸侯の大夫、晉侯に從ひて秦を伐つ。以て(三五)櫟の役に報ゆるなり。晉侯、竟に待ち、六卿をして諸侯の師を帥ゐて以て進ましむ。(三六)涇に及びて濟らず。叔向、叔孫穆子を見る。穆子(三七)匏有苦葉を賦す。叔向退きて舟を具ふ。魯人・莒人、先づ濟る。鄭の子蟜、衞の(三八)北宮懿子を見て曰く、『人に與して固からざるは、惡を取ること焉よりも甚だしきはなし。社稷を若何にせん』と。懿子、說ぶ。(三九)二子、諸侯の師を見て、之に濟らんことを勸む。涇を濟りて次る。秦人、涇の上流に(四〇)毒す。(四一)師人多く死す。鄭の司馬子蟜、鄭の師を帥ゐて以て進む。師、皆之に從ひ、(四二)棫林に

(三〇) 季札は諸樊の少弟。
(三一) 成公十三年の事。
(三二) 曹君は大子を殺して自立せる公子負芻。
(三三) 諸樊は嫡子なればなり。
(三四) 諸樊固く季札を立てんとせし故、季札、其家を弃て農となりて耕作に從ひしかば、遂に其儘にさしおきしなり。
(三五) 櫟の役は十一年の事。
(三六) 涇は水の名。
(三七) 詩邶風、深ければ則ち厲し、淺ければ則ち揭すといふ言あり。
(三八) 北宮括。
(三九) 二子は子蟜と懿子。
(四〇) 毒藥を投じたるなり。
(四一) 毒水を飲むが故なり。
(四二) 棫林は秦の地。

竊に鄭と盟ひて戍を舍けり。是に於てか、(一七)殽の師あり。晉、其上を禦ぎ、戎、其下に(一八)亢り、秦の師復らざりしは、我が諸戎實に然らしめしなり。譬へば、鹿を捕ふるに、晉人之を(一九)角とり、諸戎之を(二〇)掎り、晉と與に之を踣ししが如し。戎、(二一)何を以て免れざる。是より以來、晉の百役に、我が諸戎と與に、(二二)時に相繼ぎ、以て執政に從ふこと、猶は殽(時ノ)の志のごとし。豈に敢て(二三)離遏せんや。今、官の師旅、乃ち實に(二四)闕くる所ありて、以て諸侯を攜れしむること無からんや。而るを我が諸戎を罪するは、我が諸戎の飲食衣服、(二五)華と同じからず、贄幣、通ぜず、言語、達せざればなり。何の惡をか能く爲ん。會に與らずとも、亦、(二六)瞢ゆることなし』と。

(二七)青蠅を賦して退く。宣子(二八)辭して、事に會に卽かしむ。愷悌を成せるなり。是に於て、(二九)子叔齊子、季武子の介と爲りて以て會す。是より、晉人、魯の幣を輕くして、益〻其使を敬せり。

【一七】殽の師は、僖公三十年の事。

【一八】亢は當る也。

【一九】角は、前より角を押へる也。

【二〇】掎は、後より足を押へる也。

【二一】何を以て罪を免れざる。此の如く晉に忠を盡せるに、罪せらるゝは酷なりとの意なり。

【二二】時に相繼ぐとは、晉の役に給して、時を曠しくせざるをいふ。

【二三】遏は逖と同じ、離遏は、はなれとほざかること。

【二四】闕くる所は晉に失政あるなり。

【二五】華は中國。

【二六】瞢は悶ゆる也。

【二七】小雅の青蠅に、愷悌の君子は讒言を信ずること無しと云ふ。

【二八】辭は失言を謝していひわけする也。

【二九】齊子は叔老の字。

子、吳の（二）不德を數めて、以て吳人を退く。莒の公子務婁を執ふ。其の楚に使を通ずるを以ての故なり。將に戎子（三）駒支を執へんとす。范宣子、親ら諸を朝に數めて曰く、『（四）來れ、姜戎氏。昔、秦人、乃の祖吾離を瓜州に迫逐するや、乃の祖吾離、（五）苫蓋を被り、荊棘を蒙して、以て我が先君に來歸せり。我が先君惠公、（六）不腆の田あり。女と（七）剖分して之を食めり。今、諸侯の、我が寡君に事ふること、昔に如かざるは、蓋し（八）言語の漏洩すればなり。則ち（九）職として女に由れり。（一〇）詰朝の（一一）事は、爾與ること無かれ。與らば將に女を執へんとす』と。對へて曰く、『昔、晉人、其衆を（一二）負恃して、土地を貪り、我が諸戎を逐へり。惠公、其大德を（一三）蠲にし、我が諸戎をば是れ（一四）四嶽の（一五）裔冑なりと謂ひ、「是れ翦り弃つること毋かれ」と曰ひ、我に南鄙の田を賜ひしが、狐狸の居る所、豺狼の嘷ゆる所なりき。我が諸戎、其荊棘を除翦し、其狐狸豺狼を驅りて、以て先君の不侵不叛の臣と爲り、今に至るまで貳あらず。昔、文公、秦と與に鄭を伐ちしとき、（一六）秦人、

【二】不德は、楚の喪に乘じて之を伐ちしをいふ。
【三】駒支は戎子の名。
【四】來れとは、呼びて前に來らしむる也。
【五】蓋は苫の別名。編みたる藁なり。
【六】腆は厚なり、不腆の田は、謙辭、薄田といふに同じ。
【七】剖分は中分する也。
【八】內密の言語の敵國に漏洩する也。
【九】職としては、主として。
【一〇】詰朝は明旦。
【一一】事は會事をいふ。
【一二】負恃は、たのむ也。
【一三】蠲は明かなり。
【一四】四嶽は堯の時の方伯姜姓
【一五】裔冑は遠孫。
【一六】僖公三十年の事。

今、楚・實に(四一)競はず、行人、何の罪かある。(四二)鄭の一卿を止めて、以て(四三)其偪るを除き、(四四)睦まじくして楚を疾みて以て晉に固からしむること、焉んぞ之を用ゐん。(四五)歸して其使を廢し、其君を怨みて、以て其大夫を疾み、相牽引せしむること、猶ほ愈らずや』と。楚人、之を歸す。

【四一】德を修めて晉と競ふ能はず。
【四二】鄭の一卿は良霄をいふ。
【四三】良霄は剛愎にして其上に偪る、而るに今之を止むるは、是れ鄭の爲めに邪魔物を除く也。
【四四】睦まじとは、鄭の君臣一致團結するなり。
【四五】鄭が良霄を遣はして楚に使せしめたるは、其意、正に楚をして之を執へしめ、而して鄭堅く晉に事ふるを得んと欲するのみ。故に之を還りて鄭に歸し以て其の使を遣はすの本意を廢するに如かず。則ち、良霄は既に久しく楚に留まれば、必ず其君を怨恨し、其大夫を憎疾し、相牽引して鄭國をして和せずして、晉に事ふるの心を固からざらしめん。是れ楚の利なり。

〔經〕十有四年、春王の正月、季孫宿・叔老、晉の士匄・齊人・宋人・衞人・鄭の公孫蠆・曹人・莒人・邾人・滕人・薛人・杞人・小邾人に會して、吳に向に會す。二月乙未朔、日、之を食するあり。夏四月、叔孫豹、晉の荀偃・齊人・宋人・衞の北宮括・鄭の公孫蠆・曹人・莒人・邾人・滕人・薛人・杞人・小邾人に會して、秦を伐つ。己未、衞侯、出でゝ齊に奔る。莒人、我が東鄙を侵す。秋、楚の公子貞、師を帥ゐて吳を伐つ。冬、季孫宿、晉の士匄・宋の華閲・衞の孫林父・鄭の公孫蠆・莒人・邾人に戚に會す。

〔傳〕十四年（周ノ靈王十三年）春、吳、(一)敗を晉に告ぐ。向に會するは、吳の爲めに楚の故を謀るなり。范宣

【一】敗は前年、楚が伐ちて敗れしなり。

征して、以て（三一）諸夏を屬せり。而るに其過を知るは、共と謂はざる可けんや。請ふ之を共と謚せん』と。大夫、之に從ふ。

吳、楚を侵す。養由基、命に奔る。（三二）子庚、師を帥ゐて之に繼ぐ。（三三）養叔曰く、『吳、我が喪に乘ずるは、我を師すること能はずと謂へばなり。必ず我を易りて（三四）戒めじ。子、（三五）三覆を爲して以て我を待て。我請ふ之を誘かん』と。子庚、之に從ふ。（三六）庸浦に戰ひ、大に吳の師を敗り、公子黨を獲たり。君子、吳を以て（三七）不弔と爲せり。詩に曰く、『昊天に弔せられず、亂定まることある靡し』と。

冬、防に城づくは、事の時なるを書するなり。是に於て、將に早く城づかんとせしに、（三八）臧武仲、農事を畢るを俟たんと請ふ。禮なり。

鄭の良霄・大宰石㚟、（三九）猶ほ楚に在り。石㚟、子囊に言ひて曰く、『先王は、（四〇）征を卜すること五年、而して歲ごとに其祥を習ね、祥、習なれば則ち（始メテ）行く。習ならざれば則ち德を增し脩めて改め卜す。

【三一】諸夏は中國。
【三二】楚の司馬。
【三三】養叔は由基。
【三四】戒は備ふる也。
【三五】三覆は三重に伏兵をおくなり。
【三六】庸浦は楚の地。
【三七】不弔は、天道を用ゐて相弔恤せず、故に天亦之を恤まざるなり。
【三八】武仲の請にまかせ、農事の終るをまちて城づかしめしなり。
【三九】十一年、楚人、之を執へて、今に至りしなり。
【四〇】五年間、五たび卜して吉なれば、乃ち征伐す。祥は吉なり。

慝黜き遠ざかる。爭はざるに由るなり。之を（一八）懿德と謂ふ。其亂るゝに及びてや、君子は其功を稱して以て小人を（一九）加ぎ、小人は其技に伐りて以て君子を馮ぐ。是を以て、上下、禮なく、亂虐並び生ず。（二〇）善を爭ふに由るなり。之を昏德と謂ふ。國家の敝は、恒に必ず之に由れり』と。

楚子疾む。大夫に告げて曰く、『不穀、不德にして、少きより社稷を主どり、生れて十年にして先君を喪ひ、未だ師保の教訓を習ふに及ばずして、（二一）多福を（二二）應受せり。是を以て、不德にして（二三）師を鄢に亡ひて、以て社稷を辱め、大夫の憂を爲せること、其れ弘に多し。若し大夫の靈を以て、（二四）首領を保ちて以て地に沒することを獲ば、唯だ是れ（二五）春秋窀穸の事、（二六）先君に禰廟に從ふ所以の者、（二七）請ふ靈若くは厲と爲せよ。大夫擇べよ』と。對ふるものなし。（二八）五命に及びて、乃ち許す。秋、楚の共王・卒す。子囊、謚を謀る。大夫曰く、『君、命あり。』子囊曰く、『（二九）君、命ずるに共を以てす。之を若何んぞ之を毀らん。赫赫たる楚國にして之に君臨し、蠻夷を撫有し、南海を（三〇）奄

【一八】懿德は、よき德行。
【一九】加は陵ぐ也。
【二〇】爭うて自から善しとする也。
【二一】多福は君主たるを云ふ。
【二二】應は膺と通す。當る也。
【二三】成公十六年の事。
【二四】首領は、くび。
【二五】春秋は祭祀をいふ。窀穸は長夜の義、葬埋をいふ。
【二六】先君に禰廟に從ふとは、禰廟に於て先君に從ふ也。禰廟は父の廟なり。
【二七】謚を惡くせよと、自ら不德を恥ぢて、遺言するなり。
【二八】五命は五たび命を下しゝなり。
【二九】君自ら卑下して謚の事を遺言せしは、恭と謂ふべし。如何んぞ之を破り棄てゝ惡謚をつくべきや。
【三〇】奄征は大に征する也。

するに趙武を以てす。又、欒黶を使む。辭して曰く、『臣、韓起に如かず。韓起、趙武を上にせんと願へり。君其れ之を聽け』と。趙武をして上軍に將たらしむ、韓起之に佐たり。〔八〕欒黶、下軍に將たり、魏絳之に佐たり。新軍に帥なし。晉侯、其人を(得ルニ)難む。〔九〕其什吏をして、其卒乘官屬を率ゐて、以て下軍に從はしむ。〔一〇〕禮なり。晉國の民、是を以て大に和し、諸侯、遂に睦まじ。君子曰く、『讓は禮の主なり。范宣子、讓りて、其下皆讓る。欒黶が〔一一〕汰たるも、敢て違はざるなり。晉國以て平かに、數世之に頼れり。〔一二〕善に刑ればなるかな。一人善に刑れば、百姓休和す。務めざる可けんや。〔一三〕書に曰く、「一人、慶あれば、兆民之に頼り、其れ寧くして惟れ永し」とは其れ是を謂ふか。周の興るや、〔一四〕其詩に曰く、「文王に儀刑し、萬邦、孚を作す」とは、善に刑るを言ふなり。其衰ふるに及びてや、〔一五〕其詩に曰く、「大夫、(能オ)均しからず。我、事に從ひて獨り賢なりとす」とは、讓らざるを言ふなり。世の治まるや、〔一六〕君子は能を尙びて、其下に讓る。〔一七〕小人は力を農くして、以て其上に事ふ。是を以て、上下、禮ありて、讒

【八】欒は故のまゝ下軍の將たり、魏絳、新軍の佐より一等を超えて士魴の後を承けしなり、而して新軍に帥無きを以て、下軍に從はしむ、欒の權亦加はれるなり。

【九】什吏は軍吏。

【一〇】擧を愼むの禮を得たる也。

【一一】汰は矜大にしておごる。

【一二】刑は、法とする也。

【一三】書は呂刑。一人、善を行ふ人あるときは、衆民、其幸福を受けて安寧長久なり。

【一四】大雅文王の篇。王及び卿士、文王にのつとり、萬國の民皆忠信の行を爲す。

【一五】小雅北山の篇。

【一六】君子は上位に在る者。

【一七】小民は皆力を厚くして、以て上に在るの人に事ふ。

公、晉に如くは、朝して且つ士魴の（聘ノ）辱きを拜するなり。禮なり。

(二六)秦嬴、楚に歸ぐ。楚の司馬(二七)子庚、秦に聘し、夫人の爲めに寧す。(二八)禮なり。

經 十有三年、春、公、晉より至る。夏、邿を取る。秋九月庚辰、(一)楚子審・卒す。冬、防に城づく。

傳 十三年（周ノ靈王十二年）春、公、晉より至る。孟獻子、(二)勞を廟に書す。禮なり。

夏、(三)邿亂れ、分れて三と爲る。（魯ノ）師、邿を救ひ、遂に之を取る。凡そ『取る』と書するは易きを言ふなり。大師を用ゐるを『滅す』と曰ひ、(四)地をたもたざるを『入る』と曰ふ。

荀罃・士魴・卒す。晉侯、緜上に蒐して、以て兵を治む。士匄をして中軍に將たらしむ。（士匄）辭して曰く、『(五)伯游長せり。昔、臣、(六)知伯に習ひ、是を以て之に佐たり。能く賢なるに非ざるなり。請ふ伯游に從はん』と。荀偃、中軍に將たり、士匄之に佐たり。韓起をして上軍に將たらしむ。(七)辭

【二六】秦嬴は秦の景公の妹、楚の共王の夫人たり。
【二七】子庚は莊王の子午。
【二八】諸侯の夫人、父母歿せし後は、卿をして歸寧の禮をなさしむるなり。
【一】楚の共王。
【二】勳勞を策に書するなり。
【三】邿は小國の名。
【四】其國邑に勝つとも其地を有たざるを入ると曰ふ。
【五】伯游は荀偃。
【六】知伯は知罃。
【七】韓起、趙武を以て己より勝れりとして、之に任ぜんことを請ひしに、晉君、武の位卑きが爲に、更に欒黶に命ぜしに、亦之を辭して趙武を薦めしなり。

傳 十二年(周ノ靈王十一年)春、莒人、我が東鄙を伐ち、台を圍む。季武子、台を救ひ、遂に(一)鄆に入り、其鐘を取りて以て公の(二)盤と爲す。

夏、晉の士魴來聘し、且つ(前年鄭ヲ伐ツノ)師を拜す。

秋、吳子壽夢・卒す。(三)周廟に(四)臨す。禮なり。凡そ、諸侯の喪は、異姓には(五)外に臨し、同姓には(六)宗廟に於てし、同宗には(七)祖廟に於てし、同族には(八)禰廟に於てす。是故に、魯は(九)諸姬の爲めには周廟に臨し、(一〇)邢・凡・蔣・茅・胙・祭の爲めには(一一)周公の廟に臨す。

冬、楚の子囊・秦の庶長無地、宋を伐ちて、楊梁に師す。以て晉の(一二)鄭を取るに報ゆるなり。

(周ノ)靈王、后を齊に求む。齊侯、對を晏桓子に問ふ。桓子對へて曰く、『先王の禮辭にこれあり。「天子、后を諸侯に求むれば、諸侯對へて、『夫婦生む所の(一三)若而人。妾婦の子の若而人」と曰ひ、女なくして姉妹と(一四)姑姉妹とあれば、則ち「先守某公の遺女若而人」と曰ふ』」と。齊侯、昏を許す。王、(一五)陰里をして之を結ばしむ。

【一】鄆は莒の邑。
【二】盤は額を洗ふ盥の類。
【三】周廟は文王の廟。
【四】臨は喪に哭する禮なり。
【五】外は城外。
【六】宗廟は出づる所の王の廟。吳は姬姓、魯の同姓なり。
【七】祖廟は始封の君の廟。
【八】禰廟は父の廟。
【九】諸姬は同姓の國。
【一〇】邢以下五國は皆周公の支子の封ぜられしものなり。
【一一】周公の廟は、即ち祖廟なり。
【一二】鄭を取るは前年の事。
【一三】若而人は此の如き人といふ義なり。
【一四】父の姉妹を姑と爲す。
【一五】周の大夫。

て之を處し、禮以て之を行ひ、信以て之を守り、(五一)仁以て之を厲き、而して後に以て邦國を殿め、福祿を同め、遠人を來すべし。(是レ)所謂樂むなり。(五二)書に曰く、「安きに居ては危きを思へ」と。思へば則ち備あり。備あれば患なし。敢て此を以て(五三)規す』と。公曰く、『子の敎、敢て命を承けざらんや。抑〻子微かりせば、寡人以て戎を(五四)待つこと無く、(五五)河を濟ること能はざりしならん。夫れ賞は國の典なり。(五六)藏めて盟府に在り。廢す可からざるなり。子、其れ之を受けよ』と。魏絳、是に於てか、始めて金石の樂あり。禮なり。

秦の(五七)庶長鮑・庶長武、師を帥ゐて晉を伐ちて以て鄭を救ふ。鮑、先づ晉の地に入る。士魴、之を御ぐ。秦の師を少しとし、備を設けず。壬午、武、輔氏より(河チ)濟り、鮑と、交〻晉の師を伐つ。己丑、秦・晉、櫟に戰ふ。晉の師敗績す。秦を易りし故なり。

【經】十有二年、春王の三月、莒人、我が東鄙を伐ち、台を圍む。季孫宿、師を帥ゐて台を救ひ、遂に鄆に入る。夏、晉侯、士魴をして來聘せしむ。秋九月、吳子乘・卒す。冬、楚の公子貞、師を帥ゐて宋を侵す。公、晉に如く。

【五一】仁以て德を磨礪す。
【五二】書は逸書。
【五三】規は正す也。
【五四】待は備へ禦ぐ也。
【五五】河を濟りて南の方鄭を服することを能はざりしならん。
【五六】司盟の府に、功を賞することの制あり。
【五七】庶長は秦の爵名。

國、罪ありて、大國、討を致すに、苟も以て手に藉くあれば、赦宥せざること鮮し。寡君、命を聞けり』と。

鄭人、晉侯に賂ふに、(三六)師悝・師觸・師蠲と、(三七)廣車・軘車の(三八)淳十五乘の・甲兵備はれると、凡て兵車百乘と、(三九)歌鐘二肆と、其(四〇)鎛・磬と、女樂(四一)二八とを以てす。晉侯、樂の半を以て魏絳に賜ひて曰く、『子、(四二)寡人に、諸の戎狄を和し以て諸華を正すことを敎へ、八年の中、九たび諸侯を合はすること、樂の和するが如く、(四三)諧はざる所無からしめたり。請ふ子と與に之を樂まん。』辭して曰く、『夫れ戎狄を和するは、國の福なり。八年の中、九たび諸侯を合はせて、諸侯、慝なきは、君の靈なり、二三子の勞なり。臣、何の力か有らん。抑ふ臣、願はくは、君、其樂に安んじて其終を思はんことを。(四四)詩に曰く「(四五)樂旨の君子は、天子の邦を(四六)殿む。樂旨の君子は、福祿の(四七)同まる攸。(四八)便蕃たる左右、亦是れ帥ゐて從ふ」と。夫れ(四九)樂以て德を安くし、(五〇)義以

【三六】三師は皆樂師の名。
【三七】共に兵車の名。
【三八】淳は耦なり、淳十五乘とは卽ち三十乘なり。
【三九】肆は列也、縣鐘十六を一肆となす。
【四〇】共に樂器の名。
【四一】二八は十六人。
【四二】四年に在り。
【四三】諧は和する也。
【四四】小雅采菽の篇。
【四五】樂旨は德ある君子は自然に和樂するをいふ。旨は助字。
【四六】殿は鎭撫する也。
【四七】同は聚まる也。
【四八】便蕃は才能ありて用に立つ貌。才能ある臣下、亦多く來りて從ふ。
【四九】樂を以て德性を和らぐる也。
【五〇】義以て德を宜しきに處する也。之は德をさす。

亡ぼし其國家を(二六)踣さしめん』と。

楚の子囊、(二七)旅を秦に乞ふ。秦の右大夫詹、師を帥ゐて楚子に從ひ、將に以て鄭を伐たんとす。(二八)鄭伯、之を逆ふ。丙子、宋を伐つ。九月、(二九)諸侯、師を悉して以て復た鄭を伐つ。鄭人、良霄・大宰石㚟をして楚に如き、將に晉に服せんとするを告げしめて曰く、『孤、社稷の故を以て、君を懷ふこと能はず。(三〇)君、若し能く玉帛を以て晉を綏んぜんか。然らずんば、則ち武震以て之を攝威せんこと、孤の願なり』と。楚人、之を執ふ。書して『行人』と曰ふは、使人を言ふなり。

諸侯の師、兵を鄭の東門に觀す。鄭人、王子伯駢をして成ぎを行はしむ。甲戌、晉の趙武、入りて鄭伯に盟ふ。冬十月丁亥、鄭の子展、出でゝ晉侯に盟ふ。十二月戊寅、(三一)蕭魚に會す。庚辰、鄭の囚を赦し、皆禮して之を歸し、(三二)斥候を納れ、侵掠を禁ず。晉侯、(三三)叔肸をして(三四)諸侯に告げしむ。公、臧孫紇をして對へしめて曰く、『凡そ我が同盟、(三五)小

【二六】踣は斃す也。
【二七】旅は師旅にして、軍隊なり。
【二八】二國の師方に至るや、鄭伯出で迎へて服し、之と與に宋を伐つ。
【二九】鄭、晉と平ぎ、又秦楚の軍に從ひ、晉の同盟國宋を伐ちしかば、諸侯、大擧して鄭を攻めし故、復同盟に服し、楚に向つて其事を通ずるなり。
【三〇】聘を修め和を講じ之を撫綏せよ、然らずんば武略を以て之を攻めて其威を示せとなり。攝は懾と通ず。
【三一】蕭魚は鄭の地。
【三二】互に相備へざるなり。
【三三】叔肸は叔向。
【三四】諸侯に告げて亦鄭囚を赦さしめしなり。
【三五】晉、小國を討じて手にしくほどの功あれば、其罪人を赦す、德義是の如し、敢て命を承けざらんや。

可なり。若し我、宋を伐たば、諸侯の師、我を伐つこと必ず疾からん。吾乃ち命を聽き、且つ楚に告げん。楚の師至らば、吾又之と盟はん。而して重く晉の師に賂はゞ、乃ち(晉楚ノ難ヲ)免れん』と。

夏、鄭の子展、宋を侵す。四月、諸侯、鄭を伐つ。己亥、齊の大子光・宋の向戌、先づ鄭に至り、東門を門む。其莫に、晉の荀罃、西郊に至り、東、(一五)舊許を侵す。衞の孫林父、其北鄙を侵す。六月、諸侯、北林に會し、向に師す。右に還り、瑣に次り、鄭を圍み、兵を南門に觀し、西、(一六)濟隧を濟る。鄭人懼れ、乃ち成ぎを行ふ。秋七月、亳に同盟す。范宣子曰く、『愼まずんば必ず諸侯を失はん。諸侯、(一七)道に敝れて而も成ること無し。能く貳あること無からんや』と。乃ち盟ふ。載書に曰く、『凡そ我が同盟、(一八)年を蘊むこと毋かれ。(一九)利を壅ぐこと毋かれ。(二〇)姦を保つこと毋かれ。(二一)慝を留むること毋かれ。災患を救ひ、禍亂を恤へ、好惡を同じくし、王室を(二二)奬けよ。或は茲命を(二三)間さば、(二四)司愼・司盟・名山・名川・羣神・羣祀・先王・先公・(二五)七姓十二國の祖・明神、之を殛し、其民を失ひ命を隊し氏を

【一五】許の舊國、鄭の新邑。
【一六】濟は水の名。
【一七】數ゝ鄭を伐ち、皆、道路に疲敝する也。
【一八】年を蘊むは、年穀を蘊積して、災害あるものに分たざるをいふ。
【一九】山川の利を專らにせず。
【二〇】罪人を藏さず。
【二一】速に惡を去る。
【二二】奬は助くる也。
【二三】間は犯す也。
【二四】二司は天神。
【二五】七姓十二國は、姫姓は晉、魯、衞、鄭、曹、滕の六國、曹姓は邾、小邾、子姓は宋、姜姓は齊、己姓は莒、妘姓は杞、任姓は薛。而して晉は十二國の數に在らず。

分して、各〻其一を有ち、〔七〕三子、各〻其乘を毀つ。季氏、〔八〕其乘の人をして、其役邑を以て入る〻者には、征なからしめ、入れざる者には、征を倍す。〔九〕孟氏は、半をして臣たらしむ。若しくは子、若しくは弟なり。叔孫氏は、盡く臣たらしむ。

〔一〇〕然らざれば舍てず。

鄭人、晉・楚の故を患ふ。諸大夫曰く、『晉に從はずんば、幾ど亡びん。楚は晉よりも弱けれども、晉は吾を疾くせざるなり。晉疾くせば、楚、將に之を辟けんとす。〔一一〕何を爲してか、晉の師をして死を我に致さしめん。楚敢て敵せずして、而る後に固く（晉ニ）與す可きなり。』子展曰く、『〔一二〕宋と惡を爲さば、諸侯必ず至らん。吾之に從ひて盟はゞ、楚の師至らん。吾又之に從はゞ、則ち晉の怒ること甚だしからん。晉、能く驟〻來らば、楚、將に（晉ニ敵スル）能はざらんとす。吾、乃ち固く晉に與せん』と。大夫、之を說び、〔一三〕疆場の司をして宋に惡まれしむ。宋の向戌、鄭を侵し、大に獲たり。子展曰く、『〔一四〕師して宋を伐つこと

【七】公室を三分したれば、三子が是迄私有したる兵車の部隊を皆廢止せし也。

【八】其の領する所の軍の人民の夫役租税を季氏に入れたる者には兵役無くとも、公租を出さしめず、若し入れざる者は、兵役無き者には、二倍の租税を課する也。

【九】孟孫氏は、父兄を公に歸し、子弟の半を己の臣とせり。叔孫氏は子弟を凡て己の臣とせり。

【一〇】此句は叔孫氏を承けて說くなり。子弟を盡く己の臣とせざれば、肯て舍て置かざるをいふ。

【一一】今、晉、鄭を爭ふに急ならず。當に何の計を爲してか晉をして死力を致して以て爭はしむべき。

【一二】宋の國に對して憎惡の事端を開くをいふ。

【一三】疆場を守る吏をして宋を侵犯せしむる也。

【一四】師は師を興す也。

り。單靖公、卿士と爲り、以て王室を相く。

經 十有一年、春王の正月、三軍を作る。夏四月、四たび郊を卜すれど從はず、乃ち郊せず。鄭の公孫舍之、師を帥ゐて宋を侵す。公、晉侯・宋公・衞侯・曹伯・齊の世子光・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子に會して、鄭を伐つ。秋七月己未、亳城の北に同盟す。公、鄭を伐つより至る。楚子・鄭伯、宋を伐つ。公、晉侯・宋公・衞侯・曹伯・齊の世子光・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子に會して、鄭を伐つ。蕭魚に會す。公、會より至る。楚人、鄭の行人良霄を執ふ。冬、秦人、晉を伐つ。

傳 十一年(周ノ靈王十年)春、季武子、(一)將に三軍を作らんとす。叔孫穆子に告げて曰く、『請ふ、三軍を作り、(二)各〻、其軍に征せん。』穆子曰く、『(三)政、將に子に及ばんとす。(四)子、必ず、能はじ』と。武子、固く之を請ふ。穆子曰く、『然らば則ち諸を盟はんか』と。乃ち諸を(五)僖閎に盟ひ、諸を(六)五父の衢に詛ふ。正月、三軍を作る。公室を三

【一】魯は本、中軍なく、唯だ上下二軍にして、皆、公に屬し、事あるときは、三卿更る更る帥ゐて以て征伐す。季氏、其民人を專らにせんと欲す、故に中軍を立つるを假りて、因つて以て改め作る也。

【二】征は賦税なり、各〻其軍に屬する軍人の家屬に賦税せんとするなり。

【三】魯國の政、次第に將に季氏の手に至らんとするをいふ。

【四】季氏が政を執るの日、必ず厚く自ら封殖して、均しく分ちて三と爲すこと能はざらんことを言ふ。

【五】僖閎は僖公の廟の門。

【六】五父の衢は、道の名なり。詛は禍福の言を以て相要誓する也。通衢に詛ふは、國人をして共に之を知らしむる也。

伯輿と（二二）與に訟ふ。王叔の（二三）宰と、伯輿の大夫瑕禽と、（二四）獄に王庭に坐す。士匃、之を聽く。王叔の宰曰く、『（二五）篳門閨竇の人にして、皆、其上を陵がば、其れ上と爲り難し』と。瑕禽曰く、『昔、平王の東遷せしとき、吾が七姓、王に從ひ、（二六）牲用備具せしかば、王、之に賴りて、之に（二七）騂旄の盟を賜ひて曰く、「世世職を失ふこと無かれ」と。（二八）若し篳門閨竇ならば、其れ能く東に來り厎らんや。且つ王、何ぞ焉に賴らん。今、王叔の相たりしより、政、（二九）賄を以て成り、（三〇）刑、寵に放にして、（三一）官の師旅、其富に勝へず、（三二）吾、能く篳門閨竇なること無からんや。唯だ大國、之を圖れ。下にして直なくんば、則ち何ぞ正と謂はん』と。范宣子曰く、『天子の右にする所は、寡君も、亦、之を右にし、左にする所は、亦、之を左にす』と。王叔氏と伯輿とをして（三三）要を合はせしむ。王叔氏、（三四）其契を擧ぐること能はず。王叔、晉に奔る。書せざるは、告げざればな

【二二】曲直を爭ふなり。
【二三】宰は家臣。
【二四】獄は訟なり。周禮に、命夫命婦は、躬づから獄訟に坐せず、故に宰をして屬大夫と對して曲直を爭はしむるなり。
【二五】篳門は柴門、閨竇は小戶、壁を穿ちて戶と爲す。微賤の人の住居なり。
【二六】牲用は祭祀に用ふる犧牲なり。牲用備具すとは、富裕にして、王の爲めに祭祀の用を辨ぜしをいふ。
【二七】騂旄は赤牛なり、盟の重きものなり。
【二八】身分賤しきものならば、鎬京より洛陽に來り至るを得ざらん。
【二九】賄は賄賂。
【三〇】寵臣を刑せざる也。
【三一】師旅の長皆賂を受け、其財貨多きをいふ。
【三二】吾等、王叔の誅求に勝へず、貧困に陷いらざるを得ず。
【三三】要は訟への辭。
【三四】契は證據。

を夾みて軍す。（一〇一）子蟜曰く、『諸侯、既に（一〇二）行を成すものあり。必ず戰はじ。之に（一〇三）從ふとも將に退かんとす。從はずとも亦退かん。退かば楚必ず我を圍まん。（一〇四）猶は將に退かんとす。楚に從はんに如かず。（一〇五）亦以て之を退けん』と。（一〇六）宵、潁を涉り、楚人と盟ふ。欒黶、鄭の師を伐たんと欲す。荀罃可かずして曰く、『我、實に楚を禦ぐこと能はず、又、鄭を庇ふこと能はず。鄭、何の罪かある。（一〇七）怨を致して還らんに如かじ。今、其師を伐たば、楚、必ず之を救はん。戰ひて克たずんば、諸侯の笑と爲らん。克つこと（一〇八）命ず可からず。還るに如かざるなり』と。丁未、諸侯の師還り、鄭の北鄙を侵して歸る。（一〇九）楚人も亦還る。

（一一〇）王叔陳生、伯輿と政を爭ふ。王、伯輿を右く。王叔陳生、（一一一）怒りて出奔し、河に及ぶ。王、之を復し、史狡を殺して以て說く。入らず。遂に之に處る。晉侯、士匄をして王室を平げしむ。王叔と

【一〇一】鄭の大夫。
【一〇二】行を成すは、去るため準備を成すなり。
【一〇三】從は服する也。
【一〇四】楚、我を圍まんとするも、諸侯必ず救ふ能はずして、猶ほ將に退かんとす。
【一〇五】亦以て晉の同盟軍を退けん。
【一〇六】夜渡るは、晉の之を知らんことを畏れてなり。
【一〇七】怨を致して後伐の資と爲し、ともかくも今回は還らんとなり。
【一〇八】命は命中の命なり。命は必といふ如きなり。
【一〇九】鄭服する故なり。
【一一〇】二子は周王の卿士。
【一一一】晉に奔らんとし、河に及びしを、周王、之を呼び復し、史狡を殺して王叔の心を柔げんとせしに、王叔、倘周に還らずして、遂に留まりて河上に處るなり。

す。將に之を誅せんとす。子產、之を止め、之が爲めに(九一)書を焚かんと請ふ。子孔、可かずして曰く、『書を爲りて以て國を定めんとするを、衆怒るとて之を焚かば、是れ、衆、政を爲すなり。(九二)國、亦難からずや。』子產曰く、『衆怒は犯し難く、(九三)專欲は成り難し。二難を合せて以て國を安んぜんとするは、危の道なり。書を焚きて以て衆を安んずるに如かず。子は(九四)欲する所を得て、衆も亦、安きを得ば、亦可ならずや。專欲は成ること無く、衆を犯さば禍を起さん。子必ず之に從へ』と。乃ち書を(九五)食門の外に焚く。衆、而る後に定まる。

諸侯の師は、虎牢に城づきて之を戍り、晉の師は、(九六)梧と制とに城づき、士魴・魏絳、之を戍る。書して『鄭の虎牢を戍る』と曰ふは、鄭の地に非ざれど、(鄭服スルトキハ)將に歸さんとするを言ふなり。鄭、晉と平ぐ。

楚の子囊、鄭を救ふ。十一月、諸侯の師、鄭を(九七)還りて南し、(九八)陽陵に至る。楚の師退かず。(九九)知武子、退かんと欲す。曰く、『今、我、楚を逃げば、楚必ず驕らん。驕らば則ち與に戰ふべし。』欒黶曰く、『楚を逃ぐるは晉の恥あり。諸侯を合せて以て恥を益すは、死するに如かず。我將に獨り進まんとす』と。師、遂に進む。己亥、楚の師と(一〇〇)潁

【九一】書は載書をさす。
【九二】以て治に至り難きを云ふ。
【九三】專欲は自分一人の欲望。
【九四】欲する所とは、政を爲さんと欲するをいふ。
【九五】食門は鄭の東南門。食門の外に焚くは遠近をして見せしむる爲なり。
【九六】梧、制、二邑は鄭の舊地。
【九七】還は繞る也。
【九八】陽陵は鄭の地。
【九九】知武子は荀罃。
【一〇〇】潁は水の名。

(七四)公子の徒に因りて以て亂を作す。是に於て、子駟、(七五)國に當り、子國、司馬たり、子耳、司空たり、子孔、司徒たり。冬十月戊辰、尉止・司臣・侯晉・堵女父・子師僕、賊を帥ゐて以て入り、晨に執政を(七六)西宮の朝に攻めて、子駟・子國・子耳を殺し、鄭伯を劫して以て北宮に如く。(七七)子孔、之を知る。故に死せず。書して『盜』と曰ふは、(七八)大夫なきを言ふなり。(七九)子西、盜を聞き、儆めずして出で、(八〇)尸して盜を追ふ。盜、北宮に入る。乃ち歸りて甲を授く。臣妾、多く逃げ、器用、多く喪ふ。(八一)子產、盜を聞き、(八二)門者を爲し、(八三)群司を庀へ、府庫を閉ぢ、閉藏を愼み、守備を完くし、列を成して而る後に出づ。兵車(八四)十七乘、尸して盜を北宮に攻む。子蟜、國人を帥ゐて之を助く。尉止・子師僕を殺す。盜衆、盡く死し、侯晉、晉に奔り、堵女父・司臣・(八五)尉翩・(八六)司齊、宋に奔る。(八七)子孔、國に當る。(八八)載書を爲り、(八九)位序を以て政辟を聽かしむ。(九〇)大夫・諸司・門子、順は

【七四】公子の徒とは、八年、駟が殺す所の公子熙等の黨なり。
【七五】國に當るは、大政を專らにする也。
【七六】西宮は小寢なり。下の北宮も同じ。
【七七】子孔は公子嘉。
【七八】尉止等五人は皆士なり。大夫は卿を謂ふ。
【七九】子西は公孫夏、子駟の子。
【八〇】尸は屍を收むる也。
【八一】子產は子國の子。
【八二】門を守る者を置き警備するなり。
【八三】衆官を具ふ。
【八四】千二百七十五人。
【八五】尉翩は尉止の子。
【八六】司齊は子臣の子。
【八七】子駟に代る。
【八八】載書は盟約を書き載せたる書。
【八九】大夫諸司以下、各〻其位の順序を以て政事法令を取扱はしむ。三卿死して、子孔位序最も高し。子孔、專にせんと欲す。故に此誓をなす也。
【九〇】皆贊成せざる故に、子孔因つて之を誅せんとせし也。

秋七月、楚の子囊・鄭の子耳、我が西鄙を侵す。還りて（六一）蕭を圍み、八月丙寅、之に克つ。九月、子耳、宋の北鄙を侵す。孟獻子曰く、『鄭其れ災あらんか。師、競ふこと已甚し。（六二）周すら猶ほ競ふに堪へず。況や鄭をや。災あらば、其れ執政の（六三）三士か』と。

莒人、諸侯の（鄭ヲ討ズルノ）事あるを間せり。故に我が東鄙を伐つ。

諸侯、鄭を伐つ。齊の崔杼、大子光をして先づ師に至らしむ。故に（六四）滕よりも長とす。己酉、（六五）牛首に師す。

初め、鄭の子駟、尉止と爭ふことあり。將に諸侯の（牛首ニ在ル）師を禦がんとして（六六）其車を黜く。尉止、（六七）獲あり。又、之と爭ふ。子駟、尉止を抑へて曰く、『（六八）爾の車は禮に非ず』と。（六九）遂に獻せしめざりき。初め、子駟、（七〇）田洫を爲りしとき、（七一）司氏・堵氏・侯氏・子師氏、皆田を喪ひき。故に、（七二）五族、（七三）羣不逞の人を聚め、

【六一】蕭は宋の邑。
【六二】周は天王をいふ。
【六三】三士は子駟、子國、子耳。
【六四】滕侯より上に公子光を置きしなり。大子は宜しく之を賓するに上卿を以てすべし。而るに今晉の悼公、一時の權宜を以て、滕侯の上に在らしめしなり。
【六五】牛首は鄭の地。
【六六】尉止、美車に乘る、子駟、其車を斥けて、用ひしめざるなり。
【六七】獲は囚俘。
【六八】汝の車は華飾にして制に過ぐと。尉止、他の車を以て軍に從ひしが、猶ほ其の分に過ぎたるを以て之を告むる也。
【六九】獲るところの俘を獻するを許さゞりしなり。
【七〇】田洫は田畔の溝。
【七一】田洫を爲りて疆界を正しくするとき、司氏等の田を侵したるなり。
【七二】五族は四氏と尉止と也。
【七三】恨を含みて樂まざる者を不逞と曰ふ。

姓なり。周の內史をして、其族嗣を選ばしめ、諸を霍人に納る。禮なり。師歸る。孟獻子、秦堇父を以て右と爲す。(四八)秦丕茲を生む。仲尼に事ふ。

六月、楚の子囊・鄭の子耳、宋を伐ちて(四九)訾母に師す。庚午、宋を圍み、(五〇)桐門を門む。

晉の荀罃、秦を伐つ。(五一)其侵に報ゆるなり。

衞侯、宋を救ひ、(五二)襄牛に師す。鄭の子展曰く、『必ず衞を伐て。然らずんば、是れ楚に與せざるなり。罪を晉に得て、又、罪を楚に得なば、國、將に之を若何にせんとする。』子駟曰く、『(五三)國病まん。』子展曰く、『罪を二大國に得ば、必ず亡びん。病むは猶ほ亡ぶるに愈らずや』と。諸大夫、皆、以て然りと爲す。故に、鄭の(五四)皇耳、師を帥ゐて衞を侵す。楚の令(チ受ケシ)なり。(五五)孫文子、之を追はんことを卜して、兆を定姜に獻ず。姜氏、(五六)繇を問ふ。曰く、『兆、(五七)山陵の如し。夫あり出でゝ征して、(五八)其雄を喪ふ』と。姜氏曰く、『征する者雄を喪ふは、寇を禦ぐの利なり。大夫、(五九)之を圖れ』と。衞人、之を追ふ。(六〇)孫蒯、鄭の皇耳を大丘に獲たり。

【四八】名は佝、孔子の弟子。
【四九】宋の地。
【五〇】城門の名。
【五一】秦、晉を侵せるは、九年の事。
【五二】襄牛は衞の地。
【五三】師屢〻出では、鄭國疲病せん。
【五四】皇戌の子。
【五五】宋の大夫、孫蒯の父。
【五六】繇は兆の辭。
【五七】山陵の如しとは、其兆の盛んなるをいふ。
【五八】雄は將帥の象。
【五九】速に鄭を防ぐことを圖れとなり。
【六〇】孫林父の子。

寡君を(三七)光啓せば、羣臣安からん。其れ何の賜か之に如かん。若し專ら臣に賜はゞ、是れ臣、諸侯を興して以て自ら封ずるなり。其れ何の罪か焉よりも大ならん。敢て死を以て請ふ』と。乃ち宋公に予ふ。

宋公、晉侯を楚丘に享す。(三八)桑林を以てせんと請ふ。荀罃、(之ヲ)辭す。荀偃・士匄曰く、『諸侯は、(三九)宋と魯とのみ、是に於て禮を觀る。魯には禘の樂あり、賓と祭とに之を用ゐる。(今)桑林を以て君を享すること、亦可ならずや』と。舞師、(四〇)題するに旌夏を以てす。(四一)晉侯、懼れ、退きて房に入る。(四二)旌を去り、享を卒へて還る。(四三)著雍に及びて疾む。(四四)卜せしに、桑林見ゆ。荀偃・士匄、奔りて(宋ニ還リテ)請禱せんと欲す。荀罃可かず。曰く、『我、禮を辭せしに、(四五)彼則ち之を以ゐたり。猶ほ鬼神あらば、彼に於て之を加ふるならん』と。晉侯、(四六)間ゆることあり。偪陽子を以て歸り、武宮に獻ず。(四七)之を夷俘と謂ふ。偪陽は妘

【三七】光啓は光榮を加へ封土を開くを云ふ。
【三八】殷の天子の樂。
【三九】宋は王者の後、魯は周公の故を以て、天子の禮樂を用ふ。
【四〇】舞人を率ゐる師、鳥羽を染めたる者を以て飾りたる旌夏を建てゝ舞列の首を標識したるをいふ。
【四一】晉侯、旌夏の尋常の樂に用ふるものに非ざるを見て、僭上の罪を恐れ、退きて更衣室に入る。房は衣を易ふる室。
【四二】旌を去るは、晉君の迷惑するを見て宋人が去りしなり。
【四三】著雍は晉の地。
【四四】病を卜せしに、桑林を奏したる祟が見れしなり。
【四五】彼は宋をさす。
【四六】疾の瘥ゆるなり。
【四七】夷俘は中國人といふを忌みて夷として取扱ふなり。而れども偪陽君の後を嗣がしむる爲に、周の內史に選ばせ之を霍人に居らしめしなり。

を帯びて以て軍に徇ふること三日。諸侯の師、偪陽に久し。荀偃・士匃、荀罃に請うて曰く、『(二二)水潦將に降らんとす。懼らくは歸ること能はざらん。請ふ師を(二三)班さん』と。(二四)知伯怒り、之に投ぐるに(二五)机を以てし、(二六)其間に出づ。曰く、『汝、(二七)二事を成して、後に余に告げたり。(二八)余、命を亂さんことを恐れて、以て女に違はざりき。女、既に(二九)君を勤はして諸侯を興し、(三〇)老夫を牽帥して、以て此に至れり。既に(三一)武守なく、而して又、余に罪を(三二)易きて、「(三三)是れ實に師を班せり、然らずんば克ちしならん」と曰はんと欲せり。(三四)余は羸老なり。重ねて任ず可けんや。(三五)七日にして克たずんば、必ず爾や之を取らんぞ』と。五月庚寅、荀偃・士匃、卒を帥ゐて偪陽を攻め、(三六)自ら矢石を受け、甲午、之を滅す。書して、『遂に偪陽を滅す』と曰ふは、會よりしたるを言ふなり、以て向戌に與ふ。向戌、辭して曰く、『君、若し猶ほ辱く宋國を鎭撫して、偪陽を以て

【二二】水潦は久雨なり。
【二三】班は還す也。
【二四】知伯は荀罃。
【二五】机は、おしまづき。
【二六】其間は偃と匃との間。
【二七】二事は偪陽を伐つと向戌を封ずるとをいふ。
【二八】女、固く偪陽を伐たんと請ふが故に、若し許さずんば、汝が我が命を亂さんことを恐ろ、是を以て勉强して之に從ひ、敢て汝が請ふ所に違はざりし也。
【二九】君は晉君をさす。
【三〇】老夫は荀罃自身をいふ。
【三一】武守は武毅の執守。一旦決心したることを毅然として執り守ること。
【三二】易は延く也。
【三三】是れは荀罃をさす。
【三四】余は老衰の身なり、一度曲げて汝等に從ひし上に、更に此上汝等の罪までも引き受くること能はず。
【三五】七日にして陷る能はずんば、汝二人其罪を負ひて死すべし。
【三六】身、矢石の間に在るを云ふ。

晉の荀偃・士匄、(四)偪陽を伐ちて・宋の向戌を(五)封ぜんと請ふ。荀罃曰く、「城、小なれども固し。之に勝つとも武ならじ。勝たずば笑と爲らん」と。固く請ひて、丙寅、之を圍みしが、克たず。(六)孟氏の臣秦堇父、(七)重を輦して役に如く。偪陽の人、門を啓く。諸侯の士、(八)焉を門む。縣門發づ。(九)郰人(一〇)紇、(一一)之を抉げて以て門むる者を出だす。(一二)狄虒彌、(一三)大車の輪を建て、之に蒙ふに甲を以てして、以て(一四)櫓と爲し、左に之を執り、右に戟を抜きて、以て(一五)一隊を成す。孟獻子曰く、「(一六)詩に所謂「力有ること虎の如し」といふ者なり」と。(一七)主人(一八)布を縣く。堇父、之に登る。(一九)堞に及びて之を絶つ。(二〇)隊つれば則ち又之を縣く。蘇りて復た上ること三たび。主人、辭す。乃ち退く。(二一)其斷

【四】偪陽は吳晉往來の道に當る。之を滅して、吳晉往來の道を通ぜんとする也。
【五】封は以て之が私邑と爲すを謂ふ。
【六】孟氏は孟獻子。
【七】重は重車、卽ち器物を載する車。輦は人步して挽く也。步して重車を挽きて師に從ふ。
【八】門開くを見たるが故に之を攻むる也。
【九】郰は魯の邑。
【一〇】紇は孔子の父叔梁紇・多力の人なり。
【一一】縣門を抉擧して、諸侯の士の門內に攻め入りたる者を出す。
【一二】魯人、多力の人なり。
【一三】大車の輪は高さ九尺なり。
【一四】櫓は大楯。
【一五】一隊は一部隊。
【一六】詩は邶風。
【一七】主人は偪陽の人。
【一八】城上より布を懸けて敵の勇氣を試みしたり。
【一九】堞は城上の塀なり。
【二〇】堇父之に登りて城上に及ばんとし、墜ちて氣絶し、よみがへりて復た登り、復た墜ちて氣絶し、斯の如きこと三度に及べり、偪陽人遂に根氣負けしてことわりを云ひ、復た布を縣けず。
【二一】城上より垂下せし布の斷片を帶びて以て勇を示すなり。

卷の十五

襄公 二

【經】十年、春、公、晉侯・宋公・衞侯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子・齊の世子光に會して、呉に柤に會す。夏五月甲午、遂に偪陽を滅す。公、會より至る。楚の公子貞・鄭の公孫輒、師を帥ゐて宋を伐つ。晉の師、秦を伐つ。秋、莒人、我が東鄙を伐つ。公、晉侯・宋公・衞侯・曹伯・莒子・邾子・齊の世子光・滕子・薛伯・杞伯・小邾子に會して、鄭を伐つ。冬、盜、鄭の公子騑・公子發・公孫輒を殺す。鄭の虎牢を戍る。楚の公子貞、師を帥ゐて鄭を救ふ。公、鄭を伐つより至る。

【傳】十年(周ノ靈王九年)春、柤に會するは、呉子壽夢に會するなり。三月癸丑、齊の(一)高厚、大子光を相けて、以て先づ諸侯に鍾離に會す。敬まず。(二)士莊子曰く、『高子、大子を相けて以て諸侯に會するは、將に社稷を是れ衞らんとするなり。而るに(三)皆敬まざるは、社稷を弃つるなり。其れ將に免れざらんとするか』と。夏四月戊午、柤に會す。

【一】高固の子。
【二】晉の士弱。
【三】皆は厚と光とをさす。

乃ち節あり。(一〇八)三たび駕して、而も楚、與に爭ふこと能はざりき、

【一〇八】三たび駕するは、三たび師を興したるなり、卽ち十年、牛首に師し、十一年、向に師し、其秋、鄭の東門に觀兵したるをいふ。

楚子、鄭を伐つ。子駟、將に楚と平がんとす。子孔・子蟜曰く、『大國と盟ひて、口血未だ乾かざるに之に背くは、可ならんや。』子駟・子展曰く、『吾が盟に固より云ひき、「唯だ彊きに是れ從はん」と。今、楚の師至りて、晉、我を救はずんば、則ち楚彊きなり。盟誓の言、豈に敢て之に背かんや。且つ(九二)要盟は質なし。神、臨まざるなり。臨む所は、唯だ信なり。(九三)信は言の瑞なり、善の主なり、是故に(神)之に臨む。明神は要盟を(九四)蠲しとせず。之に背くとも可なり』と。乃ち楚と平ぐ。(九五)公子罷戎、入りて盟ひ、(九六)中分に同盟す。楚の(九七)莊夫人・卒す。王未だ鄭を定むることと能はずして歸る。

晉侯歸りて、民を息むる所以を謀る。魏絳、請ひて(九八)施舍し、(九九)積聚を(一〇〇)輸して以て貸す。公より以下、苟も(一〇一)積ある者は、盡く之を出し、國に滯積なく、亦、(一〇二)困人なく、(一〇三)公、利を禁ずることなく、亦、貪民なし、(一〇四)祈るに幣を以て更へ、賓に(一〇五)特牲を以てし、器用(新)作らず、車服、(一〇六)給に從ふ。之を行ふこと(一〇七)期年、國

【九二】人を要して盟はしめたる盟は、盟の本質たる信無し。
【九三】瑞は符なり。信は言の符節なり、故に前日の言、能く後日の事に合ふなり。
【九四】蠲は潔き也。
【九五】鄭の大夫。
【九六】中分は鄭の城中の里名。
【九七】共王の母。
【九八】施舍は徭役を免ずるをいふ。
【九九】積聚は公聚なり。
【一〇〇】輸は運び致す也。
【一〇一】積は私聚をいふ。
【一〇二】困人は困窮せる人。
【一〇三】民と利を共にする也。
【一〇四】祈禱するに幣を以て牲に易ふる也。
【一〇五】特は牡牛なり。
【一〇六】間にあはせておくこと。
【一〇七】期年は一年。

す。豈に唯だ鄭のみならんや。若し能く(八二)休和せば、遠人も將に至らんとす、何ぞ鄭を恃まんや』と。

乃ち盟ひて還る。

晉人、志を鄭に得ず。諸侯を以て復た之を伐ち、十二月癸亥、其三門を門む。閏月戊寅、(八三)陰阪より濟りて、鄭を侵し、(八四)陰口に次りて還る。子孔曰く、『晉の師撃つ可し。師老いて勞し、且つ歸志あり。必ず大に之に克たん。』子展曰く、『不可なり』と。

公、晉侯を送る。晉侯、公を以て河上に宴す。公の年を問ふ。季武子對へて曰く、『(八五)沙隨に會せし歳に、寡君以て生る。』晉侯曰く、『十二年なり。是れを一終と謂ふ。(八六)一星の終なり。國君は十五にして子を生む。(八七)冠して子を生むは禮なり。君、以て冠す可し。大夫、盍ぞ冠具を爲さゞる。』武子對へて曰く、『君冠するときは、必ず(八八)祼享の禮を以て之を行ひ、(八九)金石の樂を以て之を節し、先君の(九〇)祧を以て之に處る。今、寡君、行に在り、未だ具ふ可からず。請ふ(九一)兄弟の國に及びて假りて備へん。』晉侯曰く、『諾』と。公、還りて衞に及び、(衞)成公の廟に冠す。鐘磬を假る。禮なり。

【八二】休和は善美にして和順なること。
【八三】洧津の地。
【八四】陰口は鄭の地名。
【八五】沙隨に會せしは成公十六年。
【八六】歳星卽ち木星は、十二歳にして天を一周す。
【八七】冠は成人の服。
【八八】祼享は鬯(クロヒキ)酒を灌ぎて先君を祭るなり。
【八九】金石は鐘磬をいふ。
【九〇】祧は始祖の廟。
【九一】兄弟の國は衞をさす、周公の弟康叔の後なり。

六卿(七二)公子騑・公子發・公子嘉・公孫輒・公孫蠆・公孫舍之と、(七三)其大夫門子と、皆、鄭伯に從ふ。晉の(七四)士莊子、(七五)載書を爲りて曰く、『今日、既に盟へるより後、鄭國にして、唯だ晉の命を是れ聽かずして、或は異志あらんものならば、此盟の如くなる有らん』と。公子騑・趨り進みて曰く、『天、鄭國に禍して、二大國の間に(七六)介居せしめ、大國、(七七)德音を加へずして、亂、以て之を要し、其鬼神をして其禋祀を歆くることを獲ず、其民人をして其土の利を享くることを獲ず、(七八)夫婦をして、辛苦(七九)墊隘して底り告ぐる所なからしめたり。今日、既に盟へるより後、鄭國にして、唯だ禮と彊との以て民を庇ふ可きある者に是れ從はずして、敢て異志あらんには、亦、之の如くならん』と。荀偃曰く、『載書を改めよ。』公孫舍之曰く、『大神に(八〇)昭かにして、(八一)要言せり。若し改む可しとならば、大國にも亦叛く可きなり』と。知武子、獻子に謂ひて曰く、『我實に不德にして、人を要して以て盟ふは、豈に禮ならんや。禮に非ずんば何を以て盟を主らん。姑く盟ひて退き、德を脩め師を息めて來らば、終に必ず鄭を獲ん。何ぞ必ずしも今日のみならん。我の不德ならば、(我ガ國ノ)民も將に我を棄てんと

【七二】公子騑は子駟、公子發は子國、公子嘉は子孔、公孫輒は子耳、公孫蠆は子蟜、公孫舍之は子展。
【七三】其大夫は六卿の私屬、門子は六卿の嫡子。
【七四】士莊子は士弱。
【七五】載書は盟書。
【七六】介居は、はさまる也。
【七七】德音を加へず、兵亂の力を以て、强ひて鄭を要するをいふ。
【七八】夫婦は百姓人民をいふ。
【七九】墊隘は、つかれくるしむ。
【八〇】昭は昭かに告ぐるをいふ。
【八一】要言は誓言なり。

冬十月、諸侯、(六〇)鄭を伐つ。庚午、季武子・齊の崔杼・宋の皇鄖は、荀罃・士匃に從ひて、(六一)鄟門を門め、衞の北宮括・曹人・邾人は、荀偃・韓起に從ひて、師之梁を門め、滕人・薛人は、欒黶・士魴に從ひて、北門を門め、杞人・郳人は、趙武・魏絳に從ひて、(六二)行栗を斬る。甲戌、(六三)汜に師す。諸侯に令して曰く、『(六四)器備を脩め、(六五)餱糧を盛り、老幼を歸し、疾めるを(六六)虎牢に居き、(六七)眚を肆して、鄭を圍め』と。鄭人恐る。乃ち(晉ト)成ぎを行はんとす。(六八)中行獻子曰く、『遂に之を圍みて、以て楚人の救を待ちて、之と戰はん。然らずば、成ぐこと無からん』知武子曰く、『之に盟を許して師を還し、以て楚人を(六九)敝れさせん。吾は四軍を三分して、諸侯の銳と與に、(七〇)來者を逆へんには、我に於て未だ病まざるに楚は能はざらん。猶ほ戰ふに愈れり。(七一)骨を暴して以て逞くせん。以て爭ふ可からず。大勞未だ艾まざれば、君子は心を勞し、小人は力を勞するは、先王の制なり。(當ニ心ヲ勞スルノ勞ニ從フベシ)』と。諸侯、皆、戰を欲せず。乃ち鄭の成ぎを許す。

十一月己亥、戲に同盟するは、鄭服すればなり。將に盟はんとす。鄭の

【六〇】鄭、楚に從ひし故なり。
【六一】鄟門、師之梁、北門は、皆鄭の城門なり。
【六二】行栗は道を表する樹なり。之を斬るは、以て軍用に供する也。
【六三】汜は鄭の地。
【六四】器備は兵器戰備。
【六五】餱は乾食。
【六六】虎牢は鄭の地。
【六七】眚は過失。
【六八】荀偃。
【六九】敝は罷るゝ也。
【七〇】來者は楚をいふ。
【七一】若し戰はゞ、勢必ず骨を暴して以て逞くするに至らん。楚をして疲れて戰ふ能はざらしむるに若かず。今の時に當りては、以て之と爭ふ可からざるなり。

德ある者は、隨ふと雖も咎なし。我は皆これ無し。豈に隨ならんや。我は則ち惡を取れり。能く咎なからんや。必ず此に死なん。出づることを得ざらん』と。

秦の景公、士雃をして師を楚に乞はしめ、將に以て晉を伐たんとす。楚子、之を許す。子囊曰く、『不可なり。當今吾、晉と爭ふこと能はず。晉君、(五四)能を類して之を使ひ、擧は選を失はず、官は方を易へず。其卿は善に讓り、其大夫は(五五)守を失はず、其士は(五六)敎に競ひ、其庶人は農穡に力め、商・工・皁・隸は業を遷すを知らず。韓厥老すれど、(五七)知罃稟けて以て政を爲し、范匄は中行偃よりも少けれども、(中行偃)之を上にして、中軍に佐たらしめ、韓起は欒黶よりも少けれども、欒黶・士魴、之を上にして、上軍に佐たらしめ、魏絳は功多けれども、趙武を以て賢なりとして、之が佐と爲れり。君明に、臣忠に、上讓り、下競へり。是時に當りてや、晉には敵す可からず。(五八)之に事へて而る後に可からん。君、其れ之を圖れ。』王曰く、『(五九)吾既に之を許せり。晉に及ぶ可からずと雖も。必ず將に師を出さんとす』と。秋、楚子、武城に師して、以て秦の援を爲す。秦人、晉を侵す。晉、饑ゑて、報ゆること能はず。

【五四】材能に隨つて之を用ふ、適材を適處に用ふること。
【五五】各〻其職に任ずる也。
【五六】上命を奉ぜんと勵むなり。
【五七】知罃代りて中軍に將たりと雖も、敢て專決せず、必ず命を韓厥に受けて以て政を爲す。
【五八】晉に事ふるこそ善けれとなり。
【五九】秦人と約せしを云ふ。

亂るるときは、象なし。知る可からざるなり』と。

夏、季武子、晉に如くは、(四一)宣子の聘に報ゆるなり。

(四二)穆姜、東宮に薨ず。(四三)始め往かんとして之を筮す。(四四)艮☶☶の八に之くに遇ふ。史曰く、『是れを艮の(四五)隨☱☳に之くと謂ふ。隨は其れ出づるなり。君必ず速に出でん。』姜曰く、『(四六)亡し。是れ周易(隨卦ノ)に於て、曰く、「隨は元亨利貞咎なし」と。(四七)元は體の長なり。(四八)亨は嘉の會なり。(四九)利は義の和なり。(五〇)貞は事の幹なり。(五一)仁を體するは以て人に長たるに足り、德を嘉くするは以て禮に合ふに足り、物を利するは以て義を和するに足り、貞固は以て事に幹たるに足れり。然り、故に誣ふ可らざるなり。是を以て、隨ふと雖も咎なし。今、我は婦人にして亂に與り、固より(五二)下位に在り、而も仁ならざるあるは、元と謂ふべからず。國家を靖んぜざるは、亨と謂ふべからず。作して身を害するは、利と謂ふべからず。位を棄て丶(五三)姣するは、貞と謂ふべからず。四

【四一】宣子の聘は八年の事。
【四二】穆姜は成姜の母。穆姜は叔孫僑如と淫し、成公を廢せんとし、事成らずして、東宮に徙されしこと、成公十六年にあり。
【四三】初めて東宮に幽せらる丶時之を筮せし也。
【四四】艮は艮下艮上なり。艮の八に之くとは、艮の第二爻の變ぜざる者。
【四五】隨は震下兌上なり。
【四六】我、此卦に應ずるの德なし。
【四七】元は元始なり。
【四八】亨は亨通なり。
【四九】利は利和なり。
【五〇】貞は貞固なり。
【五一】仁を體するは、元の德也。
【五二】下位とは婦人は丈夫よりも卑しければなり。
【五三】姣は淫なり。

じて馬を出し、(二一)工正をして車を出し、甲兵を備へ、(二二)武守を庀へしめ、(二三)西鉏吾をして、(二四)府守を庀へしめ、(二五)司宮巷伯をして、宮を儆めしめ、(二六)二師は、(二七)四郷正をして敬んで享し、(二八)祝宗をして馬を(二九)四墉に用ゐて、(三〇)盤庚を西門の外に祀らしむ。晉侯、(三一)士弱に問ひて曰く、『吾、之を聞く、「宋、災あり。是に於てか、天道あるを知れり」とは、何の故ぞ。』對へて曰く、『(三二)古の火正、或は心に食し、或は咮に食し、以て火を出內す。是故に咮を鶉火と爲し、心を大火と爲す。(三三)陶唐氏の火正(三四)閼伯、商丘に居り、大火を祀りて、(三五)火、時を紀せり、(三六)相土之に因る。故に商、大火を主れり。商人、其禍敗の釁を(三七)閲するに、必ず火に始まる。是を以て、(三八)日に其の天道あるを知れるなり。』公曰く、『(三九)必とすべきか。』對へて曰く、『(四〇)道に在り、國

【二一】工正は車を主る官。
【二二】武守は武の守備。
【二三】大宰たり。
【二四】府守は諸府庫の守護。
【二五】司宮は奄臣、巷伯は寺人、皆宮內の事を司る役。
【二六】二師は右師、左師。
【二七】郷正は郷大夫。
【二八】祝は大祝、宗は宗人。
【二九】墉は城也。
【三〇】宋の遠祖、殷の中興の王。
【三一】士弱は士渥濁の子、莊子。
【三二】火正は官の名。古の火正の官に在りし人は、或は心星の分野の地、或は咮星の分野の地に封ぜられて、以て火を出入するを主どれり。
【三三】陶唐氏は堯帝。
【三四】閼伯は高辛氏の子。
【三五】火星を觀て、以て其出內の時を紀する也。
【三六】相土は堯の司徒契の孫、商の祖なり。
【三七】閲は察する也。
【三八】日は往日なり。一說に「日」は「自ら」の誤と爲す、是なるに似たり。
【三九】必ず知るべきかと念を押すなり。
【四〇】天道ありと雖も、亦、其君の道何如を視るなり。道無きときは、則ち禍亂生ずるに一定の象無し。故に必ずしも知る可からず。

小君穆姜を葬る。冬、公、晉侯・宋公・衞侯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子・齊の世子光に會して鄭を伐つ。十有二月己亥、戲に同盟す。楚子、鄭を伐つ。

【傳】九年（周ノ靈王八年）春、宋、（一）災あり。（二）樂喜、司城たり、以て政を爲す。（三）伯氏をして（四）司里として、火未だ至らざる所は、（五）小屋を徹し、大屋を塗り、（六）畚挶を陳ね、（七）綆缶を具へ、水器を備へ、輕重を量り、水潦を蓄へ、（八）土塗を積み、（九）城を巡り丈り、守備を繕め、（一〇）火道を表せしめ、（一一）華臣をして（一二）正徒を具へしめ、（一三）隧正に令して（一四）郊保を納れ火の所に奔らしめ、（一五）華閱をして（一六）右官を討め・官ごとに其司を庀へしめ、（一七）向戌をして、左を討め、亦、之の如くならしめ、（一八）樂遄をして、（一九）刑器を庀へ、亦、之の如くならしめ、皇鄖をして、（二〇）校正に命

【一】天火を災と曰ふ。
【二】樂喜は子罕。
【三】宋の大夫。
【四】司里は里宰、今日の市長の如きもの。
【五】小屋は蓋し茅葺の家ならん。
【六】畚は簣籠（フゴ）挶は土轝（ツチグルマ）
【七】綆はつるべなは、缶は瓶の類。
【八】塗は泥なり。
【九】丈は度る也、俞樾曰く、巡㆓丈城㆒は巡㆓女城㆒の誤りなるべし、女城は城堞なりと。會箋曰く、巡㆓大城㆒の誤りなるべし、有司をして里人を率ゐて大城を巡らしむるなりと
【一〇】火起れば、其の趣く所に從つて、之を標表す。
【一一】華元の子。
【一二】正徒は司徒の主る所の役夫。
【一三】隧正は近郊を掌どる官。
【一四】郊野の保城の民を發して、火起る所に隨つて往きて之を救はしむる也。
【一五】華元の子。
【一六】庀は具なり。右官を治め、官ごとに各〻その官屬を具へて、列を一方に成して以て命を待たしむる也。
【一七】左師たり。
【一八】司寇たり。
【一九】刑器は刑具なり。桎梏笞縲の屬をさす。
【二〇】校正は馬を主る官。

をして之に對へしめて曰く、『君、(四一)楚の命ありとも、亦、(四二)一个の行李をして寡君に告げしめず、而して安きに楚に卽く。君の欲する所のまゝなり。誰か敢て君に違はん。寡君、將に諸侯を帥ゐて以て城下に見えんとす、唯だ君之を圖れ』と。

晉の范宣子來聘し、且つ(四三)公の辱うせしを拜し、將に師を鄭に用ゐんとするを告ぐ。公、之を享す。宣子、(四四)標有梅を賦す。季武子曰く、『(四五)誰か敢てせんや。今、草木に譬ふれば、寡君の君に在るは、君の(四六)臭味なり。歡びて以て命を承くる、何の時といふことかこれ有らん』と。武子、(四七)角弓を賦す。賓、將に出でんとす。武子、(四八)彤弓を賦す。宣子曰く、『(四九)城濮の役に、我が先君文公、功を(五〇)衡雍に獻じ、彤弓を襄王に受け、以て子孫の爲めに藏めたり。匄や先君の守官の嗣なり。敢て命を承けざらんや』と。君子以爲へらく。禮を知れりと。

[經] 九年、春、宋、災あり。夏、季孫宿、晉に如く。五月辛酉、夫人姜氏・薨ず。秋八月癸未、我が

【四一】楚の命とは、「女、何が故に兵を蔡に稱げたる」といふ是れ也。
【四二】一个の行李は、一人の行人をいふ。
【四三】公が此春來朝せしを謝する也。
【四四】詩、國風、召南に在り。
【四五】誰か敢て命に從はざらんや。
【四六】臭味は同類をいふ。
【四七】詩の小雅。其兄弟婚姻相遠ざかる無きに取る。
【四八】小雅。彤弓は天子、有功の諸侯に賜ふの詩なり。晉君をして文公の業を繼ぎて復た彤弓を王に受けしめんと欲する也。
【四九】僖公二十年の事。
【五〇】衡雍は王に楚囚を獻ぜし地。

發し庭に盈つ。誰か敢て其咎を執らん。(二七)行き邁かずして謀るが如きは、是を用つて(二八)道を得ず」と。請ふ楚に從はん。(二九)騑や其咎を受けん』と。乃ち楚と平ぐ。(三〇)王子伯駢をして晉に告げしめて曰く、『君(晉テ)敝邑に命ずらく、「而の車賦を脩め、而の師徒を儆め、以て(三一)畧を亂すものを討ぜよ」と。蔡人從はざりしかば、敝邑の人、敢て寧處せず。悉く敝賦を(三二)索びて、以て蔡を討じて、司馬燮を獲て邢丘に獻じたり。今、楚來り討じて曰く、「女、何の故に兵を蔡に(三三)稱げたる」と。我が(三四)郊保を焚き、我が城郭を(三五)馮陵す。敝邑の衆、夫婦男女、啓處するに皇あらず、以て相救へども、(三六)翦焉として傾覆し、(三七)控告する所なし。民の死亡する者、其父兄に非ざれば、即ち其子弟なり。夫人愁痛して、庇はれん所を知らず。(三八)民、窮困するを知りて、盟を楚に受けたり。(三九)孤や、其二三臣と、禁止すること能はず。敢て告げずんばあらず』と。(四〇)知武子、行人子員

【二七】行き邁かずして謀るとは止まりて行かずして坐りながらにして唯だ遠近を謀る也。其事を行はずして空しく是非得失を論ずるに喩ふるなり。
【二八】道を得ずとは、往かんと欲する所の路を得る能はざるを言ふ。善謀を得ざるに喩ふる也。
【二九】騑は子駟の名。
【三〇】鄭の大夫。
【三一】畧は界なり。畧を亂すとは、疆界を侵すをいふ。
【三二】索は好き者を選擇するをいふ。
【三三】稱は擧ぐる也。
【三四】郭外を郊と曰ふ。保は小城なり。
【三五】馮も陵ぐ也。
【三六】翦焉は殘敗の貌。
【三七】控も告ぐる也。控告する所無しとは、是れ晉の救至らざるを怨むの意を含む。
【三八】民が楚と盟ひたるをいふ。
【三九】孤は鄭伯自らいふ。
【四〇】知罃。

小國の道なり。犧牲・玉帛、(一八)二竟に待ち、以て彊者を待ちて民を庇はせん。寇、害を爲さず、民、罷病せずんば、亦、可からずや。』子展曰く、「小の・大に事ふる所以は信なり。小國、信なくんば、兵亂、日に至り、亡ぶること日無けん。(一九)五會の信、今將に之に背かんとす。楚、我を救ふと雖も、將た安くに之を用ゐんとする。(楚)(二〇)我を親みて成ること無くんば、我を鄙にするを是れ欲せんとす。從ふ可からざるなり。晉を待つに如かず。晉君方に明かにして、(二一)四軍闕くることなく、(二二)八卿和睦す。必ず鄭を棄てじ。楚の師は遼遠なり。糧食將に盡きんとし、必ず將に速に歸らんとす。何ぞ焉を患へん。(二三)舍之、之を聞く、「杖るは信に如くは莫し」と。守を完くして以て楚を老れしめ、信に杖りて以て晉を待たんこと、亦、可ならずや。』子駟曰く、『(二四)詩に云はく、「(二五)謀夫、孔だ多し、是を用て集らず。(二六)言を

【一八】二竟は晉及び楚の境上。

【一九】五會は五たびの會合。三年、雞澤に會し、五年、戚に會し、又、城棣に會し、七年、鄬に會し、八年、邢丘に會す。五會の信なる、猶ほ且つ之に背かば、楚、我を救ふと雖も、亦將に之に背かんとするならん、卽ち楚竟に我が用を爲さざらん。

【二〇】後日晉の師至らんときに、吾又之に從はゞ、是れ楚我を親みて終に成る無きなり。我を親みて成ること無きときは、楚、我を鄙邑にせんと欲するに至るべし。勢の必ず至る所なり。故に楚には從ふ可からざるなり。

【二一】四軍は上、中、下、新軍。

【二二】八卿は軍ごとに二卿あり。

【二三】舍之は子展の名。

【二四】小雅小旻の篇。

【二五】人々以て政を爲さんと欲し、是非相亂れて成らず。集は成就する也。

【二六】謀者多くして、若し不善ありとも、其咎責を受くる者無し。

知らん。國に(七)大命あり、而して正卿あり。童子、焉を言ふ、將に戮せられんとす』と。

五月甲辰、邢丘に會して、以て朝聘の數を(八)命じ、諸侯の大夫をして命を聽かしむ。季孫宿・齊の高厚・宋の向戌・衛の甯殖・邾の大夫、之に會す。鄭伯、(蔡ノ)捷を會に獻ず。故に親しく命を聽く。大夫を書せざるは、晉侯を尊ぶなり。

莒人、我が東鄙を伐つは、(九)以て鄫の田を疆すなり。

秋九月、大雩するは、旱したればなり。

冬、楚の(一〇)子囊、鄭を伐つは、其の蔡を侵ししを討ずるなり。子駟・子國・子耳、楚に從はんと欲す。(一一)子孔・(一二)子蟜・(一三)子展、晉を待たんと欲す。子駟曰く、『(一四)周詩にこれあり。曰く、「(一五)河の清むを俟たば、人壽幾何ぞ。(一六)兆して云に詢ること多くば、職として競ひて羅を作さん」と。(一七)謀の・族多く、民の・違ふこと多きは、事滋ふ成ること無けん。民は急なり。姑らく楚に從ひて、以て吾が民を紓べん。晉の師至らば、吾、又之に從はん。敬みて幣帛を共へて、以て來者を待つは、

【七】大命は師を起し軍を行るの命。
【八】晉君より命ぜしなり。
【九】封疆を正す爲めに、其侵されたる地を伐つなり。
【一〇】公子貞。
【一一】子孔は穆公の子。
【一二】子蟜は子游の子。
【一三】子展は子罕の子。
【一四】周詩は逸詩。
【一五】人壽短くして、河の清むこと遲し。晉の待つ可からざるに喩ふ。
【一六】兆は卜して兆見はるゝ也。卜して屢兆に詢るときは、謀多端にして、相牽引して妨害し、左支右吾して決せざること、網の羅ひからみて脱すべからざるが如し。
【一七】謀を立つる家多く、人の議論多き時は、事は反つて成らずとなり。

へよ』と。楚人、之に從ふ。二慶、陳侯に(鄭ノ)會に告げしめて曰く、『楚人、公子黃を執へたり。君若し來らずんば、群臣、(三八)社稷宗廟に忍びず、懼らくは二圖あらん』と。陳侯逃げ歸る。

經 八年、春王の正月、公、晉に如く。夏、鄭の僖公を葬る。鄭人、蔡を侵し、蔡の公子燮を獲たり。季孫宿、晉侯・鄭伯・齊人・宋人・衞人・邾人に邢丘に會す。公、會より至る。莒人、我が東鄙を伐つ。秋九月、大雩す。冬、楚の公子貞、師を帥ゐて鄭を伐つ。晉侯、士匃をして來聘せしむ。

傳 八年(周ノ靈王七年)春、公、晉に如くは、朝して且つ(一)朝聘の數を聽くなり。

鄭の群公子、僖公の死するを以てや、子駟を謀る。子駟、之に先だつ。夏四月庚辰、子狐・子熙・子侯・子丁を(二)辟殺す。(三)孫擊・孫惡、出でゝ衞に奔る。

庚寅、鄭の子國・子耳、蔡を侵して、蔡の司馬公子燮を獲たり。鄭人皆喜ぶ。唯だ(四)子產のみ(五)順はず。曰く、『(六)小國、文德なくして、武功あり。禍、焉よりも大なるは莫けん。楚人來り討せば、能く從ふこと勿からんや。之に從はゞ、晉の師必ず至らん。晉・楚、鄭を伐たんには、今より、鄭國は四五年(後ノ)ならずば、寧きを得ざらん』と。子國、之を怒りて曰く、『爾、何をか

【三八】社稷宗廟の爲めに、將に君に背きて黃に從はんとす。
【一】朝聘の數は朝聘に用ふる所の貢獻の多少をいふ。
【二】辟殺は罪を加へて以て之を戮する也。
【三】二孫は子狐の子。
【四】子產は子國の子。
【五】衆に順つて喜ばざる也。
【六】小國は鄭自身をさす。

寡君に後れず。(二三)君、未だ過つ所を知らず。吾子、其れ少く(二四)安にせよ』と。孫子、辭なく、亦、悛むる容なし。穆叔曰く、『孫子は必ず亡びん。(二五)臣と爲りて君をし、過ちて悛めず。亡ぶるの本なり。(二六)詩に曰く、『公より退食す。(二七)委蛇・委蛇たり』とは、(二八)從なる者を謂ふなり。衡にして委蛇たらば必ず折れん』と。

楚の子囊、陳を圍む。(二九)鄬に會して、以て之を救ふ。

鄭の僖公の大子たるや、(三〇)成の十六年に、子罕と晉に適く。禮せず。又、(三一)子豐と楚に適く。亦、禮せず。(三二)其元年、晉に朝するに及びて、子豐、諸を晉に愬へて、之を廢せんと欲す。子罕、之を止めき。將に鄬に會せんとするに及びて、子駟相く。又、禮せず。侍者諫むれども、聽かず。又諫めしに、(三三)之を殺せり。(三四)鄵に及びて、子駟、賊をして夜、僖公を弒せしむ。而して瘧疾を以て諸侯に赴ぐ。(三五)簡公生れて五年、奉じて之を立つ。

陳人、楚を患ふ。(三六)慶虎・慶寅、楚人に謂ひて曰く、『吾、(三七)公子黄をして往かしめん。而、之を執

(二三)寡君、未だ何の過失ありて、此不遜あるを致せるやを知らず。
(二四)安は徐なり。
(二五)臣子の身にて君の態度をなすなり。
(二六)詩は召南。
(二七)委蛇は從容自得の貌。
(二八)從衡は縱横なり。縱は禮に順ふ也。衡は禮に順はざる也。
(二九)鄬は鄭の地。
(三〇)成は魯の成公。
(三一)子豐は穆公の子。
(三二)僖公元年は即ち魯の襄公三年。
(三三)之は侍者をさす。
(三四)鄵は鄭の地。
(三五)簡公は僖公の子。
(三六)二慶は陳の執政大夫。
(三七)陳の哀公の弟。

『(一〇)詩に曰く、「豈に夙夜せざらんや。行に露多きを謂うてなり」と。(一一)又曰く、「躬らせず親らせざれば、庶民・信せず」と。無忌は不才なり、其可なるものに讓らんか。請ふ(一二)起を立てんことを。(起ハ)(一三)田蘇と游び、而して「仁を好む」と(蘇)曰へり。(一四)詩に曰く、「爾の位に(一五)靖共して、是の正直を好めよ。神の之を聽く、爾の(一六)景福を介いにせん」と。民を恤ふるを德と爲し、(一七)正直を正と爲し、(一八)曲を正すを直と爲し、(一九)參ながら和するを仁と爲す。是の如くなれば、則ち神、之を聽き、介福、之に降る。之を立てんこと、亦、可ならずや』と。庚戌、(韓獻子)宣子をして朝せしめ、遂に老す。晉侯、韓無忌を仁なりと謂ひて、公族大夫を掌らしめたり。

衞の孫文子・來聘す。且つ武子の(綏ク報ユレドモ貳心ニ非ザルノ)言を(二〇)拜して、(二一)孫桓子の盟を尋む。(二二)公(階ニ)登れば亦登る。叔孫穆子(禮ヲ)相く。趨り進みて曰く、『諸侯の會に、寡君未だ嘗て衞君に後れず。今、吾子、

【一〇】國風。此詩を引く意は、已、官職に夙夜するを欲せざるに非ず、但だ癈疾ありて、夙夜すること能はず、猶ほ女子の露多きを懼れて敢て夙夜せざるごときなりとの意。
【一一】小雅節南山の篇。
【一二】起は無忌の弟宣子。
【一三】田蘇は晉の賢人。
【一四】小雅小明の篇。
【一五】靖は安んずる也、共は恭なり。
【一六】景福は大なる福。介は大なり。
【一七】正直は已の心を正しくする也。
【一八】曲を正すは人の曲を正す也。
【一九】德、正、直の三者備はるを仁と爲す。
【二〇】拜は拜謝する也。
【二一】孫桓子の盟は成公三年の事。
【二二】禮に、階に登るときは、臣、君に後るゝこと一等なり。然るに孫文子は公と並びて階に登りし也。

孫林父と盟ふ。楚の公子貞、師を帥ゐて陳を圍む。十有二月、公、晉侯・宋公・陳侯・衞侯・曹伯・莒子・邾子に鄬に會す。鄭伯髡頑、會に如く。未だ諸侯を見ず。丙戌、鄵に卒す。陳侯逃げ歸る。

【傳】七年(周ノ靈王六年)春、郯子來朝するは、始めて公に朝するなり。

夏四月、三たび郊を卜す。(一)從はず。乃ち牲を免つ。孟獻子曰く、『吾、乃ち今にして後、卜筮あることを知れり。夫れ、后稷を郊祀するは、以て農事を祈るなり。是故に(二)啓蟄にして郊し、郊して後に耕す。今既に耕して郊を卜す。宜なり其の從はざることや』と。

南遺、(三)費の宰と爲る。(四)叔仲昭伯、(五)隧正と爲り、季氏に善からんと欲して、媚を南遺に求めんとす。遺に謂へらく、『請うて費に城づけ。吾、多く而に役を與へん』と。故に季氏、費に城づく。

小邾の穆公、來朝するは、亦、始めて公に朝するなり。

秋、季武子、衞に如くは、(六)子叔の聘に報い、且つ緩き報ながらも貳に非ざるを(七)辭するなり。

冬十月、晉の韓獻子、老を告ぐ。(八)公族穆子、癈疾あり。(九)將に之を立てんとす。辭して曰く、

【一】吉ならず。
【二】啓蟄は寅の月、即ち正月。
【三】費は季氏の邑。
【四】惠伯の孫。
【五】隧正は役徒を司る。
【六】子叔の聘は元年の事。
【七】辭は、いひわけ。
【八】韓厥の長子無忌。公族大夫なり。
【九】立てゝ世嗣とせんとせしなり。

晉人、(二一)鄫の故を以て來り討じて曰く、『何故に鄫を滅せる』と。(二二)季武子、晉に如き、見え且つ(二三)命を聽く。

十一月、齊侯、萊を滅すは、(二四)萊、謀を恃めばなり。鄭の子國の來聘せし四月に於て、晏弱、東陽に城づきて、遂に萊を圍む。甲寅、(二五)之に堙して城を環らし、堞に傅く。(二六)杞の桓公卒せし月乙未に及びて、(二七)王湫、師を帥ゐて、(二八)正輿子・棠人と、齊の師に軍す。齊の師、大に之を敗る。丁未、萊に入る。萊の共公浮柔、棠に奔る。正輿子・王湫、莒に奔る。莒人、之を殺す。四月、(二九)陳無宇、萊の宗器を(三〇)襄宮に獻ず。晏弱、棠を圍む。十一月丙辰、之を滅し、(三一)萊を鄅に遷す。(三二)高厚・崔杼、其田(ノ疆界)を定む。

【經】七年、春、郯子、來朝す。夏四月、三たび郊を卜す。從はず。乃ち牲を免つ。小邾子、來朝す。費に城づく。秋、季孫宿、衞に如く。八月、螽あり。冬十月、衞侯、孫林父をして來聘せしむ。壬戌、

【二一】鄫、魯に屬し、賂を恃みて莒に備へず、魯、力を致して輔助せず、幾ばくも無くして晉に還し、尋いで便ち滅さる。故に晉、魯を責むるなり。
【二二】季孫宿。
【二三】罪を受くるなり。
【二四】萊、夙沙衞に賂ふ事、二年に在り。此等を謀を恃むといふ。
【二五】堙(土山)を爲りて攻め、女牆に及ぶ。
【二六】杞の桓公卒せし月は此年三月なり。
【二七】王湫はもと齊人なりしが、奔りて萊に在り。
【二八】正輿子は萊の大夫。
【二九】陳無宇は、桓子なり、陳完の玄孫。
【三〇】齊の襄公の廟。
【三一】鄅は小國の名。萊の遺民を之に遷せるなり。
【三二】高國の子。

朝す。莒人、鄫を滅す。冬、叔孫豹、邾に如く。季孫宿、晉に如く。十有二月、齊侯、萊を滅す。

【傳】六年(周ノ靈王五年)春、杞の桓公卒す。始めて赴ぐるに名を以てするは、同盟の故なり。

宋の(一)華弱、樂轡と少うして相狎れ、長じて(二)相優れ、又相謗れり。(三)子蕩怒る。(四)弓を以て華弱を朝に梏す。平公、之を見て曰く、『(五)司武にして朝に梏せらる。(懦弱ニシテ)以て(敵ニ)勝ち難し』と。遂に之を逐ふ。夏、宋の華弱來奔す。司城子罕曰く、『罪を同じくして罰を異にするは、刑に非ざるなり。戮を朝に專にす。罪、孰れか焉よりも大ならん』と。(六)亦、子蕩を逐ふ。子蕩、子罕の門を射て曰く、『(七)幾日にして、我に從はざらんや』と。(八)子罕、之を善くすること初の如くす。

秋、滕の成公、來朝するは、始めて公に朝するなり。

莒人、鄫を滅すは、(九)鄫、賂を恃めばなり。

冬、穆叔、邾に如くは、聘し且つ(一〇)平ぎを脩むるなり。

【一】華弱は華椒の孫。

【二】優は調戲なり。

【三】子蕩は樂轡。

【四】梏は、手かせ。弓を其背に横たへ、弦を以て後より其兩手を弓に縛する也。

【五】司武は司馬なり。

【六】子罕、君に言ひ、君、其言に從つて之を逐ふ也。

【七】門を射られたれば、司城の任に勝へずとて子罕も亦逐はるべしなり。

【八】子蕩は子罕の族、子罕、法の爲めに之を逐ひ、族の爲めに之を善くす、以て子罕の賢を見る也。

【九】蓋し鄫、莒に賂し、之を恃みて備を設けざりしなり。

【一〇】四年の狐駘の戰、此に平ぐ。

集めて來り定めよ」と。己は則ち信なくして、人を殺して以て逞くす。亦、難からずや。(一七)夏書に曰く、『允を成して功を成す』と。』

九月丙午、戚に盟ふは、呉に會し、且つ陳を戍ることを命ずるなり。(一八)穆叔、鄫を屬するを以て不利と爲し、鄫の大夫をして命を會に聽かしむ。

楚の(一九)子嚢、令尹と爲る。(晉ノ)范宣子曰く、『我、陳を喪はん。楚人、貳を討じて子嚢を立つ。必ず(子辛ガ如キノ)行を改めて、疾く陳を討せん。陳は楚に近し。民、朝夕に急ならば、能く(楚ニ)往くこと無からんや。陳を有つは吾が事に非ざるなり。之れなくして後に可なり』と。冬、諸侯、陳を戍る。子嚢、陳を伐つ。十一月甲午、(二〇)城棣に會して以て之を救ふ。

季文子卒す。大夫入りて斂す。公、(二一)位に在り。宰、家器を(二二)庀へて、葬の備を爲す。帛を衣るの妾なく、粟を食ふの馬なく、藏めたる金玉なく、(二三)重なる器備なし。君子、是を以て、季文子の公室に忠なるを知れり。三君に相たれども、私積なし。忠と謂はざる可けんや。

[經] 六年、春王の三月壬午、杞伯姑容卒す。夏、宋の華弱來奔す。秋、杞の桓公を葬る。滕子來

【一七】夏書は逸書。信成りて然る後成功あるを云ふ。
【一八】魯、鄫を屬國とせしも、鄫と莒と相怨ることありしが、鄫を救ふこと能はず、故に乞ひて復た之を還し、大夫をして戚の會に臨ましめしなり。
【一九】子嚢は公子貞。
【二〇】城棣は鄭の地。
【二一】阼階に在りて西に嚮ふ。
【二二】庀は具ふる也。
【二三】器什各〻一通にして副無きを言ふ。

戎に貳あるを言へり。

夏、鄭の（三）子國、來聘するは、（四）嗣君を通ずるなり。

穆叔、鄫の大子を晉に覿えしめ、以て鄫を（魯に）屬するを成す。書して、『叔孫豹・鄫の大子巫、晉に如く』と曰ふは、諸を魯の大夫に比するを言ふなり。

吳子、（五）壽越をして、晉に如かしめ、（六）雞澤に會せざりし故を（七）辭し、且つ、諸侯の好を聽かんことを請ふ。晉人、將に之が爲めに諸侯を合はせんとし、魯・衞をして先づ吳に會せしめ、且つ會期を告ぐ。故に、孟獻子・孫文子、吳に（八）善道に會せり。

秋、（九）大雩するは、旱せしなり。

楚人、陳の叛きし故を（一〇）討めて曰く、『（一一）令尹子辛が實に侵欲せしに由れり』と。乃ち之を殺す。書して『楚、其大夫公子壬夫を殺す』と曰ふは、貪なればなり。君子、謂へらく、『楚の共王、是に於て（一二）不刑なり。（一三）詩に曰く、「周道（一四）挺挺たり。我が心（一五）扃扃たり。（一六）事を講りて令からずば、人を

【三】子國は公子發、卽ち子産の父。
【四】鄭の僖公、位に卽きしなり。
【五】吳の大夫。
【六】雞澤の會は三年に在り。
【七】辭は、言譯する也。
【八】善道は地名。
【九】大雩は雨を祈る祭なり。
【一〇】討は治むる也。
【一一】子辛は公子壬夫。
【一二】不刑は刑を用ふること節を失ふ也。
【一三】詩は逸詩。
【一四】挺挺は、正しく直き貌。
【一五】扃扃は、耿耿と通ず。心安んぜざる貌。
【一六】事を謀りて善からざるあれば、當に賢人を聚め致して以て之を定むべし。

なり。君、其れ之を圖れ』と。公說ぶ。魏絳をして諸戎を盟はしめ、民事を脩め、田するに時を以てす。冬十月、邾人・莒人、鄫を伐つ。(七三)臧紇、(七四)鄫を救ひ、邾を侵し(七五)狐駘に敗れぬ。國人(戰死者ノ)喪を逆ふる者、(七六)皆髽す。魯、是に於てか、始めて髽す。國人之を誦して曰く、『臧の狐裘せる、我を狐駘に敗れしめたり。(七七)我が君小子、(七八)朱儒を是れ使ふ。朱儒よ朱儒よ、我をして邾に敗れしめたり』と。

【經】五年、春、公、晉より至る。夏、鄭伯、公子發をして來聘せしむ。叔孫豹・鄫の世子巫、晉に如く。仲孫蔑・衞の孫林父、吳に善道に會す。秋、大雩す。楚、其大夫公子壬夫を殺す。公、晉侯・宋公・陳侯・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・齊の世子光・吳人・鄫人に、戚に會す。公、會より至る。冬、陳を戍る。楚の公子貞、師を帥ゐて陳を伐つ。公、晉侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・齊の世子光に會して、陳を救ふ。十有二月、公、陳を救ふより至る。辛未、季孫行父卒す。

【傳】五年(周ノ靈王四年)春、公、晉より至る。

王、(一)王叔陳生をして戎(ノ周室ヲ陵ガントスル)を晉に愬へしむ。(二)晉人、之を執ふ。士魴、京師に如き、王叔の

(七三) 臧紇は武仲。
(七四) 鄫は魯に屬せり、故に之を救ふなり。
(七五) 邾の地。
(七六) 髽は麻と髮と相半して結ぶなり。
(七七) 襄公幼弱なり、故に小子といふ。
(七八) 臧武仲、短小なり、故に朱儒といふ。朱儒は侏儒、容貌短小なるをいふ。
(一) 周の卿士。
(二) 王叔、反つて戎に二心あり、奉使の義を失ふ、故に晉之を執ふ。

人を失ひし故なり。昔、周の(五七)辛甲の大史たるや、(五八)百官に命じて、官ごとに王の闕けたるを箴めしむ。(五九)虞人の箴に於て、曰く「(六〇)芒芒たる禹跡、畫ちて九州と爲す。(六一)九道を經啓し、民、(六二)寢・廟あり、獸、茂草あり、各〻(安ン)處る攸あり。德用つて擾れず。帝夷羿に在りて、原獸を(六三)冒り、其國恤を忘れて、(六四)其麀牡を思ふ。武は重ぬ可からず。(六五)用つて夏家を恢にせず。(六六)獸臣、原を司る。敢て(六七)僕夫に告ぐ」と。虞の箴、是の如し。懲りざる可けんや』と。於是、晉侯、田を好めり。故に魏絳、之に及べり。公曰く、『然らば則ち戎を和するに如くは莫きか。』對へて曰く、『戎を和すれば五利あり。戎狄は(六八)荐居して、貨を貴び土を(六九)易ず。(七〇)土、買ふ可し。一なり。邊鄙(七一)聳れず、民、其野に狎れ、(七二)穡人、功を成す。二なり。戎狄、晉に事へば、四鄰振動し、諸侯威懷せん。三なり。德を以て戎を綏んせば、師徒勤めず、甲兵頓れざらん。四なり。后羿に鑑みて、德度を用ゐば、遠きは至り、邇きは安んぜん。五

【五七】辛甲は周の武王の大史。
【五八】百官をして各〻箴辭を爲りて王の過失を戒めしむ。
【五九】虞人は田獵を掌るもの。
【六〇】芒芒は廣大なる貌。
【六一】九州の道を啓開す。
【六二】寢ありて其生を安んじ、廟ありて其死者を祀るなり。
【六三】冒は貪る也。
【六四】但だ田獵を念ふ也。麀は鹿の牝なり。
【六五】羿、武を好むを以て、夏家ありと雖も、之を恢大にすること能はず。
【六六】獸臣は虞人なり。
【六七】敢て直に王を斥さずして、僕夫といふ也。
【六八】荐は草なり。荐居は水草を逐うて居る。
【六九】易は輕んずる也。
【七〇】之に貨を與へて、其土を獲る也。
【七一】聳は懼るゝ也。
【七二】穡人は農人。

何如ん。』對へて曰く、『昔、有夏の方に衰ふるや、后羿、(三八)鉏より窮石に遷り、夏の民に因りて、以て夏の政に代れり。(三九)其射を恃めるや、民事を脩めず、(四〇)原獸に淫し、(四一)武羅・伯因・熊髡・尨圉を棄て、寒浞を用ゐたり。寒浞は(四二)伯明氏の讒子弟なり、伯明、(四三)寒に后として、(四四)之を棄てしを、(四五)夷羿、之を收め、信じて之を使ひて、以て己の相と爲せり。浞、媚を内に行ひて、賂を外に施し、其民を(四六)愚弄して、羿を(四七)田に虞ましめ、之が詐慝を樹て、以て其國家を取らんとす。外・内、(四八)咸な服せり。羿、猶は悛めず、將に田より歸らんとせしに、家衆、(羿)殺して之を亨て、以て(四九)其子に食はしむ。其子、諸を食ふに忍びず。窮門に死す。(五〇)靡、(五一)有鬲氏に奔る。浞、羿の(五二)室に因りて、澆と豷とを生む。其讒慝詐僞を恃みて、民に徳せず。澆をして師を用ゐて斟灌と斟尋氏とを滅さしめ、澆を(五三)過に處き、豷を戈に處く。靡、有鬲氏より、(五四)二國の燼を收めて、以て浞を滅して(五五)少康を立つ。少康、澆を過に滅ぼし、(五六)后杼、豷を戈に滅ぼす。有窮、是に由りて亡ぶ。

【三八】鉏は羿の本國。
【三九】羿、射を善くす。
【四〇】原獸は原野の獸。淫は荒逸する也。
【四一】四人は皆羿の賢臣。
【四二】伯明は其君の名。
【四三】寒は國の名。
【四四】浞を棄てゝ、收め采らず。
【四五】夷は氏。
【四六】愚弄は欺罔なり。
【四七】田は田獵。
【四八】詐なるを知らずして信服せり。
【四九】其子は羿の子。
【五〇】靡は夏の遺臣。
【五一】有鬲は國の名。
【五二】室は妻妾をいふ。
【五三】過、戈は皆、國の名。
【五四】二國の燼は斟灌斟尋二氏の遺民。
【五五】少康は夏后相の子。
【五六】后杼は少康の子。

冬、公、晉に如き（二五）政を聽く。晉侯、公を享す。公、（二六）鄫を屬せしめられんことを請ふ。晉侯、許さず。孟獻子曰く、『寡君の仇讎に密邇せるを以て、願はくは固く君に事へて（二七）官命を失ふこと無からんことを。鄫は（二八）司馬に賦なし。執事、朝夕に敝邑に命ずるに、敝邑褊小にして（二九）闕けて罪と爲らんかの爲めに、寡君、是を以て（三〇）借助せんことを願ふなり』と。晉侯、之を許す。

楚人、頓をして陳を（三一）間して、之を侵伐せしむ。故に陳人、頓を圍めり。

（三二）無終子嘉父、孟樂をして晉に如かしめ、（三三）魏莊子に因りて、虎豹の皮を納れ、以て諸戎を（晉二）和せんことを請はしむ。晉侯曰く、『戎狄は、親なくして貪る。之を伐つに如かず。』魏絳曰く、『諸侯、新に服し、陳、新に來り和し、將に我を觀んとす。我、德あれば則ち睦じく、否ざれば則ち（三四）攜貳せん。師を戎に勞して、而して楚、陳を伐たんには、必ず救ふこと能はざらん。是れ陳を棄つるなり。（三五）諸華必ず叛かん。戎は禽獸なり。戎を獲て華を失ふは、無乃不可ならんか。（三六）夏訓に之あり曰く、「（三七）有窮の后羿」と。』公曰く、『后羿は

【二五】貢賦の多少の政を受くる也。
【二六】鄫は小國の名。魯に屬せしむるを得んと欲する也。
【二七】晉の官の徵發の命。
【二八】晉の司馬は又諸侯の賦を掌るなり。
【二九】闕は供せざる也。
【三〇】借助は鄫を借りて自ら助くる也。
【三一】間は間隙を伺ふ也。
【三二】無終は山戎の國名。
【三三】魏絳。
【三四】攜貳は。離れてそむくなり。
【三五】諸華は中國。
【三六】夏訓は夏書。
【三七】有窮は國の名。

かず。文王は、兩君相見るの樂なり。臣敢て(之ニ)及ばず。鹿鳴は、君の・寡君を嘉する所以なり。(臣)敢て嘉することを拜せざらんや。四牡は君の・使臣を勞はる所以なり。(臣)敢て重拜せざらんや。皇皇者華は、君、使臣に教へて、「(一三)必ず周に諮へ」と曰ふなり。臣、之を聞く、「(一四)善に訪問するを咨と爲し、(一五)親を咨ふを詢と爲し、禮を咨ふを度と爲し、事を咨ふを諏と爲し、難を咨ふを謀と爲す」と。臣、(一六)五善を獲たり、敢て重拜せざらんや』と。

秋、定姒薨ず。廟に殯せず、(一七)櫬なく、(一八)虞せざらんとす。(一九)匠慶、季文子に謂ひて曰く、『子、正卿と爲りて、小君の喪成らざるは、君(二事フルノ道)を終へざるなり。(二〇)君、長ぜば、誰か其咎を受けん』と。初め季孫、己の爲めに、六檟を(二一)蒲圃の東門の外に樹ゑしむ。匠慶、(定姒ノ爲メニ)木を請ふ。季孫曰く、『(二二)略にせよ』と。匠慶、蒲圃の檟を用ゐる。季孫(二三)御めず。君子曰く、『志に所謂、「多く無禮を行へば、必ず(二四)自ら及ぶ」とは、其れ是を謂ふか』と。

【一三】周は周遍の義。周く人に諮うて、己の足らざる所を補へよ。
【一四】善は善人。
【一五】親戚の義を問ふ。
【一六】諮詢度諏謀の五語、皆皇皇者華に在り、故に五善を獲たりといふ。
【一七】櫬は身に親きの棺。
【一八】虞は葬訖りて日中に反りて正寢に虞する也、反哭なり。
【一九】匠慶は魯の大匠。
【二〇】襄公長ぜば、將に季孫を責めんとするを云ふ。
【二一】場圃の名。
【二二】簡略にせよ。必ずしも美木を擇ぶを要せずとの意。
【二三】止むる能はざる也。
【二四】無禮、其身に及ぶを言ふ。

【傳】四年(周ノ靈王三年)春、楚の師、陳の叛くが爲めの故に、猶は(一)繁陽に在り。韓獻子、之を患ふ。朝に言ひて曰く、『文王、殷の叛國を帥ゐて、以て紂に事へしは、唯だ時(ノ未ダ爭フ可カラザル)を知ればなり。(二)今我之を易ふ。難いかな』と。三月、陳の成公卒す。楚人、將に陳を伐たんとせしが、(三)喪を聞きて乃ち止む。陳人、(楚ノ)命を聽かず。臧武仲、之を聞きて曰く、『陳、楚に服せずんば必ず亡びん。大國、禮を行ひて而も服せざるは、大に在りてすら、猶ほ咎あり。而るを況や小をや』と。夏、楚の彭名、陳を侵す。陳、禮なかりし故なり。

(四)穆叔、晉に如くは、(五)知武子の聘に報ゆるなり。晉侯、之を享す。(六)肆夏の三を金奏す。拜せず。(七)工、(八)文王の三を歌ふ。又拜せず。(九)鹿鳴の三を歌ふ。三たび拜す。韓獻子、(一〇)行人子員をして之に問はしめて曰く、『子、君命を以て敝邑に辱うす。先君の禮、之に藉くに樂を以てし、以て吾子を辱む。吾子、其大を舍てて其細を重拜す、敢て問ふ何の禮ぞや。』對へて曰く、『(一一)三夏は、天子の(一二)元侯を享する所以なり。使臣敢て與り聞

【一】楚の地。
【二】晉の力、未だ楚を服する能はずして、陳を受くるは、時に非ざるを云ふ。
【三】軍禮に、喪を伐たず。
【四】叔孫豹。
【五】知武子の聘は元年の事。
【六】肆夏は夏の樂曲の名。鐘鼓を以て之を奏す、九夏の第二なり。
【七】工は樂人。
【八】文王は大雅の篇名。文王の三とは文王、大明、緜の三を云ふ。
【九】鹿鳴は小雅の篇名、鹿鳴の三とは、鹿鳴、四牡、皇皇者華の三を云ふ。
【一〇】行人は通使の官。
【一一】三夏は曲、皆、夏を名とす。
【一二】元侯は諸侯の伯。

事・敬せざるは、罪焉よりも大なるは莫し。（三七）臣、其死の以て楊干に及びて、罪を逃るゝ所無からんことを懼る。訓を致すこと能はずして、鉞を用ゐるに至れり。臣の罪重し。敢て（戮ニ）從はずして以て君の心を怒らすことあらんや。請ふ死を司寇に歸せん』と。公、跣して出で、曰く、『寡人の言は親愛なり。吾子の討は軍禮なり。寡人、弟あれど、教訓すること能はずして、大命を干さしめしは、寡人の過なり。子、寡人の過を重ぬること無かれ。（三八）敢て以て請を爲す』と。晉侯、魏絳を以て能く刑を以て民を佐くと爲し、役より反りて（三九）之に禮食を與へて、新軍に佐たらしむ。（四〇）張老を中軍司馬と爲し。（四一）士富を候奄と爲す。

楚の司馬公子何忌、陳を侵す。陳の叛きし故なり。

許の靈公、楚に事へて、雞澤に會せず。冬、晉の知武子、師を帥ゐて許を伐つ。

［經］四年、春王の三月己酉、陳侯午・卒す。夏、叔孫豹、晉に如く。秋七月戊子、夫人姒氏・薨ず。陳の成公を葬る。八月辛亥、我が小君定姒を葬る。冬、公、晉に如く。陳人、頓を圍む。

【三七】不武不敬の罪を討せざれば、臣、死罪あり、而して臣の罪は楊干に連及せんことを懼る、故に行を亂したる罪を以て楊干の僕を殺せり、而れども臣前日に之を教導すること能はず、斬罪を行ふに至りしは、臣の罪重し。故に戮に從ひて君に謝せんとす。願はくは尸を司寇に致して之を戮せられんことを。

【三八】死すること無からんことの請を爲すとなり。

【三九】特に禮食を設けて魏絳の功を顯はしたるなり。

【四〇】魏絳に代る也。

【四一】士富は士會の別族。張老に代る也。

奚あり』と。

六月、公、(二八)單頃公及び諸侯に會す。己未、雞澤に同盟す。晉侯、荀會をして吳子を淮上に逆へしむ。(二九)吳子至らず、

楚の子辛、令尹と爲り、小國を侵欲す。陳の成公、(三〇)袁僑をして會に如きて成ぎを求めしむ。晉侯・和組父をして(陳ノ服スルヲ)諸侯に告げしむ。秋、叔孫豹及び諸侯の大夫、陳の袁僑と盟ふ。陳、服せんことを請へるなり。

晉侯の弟楊干、(三一)行を曲梁に亂る。魏絳、其僕を戮す。晉侯(大ニ)怒る。羊舌赤に謂ひて曰く、『諸侯を合はするは、以て榮と爲すなり。楊干、戮と爲る。何の辱か之に如かん。必ず魏絳を殺せ。失ふこと無かれ』と。對へて曰く、『絳、貳志なく、君に事へて難を辟けず、罪あれば刑を逃れず。其れ將に來りて(三二)辭せんとす。何ぞ命を辱うせん』と。言終る。魏絳至り、(三三)僕人に書を授けて、將に劍に伏せんとす。士魴・張老、之を止む。公、其書を讀むに、曰く、『日に君(三四)使に乏しく、臣をして斯の司馬たらしむ。臣、聞く、『師衆は順なるを以て武と爲す。(三五)軍事は死ありとも犯さるゝこと無きを敬と爲す』と。君、諸侯を合す。臣、敢て敬せざらんや。君の師・武ならず、(三六)執

(二八) 王の卿士。
(二九) 道遠くして難多き也。
(三〇) 濤塗の四世の孫。
(三一) 行は陣列。
(三二) 辭は其辭狀を陳ぶる也。
(三三) 僕人は晉侯の御僕。
(三四) 使ふべき人に乏しき也。
(三五) 軍旅の事は、死すと雖も其の守る所を人に犯されざるは敬なり。
(三六) 執事は司馬をいふ。

謀らんとす。君の之に臨まんことを請ふ。匄をして盟を請はしむ』と。齊侯、許すこと勿からんと欲す。而れども不協たるを難る。乃ち（一三）耏外に盟ふ。

祁奚、（一四）老せんと請ふ。晉侯、（一五）嗣を問ふ。（祁奚）解狐を稱す。其讎なり。將に之を立てんとするに（解狐）卒す。又問ふ。對へて曰く、『（一六）午や可なり』と。是に於て、羊舌職・死す。晉侯曰く、『孰か以て之に代るべき。』對へて曰く、『（一七）赤や可なり』と。是に於て、祁午をして中軍の尉と爲らしむ。羊舌赤、之に佐たり。君子謂へらく、『祁奚、是に於て能く善を擧げたり。其讎を稱すれど、諂へりと爲さず。其子を立つれど、（一八）比せりと爲さず。（一九）其偏を擧ぐれど、黨せりと爲さず。（二〇）商書に曰く、「（二一）偏なく黨なく、王道・（二二）蕩蕩たり」とは、其れ祁奚の謂なり。解狐、（二三）擧を得、祁午、位を得、（二四）伯華、官を得たり。（二五）一官を建てゝ、（二六）三物成りしは、能く善を擧ぐればなるかな。唯だ善なり、故に能く其類を擧げたり。（二七）詩に曰く、「惟だ其れ之あり。是を以て之に似たり」とは、祁

【一三】耏は川の名。
【一四】老は致仕なり。
【一五】嗣は其職を繼ぐべき者。
【一六】午は祁奚の子。
【一七】赤は職の子伯華。
【一八】比は私にかたよること。
【一九】偏は屬なり、佐なり。羊舌赤が中軍の佐たるを指す。
【二〇】商書は洪範。
【二一】偏も黨もかたよることをいふ。
【二二】蕩蕩は平正にして私無き貌。
【二三】未だ位を得ず、故に擧を得と曰ふ。
【二四】伯華は羊舌赤。
【二五】一官は軍尉をいふ。
【二六】三物は三事。
【二七】小雅裳裳者華の篇。唯だ有德の人のみ能く己に似たる者を擧ぐるを云ふ。

【傳】三年（周ノ靈王二年）春、楚の子重、吳を伐つ。（一）爲めに之が師を簡ぶ。（二）鳩茲に克ち、衡山に至る。鄧廖をして、（三）組甲三百・（四）被練三千を帥ゐ、以て吳を侵さしむ。吳人要へて之を擊ち、鄧廖を獲たり。其の能く免れし者は、組甲八十・被練三百のみ。（五）子重歸り、既に飲至す。三日にして、吳人、楚を伐ちて駕を取る。駕は良邑なり。鄧廖も亦、楚の（六）良なり。君子謂へらく、『子重、是役に於てや、獲る所、亡ふ所に如かず』と。楚人、是を以て子重を咎む。子重、之を病へ、遂に心疾に遇うて卒す。

公、晉に如くは、（公、位ニ即イテ）始めて朝するなり。夏、長樗に盟ふ。孟獻子相く。公、（七）稽首す。知武子曰く、『天子在す。而るを君、辱く稽首す。寡君懼る』と。孟獻子曰く、『敝邑の、（八）東表に介在して（九）仇讎に密邇するを以て、寡君、將に君を是れ望まんとす。敢て稽首せざらんや』と。

晉、（一〇）鄭の服せる爲めの故に、且つ吳の好を修めんと欲す。將に諸侯を合はせんとす。士匃をして齊に告げしめて曰く、『寡君、匃を使す。歲の（一一）易からざると不虞の戒められざるとを以て、寡君、願はくは一二の（一二）兄弟と相見え、以て不協を

【一】吳を伐つが爲めに兵士卒を簡閲す。
【二】鳩茲は吳の邑。
【三】組甲は組を以て綴りたる甲。車士の用ふるもの。
【四】被練は帛を以て綴りたる甲。步卒の用ふるもの。
【五】子重、衡山より歸る、故に鄧廖の敗を知らず。
【六】良は良士。
【七】稽首は天子に事ふるの禮なり。
【八】東表は東方の外。
【九】仇讎は齊楚等をいふ。
【一〇】鄭服するは前年の事。
【一一】易からずは難多き也。
【一二】同姓の國を兄弟と曰ふ。

るは、皆、齊の故なり。寡君の憂は、(二九)唯だ鄭のみならず。罃、(三〇)將に(虎牢ノ事チ)寡君に復して、齊に(之ニ會センコトチ)請はんとす。(三一)請うて告ぐることを得ば、吾子の功なり。若し請ふことを得ずんば、事、將に齊に在らんとす。吾子の(虎牢ニ城カントノ)請は、諸侯の福なり。(以テ鄭チ服シ征伐チ息ムルニ足ラシ)豈に惟だ寡君のみ之に賴らんや』と。

(三二)穆叔、宋に聘するは、嗣君を通ずるなり。

冬、復た戚に會す。齊の崔武子及び滕・薛・小邾の大夫、皆、會す。知武子の言の故なり。遂に虎牢に城づく。(三三)鄭人乃ち成ぐ。

楚の公子申、右司馬と爲り、多く小國の賂を受けて、以て子重・子辛に(三四)偪る。楚人、之を殺す。故に書して、『楚、其大夫公子申を殺す』と曰ふ。

[經] 三年、春、楚の公子嬰齊、師を帥ゐて吳を伐つ。公、晉に如く。夏四月壬戌、公、晉侯と長樗に盟ふ。公、晉より至る。六月、公、單子・晉侯・宋公・衞侯・鄭伯・莒子・邾子・齊の世子光に會す。己未、雞澤に同盟す。陳侯、袁僑をして會に如かしむ。戊寅、叔孫豹及び諸侯の大夫、陳の袁僑と盟ふ。秋、公、會より至る。冬、晉の荀罃、師を帥ゐて許を伐つ。

(二九) 復た齊の叛かんことを憂ふるなり。
(三〇) 以て齊の志を見んと欲するなり。
(三一) 會築を以て齊に請うて、齊人若し之に應じて之に會せば、孟獻子の功たらん。齊、命に應ぜずんば、其罪、齊に在り。
(三二) 穆叔は叔孫豹。
(三三) 孟獻子の謀の如し。
(三四) 偪は近づく也。壓する也。威權漸く上の人を壓するを謂ふ。

と。』齊侯、(一五)諸姜と宗婦とをして來りて葬を送らしむ。(一六)萊子を召すに、萊子、會せず。故に、晏弱、(一七)東陽に城づきて以て之に偪る。

鄭の成公疾む。子駟、(一八)肩を晉に(依リテ)息めんことを請ふ。公曰く、『楚の君、鄭の故を以て、(一九)親ら矢を其目に集めたり。(二〇)異人の任に非ず、寡人の(任)なり。若し之に背かば、是れ(二一)力と言とを棄つるなり。其れ誰か我を暱まん。(二二)寡人を免れしむるは、唯だ二三子なり』と。秋七月庚辰、鄭伯睔卒す。是に於て、子罕、(二三)國に當り、子駟、(二四)政を爲し、子國、司馬たり。晉の師、鄭を侵す。諸大夫、晉に從はんと欲す。子駟曰く、『(二五)官命未だ改まらず』と。

戚に會するは、(二六)鄭の故を謀るなり。孟獻子曰く、『請ふ(二七)虎牢に城づきて以て鄭に偪らん。』知武子曰く、『善し。鄫の會に、吾子、(齊ノ)崔子の言を聞けり。今、(齊、果シテ戚ノ會ニ)來らず。(二八)滕・薛・小邾の至らざ

【一五】諸姜は齊侯の女或は姑姉妹の、其大夫高國等に嫁せる者。宗婦は同姓の大夫の婦。婦人、疆を越えて葬を送るも、禮に非ず。
【一六】萊子は姜姓。
【一七】東陽は齊の境上の邑。
【一八】楚の役を避けんと欲する也。負擔を以て喩ふる也。
【一九】鄢陵の戰に、晉、楚王の目を射る。
【二〇】他人の爲めに非ず。寡人の爲めなり。
【二一】力は功勞なり。言は盟誓の言なり。
【二二】寡人の罪を免れしむるは、諸大夫二三子の任なりとの意。成公、死に臨みて、楚に叛かざらんことを言ふ也。
【二三】專ら國柄を操る也。
【二四】正卿たり。
【二五】官命は公命と云ふが如し、號令を謂ふ。先君未だ葬らず、嗣君喪を免ぜざる間は、先君の官命を奉ずるなり。
【二六】鄭久しく晉に叛くが故に之を討ぜんことを謀る也。
【二七】虎牢は舊の鄭の邑、今晉に屬す。
【二八】三國は齊の屬。

邾人に戚に會す。遂に虎牢に城づく。楚、其大夫公子申を殺す。

【傳】二年（周ノ靈王元年）春、鄭の師、宋を侵すは、（一）楚の令なり。

齊侯、萊を伐つ。萊人、正輿子をして（二）夙沙衞に賂ふに、（三）索べる馬・牛・皆百匹を以てせしむ。齊の師乃ち還る。君子、是を以て、齊の靈公の（四）靈たるを知るなり。

夏、（五）齊姜薨ず。初め（六）穆姜、（七）美檟を擇ばしめ、以て自ら（八）櫬と（九）頌琴とを爲る。季文子・取りて以て葬る。君子曰く、『禮に非ざるなり。禮は逆する所なし。婦は姑を養ふ者なり。（一〇）姑を虧きて以て婦を成す、逆焉よりも大なるは無し。（一一）詩に曰く、「其れ惟れ哲人、之に話言を告ぐれば、徳に順ひて之を行ふ」と。季孫、是に於て不哲たり。且つ、姜氏は（一二）君の妣なり。（一三）詩に曰く、「酒を爲り醴を爲り、祖妣に（一四）烝畀して、以て百禮を洽くすれば、（鬼神）福を降すこと孔だ偕し」

【一】彭城を以ての故なり。
【二】齊の寺人。
【三】索は好き者を簡擇する也。
【四】靈は無道の諡なり。
【五】齊姜は成公の夫人。
【六】穆姜は成公の母。
【七】檟は梓の屬。
【八】櫬は棺。
【九】頌琴は琴の名。
【一〇】其子の婦たる齊姜早く卒せるが故を以て、姑穆姜の櫬を用ゐしは、逆なりと言ふなり。
【一一】大雅抑の篇。哲人は、之に告ぐるに善言を以てするときは、則ち其德に順つて之を行ふ。
【一二】襄公の嫡母なるを云ふ。
【一三】周頌豐年の篇。此詩を引く所以は、季文子、姜氏を葬るに禮を以てせざるは、是祖妣を敬せざるなり。鬼神、福を降さざらんとなり。
【一四】烝は進むるなり、畀は與ふなり。

す。晉人、以て討ずることを爲す。二月、齊の(八)大子光、晉に質と爲る。夏五月、晉の韓厥・荀偃、諸侯の師を帥ゐて鄭を伐ち、(九)其郛に入り、(一〇)其徒兵を(一一)洧上に敗る。是に於て、(一二)東諸侯の師は(一三)鄫に次りて、以て晉の師を待ち、晉の師は、鄭より鄫の師を以て楚の焦夷を侵し、陳に及ぶ。晉侯・衛侯は、戚に次りて以て之が援を爲す。秋、楚の子辛、鄭を救ひ、宋の(一四)呂・留を侵す。鄭の子然、宋を侵し、(一五)犬丘を取る。

九月、(一六)邾子來朝す、禮なり。

冬、衛の(一七)子叔・晉の(一八)知武子・來聘す。禮なり。凡そ諸侯、位に卽けば、小國は之に朝し、大國は焉に聘して、以て好を繼ぎ、信を結び、事を謀り、闕を補ふは、禮の大なるものなり。

[經] 二年、春王の正月、簡王を葬る。鄭の師、宋を伐つ。夏五月庚寅、夫人姜氏薨ず。六月庚辰、鄭伯睔卒す。晉の師・宋の師、衛の甯殖、鄭を侵す。秋七月、仲孫蔑・晉の荀罃・宋の華元・衛の孫林父・曹人・邾人に戚に會す。己丑、我が小君齊姜を葬る。叔孫豹、宋に如く。冬、仲孫蔑、晉の荀罃・齊の崔杼・宋の華元・衛の孫林父・曹人・邾人・滕人・薛人・小

(八) 齊の靈公の大子。
(九) 郛は郭。
(一〇) 徒兵は步兵。
(一一) 洧は水名。
(一二) 東諸侯は齊、魯、曹、邾、杞。
(一三) 鄫は鄭の地。
(一四) 呂留は二縣の名。
(一五) 犬丘は城の名。
(一六) 邾の宣公。
(一七) 子叔は公孫剽。
(一八) 知武子は荀罃。

巻の十四

(一)襄公 一

【經】元年、春王の正月、公、位に卽く。仲孫蔑、晉の欒黶・宋の華元・衞の甯殖・曹人・莒人・邾人・滕人・薛人に會して、宋の彭城を圍む。夏、晉の韓厥、師を帥ゐて鄭を伐つ。仲孫蔑、齊の崔杼・曹人・邾人・杞人に會して、鄫に次る。秋、楚の公子壬夫、師を帥ゐて宋を侵す。九月辛酉、天王、崩ず。邾子・來朝す。冬、衞侯・公孫剽をして來聘せしむ。晉侯、荀罃をして來聘せしむ。

【傳】元年(周ノ簡王十四年)春己亥、宋の彭城を圍む。(二)宋の地に非ざれど、(三)追書せしなり。是に於て宋の爲めに魚石を討ず。故に宋と稱す。且つ(四)叛人を登さざるなり。之を(五)宋の志と謂ふ。彭城、晉に降る。晉人、宋の(六)五大夫の彭城に在る者を以て歸り、これを(七)瓠丘に寘く。齊人、彭城に會せ

【一】名は午、成公の子、母は定姒。
【二】成公十八年、楚、彭城を取りて魚石を封ず、故に今は宋の地に非ざるなり。
【三】追書は舊を追うて書する也。
【四】登は成す也。魚石等を叛人として、楚王より封ぜられたる彭城の主とは認めざるをいふ。
【五】宋の志は宋人の志。
【六】魚石等五人。
【七】晉の地。

晉の士魴、（魯に）來りて師を乞ふ。季文子、師の數を（六八）臧武仲に問ふ。對へて曰く、『鄭を伐ちし役に、（六九）知伯、實に來れり、下軍の佐なり。今、（七〇）彘季も、亦、下軍に佐たり。鄭を伐ちしが如くにして可ならん。大國に事ふるには、（七一）班爵を失ふことなくして敬を加ふるは、禮なり』と。之に從ふ。

十二月、孟獻子、虛朾に會するは、宋を救はんと謀るなり。（七二）宋人、諸侯を辭して、師を請うて、以て彭城を圍む。孟獻子、諸侯に請うて、先づ歸りて（成公の）葬に會す。

丁未、我が君成公を葬るとは、順なるを書するなり。

【六八】臧宣叔の子。
【六九】知伯は荀罃。
【七〇】彘季は士魴。
【七一】使臣の班爵を以て、師の多寡を定め、大國の使なるを以ての故に敬を加ふるは、禮たる所以なり。
【七二】宋人、敢て諸侯を煩はさず、但其師のみを請ひしなり。

れしめんとす。(六一)吾が庸多し。吾が憂に非ざるなり。且つ晉に事ふるは何の爲めぞや。晉其れ必ず之を恤へん』と。

公、晉より至る。晉の(六二)范宣子來聘し、且つ(六三)朝せるを拜す。君子謂へらく、『晉、是に於てか禮あり』と。

秋、杞の桓公、來朝し、公を勞ひ、且つ晉の故を問ふ。公、晉君(ノ徳政)を以て之に語る。杞伯、是に於て、驟く晉に朝して、婚を爲さんと請ふ。

七月、宋の老佐・華喜、彭城を圍む。老佐・卒す。

八月、邾の宣公來朝す。位に卽きて來り見ゆるなり。

鹿囿を築くとは、時ならざるを書するなり。

己丑、公、路寢に薨ずるは、(六四)道なるを言ふなり。

冬十一月、楚の子重、彭城を救ひ、宋を伐つ。宋の華元、晉に如き急を告ぐ。(六五)韓獻子、政を爲す。曰く、『人を得んことを求めんと欲せば、必ず(六六)先づ之を勤めよ。霸を成し彊を安んずること、宋より始まらん』と。晉侯、台谷に師して以て宋を救ふ。楚の師に(六七)靡角の谷に遇ふ。楚の師還る。

【六一】楚は諸侯より憎まるべく、吾は却て功を奏すること多からん。決して憂ふるに及ばず。
【六二】士匄。
【六三】魯公の晉に朝せるを拜謝す。
【六四】其死所を得たるなり。
【六五】欒書死せし後、韓厥代りて中軍の將たるなり。
【六六】勤は勞なり。先づ之が爲めに勤勞する也。
【六七】靡角は宋の地。

公、晉に如くは、嗣君に朝するなり。

夏六月、鄭伯、宋を侵して(四八)曹門の外に及ぶ。遂に楚子に會して宋を伐ち、(四九)朝郟を取る。楚の子辛・鄭の皇辰、城郜を侵し、幽丘を取る。同じく彭城を伐ち、宋の(五〇)魚石・向爲人・鱗朱・向帶・魚府を納れ、三百乘を以て之を戍らしめて還る。書して『復た入る』と曰ふ。凡そ其國を去れるに、國、逆へて之を立つるを『入る』と曰ひ。其位に復るを『復歸』と曰ひ。諸侯之を納るるを『歸る』と曰ひ。(五一)惡を以てするを『復た入る』と曰ふ。宋人、之を患ふ。(五二)西鉏吾曰く、『何ぞや。若し楚人、吾と(五三)惡を同じくして、以て我に德あらば、吾、固より之に事へて、敢て貳あらざらん。大國は厭くことなし。我を(五四)鄙にすとも、(五五)猶ほ慊まん。(楚、若シ)然らずして吾が憎めるを(五六)收めて、(五七)其政を贊けしめ、以て吾が釁を間はゞ、亦、吾が患なり。今、將に諸侯の(五八)姦を崇びて、(五九)其地を披ちて、以て(六〇)夷庚を塞ぎ、姦を逞くして服したるを攜れしめ、諸侯を毒して、呉晉を懼

【四八】宋の城門。
【四九】朝郟、城郜、幽丘、彭城は皆宋の地。
【五〇】五人は皆楚に出奔せし者。
【五一】惡とは兵を舉げて入りて伐つをいふ。
【五二】西鉏吾は宋の大夫。
【五三】惡とは魚石等をさす。
【五四】鄙は屬國。
【五五】猶ほ足らざるを慊まん。
【五六】收は收用する也。
【五七】其政は楚の政。
【五八】姦は姦人、卽ち魚石等をいふ。
【五九】其地を披つとは、楚今彭城を取りて以て魚石を封ずるをいふ。
【六〇】夷庚は呉晉往來の途、彭城の地此を塞ぐにあたる。

渥濁をして大傅たらしめ、(三〇)范武子の法を脩めしむ。右行辛を司空と爲し、(三一)士蔿の法を修めしむ。(三二)弁糺、(三三)戎に御たり、(三四)校正、焉に屬し、(三五)諸御を訓へて義を知らしむ。荀賓、右たり、司士、焉に屬し、勇力の士を訓へて(三六)時に使はしむ。(三七)卿は御を共する無く、軍尉を立て以て之を攝ねしむ。祁奚、中軍の尉となり、羊舌職、之に佐たり。(三八)魏絳、司馬と爲り、張老、(三九)候奄たり。鐸遏寇、上軍の尉と爲り、(四〇)籍偃、之が司馬たり。卒乘を訓へて親みて以て命を聽かしむ。(四一)程鄭、乘馬御と爲り、(四二)六騶焉に屬し、(四三)群騶を訓へて禮を知らしむ。凡そ(四四)六官の長は、皆、(四五)民譽なり。擧、職を失はず、官、方を易へず。爵、德を踰えず、(四六)師、正を凌がず。旅、師に偪らず、民、謗言なし。(四七)復た霸たる所以なり。

【二九】士貞子。
【三〇】武子は景公の大傅なりき。
【三一】士蔿は獻公の司空なりき。
【三二】弁糺は欒糺。
【三三】戎は戎車。
【三四】校正は馬を主る官。
【三五】司士は車右の官、勇力のものは皆車右たり。
【三六】時に使ふは、時を以て上の使ふ所と爲る也。預め之に教へて以て時の使用に供する也。
【三七】卿の戎御を省きて、軍尉をして御を攝せしむ。
【三八】魏犨の子。
【三九】候奄は斥候を主る官。

【四〇】籍談の父。
【四一】程鄭は荀氏の別族。
【四二】六騶は六閑の騶、閑は馬廐なり。
【四三】群騶は駕を主る官。
【四四】晉は時に六卿を置き軍帥と爲せり。故に六官を總擧すれば、則ち群官其人に非ざる無きを知るべし。
【四五】民譽は人望の歸する所の人。
【四六】師正旅は皆群有司の職名にして、正は師よりも貴く、師は旅よりも貴し。
【四七】晉の悼公、賢にして諸政を更張し、善く復た霸たりしを稱するなり。

立つべからず。

齊、慶子の難の爲めの故に、甲申晦、齊侯、（一四）士華免をして戈を以て國佐を（一五）內宮の朝に殺さしむ。（一六）師、夫人の宮に逃る。書して、『齊、其大夫國佐を殺す』と曰ふは、（一七）命を棄て、殺を専にし、殺を以て叛きし故なり。淸人をして國勝を殺さしむ。（一八）國弱、來奔す。（一九）王湫、萊に奔る。（二〇）慶封を大夫と爲し、慶佐を司寇と爲す。既にして齊侯、國弱を反して、國氏を嗣がしむ。禮なり。

二月乙酉朔、晉の悼公、位に朝に卽く。始めて、百官に命じ、（二一）施舍して（二二）責を已め、鰥寡に逮ぼし、（二三）廢滯を振し、乏困を匡ひ、災患を救ひ、淫慝を禁じ、賦斂を薄くし、罪戾を（二四）宥くし、器用を節し、（二五）時に民を用ゐて、（二六）欲、時を犯すこと無し。（二七）魏相・士魴・魏頡・趙武をして卿たらしめ、（二八）荀家・荀會・欒黶・韓無忌をして公族大夫たらしめ、卿の子弟に共・儉・孝・弟を訓へしむ。（二九）士

【一三】菽は大豆。
【一四】齊の大夫。
【一五】內宮は夫人の宮。
【一六】師は衆人なり。事、不意に出で、衆人皆倉皇として怖れ走りし也。
【一七】命は君命。
【一八】勝の弟。
【一九】王湫は國佐の黨。
【二〇】封も佐も慶克の子。
【二一】施舍は繇役を免する也。
【二二】逋責を止むる也。
【二三】廢滯は、地位を得ずして滯淹する者。賢者を言ふ。
【二四】宥は寬くする也。苛察する無からしむる也。
【二五】民を使ふに時ある也。
【二六】私欲の爲めに農事を犯さざる也。
【二七】魏相は魏錡の子、士魴は士會の子。魏頡は魏顆の子。趙武は趙朔の子。
【二八】四人の父祖、皆、晉國の功臣なり。

佐を殺す。公、晉に如く。夏、楚子・鄭伯、宋を伐つ。宋の魚石、復た(三)彭城に入る。公、晉より至る。晉侯、士匄をして來聘せしむ。秋、杞伯、來朝す。八月、邾子、來朝す。(四)鹿囿を築く。己丑、公、路寢に薨ず。冬、楚人・鄭人、宋を侵す。晉侯、士魴をして來りて師を乞はしむ。十有二月、(五)仲孫蔑、晉侯・宋公・衞侯・邾子・齊の崔杼と虛朾に同盟す。丁未、我が君成公を葬る。

【傳】十八年(周ノ簡王十三年)春王の正月庚申、晉の欒書・中行偃、(六)程滑をして厲公を弑せしむ。之を翼の東門の外に葬るに、(七)車一乘を以てす。荀罃・士魴をして、(八)周子を京師より逆へしめて之を立つ。生れて十四年なり。大夫、清原に逆ふ。周子曰く、『孤が始めの願は此に及ばざりき。此に及ぶと雖も、豈に天に非ずや。抑ゝ人の君を求むるは、命を出さしめんとなり。(君チ)立つるも從はずんば、將た安んぞ君を用ゐん。二三子、我を用ゐるも、今日なり。否ざるも、亦、今日なり。(九)共して君に從ふは、神の福する所なり』と。對へて曰く、『羣臣の願なり。敢て唯だ命を是れ聽かざらんや』と。庚午、(諸大夫ト)盟ひて入る。(一〇)伯子同氏に館り、辛巳、武宮に朝す。(一一)不臣の者七人を逐ふ。周子、兄あれども(一二)慧なく、(一三)菽麥を辨ずること能はず。故に

【三】宋の邑。
【四】鹿囿は鹿を放しがひする苑。
【五】孟獻子。
【六】程滑は晉の大夫。
【七】諸侯は七乘を禮とす。
【八】周子は悼公。
【九】共は恭なり。
【一〇】晉の大夫の家。
【一一】夷羊五の屬。
【一二】聽慧ならざるなり。

り。郤氏、既に其辜に服せり。大夫、(七六)辱とすること無かれ。其れ職位に復れ』と。皆、再拜稽首して曰く、『君、有罪を討じて、臣を死に免れしむ。君の惠なり。二臣、死すと雖も、敢て君德を忘れんや』と。乃ち皆歸る。公、胥童をして卿たらしむ。公、(七七)匠麗氏に遊ぶ。欒書・中行偃、遂に公を執ふ。士匄を召ぶ。士匄辭す。韓厥を召ぶ。韓厥辭して曰く、『昔、吾、趙氏に畜はれしも、(七八)孟姬の讒に、吾能く(七九)兵を違けたり。古人言へることあり、曰く、「老牛を殺すにも、之を敢て(八〇)尸るもの莫し」と。而るを況や君をや。二三子、君に事ふること能はず。焉ぞ厥を用ゐんや』と。

舒・庸の人、楚の師の敗るゝを以て、吳人を道びきて(八一)巢を圍み、駕を伐ち、釐・虺を圍む。遂に吳を恃みて備を設けず。楚の公子橐師、舒・庸を襲ひて之を滅す。

閏月乙卯晦、欒書・中行偃、胥童を殺す。民、郤氏に與せず。胥童は君を道びきて亂を爲す。故に、皆、書して、『晉、其大夫を殺す』と曰ふ。

【經】 十有八年、春王の正月、晉、其大夫胥童を殺す。庚申、晉、其君(一)州蒲を弑す。齊、其大夫(二)國

【七六】 胥童劫して二子を執へたり、故に辱といふ。

【七七】 厲公の嬖臣。

【七八】 孟姬の亂は成公八年に在り。

【七九】 趙氏を助けざりしをいふ。

【八〇】 尸は主となりて殺す也。

【八一】 巢駕釐虺は皆楚の邑。

【一】 州蒲は厲公。

【二】 國佐は國武子。

壬午、胥童・夷羊五、甲八百を帥ゐて、將に郤氏を攻めんとす。長魚矯、（六二）衆を用ゐること無からんと請ふ。公、（六三）清沸魋をして之を助けしむ。（六四）戈を抽き、衽を結びて、訟ふる者の僞す。三郤、將に（六五）榭に謀らんとす。矯、戈を以て（六六）駒伯（六七）苦成叔を其位に殺す。（六八）溫季曰く、『（六九）威を逃る丶なり』と。遂に趨る。（七〇）矯、諸に其車に及び、戈を以て之を殺す。（七一）皆、諸を朝に尸す。胥童、甲を以て欒書・中行偃を朝に劫す。矯曰く、『（七二）二子を殺さずんば、憂必ず君に及ばん。』公曰く、『一朝にして三卿を尸せり。余、益すに忍びざるなり。』對へて曰く、『人、將に君に忍びんとす。臣、聞く、「亂、外に在るを姦と爲し、内に在るを（七三）軌と爲す。（七四）姦を禦ぐには德を以てし、軌を禦ぐには刑を以てす」と。施さずして殺すは、德と謂ふ可からず。臣（之）偪りて討たざるは、刑と謂ふ可からず。德・刑立たざれば、姦軌竝び至る。臣請ふ行らん』と。遂に出で丶狄に奔る。公、二子に（七五）辭せしめて曰く、『寡人、郤氏を討ずるあ

【六二】衆は多勢の人。
【六三】厲公の嬖臣なり。
【六四】衽は裳際。戎を抜き衽を結びて、僞りて矯と沸魋と相鬪うて訟ふる者のまねし、實は郤氏を刺すに便にせる也。
【六五】榭は講武堂。
【六六】駒伯は郤錡。
【六七】苦成叔は郤犨。
【六八】溫季は郤至。
【六九】威は畏に通ず、兵刃に傷つけらる丶をいふ。小人の刃に死するを欲せず、故に逃れたるなり。
【七〇】郤至走りて將に其車に就かんとす、而して矯追うて之に及ぶ也。
【七一】其尸を朝に陳ぬる也。
【七二】二子は欒と中行とをさす。
【七三】軌は宄の假借字。
【七四】德は遠きを綏んじ、刑は近きを治む。
【七五】辭は辭謝なり。

公、之を覗はしむるに信なり。遂に郤至を怨む。厲公田し、(五三)婦人と先づ殺して酒を飲み、後に大夫をして殺さしむ。郤至、(五四)豕を奉る。(五五)寺人孟張、之を奪ふ。郤至、射て之を殺す。公曰く、『(五六)季子、余を欺れり』と。厲公、將に難を作さんとす。胥童曰く、『必ず二郤を先にせよ。族、大にして怨み多し。大族を去れば(公室二)偪らず。(五七)多怨に敵すれば庸あり』。公曰く、『然り』と。郤氏、之を聞く。郤錡、公を攻めんと欲す。曰く、(五八)『死すと雖も、君、必ず危からん』。郤至曰く、『人の立つ所以は、信・知・勇なり。信なれば君に叛かず。知なれば民を害せず。勇なれば亂を作さず。玆の三者を失はゞ、其れ誰か我に與せん。死して怨を多くする、將た安ぞ之を用ゐん。君、實に臣を有ちて之を殺す。(五九)其れ君を何とか謂はん。我にして罪あらば、吾が死すること後れたり。若し不辜を殺さば、將に其民を失はんとす。安からんと欲すとも得んや。(六〇)命を待たんのみ。君の祿を受けて、是を以て黨を聚め、黨を有して(六一)命を爭はゞ、罪、孰れか焉よりも大ならん』と。

【五三】殺すは禽獸を殺す也。田獵の禮は、尊者先づ殺すべきを、厲公無道にして、婦人を先にし郤至を後にせし也。

【五四】之を公に進むる也。

【五五】寺人は宦官。外嬖の驕暴なること、一句にして之を盡せり。

【五六】季子は郤至。欺は輕侮する也。郤至、寺人を公の側に射殺す。故に怒りて、已を輕侮すと爲す也。

【五七】怨多き者を討ずるときは功有ること易し。

【五八】事成らずして死すとも、猶ほ君をして危からしむるに足る。

【五九】君を罪するものあらじとなり。

【六〇】命は君命。

【六一】命を爭ふとは、殺さんと欲するの命を受けずして、之と爭ふ也。

たしむ。

晉の厲公、侈りて(四〇)外嬖多し。鄢陵(ノ戰)より反りて、盡く羣大夫を去りて其左右を立てんことを欲す。(四一)胥童、(四二)胥克が廢せられしを以て、郤氏を怨む。而して厲公に嬖せらる。郤錡、夷陽五の田を奪ふ。五も亦、厲公に嬖せらる。郤犨、長魚矯と田を爭ひ、執へて之を(四三)梏し、其父母妻子と(四四)同じく一轅にせり。既にして、矯も亦、厲公に嬖せらる。欒書、郤至を怨むるに、其の己に從はずして楚の師を敗りしを以てし、之を廢せんと欲し、楚の公子茷をして(四五)公に告げしめて曰く、『此戰や、郤至、實に(四六)寡君を召びて、(四七)東師の未だ至らざると、軍帥の具はらざるとを以て、「此れ(晉)必ず敗れん。吾因つて(四八)孫周を奉じて以て(四九)君に事へん」と曰へり』と。公、欒書に告ぐ。書曰く、『其れこれあらん。然らずんば、豈に其死を恤へずして(五〇)敵の使を受けんや。君盍ぞ嘗みに諸を周に使せしめて之を察せざる』と。郤至、周に聘す。欒書、(五一)孫周をして之を見しむ。(五二)

めんと欲し、進止の命を待ちて淸の地に在らしむ。

【四〇】愛幸する大夫。

【四一】胥童は胥克の子。

【四二】胥克は、宣公八年、郤缺の爲に廢せられし人。

【四三】梏は、てかせ。

【四四】一つ車のながえにつなぐ。

【四五】公は厲公。

【四六】寡君は楚王をさす。

【四七】東師は齊魯衞の援兵。

【四八】孫周は晉の襄公の曾孫、即ち後の悼公なり。

【四九】君は楚王をさす。

【五〇】鄢陵の戰に、郤至、楚王の使をうけしをいふ。

【五一】孫周、時に周にあり。

【五二】晉公、之を覘うて、孫周と郤至と密謀ありと信ぜしなり。

す。(二九)葵すら猶ほ能く其足を衛る』と。

冬、諸侯、鄭を伐つ。十月庚午、鄭を圍む。楚の公子申、鄭を救ひて、(三〇)汝上に師す、十一月、(三一)諸侯還る。

始め聲伯、夢に(三二)洹を渉る。或ひと、己に(三三)瓊瑰を與へて之を食はしむ。泣いでて瓊瑰と爲り、其懐に盈つ。從つて之を歌ひて曰く、『(三四)洹の水を濟れば、我に贈るに瓊瑰を以てせり。歸らんか歸らんか。瓊瑰、吾が懐に盈てるか』と。懼れて敢て占はす。鄭より還り、壬申、貍脤に至りて之を占ひて曰く、『余、死なんことを恐る。故に敢て占はざりき。今、(三五)衆繁くして余に從ふこと三年、傷むこと無し』と。之を言ひし(三六)莫にして卒せり。

齊侯、崔杼をして大夫たらしめ、慶克をして之に佐たらしむ。師を帥ゐて(三七)盧を圍む。國佐、諸侯に從ひて鄭を圍みしが、難を以て請うて歸る。遂に盧の師に如き、慶克を殺し、(三八)穀を以て叛す。齊侯、之と徐關に盟ひて、之を復す。十二月、盧降る。(三九)國勝をして難を晉に告げ、命を清に待

【二九】葵は葉を傾け日に向ひ、以て其根を蔽ふ。
【三〇】汝水の上。
【三一】諸侯、楚の救を畏れて、圍を成さずしてかへれり。
【三二】洹は川の名。
【三三】瓊は玉、瑰は珠。珠玉を食ふは、含の象にして、死兆なり。
【三四】聲伯、夢中に此歌を作りしなり。
【三五】衆既に繁多にして我に從ひ、已に三年の久しきを歴たり。前の惡夢も亦我に害なかるべし。
【三六】莫は日暮。
【三七】盧は高弱の邑。
【三八】穀は國佐の邑。
【三九】國勝は佐の子。國勝を遣はして高氏の難を晉に告げし

齊の(二四)慶克、聲孟子に通ず。(二五)婦人と與に(婦人ノ)衣を蒙り輦に乘りて閎に入る。(二六)鮑牽、之を見、以て(二七)國武子に告ぐ。武子、慶克を召して之を謂ふ。慶克、(二八)久しく出でず。而して(二九)夫人に告げて曰く、『國子、我を讁む』と。夫人怒る。國子、靈公を相けて以て(鄭ヲ伐ツノ師ニ)會す。(三〇)高・鮑、處守す。還りて將に至らんとするに及びて、(三一)門を閉ぢて客を索す。(三二)孟子、之を訴へて曰く、『高・鮑、將に君を納れずして(三三)公子角を立てんとす。國子、之を(與リ)知れり』と。秋七月壬寅、鮑牽を刖りて高無咎を逐ふ。無咎、莒に奔る。(三四)高弱、盧を以て叛く。齊人來りて(三五)鮑國を召して之を立つ。初め鮑國、鮑氏を去りて來り、施孝叔の臣と爲る。施氏、(三六)宰を卜す。匡句須・吉なり。施氏の宰は、百室の邑あり。匡句須に邑を與へて、宰たらしむ。(匡句須)以て鮑國に讓りて邑を致す。施孝叔曰く、『子、實に吉なり』と。對へて曰く、『能く忠良に與へば、吉、孰れか焉よりも大ならん』と。(三七)鮑國、施氏を相けて忠なり。故に齊人取りて以て鮑氏の後と爲す。仲尼曰く、『(三八)鮑莊子の知は葵に如か

【二四】慶克は慶封の父。
【二五】婦人と與に一車に乘り、各々婦人の衣を蒙りて、二婦人が一車に乘れる態をなし、後宮に入る。閎は巷門。
【二六】鮑叔牙の曾孫。
【二七】國武子は國佐。
【二八】慙ぢて家に居りしなり。
【二九】夫人は聲孟子。
【三〇】高無咎、鮑牽、留守居せしなり。
【三一】姦人の外より入りしを捜索する爲なり。
【三二】孟子は聲孟子。
【三三】頃公の子。
【三四】無咎の子。
【三五】鮑國は牽の弟、文子なり。魯國に來り居りし人。
【三六】宰を立つるをトす。
【三七】鮑國は遂に施氏の宰となりしなり。
【三八】鮑莊子は鮑牽。

宋公・衞侯・曹伯・齊人・邾人に會して、鄭を伐つ。十有一月、公、鄭を伐つより至る。壬申、公孫嬰齊、貍脤に卒す。十有二月丁巳朔、日、之を食するあり。邾子貜且卒す。晉、其大夫郤錡・郤犨・郤至を殺す。楚人、(五)舒庸を滅す。

【傳】十七年(周ノ簡王十二年)春王の正月、鄭の子駟、晉の(六)虚・滑を侵す。衞の北宮括、晉を救ひ、鄭を侵して(七)高氏に至る。夏五月、鄭の大子髡頑・(八)侯獳、楚に質と爲る。楚の公子成・公子寅、鄭を戍る。公、尹武公・單襄公及び諸侯に會して、鄭を伐ち、戲童より曲洧に至る。

晉の范文子、鄢陵(ノ戰)より反り、(九)其祝宗をして死を祈らしむ。曰く、『君、驕侈にして敵に克つは、是れ天、其疾を益すなり。難、將に作らんとす。我を愛する者は、唯だ我を(一〇)祝して、我をして速に死して難に及ぶこと無からしめよ。范氏の福なり』と。六月戊辰、(一一)士燮卒す。

乙酉、柯陵に同盟するは、(一二)戚の盟を尋むるなり。

楚の子重、鄭を救ひ、首止に師す。(一三)諸侯還る。

かにする也。公羊傳に曰く、用ふとは何ぞ。用ふとは、宜しく用ふべきにあらざるなり。九月は郊を用ふる所に非ざるなりと。

【五】舒庸は二國の名。

【六】虚滑は二邑の名。

【七】高氏は鄭地。

【八】鄭の大夫。

【九】祝宗は祭祀祈禱を司るもの。

【一〇】祝は、禱る也。

【一一】范文子。

【一二】戚の盟は成公十五年に在り。

【一三】楚の強きを畏れしなり。

齊の(二五三)聲孟子、僑如に通ず。(二五四)高・國の間に立たしむ。僑如曰く、『以て再び罪あるべからず』と。衞に奔る。亦、卿に間はる。

晉侯、郤至をして楚の捷を周に獻ぜしむ。單襄公と語り、驟〻(二五五)其伐を稱す。單子、諸大夫に語りて曰く、『(二五六)溫季は、其れ亡びんかな。(二五七)七人の下に位して、(二五八)其上を掩はんことを求む。怨の聚まる所は、亂の本なり。怨多ければ、亂を階す。何を以てか位に在らん。(二五九)夏書に曰く「怨、豈に明なるに在らんや。見えざるを是れ圖れ」と。將に其細を愼まんとするなり。(郤至)(二六〇)今にして、之を明にす。其れ可ならんや』と。

經 十有七年、春、衞の(一)北宮括、師を帥ゐて鄭を侵す。夏、公、(二)尹子・單子・晉侯・齊侯・宋公・衞公・曹伯・邾人に會して鄭を伐つ。六月乙酉、(三)柯陵に同盟す。秋、公、會より至る。齊の高無咎、出で、莒に奔る。九月辛丑、(四)郊を用ふ。晉侯、荀罃をして來りて師を乞はしむ。冬、公、單子・晉侯・

【二五三】靈公の母。
【二五四】位、高國の二卿に比す。
【二五五】伐は功なり。
【二五六】溫季は郤至なり。
【二五七】新軍の佐は第八位なり。
【二五八】郤至、己の功を稱して、上の功を掩はんとす。
【二五九】五子之歌。其の人の怨む所と爲るは、豈に必ずしも明白の處に在らんや。其れ人の見ざる所に於て、當に是に於て之を圖謀すべし。此書の言は、將に其細小の事を愼むを謂はんとする也。
【二六〇】今乃ち驟に其功を稱して其上を掩はんと欲す。此事甚だ明なり。其れ可ならんや。
【一】衞の成公の曾孫。
【二】尹子單子は周卿なり。
【三】鄭の西地。
【四】郊は孟春の祭なり。今、孟秋に郊するは、之を失ふこと甚だし。故に文を變じて、以て其の用ふ可からざるを明

周公の福を徼め、寡君をして晉君に事ふることを得しめば、則ち夫の二人は、魯國の社稷の臣なり。若し朝に之を亡ぼさば、魯は必ず夕に亡びん。魯の(二四三)仇讎に(二四四)密邇するを以て、(二四五)亡びて讎と爲らば、之を治むとも何ぞ及ばん。』郤犨曰く、『吾、子の爲に邑を請はん。』對へて曰く、『(二四六)嬰齊は魯の(二四七)常隷なり。敢て大國に介りて以て厚きを求めんや。寡君の命を承けて以て請ふ。若し請ふ所を得ば、(二四八)吾子の賜多し。又、何をか求めん』と。

范文子、欒武子に謂ひて曰く、『季孫が魯に於ける、(二四九)二君に相たり。妾に帛を衣せず、馬に粟を食ませず。忠と謂はざるべけんや。讒慝を信じて忠良を棄てば、諸侯を若何にせん。子叔嬰齊、君命を奉じて私無く、國家を計りて貳あらず、(二五〇)其身を圖りて其君を忘れず。若し其請ひを虛しくせば、是れ善人を棄つるなり。子、其れ之を圖れ』と。乃ち、魯に平ぎを許して、季孫を赦す。冬十月、叔孫僑如を出す。而して(二五一)之を盟ふ。僑如、齊に奔る。十二月、季孫、郤犨と扈に盟ひ、歸りて(二五二)公子偃を刺す。叔孫豹を齊より召して之を立つ。

【二四三】仇讎は齊楚をいふ。
【二四四】密邇は接近する也。
【二四五】魯の齊楚に屬するをいふ。
【二四六】聲伯の名。
【二四七】隷は賤官。
【二四八】吾子は郤犨をさす。
【二四九】二君は宣公、成公。
【二五〇】其身を圖るとは、自ら其身の分を知るをいふ。
【二五一】諸大夫、共に僑如を以て戒となし、此の如き人を擧げじと盟ふなり。
【二五二】公子偃も、鄭伯の謀に與れり、故に殺されしなり。

を侵す。(知武子)未だ(制田ニ)反らず。諸侯、潁上に遷る。戊午、鄭の子罕、宵、之に軍す。宋・齊・衞・皆、(一三五)軍を失ふ。

曹人、復た晉に請ふ。晉侯、子臧に謂へらく、『反れ、吾、而の君を歸さん』と。子臧反る。曹伯歸る。子臧、盡く其邑と卿とを致して(一三六)出でず。

(一三七)宣伯、(一三八)郤犨に告げしめて曰く、『魯の季・孟あるは、猶は晉の欒・范あるがごとし。政令是に於てか成る。今、(一三九)其謀に曰く、「晉の政、門多し。從ふなからざるなり。寧ろ齊・楚に事へて亡ぶることあらんのみ。晉に從ふことなからん」と。若し志を魯に得んと欲せば、請ふ(一四〇)行父を止めて之を殺せ。我、(一四一)蔑を斃さん。而して(魯)晉に事へて貳あることなけん。魯、貳あらずば、小國必ず睦じからん。然らずして(行父チ)歸さば、必ず叛かん』と。九月、晉人、季文子を苕丘に執ふ。公、還りて鄆に待つ。子叔聲伯をして季孫を晉に請はしむ。郤犨曰く、『苟し仲孫蔑を去りて季孫行父を止めば、吾、子の國に與すること、公室よりも親しからん』と。(聲伯)對へて曰く、『(一四二)僑如の情は、子、必ず之を聞かん。若し蔑と行父とを去らば、是れ大に魯國を棄て丶寡君を罪するなり。若し猶は(魯國チ)棄てずして、惠みて

【一三五】軍は營壘をいふ。
【一三六】出でゝ仕へざる也。
【一三七】魯の叔孫僑如。
【一三八】晉の卿。
【一三九】其謀は季孟の謀。
【一四〇】行父は季文子。
【一四一】蔑は孟獻子、卽ち仲孫蔑。時に公宮を留守す。
【一四二】僑如が穆姜と通じて、季孟を去らんと欲する事情。

族大夫たり、以て（一二三）東の諸侯を主どる。貨を宣伯より取りて、公を晉侯に訴ふ。晉侯、公を見ず。

曹人、晉に請うて曰く、『我が先君宣公の世に卽きしより、國人、「之を若何にせん」と曰ひて、憂、猶ほ未だ弭まざるに、又、（一二四）我が寡君を討じて、以て（一二五）曹國社稷の鎮公子を亡へり。是れ、大に曹を泯すなり。先君無乃罪あるか。若し罪ありとせば、則ち（一二六）君、諸を會に列ねき。君、唯だ德刑を遺はずして、以て諸侯に伯たり。豈に獨り諸を敝邑に遺はんや。敢て私に之を布く』と。

七月、公、（一二七）尹武公と諸侯とに會して、鄭を伐つ。將に行かんとす。（一二八）姜、又、公に命ずること初の如し。公、又、守を申ねて行く。諸侯の師、鄭の西に次り、我が師、（一二九）督揚に次り、敢て鄭を過ぎず。子叔聲伯、（一三〇）叔孫豹をして（晉ノ師ヲ）逆へんことを晉の師に請はしめ、（一三一）食を鄭の郊に爲る。師逆へて以て至る。聲伯四日食はずして之を待ち、（一三二）使者に食はせて、而る後に食ふ。諸侯、（一三三）制田に遷る。（一三四）知武子、下軍に佐たり。諸侯の師を帥ゐて陳を侵して、鳴鹿に至る。遂に蔡

【一二三】東諸侯は齊魯等を云ふ。
【一二四】前年、晉侯、曹伯を執ふ。
【一二五】子臧の宋に出奔せしをいふ。
【一二六】諸侯、會盟に與らば、簒弑の罪ありとも、復た討せられざる也。曹伯嘗て戚に會せり、故に曹人之を言ふなり。
【一二七】周王の卿士。
【一二八】姜は穆姜。
【一二九】督揚は鄭の東地。鄭に入る能はざりしなり。
【一三〇】叔孫豹は僑如の弟、齊の國佐の軍中に在り。
【一三一】聲伯、急に晉の師に往かんと欲す、故に督揚を去りて、食を鄭の郊に爲る。四日にして、晉の師來り逆へて以て鄭に至る。
【一三二】使者は卽ち豹なり。
【一三三】制田は地名。
【一三四】荀罃。

臣に死を賜はゞ、死すとも且に朽ちざらんとす。臣の卒・實に奔れり。臣の罪なり』と。子重・子反に謂はしめて曰く、『(二四)初め師徒を隕しゝ者、而も亦之を聞きたるならん。盍ぞ之を圖らざる。』(子反)對へて曰く、『先大夫に之あること微しと雖も、大夫、(二五)側に命ぜり。側、敢て義とせざらんや。側、君の師を亡へり。敢て其死を忘れんや』と。王、之を止めしむ。及ばずして卒せり。

戰の明日に、齊の國佐・(二六)高無咎は師に至り、衞侯は衞より出で、(二七)公は(二八)壞隤に出づ。(二九)宣伯、(三〇)穆姜に通ぜり。季・孟を去りて其室を取らんと欲す。(成公)將に行かんとす。穆姜、公を送りて、(三一)二子を逐はしむ。公、晉の難を以て告げて曰く、『請ふ反りて命を聽かん』と。姜・怒る。公子偃・公子鉏、趨りて過ぐ。之を指して曰く、『女可かずば、是れ皆君なり』と。(故に)公、壞隤に待ち、(三二)宮の儆備を申ね、守を設けて後に行く。是を以て後れたり。孟獻子をして公宮を守らしむ。

秋、沙隨に會するは、鄭を伐たんことを謀るなり。宣伯、郤犨に告げしめて曰く、『魯侯、壞隤に待ちしは、以て勝者を待たんとせしなり』と。郤犨、新軍に將たり、且つ公

【二四】初め師徒を隕しゝ者は子玉をいふ。之とは其の自殺せしことをさす。子重、子反と好からず、故に人をして子反に責任を問はしめ、子玉の事を諷して自殺せしむるなり。
【二五】側は子反の名。
【二六】無咎は高固の子。
【二七】公は成公をさす。
【二八】魯邑。
【二九】叔孫僑如。
【三〇】穆姜は魯の成公の母。
【三一】孟孫季孫の二氏を逐へと命ぜしなり。
【三二】宮の警備を申勅する也。

飲み、使者を免して、復た鼓うつ。旦よりして戰ひ、星を見て未だ已まず。子反、軍吏に命ずらく、『(一〇一)夷傷を察し、(一〇二)卒乘を補ひ、甲兵を繕め、車馬を(一〇三)展ね、鷄鳴にして食ひ、唯だ命是れ聽け』と。晉人、之を患ふ。苗賁皇・徇へて曰く、『(一〇四)乘を蒐し、卒を補ひ、馬に秣ひ、兵を利くし、陳を脩め、列を固くし、蓐に食し、申ねて禱れ。明日復た戰はん』と。乃ち楚の囚を逸つ。王、之を聞き、子反を召して謀らんとす。(一〇五)穀陽豎、飲を子反に獻ず。子反醉ひて(王ニ)見ゆること能はず。王曰く、『天、楚を敗るかな。余、以て待つべからず』と。乃ち宵遁る。晉、楚の(一〇六)軍に入り、三日(一〇七)穀す。范文子、戎馬の前に立ちて曰く、『君幼弱にして諸臣(一〇八)不佞なるに、何を以て此に及べる。(一〇九)君其れ之を戒めよ。(一一〇)周書に曰く『惟れ命常に于いてせず』とは、(一一一)德あるを謂ふなり』と。楚子・還りて(一一二)瑕に及ぶ。王、子反に謂はしめて曰く、『(一一三)先大夫の・師徒を覆せしとき、君在らざりき。子以て過と爲すこと無かれ。不穀が罪なり』と。子反・再拝稽首して曰く、『君、

【一〇一】夷も亦傷なり。
【一〇二】死亡者の補充を爲す。
【一〇三】展は陳列して省閲する也。
【一〇四】乘は車乘。
【一〇五】穀陽豎は子反の內豎。
【一〇六】軍は營壘。
【一〇七】楚の糧を食ふ也。
【一〇八】不佞は不才なり。
【一〇九】君其れ戒めて、驕ること勿れ。
【一一〇】周書は康誥。
【一一〇】勝つことは常命無し、惟だ德に是れ與するをいふ。
【一一二】瑕は楚の地。
【一一三】城濮の役、子玉、晉軍に敗られ遂に自殺せし時は、王は軍中にあらず、故に子玉其責を負ひしなり。然れども今回の役は、王自身此に臨めり、故に汝には責任なしとなり。

『子、（九一）君側に在れ。（今ヤ戰）敗るゝこと壹に大なり。我は（オ）子に如かず。子は君を以て免れよ。（九二）我は請ふ止まらん』と。乃ち死す。（九三）楚の師、險に薄る。叔山冉、養由基に謂ひて曰く、『君、命ありと雖も、國の爲めの故なり、子必ず射よ』と。乃ち射る。再び發して盡く殪す。叔山冉、（九四）人を搏ちて以て投ぐ。車に中りて軾を折る。晉の師乃ち止まる。楚の公子茷を囚ふ。欒鍼、子重の旌を見て、請うて曰く、『楚人、夫の旌は子重の麾なりと謂ふ。彼は其れ子重ならん。日に臣の楚に使せしや、子重、晉國の勇を問ひしに、臣對へて曰ひき、「衆を以て整ふを好む」と。曰く、「（九五）又何如に」と。臣對へて曰ひき、「以て暇あるを好む」と。今、兩國、戎を治めて、行人、使せずんば、整ふと謂ふ可からず。事に臨みて言を食まば、暇ありと謂ふ可からず。（九六）請ふ飲を攝せしめん』と。公、之を許す。行人をして、（九七）榼を執り飲を承けて、子重に造らしめて曰く、『寡君、（九八）使に乏しく、鍼をして御りて矛を持たしむ。是を以て（鍼來リテ）（九九）從者を犒ふことを得ず。某をして飲を攝せしむ』と。子重曰く、『夫子、嘗て吾と楚に言へり。必ず是故ならん、亦（一〇〇）識らざらんや』と、（子重）受けて之を

【九一】君に隨ふをいふ。
【九二】我は當に止まりて敵を禦ぐべし。
【九三】晉愈〻進みて楚愈〻卻き遂に險に迫りて、退くこと能はざるなり。
【九四】手を以て晉人を搏ちて以て之を投じ、晉人の車に中りて其軾を折る。
【九五】其他は又何如の意。
【九六】人をして己に代りて飲を贈らしめんと請ふ也。
【九七】榼は酒を飲む器。
【九八】任使の材に乏しき也。
【九九】從者は子重をさす。
【一〇〇】識は記憶する也。

るに弓を以てせしむ。曰く、『事の殷なるに方りてや、(七八)韎韋の跗注するものあり。君子なり。不穀を識見して趨れり。乃ち傷つくこと無からんや』と。郤至、(七九)客を見て、冑を免ぎて命を承けて曰く、『君の外臣至、寡君の戎事に從ひ、君の靈を以て甲冑を蒙るに間はる。(八〇)敢て命を拜せず。敢て告ぐ、君の(八一)命の辱きに寧んぜざるも、執事の爲めの故に、敢て使者を(八二)肅す』と。三たび使者を肅して(八三)退く。晉の韓厥、鄭伯を(八四)從ふ。其御杜溷羅曰く、『速に之を從へ。其御、屢ゝ顧みて、(其心)馬に在らず。及ぶ可し』と。韓厥曰く、『(八五)再び國君を辱む可からず』と。乃ち止む。郤至、鄭伯を從ふ。其右茀翰胡曰く、(八六)『諜して之を輅へよ。(八七)余、之が乘に從ひて俘にして以て下らん』と。郤至曰く、『國君を傷ふは刑あり』と。亦、止む。石首曰く、『衞の懿公、唯だ其旗を去てず。是を以て(八八)熒に敗れたり』と。(八九)乃ち旌を弢中に內る。(九〇)唐苟、石首に謂ひて曰く、

【七八】韎韋は赤と黃との間の色の草。跗注は戎服にして袴の如きもの。郤至の扮裝をいふ。
【七九】客は工尹襄。
【八〇】甲冑を著たる者は拜せず。
【八一】君辱く命を賜ふを以て、故に敢て自ら安んぜず。
【八二】肅は立ちたるまゝ少しく體を曲げて手を下す也。
【八三】退くとは送らざるを言ふ。
【八四】從は逐ふ也。
【八五】成公二年、鞌の戰に、韓厥、齊君を辱めたり、故に再びと言ふなり。
【八六】諜は輕兵をして竊に窺はしむる也。輅は逆へ拒ぐ也。
【八七】後より其車に登りて以て之を執へん。
【八八】熒の戰は閔公二年にあり。
【八九】弢は旌を盛る囊。旌は鄭伯の建つる所。韓厥、郤至、皆、其旌を見て來り迫る。故に石首、追ふ者少間あるに因りて旌を收むる也。
【九〇】唐苟、石首、皆鄭君の臣。

罪あり。犯すべからず』と。(六三)乃ち公を掀げて以て淖より出だす。(六四)癸巳、(六五)潘尫の黨と、(六六)養由基と、甲を(六七)蹲めて之を射て、(一發シテ)(六八)七札を徹す。(六九)以て王に示して曰く、『君、二臣の此の如くなるあり、何ぞ戰を憂へん』と。王、怒りて曰く、『(七〇)大に國を辱む。(七一)詰朝に、(七二)爾、射ば藝に死なん』と。(七三)呂錡、夢みらく、『月を射て之に中て、退きて泥に入る』と。之を占ふに曰く、『姬姓は日なり、異姓は月なり、必ず楚王ならん。射て之に中て、退きて泥に入るは、亦必ず死なん』と。戰ふに及び、共王を射て目に中つ。王、養由基を召し、之に兩矢を與へ、呂錡を射しむ。(一矢、呂錡ノ)項に中りて(七四)弢に伏す。(養由基)一矢を以て復命す。(七五)郤至、三たび楚子の卒に遇ふ。楚子を見れば、(七六)必ず下り、冑を免ぎて趨ること風のごとくす。楚子、工尹襄をして之に(七七)問

【六三】掀は擧ぐる也。車陷りたれば則ち欒鍼も亦同じく淖に入る、故に父走りて之を救はんとす。然れども鍼、勇力あり、決起して以て公を掀げ、同じく淖より出づる也。

【六四】癸巳は戰の前日。

【六五】黨潘尫の子の名なり。原文に潘尫之黨とあるは、潘尫子黨の訛ならむ。

【六六】養由基は楚の有名なる射を善くする者。

【六七】蹲は聚むる也。

【六八】七札は七棄といふが如く、甲七領のことなり。

【六九】二子、射を以て王に夸る也。

【七〇】將帥、知謀無くして、而も其技藝に誇るは、是れ大に國を辱むる也。

【七一】詰朝は明朝。卽ち戰日なり。

【七二】之を禁じて、射ざらしむる也。

【七三】呂錡は魏錡なり。

【七四】弢は弓ふくろ。其の卽死するを言ふ。

【七五】晉軍合して王族を攻め、王退く、郤至之を逐うて三たび王に迫る也。

【七六】皆、恭を致す也。

【七七】問は遺る也。

して禱るなり』と。伯州犂、(四九)公の卒を以て王に告ぐ。(楚ノ)(五〇)苗賁皇、晉侯の側に在り。亦(五一)王の卒を以て告ぐ。(晉侯ノ左右)皆曰く、『(五二)國士在り。且つ(五三)厚し。當る可からざるなり』と。苗賁皇、晉侯に言ひて曰く、『楚の良は、其中軍の(五四)王族に在るのみ。請ふ良を分ち以て其左右を擊て。而して三軍、王の卒に萃らば、必ず大に之を敗らん』と。公、之を筮す。史曰く、『吉なり。其卦、(五五)復☷☳に遇ふ。曰く、「南國蹙る。其元王を射て、厥目に中る」と。國蹙り、王傷つかば、敗れずして何をか待たん』と。公、(五六)之に從ふ。(晉軍ノ)前に(五七)淖あり。乃ち皆左右して淖を相違く。(五八)步毅、晉の厲公に御たり、欒鍼、右たり。彭名、楚の共王に御たり、潘黨、右たり。石首、鄭の成公に御たり、唐苟、右たり。欒・范、(五九)其族を以て(六〇)公行を夾む。淖に陷る。欒書、將に晉侯を載せんとす。鍼曰く、『(六一)書退け。(六二)國、大任あり。焉ぞ之を專にするを得ん。且つ、官を侵すは冒なり。官を失ふは慢なり。局を離るゝは姦なり。三

【四九】晉君の卒を捕へ來れるなり。
【五〇】苗賁皇は、楚の鬭椒の子、宣公四年、晉に奔りし人。
【五一】楚君の卒を捕へ來れるなり。
【五二】國士は伯州犂をさす。
【五三】厚しは、楚軍の衆多なるをいふ。
【五四】王族は王に屬する兵をいふ。族は屬なり。
【五五】復は震下坤上。
【五六】苗賁皇の謀に從ふ也。
【五七】淖は泥濘。
【五八】郤毅。
【五九】其族は其所屬の兵。
【六〇】公行は公の左右の親軍。
【六一】欒鍼は書の子也、君前に在り、故に子、其父に名をいふなり。
【六二】元帥には元帥の大任あり、戎右には戎右の大任あり、公車陷りたるを濟ふは、戎右の任なり。

と。文子、戈を執り之を逐ひて曰く、『國の存亡は天なり。童子、何ぞ焉を知らん。』欒書曰く、『楚の師(三八)輕窕なり。壘を固くして之を待たば、三日にして必ず退かん。退くときにして之を擊たば、必ず勝つことを獲ん。』郤至曰く、『楚に(三九)六間あり、失ふべからざるなり。(四〇)其二卿は相惡し。(四一)王の卒は(四二)舊を以てす。鄭は陳して整はず。(四三)蠻は軍して陳せず。陳するに(四四)晦を去らず。陳に在りて囂しく、合うて加〻囂しく、各〻其後を顧みて、鬭心あるもの莫し。舊は必ずしも良からず、以て天忌を犯せり。我、必ず之に克たん』と。楚子、(四五)巢車に登りて以て晉の軍を望む。子重、大宰(四六)伯州犂をして王の後に侍らしむ。王曰く、『騁せて左右するは何ぞや。』曰く、『軍吏を召すなり。』(晉ノ軍)皆、中軍に聚れり。』(州犂)曰く、『謀を合はするなり。』幕を張れり。曰く、『(四七)先君に(四八)虔卜するなり。』『幕を徹せり。』曰く、『將に命を發せんとするなり。』『甚だ囂しく、且つ塵上れり。』曰く、『將に井を塞ぎ竈を夷げて行を爲さんとするなり。』『皆乘れり。左右、兵を執りて下れり。』曰く、『誓を聽くなり。』(王曰ク)『戰はんか。』曰く、『未だ知る可からざるなり。』『乘りて左右皆下れり。』曰く、『戰はんと

(三八) 窕は佻と通ず。
(三九) 間は隙なり。隙の乘ず可き者六つあり。
(四〇) 二卿は子重と子反とをさす。
(四一) 王は楚王。
(四二) 舊は舊家。
(四三) 蠻は楚に從へる蠻夷。
(四四) 兵家陣するに晦日を忌むなり。
(四五) 巢車は車上に櫓を築りたるもの。
(四六) 伯州犂は、晉の賢人伯宗の子、前年、楚に奔りし人。
(四七) 先君は晉君の祖先。
(四八) 虔卜は敬み卜ふ。

べし。夫れ諸侯を合はするは、吾が能くする所に非ざるなり。以て能者に遺さん。我若し退きて、群臣輯睦して、以て君に事へば、(二五)多きなり』と。武子曰く、『不可なり』と。六月、晉・楚、(二六)鄢陵に遇ふ。范文子、戰ふことを欲せず。郤至曰く、『(二七)韓の戰に、(二八)惠公、振旅せず、(二九)箕の役に、(三〇)先軫、命を反さず、(三一)邲の師に、(三二)荀伯、復た從はざりしは、皆、晉の恥なり。子も亦、先君の事を見たらん。今、我れ、楚を避けんには、又恥を益すなり』。文子曰く、『吾が先君の亟〻戰ひしや、故あり。秦・狄・齊・楚、皆彊し。力を盡くさずんば、子孫將に弱められんとす。今、(三三)三彊服せり。敵は楚のみ。唯だ聖人のみ能く內外患なし。聖人に非ざるよりは、外寧ければ、必ず內の憂あり。盍ぞ楚を釋てゝ、以て(三四)外懼と爲さざるや』と。甲午晦、楚、晨に晉の軍を壓して陳す。軍吏、之を患ふ。(三五)范匄趨り進みて曰く、『井を塞ぎ竈を夷げ、軍中に陳して(三六)行首を疏せよ。晉・楚は、(三七)唯だ天の授くる所なり。何ぞ焉を患へん』

反省して、以て晉國の憂を緩くす可からん。

【二五】十分なりといふ意。

【二六】鄢陵は鄭の地。

【二七】韓の戰は僖公十五年に在り。

【二八】惠公、秦に獲られて師を還すを得ざりしを云ふ。

【二九】箕の役は僖公三十三年に在り。

【三〇】先軫戰死して復命するを得ざりしを云ふ。

【三一】邲の師は宣公十二年。

【三二】荀林父一敗して輙ち走り復た楚軍に就きて軍せざりしをいふ。

【三三】三彊は齊、秦、狄。

【三四】外に懼あるは內に憂なからしむる所以なり。

【三五】士燮、卽ち范文子の子。

【三六】營竈を決開して戰道を造るなり。行首は行伍の向ふ所。疏は通なり。開く也。

【三七】天祐ある者勝たんのみ。

利にして事節に、時順にして（二五）物成り、上下和睦し、（二六）周旋して逆はず、求めて具はらざるは無く、各〻（二七）其極を知る。故に（二八）詩に曰く「我が烝民を立つ。爾の極に匪ざること莫し」と。是を以て神、之に福を降して、時、災害なし。民生、（二九）敦厖に、和同して以て聽き、力を盡して以て上の命に從ひ、死を致して以て其闕を補はざるは莫し。此れ戰の由つて克つ所なり。今、楚は、内は其民を棄て、外は其好を絕ち、齊盟を瀆して、（三〇）話言を食み、時を奸して以て動き、民を疲らして以て逞しくす。民、信を知らず。進退、罪あり。（三一）人〻底る所を恤ふ。其れ誰か死を致さんや。子、其れ之を勉めよ。（三二）吾、復た子を見じ』と。姚句耳、先づ歸る。子駟焉に問ふ。對へて曰く、『其行、速にして、險を過ぎて整はず。速なれば則ち（三三）志を失ひ、整はざれば列を喪ふ。志失ひ列喪はば、將に何を以て戰はんとする。楚、懼らくは用ゐるべからざらん』と。五月、晉の師、河を濟る。楚の師將に至らんとするを聞き、范文子・反らんと欲して曰く、『（三四）我僞りて楚を逃げば、以て憂を紓ぶ

【二五】羣生、所を得る也。
【二六】動きて理に順ふ也。
【二七】極は中なり。
【二八】周頌思文の篇。先王、其衆民を立て、民皆王の極に納るをいふ。
【二九】敦厖は厚くして大なるなり。
【三〇】話言は善言なり。
【三一】人民、皆、其の往きて至る所を憂へ、奮つて戰場に赴く者無し。
【三二】其の必ず死せんことを知り、之と長く訣別する也。申叔時は、楚の必ず敗れんことを知り、范文子は晉の必ず勝たんことを憂ふ。二公、皆、老成深識の言、而して文子の識見、尤も高し。
【三三】思慮せざる也。
【三四】我詐りて畏怯なるまねして、楚の兵を逃避せば、君臣

逞くす可し。若し唯だ鄭のみ叛かば、晉國の憂、立ちどころに俟つ可し。』欒武子曰く、『以て吾が世に當りて諸侯を失ふ可からず。必ず鄭を伐たん』と。乃ち師を興す。欒書、中軍に將たり、士燮、之に佐たり。郤錡、上軍に將たり、荀偃、之に佐たり。韓厥、下軍に將たり、郤至、新軍に佐たり。荀罃、(七)居守たり。郤犨、衞に如き、遂に齊に如き、皆、師を乞ふ。(八)欒黶、來りて師を乞ふ。孟獻子曰く、『(九)晉、勝つこと有らん』と。戊寅、晉の師、起つ。鄭人、晉の師ありと聞き、楚に告げしむ。(一〇)姚句耳、與に往く。(一一)楚子、鄭を救ふ。司馬(子反)中軍に將たり、令尹(子重)左に將たり、(一二)右尹子辛、右に將たり。申を過ぐ。子反入りて申叔時を見る。曰く、『師、其れ何如ん。』對へて曰く、『德・刑・(一三)詳・義・禮・信は、(一四)戰の器なり。德以て惠を施し、刑以て邪を正し、詳以て神に事へ、義以て利を建て、禮以て時に順ひ、信以て物を守るときは、民生厚くして德正しく、用

ば、晉侯恐懼して修省し、或は以て禍を免る可し。若し惟だ鄭叛くに止まらば、晉侯未だ必ずしも甚だ怖れず、患將に立ちどころに至らんとすればなり。欒郤の輩は、惟だ鄭を失はんことを懼れ、文子は惟だ諸侯の叛く者多からざらんことを懼る。欒郤と見る所全く反す。蓋し其慮遠くして知深きが故なり。晉の厲公無道にして、三郤驕れり、故に范文子嘆息するなり。

【七】居守は留守居。

【八】欒書の子。

【九】孟獻子、晉使の卑讓にして禮儀あるを見て、楚に勝つべきを知れり。

【一〇】句耳は鄭の大夫。

【一一】楚子は共王。

【一二】公子壬夫。

【一三】善く心を用ふるを詳と曰ふ。事を處すること敬愼周到の義なり。しかも主として神に事ふる上に就きて言ふ。

【一四】此六つの者あれば、以て戰ふ可きこと、器用の闕く可からざるが如し。

宋を侵す。六月丙寅朔、日、之を食するあり。晉侯、欒黶をして來りて師を乞はしむ。甲午晦、晉侯、楚子・鄭伯と鄢陵に戰ふ。楚子・鄭の師・敗績す。楚、其大夫公子側を殺す。秋、公、晉侯・齊侯・衞侯・宋の華元・邾人に沙隨に會す。公を見ず。公、會より至る。公、尹子・晉侯・齊の國佐・邾人に會して鄭を伐つ。曹伯、京師より歸る。九月、晉人、季孫行父を執へて、之を苕丘に舍く。冬十月乙亥、叔孫僑如、出でゝ齊に奔る。十有二月乙丑、季孫行父、晉の郤犨と扈に盟ふ。公、會より至る。乙酉、公子偃を刺す。

【傳】十六年（周ノ簡王十一年）春、楚子、武城より、公子成をして、汝陰の田を以て成ぎを鄭に求めしむ。鄭、晉に叛く。子駟、楚子に從ひて、武城に盟ふ。

夏四月、滕の文公・卒す。

(二)鄭の子罕、宋を伐つ。宋の將鉏・樂懼、諸を(三)汋陂に敗る。退きて夫渠に舍り、(四)儆めず、鄭人、(五)之を覆ひ、諸を汋陵に敗り、將鉏・樂懼を獲たり。宋、勝を恃みたればなり。衞侯、鄭を伐ちて鳴鴈に至る。晉の爲めの故なり。

晉侯、將に鄭を伐たんとす。范文子曰く、『(六)若し吾が願を逞くせんには、諸侯皆晉に叛かば、以て

【一】滕の文公卒し、成公原立つ。

【二】滕は宋の與國なり、鄭人、滕の喪有るに乘じて、宋を侵したるなり。

【三】汋陂、夫渠、汋陵は宋の地。

【四】儆備せざりしなり。

【五】宋人の備へざるを掩襲する也。

【六】若し吾が願を逞くせんと欲せば、則ち諸侯、皆、晉に叛きて、方に以て逞くす可し。何となれば、諸侯皆叛か

とを得じ。右師、(二八)視ること速にして、言ふこと疾し。異志あらん、若し我を納れずば、今、將に馳するならん』と。丘に登りて之を望めば、則ち(華元)馳す。(五人)騁せて之を從へば、(華元)(二九)則ち睢の澨を決し、門を閉ぢて陴に登れり。左師・二司寇・二宰、遂に出でゝ楚に奔る。華元、向戌をして左師と爲り、(三〇)老佐をして司馬と爲り、樂裔をして司寇と爲らしめ、以て國人を靖んず。

晉の(三一)三郤、伯宗を害とし、譖りて之を殺し、(三二)欒弗忌に及ぶ。(三三)伯州犂、楚に奔る。韓獻子曰く、『郤氏は其れ免れざらんか。(三四)善人は天地の紀なり。而るを驟〻之を絶つ。亡びずして何をか待たん』と。初め伯宗、朝するごとに、其妻必ず之を戒めて曰く、『盜は主人を憎み、民は其上を惡む。子、直言を好む。必ず難に及ばん』と。

十一月、吳に鍾離に會するは、(三五)始めて吳に通ずるなり。

許の靈公、鄭に偪らるゝを畏れ、遷らんことを楚に請ふ。辛丑、楚の公子申、許を葉に遷す。

【經】十有六年、春王の正月、雨ふりて木冰る。夏四月辛巳、(一)滕子卒す。鄭の公子喜、師を帥ゐて

【二八】落ち着かざる貌。
【二九】澨は堤防なり。華元、睢の堤防を壞りて水を注ぎ、城上に登りて、五大夫を禦ぎしなり。
【三〇】老佐は戴公の子孫。
【三一】郤錡、郤至、郤犨。
【三二】欒弗忌は晉の賢大夫なり。
【三三】伯宗の子。
【三四】善人は天地を綱紀して崩隧せざらしむる所以なり。
【三五】吳始めて中國の會に與かる。

むること能はずして、(一七)敢て寵を賴まんや』と。乃ち出でゝ晉に奔る。(一八)二華は戴の族なり。(一九)司城は莊の族なり。(二〇)六官は皆桓の族なり。魚石、將に華元を止めんとす。魚府曰く、『(二一)右師反らば、必ず討せん。是れ桓氏なきなり。』魚石曰く、『師苟も反るを獲ば、之に討を許すと雖も、必ず敢てせじ。且つ大功多くして、國人之に與す。反さずんば、懼らくは、桓氏の宋に祀なからんことを。右師(タトヒ)討ずとも、猶ほ(二二)戌が在るあり。(二三)桓氏亡ぶと雖も、必ず偏ならん』と。魚石、自ら華元を河上に止む。(華元)討せんと請ふ。(魚石)之を許す。乃ち反る。華喜・公孫師をして國人を帥ゐて、蕩氏を攻めしめ、(二四)子山を殺す。書して、『宋、其大夫山を殺す』と曰ふは、(二五)其族に背けるを言ふなり。(二六)魚石・向爲人・鱗朱・向帶・魚府、出でゝ睢上に舍る。華元、(人ヲシテ)之を止めしむ。可かず。冬十月、華元、自ら之を止む。可かず。(華元)乃ち反る。魚府曰く、『(二七)今、從はずんば、入るこ

【一七】君命を受けて職を辱しむるを得ず。
【一八】華元華喜は戴公の子孫なり。
【一九】公孫師は莊公の子孫なり。
【二〇】魚石、魚府、向帶、向爲人、鱗朱、蕩澤は桓公の子孫なり。
【二一】華元が還りて蕩澤を討じ幷せて六族に及ばんことを恐るゝなり。
【二二】向戌は桓公の曾孫にして賢なれば、之をば華元も討たざるべし。
【二三】桓族亡ぶとも其一部分は遺るべしと。
【二四】子山は蕩澤。
【二五】蕩氏は宋の公族にして、還つて公室を害す、故に族を去りて、以て其罪を示す。
【二六】魚石等五人、同族なれば罪の及ばんことを畏れ、出奔せんとするなり。睢は水の名。
【二七】今華元に從ひて入らずんば、永く歸國するを得ざらん。

吾が節に非ざるなり。聖なること能はずと雖も、敢て守ることを失はんや』と。遂に逃れて宋に奔る。

夏六月、宋の共公卒す、

楚、(一〇)將に師を北にせんとす。(一一)子囊曰く、『新に晉と盟ひて之に背かば、乃ち不可なること無からんや。』子反曰く、『敵は(一二)利あれば則ち進む。何の盟かこれあらん』と。申叔時、老して申に在り。之を聞きて曰く、『子反は必ず(一三)免れじ。信は以て禮を守り、禮は以て身を庇ふ。信・禮の亡ぶる、免れんと欲すとも得んや』と。楚子、鄭を侵す。暴隧に及び、遂に衞を侵して首止に及ぶ。鄭の子罕、楚を侵して新石を取る。欒武子、楚に報いんと欲す。韓獻子曰く、『(一四)庸ゐること無かれ。其罪を重ねしめば、民、將に之に叛かんとす。民なくんば孰か戰はん』と。

秋八月、宋の共公を葬る。是に於て、華元、右師たり、魚石、左師たり、蕩澤、司馬たり、華喜、司徒たり、公孫師、司城たり、向爲人、大司寇たり、鱗朱、少司寇たり、向帶、大宰たり、魚府、少宰たり。蕩澤、公室を弱しとし、(一五)公子肥を殺す。華元曰く、『我、右師たり、君臣の訓は、(一六)師の司る所なり。今、公室卑しくして、正すこと能はざるは、吾が罪大なり。官を治

【九】愚者は妄動す。
【一〇】北の方鄭衞を侵さんとするなり。
【一一】莊王の子貞。
【一二】利ありとは、利の乘ずべきあるをいふ。
【一三】滅亡を免れざらん。
【一四】爲すこと莫かれ。
【一五】文公の子。
【一六】師は右師左師をいふ。

晉の大夫に善くす。

經 十有五年、春王の二月、衞の定公を葬る。三月乙巳、(一)仲嬰齊卒す。癸丑、公、晉侯・衞侯・鄭伯・曹伯・宋の世子成・齊の國佐・邾人に會して、戚に同盟す。晉侯、曹伯を執へて、京師に歸る。公、會より至る。夏六月、(二)宋公固卒す。楚子、鄭を伐つ。秋八月庚辰、宋の共公を葬る。宋の華元出で、晉に奔る。宋の華元、晉より宋に歸る。宋、其大夫山を殺す。宋の魚石出で、楚に奔る。冬十有一月、叔孫僑如、晉の士燮・齊の高無咎・宋の華元・衞の孫林父・鄭の公子鰌・邾人に會して、吳に鍾離に會す。許、葉に遷る。

傳 十五年(周ノ簡王十年)春、戚に會するは、(三)曹の成公を討ずるなり。執へて諸を京師に歸る。書して、『晉侯、曹伯を執ふ』と曰ふ、は(四)其民に及ぼさざるなり。凡そ、君、其民に不道なるを、諸侯、討じて之を執へば、則ち『某人、某侯を執ふ』と曰ふ。然らざれば則ち否ず。

諸侯、將に(五)子臧を王に見えしめて、之を立てんとす。子臧・辭して曰く、『前志に之あり、曰く「聖は(六)節に(七)達し、(八)次は節を守り、(九)下は節を失ふ」と。君と爲るは、

【一】嬰齊は、襄仲の子、公孫歸父の弟。宣公十八年、東門氏を逐ふ。既にして又嬰齊をして其後を紹がしめ、仲氏と曰ふ。
【二】宋共公卒し、子平公成立つ。
【三】成公、定公の庶子を以て、大子を殺し、自立せしを討するなり。
【四】其民に暴惡を加へしにあらざるを云ふ。
【五】曹の成公の弟。
【六】節は節度分限。
【七】達は能く通達して、凝滯する所無きなり。
【八】次は賢者をいふ。

八月、鄭の子罕、許を伐ち、敗らる。戊戌、鄭伯、復た許を伐つ。庚子、(一七)其郛に入る。(一八)許人平ぐに叔申の封を以てす。

九月、僑如、夫人婦姜氏を以て齊より至る。(一九)族を舍つるは夫人を尊ぶなり。故に君子曰く、『春秋の稱は、(二〇)微にして顯はれ、(二一)志して晦く、(二二)婉にして章を成し、(二三)盡くして汙ならず、惡を懲らして善を勸む。聖人に非ずんば、誰か能く之を脩めん』と。

衞侯・疾あり。(二四)孔成子・甯惠子をして、(二五)敬姒の子(二六)衎を立てゝ以て大子たらしむ。冬十月、衞の定公・卒す。夫人姜氏・既に哭して息ひ、大子の哀まざるを見て、(憤悶シテ)(二七)酌飲を内れず。歎じて曰く、『(二八)是夫や、將に唯だ衞國を敗るのみにあらず、其れ必ず未亡人より始めんとす。嗚呼、天、衞國に禍するかな、吾、(二九)鱄をして社稷を主らしむるを獲ざりしこと』と。大夫、これを聞きて、聳懼せざるは無し。孫文子、是れより、敢て(三〇)其重器を衞に舍かず。盡く諸を(三一)戚に寘きて、甚だ

【一七】郛は郭なり。
【一八】成公四年、鄭の公孫申、許の田を疆して許に敗られたりき、許人、今、其地を致して鄭人と和せり。
【一九】族を舍つるとは、叔孫と稱せざるなり。
【二〇】文字少くして、而も義顯はるゝ也。
【二一】其辭具はれども、義は辭より知る可からざる也。
【二二】諱み避くる場合には、婉曲にして文章順序ある也。
【二三】其事を直言して、隱し諱むこと無きなり。
【二四】孔達の孫。
【二五】敬姒は定公の妾。
【二六】衎は獻公なり。
【二七】一酌の飲もの。
【二八】夫は賤者の稱・此の男といふが如し。
【二九】鱄は衎の同母弟なり。
【三〇】重器は寶器。
【三一】孫氏の邑。

傳 十四年(周ノ簡王九年)春、衞侯、晉に如く。晉侯、(四)强ひて孫林父を見えしめんとす。(衞ノ)定公可かず。夏、衞侯既に歸る。晉侯、郤犨をして孫林父を送りて之を見えしむ。衞侯辭せんと欲す。(五)定姜曰く、『不可なり。(六)是れ先君の(七)宗卿の嗣なり。(八)大國、又以て請ふことを爲す。許さずんば將に亡びんとす。之を惡むと雖も、猶ほ亡ぶるよりは愈らずや。君、其れ之を忍べ。民を安んじて宗卿を宥すも、亦可ならずや』と。衞侯見て之を(九)復す。衞侯、(一〇)苦成叔を饗す。(一一)甯惠子相く。苦成叔、傲れり。甯子曰く、『苦成叔は家其れ亡びんか。古の享食を爲すや、以て威儀を觀て禍福を省みるなり。故に(一二)詩に曰く(一三)「兕觥其れ(一四)觩たり。(一五)旨酒柔を思ふ。(一六)彼の交はりて傲らざるは、萬福來り求む」と。今、夫子傲れり。禍を取るの道なり』と。

秋、宣伯、齊に如きて女を逆ふ。族を稱するは、君命を尊ぶなり。

【四】孫林父、七年を以て晉に奔れり、晉侯、强ひて林父を衞侯に見えしめて、之を歸さんと欲する也。
【五】定姜は定公の夫人。
【六】是れは孫林父をさす。
【七】宗卿は國の宗臣。
【八】大國は晉をさす。
【九】位に復す。
【一〇】郤犨。
【一一】甯殖。
【一二】小雅桑扈の篇。
【一三】兕觥は兕の形を畫きたる酒器。
【一四】觩は觥に畫きたる兕の角の上に曲りたる貌。」
【一五】旨酒は美酒。柔は柔德。君子は、禮を好み、酒を飲むに皆柔德を思ふ。
【一六】旨酒の會は、君子の交なり。倨傲する所無きときは、禍を求むるを事とする無くして、福反つて來りて我を求むるなり。

六月丁卯、夜、鄭の公子班、（六八）訾より、（六九）大宮に入らんことを求む。能はず。（七〇）子印・子羽を殺す。反りて市に軍す。己巳、子駟、國人を帥ゐて大宮に盟ひ、遂に從つて盡く之を焚き、（七一）子如・子駹・孫叔・孫知を殺す。

曹人、（七二）公子負芻をして守らしめ、公子欣時をして曹伯の喪を逆へしむ。秋、負芻、（七三）其大子を殺して自立す。諸侯、乃ち之を討たんと請ふ。晉人、其役の勞せるを以て、他年を俟たんと請ふ。冬、曹の宣公を葬る。既に葬るや、（七四）子臧、將に亡げんとす。國人、皆、將に之に從はんとす。成公乃ち懼れ、（七五）罪を告げ且つこれに請ふ。乃ち反りて（七六）其邑を致す。

【經】十四年、春王の正月、莒子朱・卒す。夏、衞の孫林父、晉より衞に歸る。秋、叔孫僑如、齊に如き女を逆ふ。鄭の公子喜、師を帥ゐて許を伐つ。九月、僑如、夫人（一）婦姜氏を以て、齊より至る。冬十月庚寅、（二）衞侯臧・卒す。（三）秦伯卒す。

【六八】訾は鄭の地。
【六九】大宮は祖廟。
【七〇】子印、子羽、子駟、皆穆公の子。
【七一】子如は公子班、子駹は班の弟、孫叔は班の子、孫知は子駹の子。
【七二】負芻、欣時、皆宣公の庶子。負芻は卽ち成公。
【七三】其大子は宣公の大子。
【七四】子臧は卽ち欣時。
【七五】罪を子臧に告げ、且つ留まりて國人の心を繫がんと請ふ。
【七六】欣時、其封地を成公に還したるなり。義、其祿を食まざる也。

【一】婦と稱するは、宣公の夫人穆姜尙ほ存すればなり。
【二】衞の定公卒し、子獻公衎立つ。
【三】秦の桓公卒し、子景公立つ。

ましめ、寡人に（五七）暱就す。寡人帥ゐて以て命を聽き、唯だ好を是れ求めんとす。君、若し諸侯を惠顧し、寡人を（五八）矜哀して、之に盟を賜はゞ、則ち寡人の願なり。其れ（五九）承けて諸侯を寧んじて、以て退かん。豈に敢て亂を徼めんや。君、若し大惠を施さずんば、寡人不佞、其れ諸侯を以て退くこと能はざらん。敢て盡く之を執事に布く。執事をして實に之を（六〇）圖利せしむ』と。

秦の桓公、既に晉の厲公と令狐の盟を爲し、又、狄と楚とを召し、道びきて以て晉を伐たんと欲す。諸侯、是を以て晉に睦まじ。晉の欒書、中軍に將たり、荀庚、之に佐たり。士燮、上軍に將たり、郤錡、之に佐たり、韓厥、下軍に將たり、荀罃、之に佐たり、趙旃、新軍に將たり、郤至、之に佐たり、（六一）郤毅、戎に御たり。（六二）欒鍼、右たり。孟獻子曰く、『晉の（六三）帥乘和せり。師必ず大功あらん』と。五月丁亥、晉の師、諸侯の師を以て、秦の師と（六四）麻隧に戰ふ。秦の師敗績す。秦の成差と（六五）不更女父とを獲たり。曹の宣公、師に卒す。師、遂に涇を濟り、（六六）侯麗に及びて還る。晉侯を新楚に迓ふ。成肅公（六七）瑕に卒す。

【五七】暱就は、したしみ、つく。
【五八】矜哀は、あはれむ。
【五九】君の意を承けて、以て諸侯を寧靜せん。
【六〇】圖利は、其利とする所を圖る也。
【六一】郤至の弟。
【六二】欒書の子。
【六三】帥は軍帥、乘は車士。
【六四】麻隧は秦の地。
【六五】不更は秦の爵名、女父は姓名。
【六六】侯麗新楚は皆秦の地。
【六七】瑕は晉の地。

ち亦禍の(四六)延きを悔いて、福を先君獻・穆に徼めんと欲して、(四七)伯車をして來りて我が景公に命せしめて曰く、「吾と女と與に好を同じくし惡を棄て、復た舊德を修めて、以て前勳を追念せん」と。言誓未だ就らざるに、景公、卽世せり。我が寡君、是を以て(四八)令狐の會あり。君又(四九)不祥にして、盟誓に背棄し、白狄は君と州を同じくし、君の仇讎にして、(五〇)我が昏姻なるに、君・來りて命を賜うて曰く、「吾、女と與に狄を伐たん」と。寡君敢て昏姻を顧みず、君の威を畏れて命を吏に受けぬ。君、狄に二心ありて曰く、「晉、將に女を伐たんとす」と。(五一)狄、應けながらも且た憎めり。是を用つて我に告げぬ。楚人も、君が其德を(五二)二三にするを惡むや、亦、來りて我に告げて曰く、「秦、令狐の盟に背きて、來りて盟を我に求め、昭に昊天・上帝・(五三)秦の三公・(五四)楚の三王に告げて曰く、「余、晉と(五五)出入すと雖も、余は唯だ利を是れ視る」と。(五六)不穀、其の成德なきを惡む。是を以て之を宣べて、以て不壹を懲らす」と。諸侯、備さに此言を聞き、斯に是を用つて心を痛ましめ首を疾

【四六】延は長き也。
【四七】秦の桓公の子。
【四八】令狐の會は成公十一年。
【四九】不祥は不善なり。齊盟を瀆して神を慢ろ、故に不祥と曰ふ。
【五〇】季隗は廧咎如赤狄の女なり、白狄、伐ちて之を獲てこれを文公に納ろ。
【五一】應は受くる也。狄人、秦君の言を受けたれども、且つ秦君の信なきを憎みて、是を以て來りて我に告げたり。
【五二】二三にするは屢變ずる也
【五三】秦の三公は穆公、康公、共公。
【五四】楚の三王は成王、穆王、莊王。
【五五】出入は往來する也。
【五六】不穀は楚王が晉人に對して自ら稱する代名詞。

ありき。猶ほ罪を赦さんことを穆公に願へども、穆公聽かずして、楚に卽きて我を謀れり。天、其衷を誘き、(二九)成王、命を隕せり。穆公、是を以て志を我に逞しくすること克はざりき。(三〇)穆・襄、卽世し、康・靈、卽位せり。康公は我の(三一)自出なれど、又、我が公室を闕翦し我が社稷を傾覆せんと欲し、我が(三二)蟊賊を帥ゐて、以て來りて、我が邊疆を蕩搖せり。我、是を以て(三三)令狐の役あり。康、猶ほ悛めず、我が河曲に入り、我が涑川を伐ち、我が(三四)王官を俘り、我が(三五)羈馬を翦れり。我、是を以て(三六)河曲の戰あり。東道の通せざるは、則ち是れ康公、我が好を絕ちたればなり。(三七)君の嗣ぐに及びてや、我が君景公(三八)領を引きて西望して、「庶くは我を(三九)撫せんか」と曰へるに、君、亦、(四〇)稱へ盟ふを惠まず、吾が(四一)狄の難あるを利とし、我が河縣に入り、我が(四二)箕部を焚き、我が農功を芟夷し、我が(四三)邊垂を(四四)虔劉せり。我、是を以て(四五)輔氏の聚あり。君

【二八】僖公三十三年の事。
【二九】文公元年、楚、成王を殺す。
【三〇】秦穆公、晉襄公、共に文公六年に卒し、秦康公、晉靈公、各其位を嗣ぐ。
【三一】自出は外甥。
【三二】蟊は禾を害ふ蟲なり、秦の公子雍を晉に納れんとせしをいふ。
【三三】令狐の役は文公七年に在り。
【三四】王官は地名。
【三五】羈馬は地名。
【三六】河曲の戰は文公十二年。
【三七】君は秦の桓公。
【三八】領を引くは、首を延ばす也。
【三九】撫は撫恤する也。
【四〇】肯へて晉の望を稱へて共に盟はず。
【四一】狄の難は、潞氏征討をさす。
【四二】箕部は皆邑の名。
【四三】邊垂は邊境。
【四四】虔も劉も殺すなり。
【四五】聚は衆なり、師の意なり。宣公十五年の役をいふ。

て、用つて能く祀を奉せしめたり。又、大勳を成すこと能はずして、(二六)韓の師を爲しつれど、亦、厥心に悔いて、用つて(二七)我が文公を集しゝは、是れ穆の成せるなり。文公、躬づから甲冑を擐き、山川を跋履し、險阻を踰越し、東の諸侯を征し、虞・夏・商・周の胤にして、諸を晉に朝せしめしは、則ち亦既に舊德に報いしなり。鄭人、君の(二八)疆場を怒らせしかば、我が文公、諸侯を帥ゐて、晉と鄭を圍みしとき、晉の大夫、我が寡君に詢らずして、擅に鄭と盟ひき。諸侯、之を疾みて、(二九)將に命を晉に致さんとせしを、文公、恐懼し、諸侯を(三〇)綏靜せり。晉の師、(三一)克く還りて害無かりしは、則ち是れ我、西に(三二)大造あるなり。無祿にして、文公、即世せしに、穆、(三三)弔せざるを爲し、我が君を(三四)蔑死し、我が襄公を寡しとし、我が殽の地を迭ぎ、我が好を(三五)奸絕し、我が(三六)保城を伐ち、我が(三七)費滑を殄滅し、我が兄弟を散離し、我が同盟を撓亂し、我が國家を傾覆せんとせり。我が襄公、未だ君の舊勳を忘れざれど、而も社稷の隕ちんことを懼る。是を以て(三八)殽の師

【二五】僖公十年、秦、惠公を晉に納る。
【二六】同十五年、秦、晉を韓に敗る。
【二七】同二十四年、秦、文公を晉に納る。
【二八】疆場は、さかひ。
【二九】死命を致して秦を討ぜんとせしとなり。
【三〇】綏靜は、安んじ、靜むる也。
【三一】無事にして還りしを云。
【三二】大造は大功を成したりとの意。
【三三】人の喪を恤へざる也。
【三四】輕蔑して、以て死せりと爲す也。
【三五】奸絕は、をかしたつ。
【三六】保城は小城。
【三七】滑國は費に都せり、故に費滑といふ。晉と同姓なり。故に兄弟といふ。

三月、公、京師に如く。宣伯、(三)賜を欲し、請うて先づ使す。王、(四)行人の禮を以て禮す。孟獻子從ふ。王、以て介と爲して、重く之に賄ふ。公、諸侯と、王に朝す。遂に劉康公・成肅公に從ひ、晉侯に會して秦を伐つ。(五)成子、(六)脤を社に受けて、敬しまず。劉子曰く、『吾、之を聞く、(七)民は天地の中を受けて以て生ず、所謂命なり。是を以て、動作・禮儀・威儀の則あり、以て命を定む。能者は養ひて以て福に之き、不能者は敗りて以て禍を取る。是故に、君子は禮を勤め、小人は力を盡す。禮を勤むるは、敬を致すに如くは莫く、力を盡すは、敦篤に如くは莫し。敬は神を養ふに在り。篤は業を守るに在り。國の大事は、祀と戎とに在り。祀に(八)膰を執ることあり、戎に脤を受くることあり、神(二事フル)の大節なり。今、成子惰る。其命を棄てたり。其れ反らざらんか』と。

夏四月戊午、晉侯、(九)呂相をして秦を絕たしめて曰く、『昔、我が獻公と(一〇)穆公と相好するに逮びて、力を戮せ心を同じくし、之に申ぬるに盟誓を以てし、(一一)之に重ぬるに昏姻を以てせり。天、(一二)晉國に禍して、文公、齊に如き、惠公、秦に如き、(一三)無祿にして獻公(一四)卽世せしかど、穆公、舊德を忘れず、(一五)我が惠公をし

【三】王の己に賜ふあるを欲する也。
【四】遇すること厚からざる也。行人は使人なり。
【五】成子は成肅公なり。
【六】脤は兵を出すとき社を祭る肉なり。
【七】民は天地の中正の氣を受けて生る、これを天命と謂ふ。
【八】膰は祭肉。
【九】魏錡の子。
【一〇】穆公は秦侯。
【一一】秦の穆公の夫人は、晉の獻公の女なり。
【一二】驪姬の亂をいふ。
【一三】無祿は不幸なり。
【一四】卽世は死する也。

りて、以て己が腹心・股肱・爪牙と爲す。故に詩に曰く、「赳赳たる武夫は、公侯の腹心」と。天下、道あれば、則ち公侯は能く民の干城と爲りて、其腹心を制し、亂るれば則ち之に反す。今、吾子の言は、亂の道なり。以て法と爲す可からず。然れども吾子は主なり。至・敢て從はざらんや』と。遂に入りて事を卒る。歸りて以て范文子に語る。文子曰く、『禮無ければ必ず言を食む。(二)吾が死亡せんこと、日無からんか』と。冬、楚の公子罷、晉に如きて聘し、且つ盟に涖む。十二月、晉侯、楚の公子罷と(三)赤棘に盟ふ。

【經】十有三年、春、晉侯、郤錡をして來りて師を乞はしむ。三月、公、京師に如く。夏五月、公、京師より、遂に晉侯・齊侯・宋侯・衞侯・鄭伯・曹伯・邾人・滕人に會して、晉を伐つ。(一)曹伯盧、師に卒す。秋七月、公、秦を伐つより至る。冬、曹の宣公を葬る。

【傳】十三年(周ノ簡王八年)春、晉侯、郤錡をして來りて師を乞はしむ。事を將ふこと敬まず。孟獻子曰く、『郤氏は其れ亡びんか。禮は身の幹なり。敬は身の基なり。郤氏、基なし。且つ先君の(二)嗣卿なり。命を受けて以て師を求め、將に社稷を是れ衞らんとして、而も惰るは、君命を棄つるなり。亡びずして何をか爲さん』と。

攻伐する也。
【一〇】略は取る也。
【二】晉楚の和久しからずして破るべきを云ふ也。
【三】赤棘は晉の地。
【一】曹の宣公卒し、子成卒負芻立つ。
【二】郤錡、父克に嗣ぎて卿たるを云ふ。

く。郤至、將に登らんとす。(一〇)金奏、下より作る。驚きて走り出づ。子反曰く、『日云に莫れぬ。寡君須てり。吾子、其れ入れ』と。(一一)賓曰く、『君、先君の好を忘れず、施きて下臣に及ぼし、之に貺ふに大禮を以てし、之に重ぬるに備樂を以てす。如し天の福ありて兩君相見えば、何を以てか此に代へん。下臣は敢てせじ。』子反曰く、『若し天の福ありて兩君相見えんには、(一二)亦唯だ是れ一矢を以て相加遺すること無からんや。焉んぞ樂を用ゐん。寡君須てり。吾子其れ入れ。』賓曰く、『(一三)若し之を譲むるに一矢を以てするは、禍の大なる者なり。其れ何の福とか之れ爲さん。世の治まるや、諸侯、天子の事に(一四)間あれば、則ち(一五)相朝するなり。是に於て享宴の禮あり。享は以て恭儉を訓へ、宴は以て慈惠を示す。恭儉以て禮を行ひて、慈惠以て政を布く。政は禮を以て成る。民是を以て息ひ、百官、事を承け、朝して(一六)夕せず。此れ公侯の其民を(一七)扞城する所以なり。故に(一八)詩に曰く、『赳赳たる武夫は、公侯の干城』と。其亂るるに及びてや、諸侯、貪冒にして、侵欲して忌まず。(一九)尋常を爭ひて、以て其民を盡し、其武夫を(二〇)略

【一〇】金奏は鐘を撃ちて樂を奏する也。
【一一】賓は客なり。郤至をさす。
【一二】戰ふをいふ。加は淩ぐ、遺は與ふるなり。
【一三】若し二國、相責讓するの煩言有りて、一矢を以て相加遺せば、此れ禍の大なる者にして、其れ何ぞ福と爲さんや。
【一四】間は閑暇。
【一五】私好を修む。
【一六】無事なる也。旦に君に見ゆるを朝と謂ひ、暮に君に見ゆるを夕と謂ふ。
【一七】扞城は、ふせぎまもる也。
【一八】國風周南。
【一九】八尺を尋といひ、其倍を常といふ。僅少の地を爭うて

に敗る。冬十月。

傳　十二年（周ノ簡王七年）春、王、周公の難を以て來り告げしむ。書して、『周公出でゝ晉に奔る』と曰ふは、（一）凡そ周よりは出づること無し。周公は自ら出でしが故なり。

宋の華元、克く晉・楚の成ぎを合せたり。夏五月、晉の士燮、楚の（二）公子罷・許偃に會す。癸亥、宋の西門の外に盟ふ。曰く、『凡そ晉・楚、戎を相加ふること無く、好惡之を同じくし、（三）菑厄を同じく恤へ、凶患に備へ救ひ、若し楚を害するものあらば、則ち晉、之を伐ち、晉に在りては、楚も亦之の如くせん。（四）贄を交へて往來し、道路壅ぐこと無く、其不協を謀りて、（五）不庭を討せん。此盟を渝ふること有らば、明神之を（六）殛し、其師を隊さしめ、克く國に（七）胙すること無からん』と。鄭伯、晉に如き、成ぎを聽く。瑣澤に會するは、成ぎし故なり。

狄人、宋の盟を間ひて、以て晉を侵して、備を設けず。秋、晉人、狄を交剛に敗る。

晉の郤至、楚に如きて聘し、且つ盟に涖む。楚子、之を（八）享す。子反相く。（九）地室を爲りて焉に縣

【一】天子は外無し、故に奔る者、出づと言はず。周公、王の復する所と爲りて、而も自ら周に絕つ、故に出づと書して以て之を非る也。

【二】二子は楚の大夫。

【三】菑厄は災厄。

【四】贄は幣なり。

【五】不庭は背叛して王庭に來らざるもの。

【六】殛は誅する也。

【七】胙は福なり。

【八】享は饗應なり。

【九】樂室を地下に造りて鐘磬等を懸くる也。

でしめしとき、蘇忿生、溫を以て司寇と爲り、檀伯達と與に河に封ぜられき。蘇氏、狄に卽き、又、狄に能からずして(二四)衞に奔りしかば、襄王、文公を勞ひて、(二五)之に溫を賜ひ、(二六)狐氏・陽氏、先づ之に處り、而る後に子に及べり。若し其故を治めば、則ち王官の邑なり。子安ぞ之を得ん』と。晉侯、郤至をして敢て爭ふこと勿らしむ。

宋の華元、令尹子重に善し。又、欒武子に善し。楚人が既に晉の糴茷に成ぎを許して歸りて復命せしむと聞き、冬、華元、楚に如き、遂に晉に如き、晉・楚の成ぎを合はす。

秦・晉、成ぎを爲し、將に令狐に會せんとす。晉侯先づ至る。秦伯、肯て河を涉らず、王城に次り、(二七)史顆をして晉侯に河東に盟はしむ。晉の郤犨、秦伯に(二八)河西に盟ふ。范文子曰く、『是の盟や何の益あらん。(二九)齊盟は(三〇)信を質す所以なり。(三一)會所は信の始なり。始の從はざるは、其れ質す可けんや』と。

秦伯、歸りて晉の成ぎに背く。

[經] 十有二年、春、周公、出で、晉に奔る。夏、公、晉侯・衞侯に瑣澤に會す。秋、晉人、狄を交剛

(二三) 封を撫づとは封內の地を撫有する也。
(二四) 僖公十年。
(二五) 僖公二十五年。
(二六) 狐溱、陽處父、先づ溫の地を食みしなり。
(二七) 秦の大夫。
(二八) 王城に就いて盟ふ也。
(二九) 齊は肅なり。盟は必ず肅敬なり、故に齊盟と曰ふ。
(三〇) 信を鬼神に正す也。
(三一) 約會の所は、二國、信を質すの始なり。

施孝叔に嫁せり。郤犫の來聘するや、(一一)婦を聲伯に求めぬ。聲伯、施氏の婦を奪ひて、以て之に與へんとす。婦人曰く、『鳥獸だも、猶ほ(一二)儷を失はず。子將に若何にせんとする』と。(施氏)曰く、『(一三)吾、死亡すること能はず』と。婦人遂に行き、二子を郤氏に生む。(一四)郤氏亡び、晉人、之を施氏に歸す。施氏、諸を河に逆へ、其二子を(河)沈む。婦人怒りて曰く、『已に其伉儷を庇ふこと能はずして之を亡ひ、又、人の子を字ふこと能はずして之を殺す。將た何を以てか終らん』と。遂に施氏に(一五)誓ふ。

夏、季文子、晉に如くは、聘に報い、且つ盟に涖むなり。

(一六)周公楚、(一七)惠・襄の偪るを惡み、且た(一八)伯與と政を爭ひて、勝たず。怒りて出づ。(一九)陽樊に及ぶ。王、劉子をして之を復せしむ。(二〇)鄄に盟ひて入る。三日にして復た出で、晉に奔る。

秋、宣伯、齊に聘す、以て前好を脩む。

晉の郤至、周と(二一)鄇の田を爭ふ。王、劉康公・單襄公に命じて、諸を晉に訟へしむ。郤至曰く、『溫は吾が(二二)故なり。故に敢て失はじ』と。劉子・單子曰く、『昔、周、商に克ちて、諸侯をして(二三)封を撫

【一一】婦は妻なり。
【一二】儷は配偶。
【一三】郤子を失望せしめて、身に禍を來すことを欲せずといふなり。
【一四】郤子の亡ぶるは十七年に在り。
【一五】妻たらじと誓ふなり。
【一六】周公楚は閱の曾孫。
【一七】惠王襄王の族。
【一八】周の卿士。
【一九】陽樊は晉の地。
【二〇】鄄は周の邑。
【二一】鄇は溫の別邑。
【二二】故は故の領地。

卷の十三

成公　下

【經】十有一年、春王の三月、公、晉より至る。晉侯、(一)郤犨をして來聘せしむ。己丑、郤犨と盟ふ。夏、季孫行父、晉に如く。秋、叔孫僑如、齊に如く。冬十月。

【傳】十一年(周ノ簡王六年)春王の三月、公、晉より至る。晉人、公を以て、楚に(二)貳ありと爲す。故に公を止めたり。公、盟を受けんと請ひて、而る後に歸らしめらる。

郤犨來り聘し、(三)且つ盟に涖む。(四)聲伯の母は(五)聘せざりき。(六)穆姜曰く、『吾、(七)妾を以て(八)姒と爲さず』と。聲伯を生みて、之を出す。(後)齊の管于奚に嫁し、二子を生みて寡となり、以て聲伯に歸す。聲伯、其(九)外弟を以て大夫と爲し、其外妹を(一〇)

【一】郤克の從父昆弟。
【二】貳は二心。
【三】公、盟を受けんと請ふ、故に晉、大夫をして來りて之に臨ましむ。
【四】聲伯は叔肸の子。聲伯の母は叔肸の妻。
【五】娶るに媒禮なきを云ふ。
【六】宣公の夫人、叔肸の姉妹。
【七】妾は聲伯の母を指す、聘せざりしを以て妾といふ。
【八】兄弟の妻は、互に己より長ずるものを姒と爲し、幼なるものを娣となす。
【九】外弟外妹は管于奚の子なり。
【一〇】施孝叔は魯の惠公五世の孫。

秋、公、晉に如く。(三)晉人、公を止め、葬を送らしむ。是に、羅茷未だ反らず。冬、晉の景公を葬る。公、葬を送る。諸侯、在るもの莫し。魯人、之を辱とす。故に書せず。之を諱みてなり。

楚に通ぜるや否やを見んとするなり、故に之を止め置きしなり。

言ふこと夢の如し。公曰く、『何如にせん。』曰く、『(一二)新を食はじ』と。公、疾病なり。醫を秦に求む。秦伯、醫緩をして之を爲めしむ。未だ至らざるに、公、夢みらく、疾、(一三)二豎子と爲りて曰く、『彼は良醫なり。懼らくは我を傷らん。焉くにか之を逃れん』と。其一曰く、『(一四)肓の上、膏の下に居らば、我を若何にせん』と。醫(既ニ至リテ)曰く、『疾爲む可からざるなり。肓の上、膏の下に在り。之を攻むるも可ならず、之に(一五)達せんとすとも及ばず、藥も至らじ。爲む可からざるなり』と。公曰く、『良醫なり』と。厚く之が禮を爲して之を歸す。六月丙午、晉侯、(一六)麥を欲す。(一七)甸人をして麥を獻ぜしむ。(一八)饋人之を爲む。桑田の巫を召し、(一九)示して之を殺す。將に食はんとす。(二〇)張す。厠に如く。陷りて卒す。小臣、晨に、公を負うて以て天に登ると夢みしものありしが、日中に及び、晉侯を負うて諸を厠より出す。遂に以て(二一)殉と爲せり。

鄭伯、君を立てし者を討じ、戊申、叔申、(二二)叔禽を殺す。君子曰く、『忠は令徳たれども、其人に非ざれば猶は不可なり。況や令からざるをや』と。

【一二】新麥を食ふ時に及ばずして死せん。
【一三】豎子は、こども。
【一四】心下に微脂有るを膏と爲し、鬲下に薄膜有るを肓と爲す。
【一五】達は針なり。
【一六】新麥を食はんと欲したるなり。
【一七】公田を司る人。
【一八】食事を調ふる人。
【一九】巫を殺すは、今新麥を食せんとするに及べるが故なり。
【二〇】張は脹なり、腹がはりしなり。
【二一】殉は殉死。
【二二】叔禽は叔申の弟。
【二三】晉人、糴茷を楚に使せしめ、其歸國を俟ちて、魯君が

をトすれど從はず。乃ち郊せず。五月、公、晉侯・齊侯・宋公・衞侯・曹伯に會して、鄭を伐つ。（一）齊人、來り媵す。丙午、（二）晉侯獳卒す。秋七月、公、晉に如く。冬十月。

【傳】十年、春、晉侯、糴茷をして楚に如かしむ。（三）大宰子商の使に報ゆるなり。

（四）衞の子叔黑背、鄭を侵すは、晉の命なり。

鄭の公子班、（五）叔申の謀を聞き、三月、（六）子如、公子繻を立つ。夏四月、鄭人、繻を殺して（七）髡頑を立つ。子如、許に奔る。欒武子曰く、『鄭人、君を立つ。我、一人を執ふとも、何の益かあらん。鄭を伐ちて其君を歸して以て成ぎを求めんに如かず』と。晉侯、疾あり。五月、晉、大子州蒲を立てゝ以て君と爲して、諸侯を會して鄭を伐つ。鄭の（八）子罕、賂ふに（九）襄鐘を以てす。子然、脩澤に盟ふ。子駟、質と爲る。辛巳、鄭伯歸る。

晉侯、夢みらく、（一〇）大厲、髮を被りて地に及び、膺を搏ちて踊りて曰く、『余が孫を殺しゝこと不義なり。余、帝に請ふことを得たり』と。大門と寢門とを壞りて入る。公、懼れて室に入る。又、戶を壞ると。公、覺めて、（一一）桑田の巫を召す。巫の

【一】齊人、伯姬に媵せしなるべし、異性來り媵するは禮にあらざるなり。
【二】晉の景公卒す、大子州蒲先に立てり。
【三】楚の公子辰なり。
【四】晉、衞に命じて鄭を侵さしむる也。
【五】公孫申。
【六】公子班。
【七】鄭の成公の大子。
【八】子罕、子然、子駟は皆鄭穆公の子。
【九】鄭の襄公の廟鐘。
【一〇】厲は鬼なり、是は趙同趙括の先祖の幽靈なり。
【一一】地名。

りし故なり。君子曰く、『陋を恃みて備へざるは、罪の大なる者なり。不虞に(二四)備豫するは、善の大なる者なり。莒、其陋を恃みて、城郭を脩めず。(二五)浹辰の間にして、楚、其三都に克ちしは、備なければなり。(二六)詩に曰く、「絲麻ありと雖も、(二七)菅・蒯を棄つること無かれ。(二八)姫・姜ありと雖も、(二九)蕉萃を棄つること無かれ。凡百の君子、(三〇)匱しきに代らざる莫し」とは、備の以て已む可からざるを言ふなり』と。

秦人・白狄、晉を伐つは、諸侯貳ある故なり。

鄭人、許を圍むは、晉に、(三一)君を急にせざるを示すなり。是れ則ち公孫申、之を謀りし也。曰く、『我、師を出して以て許を圍み、將に君を改め立てんとする者の僞して、(三二)晉に使を紓くせば、晉必ず君を歸さん』と。

中城に城づくは、時なるを書するなり。

十二月、楚子、公子辰をして晉に如かしむ。鍾儀の使に報い、好を脩め成ぎを結ばんことを請ふ。

【經】十年、春、衞侯の弟黑背、師を帥ゐて鄭を侵す。夏四月、五たび郊

【二四】備豫は、あらかじめ備ふる也。
【二五】浹辰は十二日なり。
【二六】逸詩。
【二七】蒯も菅の類。
【二八】姫姜の二姓、子孫昌盛にして、其家の女、美なる者、尤も多し、遂に姫姜を以て婦人の美稱と爲す。
【二九】蕉萃は憔悴の假借字。醜婦をいふ。
【三〇】凡そ匱乏の物有るとき、物として代用す可からざる者無し。
【三一】晉人、鄭君を拘へたれど、恐れざるを示すなり。
【三二】晉に使を紓くすとは、亟に使を晉に遣はすこと無きなり。

を問ふ。對へて曰く、『(一八)冷人なり。』公曰く、『能く樂せんか。』對へて曰く、『先父の職官なり。(一九)敢て二事あらんや』と。之に琴を與へしむ。(二〇)南音を操る。公曰く、『(二一)君王は何如ん。』對へて曰く、『小人の得て知る所に非ざるなり』と。固く之を問ふ。對へて曰く、『其の大子たりしや、師保之を奉じ、以て(二二)嬰齊に朝して、側に夕せり。其他を知らず』と。公、范文子に語ぐ。文子曰く、『楚の囚は君子なり。言、先職を稱するは、本に背かざるなり。樂、(二三)土風を操るは、舊を忘れざるなり。大子を稱するは、抑ゝ私なきなり。其二卿を名いふは、君を尊ぶなり。本に背かざるは仁なり。舊を忘れざるは信なり。私なきは忠なり。君を尊ぶは敏なり。仁以て事に接はり、信以て之を守り、忠以て之を成し、敏以て之を行はゞ、事大なりと雖も必ず濟らん。君、盍ぞ之を歸して、晉・楚の成ぎを合せしめざる』と。公、之に從ひ、重く之が禮を爲し、歸りて成ぎを求めしむ。

冬十一月、楚の子重、陳より莒を伐ちて、渠丘を圍む。渠丘、城惡し。衆潰えて莒に奔る。戊申、楚、渠丘に入る。莒人、楚の公子平を囚ふ。楚人曰く、『殺すこと勿かれ。吾、而の俘を歸さん』と。莒人、之を殺す。楚の師、莒を圍む。莒城も亦惡し。庚申、莒潰ゆ。楚、遂に鄆に入る。莒、備なか

【一八】冷人は伶人也。樂官。
【一九】敢て他事を學ばざるをいふ。
【二〇】南音は楚聲。
【二一】楚王の人と爲りは如何。
【二二】嬰齊は令尹子重。大子を以て令尹を見るも亦朝と曰ふ。古言なり。側は司馬子反。
【二三】土風は土音。

二月、伯姬、宋に歸ぐ。

楚人、重賂を以て鄭に求む。鄭伯、楚の公子成に鄧に會す。

夏、季文子、宋に如きて(八)女を致して、復命す。公、之を享す。(文子)(九)韓奕の五章を賦す。(一〇)穆姜、房より出でゝ、再拜して曰く、『大夫勤辱して、先君を忘れず、以て嗣君に及ぼし、施いて(一一)未亡人に及ぼせり。先君も猶は望むこと有りき。敢て大夫の重ね〴〵勤めたるを拜す』と。又、(一二)綠衣の卒章を賦して入る。

(一三)晉人來り媵するは、禮なり。

秋、鄭伯、晉に如く。晉人、其の楚に貳あるを討じて、諸を銅鞮に執ふ。欒書、鄭を伐つ。鄭人、伯蠲をして成ぎを行はしむ。晉人、之を殺す。禮に非ざるなり。(一四)兵交はるときも、使、其間に在りて、可なり。

楚の子重、陳を侵して以て鄭を救ふ。

晉侯、(一五)軍府を觀て、鍾儀を見る。之を問うて曰く、『(一六)南冠して縶がるゝ者は誰ぞや。』有司對へて曰く、『鄭人が獻せし所の楚の囚なり』と。之を(一七)稅かしめ、召して之を弔ふ。再拜稽首す。其族

【八】女は伯姬。
【九】詩の大雅、蹶父が女を韓侯に嫁せしをいふ。
【一〇】伯姬の母。
【一一】未亡人は自らいふ。
【一二】詩の邶風。
【一三】晉も魯の同姓、故に伯姬の媵となる。
【一四】兩國兵交はるとき、來使を罪せざる也。
【一五】兵庫。
【一六】南冠は楚の冠。
【一七】稅は解くなり。

に滕す。異姓は則ち否ず。

【經】九年、春王の正月、杞伯來りて、叔姬の喪を逆へて、以て歸る。公、晉侯・齊公・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・杞伯に會して、蒲に同盟す。公、會より至る。二月、伯姬、宋に歸ぐ。夏、季孫行父、宋に如きて女を致す。晉人・來り滕す。秋七月丙子、(一)齊侯無野・卒す。晉人、鄭伯を執ふ。晉の欒書、師を帥ゐて鄭を伐つ。冬十有一月、齊の頃公を葬る。楚の公子嬰齊、師を帥ゐて莒を伐つ。庚辛、莒・潰ゆ。楚人、鄆に入る。秦人・白狄、晉を伐つ。鄭人、許を圍む。中城に城づく。

【傳】九年(周ノ簡王四年)春、(二)杞の桓公來りて叔姬の喪を逆ふとは、之を請へるなり。杞の叔姬卒すとは、杞の爲めなり。叔姬を逆ふとは、我が爲めなり。

汶陽の田を歸させし爲めの故に、諸侯、晉に貳あり。晉人懼れ、蒲に會して、以て(三)馬陵の盟を尋む。季文子、范文子に謂ひて曰く、『德は則ち(四)競はずして、盟を尋むとも何をか爲ん。』范文子曰く、『勤以て人を撫で、寛以て之を待ち、(五)堅彊以て之を御し、明神以て之を(六)要し、服するを柔んじて(七)貳あるを伐つは、德の次なり』と。是の行や、將に始めて呉に會せんとす。呉人至らず。

【一】齊の頃公卒し、子靈公環立つ。
【二】叔姬、子無く、杞に安んぜずして來歸し、出さる可きの罪無し、故に杞伯、其卒するに及びて、其喪を逆へて歸らんと請ふ也。
【三】馬陵の會は七年に在り。
【四】競はすは盛ならざる也。
【五】堅彊は堅忍强毅。
【六】要は要結する也。
【七】貳は二心。

晉侯、申公巫臣をして吳に如かしめ、道を莒に假る。(巫臣)渠丘公と與に、池上に立ちて曰く、『城已だ惡し。』莒子曰く、『辟陋にして夷に在り。其れ孰か我を以て(二二)虞ることをせん。』對へて曰く、『(二三)夫の狡焉として、封疆を啓きて以て社稷を利せんと思ふ者、何の國か有ること蔑からん。(二四)唯だ然り、故に大國多し。唯だ(二五)或は思ひ、或は縱くするなり。(二六)勇夫も重閉す。況や國をや』と。

冬、杞の叔姬・卒す。杞より來歸す。故に書せり。

晉の士燮・來聘するは、郯を伐たんことを言ふなり。其の吳に事ふるを以ての故なり。公、之に賂うて、師を緩くせんと請ふ。(二七)文子可かずし曰く、『君命は貳なし。信を失へば立たず。禮には(二八)加貨なく、(二九)事には二成なし。君、諸侯に後れば、是れ(三〇)寡君、君に事ふることを得ざらん。燮、將に之を復さんとす』と。季孫・懼れ、宣伯をして師を帥ゐて郯を伐つに會せしむ。

(三一)衞人來りて共姬に媵す。禮なり。凡そ諸侯、女を嫁するに、同姓、之

【二二】虞は度る也。

【二三】狡焉は狡猾なる貌。

【二四】強大、弱小を幷す、故に大國あるなり。

【二五】狡焉の徒、方に人の國を覬ひ圖り、封疆を開かんと思ひ、而して小國は自ら以て虞無しと爲して、縱弛して備を設けず、故に衆幷して以て大國を成すを得るなり。

【二六】勇夫ありと雖も、臥するときは必ず家の外内を閉ざす也。

【二七】文子は士燮。

【二八】加貨は一定の儀式以外の貨物卽ち賂をいふ。

【二九】公私兩ながら成るべからざるを謂ふ。

【三〇】交を絕たんとなり。

【三一】共姬、宋に歸ぐに、衞の女之が媵となりてゆくなり。

宜なる哉。(八)詩に曰く「愷悌の君子は、遐ぞ人を作さざらんや」とは、善を求むればなり。夫れ人を作せば、斯に功績あるなり』と。是の行や、鄭伯、將に晉の師に會せんとし、許の東門を門めて大に獲たり。

(九)聲伯、莒に如くは、(婦)逆ふるなり。

宋の華元來聘するは、(一〇)共姫を聘するなり。夏、宋公、公孫壽をして來りて幣を納れしむるは、禮なり。

晉の趙莊姫、趙嬰の亡げし爲の故に、(一一)之を晉侯に譖りて曰く、『(一二)原・屏將に亂を爲さんとす。欒・郤、(一三)徴を爲せり』と。六月、晉、趙同・趙括を討ず。(一四)趙武、姬氏に從ひて公宮に養はる。(一五)其田を以て祁奚に與ふ。韓厥、晉侯に言ひて曰く、『(一六)成季の勳・(一七)宣孟の忠にして、後無くんば、善を爲す者其れ懼れん。三代の(一八)令王は、皆、數百年、天の祿を保てり。夫れ豈に(一九)辟王なからんや。前哲に賴りて以て(禍)免れしなり。(二〇)周書に「敢て鰥寡を侮らず」と曰ふは、徳を明にする所以なり』と。乃ち武を立て、其田を反す。

秋、(二一)召桓公來りて公に命を賜ふ。

【八】大雅旱麓の篇。愷悌は和樂の貌。遐は何ぞ也。作は作興する也。
【九】公孫嬰齊。
【一〇】魯成公の姉妹。
【一一】之は原屏二人をさす。
【一二】原屏は趙同趙括二人。
【一三】徴は證明。
【一四】趙武は趙朔の子、母は趙莊姬。
【一五】其田は趙氏の田。
【一六】成季は趙衰。
【一七】宣孟は趙盾。
【一八】令王は、善き王。
【一九】辟王は、邪僻なる王。
【二〇】周書は康誥。
【二一】周の卿士。

【傳】八年(周ノ簡王三年)春、晉侯、韓穿をして來りて汶陽の田を言ひて之を齊に歸さしむ。季文子、之を餞す。焉に私して曰く、『大國、義を制して以て盟主と爲る。是を以て諸侯、德に懷き討を畏れて、貳心あること無し。汶陽の田は敝邑の舊なりと謂ひて、師を齊に用ゐて、諸を敝邑に歸さしめぬ。今、二命ありて、諸を齊に歸せと曰ふ。信以て義を行ひ、義以て命を成すは、小國の望みて懷く所なり。信知るべからず、義立つ所なくば、四方の諸侯、其れ誰か(二)解體せざらん。(三)詩に曰く、「女や爽はず、士や其行を貳にす。士や極なし。其德を二三にす」と。七年の中にして、一たびは與へ一たびは奪ふ。二三孰れか焉よりも甚しからん。士の二三だも、猶ほ(四)妃耦を失ふ。而るを況や霸主をや。霸主は將に德を是れ以ゐんとす。而るに之を二三にせば、其れ何ぞ以て長く諸侯を有たんや。(五)詩に曰く、「之を猶ること未だ遠からず、是を用つて大に簡む」と。行父、晉の遠く猶らずして諸侯を失はんことを懼る。是を以て、敢て私に之を言ふ』と。

晉の欒書、蔡を侵し、遂に楚を侵して(六)申驪を獲たり。楚の師の還りたりしとき、(七)晉、沈を侵して、沈子揖初を獲たり。知・范・韓(ノ言)に從ひたればなり。君子曰く、『「善に從ふこと流るゝが如し」とは

【二】解體は離叛するをいふ。
【三】衞風氓の篇。
【四】妃耦は、つれあひ。
【五】大雅板の篇。猶は圖るなり。簡は諫むる也。
【六】楚の大夫。
【七】晉、沈を侵すは六年の事。

適き、(一八)偏兩の一を(一九)舍き、其射御を與へ、吳に車に乘ることを敎へ、之に戰陳を敎へ、之に楚に叛くことを敎ふ。其子狐庸を寘きて、吳に行人たらしむ。吳、始めて楚を伐ち、(二〇)巢を伐ち、徐を伐つ。子重・奔命す。馬陵の會、吳、州來に入る。子重、鄭より奔命す。子重・子反、是に於てか一歲に七たび奔命す。蠻夷の楚に屬する者、吳、盡く之を取る。是を以て始めて大なり。吳を(二一)上國に通ぜり。

衞の定公、(二二)孫林父を惡む。冬、林父、出でゝ晉に奔る。衞侯、晉に如く。(二三)晉、戚を反す。

[經] 八年、春、晉侯、韓穿をして來りて汶陽の田を言ひて、之を齊に歸さしむ。晉の欒書、師を帥ゐて蔡を侵す。公孫嬰齊、莒に如く。宋公、華元をして來聘せしむ。夏、宋公、公孫壽をして來りて幣を納れしむ。晉、其大夫趙同・趙括を殺す。秋七月、天子、召伯をして來りて公に命を賜はしむ。冬十月癸卯、杞の叔姬・卒す。晉侯、士燮をして來聘せしむ。叔孫僑如、晉の士燮・齊人・邾人に會して郯を伐つ。衞人・來り(一)媵す。

【一八】偏兩の一は卽ち車十五乘なり。

【一九】舍は吳に留むる也。

【二〇】巢徐の二國は、共に楚に屬す。

【二一】上國は諸夏をいふ。

【二二】孫良夫の子。

【二三】戚は林父の封地にして、林父の晉に納れしもの、衞公來りしゆゑ。晉之を反ししなり。

【一】古者、諸侯娶るとき、適夫人及び左右媵、各〻姪娣あり、皆、同姓の國、國ごとに三人、凡そ九女、繼嗣を廣くする所以なり。魯將に伯姬を宋に嫁せんとす、故に衞來りて之に媵す。

義を囚へ、諸を晉に獻ず。八月、馬陵に同盟す。蟲牢の盟を尋め、且つ莒の服せし故なり。晉人、鍾儀を以て歸り、諸を(七)軍府に囚ふ。

楚、(八)宋を圍みし役に、師還る。子重、(九)申・呂(二邑)に取り以て賞田と爲さんと請ふ。王、之を許す。申公巫臣曰く、『不可なり。(一〇)此れ申・呂の邑せし所以なり。是を以て賦を爲して、以て北方を御ぐ。若し之を取らば、是れ申・呂なきなり。晉・鄭、必ず(一一)漢に至らん』と。王乃ち止む。子重、是を以て巫臣を怨む。子反、夏姫を娶らんと欲せしを、巫臣之を止め、遂に取りて以て行りしかば、子反も亦之を怨む。共王位に卽くに及び、子重・子反、巫臣の族・子閻・子蕩及び淸尹弗忌を殺し、襄老の子黑要に及ぼして、(一二)其室を分つ。子重は子閻の室を取り、沈尹と王子罷とをして子蕩の室を分たしめ、子反は黑要と淸尹との室を取る。巫臣、晉より(一三)二子に書を遺りて曰く、『爾、讒慝(一四)貪惏を以て君に事へて、多く不辜を殺せり。余、必ず爾をして(一五)奔命に罷れて以て死せしめん』と。巫臣、吳に使せんことを請ふ。晉侯、之を許す。吳子壽夢、(一六)之を説ぶ。乃ち吳を晉に通ず。(一七)兩の一卒を以て、吳に

【七】軍の府藏。
【八】宣公十四年に在り。
【九】申呂は二邑の名。申呂の田を分ちて以て自ら賞せんとする也。
【一〇】申呂は此田に賴りて邑を成す。此田を得ざれば、以て兵賦を出す無くして、二邑壞るゝなり。
【一一】漢は水の名。
【一二】室は家財。
【一三】二子は子重・子反。
【一四】貪婪。
【一五】奔命は命を聞きて奔り赴く也。
【一六】之は巫臣をさす。
【一七】兩の一卒は卽ち車三十乘なり。

や』と。

經 七年、春王の正月、鼷鼠、郊牛の角を食む。改めて牛を卜す。鼷鼠、又、其角を食む。乃ち牛を免ず。呉、郯を伐つ。夏五月、曹伯來朝す。(一)郊せず。猶ほ(二)三望す。秋、楚の公子嬰齊、師を帥ゐて鄭を伐つ。公、晉侯・齊侯・宋公・衞侯・曹伯・莒子・邾子・杞伯に會して、鄭を救ふ。八月戊辰、馬陵に同盟す。公、會より至る。呉、州來に入る。冬、大雩す。衞の孫林父・出で丶晉に奔る。

傳 七年(周ノ簡王二年)春、呉、郯を伐つ。郯成ぐ。季文子曰く、『中國、(三)振旅せず、蠻夷入り伐てども、之を恤ふる或ること莫し。弔む者無ければなるかな。(四)詩に曰く、「弔まず昊天、亂定まること有る靡し」とは、其れ此を謂ふか。上あれども弔まずんば、其れ誰か亂を受けざらん。吾亡びんこと日無けん』と。君子曰く、『懼るゝを知ると、是の如くば、斯れ亡びざらん』と。

鄭の子良、成公を相けて、以て晉に如きて見え、且つ師を拜す、

夏、曹の宣公・來朝す。

秋、楚の子重、鄭を伐ち、(五)氾に師す。諸侯、鄭を救ふ。鄭の(六)共仲・侯羽、楚の師に軍す。鄖公鍾

【一】郊は郊祭。
【二】望は祭の名。
【三】出づるときを治兵といひ、入るときは振旅といふ、衆を整ふる也。
【四】小雅節南山の篇。
【五】師は陣取る也。氾は鄭の地。
【六】仲、羽の二人は鄭の大夫。

晉の欒書、鄭を救ひ、楚の師と（二四）繞角に遇ふ。楚の師還る。晉の師、遂に趙を侵す。楚の公子申・公子成、（二五）申・息の師を以て、蔡を救ひ、諸を桑隧に禦ぐ。趙同・趙括、戰はんと欲し、（二六）武子に請ふ。武子將に之を許さんとす。（二七）知莊子・（二八）范文子・（二九）韓獻子・諫めて曰く、『不可なり。吾が來るは鄭を救ふなり。楚の師、我を去り、吾遂に（三〇）此に至りしは、是れ戮を遷すなり。戮して已まず、又楚の師を怒らせば、戰必ず克たざらん。克つと雖も、令からず。（三一）師を成して以て出で、而して（僅三）楚の二縣を敗るとも、何の榮か之あらん。若し敗ること能はずば、辱たること、已甚し。還るに如かじ』と。乃ち遂に還る。

是に於て、軍帥の戰はんと欲する者、衆し。或ひと、欒武子に謂ひて曰く、『聖人は衆と欲を同じくす。是を以て事を濟す。子、盍ぞ衆に從はざる。子は（三二）大政を爲して、將に（三三）民に酌まんとする者なり。（三四）子の佐十一人、其の戰を欲せざる者、三人のみ。戰はんと欲する者、衆しと謂ふべし。（三五）商書に曰く「三人占へば二人に從ふ」とは、衆の故なり。』武子曰く、『善・均しければ衆に從ふ。夫れ善は衆の主なり。三卿を主と爲す。衆と謂ふべし。之に從ふこと、亦可ならず

【二四】鄭の地。
【二五】申息は楚の二縣の名。
【二六】欒書。
【二七】荀首。
【二八】士燮。
【二九】韓厥。
【三〇】此は蔡をいふ。
【三一】六軍悉く出づ、故に師を成すと曰ふ。
【三二】大政を爲すとは中軍の元帥たるをいふ。
【三三】民に酌むとは、民意を斟酌して之を爲し、專ら己が心に任せざる也。
【三四】子の佐とは六軍の將佐をいふ。
【三五】洪範。

るなり』と。韓獻子、新中軍に將として、且つ（二四）僕大夫たり。公・揖して入る。獻子、公に從つて（二五）寢庭に立つ。獻子に謂ひて曰く、『何如。』對へて曰く、『不可なり。郇瑕氏は（二六）土、薄くして、水、淺し。（二七）其惡覯れ易し。覯れ易きときは、則ち民愁ふ。民愁ふるときは、則ち（二八）墊隘す。是に於てか、（二九）沈溺・重膇の疾あり。新田に如かず。（三〇）土厚く水深く、之に居て疾まず、（三一）汾澮ありて以て其惡を流し、且つ民、敎に從ふ。十世の利なり。夫れ山・澤・林・鹽は、國の寶なり。國饒なれば、則ち民驕佚す。（三二）寶に近ければ、公室乃ち貧し。樂しと謂ふべからず』と。公・說びて之に從ふ。夏四月丁丑、新田に遷る。

六月、鄭の悼公・卒す。

子叔聲伯、晉に如く。（晉人、聲伯ニ）命じて宋を伐たしむ。秋、孟獻子・叔孫宣伯、宋を侵すは、晉の命なり。

楚の子重、鄭を伐つは、鄭、晉に從ふ故なり。

冬、季文子、晉に如くは、（三三）遷るを賀するなり。

【二四】大僕。
【二五】正殿の庭。
【二六】土薄きは地下き也。
【二七】惡は穢惡の氣。
【二八】墊隘は、羸憊困頓する也。
【二九】沈溺は濕疾、重膇は足腫るる病。
【三〇】高燥なり。
【三一】汾澮は二水の名。
【三二】國都、寶に近きときは、農民皆本を棄てゝ末を逐ひ、富める者は彌〻富み、驕侈にして治め難く、貧しき者は益〻貧しく、飢寒して法を犯し、貧しき者は財の以て官に共する無く、富める者は、以て稅を增す可からず。公室、貧しき所以なり。
【三三】遷るは遷都なり。

ざるべし』と。

二月、季文子、鞌の功を以て武宮を立つ。(五)禮に非ざるなり。人に聽きて以て其難を救ふは、以て(六)武を立つ可からず。武を立つるは己に由る。人に由るに非ざるなり。

(七)鄟を取るとは、易きを言ふなり。

三月、晉の伯宗・夏陽說・衞の孫良夫・甯相・鄭人・伊雒の戎・陸渾の蠻氏、宋を侵す。其の會を辭するを以てなり。鍼に師するに、衞人、(八)保せず。說、衞を襲はんと欲す。曰く、『入る可からずと雖も、俘多くして歸らん。罪ありとも死するに及ばじ。』伯宗曰く、『不可なり。衞は唯だ晉を信ず。故に師、其郊に在りて、備を設けず。若し之を襲はゞ、是れ信を棄つるなり。衞の俘多しと雖も、晉に信なくば、何を以てか諸侯を求めん』と。乃ち止む。師還るとき、衞人、(九)陴に登る。

晉人、(一〇)故絳を去らんと謀る。諸大夫皆曰く、『必ず(一一)郇瑕氏の地に居れ。沃饒にして(一二)鹽に近し。(一三)國、利あり、君、樂しむ。失ふ可からざ

視せざるを曰ふ。

【五】魯は晉の功に倚り鞌の捷ありしなり、而るに武宮を立つるは禮に非ざるなり。武宮は武功を記念するが爲めに建てたる宮なり。

【六】武を立つは、武功を表建する也、其功伐を後世に旌はすをいふ。

【七】附庸の國。

【八】備へざる也。

【九】陴は城上の女牆。陴に登るは備ふるなり、說の謀を聞きしが故なり。

【一〇】晉復た新田に命名して絳と爲す、故に此を故絳と謂ふ。

【一一】郇瑕は古の國名。

【一二】鹽は鹽のある處。

【一三】國は國都。

入らんことを請ひて、曰く、『(二五)華氏を攻むるを習はん』と。宋公、之を殺す。

冬、(二六)蟲牢に同盟するは、鄭服すればなり。

諸侯、復た會せんことを謀る。(二七)宋公、向爲人をして辭するに、子靈の難を以てせしむ。

冬十一月己酉、定王崩ず。

【經】六年、春王の正月、公、會より至る。二月辛巳、武宮を立つ。鄟を取る。衞の孫良夫、師を帥ゐて宋を侵す。夏六月、邾子來朝す。公孫嬰齊、晉に如く。壬申、鄭伯費卒す。秋、仲孫蔑・叔孫僑如、師を帥ゐて宋を侵す。楚の公子嬰齊、師を帥ゐて鄭を伐つ。冬、季孫行父、晉に如く。晉の欒書、師を帥ゐて鄭を救ふ。

【傳】六年(周ノ簡王元年)春、鄭伯、晉に如きて成ぎを拜す。(一)子游相く。(二)玉を東楹の東に授く。士貞伯曰く、『鄭伯其れ死なんか。(三)自ら棄つるのみ。(四)視ること流れて行くこと速なり。其位に安んせず。宜しく久しきこと能は

【二五】華氏を攻むるを習ひ、以て怨を報ゆるに便せんとなり。宣公十五年、華元、己に代りて公子圍龜を楚に質たらしめしを怨みてなり。

【二六】鄭の地。

【二七】子靈は、公子圍龜。宋公、會するを欲せず、新に子靈を誅するを以て辭となすなり。

【一】公子偃。

【二】堂に東西兩楹あり、諸侯朝聘して玉を授くるには、兩楹の間に授受す。今鄭伯、行くこと疾く、玉を東楹の東に授けたるは、謙して大夫の禮に從ひし也。鄭伯の志は敢て晉と對等の禮を行はざるに在り、過恭なり。士貞伯は其形によりて評したるなり。

【三】威儀を失ふは、是れ其身を棄つる也。

【四】視ると流るとは正しく諦

如かじ』と。(一一)其所を問ふ。曰く、『絳人なり』と。絳の事を問ふ。曰く、『梁山崩る。將に伯宗を召して之を謀らんとするなり』と。『將に之を若何にすべき』と問ふ。曰く、『山に(一二)朽壤ありて崩る。若何にすべけん』國は山川を主る。故に、山崩れ川竭くれば、君、之が爲めに(一三)擧せず、(一四)服を降し、(一五)縵に乘り、樂を徹し、(一六)出で、次り、(一七)祝・幣し、(一八)史・辭し、以て(山川)禮す、其れ此の如きのみ。伯宗と雖も、之を若何にせん』と。伯宗、(一九)之を(君)見えしめんと請ふに、(重人)可かず。(二〇)遂に以て告げしに、之に從ふ。

許の靈公、鄭伯を楚に愬ふ。六月、鄭の悼公、楚に如きて訟ふ。勝たず。楚人、皇戌と(二一)子國とを執ふ。故に鄭伯、歸りて公子偃をして成ぎを晉に請はしむ。秋八月、鄭伯、晉の趙同と(二二)垂棘に盟ふ。

宋の公子圍龜、楚に質と爲りて歸る。(二三)華元、之を享す。(二四)鼓譟して以て出で、鼓譟して以て復た

【一一】其所は其住所。
【一二】朽壤は、くちたるつち。
【一三】美食せず。
【一四】美服せず。
【一五】縵は文飾なき車。
【一六】敢て宮に居らずして郊に舍する也。
【一七】祝は玉帛を陳れていのるなり。
【一八】史は君の爲めに策を作りて、以て自ら罪責して神に謝する也。
【一九】之は車夫をさす。
【二〇】伯宗、重人の言を晉君に告げしに、皆之に從はれしなり。
【二一】鄭の穆公の子。
【二二】晉の地。
【二三】華元、之を享するは、其勞を慰め、且つ其の己を怨むを知りて、之を釋かんと欲する也。
【二四】平時、己の家に出入するときに、鼓を擊つを許せとなり。これ平日の事にして、華元を享する時の事に非ず。

【經】五年、春王の正月、杞の叔姬來歸す。仲孫蔑、宋に如く。夏、叔孫僑如、晉の荀首に穀に會す。梁山、崩る。秋、大水あり。冬十有一月己酉、天王崩ず。十有二月己丑、公、晉侯・齊侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・邾子・杞伯に會し、蟲牢に同盟す。

【傳】五年(周ノ定王二十一年)春、(一)原・屛、諸を齊に放つ。嬰曰く、『我在り。故に欒氏(乱)作さず。我亡げば、吾が(二)二昆、其れ憂へんかな。且つ人、各ゝ能あり、不能あり。我を舍くとも、何の害あらん』と。聽かれず。嬰・夢みらく、天、己に謂はしむ、『余を祭れ。女に福せん』と。諸を士貞伯に問はしむ。貞伯曰く、『識らず』と。既にして、(三)其人に告げて曰く、『神は仁に福して、淫に禍す。淫にして罰なきは福なり。祭らば、其れ亡ぐるを得んか』と。之を祭るの明日にして亡げたり。

孟獻子、宋に如くは、(四)華元に報ゆるなり。

夏、晉の荀首、齊に如きて女を逆ふ。故に、宣伯、諸に穀に(五)餫る。

梁山崩る。晉侯、(六)傳を以て(七)伯宗を召す。伯宗、(八)重を辟けしめて曰く、『傳を辟けよ』と。(九)重人曰く、『我を待たんより、(一〇)捷するの速なるに

【一】上節を承くるなり、卽ち晉の趙嬰、淫なりしかば、二兄原同屛季、これを齊に放つなり。諸は趙嬰を指す。
【二】二昆は二兄。
【三】其人は貞伯の從者。
【四】前年、宋の華元來聘す。
【五】野に食を饋るを餫と云ふ。穀は齊の地。
【六】傳は驛なり。
【七】晉の大夫。
【八】重は重きを載せたる車なり。伯宗、傳に乘りて急行す、途にして荷車に逢ひ、之に向つて、傳を辟けよと言へるなり。卽ち荷車を片寄せて道を開かしめんとする也。
【九】重人は重車夫。
【一〇】捷は邪行の小道。捷徑。

楚に求めて晉に叛かんと欲す。季文子曰く、『不可なり。晉、無道なれども、未だ叛く可からざるなり。國大に、臣睦じく、而して我に邇し。諸侯、焉に聽く。未だ以て貳す可からず。史佚の志に之あり、曰く、「我が(七)族類に非ざれば、其心必ず異なり」と。楚は大なれども、吾が族に非ず。其れ肯て我を字まんや』と。公、乃ち止む。

冬十一月、鄭の公孫申、師を帥ゐて(八)許の田を疆す。許人、諸を(九)展陂に敗る。鄭伯、許を伐ち、鉏任・冷敦の田を取る。晉の欒書、中軍に將たり、荀首、之に佐たり、士燮、上軍に佐たり、以て許を救ひ、鄭を伐つ、(一〇)氾祭を取る。楚の子反、鄭を救ふ。鄭伯と許男と訟ふ。皇戌、(一一)鄭伯の辭を攝す。子反、決すること能はず。曰く、『(一二)君若し辱く寡君に在りて、寡君と其二三臣と、共に、兩君の欲する所を聽かば、成ぎ其れ知る可きなり、然らずんば、(一三)側、以て二國の成ぎを知るに足らず』と。

晉の(一四)趙嬰、(一五)趙莊姫に通ず。

【七】族類は同姓をいふ。
【八】前年、鄭、許を伐ち其田を侵す。今、其界を正す也。
【九】許の地。
【一〇】鄭の地。
【一一】鄭伯に代りて對ふる也。
【一二】鄭伯、許男、共に枉げて楚國に行き、王に訟へて、其判決を受けられたしとなり。
【一三】子反の名。
【一四】趙衰、四子あり、盾(宣子)同(原叔又原同)括(屏括又屏季)嬰(嬰齊)而して莊姫の夫の朔(莊子)は盾の子也。
【一五】莊姫は、趙朔の妻、晉の成公の女。

兩君の此堂に在らんが爲なり』と。

荀罃が、楚に在りしや、鄭の賈人、將に諸を（二八）褚の中に寘きて以て出さんとするあり。既に之を謀り、未だ行はざりしに、楚人、之を歸せり。賈人、晉に如く。荀罃、善く之を視る、實に己を出せるが如し。賈人曰く、『吾、其功なくして、敢て其實を有たんや。吾は小人なり。以て厚く君子を誣ふ可からず』と。遂に齊に適く。

【經】四年、春、宋公、華元をして來聘せしむ。三月壬申、（一）鄭伯堅・卒す。杞伯・來朝す。夏四月甲寅、臧孫許・卒す。公、晉に如く。鄭の襄公を葬る。秋、公、晉より至る。冬、鄆に城づく。鄭伯、許を伐つ。

【傳】四年（周ノ定王二十年）春、宋の華元來聘するは、（二）嗣君を通ずるなり。

杞伯來朝するは、（三）叔姬を歸すが故なり。

夏、公、晉に如く。晉侯、公を見る。不敬なり。季文子曰く、『晉侯必ず免れじ。（四）詩に曰く、「之を敬せよ之を敬せよ。天惟れ顯なり。（五）命易からざるかな」と。夫れ（六）晉侯の命は諸侯に在り。敬せざる可けんや』と。秋、公、晉より至る。成ぎを

【二八】褚は衣を容るゝ嚢。
【一】鄭の襄公卒して、子悼公費立つ。
【二】宋の共公の即位を通報せしなり。
【三】將に叔姬を離婚せんとし、先づ禮を修めて魯に朝し、其故を言ふ也。
【四】頌敬之の篇。
【五】天命は保ち易からざる也。
【六】晉、霸主たるは、是れ天、晉侯に命じて諸侯を掌らしむるなり。今、魯侯を敬せざるは、是れ天の命する所を敬せざるなり、故に其の免れざるを知るなり。

十一月、晉侯、荀庚をして來聘し、且つ盟を尋めしむ。衛侯も、孫良夫をして來聘し、且つ盟を尋めしむ。(二二)公、諸を臧宣叔に問うて曰く、『(二三)中行伯の晉に於けるや、其位、三に在り。孫子の衛に於けるや、位、上卿たり。將に誰をか先にせんとする。』對へて曰く、『次國の上卿は、大國の中に當り、中は其下に當り、下は其上大夫に當る、小國の上卿は、大國の下卿に當り、中は其上大夫に當り、下は其下大夫に當る。上下是の如きは、古の制なり。衛の晉に在るは、次國たることを得ず。晉は盟主たり。其れ將に之を先にせんとす』と。丙午、晉に盟ひ、丁未、衛に盟ふ。禮なり。

十二月甲戌、晉、六軍を作る。韓厥・趙括・鞏朔・韓穿・荀騅・趙旃、皆卿と爲る。鞌の功を賞するなり。

齊侯、晉に朝す。(二四)將に玉を授けんとす。郤克・趨り進みて曰く、『(二五)此行や、君、婦人の笑の爲めに辱くせらるゝなり。寡君、未だ之に敢て任らず』と。晉侯、齊侯を享す。齊侯、韓厥を(二六)視る。韓厥曰く、『君、厥を知れりや。』齊侯曰く、『(二七)服改まれり』と。韓厥・登り爵を擧げて曰く、『臣が敢て死を愛まざりしは、

【二二】公は魯公。

【二三】荀庚。

【二四】諸侯相朝するや、皆、玉を授く。

【二五】齊侯を辱むるの語。君が今此に來らるゝに至りしは、婦人が我を笑ひしが爲めなり。然れども婦人の笑の爲めに怒りて兵を起したるは、我にして晉君にあらず、故に晉君は未だ敢て君の謝に當らず。君當に我に謝すべしとの意。

【二六】視は熟視する也。

【二七】軍中と朝廷と服の異なるも、固より知るをいふ。

て其好を成す。二國、好あり、臣、與り及ばず。其れ誰をか敢て德とせん。』王曰く、『子、歸らば、何を以て我に報ゆる。』對へて曰く、『臣、怨を受くるにも　(二二)任せず、君も亦、德を受くるにも任ぜず、怨も無く、德も無し、報いん所を知らず。』王曰く、『然りと雖も、必ず不穀に告げよ。』對へて曰く、『君の　(二三)靈を以て、(二四)纍臣、骨を晉に歸すことを得て、(二五)寡君の以て（吾チ）戮することを爲さば、死すとも且に朽ちざらんとす。若し君の惠に從つて之を免して、以て君の外臣　(二六)首に賜ひ、首、其れ寡君に請うて以て　(二七)宗に戮せば、亦、死すとも且に朽ちざらんとす。若し、命を獲ずして　(二八)宗職を嗣がしめられ、次いで　(二九)事に及びて、(三〇)偏師を帥ゐて以て封疆を脩めば、(三一)執事に遇ふと雖も、其れ敢て違けず、其れ力を竭し死を致して、二心あること無くして、以て臣の禮を盡さんは、報ゆる所以なり』と。王曰く、『晉は未だ與に爭ふべからず』と。重く之が禮を爲して、以て之を歸す。

秋、（魯ノ）叔孫僑如、棘を圍む。汶陽の田を取りしに、棘、服せざりき。故に之を圍めるなり。

晉の郤克・衞の孫良夫、廧咎如を伐ちて、赤狄の餘を討ず。廧咎如潰ゆとは、上、民（ノ心）を失ひたればなり。

【二二】任は當る也。
【二三】靈は威靈。
【二四】纍臣は自らいふ。
【二五】寡君は晉君をさす。
【二六】首は荀首。
【二七】宗は先祖の靈前。
【二八】宗職は父の職。
【二九】事は軍事をいふ。
【三〇】復た將帥として楚と戰ふことあるをいふ。
【三一】執事は楚王をさす。

鄭を侵す。鄭の(二)公子偃、師を帥ゐて之を禦ぐ。東鄙をして諸を鄤に(三)覆せしめ、諸を(四)丘輿に敗る。

皇戌、楚に如きて捷を獻ず。

夏、公、晉に如く。(五)汶陽の田を拜するなり。

許、楚を恃みて鄭に事へず。鄭の子良、許を伐つ。

晉人、楚の公子穀臣と連尹襄老の尸とを楚に歸し、以て知罃を求む。是に於て、(六)荀首、中軍に佐たり。故に、楚人之を許す。(七)王、知罃を送りて曰く、『子、其れ我を怨むるか。』對へて曰く、『二國、戎を治め、臣、不才、其任に勝へず、以て俘馘と爲りぬ。(八)執事(九)鼓に釁らず、歸りて戮に卽かしむるは、君の惠なり。臣、實に不才、又、誰をか敢て怨みん。』王曰く、『然らば則ち我を德とするか。』對へて曰く、『二國、其社稷を圖りて、其民を紓べんことを求め、各〻(一〇)其忿を懲して以て相宥し、兩つながら(一一)纍囚を解きて、以

【二】穆公の子。
【三】覆は敵の不意を襲ふ也。
【四】鄭の地。
【五】前年、晉、齊をして魯に汶陽の田を歸さしめしが故なり。去年汶陽の田を取り、速に往きて拜せざるは、楚の師あるを以てなり。冬に至りて往きて拜せざるは、晉が其の楚に盟ふを怒るを懼るゝなり。師に會して鄭を伐ち以て晉に解き、而る後往きて之を拜するは、田を拜するを假りて以て晉に朝するなり。是に於て遂に晉に事ふ。
【六】知罃が父。
【七】王は楚王。
【八】執事は直接に王を指さずして、其臣下をいひしなり。
【九】鼓に釁るは殺戮すること。
【一〇】忿を懲すは、忿を抑ふる也。
【一一】捕虜。

雖も、其れ敢て舊典を廢して、以て叔父を(一七九)忝めんや。夫れ、齊は、甥舅の國にして、(一八〇)大師の後なり。寧ろ亦其欲を(一八一)淫從にして以て叔父を怒らせしならざらんや。抑〻豈に諫め誨ふ可らざりしならんや』と。(一八二)士莊伯、對ふること能はず。王、(一八三)三吏に委ねしめ、之を禮すること、侯伯の敵に克ちて大夫をして慶を告げしむるの禮の如くし、卿の禮より降すこと一等。王、鞏伯と宴して、私に之に賄ふ。(一八四)相をして之に告げしめて曰く、『禮に非ざるなり。(一八五)籍すること勿れ』と。

【經】三年、春王の正月、公、晉侯・宋侯・衞侯・曹伯に會して鄭を伐つ。辛亥、衞の穆公を葬る。二月、公、鄭を伐つより至る。甲子、新宮、災あり。三日哭す。乙亥、宋の文公を葬る。夏、公、晉に如く。鄭の公子去疾、師を帥ゐて許を伐つ。公、晉より至る。秋、叔孫僑如、師を帥ゐて棘を圍む。大雩す。晉の郤克・衞の孫良夫、廧咎如を伐つ。冬十有一月、晉侯、荀庚をして來聘せしむ。衞侯、孫良夫をして來聘せしむ。丙午、荀庚と盟ふ。丁未、孫良夫と盟ふ。鄭、許を伐つ。

【傳】三年(周ノ定王十九年)春、諸侯、鄭を伐ち、(一)伯牛に次る。郯の役(鄭ノ楚ニ與シタル)を討するなり。遂に東して

【一七九】非禮を以て人を待つは、是れ之を忝辱する也。
【一八〇】大師は呂尙。
【一八一】從は縱と通ず。
【一八二】鞏朔。
【一八三】三吏は三公。
【一八四】相は禮を相くるもの。
【一八五】籍は書なり。公なるものとして記錄すべからずとなり。
【一】鄭の地。

楚の師、宋に及ぶ。公衡・逃れ歸る。臧宣叔曰く、『(二六九)衡父、數年の(二七〇)宴まざるに忍びず、以て魯國を棄つ。(二七一)國、將に之を若何にせんとする。誰ぞや、(二七二)後の人必ず是に任ずること有らんは。國棄れん』と。是行や、晉、楚を辟けしは、其衆を畏れてなり。君子曰く、『衆や、以て已む可からざるなり。大夫、政を爲すすら、猶は衆を以て克つ。況や明君にして善く其衆を用ゐるをや。大誓に所謂「商の兆民は離れて、周の十人は同へり」とは、(二七三)衆なればなり』と。

晉侯、鞏朔をして齊の捷を周に獻せしむ。王・見ず。單襄公をして辭せしめて曰く、『蠻夷・戎狄、王命を式ゐず、(二七四)淫湎、常を毀るを、王・命じて之を伐たせたらんには、則ち捷を獻ずることあり、王・親ら之を勞ふは、不敬を懲して有功を勸むる所以なり。(二七五)兄弟・甥舅、(二七六)王略を侵し敗るとき、王・命じて之を伐たせたらんには、事を告ぐるのみ、其功を獻ぜざるは、親暱を敬して淫慝を禁ずる所以なり。今、(二七七)叔父、克く遂に齊に功あり。而るを命卿をして王室を鎭撫せしめず、來りて余一人を撫せしむる所として、鞏伯實に來れり。(二七八)未だ王室に職司あらず、又、先王の禮を奸せり。余、鞏伯に欲すと

【二六九】公衡。
【二七〇】宴は安んじ樂しむ也。
【二七一】國を如何せん。之は國をさす。
【二七二】後人必ず此患に當らん。
【二七三】同へば、卽ち衆。
【二七四】色に淫し酒に湎みて、典常を毀壞す。
【二七五】兄弟は同姓の國、甥舅は異姓の國。
【二七六】王略は王の界。
【二七七】叔父は晉侯をさす。
【二七八】大國は三卿あり、其二卿は天子より命ぜらるゝなり、其命卿を使はずして、上軍大夫鞏朔を遣はせり、これ天子の認めざる所なるが故に、王室に職司あらずと言ふなり。

め、鰥に逮ぼし、乏を救ひ、罪を赦し、師を悉し、王の卒盡く行く。彭名、戎に御たり。蔡の景公、左たり。許の靈公、右たり。二君弱し。皆、强ひて之に冠せしむ。冬、楚の師、衞を侵し、遂に我を侵し蜀に師す。臧孫をして往かしむ。（臧孫）辭して曰く、『楚、遠くして久し。固より將に退かんとす。功無くして名を受くるは、臣敢てせじ』と。楚、侵して陽橋に及ぶ。孟孫、往きて之に賂はんと請ふ。(二六四)執斲・執鍼・織紝、皆百人を以てし、(二六五)公衡、質と爲り、以て盟を請ふ。楚人、平ぎを許す。十一月、公、楚の公子嬰齊・蔡侯・許男・秦の右大夫説・宋の華元・陳の公孫寧・衞の孫良夫・鄭の公子去疾及び齊國の大夫と、蜀に盟ふ。卿を書せざるは、(二六六)盟匱しければなり。是に於てか、晉を畏れながら、竊に楚と盟ふ。故に、盟匱しと曰ふ。蔡侯・許男、書せざるは、(二六七)楚の車に乘ればなり。之を位を失ふと謂ふ。君子曰く、『位は其れ愼まざる可からざるなり。蔡・許の君、一たび其位を失うて、諸侯に列するを得す。況や其下をや。(二六八)詩に曰く、「位に解らざるは、民の塈ふ所なり」とは、其れ是を謂ふなり』と。

【二六四】執斲は匠人なり。執鍼は女工なり。織紝は繒布を織るもの。

【二六五】成公の子。

【二六六】大神に昭かにし以て中心を露はす者は、宜しく滿意十分なるべし。今、一心は楚を畏れ、一心は晉を畏れて、竊に事を行ふは、此れ盟意、十分なる能はざるなり、故に盟匱しと曰ふ。

【二六七】楚王の車に乘りて其左右となりしをいふ。

【二六八】大雅假樂の篇。上に在る者勤めて其位を正しくするときは、國安くして民息ふをいふ。

て名を受くるなり。故に敢てせず』と。武子曰く、『吾、（禍二）免るゝを知れり』と。（一五三）郤伯見ゆ。公曰く、『子の力なるかな。』對へて曰く、『君の訓なり、二三子の力なり。臣、何の力かこれ有らん』と。（一五四）范叔見ゆ。之を勞すること、郤伯の如し。對へて曰く、『（一五五）庚の命ずる所なり。克の制なり。燮、何の力かこれ有らん』と。（一五六）欒伯見ゆ。公、亦、之の如し。對へて曰く、『燮の（一五七）詔なり。士、命を用ゐしなり。書、何の力かこれ有らん』と。

宣公、好を楚に求めしめんとせしに、莊王卒し、宣公も薨せしかば、好を作すこと克はざりき。（一五八）公即位し、盟を晉に受け、晉に會して齊を伐ち、衞人も使を楚に行らずして、亦、盟を晉に受け、齊を伐つに從ひき。故に楚の令尹子重、陽橋の役を爲し、以て齊を救はんとす。將に師を起さんとするとき、子重曰く、『（一五九）君弱く、羣臣、先大夫に如かず。師衆くして後に可なり。（一六〇）詩に曰く、「濟濟たる多士、文王以て寧し」と。夫れ文王すら、猶ほ衆きを用ゐたり。況や吾が儕をや。且つ、先君莊王、之に（一六一）屬して曰く、「德の以て遠方に及ぶこと無くば、其民を惠恤して善く之を用ゐるに如くは莫し」と。』乃ち、大に（一六二）戸し、（一六三）責を已

【一五三】郤克。
【一五四】范文子、卽ち士燮。
【一五五】庚は荀庚なり、上軍に將たり、此時出でず、文子、佐を以て代りて行く、故に帥を稱して之に讓りしなり。
【一五六】欒書。
【一五七】詔は告なり。
【一五八】公は成公。
【一五九】楚の共王、是の時、年十二三なり。
【一六〇】大雅文王篇。
【一六一】屬は託なり。卽ち遺戒。
【一六二】戸は戸口をしらぶる也。
【一六三】責は債なり。租税等の滯納なり。

期を告げしむ。巫臣、(二四二)室を盡くして以て行く。(二四三)申叔跪、其父に從ひて、將に郢に行かんとし、之に遇ふ。曰く、『異なる哉。夫子、(二四四)三軍の懼ありて、又、桑中の喜あり。宜しく將に妻を竊みて以て逃げんとする者なるべし』と。鄭に及び、(二四五)介をして幣を反さしめて、夏姬を以て行る。將に齊に奔らんとす。齊の師、新に敗れたり。曰く、『吾、不勝の國に處らず』と。遂に晉に奔りて、郤至に因り、以て晉に臣たり。晉人、邢の大夫と爲らしむ。(楚ノ)子反、(二四六)重幣を以て之を錮せんと請ふ。(二四七)王曰く、『止めよ。其の自ら爲めに謀るや、則ち過てり。其の吾が先君の爲めに謀るや、則ち忠なり。忠は社稷の固なり。(二四八)蓋ふ所多し。且つ彼、若し能く國家に利あらば、重幣と雖も、晉將た可かんや。若し晉に益無くば、晉將に之を棄てんとす。何ぞ錮することを勞せん』と。

晉の師歸る。范文子後れて入る。(二四九)武子曰く、(二五〇)『吾、爾を望むと爲ふこと無きか。』對へて曰く、『師、功あり。國人喜びて以て之を逆へん。先つ入らば、必ず(二五一)耳目を屬けん。是れ(二五二)帥に代り

【二四二】家財を殘らず携へて行く也。
【二四三】申叔時の子。
【二四四】巫臣往きて師の期を告ぐ、是れ三軍の懼ある也。將に夏姬に婬せんとす、是れ桑中の喜有るなり。桑中は詩の衞風の篇名、淫奔なるをいふ。
【二四五】副使をして聘物を持ちて返らしむる也。齊に聘せざる也。
【二四六】重幣を齊に遣りて巫臣の仕官の途を塞がんと請ふ。錮とは、人を禁じて、仕官するを得ざらしむる也。
【二四七】王は楚王。
【二四八】蓋は闕を補ひ咎を償ふ也。
【二四九】文子の父士會。
【二五〇】汝は吾が汝を待つの切なるを知らずや。
【二五一】人の耳目を吾に注がしめん。
【二五二】帥は大將。

ずしも是のみならんや』と。子反乃ち止む。王、以て【二二六】連尹襄老に予ふ。襄老、【二二七】邲に死して、其尸を獲ず。其子黒要、焉に【二二八】烝す。巫臣、【二二九】焉を道かしめて曰く、『歸れ。吾、汝を聘せん』と。又、【二三〇】鄭より之を召ばしめて曰く、『【二三一】尸得べし。必ず來りて之を逆へよ』と。姫、以て王に告ぐ。王、諸を【二三二】屈巫に問ふ。對へて曰く、『其れ信ならん。【二三三】知罃の父は、【二三四】成公の嬖なり、而して【二三五】中行伯の季弟なり。新に中軍に佐として、鄭の皇戌に善し。甚だ【二三六】此子を愛す。其れ必ず鄭に因りて【二三七】王子と襄老の尸とを歸して、以て【二三八】之を求めん。鄭人、邲の役に懼れて、媚を晉に求めんと欲すれば、其れ必ず之を許せるならん』と。王、夏姫をして歸らしむ。(夏姫)將に行かんとす。從者に謂ひて曰く、『尸を得ずんば、吾反らじ』と。巫臣、諸を鄭に聘す。鄭伯、之を許す。【二三九】共王の位に卽くに及び、將に【二四〇】陽橋の役を爲さんとす。屈巫をして齊に聘し、且つ【二四一】師の

【二二六】連尹は官名。
【二二七】宣公十二年に在り。
【二二八】烝は尊親屬に淫するを云ふ。
【二二九】夏姫を道びきて、鄭に歸らしめんとするなり。聘すとは之を妻となさんとするをいふ。
【二三〇】巫臣、之を謀りて、鄭をして之を召さしむる也。
【二三一】尸は襄老の尸なり。
【二三二】屈巫は巫臣。
【二三三】知罃は鄭の戰に楚に囚へられたる人。知罃の父は荀首なり。
【二三四】成公は晉侯。
【二三五】中行伯は荀林父。
【二三六】此子は知罃をさす。
【二三七】鄭の役に晉の囚へし楚の公子穀臣。
【二三八】之は知罃をさす。
【二三九】共王は楚王。
【二四〇】此歲冬、楚、魯を伐ちて陽橋に至る。
【二四一】師の期は出師の時期。

を縦にし、死しては、又、其侈を益す。是れ君を惡に棄つるなり。何ぞ臣と之れ爲んや』と。

九月、衞の穆公卒す。晉の(二四)三子、役より弔して、大門の外に哭す。衞人、(二五)之を逆へ、(二六)婦人、門内に哭す。送るも、亦、之の如し。(二七)遂に常として以て葬る。

(二八)楚の陳の夏子を討ずるや、莊王、夏姫を納れんと欲す。申公巫臣曰く、『不可なり。君、諸侯を召すは、以て罪を討ずるなり。今、夏姫を納れば、其色を貪るなり。色を貪るを淫と爲す。淫を大罰と爲す。(二九)周書に曰く、「德を明かにし罰を愼む」とは、文王の周を造しゝ所以なり。德を明かにすとは、務めて之を崇くするの謂なり。罰を愼むとは、務めて之を去るの謂なり。若し諸侯(師)を興して以て大罰を取らば、之を愼むに非ざるなり。君、其れ之を圖れ』と。王乃ち止む。子反、之を取らんと欲す。巫臣曰く、『是れ不祥の人なり。是れ、(三〇)子蠻を夭せしめ、(三一)御叔を殺し、(三二)靈公を弑し、(三三)夏南を戮し、(三四)孔・儀を出し、陳國を喪せり。何の不祥か是に如かん。人の生は實に難し。(三五)其れ死を獲ざることあらんか。天下、美婦人多し。何ぞ必

【二四】三子は晉の三帥也。
【二五】門外に逆へて、喪位を設くる也。
【二六】婦人は堂に哭するは禮なり。賓、門外に在り、故に移りて門内に在る也。
【二七】之より葬るに至るまで、常に此變禮を行ひし也。
【二八】宣公十一年に在り。
【二九】周書は康誥をいふ。
【三〇】子蠻は鄭の靈公にして、夏姫の兄なり。
【三一】御叔は夏姫の夫。
【三二】靈公は陳君。
【三三】夏南は姫の子徵舒。
【三四】孔寧と儀行父と。
【三五】夏姫を娶らば、必ず天年を終ふるを獲ざるあらん。

其死亡者は皆親暱なり。子・若し許さずば、我を讎とすること必ず甚だしからん。唯だ子は則ち又何をか求めん。子、其(一〇一)國寶を得、我も亦た(一〇二)地を得て難を紓べば、其榮多し。齊・晉も、亦た唯だ天の授くる所なり。(一〇三)豈に必ずしも晉のみならんや』と。晉人、之を許す。對へて曰く、『羣臣、(一〇四)賦輿を帥ゐて、以て魯衞の爲に請へり。(一〇五)若し苟くも以て口に藉きて寡君に復すること有らば、君の惠なり。敢て唯だ命を是れ聽かざらんや』と。(一〇六)禽鄭、師より公を逆ふ。秋七月、晉の師と齊の(一〇七)國佐と、爰婁に盟ふ。齊人をして我に汶陽の田を歸さしむ。(一〇八)公、晉の師に上鄍に會す。(一〇九)三師に先路・三命の服を賜ひ、司馬・司空・輿帥・候正・亞旅は、皆一命の服を受く。

八月、宋の文公卒す。始めて厚く葬る。(一一〇)蜃炭を用ゐ、(一一一)車馬を益し、始めて殉を用ゐ、(一一二)器備を重くし、椁に(一一三)四阿あり、棺に翰檜あり。君子、華元・樂擧を謂へらく、『是に於てか不臣なり。臣は煩を治め惑を去る者なり。是を以て、死に伏して(諫)爭ふ。今、二子は、君生けるときは則ち其惑

【一〇一】國寶は甗磬をいふ。
【一〇二】地を得るは、齊、侵す所を歸す也。
【一〇三】晉のみ天幸あるにあらざるべきを云ふ。
【一〇四】賦輿は兵衆。
【一〇五】晉君への申譯さへ立たば。
【一〇六】禽鄭は魯の大夫。歸りて魯侯を逆へて晉の師に會す。
【一〇七】賓媚人。
【一〇八】公は魯侯。
【一〇九】三師は郤克、士燮、欒書。
【一一〇】蜃は蛤を燒きて灰となせる者。炭は木炭。
【一一一】車馬は葬る車馬。
【一一二】器は明器。備は凡そ備用の物を謂ふ。
【一一三】四阿は四隅の上にそりたる也。翰檜は棺の傍と上の飾なり。四阿翰檜共に天子を葬るの禮に用ゆ。

だ(八九)吾子の戎車をのみ是れ利して、土宜を顧みること無きなり。其れ無乃先王の命に非ざらんか。先王に反するは、則ち不義なり。何を以てか盟主たらん。其れ晉に實に(九〇)闕あり。(九一)四王の王たるや、德を樹て、(九二)同欲を濟せり。(九三)五伯の覇たるや、勤めて之を撫で、以て王命に役せり。今、吾子は、諸侯を合せて以て(九四)無疆の欲を逞しくせんと求む。(九五)詩に曰く、「政を布くこと優優たり、百祿是れ遒る」と。子、實に優ならずして百祿を棄てば、諸侯、何ぞ害あらん。然らずんば、寡君の使臣に命ぜしは、則ち辭あり。曰く、「子、君の師を以て敝邑に辱うす。不腆なる敝賦、以て(九六)從者を犒ひしに、君の(九七)震を畏れて、師徒、(九八)撓敗せり。吾子、惠みて齊國の福を徼め、其社稷を泯さずして、舊好を繼がしめば、唯だ是れ先君の敝器・土地、敢て愛まじ。子、又、許さずんば、(九九)請ふ餘燼を收合して、城を背にして一を借らん。(一〇〇)敝邑の幸なるときも、亦、云に從はん。況や其不幸なるとき、敢て唯だ命是れ聽かざらんや」と。魯・衞(郤克)諫めて曰く、『齊、我を疾めり。

【八九】兵車の行に易くす。
【九〇】闕は闕失。
【九一】四王は禹、湯、文、武。
【九二】同欲は天下の同じく欲する所。
【九三】夏の伯は昆吾、商の伯は大彭、豕韋、周の伯は齊桓、晉文。
【九四】無疆は、かぎり無き也。
【九五】商頌長發の篇。殷湯、政を布くこと寬和なり、故に百祿來り聚まる。優優は寬和の貌。遒は聚まる也。
【九六】相戰ひしをいふ。
【九七】震は威なり。
【九八】撓は屈なり。
【九九】殘兵を收めて一戰せんと欲する也。
【一〇〇】城を背にして一戰せん、若し幸にして勝つとも、尙ほ當に命に從ふべし。若し不幸にして再び敗れば、固より敢て命に違はざらん。

問へば、(七五)辟司徒の妻なり。之に(七六)石窌を予ふ。晉の師、齊の師を從ひ、(七七)丘輿より入り、馬陘を擊つ。齊侯、(七八)賓媚人をして賂ふに(七九)紀の甗・玉磬と地とを以てせしむ。『(八〇)可かずんば則ち客の爲る所に聽せん』と。賓媚人、賂を致す。晉人可かずして曰く、『必ず(八一)蕭同叔の子を以て質と爲し、而して、齊の封內をして、(八二)盡く其畝を東にせしめよ』と。對へて曰く、『蕭同叔の子とは他に非ず、寡君の母なり。若し匹敵を以てせば、則ち亦晉君の母なり。吾子、大命を諸侯に布きて、「必ず其母を質として、以て信と爲さん」と曰はば、(八三)其れ王命を若何にせん。且つ是れ不孝を以て令するなり。(八四)詩に曰く、「孝子匱しからず、永く爾の類を錫ふ」と。若し不孝を以て諸侯に令せば、其れ無乃(八五)德類に非ざらんか。先王、天下を(八六)疆理し、(八七)土の宜しきを物して、其利を布く。故に(八八)詩に曰く「我れ疆し我れ理めて、其畝を南東にす」と。今、吾子、諸侯を疆理して、「盡く其畝を東にせんのみ」と曰はゞ、唯

【七五】壘壁を主る官。
【七六】石窌は邑の名。
【七七】丘輿馬陘は皆齊の邑。
【七八】賓媚人は國佐。
【七九】紀を滅して得たる所の甗。甗は玉にて造りたる甑。
【八〇】晉若し和を許さずんば、則ち更に一戰する有らんのみ。
【八一】蕭同叔の子は齊侯の母。
【八二】齊は晉の東にあり、其畝を東にするは、晉の軍行を易からしむる所以。
【八三】王命じて以て侯伯と爲すの旨に違ふなり。
【八四】大雅旣醉の篇。孝子は少からず、孝子は己の類を衆に廣む。
【八五】德類は孝德の種類。
【八六】疆は經界を畫する也、理は地理を分つ也、地の宜しき所の理を分別する也。
【八七】土地の形色を視て、之に種うべき者を定むる也。
【八八】小雅南山の篇。

あるに、將に戮することを爲さんとするか。』郤子曰く、『人、死を以て其君を免れしむるを難らざるに、我之を戮するは、不祥なり。之を赦して以て君に事ふる者を勸めん』と。乃ち之を免す。齊侯免れ、丑父を求めんとして、(六七)三たび入り三たび出づ。(六八)齊の師を出づる毎に、以て退くものを帥ゐて、狄の卒に入る。(六九)狄の卒皆、戈を抽き、楯にて之を冒ひ、以て衛の師に入る。衛の師、之を免す。遂に徐關より入る。齊侯、(七〇)保者を見て曰く、『之を勉めよ。齊の師敗れたり』と。(七一)女子を辟けしむ。女子曰く、『君免れたりや。』曰く、『免れたり。』曰く、『(七二)銳司徒免れたりや。』曰く、『免れたり。』曰く、『苟も君と吾が父と免れたらば、(七三)若何にすべけん』と。乃ち奔る。齊侯、(七四)以て禮ありと爲す。既にして之を

【六七】其の己に代るを重んず、故に三たび晉軍に入りて之を求むるなり。

【六八】齊侯、己の軍を出づる毎に、疾驅して衆に先だち、衆の退かんと欲する者を帥ゐ厲まし、遂に狄の卒に入る。狄の卒は、狄人の晉に從って齊を討ずる者なり。

【六九】狄人、晉軍に隨ひて此に在りしが、齊の强きを憚り、之を保護して衛の軍に入れしに、衛人も亦た之を免かれしめしなり。戈を抽くは齊に敵する形を示して、晉人をして其の貳を疑はざらしむる也。楯もて之を冒ふは、誤って之を傷つけんことを懼るゝ也。

【七〇】城邑を守る者。

【七一】女子をして君を避けしむる也。齊侯單り還る、故に婦人、之を避けざりしなり。

【七二】銳兵を司る官。

【七三】戰敗を若何ともする無し。齊の師大いに敗れ、君父すら且つ免れざらんことを恐れしが、此に至りて、君父の恙無きを聞き、悲喜交ゝ集まり、正に夫が免るゝを得ざらんことを恐る。意、言外に在り。婦人、夫を問ふを差づ、故に略り。

【七四】先づ君の安否を問ひ、後に父を問ふを以て也。

む。逢丑父、(五三)公と位を易ふ。(齊侯ノ車)將に華泉に及ばんとす。(五四)驂、木に絓りて止まる。(是ヨリ先)丑父、(五五)轏中に寢ぬ。蛇、其下より出でしを、肱を以て之を撃ちて傷けるを、之を匿せり。故に、車を推すこと能はずして(五六)及ばる。韓厥、(五七)縶を馬前に執り、再拜稽首して、觴を奉げ璧を加へて以て進めて曰く、『寡君、羣臣をして魯・衞の爲めに請はしめて曰く、「(五八)輿師をして、君の地に陷入せしむること無かれ」と。下臣、不幸にして屬ふ(五九)戎行に當りて、逃隱する所無し。且つ懼らくは、奔辟して(六〇)兩君を忝めんことを。(六一)臣、戎士を辱む。(六二)敢て不敏を告ぐ。(六三)官を攝して乏を承けん』と。(六四)丑父、公をして下りて華泉に如きて飮を取らしむ。鄭の周父、(六五)佐車に御となり、宛茷、右と爲り、齊侯を載せて以て免る。韓厥、丑父を獻ず。郤獻子、將に之を戮せんとす。(丑父)呼んで曰く、『今より、其君に代りて患に任ずる者あること無からん。此に(六六)一

【五三】公は齊侯。位は座位。
【五四】驂はそへうま。
【五五】轏は臥車なり。
【五六】遂に韓厥に追ひつかれしなり。
【五七】縶は馬の絆也。
【五八】輿師は衆軍。陷入は深く入る也。本但だ二國の爲めに救請せんとにして、乃ち君の地に深く入るを欲せざりしとの意。
【五九】戎行は軍行。
【六〇】兩君は魯衞の君を指す。
【六一】齊侯の士と戰ひたるをいふ。
【六二】敢て來りて、齊侯の士と戰ひたるの不敏を謝す。
【六三】君の事あらば、命を承けて之を辨ぜん。此れ將に齊侯を執へんとするの辭なり。
【六四】韓厥、丑父の齊君と其位を易へしを知らず、丑父を齊君なりと信じて、之に告ぐ。丑父、乃ち齊君に水を汲ましむるまねして、之を免れしめしなり。
【六五】佐車は副車。
【六六】一は君に代る者一人。

合うてより、苟も險あれば、余、必ず下りて車を推せり。子豈に之を識らんや。然るに子病めりとす。』張侯曰く、『(三九)師の耳目は吾が旗鼓に在り。進退、之に從ふ。此車一人、之に殿たらば、以て事を集すべし。之を若何んぞ其れ病めるを以て君の大事を敗らんや。甲を擐き兵を執るは、固より死に卽くなり。病むとも未だ死に及ばじ。吾子之を勉めよ』と。(四〇)左に轡を幷せ、右に枹を援りて鼓うつ。馬逸して、止むると能はず。師、之に從ふ。齊の師敗績す。之を逐うて、三たび(四一)華不注を周る。韓厥、夢に、(四二)子輿、己に謂ひて、『旦に(四三)左右を辟けよ』と曰ふ、とみる。故に(四四)中に御して齊侯を從ふ。邴夏曰く、『其御者を射よ。君子なり。』(四五)公曰く、『之を君子と謂ひて之を射るは、禮に非ざるなり』と。(四六)其左を射る。(其左)車下に(四七)越つ。(四八)其右を射る。(其右)車中に斃る。(四九)綦毋張、車を喪ひ、韓厥を從うて曰く、『請ふ(五〇)寓乘せん』と。(五一)左右よりす。皆、之を肘し、後に立たしむ。韓厥、俛して(五二)其右を定

(三九)師は軍勢。
(四〇)張侯、元帥の病甚だしきを以て、左手に二本の轡を持ち、右手に元帥の手中の枹を取り代りて撃つ也。
(四一)山の名。
(四二)韓厥の父。
(四三)車の左右に乘ることを避けよ。」
(四四)御者に代りて中に居る也。
(四五)公は齊侯。
(四六)其左は左乘者。
(四七)越は墜つる也。
(四八)其右は右乘者。
(四九)晉の大夫。
(五〇)寓乘は寄乘。あひのり。
(五一)綦毋張、或は左し、或は右し、韓厥に隨從せんとす、厥皆肘を以て排して之を退け、厥の後に立たしむる也。
(五二)死したる右乘者をかくす。

る敝賦、(二五)詰朝に(二六)請ふ見えん』と。對へて曰く、『晉と魯・衞とは、兄弟(ノ)國なり。(魯衞)來り告げて曰く、「(二七)大國、朝夕、憾を敝邑の地に釋かんとす」と。寡君・忍びずして、羣臣をして大國に(二九)請はしめ、(三〇)輿師をして君の地に(三一)淹しからしむると無からしむ。能く進みて、退くと能はず。(三二)君、命を辱くする所無し』と。齊侯曰く、『大夫の許すは、寡人の願なり。若し其れ許されずとも、亦將に見えんとする也』と。齊の高固、晉の師に入り、石を(三三)桀げて以て人に投げ、之を禽にして其車に乘り、(三四)桑本を(車ニ)繫けて、以て齊の壘に徇へて曰く、『勇を欲する者は余が餘勇を賈へ』と。癸酉、師、(三五)鞌に陳す。邴夏、齊侯に御たり。逢丑父、右たり。晉の解張、郤克に御たり。鄭丘緩、右たり。齊侯曰く、『余、姑く此を翦滅して、朝食せん』と。馬に(三六)介せずして之に馳す。郤克、矢に傷つき、流血、屨に及べども、未だ鼓音を絶たず。曰く、『余、病めり。』(三七)張侯曰く、『始め合うてより、矢、余が手と肘とを貫きしを、余(矢ヲ)折りて以て御し、左輪、(三八)朱殷となれども、豈に敢て病めりと言はんや。吾子、之を忍べ。』緩曰く、『始め

【二五】詰朝は明旦朝。
【二六】會戰せん。
【二七】大國は齊をさす。
【二八】來り討つをいふ。
【二九】請はしむとは、其故を問はしむる也。
【三〇】輿師は衆師。
【三一】淹は久しく留まる也。
【三二】齊侯の言を待つまでもなし。
【三三】桀は揭ぐる也擧ぐる也。
【三四】桑本は桑の木の根ある者。高固、苞桑を拔きて車に繫ぎ、以て之を挽擧す。力あるを標する也。
【三五】鞌は齊の地。
【三六】介は、よろひ。
【三七】解張。
【三八】朱殷は、眞赤なり。

『惜しいかな。多く之に邑を與ふるに如かず。唯だ器と名とは以て人に假す可からず。君の司る所なり。名は以て信を出し、信は以て器を守り、器は以て禮を藏め、禮は以て義を行ひ、義は以て利を生じ、利は以て民を平にす。政の大節なり。若し以て人に假さば、人に政を與ふるなり。政亡ぶれば、則ち國家、之に從ふ。止む可からざるなり』と。

孫桓子、新築より還り、(國)入らず、遂に晉に如きて師を乞ふ。臧宣叔も、亦、晉に如きて師を乞ふ。皆、郤獻子を主とす。晉侯、之に七百乘を許す。郤子曰く、『此れ城濮の賦なり。先君の明と先大夫の(一九)肅とありしが故に捷てりき。(二〇)克が先大夫に於ける、能く役たること無し』と。八百乘を請ふ。之を許す。郤克、中軍に將たり、士燮、上軍に將たり、欒書、下軍に將たり、韓厥、司馬たり、以て魯・衞を救ふ。臧宣叔、晉の師を逆へ、且つ之を道びく。季文子、師を帥ゐて之に會す。衞の地に及ぶ。韓獻子、將に人を斬らんとす。郤獻子、馳せて將に之を救はんとす。至れば則ち既に之を斬れり。(二一)郤子、速に以て徇へしめ、其僕に告げて曰く、『吾は以て謗を分つなり』と。師、齊の師に(二二)莘に從ふ。六月壬申、師、(二三)靡笄の下に至る。齊侯、戰を請はしめて曰く、『子、君の師を以て敝邑に辱うす。(二四)不腆な

【一九】肅は肅敬。
【二〇】先大夫の役使たるにもあたらずとなり。
【二一】郤子、救はんとして來れる本意を匿し、却て其僕をして軍中に其事を觸れ廻らせ、以て己も亦其議に與かりしが如くして、謗を分つ也。
【二二】莘は齊の地。
【二三】山の名。
【二四】其兵の不十分なるを謙して言ふ也。

之を囚ふ。齊侯曰く、『殺すこと勿かれ。吾、而と盟うて、而の封に入ること無からん』と。聽かず。殺して諸を城上に（五）膊にす。齊侯、親ら鼓うつ。士、城を陵ぐ。三日にして龍を取り、遂に南侵して巣丘に及ぶ。

衛侯、（六）孫良夫・（七）石稷・（八）甯相・向禽をして將に齊を侵さんとせしめ、齊の師と遇ふ。石子・還らんと欲す。孫子曰く、『不可なり、師を以て人を伐つに、其師に遇ひて還らば、將に君に何とか謂はんとする。若し能はざるを知らば、則ち出づること無きに如かんや。今、既に遇へり。戰ふに如かざるなり』と。（九）夏有。（一〇）石成子曰く、『（一一）師、敗れたり。子・少く須たずんば、衆・懼らくは盡きん。子、師徒を喪はゞ、何を以て復命せん』と。皆對へず。又曰く、『子は國卿なり。子を（一二）隕さば辱なり。子、衆を以て退け。（一三）我は此に乃ち止まらん』と。（一四）且た車の來ること甚だ衆きを告ぐ。齊の師、乃ち止まり、（一五）鞫居に次る。新築の人（一六）仲叔于奚、（一七）孫桓子を救ふ。桓子、是を以て免る。既にして衛人之を賞するに邑を以てす。辭す。（一八）曲縣し繁纓して以て朝せんと請ふ。之を許す。仲尼之を聞きて曰く、

【五】膊は磔なり。
【六】良夫は孫林父の父。
【七】石稷は石碏四世の孫。
【八】甯俞の子。
【九】闕文あり、恐らくは新築の戰敗を記する者。
【一〇】石稷。
【一一】衛の師已に敗れたるに、孫良夫、復た戰はんと欲す、故に成子、救を待たしめんと欲する也。
【一二】隕は擒獲せらるゝこと。
【一三】我は此に於て止まりて齊の師を禦がん。
【一四】救兵大いに至ると軍中に告令す。
【一五】衛の地。
【一六】于奚は新築を守る大夫。
【一七】孫桓子は孫良夫。
【一八】曲縣は諸侯の用ゐる樂器 繁纓は諸侯の用ゐる馬飾。

秋、王人、來りて敗を告ぐ。

冬、臧宣叔、(九)賦を脩め(一〇)繕完して守備を具へしむ。曰く、齊・楚、好を結べるに、我、新に晉と盟ふ。晉・楚、盟を爭はゞ、齊の師必ず至らん。晉人、齊を伐つと雖も、楚必ず之を救はん。是れ、齊・楚、(一一)我を同にするなり。難を知りて備ふることあらば、乃ち以て(一二)逞しくす可し』と。

【經】二年、春、齊侯、我が北鄙を伐つ。夏四月丙戌、衞の孫良夫、師を帥ゐて齊の師と新築に戰ふ。衞の師・敗績す。六月癸酉、季孫行父・臧孫許・叔孫僑如・公孫嬰齊、師を帥ゐて、晉の郤克・衞の孫良夫・曹の公子首に會して、齊侯と鞌に戰ふ。齊の師・敗績す。秋七月、齊侯、國佐をして師に如かしむ。己酉、國佐と袁婁に盟ふ。八月壬午、(一)宋公鮑・卒す。庚寅、(二)衞侯速・卒す。汶陽の田を取る。冬、楚の師・鄭の師、衞を侵す。十有一月、公、楚の公子嬰齊に蜀に會す。丙申、公、楚人・秦人・宋人・陳人・衞人・鄭人・齊人・曹人・邾人・薛人・鄫人と、蜀に盟ふ。

【傳】二年(周ノ定王十八年)春、齊侯、我が北鄙を伐ち、(三)龍を圍む。(四)頃公の嬖人盧蒲就魁、門せむ。龍人、

【九】賦は戰士を謂ふ。
【一〇】繕は甲冑兵器を繕ふ也。完は城郭を完くする也。
【一一】いづれにても我國に侵入せんとなり。
【一二】逞は快なり、凡そ心の欲する所を得るを逞と曰ふ。備有らば、以て敵を破るを得るをいふ。
【一】宋の文公卒し、子共公周立つ。
【二】衞の穆公卒し、子定公臧立つ。
【三】龍は魯邑。
【四】齊侯。

卷の十二

(一)成公 上

【經】元年、春王の正月、公、位に卽く。二月辛酉、我が君宣公を葬る。冰無し。三月、丘甲を作る。夏、臧孫許、晉侯と赤棘に盟ふ。秋、王師、茅戎に敗績す。冬十月。

【傳】元年（周ノ定王十七年）春、晉侯、(二)瑕嘉をして戎を王に平がしむ。(三)單襄公、晉に如き成ぎを拜す。(四)劉康公、戎を徼へ、將に遂に之を伐たんとす。(五)叔服曰く、『盟に叛きて大國を欺く、此れ必ず敗れん。盟に背くは不祥なり。大國を欺くは不義なり。神人助けず。將た何を以て勝たん』と。聽かず。遂に茅戎を伐つ。三月癸未、(六)徐吾氏に敗績す。

齊の難の爲めの故に、(七)丘甲を作る。

(八)齊の將に楚の師を出さんとするを聞き、夏、赤棘に盟ふ。

【一】成公は名は黑肱、宣公の子。
【二】詹嘉、文公十七年、鄭垂の役を平げてより、瑕に居る、故に瑕嘉といふ。
【三】單襄公は王の卿士。
【四】劉康公は王季子。
【五】叔服は周の內史。
【六】茅戎の別種。
【七】一丘より出す兵を增す也、九夫を井となし、四井を邑となし、四邑を丘となす。
【八】齊君、楚君と通じ、楚をして魯を伐たしめんとするを聞き、晉と盟ふ。

適を殺して庶を立たしめ、以て大援を失はしめしものは、仲なるかな』と。(六)臧宣叔、怒りて曰く、『其時に當りて治むること能はずして、後の人何の罪かある。(七)子、之を去らんと欲せば、許・請ふ、之を去らん』と。遂に(八)東門氏を逐ふ。(九)子家還りて笙に及び、(一〇)壇帷して(一一)介に復命す。既に復命して、袒して(一二)括髮し、(一三)位に卽きて哭し、三踊して出づ。遂に齊に奔る。書して、『歸父、晉より還る』と曰ふは、之を善みするなり。

【六】名は許、時に司寇たり、文仲の子、武仲の父なり。
【七】子、自ら、歸父が己を害するを以て、之を去らんと欲するならば、許請ふ、子が爲めに之を去らん。
【八】東門は襄仲の居處なり、故に東門氏と曰へり。
【九】歸父の字。
【一〇】壇は墠に同じ。地を除くを墠と曰ふ。地を除きて壇を爲りて帷を張る。
【一一】介は副使なり。
【一二】括髮は麻を以て髮を結ぶなり。是れ喪に居るときの制なり。
【一三】國に在るの喪禮に依りて哭位を設くる也。

公子と曰ひ、在さゞれば弟と曰ふ。凡そ弟と稱するは、皆母弟なり。

經 十有八年、春、晉侯・衞の世子臧、齊を伐つ。公、杞を伐つ。夏四月。秋七月、邾人、鄫子を鄫に戕す。甲戌、楚子旅・卒す。公孫歸父、晉に如く。冬十月壬戌、公、路寢に薨ず。歸父、晉より還り、笙に至り、遂に齊に奔る。

傳 十八年（周ノ定王十六年）春、晉侯・衞の大子臧、齊を伐ちて、陽穀に至る。齊侯、晉侯に會して、繒に盟ふ。公子彊を以て、晉に質と爲す。晉の師還る。蔡朝・南郭偃、逃げ歸る。

夏、公、楚に如きて師を乞はしめ、以て齊を伐たんと欲す。

秋、邾人、鄫子を鄫に戕す。凡そ、内より其君を虐するを、弑と曰ひ、外よりするを戕と曰ふ。

楚の莊王・卒す。楚の師、出でず。既にして（一）晉の師を用ゐしかば、楚、是に於てか（二）蜀の役あり。

（三）公孫歸父、襄仲の・公を立てしを以て、寵あり。（四）三桓を去りて以て公室を張らんと欲す。公と謀りて、晉に聘し、晉人を以て之を去らんと欲す。冬、公薨ず。季文子、朝に言ひて曰く、「（五）我をして

【一】後の成公二年の鞌の戰をいふ。
【二】蜀は魯の地。蜀の役は成公二年の冬の事。
【三】襄仲の子。
【四】三桓は孟孫、叔孫、季孫。
【五】適は嫡子。文公の大子惡を殺し、庶子宣公を立てしなり。大子は齊の甥なり。故に齊の援を失ひたり。

せんことは、吾、既に過たずや。過ちて改めず、而して又之を久しうし、以て其悔を成さんは、何の利か之あらん。(一七)反る者をして辭を得しめ、而して來者を害して、以て諸侯を懼れしむるは、將た焉ぞ之を用ゐん』と。晉人、之を緩くす。(一八)逸る。

秋八月、晉の師還る。(一九)范武子、將に(二〇)老せんとす。(二一)文子を召して曰く、「(二二)燮や、吾之を聞けり、『(二三)喜怒、類を以てする者は鮮く、(二四)易ふる者は實に多し』と、(二五)詩に曰く、『君子如し怒らば、亂庶はくは遄に沮まん。君子若し祉せば、亂庶はくは遄に已まん』と。君子の喜怒は、以て亂を已むるなり。已めざる者は必ず之を益す。郤子其れ或は亂を齊に已めんと欲するか。然らずんば、余懼らくは其の之を益さんことを。余、將に老せんとす。(二六)郤子をして其志を逞くせしめば、庶はくは(亂)と豸くること有らんか。爾、(二七)二三子に從ひて、唯だ敬せよ』と。乃ち老を請ふ。郤獻子、政を爲す。

冬、公の弟叔肸卒す。公の母弟なり。凡そ、大子の母弟は、公在せば

【一七】反る者は高固をいふ。
【一八】逸れ去るなり。
【一九】士會。
【二〇】老は致仕する也。
【二一】士會の子。
【二二】燮は文子の名。
【二三】喜怒類を以てするとは、喜ぶ可きに喜び、怒る可きに怒るなり。
【二四】易ふるとは、喜ぶ可からざるに喜び、怒る可からざるに怒るなり。
【二五】小雅。
【二六】武子老して、郤氏をして政を爲し志を得しめば、其心、平正に至り、亂解くること有らんか。豸は解くる也。
【二七】二三子は晉の諸大夫をさす。

からん』と。獻子先づ歸り、(五)欒京廬をして命を齊に待たしめて曰く、『(六)齊の事を得ずんば、復命すること無かれ』と。郤子至り、齊を伐たんと請ふ。晉侯許さず。(七)其私屬を以てせんと請ふ。又許さず。齊侯、高固・(八)晏弱・蔡朝・南郭偃をして會せしむ。斂盂に及び、(九)高固逃げ歸る。夏、

(一〇)斷道に會するは、貳あるを討ずるなり。(一一)卷楚に盟ひ、齊人を辭す。晉人、晏弱を(一二)野王に執へ、蔡朝を原に執へ、南郭偃を溫に執ふ。(一三)苗賁皇使して、晏桓子を見る。歸りて晉侯に言ひて曰く、『夫の晏子、何の罪かある。昔者、諸侯、吾が先君に事へしは、皆(汲々ト)逮ばざるが如くなりき。(今)擧な言ふ、「羣臣、信あらず」と。諸侯、皆、貳志あり。齊君、(一四)禮を得ざらんことを恐る。故に出でずして四子をして來らしむ。左右・或は之を(一五)沮みて曰く、「君・出でずんば、必ず吾が使を執へん」と。故に高子は斂盂に及びて逃げぬ。夫の三子の者は曰く「若し君の好を絶たんよりは、寧ろ死に歸せん」と。是が爲めに、難を犯して來れり。吾、若し善く(一六)彼を逆へば、以て來者を懷けん。吾、又、之を執へて、以て齊の沮めるを信に

なり。

【四】復た河を渉りて東せじとなり。

【五】郤克の介。

【六】齊の罪を明にしたる後復命せよとなり。

【七】其私屬は其家の子郎黨。

【八】晏蒻は桓子。

【九】郤克の怒を聞くが故なり。

【一〇】斷道は晉の地。

【一一】卷楚は斷道の別名。

【一二】野王は地名。

【一三】楚の鬪椒の子、鬪氏亡びて晉に奔り、邑を苗地に食む。

【一四】禮遇を得ざらんことを恐れしなり。

【一五】沮は沮み止むる也。

【一六】彼は齊の三人をさす。

秋、鄭の伯姬・來歸すとは、出されたるなり。

(六)毛・召の難の爲めの故に、王室復た亂る。王孫蘇、晉に奔る。晉人、之を復す。冬、晉侯 士會をして王室を平げしむ。定王、之を享す。(七)原襄公、禮を相く。(八)殽烝る。(九)武子、私に其故を問ふ。王、之を聞き、武子を召して曰く、『季氏、而、聞かざるか。王は享に(一〇)體薦あり、宴に(一一)折俎あり。(一二)公は享に當り、卿は宴に當るは、王室の禮なり』と。武子、歸りて典禮を講求し、以て晉國の法を脩む。

[經] 十有七年、春王の正月庚子、許男錫我・卒す。丁未、蔡侯申・卒す。夏、許の昭公を葬る。蔡の文公を葬る。六月癸卯、日、之を食するあり。己未、公、晉侯・衞侯・曹伯・邾子に會し、斷道に同盟す。秋、公、會より至る。冬十有一月壬午、公の弟叔肸卒す。

[傳] 十七年(周ノ定王十五年)春、晉侯、(一)郤克をして會を齊に徵さしむ。齊の頃公、婦人を(二)帷にして、之を觀しむ。郤子登る。(三)婦人、房に笑ふ。獻子怒る。出でゝ誓つて曰く、『此を報いざる所あらば、(四)能く河を涉ること無

【六】毛召の難は前年の事。

【七】周の大夫。

【八】殽は熟肉の骨を帶びたるもの。烝は俎に升すなり。

【九】武は士會の諡。季は其字なり。

【一〇】體薦は、其體を半解して之をすゝむるなり。恭儉を示すなり。

【一一】折俎は、體解節折して之を俎に升すなり。物皆食ふべし。是れ慈惠を示すゆゑんなり。

【一二】公は諸侯をいふ。五等の諸侯の總名を公と爲す。

【一】獻子。

【二】帷は、帷中に居らしむる也。

【三】郤克は跛足の人なりしが故に、婦人卽ち頃公の母、とばりの中より之を覘て笑ひし

初めて(五九)畝に稅す。禮に非ざるなり。穀を出すこと(六〇)藉に過ぎざるは、(六一)以て財を豐にするなり。冬、(六二)蝝生ず、饑ゑたれど、之を幸とするなり。

〔經〕十有六年、春王の正月、晉人、赤狄の甲氏と留吁とを滅す。夏、成周の宣榭に火あり。秋、郯の伯姬、來歸す。冬、大に年有り。

〔傳〕十六年(周ノ定王十四年)春、晉の士會、師を帥ゐて赤狄の甲氏と留吁・鐸辰とを滅す。三月、狄の俘を(王に)獻ず。晉侯、王に請ひ、戊申、(一)黻冕を以て士會に命じて、中軍に將とし、且つ大傅と爲す。於是、晉國の盜、秦に逃奔す。羊舌職曰く、『吾之を聞く「禹、善人を稱げて、不善人遠ざかる」とは、此を謂ふか。詩に曰く「戰戰兢兢として、深淵に臨むが如く、薄氷を履むが如し」とは、(二)善人、上に在ればなり。善人、上に在れば、則ち國に(三)幸民なし。諺に曰く「民の多幸は國の不幸なり」と。是れ善人なきを謂ふなり』と。

夏、(四)成周の(五)宣榭火ありとは、人、之を火きしなり。凡そ人火を火と曰ひ、天火を災と曰ふ。

【五九】畝は私畝なり。公田十畝の外の私畝にも、十分の一の稅を課す。

【六〇】藉は公田十畝を民の力を借りて耕す也。卽ち十一の稅に當る也。

【六一】什一の稅法行はるゝときは、民、田を力め、地利陪敦す。

【六二】蝝は害蟲なり、冬生じたるが故に大饑に至らざりしが幸なりしなり。

【一】命卿の服。

【二】善人位に在れば、戒懼せざるなきを云ふ。

【三】幸民は僥倖の民。

【四】成周は洛陽。

【五】宣榭は講武の屋。

（四六）其治に從はん』と。輔氏の役に及び、顆、老人の草を結びて以て杜回を（四七）亢るを見る。杜回躓きて顚る。故に之を獲たり。夜夢みる。曰く、『余は而の嫁せし所の婦人の父なり。爾、先人の治命を用ゐたり。余、是を以て報ぜり』と。

晉侯、桓子に狄の臣の（四八）千室を賞す。亦、（四九）士伯を賞するに、瓜衍の縣を以てす。曰く、『吾、狄の土を獲たるは、子の功なり。子微かりせば、吾、（五〇）伯氏を喪ひしならん』と。（五一）羊舌職、是賞を説びて曰く、『（五二）周書に所謂「庸ゐるべきを庸ゐ、祗むべきを祗む」とは、（五三）此物を謂ふか。士伯、中行伯を庸ゐしめ、君、之を信じて、亦、士伯を庸ゐたり。此を之れ明徳と謂ふ。文王の周を造りし所以も、是に過ぎざるなり、故に、（五四）詩に曰く、「（五五）陳錫して周を載む」とは、能く施せるなり。是道に率はゞ、其れ何ぞ濟らざらん』と。

晉侯、趙同をして狄の俘を周に獻ぜしむ。不敬なり。（五六）劉康公曰く、『十年に及ばずして、（五七）原叔必ず大咎あらん。天、之が（五八）魄を奪へり』と。

【四六】其治とは病間心意正しき時を云ふ。
【四七】亢は遮るなり。
【四八】千室は千家。
【四九】士貞子。
【五〇】伯は荀林父の字。晉侯曩に林父を殺さんとせしとき、士伯諫めて止めたるを云ふ。
【五一】叔向の父。
【五二】康誥。
【五三】物は類なり。
【五四】大雅文王篇。
【五五】陳錫は大利を布き陳べて天下にたまふ也、周因て以て興るを云ふ。錫は賜なり。
【五六】王季子。
【五七】趙同。
【五八】心の精爽なるを魂魄と云ふ。

命を固くせんとす。之を若何ぞ之を待たん。有罪を討せずして、『將に後を待たんとす』と曰はゞ、後、辭あるに、而も焉を討せば、乃ち不可なること毋からんや。夫れ、才と衆とを恃むは、亡ぶるの道なり。商紂、これに由りぬ。故に滅びたり。天、(三五)時に反するを災と爲し、地、(三六)物に反するを妖と爲し、民、德に反するを亂と爲す。亂るゝときは則ち妖災生ず。故に(三七)文、正に反するを乏と爲す。盡く狄に在り』と。晉侯、之に從ふ。六月癸卯、晉の荀林父、赤狄を曲梁に敗る。辛亥、潞を滅す。酆舒、衞に奔る。衞人、諸を晉に歸る。晉人、之を殺す。

(三八)王孫蘇、召氏・毛氏と、政を爭ひ、(三九)王子捷をして召戴公と毛伯衞とを殺さしむ。卒に(四〇)召襄を立つ。

秋七月、秦の桓公、晉を伐ち、(四一)輔氏に次る。壬午、晉侯、兵を(四二)稷に治め、以て狄土を(四三)略る。黎侯を立てゝ還る。(四四)雒に及ぶとき、魏顆、秦の師を輔氏に敗り、杜回を獲たり。秦の力人なり。初め(四五)魏武子、嬖妾あり、子なし。武子疾む。顆に命じて曰く、『必ず是を嫁せよ』と。疾病なるとき則ち曰く、『必ず以て殉と爲せ』と。卒するに及び、顆、之を嫁せしめて曰く、『疾病なれば則ち（心）亂る。吾は

【三五】時に反するは、寒暑、節を易ふる也。
【三六】物に反するは、群物、性を失ふ也。
【三七】文は文字。正は正、乏は丏。
【三八】三士皆王の卿士。
【三九】即ち王札の子。
【四〇】召戴公の子。
【四一】輔氏は晉の地。
【四二】稷は晉の地。
【四三】略は取る也。
【四四】雒は晉の地。
【四五】魏犨、顆の父。

反の牀に登り、之を起して曰く、『寡君、元をして病めるを以て告げしめて曰く、「(三二)敝邑、子を易へて食ひ、骸を析きて以て爨ぐ。然りと雖も、城下の盟は、國を以て斃るゝことありとも、從ふこと能はざるなり。我を去ること三十里ならば、唯だ命を是れ聽かん」』と。(三三)子反懼れ、之と盟ひて王に告げ、退くこと三十里。宋、楚と平ぐ。華元、質と爲る。(三四)盟ひて曰く、『我、爾を詐ること無けん。爾、我を虞ること無かれ』と。

【(三五)潞子嬰兒の夫人は、晉の景公の姊なり。(三六)酆舒、政を爲して之を殺し、又潞子の目を傷く。晉侯、將に之を伐たんとす。諸大夫皆曰く、『不可なり。酆舒に(三七)三儁才あり。(三八)後の人を待つに如かず。』(三九)伯宗曰く、『必ず之を伐て。狄に五罪あり。儁才多しと雖も(三〇)何ぞ補はん。祀らざる、一なり。酒を耆む、二なり。(三一)仲章を棄てゝ(三二)黎氏の地を奪ふ、三なり。我が伯姫を虐ぐる、四なり。其君の目を傷くる、五なり。其儁才を怙みて、以て德を(三三)茂めず、茲れ罪を益すなり。後の人、或は將に德義を敬奉し、以て神人に事へて、申ねて(三四)其

【三二】困の甚だしきをいふ。
【三三】子反、華元の至るを虞らず、故に驚きて懼るゝ也。
【三四】宋楚の盟にして、盟辭は楚の制したるものなり。宋を詐らざるべきが故に、宋は楚に備ふること勿れとなり。
【三五】嬰兒は潞子の名。
【三六】潞の相にして大に勢力あり。
【三七】儁才は才藝の人に勝るゝもの。
【三八】後の人は、酆舒、相を罷め、後任者の相たるときを云ふ。
【三九】晉の大夫。
【三〇】五罪を償ふ能はざる也。
【三一】潞の賢人。
【三二】黎侯の國。
【三三】茂は勉むる也。
【三四】其政令を寧にする也。

はじめて曰く、『爾、既に（一一）不穀に許して、而るに之に反するは何の故ぞ。我が信なきに非ず。女則ち之を棄てしなり。速に爾の刑に卽け。』對へて曰く、『臣、之を聞く「君は能く命を制するを義と爲し、臣は能く命を承くるを信と爲す。信に義を載せて之を行ふを利と爲す。謀、利を失はず、以て社稷を衞るは、民の主なり」と。義には二信なく、信には（一二）二命なし。君の賂ふは、命を知らざるなり。命を受けて以て出づれば、死ありとも（一三）霣すと無し。又、賂ふ可けんや。臣の君に許ししは、以て（一四）命を成さんとてなり。死して命を成すは、臣の祿なり。寡君、（一五）信臣あり、下臣、（一六）考すことを獲て死せば、又何をか求めん』と。楚子、之を舍して以て歸る。夏五月、楚の師、將に宋を去らんとす。（一七）申犀、王の馬前に稽首して曰く、『（一八）無畏は死を知りて、而も敢て王命を廢せざりしに、王は言を棄てたり』と。王答ふること能はず。申叔時（一九）僕たり。曰く、『（二〇）室を築き耕者を反さば、宋、必ず命を聽かん』と。之に從ふ。宋人懼れ、華元をして、夜、楚の師に入しらむ。（二一）子

【一一】不穀は王公の自稱代名詞にして謙辭なり。
【一二】二命を受けず。
【一三】霣は廢墜なり。
【一四】命を成さんとは、晉公の命を宋人に傳へて之を全うせんと欲したるを言ふ。
【一五】已、命を廢せざるを云ふ。
【一六】考は成す也。
【一七】申舟の子。
【一八】其父、宋人に殺され、楚王、爲に師を興して宋を伐ち、功なくして歸らば、王は申舟に約せし言を履行せざるに同じと嘆ずるなり。
【一九】僕は御なり。
【二〇】室を宋に築き、兵を分ちて歸りて田せしむ。持久の態を示すなり。
【二一】華元、夜忍びて突然楚令尹子反の室に入りしなり。其不虞に乘じて之を劫す也。

赤狄潞氏を滅す。潞子嬰兒を以て歸る。秦人、晉を伐つ。王札子、召伯・毛伯を殺す。秋、螽あり。仲孫蔑、齊の高固に無婁に會す。初めて畝に税す。冬、蝝生ず。饑う。

【傳】十五年（周ノ定王十三年）春、公孫歸父、楚子に宋に會す。

宋人、樂嬰齊をして急を晉に告げしむ。晉侯、之を救はんと欲す。(一)伯宗曰く、『不可なり。古人、言へることあり、曰く、「(二)鞭の長きものと雖も、馬腹に及ばず」と。天、方に楚に授く。未だ與に爭ふ可からず。晉の彊と雖も、能く天に違はんや。諺に曰く「(三)高下、心に在り」と。川澤、(四)汙を納れ、(五)山藪、疾を藏し、(六)瑾瑜、瑕を匿し、國君、(七)垢を含むは、天の道なり。君其れ之を待て』と。乃ち止む。(八)解揚をして宋に如かしめ、楚に降ること無からしむ。曰く、『晉の師、悉く起てり。將に至らんとす』と。鄭人、囚へて諸を楚に獻ず。楚子、厚く之に賂ひて、(九)其言を反せしむ。許さず。三たびして之を許す。諸を(一〇)樓車に登せ、宋人を呼んで之に告げしめしに、遂に其君命を致す。楚子、將に之を殺さんとす。之と言

【一】晉の大夫。
【二】撃たれざるを言ふ。
【三】事を處するの法、我、宜しきを權りて、時に或は之を高くし、時に或は之を下くするは、此れ唯だ心に在り。
【四】汙濁を受く。
【五】山藪には毒害の者あるを言ふ。
【六】瑾瑜は美玉。玉質、美なりと雖も、亦、瑕、其中に藏せらるゝ也。
【七】垢辱を忍ぶ。
【八】晉の大夫。
【九】晉救はずと言はしむるなり。
【一〇】望樓ある車。

我を伐たん。我を伐たば亦亡びん。亡ぶるは一なり』と。乃ち之を殺す。楚子、之を聞き、(一五)袂を投じて起つ。屨は窒皇に及び、劍は寢門の外に及び、車は蒲胥の市に及ぶ。秋九月、楚子、宋を圍む。

冬(一六)公孫歸父、齊侯に穀に會す。(一七)晏桓子を見て、之と與に(一八)魯の樂しきを言ふ。桓子、(一九)高宣子に告げて曰く、『子家は其れ亡びんか。魯に(二〇)懷んず。懷んずれば必ず貪る。貪れば必ず人を謀る。人を謀れば人も亦己を謀る。一國之を謀らば、何を以て亡びざらん』と。

孟獻子、公に言ひて曰く、『臣聞く、小國の大國に免るゝや、(二一)聘して(二二)物を獻ず、是に於て(二三)庭實旅百あり。朝して功を獻ず、是に於て(二四)容貌・采章・嘉淑あり。而して加貨あり。其の免れざらんことを謀りてなり。(二五)誅められて賄を薦めんには、則ち及ぶこと無けん。今、楚、宋に在り。君、其れ之を圖れ』と、公說ぶ。

[經] 十有五年、春、公孫歸父、楚子に宋に會す。夏五月、宋人と楚人と平ぐ。六月癸卯、晉の師、

【一五】楚王の大に怒り急に師を出すを云ふ。袂を投ずるは袖を奮ふ也。窒皇は寢門の闕即ち門闕、及ぶは追ひ及ぶ也。蒲胥は市の名。
【一六】字は子家。
【一七】晏嬰の父。
【一八】魯國の風土樂しむべきを言ふなり。
【一九】高固。
【二〇】懷は戀著して自ら安んずる也。
【二一】聘は卿を使者として他國に遣はす也。
【二二】物は玉帛皮幣。
【二三】庭實は禮物を庭に陳ぬる也。旅百は薦陳する所の殷んなるをいふ。
【二四】容貌は威儀容顏、采章は車服文章、嘉淑は令辭稱讚なり。加貨は常よりも幣帛を加增するなり。
【二五】誅は責むる也。

夏、晉侯、鄭を伐つ。邲の爲めの故なり。諸侯に告げ、（三）蒐して還る。（四）中行桓子の謀なり。曰く、『之に示すに整を以てし、謀りて來らしめん』と。鄭人懼る。（五）子張をして子良に楚に代らしむ。鄭伯、楚に如く。晉を謀るが故なり。鄭、子良を以て禮ありと爲す。故に之を召す。

楚子、（六）申舟をして齊に聘せしめて曰く、（七）『道を宋に假ること無かれ』と。亦、公子馮をして晉に聘せしめ、『道を鄭に假らざれ』といふ。（八）申舟、孟諸の役を以て宋に惡まる。曰く、『鄭は（九）昭に、宋は（一〇）聾なり。（一一）晉の使は害あらじ、我は則ち死なん』王曰く、『女を殺さば、我之を伐たん』と。（一二）犀を見えしめて行く。宋に及ぶ。宋人、之を止む。華元曰く、『我を過りて道を假らざるは、我を（一三）鄙とするなり。我を鄙とするは、（一四）亡べるなり。其使者を殺さば、必ず

【三】蒐は車馬を簡閲するなり。
【四】荀林父。
【五】子良が楚に質たりしを歸國せしめて公の孫子張を之に代らしめしなり。
【六】申舟、名は無畏。
【七】宋に請はずして徑に其地を過ぎよとなり。楚子蓋し端を借りて以て釁を起し宋を伐たんと欲する也。宋は中夏の門戶たり、楚、齊魯を服せんと欲し必ず先づ宋を服せんとし、前年、宋を伐ちたれども未だ志を得ず、故に復た之を圖らんとするも、口實無し、故に道を假らざるを以て、宋をして其使者を殺さしめ、以て罪名と爲して之を伐つ也。
【八】申舟、文公十年、楚子孟諸に田せし時、宋公の僕を抶ちし故、宋人に惡まれしなり。
【九】昭は視ること明かなるなり。
【一〇】聾は聽くことの聰ならざるなり。
【一一】晉に使して行くものは鄭人の怒に觸れざらんが、宋に行く使は生命なからんと。
【一二】犀は申舟の子。王に其の後を託する爲にまみえしめしなり。
【一三】鄙は邊鄙。
【一四】亡國と同じきなり。

るべし』と。

秋、赤狄、晉を伐ち、清に及ぶ。(三)先穀、之を召せばなり。冬、晉人、邲の敗と淸の師とを討じ、罪を先穀に歸して之を殺し、盡く其族を滅す。君子曰く、『「惡の來るや、己則ち之を取る」とは、其れ先穀を謂ふか』と。

清丘の盟に、晉、衞の・陳を救ひしを以て、焉を討ず。(四)使人去らずして曰く、『罪、歸する所無くば、將に而に師を加へんとす』と。孔達曰く、『苟も社稷に利あらば、請ふ我を以て說け。罪は我に由れり。我則ち政を爲して(五)亢せり。(六)大國の討、將た誰を以て任ぜん。我則ち之に死なん』と。

經 十有四年、春、衞、其大夫孔達を殺す。夏五月壬申、曹伯壽・卒す。晉侯、鄭を伐つ。秋九月、楚子、宋を圍む。曹の文公を葬る。冬、公孫歸父、齊侯に穀に會す。

傳 十四年(周ノ定王十二年)春、孔達縊れて死す。衞人以て晉に說きて(伐タルヽコトナ)免る。遂に諸侯に告げて曰く、『寡君、不令の臣達といふものあり、我が敝邑を大國に構へたれど、既に其罪に伏せり。敢て告ぐ』と。衞人、(二)以て成勞ありと爲し、復た其子に(三)室せ、其位に復らしむ。

【三】先穀、邲の戰に志を得ざりし故に、狄人を召して變を爲さんとするなり。

【四】晉の使の來りて衞を責むる者、肯て去らず、其要領を得んと欲する也。

【五】亢は抗なり。盟に負きて晉に抗せるを言ふ。

【六】大國の討は、晉、衞を討するをいふ。

【一】孔達が衞國の爲に自殺せし功を懷ひてなり。

【二】室は女を以て之に妻はすなり。

く、『無し。』（叔展曰ク）『(二〇三)河魚たらば腹疾を奈何にせんや。』曰く、『(二〇四)眢井を目て之を拯へ。』（叔展曰ク）『(二〇五)若、茅絰を爲れ。井に哭せば則ち己なり』と。明日、蕭潰ゆ。(二〇六)申叔、其井を視れば、則ち茅絰存せり。號びて之を出せり。

晉の(二〇七)原縠・宋の華椒・衞の孔達・曹人、清丘に同盟す。曰く、『病めるを恤み、貳あるを討せん』と。於是、卿をば書せざるは、其言を實にせざればなり。宋、盟の爲めの故に、(二〇八)陳を伐つ。衞人、之を救ふ。孔達曰く、『(二〇九)先君、約言在るなり。若し大國、我を討たば、則ち之に死なんのみ』と。

【經】十有三年、春、齊の師、莒を伐つ。夏、楚子、宋を伐つ。秋、螽あり。冬、晉、其大夫先縠を殺す。

【傳】十三年（周ノ定王十一年）春、齊の師、莒を伐つ。莒、晉を恃みて齊に事へざる故なり。

夏、楚子、宋を伐つ。(一)其の蕭を救ひしを以てなり。君子曰く、『(二)清丘の盟は、唯だ宋のみ以て免

【二〇三】河魚云々は國潰ゆるに喩ふ。蕭潰ゆるの後、將に何を以て自ら免れんとするかを問ふなり。

【二〇四】眢井は虚廢の井。

【二〇五】茅を結びて目標とし、哭聲を合圖にせよとなり。

【二〇六】申叔は叔展。

【二〇七】原縠は先縠。

【二〇八】陳、楚に貳あるを以てなり。

【二〇九】大國は晉をさす。衞の成公と陳の共公と舊好あり、故に孔達、盟に背きて陳を救ひ、而る後死を以て晉に謝せんと欲するなり。

【一】宋、蕭を救ふは、前年の事。

【二】宋善く去年の盟を守りしを稱するなり。

の子玉を殺すに及び、（一九四）公の喜び、而して後に知る可きなり。曰く、『余を毒すること莫からんのみ』と。是れ晉は再び克ちて、楚は再び敗れたるなり。楚、是を以て、（一九五）再世、競はざりき。今、天、或は、大に晉を警むるならん。而るを、又、林父を殺して以て楚の勝を重ねば、其れ乃ち久しく競はざること無からんや。林父の君に事ふるや、進みては忠を盡さんことを思ひ、退きては、過を補はんことを思ふ。社稷の衛なり。之を若何ぞ之を殺さん。夫れ、其敗や日月の（一九六）食の如し。何ぞ明を損せん』と。晉侯、其位に復らしむ。

冬、楚子、蕭を伐つ。宋の華椒、蔡人を以て蕭を救ふ。蕭人熊相宜、僚と公子丙とを囚ふ。王曰く、『殺すこと勿かれ。吾、退かん』と。蕭人、之を殺す。王怒る。遂に蕭を圍む。蕭、潰ゆ。申公巫臣曰く、『（一九七）師人多く寒えたり』と。王、三軍を巡り、（一九八）拊でて之を勉む。三軍の士、皆、（一九九）纊を挾むが如し。遂に蕭に傅く。（二〇〇）還無社、（二〇一）司馬卯と與に言ひて、申叔展を號ぶ。叔展曰く、『（二〇二）麥麴ありや。』曰く、『無し。』（曰）『山鞠窮ありや。』曰

【一九四】喜、顏色に見はるゝ也。
【一九五】再世は成王、穆王。
【一九六】食は蝕なり。
【一九七】師人は兵士。
【一九八】拊は撫慰勉するなり。
【一九九】纊は綿なり。悦んで寒さを忘るゝを云ふ。
【二〇〇】還無社は蕭の大夫。
【二〇一】司馬卯も叔展も楚の大夫にして無社と舊知なり。號は聲を揚げて遂に之を呼ぶ也。
【二〇二】麥麴は、もやし。山鞠窮は川芎。麥麴は消化を助くるの功あり。山鞠窮は風氣を去るの功あり。此處にては麥麴を以て內亂を消するの方法に喩へ、山鞠窮を以て外患を除くの方法に喩へ、蕭の君臣に內亂外患を消除するの法有りや否やと問ふなり。二者皆無しと答ふる也。

君の宮を爲りて、成事を告げんのみ。武は吾が功に非ざるなり。古は、明王、不敬を伐てば、(一八五)其鯨鯢を取り、之を封じて以て大戮と爲す。是に於てか、京觀あり、以て淫慝を懲す。今、(晉ノ)罪、(一八六)所無く、而して民、皆、忠を盡して以て君命に死せり。又、以て京觀を爲る可けんや』と。河に祀り、先君の宮を作り、成事を告げて還る。

是役や、鄭の石制、實に楚の師を入れたり。將に以て鄭を分ちて公子魚臣を立てんとす。辛未、鄭、(一八七)僕叔と(一八八)子服とを殺す。君子曰く、『史佚が所謂「亂を怙むこと毋かれ」とは、是の類を謂ふなり。(一八九)詩に曰く、「亂離して瘼む、爰にか其れ適歸せん」と。亂を怙む者に歸せんか。』

鄭伯・許男、楚に如く。

秋、晉の師、歸る。桓子、死を請ふ。晉侯、(一九〇)之を許さんと欲す。(一九一)士貞子諫めて曰く、『不可なり。(一九二)城濮の役に、晉の師、三日、穀せしとき、文公、猶は憂色あり。左右曰く、「喜ありて憂へば、如し憂あらば、喜ばんか。」公曰く、「(一九三)得臣猶は在り。憂、未だ歇きざるなり。困獸だも猶は鬭ふ。況や國相をや」と。楚

【一八五】鯨鯢は大魚の名、以て巨魁に譬ふ。
【一八六】所無しとは指して言ふ可き所無き也。
【一八七】公子魚臣。
【一八八】石制。
【一八九】小雅四月の篇。天下亂離して、民皆病む、是の禍は其れ誰が身にか歸せん。其れ必ず亂を恃みて以て利と爲す者に歸すべし。
【一九〇】請ふがまゝに死せしめんとせしなり。
【一九一】士渥濁。
【一九二】僖公二十八年。
【一九三】得臣は子玉。

めて以て(二七四)京觀を爲らざる。臣聞く、「敵に克てば、必ず子孫に示して、以て武功を忘るゝこと無からしむ」と。『楚子曰く、『爾が知る所に非ざるなり。夫れ(二七五)文に戈を止むるを武と爲す。武王、商に克ち、(後人)頌を作りて曰く、「(二七六)載ち干戈を戢め、載ち弓矢を櫜む。我(二七七)懿德を求めて、肆に時に夏なり。允に王として(二七八)之を保てり」と。又、(二七九)武を作る。其卒章に曰く、「爾の功を定むるを耆す」と。其三に曰く、「(二八〇)鋪きて時れ繹ぬ。我徂きて惟れ定まらんことを求む」と。其六に曰く、「萬邦を綏んじて、屢〻豐年なり」と。夫れ、武は暴を禁じ、兵を戢め、大を保ち、功を定め、民を安んじ、衆を和げ、財を豐にする者なり。故に、子孫をして、(二八一)其章を忘るゝと無からしむ。今、我、二國をして骨を暴さしむるは、暴なり。兵を觀して以て諸侯を威すは、兵戢まらざるなり。暴にして戢まらずんば、安ぞ能く大を保たん。猶ほ晉の在るあり。焉ぞ功を定むるを得ん。民の(二八二)欲に違ふ所、猶ほ多し。民何ぞ安んぜん。德無くして諸侯を强爭せば、何を以てか衆を和せん。人の(二八三)幾きを利として、人の亂を安んじ、以て己が榮と爲さば、何を以て財を豐にせん。武に七德ありて、我は一も無し。何を以て子孫に示さん。其れ、(二八四)先

【二七四】尸を積みて土を其上に封ずるを京觀と云ふ。
【二七五】文は文字。
【二七六】周頌時邁の篇。戢は藏むる也。
【二七七】懿德は美德。
【二七八】之は天下をいふ。
【二七九】詩經の頌の篇名。
【二八〇】武王能く政を布き敎を陳ねて天下を安定せしを云ふ。
【二八一】章は章明なる武功。
【二八二】欲は欲する所。
【二八三】幾は危き也。
【二八四】先君を祀り戰勝を告ぐ。

て之を尸すれば、(一五七)皆、重獲せられて木下に在りき。楚の(一五八)熊負羈、(一五九)知罃を囚にす。知莊子、其(一六〇)族を以て(一六一)之に反る。(一六二)廚武子、御たり。(一六三)下軍の士多く之に從ふ。射る毎に矢蒐を抽き、諸を廚子の(一六四)房に納る。廚子怒りて曰く、『子を求むるに非ずして、(一六五)蒲を愛むなり。(一六六)董澤の蒲、勝げて(一六七)既くす可けんや。』知季曰く、『(一六八)人の子を以てせずんば、吾が子、其れ得可けんや。吾は、以て苟も射る可からざる故なり』と。連尹襄老を射て之を獲、遂に其尸を載せ、(一六九)公子穀臣を射て、之を囚へ、二者を以て還る。昏に及び、楚の師、郔に(一七〇)軍す。晉の餘師、軍すること能はず。宵濟る。亦、(一七一)終夜聲あり。

丙辰、楚の(一七二)重、郔より至り、遂に衡雍に次る。潘黨曰く、『君、盍ぞ(一七三)武軍を築きて、晉の尸を收

【一五七】兄弟、尸を累れて死す。
【一五八】楚の大夫。
【一五九】知莊子の子。
【一六〇】族は部屬。
【一六一】反りて復た戰ふ。
【一六二】魏錡。
【一六三】知莊子は下軍の大夫なるが故なり。
【一六四】房は箭舍。箙。知莊子、射る毎に好き矢を抜き出して廚子の箙に納る。己の箙は背に在り、故に之を前に居りたる御者の箙に納るゝ也。直に取りて射るに便するなり。
【一六五】蒲は楊柳、以て箭と爲すべし。
【一六六】董澤は澤の名。
【一六七】既は盡す也。
【一六八】我、好矢を以て楚の貴人の子を射て之を質とするに非ずんば、我が子を得可からざらん。
【一六九】楚王の子。
【一七〇】軍は營屯を爲すなり。
【一七一】其兵多くして、將之を用ふる能はざるなり。
【一七二】重は輜重。
【一七三】軍營を築きて以て武功を彰はすなり。

分ち民を生かさんこと、亦、可ならずや』と。(一四五)其卒に殿して退く。敗れず。王、右廣を見て、將に之に從ひて乘らんとす。屈蕩之を(一四六)戶めて曰く、『(一四七)君、此を以て始めたり、亦、必ず以て終れ』と。是より、楚の乘廣は左を先にす。晉人、或は(一四八)廣の隊つるを以て進むこと能はず。(一四九)楚人、之に惎へて扃を脫せしむ。(一五〇)少しく進みて馬還る。又、之に惎へて旆を拔きて衡に投げしむ。乃ち出づ。顧みて曰く、『吾、大國の數〻奔るに如かざるなり』と。趙旃、其良馬二を以て、其兄と叔父とを濟ひ、他馬を以て反る。敵に遇ひて、去ること能はず。車を棄てゝ林に走る。(一五一)逢大夫、其二子と、乘る。其二子に謂へらく、『(一五二)顧みること無かれ』と。顧みて曰く、『(一五三)趙傁、後に在り』と。之を怒りて下らしむ。木を指して曰く、『(一五四)女を是に尸せん』と。趙旃に(一五五)綏を授けて、以て免れしむ。明日、(一五六)表を以

【一四五】士會、自ら上軍の殿となる也。

【一四六】戶は止むる也。

【一四七】軍中に乘車を易へば、軍士の惑はんことを恐るゝ也。

【一四八】廣は兵車。隊は穴におつる也。

【一四九】扃は車前の橫木。晉人、穴に陷りて、狼狽し、橫木の礙となりて穴より出づる能はざるを覺らず、楚人、敵ながら敎へて其木を脫せしめし也。

【一五〇】扃を舍てゝ馬漸く穴より出で少しく進めば、馬還りて進む能はず、旆竿、後岸に抵觸して、車、坑を出づる能はざればなり。楚人、又敎へて、旆竿を拔きて馬の頸の橫木の上に投ぜしむ。馬と車と始めて穴より出でたり。

【一五一】逢は氏。

【一五二】趙旃を見るを欲せざるなり。

【一五三】傁は長老の稱。

【一五四】汝の尸を此に求めん。尸は屍を求むる也。

【一五五】綏は挽きて以て車に上る索。

【一五六】表は、目じるし。指す所の木を表として其尸を取る。

『晉の師至れり』と。楚人も亦、王の晉の軍に入らんことを懼るゝや、遂に出でゝ陳す。孫叔曰く、『之を進めよ。寧ろ我、人に薄るとも、人をして我に薄らすること無かれ。(一三五)詩に曰く、『元戎十乘、以て先づ行を啓く』とは、人に先んずるなり。軍志に曰く、『人に先だてば、人の心を奪ふことあり』とは、之に薄るなり』と。遂に疾く師を進め、車馳せ、卒奔りて、晉の軍に乘ず。桓子、爲さん所を知らず、軍中に鼓して曰く、『先づ濟らん者は、賞あらん』と。(一三六)中軍・下軍、舟を爭ひ、舟中の指掬す可し。晉の師、(一三七)右に移れども、上軍は未だ動かず。(一三八)工尹齊、(一三九)右拒の卒を將ゐて、以て下軍を逐ふ。楚子、(一四〇)唐狡と蔡鳩居とをして、唐の惠侯に告げしめて曰く、『不穀、不德にして貪り、以て大敵に遇へり。不穀の罪なり。然れども、楚の克たざるは、君の羞なり。敢て、君の(一四一)靈に藉りて、以て楚の師を濟さん』と。潘黨をして、(一四二)游闕四十乘を率ゐ、唐侯に從ひて以て左拒と爲り、以て上軍を從はしむ。(一四三)駒伯曰く、『諸を待たんか。』隨季曰く、楚の師・方に壯なり。若し我に萃まらば、吾が師必ず盡きん。如かず、收めて之を去らんには。(一四四)謗を

【一三五】小雅六月の篇。元戎は軍陣の前に在る戎車。
【一三六】二軍、舟を爭ひ、先づ舟に在る者、後れて乘る者の手指を斫斷す、其指極めて多き也。兩手を掬と曰ふ。
【一三七】蓋し河水、右に在り、中軍皆崩れて右に移る也。
【一三八】楚の大夫。
【一三九】右拒は陣の名。
【一四〇】二人は楚の大夫。
【一四一】靈は威靈。
【一四二】游闕は游車闕車。三軍に屬せざる者。
【一四三】晉の郤克。
【一四四】同じく奔るを謗を分つとなし、戰はざるを民を生かすとなす。

て從はず。楚人、成を求むれども、好すること能はず。師、成命なし。多く備ふとも何をか爲ん。』士季曰く、『之に備ふることは善からん。若し二子、楚を怒らせ、楚人、我に乘ぜば、師を喪ふこと日なけん。之に備へんに如かじ。楚の(二六)惡なからんには、備を除きて盟はんとも、何ぞ好に損ぜん。若し惡を以て來るとも、備あらば敗れじ。且つ諸侯相見ると雖も、軍衞(二七)徹せざるは、警なり』と。彘子、(二八)可かず。(二九)士季、鞏朔・韓穿をして、帥ゐて敖の前に(三〇)七覆せしむ。故に、上軍は敗れざりき。趙嬰齊、其徒をして先づ舟を河に具へしむ。故に、敗れて先づ濟りき。潘黨、既に魏錡を逐ふ。趙旃、夜、楚の軍に至り、(三一)軍門の外に席して、其徒をして、之に入らしむ。楚子、乘廣三十乘を爲し、分ちて左右と爲し、右廣は鷄鳴にして駕し、日中にして(三二)說き、左、則ち之を受け、日入りて說く。許偃、右廣に御たり、養由基、右たり、彭名、左廣に御たり、屈蕩、右たり。乙卯、王、左廣に乘り以て趙旃を逐ふ。趙旃、車を棄てゝ林に走る。屈蕩、之を搏ちて(三三)其甲裳を得たり。晉人、二子の楚の師を怒らせんことを懼れ、(三四)軘車をして之を逆へしむ。潘黨、其塵を望み、馳せて告げしめて曰く、

【二六】惡は惡意。
【二七】徹は撤去する也。
【二八】備を設くるを肯んぜず。
【二九】士季は隨會。
【三〇】七覆は七處の伏兵。
【三一】席は席を布きて坐する也。衆從者をして犯して敵を突かしめ、而して己は軍門の外に在りて席を布きて安坐す。車を棄てゝ林に奔れると一樣の醜態なり。
【三二】說は解く也。駕を解くをいふ。
【三三】下衣を裳と曰ふ。
【三四】兵車の名。

て（二二六）折馘し、俘を執へて還る」と。皆、其の聞く所を行ひて復る。晉人、之を逐ひ、（二二七）左右に之を角す。欒伯、左に馬を射て、右に人を射る。角、進むこと能はず。矢一つのみ。麋、前に興る。麋を射て（二二八）龜に麗く。晉の鮑癸、其後に當る。攝叔をして麋を奉じて獻せしめて曰く、『歲の時に非ずして、獻禽の未だ至らざるを以て、敢て諸を從者に膳す』と。鮑癸、之を止めて曰く、『其左は善く射る。其右は辭あり。君子なり』と。（二二九）既にして免る。

晉の（二三〇）魏錡、公族たらんことを求めて未だ得ずして、怒り、晉の師を敗れさせせんと欲し、師を致さんと請ふ。許さず。使せんと請ふ。之を許す。遂に往き、戰を請ひて還る。楚の潘黨、之を逐ふ。滎澤に及ぶ。六麋を見、一麋を射て以て顧みて獻じて曰く、『子、軍事あり。獸人、乃ち（二三一）鮮を給せざる無からんか。敢て從者に獻ず』と。（二三二）叔黨、命じて之を去らしむ。（二三三）趙旃、卿たらんことを求めて、未だ得ず。且た楚の師を致す者を失ひしを怒り、戰を挑まんと請ふ。許さず。（楚）召して盟はんと請ふ。之を許す。魏錡と、皆、命せられて往く。（二三四）郤獻子曰く、『（二三五）二憾往けり。備へずんば必ず敗れん。』彘子曰く、『鄭人、戰を勸むれども、敢

【二二六】耳を斷つなり。
【二二七】兩角を張り、兩旁より夾み攻むるなり。
【二二八】龜は背の高き所にて、心に當るところ。麗は著く也。
【二二九】三人共に功を奏し、無事に歸陣せしなり。
【二三〇】魏犨の子。
【二三一】鮮は鮮肉。
【二三二】潘黨。命じて之を去らしむとは、復た逐はざる也。
【二三三】趙穿の子。
【二三四】郤克。
【二三五】二人の恨あるもの。

子、(一〇二)淹久すること無かれ』と。(一〇三)隨季對へて曰く、『昔、(周ノ)平王、我が先君文侯に命じて曰く、「鄭と與に周室を夾輔して、王命を廢すること毋かれ」と。今、鄭(一〇四)率はず。寡君、羣臣をして諸を鄭に問はしむるのみ。豈に敢て(一〇五)候人を辱くせんや。敢て君命の辱きを拜す』と。彘子、以て諂へりと爲し、趙括をして從うて之を更めしめて曰く、『行人、(一〇六)辭を失へり。寡君、羣臣をして、(一〇七)大國の迹を鄭より遷さしめんとして曰く、「敵を辟くること無かれ」と。羣臣、命を逃るゝ所無し』と。楚子、又、成ぎを晉に求めしむ。晉人之を許す。盟ふこと(一〇八)日あり。

楚の許伯、樂伯に御たり、攝叔、右と爲り、以て晉の師を致さんとす。許伯曰く、『吾聞く、「師を致す者は、御は(一〇九)旌を靡かし、(一一〇)壘を摩して還る」と。』樂伯曰く、『吾聞く、「師を致す者は、(一一一)左は射るに(一一二)菆を以てし、御に代りて轡を執り、御下りて馬を(一一三)兩り、(一一四)鞅を掉くして還る」と。』攝叔曰く、『吾聞く、師を致す者は、(一一五)右は壘に入り

【一〇二】淹は留まる也。
【一〇三】士會。
【一〇四】率は遵ふ也。
【一〇五】候人は伺候執役の賤者、卽ち使人の從者。敢て使人を斥せざるの辭。
【一〇六】謬辭を言ふ也。
【一〇七】大國は楚をさす。大國の足迹、鄭に交錯す。寡君、群臣をして之を遷さしむとは、楚軍を鄭國より逐ひ出さしむるをいふ。

【一〇八】日は期日。
【一〇九】旌を靡かすは馳ること疾きことなり。
【一一〇】壘を摩すとは敵壘に逼り近づく也。
【一一一】左は車左。
【一一二】菆は矢の善きもの。
【一一三】兩は飾る也。
【一一四】鞅は馬具。掉は正しくする也。間暇を示す也。
【一一五】右は車右。

の戎は分ちて二廣と爲し、廣に一卒あり、卒は偏の兩なり。右廣始めて駕し、(八六)數へて日中に及べば、左則ち之を受けて、以て昏に至る。(八七)內官、序をもて其夜に當り、以て不虞を待つ。備なしと謂ふ可からず。子良は鄭の良なり。(八八)師叔は楚の(八九)崇なり。師叔、入りて盟ひ、子良、楚に在り。楚・鄭、親し。(鄭)來りて我に戰を勸むる、我克たば則ち來らん、克たずんば遂に往かん。我を以て卜するなり。鄭には從ふ可からず。』趙括・趙同曰く、『師を率ゐて來るは、唯だ敵を是れ求むるなり。敵に克ち(九〇)屬を得んに、又何をか俟たん。必ず彘子に從はん』と。(九一)知季曰く、『(九二)原・屛は咎の(九三)徒なり』と。(九四)趙莊子曰く、『(九五)欒伯は善い哉。(九六)其言を實にせば、必ず晉國に長たらん』と。

楚の(九七)少宰、晉の師に如きて曰く、『寡君少くして(九八)閔凶に遭ひて、(九九)文なること能はず。聞く(一〇〇)二先君の(一〇一)此行に出入するや、將に鄭を是れ訓定せんとす。豈に敢て罪を晉に求めんや。二三

【八六】數ふるは、漏刻を數ふる也。
【八七】內官は近官なり。順番を以て其夜の宿直たるなり。
【八八】潘尫。
【八九】崇は崇貴する所。
【九〇】鄭を服するを云ふ。
【九一】知季は莊子。
【九二】原は趙同、屛は趙括。
【九三】徒は徒黨。
【九四】趙朔。
【九五】欒武子。
【九六】其言を實にすとは、楚を詐して言へる所を實行する也。
【九七】少宰は官名。
【九八】閔は憂也。
【九九】不敏不肖なりとの義。
【一〇〇】二先君は楚の成王、穆王。
【一〇一】此行に出入すとは、鄭に往來するをいふ。行は道なり。

を改めて之を北にせしめ、管に次りて以て之を待つ。晉の師、(七六)敖・鄗の間に在り。鄭の皇戌、使して晉の師に如きて曰く、『鄭の楚に從ふは、社稷の故なり。(七七)未だ貳心あらず。楚の師驟勝ちて驕り、其師老いたり、而して備を設けず。子、之を擊て。鄭の師、(七八)承を爲さん。楚の師必ず敗れん』と。(七九)彘子曰く、『楚を敗り鄭を服せんこと、此に於て在り。必ず之を許せ』と。欒武子曰く、『楚、(八〇)庸に克ちてより以來、其君、日として國人を(八一)討めて之を訓ふるに、「民の生は易からず。禍の至るは日なし。之を戒懼して、以て怠る可からず」といふに于てせざるは無し。軍に在りては、日として(八二)軍實を治めて之を申儆するに、「勝は保つ可からず。紂は百たび克ちて、卒に後なかりき」といふに于てせざるは無し。之に訓ふるに(八三)若敖・蚡冒が(八四)篳路藍縷にして以て山林を啓きしを以てし、之を箴めて曰く、「民の生は勤に在り。勤れば則ち匱しからず」と。驕ると謂ふ可からず。先大夫子犯言へるあり、曰く「師は直きを壯と爲し、曲れるを老いたりと爲す」と。我則ち不德にして怨を楚に徼む。我は曲り楚は直し。老いたりと謂ふ可からず。其(八五)君

【七六】二山の名。
【七七】晉に對して二心あらずとなり。
【七八】承は後を承けて之に繼ぐをいふ。
【七九】欒書。
【八〇】庸に克つは文公十六年の事。
【八一】討は治むる也。
【八二】軍實は軍器。
【八三】皆楚の先君。
【八四】篳路は荊竹を編みたる車。藍縷は敝衣。
【八五】楚王は其親兵を分ちて二部と爲す。故に二廣と名づく。廣は兵車の名。戎は戎車なり。卒は兵車は三十乘、偏は十五乘なり、二偏を以て一卒と爲す。徒の卒伍と、車の卒伍とは同じからず。

ひ師を亡はゞ、罪たること已だ重し、進むに如かざるなり。事の（六七）捷たずとも、惡分るゝ所あらん。其の罪を專にせんよりは、（六八）六人之を同じくせんこと、猶ほ愈らずや』と。師、遂に濟る。

楚子、師を北にして（六九）郔に次る。沈尹、中軍に將たり、子重、左に將たり、（七〇）子反、右に將たり。將に馬を河に飲うて歸らんとす。晉の師既に濟ると聞き、王、還らんと欲す。嬖人（七一）伍參、戰はんと欲す。令尹孫叔敖、欲せずして曰く、『昔歲、陳に入り、今茲、鄭に入る。事なしとせず。戰ひて捷たずんば、（七二）參が肉、其れ食ふに足らんや。』參曰く、『若し事の捷たば、孫叔をば謀なしと爲ん。捷たずば、參が肉は將に晉の軍に在らんとす。食ふとを得可けんや』と。令尹、（七三）轅を南にし旆を反す。伍參、王に言ひて曰く、『晉の政に從ふ者新にして、未だ令を行ふこと能はず。其佐先縠、剛愎不仁にして、未だ肯て命を用ゐず。其三帥の者、行を專にせんとして獲ず、（七四）聽かんとすれども上無し。衆、誰にか適從せん。此行や、晉の師必ず敗れん。且つ、（七五）君にして臣に逃げば、社稷を如何にせん』と。王之を病ふ。令尹に告げて、乘轅

【六七】捷は勝つ也。
【六八】三軍皆敗れば、六卿、罪を同じうすべきを云ふ。
【六九】鄭の北地。
【七〇】公子側。
【七一】伍奢の祖父。
【七二】參が肉を食ふとも尙ほ厭かじ。
【七三】旆は軍前の大旗。車を回して南に向ふなり。
【七四】衆、命令を聽かんと欲すれども、上に在りて一定の令を出す者無し、故に衆、適從する所を知らず。
【七五】楚の莊王自ら將となり、晉の臣荀林父の將たるを避くるは、國家を危くするなり。

(五四)夫に非ざるなり。命ぜられて軍帥と爲りて、卒ふるに非夫を以てせんこと、唯だ(五五)羣子は能くせん。我は爲さゞるなり』と。(五六)中軍の佐を以て(河ヲ)濟る。(五七)知莊子曰く、『此師殆き哉。周易に之あり、(五八)師䷆の(五九)臨䷒に之くに在りて曰く「(六〇)師は、出すに律を以てす。臧に否ざれば、凶なり」と。事を執る、順成を臧と爲し、逆を否と爲す。(六一)衆、散ずるを弱と爲す。川、壅るを澤と爲す。(六二)律あれば以て己に如ふなり。故に律と曰ふ。臧に否ずんば、且に律(六三)竭れんとす。盈ちて以て竭れ、夭りて且た整はざるは、凶なる所以なり。(六四)行かざる、之を臨と謂ふ。帥あれども從はず、臨孰か焉よりも甚だしからん。此を謂ふなり。果して(敵ニ)遇はゞ必ず敗れん。彘子、(六五)之を尸れり。免れて歸ると雖も、必ず大咎あらん。』(六六)韓獻子、桓子に謂ひて曰く、『彘子、偏師を以て陷らば、子の罪、大なり。子、元帥たり。師、命を用ゐざるは、誰の罪ぞや。屬を失

【五四】夫は大丈夫。
【五五】羣子は諸君といふが如し。
【五六】中軍の佐は彘子の帥ゐる所なり。
【五七】知莊子は荀首。
【五八】坎下坤上は師なり。
【五九】兌下坤上は臨なり。
【六〇】師の出づるや、必ず律を以てす。若し律を用ふること臧からざるときは凶なり。臧は善なり。
【六一】坎を衆と爲し川と爲し、兌を弱となし、澤となす。
【六二】法行はるるときは、人、法に從ふ、法敗るゝときは、法、人に從ふ。坎を法の象となす。今衆となすときは衆散じ、川となすときは壅る。是れ法の用を失ひて人に從ふの象なり。
【六三】竭は敗るゝ也。
【六四】水變じて澤となる、澤は行かざるものなり。
【六五】之とは此禍敗をさす。
【六六】韓厥。

るや、(四三)内姓は親に選び、外姓は舊に選び、擧ぐるに德を失はず、賞するに勞を失はず、(四四)老に加惠あり、旅に施舍あり、君子・小人、(四五)物、服章あり、貴に常尊あり、賤に(四六)等威あるは、禮、逆らはざればなり。德立ち、刑行はれ、政成り、事時あり、典從ひ、禮順へり。之を若何んぞ之に敵せん。可を見て進み難を知りて退くは、軍の善政なり。弱を兼ね(四七)昧を攻むるは、武の(四八)善經なり。子、姑く軍を整へて武を經せんか。猶は・弱にして昧なる者あらん。何ぞ必ずしも楚のみならんや。(四九)仲虺言へることあり、曰く、「亂を取り亡を侮る」とは、弱を兼ぬるなり。(五〇)汋に曰く、「於鑠しきかな王の師、遵ひて時の晦きを養ふ」とは、(五一)昧を耆すなり。(五二)武に曰く、「競きこと無からんや惟れ烈なり」と。弱を撫で、昧を耆し、以て烈所を務めんこと、可なり。』(五三)彘子曰く、『不可なり。晉の、霸たる所以は、師、武に、臣、力むればなり。今、諸侯を失はゞ、力むと謂ふ可からず。敵あれども從はざるは、武と謂ふ可からず。我より霸を失はゞ、死するに如かず。且つ師を成して以て出で、敵の彊きを聞きて退くは、

【四三】内姓は親戚の才ある者を選び、外姓は故舊の才ある者を選び用ゐるなり。
【四四】老者には恩惠を加へ、旅人には物を施し與へて。困乏せしめず。
【四五】尊卑の別あるなり。
【四六】威儀の等差。
【四七】昧は昏亂。
【四八】經は法也。
【四九】湯王の左相。
【五〇】詩頌の篇名。鑠は美なり。天道に遵ひて、暗昧なる者の惡の積もるを待ちて、後に之を取るをいふ。
【五一】暗昧を養うて其長ずるを待つ者は致す也。
【五二】詩の頌の篇名。周の武王、弱きを兼ね昧きを取る、故に無疆の大業を成せるをいふ。
【五三】先穀。

と平げりと聞き、（二五）桓子還らんと欲して曰く、『鄭（ノ）事に及ぶこと無くして、其民を（二六）勦らせんこと、焉ぞ之を用ゐん。（二七）楚歸りて、動くとも、後れざらん。』（二八）隨武子曰く、『善し。會・聞く、師を用ゐるは、（二九）釁を觀て動く。德刑・政事・典禮・易らざるには、敵す可からず。是が爲めには征せずと。楚君の鄭を討ずるは、其貳を怒りて其卑を哀れみ、叛きて之を伐ち、服して之を舍す。德刑成れり。叛を伐つは刑なり。服を柔んずるは德なり。二者立てり。昔歲、（三〇）陳に入り、今茲、鄭に入れど、民、罷勞せず、君、（三一）怨讟なきは、政、（三二）經あればなり。（三三）荊尸して擧げ、商・農・工・賈、其業を敗らずして、（三四）卒乘輯睦するは、事、奸さゞればなり。（三五）蔿敖、（三六）宰と爲り、楚國の令典を擇び、軍行に、（三七）右は轅して左は蓐を追ひ、（三八）前茅は無きに慮り、（三九）中は權して（四〇）後は勁く、百官、（四一）物に象りて動き、軍政、（四二）戒めずして備はるは、能く典を用ゐればなり。其君の擧ぐ

【二五】荀林父。
【二六】勦は勞なり。
【二七】楚歸りて後、兵を動かして鄭を伐つとも、未だ時に後れたりと爲さゞる也。
【二八】士會。
【二九】釁は間隙。
【三〇】徵舒を討ず。
【三一】讟は謗なり。
【三二】經は常なり。
【三三】荊尸は楚の陳法。
【三四】步卒車乘。
【三五】蔿敖は孫叔敖。
【三六】宰は令尹をいふ也。
【三七】右軍は轅を挾んで戰備を爲し、左軍は草蓐を追求して宿備を爲すなり。
【三八】前軍は茅を以て旌識とす。前軍は敵の情勢伏兵の有無を計る。
【三九】中軍は權謀を制す。
【四〇】後軍は精兵を以て殿となす。
【四一】物は旌旗等をいふ。
【四二】約束號令を待たずして自ら備辨す。

ばしむ。孤の罪なり。敢て唯だ命を是れ聽かざらんや。其れ諸を江南に俘にして、以て海濱に實つとも、亦、唯だ命のまゝなり。其れ（一〇）翦りて以て諸侯に賜ひ、之に臣妾たらしむとも、亦、唯だ命のまゝなり。若し（一一）前好を惠顧し、福を（一二）厲・宣・桓・武に徼め、社稷を泯さずして、改めて君に事へしめて、（一三）九縣に夷くせば、君の惠なり。孤の願なり。敢て望む所に非ざるなり。敢て腹心を布く。君、實に之を圖れ』と。左右曰く、『許すべからざるなり。（一四）國を得て、赦すこと無かれ』と。王曰く、『其君、能く人に下る。（一五）必ず能く信にして其民を用ゐん。庸ぞ幾ふべけんや』と。退くこと三十里にして、之に平ぎを許す。（一六）潘尫入りて盟ふ。（一七）子良出でて質たり。

夏六月、晉の師、鄭を救ふ。荀林父、中軍に將たり。（一八）先縠之に佐たり。士會、上軍に將たり。（一九）郤克、之に佐たり。趙朔、下軍に將たり。（二〇）欒書、之に佐たり。（二一）趙括・趙嬰、齊しく中軍大夫たり。鞏朔・韓穿、上軍大夫たり。（二二）荀首・（二三）趙同、下軍大夫たり。（二四）韓厥、司馬たり。河に及び、鄭既に楚

【一〇】翦は削る也。
【一一】前好は、むかしのよしみ
【一二】周の厲王、宣王は、鄭の自りて出づる所、鄭の桓公、武公は、始封の賢君なり。
【一三】服事恭謹すること、楚の縣邑の如きをいふ。
【一四】必ず鄭國を得て、其罪を赦すこと無かれ。
【一五】必ず能く誠信、以て其國の民を用ひん。
【一六】楚の大夫。
【一七】鄭伯の弟。
【一八】彘季。
【一九】郤缺の子。
【二〇】欒盾の子。
【二一】皆趙盾の異母弟。
【二二】林父の弟。
【二三】趙嬰の兄。
【二四】韓萬の玄孫。

卷の十一

宣公　下

[經] 十有二年、春、陳の靈公を葬る。楚子、鄭を圍む。夏六月乙卯、晉の荀林父、師を帥ゐ、楚子と邲に戰ふ。晉の師敗績す。秋七月。冬十有二月戊寅、楚子、蕭を滅す。晉人・宋人・衞人・曹人、淸丘に同盟す。宋の師、陳を伐つ。衞人、陳を救ふ。

[傳] 十二年(周ノ定王十年)春、(一)楚子・鄭を圍むこと旬有七日、鄭人、成ぎを行はんことをトす。不吉なり。(二)大宮に臨し且つ巷に車を出さんことをトす。吉なり。國人・大に臨し、(三)陴を守る者皆哭す。楚子、師を退く。鄭人、城を脩む。(四)進みて復た之を圍み、三月にして之に克つ。(五)皇門より入り(六)逵路に至る。(七)鄭伯、(八)肉袒して羊を牽きて以て逆へて曰く、「孤、實に(九)不天にして、君に事ふること能はず、君をして怒を懷きて以て敝邑に及

【一】楚子は莊王。
【二】鄭の祖廟に至りて哭し、且つ車を街巷に出して、城陷らば將に市街戰を爲さんとする準備を爲すことを卜す。
【三】陴は城上の短牆。
【四】楚師退きて復た進み、遂に之を陷れしなり。
【五】皇は鄭の城門。
【六】大道。途、九軌を方ぶるを逵と曰ふ。
【七】惠公。
【八】肉袒ははだぬぎして肉をあらはすなり、羊を牽くは降服を示すなり。
【九】不天は天に祐けられざる也。

て反り、復命して退く。王、之を讓めしめて曰く、『夏徵舒、不道を爲して其君を弑せり。寡人、諸侯を以て討じて之を戮す。諸侯・(二八)縣公、皆、寡人を慶せり。汝、獨り寡人を慶せざるは、何の故ぞ。』對へて曰く、『猶ほ辭す可きか。』王曰く、『可なる哉。』曰く、『夏徵舒、其君を弑せしは、其罪大なり。討じて之を戮せしは、君の義なり。抑ふ、人、亦言へることあり。曰く、「牛を牽きて以て人の田を蹊る。而して田主、之が牛を奪へり」。と牛を牽きて蹊る者は、信に罪あり。而るを之が牛を奪ふは、罰已だ重し。諸侯の楚に從ふや、「有罪を討ず」と曰へる也。今、陳を縣にするは、其富を貪る也。討を以て諸侯を召し、而して貪を以て之を歸さば、乃ち不可なること無からんや。』王曰く、『善い哉、吾未だ之を聞かざりし也。之を反さば可ならんか。』對へて曰く、『可ならん。吾が儕小人の所謂(二九)諸を其懷より取りて之に與ふるなり』と。乃ち復た陳を封じ、鄕ごとに一人を取りて以て歸る。(三〇)之を夏州と謂ふ。故に、書して、「楚子、陳に入り、公孫寧・儀行父を陳に納る」と曰ふ。禮あるを書するなり。

(三一)厲の役に、鄭伯逃げ歸りき、是より、楚未だ志を得ざりしなり。鄭、既に盟を辰陵に受けしが、又、晉に事へんことを徼めぬ。

【二八】縣公は楚の縣の大夫。

【二九】意は人の物を懷より取りて之を還すは還さゞるに愈れりとなり。

【三〇】陳の各鄕より一人づゝを取りて楚に反り、之を居住せしめたる處を夏州と謂ひ、以て夏氏の亂を討じたる記念とせる也。

【三一】厲の役は六年に在り。

築を稱り、(一三)土物を程り、遠邇を議り、(一四)基趾を畧し、(一五)餱糧を具へ、(一六)有司を度る。事、(一七)三旬にして成る。(一八)素に愆らず。

晉の郤成子、成ぎを衆狄に求む。衆狄、(一九)赤狄の役を疾みて、遂に晉に服す。秋、(二〇)欑函に會するは、衆狄服すればなり。是行や諸大夫、狄を召さんと欲す。郤成子曰く、『吾、之を聞く、德に非ずんば、勤むるに如くは莫しと。(二一)勤むるに非ずんば、何を以てか人を求めん。能く勤むれば(功ニ之)繼ぐことあり。其れ(二二)之に從はん。(二三)詩に曰く、「(二四)文王既に勤む」と。文王だも猶は勤めたり。況や寡德をや』と。

冬、楚子、陳の夏氏の亂の爲めの故に、陳を伐つ。陳人に謂へらく、『動くこと無かれ。將に(二五)少西氏を討せんとす』と。遂に、陳に入り、夏徵舒を殺して、諸を栗門に(二六)轘にし、因つて陳を(滅ボシテ楚ノ)縣にす。(二七)陳侯、晉に在り。申叔時、齊に使し

【一三】土は泥なり。物は材木なり。程は品質の可否、または多少を制限する也。
【一四】城の基地の界を經始する也。
【一五】餱は乾飯。
【一六】有司を審度して、各〻其材能に相應したる任務に當らしむる也。
【一七】三旬は三十日。
【一八】素と豫定せし如く竣工せりとなり。
【一九】赤狄は潞氏、最強くして、常に衆狄に苦役を課せしなり。
【二〇】狄の地。
【二一】勤むるとは、晉より往きて狄に會するをいふ。
【二二】之に從ふとは往きて狄地に就きて會する也。
【二三】頌賚篇。
【二四】文王は勤めて以て業を創めたるをいふ。
【二五】少西は徵舒の祖、子夏の名。
【二六】車裂の刑。
【二七】陳侯は靈公の子、成公午。

鄭の子家卒す。鄭人、幽公の亂を討じて、(三)子家の棺を斲り、其族を逐ふ。幽公を改葬し、之に謚して靈と曰ふ。

【經】十有一年、春王の正月。夏、楚子・陳侯・鄭伯、辰陵に盟ふ。公孫歸父、齊人に會して莒を伐つ。秋、晉侯、狄に欑函に會す。冬十月、楚人、陳の夏徵舒を殺す。丁亥、楚子、陳に入り、公孫寧・儀行父を陳に納る。

【傳】十一年(周ノ定王九年)春、楚子、鄭を伐ち、櫟に及ぶ。(一)子良曰く、『晉楚、德を務めずして兵爭す。其來る者に與して可なり。晉楚は信なし。我焉ぞ信あることを得ん』と。乃ち楚に從ふ。夏、楚、(二)辰陵に盟ふは、陳・鄭、服すればなり。

楚の左尹(三)子重、宋を侵す。王、諸を(四)郔に待つ。令尹(五)蔿艾獵、(六)沂に城づく。(七)封人をして事を慮らしめて、以て(八)司徒に授く。(九)功を量りて日を命じ、(一〇)財用を分ち、(一一)板榦を平にし、(一二)畚

【三】棺を斲るは、棺の厚さを薄くするなり。四年、子家が其君を弑せしを、今其死後に罪を斷ずるなり。

【一】鄭の公子去疾。

【二】陳の地。

【三】公子嬰齊、莊王の弟。

【四】楚の地。

【五】孫叔敖。

【六】沂は楚の邑。

【七】封人は土功の事を掌る官。

【八】司徒は役を掌る。

【九】事業の難易を量り、從事すべき時日を制限す。

【一〇】財用は材用。築城に用ふる材料。

【一一】榦は牆の兩端の立木なり。城牆を築くには、榦を立て、板を兩旁に施し、土を其内に盛る也。

【一二】畚は土を盛る器、もつこ。築は土を築く杵。稱るとは、畚者と築者との勞力の大小輕重を稱量して不平なからしむるをいふ。

衞に奔る。書して『（一）崔氏』と曰ふは、其罪に非ざればなり。且つ告ぐるに族を以てして、名を以てせざるなり。凡そ、諸侯の大夫の（二）違る、諸侯に告げて曰く、『某氏の守臣某、宗廟を守ることを失ふ。敢て告ぐ』と。（三）玉帛の使ありし所の者には乃ち告ぐ。然らずんば否ず。

公、齊に如くは、喪に奔るなり。

陳の靈公、孔寧・儀行父と與に、酒を夏氏に飲む。公、行父に謂ひて曰く、『（四）徵舒、汝に似たり』と。對へて曰く、『亦、君に似たり』と。徵舒、之を病む。公出づ。其廐より射て之を殺す。二子、楚に奔る。

滕人、晉を恃みて、宋に事へず。六月、宋の師、滕を伐つ。

鄭、楚と平ぐ。諸侯の師、鄭を伐ち、成ぎを取りて還る。

秋、（五）劉康公來りて、（六）聘に報ゆ。

師、邾を伐ちて（七）繹を取る。

（八）季文子、初めて齊に聘す。

冬、（九）子家、齊に如く。邾を伐つが故なり。（一〇）國武子來りて、（一一）聘に報ゆ。

楚子、鄭を伐つ。晉の士會、鄭を救ひ、楚の師を潁北に逐ふ。諸侯の師、鄭を戍る。

【一】二家は齊の正卿。
【二】違は去る也。
【三】聘禮には、玉を執りて命を致し、帛を執りて享を致す。此れ、國家の交好あるの國を言ふ。
【四】徵舒は夏姬の子、時に陳の卿たり。
【五】周の王季子。
【六】孟獻子の聘に報ゆる也。
【七】繹は邾の邑。
【八】季孫行父。
【九】公孫歸父なり。
【一〇】齊の大夫國佐。
【一一】文子の聘に報ゆるなり。

よ。』公曰く、『吾能く改めん』と。公、二子に告ぐ。二子、之を殺さんと請ふ。公、禁せず。遂に洩冶を殺す。孔子曰く、『(二)詩に云ふ、「民の辟多きに、自ら辟を立つること無かれ」とは、其れ洩冶を謂ふか』と。

楚子、厲の役の爲めの故に、鄭を伐つ。晉の郤缺、鄭を救ふ。鄭伯、楚の師を(三)柳棼に敗る。國人、皆、喜ぶ。唯だ子良憂へて曰く、『是れ國の災なり。吾死なんこと、日無けん』と。

【經】十年、春、公、齊に如く。公、齊より至る。齊人、我が濟西の田を歸す。夏四月丙辰、日、之を食するあり。己巳、齊侯元・卒す。齊の崔氏、出でて衞に奔る。公、齊に如く。五月、公、齊より至る。癸巳、陳の夏徵舒、其君平國を弑す。六月、宋の師、滕を伐つ。公孫歸父、齊に如く。齊の惠公を葬る。晉人・宋人・衞人・曹人、鄭を伐つ。秋、天王、王季子をして來聘せしむ。公孫歸父、師を帥ゐて邾を伐ち、繹を取る。大水あり。季孫行父、齊に如く。冬、公孫歸父、齊に如く。齊侯、國佐をして來聘せしむ。饑う。楚子、鄭を伐つ。

【傳】十年(周ノ定王八年)春、公、齊に如く。齊侯、我が服するを以ての故に、濟西の田を歸す。

夏、齊の惠公・卒す。崔杼、惠公に寵あり。(一)高・國、其偪らんことを畏るゝや、公・卒して之を逐ふ。

【二】大雅。邪辟の世には法を立つ可からず。孔子、此詩を引きたるは、洩冶を傷むなり。之を罪するにあらず。

【三】鄭の地。

つ。秋、根牟を取る。八月、滕子・卒す。九月、晉侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯、扈に會す。晉の荀林父、師を帥ゐて陳を伐つ。辛酉、晉侯黑臀、扈に卒す。冬十月癸酉、衞侯鄭・卒す。宋人、滕を圍む。楚子、鄭を伐つ。晉の郤缺、師を帥ゐて鄭を救ふ。陳、其大夫洩冶を殺す。

傳 九年(周ノ定王七年)春、王、來りて聘を(一)徵さしむ。夏、孟獻子、周に聘す。王、以て禮ありと爲し、厚く之に賄ふ。

秋、(二)根牟を取るとは、易かりしを言ふなり。

滕の昭公・卒す。

扈に會するは、(三)睦まじからざるを討ずるなり。陳侯・會せず。晉の荀林父、諸侯の師を帥ゐて陳を伐つ。晉侯、扈に卒す。乃ち還る。

冬、宋人、滕を圍むは、其喪に因りてなり。

陳の靈公、(四)孔寧・儀行父と與に、(五)夏姬に通ず。皆、(六)其衵服を(七)衷にし、以て朝に戲る。洩冶・諫めて曰く、『公卿、淫を(八)宣さば、民效ふこと無からんや。且つ(九)聞令からず。君、其れ(一〇)之を納め

【一】徵は召す也。
【二】東夷の國。
【三】睦まじからざるとは、晉に睦まじからざる者なり。晉侯、命ぜられて侯伯と爲れば、晉に睦まじからざるは、是れ周室に睦まじからざるなり。
【四】二子は陳の卿。
【五】鄭穆公の女、陳の大夫御叔の妻。
【六】夏姬のはだぎ。
【七】衷は之を內に著る也。
【八】宣は宣揚して人に明示する也。
【九】聲聞好からざる也。國外への聞えの好からざるをいふ。
【一〇】衵服を藏めよとなり。

に殺す。六日にして(四)蘇す。

大廟に事あり、襄仲卒して(五)繹するは、禮に非ざるなり。

楚、衆舒の叛くが爲めの故に、舒・蓼を伐ちて之を滅す。楚子、之を(六)疆して(七)滑汭に及び、呉越に盟ひて還る。

晉の胥克、(八)蠱疾あり。郤缺、政を爲す。秋、胥克を廢して、(九)趙朔をして下軍に佐たらしむ。

冬、(一〇)敬嬴を葬る。旱して麻なし。始めて(一一)葛茀を用ゐる。雨ふりて葬ること克はざるは禮なり。禮に、(一二)葬を卜するに、遠日を先にするは、懷はざるを辟くるなり。

平陽に城づくは、時なるを書するなり。

陳と晉と平ぐ。楚の師、陳を伐ち、成ぎを取りて還る。

【經】九年、春王の正月、公、齊に如く。公、齊より至る。夏、仲孫蔑、京師に如く。齊侯、萊を伐

【四】蘇生。

【五】繹は祭の名。祭の明日、昨日の禮を陳べて、尸を賓する所以の祭なり。大夫の喪を聞くときは、繹せざるが禮なり。魯人、卿佐の喪には樂を作す可からざるを知りて、繹を廢するを知らず、故に舞を内れて籥を去つ。其聲の聞ゆるを惡むなり。

【六】疆は疆界を正すなり。

【七】滑は水の名。

【八】惑うて以て志を喪ふ也。

【九】盾の子。

【一〇】宣公の母。

【一一】茀は棺を引く索なり。

【一二】喪事に、先づ下旬を卜し、不吉ならば次第に中旬上旬とトするは、追慕の情をあらはすなり。

謀に與らざるを會と曰ふ。

赤狄、晉を侵し、向陰の禾を取る。

(三)鄭と晉と平ぐ。公子宋の謀なり。故に、鄭伯を相けて以て會す。冬、黑壤に盟ふ。(四)王叔桓公、(五)之に臨みて以て不睦のものを謀る。

(六)晉侯の立つや、公、朝せず、又、大夫をして聘せしめざりき。晉人、公を會に止む。(七)黃父に盟ふときも、公、盟に與らず。賂を以て免る。故に、黑壤の盟を書せざるは、之を諱みてなり。

[經] 八年、春、公、會より至る。夏六月、公子遂、齊に如く。黃に至りて乃ち復る。辛巳、大廟に事有り。仲遂、垂に卒す。壬午、猶ほ繹す。(一)萬入りて(二)籥を去つ。戊子、夫人嬴氏・薨ず。晉の師・白狄、秦を伐つ。楚人、舒・蓼を滅す。秋七月甲子、日、之を食するあり、既く。冬十月己丑、我が小君敬嬴を葬る。雨ふりて、葬る克はず。庚寅、日中にして克く葬る。平陽に城づく。楚の師、陳を伐つ。

[傳] 八年(周ノ定王六年)春、白狄、晉と平ぐ。夏、晉に會して秦を伐つ。晉人、秦の(三)諜を獲、諸を絳の市

【二】「公及齊侯」と書せずして「公會齊侯」と書する所以をいふなり。
【三】去年、公子宋、靈公を弑したるが故に、討ぜられんことを懼れ、晉に從つて諸侯に會せしなり。
【四】周の卿士。
【五】王叔桓公、天子の命を銜みて、以て諸侯に監臨するなり。
【六】晉侯の立つは二年の事。
【七】黃父は卽ち黑壤。
【一】萬は舞。
【二】籥は管なり。樂器。
【三】諜は間諜。

秋、赤狄、晉を伐ち、懷と邢丘とを圍む。晉侯、之を伐たんと欲す。中行桓子曰く、『其民を(二)疾ましめ、以て其(三)貫を盈たさば、將に殪るべけん。(四)周書に曰く、「戎殷を殪す」とは、此類を謂ふなり』と。

冬、(五)召桓公、王后を齊より逆ふ。

楚人、鄭を伐ち、成ぎを取りて還る。

鄭の公子曼滿、王子伯廖と語り、卿と爲らんと欲す。伯廖、人に告げて曰く、『德なくして貪なり。其れ周易に在りては、(六)豐䷶の(七)離䷝に之くなり。(八)之に過ぎざらん』と。一歲を間てゝ、鄭人之を殺す。

經 七年、春、衞侯、孫良夫をして來盟せしむ。夏、公、齊侯に會して萊を伐つ。秋、公、萊を伐つより至る。大に旱す。冬、公、晉侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯に、黑壤に會す。

傳 七年(周ノ定王五年)春、衞の(一)孫桓子來盟するは、始めて通じ、且た、晉に會せんことを謀るなり。

夏、公、齊侯に會して萊を伐つとは、謀に與らざる也。(三)凡そ師の出づる、謀に與るを及と曰ひ、

【二】疾は疾苦する也。
【三】貫は物を貫く繩なり。たとへば錢さしの繩の如し。貫を盈たすとは、繩一ぱいに物を貫くことなり。其惡の多きこと、物の貫に滿つる如きを言ふ。
【四】康誥。戎は大也。大なる殷を殪し滅す。
【五】周の卿士。
【六】離下震上は豐なり。
【七】離下離上は離なり。
【八】豐の上六の語に依り、三歲を過ぎざらんとなり。
【一】孫良夫。

経 五年、春、公、齊に如く。夏、公、齊より至る。秋九月、齊の高固・來りて叔姬を逆ふ。叔孫得臣・卒す。冬、齊の高固と子叔姬と來る。楚人、鄭を伐つ。

傳 五年(周ノ定王三年)春、公、齊に如く。(一)高固、齊侯をして公を止めしめ、叔姬を請ふ。

夏、公、齊より至るとは、(二)過ぐるを書するなり。

秋九月、齊の高固・來りて女を逆ふるは、自ら爲めにするなり。故に書して、『叔姬を逆ふ』と曰ふ。卿自ら逆ふるなり。冬、來るは、(三)馬を反すなり。

楚子、鄭を伐つ。陳と楚と平ぐ。晉の荀林父、鄭を救ひ、陳を伐つ。

経 六年、春、晉の趙盾・衞の孫免、陳を侵す。夏四月。秋八月、螽あり。冬十月。

傳 六年(周ノ定王四年)春、晉・衞、陳を侵すは、陳、楚に卽くが故なり。

夏、定王、(一)子服をして后を齊に求めしむ。

【一】高固は齊の大夫。公を留めて强ひて婚を成すなり。

【二】齊に留まることの久しきを言ふ也。春往きて夏還る、一時を踰ゆ。則ち故有ること知る可し。故とは何ぞ。止められて强ひて婚せしこと是れなり。

【三】禮に、來り嫁せし時の車馬を留むるは、若し夫の家を出さるゝとき將に之に乘りて歸らんとするの意なり。夫の家に在りて已に三月を過ぎ、廟見して、夫婦の情既に固きときは、夫の家、使を遣はして其留むる所の馬を反し、以て之と偕老して復た歸さゞるを示すなり。然るに此時、高固遂に叔姬と共に歸寧したり、故に經傳共に見はし以て譏を示すなり。

【一】周の大夫。

を汏ぎて以て(三七)笠轂を貫く。師懼れて退く。王、(三八)師に巡へしめて曰く、『吾が先君文王、息に克ちて三矢を獲たり。伯棼、其二を竊みしが、是れに盡きたるなり』と。鼓うちて之を進め、遂に若敖氏を滅ぼす。初め、若敖、(三九)䢵に娶り、鬬伯比を生む。若敖卒し、其母に從ひて䢵に畜はる。䢵子の女に淫し、子文を生む。䢵夫人、諸を(四〇)夢中に棄てしむ。虎、之に乳す。䢵子田し、之を見、懼れて歸る。(四一)夫人、以て告ぐ。遂に之を收めしむ。楚人、乳を穀と謂ひ、虎を於菟と謂ふ。故に之を命けて、鬬穀於菟と曰ふ。(四二)其女を以て伯比に妻はす。實に令尹子文たり。其孫(四三)箴尹(四四)克黃、齊に使し、還りて宋に及び亂を聞く、其人曰く、『以て入る可からず。』箴尹曰く、『君の命を棄てば、獨り誰か之を受けん。君は天なり、天は逃る可けんや』と。遂に歸りて復命して、自ら(四五)司敗に拘はる。王、子文が楚國を治めしを思ひて曰く、『子文にして後なくば、何を以て善を勸めん』と。其所に復らしめ、(四六)改命して生と曰ふ。

冬、楚子、鄭を伐つは、鄭未だ服せざればなり。

【三七】笠は車蓋、轂は蓋の斗頭。蓋の骨の集まること車の轂の如し、故に亦轂と名づく。
【三八】全軍に告知せしむる也。巡は徇と通ず。
【三九】䢵は國名。
【四〇】夢は澤の名。
【四一】夫人、乃ち伯比の私生兒の由を䢵子に告げしなり。
【四二】其女は伯比の淫するもの。
【四三】官名。
【四四】子揚の子。
【四五】司敗は司寇。
【四六】改命は改名。死すべくして生きたる故に生と名づけたるなり。

初め楚の司馬子良、子越椒を生む。(二〇)子文曰く、『必ず之を殺せ。是の子や熊虎の狀にして豺狼の聲なり。殺さずんば必ず若敖氏を滅さん。諺に曰く、「(二一)狼子は野心なり」と。是れ乃ち狼なり。其れ畜ふ可けんや』と。子良可かず、子文、以て(二二)大慼と爲す。將に死なんとするに及び、其族を聚めて曰く、『椒や政を知らば、乃ち速に行れ、難に及ぶこと無かれ』と。且つ泣きて曰く、『鬼、猶ほ食を求めば、若敖氏の鬼、(二三)其れ餒ゑざらんや』と。令尹子文卒するに及び、(二四)鬭般、令尹と爲り、(二五)子越、司馬と爲る。蔿賈、工正と爲り、子揚を譖りて之を殺し、子越、令尹と爲り、己、司馬と爲る。子越、又、(二六)之を惡み、乃ち若敖氏の族を以て、(二七)伯嬴を轑陽に圄へて之を殺し、遂に(二八)烝野に處り、將に(二九)王を攻めんとす。王、(三〇)三王の子を以て質と爲さんとすれど、受けず。(三一)漳の澨に師す。秋七月戊戌、楚子、若敖氏と(三二)皐滸に戰ふ。(三三)伯棼、王を射る。(三四)輈を汰ぎて(三五)鼓跗に及び、(三六)丁寧に著く。又、射る。輈

【二〇】楚の令尹にして子良の兄。
【二一】豺狼の子は、心、山野に在りて、馴らす可からず、之を養ふときは人を害す。
【二二】大慼は大憂。
【二三】必ず餒うべきなり。祀られざるを言ふ。
【二四】子文の子、卽ち子揚。
【二五】子良の子、子越椒。
【二六】之は賈をさす。
【二七】伯嬴は蔿賈。蔿賈、初め椒の下命を受け子揚を除きしが、己も殺さるゝに至りし也。
【二八】楚の邑。
【二九】王は楚の莊王。
【三〇】三王は文王、成王、穆王。
【三一】漳は水の名。澨は邊。
【三二】楚の地。
【三三】子越椒。
【三四】輈は車の轅(ナガエ)。
【三五】鼓を置く臺。
【三六】丁寧は鉦にて、鼓下に在り。

を召せども(八)與へざりき。子公怒る。指を鼎に染め、之を嘗めて出づ。公怒り、子公を殺さんと欲す。子公、子家と與に、先んせんと謀る。子家曰く、『(九)畜の老いたるだも、猶ほ之を殺すを憚る。而るを況や君をや』と。反つて(一〇)子家を譖る。子家懼れて(一一)之に從ふ。夏、靈公を弑す。書して、『鄭の公子歸生、其君夷を弑す』と曰ふは、(一二)權足らざればなり。君子曰く、『仁なれども武ならざれば、(一三)能く達すること無し』と。凡そ、(一四)君を弑するに君を稱するは、君・無道なればなり。臣を稱するは、臣の罪なり。鄭人、(一五)子良を立てんとす。辭して曰く、『賢を以てすれば、則ち(一六)去疾足らず。順を以てすれば、則ち公子堅・長せり』と。乃ち(一七)襄公を立つ。襄公、將に(一八)穆氏を去りて、(一九)子良を舍かんとす。子良可かずして曰く、『穆氏、宜しく存すべくば、則ち固より願なり。若し將に之を亡ぼさんとせば、則ち皆亡びん。去疾何ぞ(獨り留)爲ん』と。乃ち之を舍き、皆、大夫と爲す。

【八】食指動きしが効あらざらしめんとて、與へざりしなり。
【九】畜は六畜。
【一〇】子公、子家を公に譖りしなり。
【一一】之は子公をさす。
【一二】子家の權、以て亂を禦ぐに足らずして、譖を懼れて君を弑するに從ひしなり。
【一三】其仁を遂ぐること能はず。
【一四】君名を書し、臣名を書するは、之を罪するなり。
【一五】穆公の庶子。
【一六】子良の名。
【一七】公子堅。
【一八】穆氏は穆公の群公子にして、襄公の兄弟なり。之を去らんと欲するは、子公に懲りたればなり。
【一九】子良が己に讓りたるを以てなり。

盟ひて之を立て、以て晉と平ぐ。穆公、疾あり、曰く、『蘭刈れば吾其れ死なん。（蘭ハ）吾が生ぜし所以なり』と。（四一）蘭を刈りて卒す。

【經】四年、春王の正月、公と齊侯と、莒と郯とを平がせんとす。莒人肯はず。公、莒を伐ち向を取る。秦伯稻卒す。夏六月乙酉、鄭の公子歸生、其君夷を弑す。赤狄、齊を侵す。秋、公、齊に如く。公、齊より至る。冬、楚子、鄭を伐つ。

【傳】四年（周ノ定王二年）春、公と齊侯と、莒と郯とを平がせんとす。莒人肯はず。公、莒を伐ち（一）向を取るは、禮に非ざるなり。國を平がするには、禮を以てして亂を以てせず。伐ちて治めざるは、亂なり。亂を以て亂を平げんとす。何の治まることかこれ有らん。治まること無くば、何を以て禮を行はん。

楚人、（二）黿を鄭の（三）靈公に獻ず。（四）公子宋、（五）子家と與に將に見えんとす。子公の（六）食指動く。以て子家に示して曰く、『他日、我此の如くなるときは、必ず異味を嘗む』と。入るに及び、宰夫、將に黿を解かんとす。（七）相視て笑ふ。公、之を問ふ。子家以て告ぐ。大夫に黿を食はしむるに及び、子公

【四〇】鄭の祖廟。
【四一】蘭枯れて之を刈るの時、穆公卒する也。
【一】莒の邑。
【二】黿は大鼈。
【三】穆公の大子夷。
【四】子公。
【五】歸生。
【六】食指は第二指。
【七】果して異味を嘗むるを得んと、子家と子宋と相見て笑ひしなり。

て、人之に（二六）服媚すること是の如くならん』と。既にして文公、之を見る。之に蘭を與へて之を（二七）御せんとす。辭げて曰く、『妾、不才、幸にして子ありとも、將に信ぜられざらんとす。敢て蘭を（二八）徵とせんか。』公曰く、『諾』と。穆公を生む。之を名づけて蘭と曰ふ。文公、（二九）鄭子の妃に（三〇）報ず、陳嬀と曰ふ。子華・子臧を生む。子臧、罪を得て出づ。

（三一）子華を誘ひて之を南軍に殺す。（三二）盜をして子臧を陳・宋の間に殺さしむ。又、江に娶る。公子士を生む。楚に朝す。楚人、之に（三三）酖す。葉に及びて死す。又、蘇に娶る。子瑕・子俞彌を生む。俞彌早く卒す。（三四）洩駕、瑕を惡む。文公も亦之を惡む。故に立たざるなり。公、群公子を逐ふ。公子蘭、晉に奔り、（三五）晉の文公の鄭を伐つに從ふ。石癸曰く、『吾聞く、「（三六）姫と姞と耦せば、其子孫必ず蕃からん」と。（三七）姞は吉人なり。（三八）后稷の元妃なり。今、公子蘭は姞の甥なり。天、或は之を啓かば、必ず將に君と爲らんとす。其後必ず蕃からん。先づ之を納れば、以て寵を（三九）亢む可し』と。孔將鉏・侯宣多と與に之を納れ、（四〇）大宮に

【二五】國香は國中第一の香。
【二六】服媚は歸服して愛敬するなり。
【二七】妃妾の寢に接するを御と曰ふ。
【二八】徵は徵驗。
【二九】鄭子は文公の叔父子儀。
【三〇】報は漢律に、季父の妻に淫するをいふ。
【三一】僖公十六年の事。
【三二】僖公二十四年の事。
【三三】酖は毒藥。
【三四】鄭の大夫。
【三五】僖公三十年の事。
【三六】耦は配耦。鄭は姫姓、燕は姞姓、此兩家緣を結ばゞ、其子孫さかえんとなり。
【三七】是れ字の釋なり。姞の字は吉に從ひ、女に從ふ、故に吉人と曰ふ。
【三八】姞姓の女、后稷の元妃たり、周、是を以て興れり。
【三九】亢は極なり。

く之に逢ふこと莫く、用つて（二四）能く上下に協ひ、以て（二五）天休を承けたり。桀、昏德ありて、鼎、商に遷り、（二六）載祀六百にして、商紂暴虐、鼎、周に遷りぬ。德の休明なるときは、小なりと雖も（二七）重し。其の姦回昏亂なるときは、大なりと雖も（二八）輕し。天、明德に祚す。（二九）底止する所あり。成王、（三〇）鼎を郟鄏に定めて、世を卜するに三十、年を卜するに七百、天の命ずる所なり。今周德衰へたりと雖も、天命未だ改まらず。鼎の輕重、未だ問ふ可からざるなり』と。

夏、楚人、鄭を侵す。鄭、晉に卽くが故なり。

宋の文公、位に卽きて三年、母弟須と昭公の子とを殺す。（三一）武氏を謀るなり。戴・桓の族をして、武氏を司馬子伯の館に攻めて、盡く武・穆の族を逐はしむ。武・穆の族、曹の師を以て宋を伐つ。秋、宋の師、曹を圍むは、武氏の亂に報ゆるなり。

冬、鄭の穆公卒す。初め、鄭の文公、賤妾あり、（三二）燕姞と曰ふ。夢に、天、（人ナシテ）己に（三三）蘭を與へしめて曰く、『余を（三四）伯儵と爲す。余は而の祖なり。是を以て而の子と爲ん。蘭に（三五）國香あるを以

の誤なるべし。不若は不順なり。不善なり。螭魅罔兩の類をいふ。

【二三】螭は山神、魅は怪物、罔兩は山川の精物。

【二四】夏の德、天地に協ふをいふ。

【二五】天休は天祐。

【二六】載祀は年なり。

【二七】遷す可からざる也。

【二八】移す可き也。

【二九】底は至るなり。底止する所有りとは移易す可からざるをいふ。

【三〇】河南。

【三一】文公十八年、武氏將に亂を作さんとす、故に先づ母弟須及び昭公の子を殺し、而る後武氏を攻む。

【三二】姞は南燕の姓。

【三三】蘭は香草。

【三四】南燕の祖。

て公族大夫と爲らしむ。

【經】三年春王の正月、郊牛の口傷る。牛を改め卜す。牛死す。乃ち郊せず。猶ほ三望す。匡王を葬る。楚子、陸渾の戎を伐つ。夏、楚人、鄭を侵す。秋、赤狄、齊を侵す。宋の師、曹を圍む。冬十月丙戌、鄭伯蘭卒す、鄭の穆公を葬る。

【傳】三年（周ノ定王元年）春、（一）郊せずして望す。皆、禮に非ざるなり。望は郊の屬なり。郊せざれば、亦、望するなくして可なり。

晉侯、鄭を伐ち、（二）郔に及ぶ。鄭、晉と平ぐ。士會入りて盟ふ。

楚子、陸渾の戎を伐ち、遂に（三）雒に至り、（四）兵を周の疆に觀す。定王、（五）王孫滿をして楚子を勞らはしむ。楚子、鼎の大小輕重を問ふ。對へて曰く、『（六）德に在りて、鼎に在らず。昔、夏の方に德ありしや、（七）遠方、物を圖き、（八）金を九牧に貢す。（九）鼎を鑄て物を象り、（一〇）百物ながら、之が備を爲し、民をして（一一）神姦を知らしむ。故に民、川澤山林に入つて、（一二）不若に逢はず。（一三）螭魅罔兩も能

【一】郊も望も祭の名。
【二】鄭の地。
【三】水の名。
【四】兵を觀すとは大軍を陳して威武を輝かす也。
【五】周の大夫。
【六】大小輕重は德に在り。鼎に於て何か有らん。
【七】遠方のものは山川奇異の物を圖畫にして之を獻ぜしなり。山川奇異の物とは下文の螭魅罔兩の類是れなり。
【八】遠方、九州の牧に金を貢する也。九州の牧、斂めて以て京師に獻ず。
【九】圖する所の物を象りて、之を鼎に著はす也。
【一〇】圖を作りて百物の備を爲すなり。
【一一】神姦は神異姦怪。
【一二】「不若に逢はず」は「不若を禁禦す」に作るべし、傳寫

自ら伊の慼を貽せり」とは、其れ我を謂ふなり』と。孔子曰く、『董孤は、古の良史なり。法を書して(五九)隱さず。趙宣子は、古の良大夫なり。法の爲めに惡を受けたり。惜しいかな、竟を越えば、乃ち免れけんを』と。宣子、趙穿をして(六〇)公子黑臀を周より逆へしめて、之を立つ。壬申、武宮に朝す。

初め、驪姬の亂に、羣公子を畜ふこと無からんと(六一)詛へり。是より晉に(六二)公族なかりき。成公位に卽くに及びて、乃ち卿の適を(六三)宦して、之が田を爲り、以て公族と爲す。又(六四)其餘子を宦して、亦、餘子と爲す。(六五)其庶子を公行と爲す。晉、是に於てか公族・餘子・公行あり。趙盾、(六六)括を以て公族と爲さんと請ふ。曰く、『(六七)君姬氏の愛子なり。(六八)君姬氏微りせば、則ち臣は狄人なりしならん』と。公、之を許す。冬、趙盾、(六九)旄車の族と爲る。(七〇)屛季をして其故族を以

罪を君に得たるが故に亡げたり。而るに途に在りて、君薨ぜるを聞き、家國の亂を憂へざる能はず、是を以て來り歸る。此れ我の懷ひなり。決然として國を棄てゝ去らざるが故に是の惡名を蒙りしなりと。

【五九】隱は曲ぐる也。

【六〇】文公の子成公。

【六一】詛は盟誓なり。

【六二】公族は公室の族屬。

【六三】宦は仕ふる也。

【六四】餘子は嫡子の母弟。

【六五】庶子は妾の子。

【六六】趙盾の異母弟にして、母は文公の女、趙姬の仲子、屛季なり。

【六七】趙姬卽ち成公の姊。

【六八】趙姬、盾を狄よりむかへて其嫡子とせる事、僖公二十四年にあり。

【六九】旄車の族は公の旄車に屬する族類なり。公車には必ず旄を建つ。卿大夫の餘子は旄車に屬す、故に旄車の族と曰ふ。

【七〇】屛季を以て嫡宗と爲し、其族人を將領せしめ、公族大夫と爲す。

て以て下る。公、夫の（四六）獒を（四七）嗾す。明、搏ちて之を殺す。盾曰く、『人を棄て、犬を用ゐる、猛しと雖も何をか爲ん』と。鬪ひ且つ出づ。提彌明、之に死す。初め宣子、首山に田し、（四八）翳桑に舍る。（四九）靈輒が餓ゑたるを見て、其病を問ふ。曰く、『食はざること三日なり』と。之に食はしめしに、其半を舍く。之を問ふ。曰く、『（五〇）宦すること三年、未だ母の存否を知らず。今（家ヲ去ルコト）近し。請ふ以て之に遺らん』と。（五一）之を盡さしむ。而して之が爲に食と肉とを（五二）簞にし、諸を（五三）橐に寘き、以て之に與ふ。既にして、公の（五四）介たるに與れり。戟を倒にし以て公の徒を禦ぎて、之を免れしむ。『何の故ぞ』と問ふ。對へて曰く、『翳桑の餓人なり』と。（五五）其名居を問ふ。告げずして退き、遂に自ら亡ぐ。乙丑、（五六）趙穿、靈公を桃園に殺す。（五七）宣子未だ山を出でずして復る。大史書して曰く、『趙盾、其君を弑す』と。以て朝に示す。宣子曰く、『然らず。』對へて曰く、『子、正卿と爲り、亡げて竟を越えず、反りて賊を討せず。子に非ずして誰ぞ。』宣子曰く、『嗚呼、詩に曰く、「（五八）我の懷、

【四六】狗の大さ四尺なるを獒と爲す。猛犬なり。
【四七】嗾は、けしかくる也。
【四八】翳桑は地名。
【四九】靈輒は晉人。
【五〇】宦は人の臣隷となる也。
【五一】趙盾勸めて盡く之を食はしめ、別に其母に食をおくらしむるなり。
【五二】簞は笥。竹器。
【五三】橐は、ふくろ。
【五四】介は甲士。
【五五】名居は姓名と住所。趙盾を逃れしめ、姓名を告げず、さて己は公の命に背きたるなれば、遂に晉より亡げたるなり。
【五六】趙盾の從父昆弟の子。
【五七】山は晉の境の山。盾出奔し、公の弑せられしを聞きて還るなり。
【五八】逸詩。宣子の意は、我、

んとす』と。稽首して對へて曰く、『人誰か過たざらん。過ちて能く改むる、善焉よりも大なるは莫し。(三六)詩に曰く、「初あらざること靡し。克く終あること鮮し」と。夫れ是の如くんば、則ち能く過を補ふ者は鮮し。君能く終あらば、則ち社稷の固めなり。豈に唯だ群臣のみ之に賴るならんや。(三七)又曰く「(三八)袞職闕くるあれば、惟だ仲山甫之を補ふ」とは、能く過を補ふなり。君肯て過を補はゞ、(三九)袞廢れざらん』と。靈公猶ほ改めず。(四〇)宣子驟〻諫む。公、之を患ふ。(四一)鉏麑をして之を賊せしめんとす。晨に往けば、寢門闢けたり。盛服して將に朝せんとし、尙ほ早く、(四二)坐して假寐す。麑退きて(趙盾ノ恭敬ナルヲ)歎じて言ひて曰く、『恭敬を忘れざるは、民の主なり。民の主を賊するは、不忠なり。君の命を棄つるは、不信なり。此に一あらんよりは、死するに如かざるなり』と。(四三)槐に觸れて死す。秋九月、晉侯、趙盾に酒を飮ましめ、甲を伏せて將に之を攻めんとす。(四四)其右提彌明、之を知り、趨り登りて曰く、『臣、君の宴に侍りて三爵を過ぐるは、禮に非ざるなり』と。(四五)遂に扶け

【三六】大雅。
【三七】大雅。
【三八】袞は君の上服なり、袞を服する者過失あるときは。
【三九】永く君たらん。
【四〇】宣子は趙盾。
【四一】晉の力士の名。
【四二】衣服を解かずして睡るなり。
【四三】趙盾の宅前なる庭中に槐(ヱンジユ)ありしなり。
【四四】其右は趙盾の車右。
【四五】盾、未だ彌明の言の意を悟らず、敢て直に起たず、彌明、車急なるを見て、言ひ畢りて、遂に盾を扶けて以て下る。其醉を扶くるに非ざるなり。當時急迫の狀、覩るが如し。

秦の師、晉を伐つ。以て(二三)崇(ノ役)に報ゆるなり。遂に(二四)焦を圍む。夏、晉の趙盾、焦を救ひ、遂に(二五)陰地より、諸侯の師と、鄭を侵す。以て大棘の役に報ゆ。楚の鬬椒、鄭を救ふ。曰く、『能く諸侯を欲しながら、其難を惡まんや』と。遂に鄭に次りて以て晉の師を待つ。趙盾曰く、『(二六)彼の宗、楚に競し、殆ど將に斃れんとす。姑く其疾を益さん』と。(二七)乃ち之を去る。

晉の靈公、(二八)不君なり。厚斂して以て牆に彫り、(二九)臺上より人を彈して、其の丸を辟くるを觀る。(三〇)宰夫、熊蹯を胹て熟せず。(三一)之を殺し、諸を(三二)畚に寘き、婦人をして載せて以て朝を過らしむ。趙盾・(三三)士季、其手を見、其故を問ひて、之を患ふ。將に諫めんとす。士季曰く、『(子若)諫めて入らずんば、則ち之を繼ぐもの莫けん。會・請ふ先んせん。入らずんば則ち子之を繼げ』と。(三四)三たび進んで溜に及びて、而して後に之を視て曰く、『(三五)吾、過つ所を知れり。將に之を改め

【二三】崇の役は元年に在り。
【二四】晉の河外の邑。
【二五】晉の河南山北の地を云ふ。
【二六】鬬椒は莫敖の族、子文より以來、世々令尹たりし也。
【二七】弱きを示して驕らせんと欲するなり。
【二八】君道を失ふなり。
【二九】丸は彈子なり。臺上より臺下の人往來する者を望みて之を彈し、其驚遽して丸を避くるを觀て、以て樂と爲す。
【三〇】宰夫は料理人。
【三一】之は宰夫をさす。
【三二】畚は草索を以て爲りたる器。糧を盛り菜を盛る可し。
【三三】隨會。
【三四】溜は簷下の水溜の處。三たび進みて三たび伏すれども、公、省みず、而して又前むなり。公、諫めんと欲するを知る。故に佯りて知らざるまねする也。士會が何處までも隨ひ來るによりて、止むを得ずして、之を視る也。
【三五】靈公、其罪を謝して改めんと曰ふなり。

政を爲さん』と。(九)與に鄭の師に入れり。故に敗れたり。君子謂へらく、『羊斟は人に非ざるなり。其(一〇)私憾を以て、國を敗り民を殄す。是に於て、刑孰か焉よりも大ならん。(一一)詩に所謂「人の(一二)無良」とは、其れ羊斟を謂ふか。民を殘ひて以て逞くせり』と。宋人、兵車百乘・(一三)文馬百駟を以てし、以て華元を鄭より贖ふ。半ば入るとき、華元逃げ歸る。門外に立ち、(一四)告げて入る。(一五)叔牂を見て曰く、『子の馬然るなり。』對へて曰く、『馬に非ざるなり、其れ人なり』と。既に合へて來奔す。

宋・城づく。華元、(一六)植と爲り、(一七)功を巡る。城づく者謳うて曰く、『(一八)睅たる其目、(一九)皤たる其腹、甲を棄てゝ復れり。(二〇)于思于思、甲を棄てゝ復た來れり』と。其驂乘をして之に謂はしめて曰く、『(二一)牛には則ち皮あり。犀兕も尙ほ多し。甲を棄つるも則ち那かあらん。』役人曰く、『(二二)從ひ其れ皮ありとも、丹漆を若何にせん。』華元曰く、『之を去れ。夫は其口衆く、我は寡し』と。

【九】華元の車馬、鄭軍に直入して、捕虜となりしなり。
【一〇】私憾は私恨。
【一一】小雅角弓の篇。
【一二】無良は不良。
【一三】文馬は裝飾したる馬。
【一四】宋の城門に告げて而る後入る。苟くもせざるを言ふ。
【一五】叔牂は羊斟。華元、馬逸せし故ならんと慰めしに、馬にあらず我自身なりと曰ひて魯に奔りしなり。
【一六】植は將領主帥、作者を監督する也。
【一七】土功を巡視す。
【一八】睅は目の出たる貌。
【一九】皤は腹の大なる貌。
【二〇】于思は鬚多き貌。
【二一】皮革多し、甲なほ製造すべきをいふ。
【二二】革多くとも、丹漆の缺乏をいかにせん。

入れず。故に(三)楚に競はず。

【經】二年、春王の二月壬子、宋の華元、師を帥ゐて、鄭の公子歸生の師を帥ゐたると、大棘に戰ふ。宋の師敗績す。宋の華元を獲。秦の師、晉を伐つ。夏、晉人・宋人・衞人・陳人、鄭を侵す。秋九月乙丑、晉の趙盾、其君夷皐を弑す。冬十月乙亥、天王崩ず。

【傳】二年(周ノ匡王六年)春、鄭の公子歸生、楚に命ぜられて宋を伐つ。宋の華元・(一)樂呂、之を御ぐ。二月壬子、大棘に戰ふ。宋の師敗績す。華元を囚へ、樂呂を獲たり。甲車四百六十乘・俘二百五十人・馘百に及ぶ。(二)狂狡、鄭人を(三)輅ふ。鄭人、(四)井に入る。(五)戟を倒にして之を出す。狂狡を獲たり。君子曰く、『(六)禮を失ひ命に違へり。宜なり其の禽と爲るや。(七)戎は果毅を昭かにして以て之を聽く、之を禮と謂ふ。敵を殺すを果と爲し、果を致すを毅と爲す。之を易ふるは戮なり』と。將に戰はんとせしとき、華元、羊を殺して士に食はしむ。其御羊斟・與らざりき。戰ふに及びて曰く、『(八)疇昔の羊は、子、政を爲せり。今日の事は、我、

【三】競は人と前を爭ふなり。晉の力弱くして、楚と競爭すること能はざるをいふ。
【一】樂呂は司寇たり。
【二】宋の大夫。
【三】輅は迎へて之を伐つ也。
【四】誤つて井に陷りし也。
【五】狂狡、鄭人を井中より援ひ出して、反つて殺されしなり。
【六】戎に卽くの禮を失ひ、元帥の命に違ふ。
【七】戎事は上たる者は明に果毅を示し、下たる者は上に聽從して命に違はざるが、卽ち禮なり。
【八】疇者は前日。

(六)先辛、齊に奔る。

(七)平州に會して、以て公の位を定む。

東門の襄仲、齊に如き、成ぎを拜す。

六月、齊人、濟西の田を取る。公を立つるが爲めの故に、以て齊に賂ふなり。

(八)宋人の昭公を弑するや、晉の荀林父、諸侯の師を以て宋を伐つ。宋、晉と平ぎ、宋の文公、盟を晉に受く。又、諸侯を扈に會して、將に魯の爲めに齊を討せんとせしが、皆、賂を取りて還りき。鄭の穆公曰く、『晉は與するに足らざるなり』と。遂に盟を楚に受けたり。(九)陳の共公の卒するや、楚人禮せざりき。陳の靈公、盟を晉に受けたり。秋、楚子、陳を侵し、遂に宋を侵す。晉の趙盾、師を帥ゐて陳・宋を救ひ、棐林に會して、以て鄭を伐つ。楚の蔿賈、鄭を救ひて、(晉ノ師ト)北林に遇ひ、晉の(一〇)解揚を囚ふ。晉人乃ち還る。晉、成ぎを秦に求めんと欲す。趙穿曰く、『我、(一一)崇を侵さば、秦、(一二)崇を急とし、必ず之を救はん。吾、以て成ぎを求めん』と。冬、趙穿、崇を侵す。秦、與に成がず。

晉人、鄭を伐ち、以て北林の役に報ゆ。是に於て晉侯侈る。趙宣子、政を爲し、驟〻諫むれども

【六】甲の屬大夫。穀の子。
【七】平州は齊の地。
【八】文公十六年の事。
【九】文公十三年の事。
【一〇】晉の大夫。
【一一】崇は秦の與國。
【一二】秦、崇を危急なりとなし、之を救はんと欲する也。

卷の十

〔一〕宣公　上

〔經〕元年、春王の正月、公、位に卽く。公子遂、齊に如きて女を逆ふ。三月、遂、夫人婦姜を以て齊より至る。夏、季孫行父、齊に如く。晉、其大夫胥甲父を衞に放つ。公、齊侯に平州に會す。公子遂、齊に如く。六月、齊人、濟西の田を取る。秋、邾子來朝す。楚子・鄭人、陳を侵し、遂に宋を侵す。晉の趙盾、師を帥ゐて陳を救ふ。宋公・陳侯・衞侯・曹伯、晉の師に棐林に會し、鄭を伐つ。冬、晉の趙穿、師を帥ゐて崇を侵す。晉人・宋人、鄭を伐つ。

〔傳〕元年（周ノ匡王五年）春王の正月、公子遂、齊に如き女を逆ふとは、君命を尊ぶなり。三月、遂、〔二〕夫人婦姜を以て齊より至るとは、夫人を尊ぶなり。

夏、季文子、齊に如き〔三〕賂を納れ、以て會を請ふ。

晉人、命を用ゐざるを討じ、〔四〕胥甲父を衞に放ち、而して〔五〕胥克を立つ。

【一】名は倭、文公の子、母は敬嬴。

【二】婦とは姑に對するの稱なり。昏禮は父母を主とし、公侯と雖も自ら主とならず、父無きときは母を主とす。故に婦姜と稱するなり。

【三】宣公、簒立して、未だ會に列ならず、故に賂を以て之を請ふなり。

【四】上軍の佐。

【五】胥甲父の子。

今、行父は、未だ一吉人を獲ずと雖も、一凶を去れり。舜の功に於ては二十(分)の一なり。庶幾はくは(六八)戾に免れんか』と。

(六九)宋の武穆の族、昭公の子を道き、將に司城須を奉じて以て亂を作さんとす。十二月、宋公、母弟須と昭公の子とを殺し、(七〇)戴・莊・桓の族をして、武氏を(七一)司馬子伯の館に攻めしめ、遂に武穆の族を出す。(七二)公孫師をして司城たらしむ。公子朝卒す。(七三)樂呂をして司寇たらしめ、以て國人を靖んず。

【六八】戾は罪なり。
【六九】司城須は文公の弟なり。宋の文公、昭公を殺す、故に武穆の族、其子に因つて以て亂を作さんと欲す。
【七〇】戴の族は華樂なり。莊の族は公孫師なり。桓の族は向魚鱗蕩なり。
【七一】司馬子伯は華耦。
【七二】莊公の孫。
【七三】戴公の曾孫。

知らず、之に告ぐれば、則ち頑、之を（五四）舍つれば則ち嚚、明德を（五五）傲很して以て天常を亂る。天下の民、之を檮杌と謂ふ。此三族や、世〻其凶を濟し、其惡名を增し、以て堯に至れり。堯去ること能はざりき。（五六）縉雲氏に不才子あり。飮食を貪り、（五七）貨賄を冒り、侵欲（五八）崇侈して、（五九）盈厭す可からず。聚斂して（六〇）實を積み、紀極を知らず。孤寡に分たず、（六一）窮匱を恤へず。天下の民、以て三凶に比して、之を饕餮と謂ふ。舜、堯に臣となり、（六二）四門に賓し、四凶の族を流し、渾敦・窮奇・檮杌・饕餮をば、諸を（六三）四裔に投じて以て螭魅（ノ災）に禦らしむ。是を以て、堯崩じて、天下、一の如く、心を同じくして舜を戴き、以て天子と爲せり。其の十六相を擧げて四凶を去りしを以てなり。故に虞書に、舜の功を數へて、「愼しみて（六四）五典を（六五）徽くすれば、五典克く從ふ」と曰へるは、敎に違ふ無きなり。「（六六）百揆に納るれば、百揆時に序づ」と曰へるは、事を廢するなきなり。「四門に賓すれば、四門（六七）穆穆たり」と曰へるは、凶人なきなり。舜は大功二十ありて、天子と爲れり。

【五四】舍は釋つる也、之を制せざるを謂ふ。
【五五】傲很は、おごり、もとる。
【五六】黃帝の時の官名。
【五七】貨は金玉、賄は布帛。
【五八】崇は重なる也、侈は多き也。多く重なること。
【五九】盈厭は滿足する也。
【六〇】實は財貨なり。
【六一】窮乏の者。
【六二】四門を開きて衆賢を賓禮す。天下諸侯の事を督するをいふ。
【六三】四裔は四方の邊境。
【六四】五典は五常。
【六五】徽は善なり。
【六六】百揆は官名に非ず、司空の官の職務なり。商より以上、司空を極官と爲す。司空は百事を揆度するを以て職務とす。
【六七】和らぐ貌。

謂へり。(三七)高辛氏に、才子八人あり。伯奮・仲堪・叔獻・季仲・伯虎・仲熊・叔豹・季貍・忠肅にして(三八)恭懿、(三九)宣慈にして惠和なり、天下の民、之を(四〇)八元と謂へり。此十六族や、世〻其美を(四一)濟し、其名を(四二)隕さずして以て堯に至れり。堯・擧ぐること能はざりしが、舜、堯に臣として、八愷を擧げて、后土を主り以て百事を揆らしむるに、時に序でざる莫く、地平かに天成かに、八元を擧げて、五教を四方に布かしむるに、父は義に、母は慈に、兄は友に、弟は共に、子は孝に、(四三)內平かに外成かなり。昔、(四四)帝鴻氏に不才子あり。義を掩ひ、賊を隱し、好みて凶德を行ひ、醜類・惡物・(四五)頑嚚にして(四六)不友、是れ與に(四七)比周せり。天下の民、之を(四八)渾敦と謂へり。(四九)少皞氏に、不才子あり。信を毀り、忠を廢め、惡言を崇め飾り、譖に靖んじ、(五〇)回を庸ひ、讒を服ひ、(五一)慝を蒐め、以て(五二)盛德を誣ふ。天下の民、之を窮奇と謂ふ。顓頊氏に不才子あり、教訓す可からず、(五三)話言を

【三七】帝嚳の號。
【三八】恭は身を治めて克く謹む也。懿は己を保つこと精粹にして、行を立つること純厚なり。
【三九】宣は通なり、明なり、知思周遍する也。慈は愛、心に出でゝ、恩、萬物に被る也。
【四〇】元は善也。
【四一】濟は成す也。
【四二】隕は墜す也。
【四三】內は家を謂ひ、外は鄕黨を謂ふ。
【四四】黃帝。
【四五】心德義に則らざるを頑と云ひ、口忠信を言はざるを嚚と云ふ。
【四六】不友は不順なり。
【四七】比周は親近なり。
【四八】渾敦、窮奇、檮杌、饕殄は皆獸の名。皆、象を惡獸に取る也。
【四九】金天氏の號。
【五〇】回は回邪。
【五一】慝は惡なり。
【五二】盛德は賢人。
【五三】話言は善言。

と、先君周公、周禮を制して曰く、「(二二)則以て德を觀、德以て事を處し、事以て功を度り、功以て民を(二三)食へ」と。誓命を作りて曰く、「則を毀つを賊と爲し、賊を(二四)掩ふを藏と爲し、(二五)賄を竊むを盜と爲し、(二六)器を盜むを姦と爲す。(二七)藏の名に主となり、(二八)姦の用を賴とするを大凶德と爲し、(二九)常ありて赦すこと無く、九刑に在りて忘れざれ」と。行父、還た莒の僕を觀るに、則とすべきもの莫し。孝敬忠信を吉德と爲し、盜賊藏姦を凶德と爲す。夫れ莒の僕は、其孝敬を則とせんとすれば、則ち君父を弑せり、其忠信を則とせんとすれば、則ち寶玉を竊めり。其人は則ち盜賊なり。其器は則ち(三〇)姦兆なり。(三一)保して之を利とするは、則ち藏に主たるなり。以て訓ふれば則ち昏し。民則ること無し。善に(三二)度らずして皆凶德に在り。是を以て之を去れり。昔、(三三)高陽氏に、才子八人あり。蒼舒・隤敳・檮戭・大臨・尨降・庭堅・仲容・叔達、齊聖にして(三四)廣淵、(三五)明允にして篤誠なり、天下の民、之を(三六)八愷と

【二二】法則に合ふを吉德となす。
【二三】食は養ふ也。
【二四】掩は匿す也。
【二五】賄は財なり。
【二六】器は器用。
【二七】賊を掩ふを名となす。
【二八】賴は利なり、貪る也、姦の器を貪るをいふ。
【二九】常法ありて許さずとなり。
【三〇】兆は域なり。莒僕の納る所の器は則ち姦中の區域中の物なり。
【三一】其人を保護して其器を貪る。
【三二】度は居る也。
【三三】顓頊の號。
【三四】度量寛弘にして思慮深遠なり。
【三五】明は幽微を照見する也。允は終始惑らず、言行相副ふ也。
【三六】愷は和也。樂なり。

す』と曰ふは、之を諱みてなり。（二六）仲、君命を以て惠伯を召す。其宰の公冉務人、之を止めて曰く、『入らば必ず死なん。』叔仲曰く、『君命に死するは可なり。』公冉務人曰く、『若し君命ならば死すべし。君命に非ざるは何ぞ聽かん』と。聽かず。乃ち入る。殺して、之を（二七）馬矢の中に埋む。公冉務人、（二八）其帑を奉じて以て蔡に奔る。既にして（二九）叔仲氏を復す。（三〇）夫人姜氏、齊に歸るとは、大歸なり。將に行らんとす。哭して市を過ぐ。曰く、『天なるか、仲、不道を爲して、（三一）適を殺して庶を立つ』と。市人、皆、哭す。魯人、之を哀姜と謂ふ。

莒の紀公、大子僕を生む。又、季佗を生む。季佗を愛して僕を黜け、且た多く無禮を國に行ふ。僕、國人に因りて以て紀公を弑し、其寶玉を以て來奔し、諸を宣公に納る。公、命じて之に邑を與へて曰く、『今日必らず授けよ』と。季文子、司寇をして諸を境より出さしめて曰く、『今日必ず（境）達せよ』と。公、其故を問ふ。季文子、大史克をして對へしめて曰く、『先大夫臧文仲、行父に君に事ふるの禮を敎へ、行父をして奉じて以て周旋し、敢て失墜せざらしめて曰く、「其君に禮ある者を見ては、之に事ふること、孝子の父母を養ふが如くせよ。其君に禮なき者を見ては、之を誅すること、鷹鸇の鳥雀を逐ふが如くせよ」

【二六】襄仲、大子惡の命と詐りて叔仲を召す。
【二七】馬矢は馬糞。
【二八】帑は妻子。
【二九】其後を絶たざるなり。
【三〇】惡と視との母。
【三一】適は嫡子。

疾には非ざるなり。君も、亦、聞かじ。龜に令するものも、咎あらん』と。二月丁丑、公・薨す。

齊の（五）懿公の、公子たりしや、邴歜の父と田を爭ひて勝たず。位に卽くに及び、乃ち掘りて（六）之を刖り、而して歜をして僕たらしめ、閻職の妻を納れて、職をして（七）驂乘たらしむ。夏五月、公、申池に游ぶ。二人、池に浴す。歜、（八）扑を以て職を抶つ。職怒る。歜曰く、『人、女の妻を奪へども怒らず。一たび女を抶つに、庸何ぞ傷まん。』職曰く、『其父を刖られて病むこと能はざる者と何如』と。乃ち謀りて懿公を弑し、諸を竹中に納れ、歸りて、（九）爵を舍きて行る。齊人、（一〇）公子元を立つ。

六月、文公を葬る。秋、襄仲・莊叔、齊に如く。惠公立つが故なり。且つ（一一）葬のとを拜するなり。

文公の二妃敬嬴、宣公を生む。敬嬴・嬖せらる。而して私に襄仲に事ふ。宣公、長じて諸を襄仲に屬す。襄仲、之を立てんと欲す。（一二）叔仲可かず。仲、齊侯に見えて、之を立てんと請ふ。齊侯、新に立ちて、魯に親しまんと欲し、之を許す。冬十月、仲、（一三）惡と（一四）視とを殺して宣公を立つ。書して、（一五）子卒

職より前に死せん、魯君は齊君の計を聞かぬ前に死せん、而して惠伯（叔仲）も遠からず死するならんと。

【五】懿公は卽ち商人。

【六】刖は其戸の足を斷つなり。

【七】驂乘は陪乘。

【八】扑は箠なり。抶は擊つ也。以て憤激せしめんと欲する也。

【九】酒を飲み訖りて乃ち去る。齊人、懿公を惡み、二人畏忌する所無きを言ふ。

【一〇】桓公の子、惠公。

【一一】葬に會せしを謝するなり。

【一二】惠伯。

【一三】惡は大子なり。

【一四】視は大子の母弟。

【一五】子は、大子、喪に在るの稱。

の犨朔、成ぎを鄭に行ふ。趙穿・(二二)公壻池、質と爲る。秋、周の(二三)甘歜、戎を(二四)邥垂に敗る。其飲酒に乘じてなり。冬十月、鄭の(二五)大子夷・(二六)石楚、晉に質と爲る。襄仲、齊に如くは、穀の盟を拜するなり。『復して曰く、『臣聞く、齊人、(二七)將に魯の麥を食はんとすと。臣を以て之を觀れば、將に能はざらんとす。齊君の語(二八)偸なり。臧文仲言へるあり。曰く、「民主、偸なれば必ず死す」と。』

【經】十有八年、春王の二月丁丑、公、臺下に薨ず。秦伯罃・卒す。夏五月戊戌、齊人、其君商人を弑す。六月癸酉、我が君文公を葬る。秋、公子遂・叔孫得臣、齊に如く。冬十月、子・卒す。夫人姜氏、齊に歸る。季孫行父、齊に如く、莒、其君庶其を弑す。

【傳】十八年(周ノ匡王四年)春、(一)齊侯、師期を戒む。而して疾あり。醫曰く、『秋に及ばずして將に死せんとす』と。公、之を聞き、卜して曰く、『(二)尚はくは期に及ぶこと無けん』と。惠伯、(三)龜に令す。卜楚丘、之を占ひて曰く、『(四)齊侯、期に及ばじ。

【二二】公壻は姓にして池は名也。
【二三】周の大夫。
【二四】周の地。
【二五】大子夷は靈公。
【二六】鄭の大夫。
【二七】魯を伐たんとす。
【二八】偸は苟且。
【一】齊君、魯を伐たんとせしなり。
【二】魯君、齊君が戰爭の期より前に死せんことをこひねがふなり。自ら强めずして人の死を利とす、其偸なるを知る可し。
【三】卜せんとする所の事を龜に命ずる也。
【四】卜楚丘の占には、齊君は

朝せしめ、八月、寡君、又、往きて(晉ニ)朝せり。陳・蔡の、楚に(一二)密邇するを以てして、而も敢て貳あらざるは、則ち敝邑の故なり。敝邑の、君に事ふと雖も、何を以て(罪ヲ)免れざる。在位の中、一たび(一三)襄に朝して、再び(一四)君に見え、夷と孤の二三臣と、(一五)絳に相及べり。我が小國と雖も、則ち以て之に過ぐること蔑し。今、大國の「爾、未だ吾が志を逞くせず」と曰はゞ、敝邑亡ぶることとあらんのみ。以て(晉ニ事フルノ禮ヲ増シ)加ふるものなけん。古人言へるあり、曰く「首に畏れ尾に畏れば、身に(一六)其餘幾ばくぞ」と。又曰く、「鹿の死するや、(一七)音を擇ばず」と。小國の、大國に事ふるや、(一八)徳あらば則ち其れ人なり。徳あらずんば則ち其れ鹿たらん。(一九)鋌して險に走らんのみ。急ならば何をか能く擇ばん。(晉ノ)命の極り罔き、亦、亡びんことを知れり。(二〇)將に敝賦を悉くして、以て鯈に待たんとす。唯だ執事之を命せよ。文公二年六月壬申、齊に朝し、四年二月壬戌、齊の爲めに蔡を侵し、亦、成ぎを楚に獲たり。大國の間に居りて、(二一)彊令に從はんこと、豈に其れ罪ならんや。大國、若し圖らずんば、命を逃るゝ所なし」と。晉

【一二】密邇は比近なり。
【一三】襄は襄公。
【一四】君は靈公。
【一五】晉の國都。
【一六】其餘は、畏れざるところ。
【一七】音は音聲なり。鹿、野に遊ぶときは、好音あれども、呦呦として相呼び、困迫して將に死せんとするに至りては則ち復た善音を擇ぶ暇あらざる也。
【一八】徳を以て己に加ふれば人道を以て相事ふ。
【一九】鋌は疾走なり。
【二〇】晉と鄭との境なる鯈に鄭兵を悉して距がんとなり。
【二一】令は號令。

に君を弑せるか』と。猶は文公を立て丶還る。卿を書せざるは、(一)其所を失へばなり。

夏四月癸亥、聲姜を葬る。齊の難あり、是を以て緩れたり。

齊侯、我が北鄙を伐つ。襄仲、盟を請ふ。六月、穀に盟ふ。

晉侯、(二)黃父に蒐す。遂に復た諸侯を扈に合す。宋を平げんとてなり。公、會に與らざるは、齊の難の故なり。書して『諸侯』と曰ふは、(三)功なければなり。

於是、晉侯、鄭伯を見ず。以爲へらく楚に(四)貳ありと。鄭の子家、(五)執訊を使はして、之に書を與へ、趙宣子に告げしめて曰く、『寡君、位に卽きて(六)三年、蔡侯を召して、之と與に君に事へんとせり。九月、蔡侯、敝邑に入りて以て(七)行けり。敝邑、侯宣多の難を以てす。寡君、是を以て蔡侯と偕にするを得ざりき。十一月、克く侯宣多を(八)滅じて、蔡侯に隨ひて以て執事に朝せり。十二年六月、(九)歸生、寡君の(一〇)嫡夷を佐け、以て陳侯を楚に請ひて、諸を君に朝せしめぬ。十四年七月、寡君、又、朝して以て(一一)陳の事を蕆し、十五年五月、陳侯、敝邑より往きて君に朝せり。往年正月、燭之武、往きて夷を(將ヰテ晉ニ)、

【一】所は處置なり。荀林父等、文公の賂を受けて、討つを果さず、其處置を失す、故に經に之を罪して卿の名を書せずして、人と稱する也。
【二】晉の地。
【三】宋を平げんと欲して復た能はざるを刺る也。
【四】貳は貳心。
【五】訊問を通ずる官。
【六】卽ち魯の文公二年。
【七】晉に朝するなり。
【八】滅は滅盡の義なり。
【九】子家の名。
【一〇】夷は鄭大子の名。
【一一】前の好を勑へ成す。

べん。子を亡ぼすと雖も、猶は族を亡ぼさゞらん』と。既にして、夫人、將に公をして孟諸に田せしめて之を殺さんと欲す。公、之を知り、盡く寶を以て行く。蕩意諸曰く、『盍ぞ諸侯に適かざる。』公曰く、『(四一)其大夫に能からずして、君祖母に至り、以て國人に及べり。諸侯、誰か我を納れん。且つ既に人君と爲りて、又人臣と爲らんは、死するに如かず』と。盡く其寶を以て左右に賜ひて、(四二)行らしむ。夫人、司城に謂ひて公を去らしむ。(司城)對へて曰く、『之に臣として其難を逃れば、(四三)後君を若何にせん』と。冬十一月甲寅、宋の昭公、將に孟諸に田せんとす。未だ至らず。(四四)夫人王姬、(四五)帥甸をして攻めて之を殺さしむ。蕩意諸、之に死す。書して、『宋人、其君杵臼を弑す』と曰ふは、君・無道なればなり。文公、位に卽く。母弟須をして司城と爲らしむ。華耦卒して、(四六)蕩虺をして司馬と爲らしむ。

【經】十有七年、春、晉人・衞人・陳人・鄭人、宋を伐つ。夏四月癸亥、我が小君聲姜を葬る。齊侯、我が西鄙を伐つ。六月癸未、公、齊侯と、穀に盟ふ。諸侯、扈に會す。秋、公、穀より至る。冬、公子遂、齊に如く。

【傳】十七年(周ノ匡王三年)春、晉の荀林父・衞の孔達・陳の公孫寧・鄭の石楚、宋を伐つ。討じて曰く、『何の故

【四一】皆相能からざるを言ふ。君祖母は諸侯の祖母の稱。
【四二】行は去る也。
【四三】以て後君に事ふることを得ざるべし。
【四四】襄夫人は、周の襄王の姉なれば、王姬と曰ふ。
【四五】甸は卽ち甸徒、民の軍賦及び田役に供する壯丁なり。帥は其長なり。
【四六】意諸の弟。

師に(二六)臨品に會し、分ちて二隊と爲し、(二七)子越は石溪よりし、子貝は仞よりし、以て庸を伐つ。秦人・巴人、楚の師に從ひ、羣蠻も（楚ノ強キヲ見テ）楚子に從ひて盟ふ。遂に庸を滅す。

宋の(二八)公子鮑、國人に禮あり。宋饑ゑしとき、其粟を竭して之を貸せり。年七十より以上、(二九)饋詒せざるは無く、時に珍異を加へ羞む。(三〇)日として六卿の門に數ふせざること無く、國の(三一)材人には事へざること無く、親は(三二)桓より以下、恤まざるは無し。公子鮑、美にして豔なり。(三三)襄夫人、之と通ぜんと欲すれども、可かず。(三四)乃ち之が施を助く。昭公・無道なり。國人、公子鮑を奉じて、以て夫人に因る。是に於て、(三五)華元、右師と爲り、公孫友、左師と爲り、華耦、司馬と爲り、鱗矔、司徒と爲り、蕩意諸、司城と爲り、公子朝、司寇と爲る。初め、司城蕩・卒す。(三六)公孫壽、司城を辭し、請うて(三七)意諸をして之を爲さしむ。既にして人に告げて曰く、『君・無道にして、吾が官近し。(三八)懼らくは焉に及ばん。(三九)官を棄つれば、則ち族、庇ふ所無し。子は身の貳なり。姑く（我）死を(四〇)紓

【二六】地名。
【二七】鬬椒。
【二八】昭公の庶弟、文公。
【二九】詒も遺也。貽と通ず。
【三〇】數〻參請して其交を親密にするをいふ。
【三一】賢材ある者。
【三二】桓公は鮑の曾祖父。
【三三】周の襄王の姉、鮑の適祖母。
【三四】公子鮑、禮を以て自ら防ぐと雖も、夫人猶ほ強ひて之をなして聽かしめんと欲す、故に鮑を助けて以て國に施す也。
【三五】華督の曾孫。
【三六】蕩の子。
【三七】壽の子。
【三八】禍已に及ぶべし。
【三九】官を棄つは官を棄てゝ出亡するなり。
【四〇】紓は緩なり。

以て訾枝を侵す。（一〇）庸人は、羣蠻を帥ゐて楚に叛く。麇人は、（一一）百濮を率ゐて（一二）選に聚り、將に以て楚を伐たんとす。是に於て、（一三）申・息の北門啓かず。楚人、（一四）阪高に徙らんことを謀る。蔿賈曰く、『不可なり。我能く往かば、寇も亦往かん。庸を伐つに如かず。夫れ麇と百濮とは、我を、饑ゑて師すること能はずと謂へり。故に、我を伐つなり。若し我、師を出さば、必ず懼れて歸らん。百濮は離居す。將に各〻其邑に走らんとす。誰か人を謀るに暇あらん』と。乃ち、師を出す。旬有五日にして、百濮乃ち罷く。廬より以往、（一五）廩を振きて（上下）同食し、（一六）句澨に次り、廬の（一七）戢棃をして庸を侵さしめ、庸の（一八）方城に及ぶ。庸人、之を逐ひて、（一九）子揚窻を囚ふ。三宿にして逸げて曰く、『庸の師衆く、羣蠻聚れり。如かず（二〇）大師に還り、且つ王の卒を起し、合うて而る後に進まんには』と。（二一）師叔曰く、『不可なり。姑く又之と遇ひて以て之を驕らせん。彼驕り、我怒りて、而る後に克つ可し。先君（二二）蚡冒の（二三）陘隰を服せし所以なり』と。又、之と遇ひ、七たび遇ひて皆北ぐ。唯だ（二四）裨・鯈・魚の人のみ實に之を逐ふ、庸人曰く、『楚は與に戰ふに足らず』と。遂に備を設けず。楚子、（二五）馹に乘り、

（一〇）庸は楚に屬する小國。
（一一）百濮は夷なり。
（一二）選は楚の地。
（一三）中國に備ふる也。
（一四）阪高は楚の險地。
（一五）廩は倉なり、
（一六）句澨は楚の西界。
（一七）戢棃は廬の大夫。
（一八）方城は庸の地。
（一九）戢棃の官屬。
（二〇）句澨の師。
（二一）楚の大夫潘尫。
（二二）楚の武王の父。
（二三）地の名。
（二四）庸の三邑。
（二五）馹は傳車。

と。天を畏れずんば、將た何ぞ能く保たん。亂を以て國を取らば、禮を奉じて以て守るだに、猶ほ終らざらんことを懼る。多く無禮を行はゞ、(二五)在ること能はざらん』と。

【經】十有六年、春、季孫行父、齊侯に陽穀に會す。齊侯、(一)及に盟はず。夏五月、公、四たび朔を見ず。六月戊辰、公子遂、齊侯と郪丘に盟ふ。秋八月辛未、夫人姜氏薨ず。泉臺を毀つ。楚人・秦人・巴人、庸を滅す。冬十有一月、宋人、其君杵臼を弑す。

【傳】十六年(周ノ匡王二年)春王の正月、齊と平ぐ。公・疾あり、季文子をして齊侯に陽穀に會せしむ。盟を請ふ。齊侯肯はず。曰く、『請ふ君の(疾)(二)間ゆるを俟たん』と。

夏五月、公・四たび朔を見ずとは、疾めばなり。

公、襄仲をして賂を齊侯に納れしむ。故に(三)郪丘に盟ふ。

蛇あり、泉宮より出で、國に入る。(四)先君の數の如し。秋八月辛未、(五)聲姜薨ず。(六)泉臺を毀つ。

楚・大に饑う。(七)戎、其西南を伐ちて、阜山に至り、(八)大林に師す。又、其東南を伐ちて、(九)陽丘に至り、

【二五】世に生存すること能はざらん。必ず亡びんことを言ふ。
【一】及は與に也。
【二】間は瘳ゆる也。
【三】齊の地。
【四】伯禽より僖公に至るまで十七君あり。
【五】僖公の夫人文公の母。
【六】泉臺は泉宮なり。魯人、以て蛇妖の出づる所にして聲姜薨ずと爲し、故に之を毀つ也。
【七】戎は山夷。
【八】大林は楚の邑。
【九】陽丘、訾枝は皆楚の邑。

大城を獲るを『之に入る』と曰ふ。

秋、齊人、我が西鄙を侵す。故に季文子、晉に告ぐ。冬十一月、晉侯・宋公・衞侯・蔡侯・陳侯・鄭伯・許男・曹伯、扈に盟ふ。新城の盟を尋め、且つ、齊を伐たんと謀るなり。齊人、晉侯に賂す。故に(齊チ伐ツコト)克はずして還る。是に於て、齊の難あり。是を以て公・會せず。書して『諸侯、扈に盟ふ』と曰ふは、能く爲すこと無き故なり。凡そ、諸侯の會、公・與らざれば書せず。君の惡を諱みてなり。與れども書せざるは、後れたるなり。

(一八)齊人來りて子叔姬を歸すとは、王の故なり。

齊侯、我が西鄙を侵すは、諸侯の(一九)不能を謂ひてなり。遂に、曹を伐ち其(二〇)郛に入るは、其(二一)來朝するを討するなり。季文子曰く、『齊侯は、其れ(二二)免れざらんか。己は則ち禮なくして、禮ある者を討じて曰く、「女、何故に禮を行へる」と。禮は以て天に順ふ、天の道なり。己は則ち天に反して、又以て人を討ず。以て免れ難けん。(二三)詩に曰く「胡ぞ相畏れざる」とは、天を畏れざるなり。君子の幼賤を虐げざるは、天を畏れてなり。(二四)周頌に在り、曰く、「天の威を畏れて、時に之を保つ」

【一八】此れ經の文を釋する所以なり。他の例によれば、「齊の叔姬來歸す」と書すべきを、今、「齊人來りて子叔姬を歸す」と書するは、王命を尊ぶが故なり。
【一九】不能は能く爲す無き也。
【二〇】郛は郭。
【二一】此年の夏來朝せり。
【二二】終を善くするを得ざらん。
【二三】小雅雨無正の篇。
【二四】我將の篇。

ずと雖も、其愛を絶つこと毋きは、親の道なり。子、道を失ふこと無くんば、何ぞ人を怨みん』と。襄仲說び、兄弟を帥ゐて以て之を哭す。他年、(二二)其二子來る。(二三)孟獻子之を愛し、國に聞ゆ。或るひと之を譖りて曰く、『將に子を殺さんとす』と。獻子以て季文子に告ぐ。二子曰く、『夫子は我を愛するを以て聞え、我は將に子を殺さんとするを以て聞ゆ。亦、禮に遠からずや。禮に遠きは死するに如かず』と。(二四)一人は句鼆に門し、一人は戾丘に門して、皆、死せり。

六月辛丑朔、日之を食するあり。鼓して牲を社に用ゐるは、禮に非ざるなり。日、之を食するあれば、天子は(二五)擧はず、鼓を社に伐ち、諸侯は幣を社に用ゐ、鼓を朝に伐ち、以て昭かに神に事へ、民に君に事ふるを訓へ、(二六)等威あるを示すは、古の道なり。

齊人、單伯の請を許して之を赦し、來りて(齊侯ノ)命を致さしむ。書して『單伯、齊より至る』と曰ふは、之を貴べるなり。

(二七)新城の盟に、蔡人與らざりき。晉の郤缺、上軍・下軍を以て蔡を伐つ。曰く、『君弱し。以て怠るべからず』と。戊申、蔡に入り、城下の盟を以てして還る。凡そ、國に勝つを『之を滅す』と曰ひ、

【二二】其二子は穆伯の莒に在りて生む所の子。
【二三】穀の子仲孫蔑。
【二四】句鼆、戾丘は並に魯の邑。寇ありて門を攻む。二子之を禦ぎて死せり。
【二五】盛饌を去る。
【二六】等威は威儀の等差。
【二七】新城の盟は前年の事。

名、諸侯の策に在り。臣、其祀を承く。其れ敢て君を辱めんや。請ふ命を〔三〕亞旅に承けん』と。魯人、以て敏なりと爲す。

夏、曹伯來朝す。禮なり。諸侯、五年に再び相朝して、以て王命を脩むるは、古の制なり。

齊人、或は〔四〕孟氏の爲めに謀りて曰く、『魯は爾の親なり。棺を飾りて諸を〔五〕堂阜に寘かば、魯必ず之を取らん』と。之に從ふ。〔六〕卞人以て告ぐ。惠叔猶ほ〔七〕毀して以て請を爲し、朝に立ちて以て命を待つ。之を許す。取りて之を殯す。齊人之を送る。書して『齊人、公孫敖の喪を歸す』と曰ふは、孟氏と且つ國(ノ公族タル)との爲めの故なり。葬、〔八〕共仲に視ふ。〔九〕聲己見ず、堂に帷して哭す。〔一〇〕襄仲、哭すること勿からんと欲す。

〔一一〕惠伯曰く、『喪は親の終なり。始に能はずと雖も、終を善くして可なり。史佚言へること有り。曰く「兄弟には美を致す」と。乏を救ひ、善を賀し、災を弔ひ、祭には敬し、喪には哀しむ。情、同じから

【三】亞旅は諸大夫。
【四】孟氏は公孫敖の家、其父慶父は長庶たり、故に或は孟氏と稱す。
【五】堂阜は齊と魯との境の地。
【六】魯の卞邑の大夫。
【七】毀は斬衰の服を服し形體を毀損する也。毀は是れ初喪の事なり。去年九月、敖死し、惠叔、父の喪の歸する無きを傷み、既に八九月を過ぐるも猶ほ毀する也。
【八】共仲は慶父。制、慶父の如くなるは、皆、罪を以て降す也。
【九】惠叔の母にして敖の妻なり。敖の殯、堂に在れども、之を見るを欲せず、朝夕の哭に帷を施すなり。
【一〇】敖が其妻を取れるを怨むなり。
【一一】叔彭生。

氏と曰ふ。

襄仲、王に告げしめ、王の寵を以て(三七)昭姬を齊に求めんと請うて曰く、『其子を殺す。焉ぞ其母を用ゐん。請ふ受けて之を罪せん』と。(三八)冬、單伯、齊に如きて子叔姬を請ふ。齊人、之を執へ、又子叔姬を執ふ。

【經】十有五年、春、季孫行父、晉に如く。三月、宋の司馬華孫、來り盟ふ。夏、曹伯、來朝す。齊人、公孫敖の喪を歸す。六月辛丑朔、日之を食するあり。鼓して牲を社に用ゐる。單伯、齊より至る。晉の郤缺、師を帥ゐて蔡を伐つ。戊申、蔡に入る。秋、齊人、我が西鄙を侵す。季孫行父、晉に如く。冬十有一月、諸侯、扈に盟ふ。十有二月、齊人來りて子叔姬を歸す。齊侯、我が西鄙を侵す。遂に曹を伐ちて其郛に入る。

【傳】十五年(周ノ匡王元年)春、季文子、晉に如く。(一)單伯と子叔姬との爲の故なり。

三月、宋の華耦、來り盟ふ。其官、皆、之に從ふ。書して『宋の司馬華孫』と曰ふは、之を貴ぶなり。公、之と宴せんとす。辭して曰く、『(二)君の先臣督、罪を宋の殤公に得て、

【三七】昭姬は子叔姬。

【三八】昭姬は魯の女にして、其子舍(惠公)齊公たりしが弑せられしかば、魯に反さんことを周王に請ひしゆゑ、周王、單伯を齊に使はしたるに、齊人、單伯を執へ、又昭姬をも囚へしなり。

【一】晉に因りて齊に請ふなり。

【二】華耦の曾祖父華督、宋の殤公を弑せり、諸侯の書に記されたり。其罪人の子孫なれば、耦、君の宴に陪せられずとなり。

と公子變とを殺す。初め、(二四)鬬克、秦に囚はれしに、秦、(二五)殽の敗あり、而して歸りて成ぎを求めしめ、成ぎしかど(二六)志を得ざりき。公子變も、令尹を求めたれど得ざりき。故に二子、亂を作しゝなり。

(二七)穆伯の己氏に從ふや、魯人、(二八)文伯を立つ。穆伯、二子を莒に生み、而して復らんことを求む。文伯、以て請を爲す。襄仲、(二九)朝すること無からしむ。(三〇)命を聽く。復りて、出でず。三年にして室を盡して、以て復た莒に適く。文伯疾みて請うて曰く、『(三一)穀の子弱し。請ふ(三二)難を立てん』と。之を許す。文伯卒す。惠叔を立つ。穆伯、重賂して以て復らんことを求めんことを請ふ。惠叔、以て請を爲す。之を許す。將に來らんとして、九月、齊に卒す。(三三)喪を告げ、葬らんと請ふ。許されず。

宋の高哀、(三四)蕭の封人たり。以て卿と爲す。宋公を不義として出で、遂に來奔す。書して、『宋の子哀來奔す』と曰ふは、(三五)之を貴びてなり。

齊人、懿公を定む。來りて難を告げしむ。故に書するに九月を以てす。

齊の公子元、懿公の政を爲すを不順として、終に公と曰はずして、(三六)夫己

【二四】僖公二十五年の事。
【二五】僖公三十三年の事。
【二六】賞報なき也。
【二七】八年の事。
【二八】穆伯の子穀。
【二九】朝するは政事を與り聽く也。
【三〇】穆伯、國に復らんとするに急にして、襄仲の朝する無かれとの命を聽くなり。
【三一】穀の子は孟獻子。
【三二】難は穀の弟。
【三三】喪を君に告げ、歸りて魯に葬らんことを請ふ。
【三四】宋の附庸。
【三五】汙君の祿を食まず、遠に禍を避くるを貴びしなり。
【三六】夫己氏は某甲(なにがし)と曰ふが如し。

に事へん。爾には多く憾を蓄へしむ可からず。(九)將に我を免さんとするか。爾、(一〇)之を爲よ』と。

星あり孛して北斗に入る。周の內史叔服曰く、『七年を出でずして、宋・齊・晉の君、皆將に亂に死せんとす』と。

晉の趙盾、諸侯の師(一一)八百乘を以て、捷菑を邾に納れんとす。邾人辭して曰く、『齊の出にして(一二)貜且・長たり」と。宣子曰く、『(一三)辭順なるに從はざるは不祥なり』と。乃ち還る。

周公、將に王孫蘇と晉に訟へんとす。(一四)王、王孫蘇に叛きて、(一五)尹氏と(一六)聃啓とをして(一七)周公を晉に訟へしむ。趙宣子、王室を(一八)平がせて之を復す。

楚の(一九)莊王立つ。子孔・潘崇、將に群舒を襲はんとす。公子燮と子儀とをして守らしめて、舒・蓼を伐つ。(二〇)二子、亂を作し、郢に城づきて、賊をして子孔を殺さしめんとす。克はずして還る。八月、二子、楚子を以て出で、將に商密に如かんとす。廬の(二一)戢黎と(二二)叔麇と、之を誘きて、遂に(二三)鬭克

【九】將に我を免さんとするの意思あるかの義。
【一〇】王たるべし。
【一一】六萬人。
【一二】定公の名。
【一三】嫡を立つるに長を以てす故に辭順と云ふ。
【一四】王は匡王。
【一五】周の卿士。
【一六】周の大夫。
【一七】周公の爲めに寃を訴へ理を求むる也。
【一八】和睦せしむるなり。
【一九】穆王の子。
【二〇】二子は公子燮と子儀と。
【二一】廬の大夫。
【二二】其佐。
【二三】子儀。

捷菑を邾に納れんとして、納るゝこと克はず。九月甲申、公孫敖、齊に卒す。齊の公子商人、其君舍を弑す。宋の子哀・來奔す。冬、單伯、齊に如く。齊人、單伯を執ふ。齊人、子叔姬を執ふ。

【傳】十四年(周ノ頃王六年)春、頃王崩ず。周公閱と王孫蘇と、政を爭ふ。故に赴げず。凡そ崩・薨、赴げざれば則ち書せず、禍福も告げざれば亦書せず。

(一)不敬を懲すなり。

(二)邾の文公の卒するや、公・弔せしむ。不敬なり。邾人、來り討じて、我が南鄙を伐てり。故に(三)惠伯、邾を伐てり。

子叔姬、齊の昭公に妃して舍を生む。叔姬、寵なく、舍、威なし。(四)公子商人驟〻國に施して多く士を聚む。(五)其家を盡せば、(六)公の有司に貸りて以て之に繼ぐ。夏五月、昭公卒す。舍、位に卽く。

邾の文公の元妃齊姜、定公を生む。二妃晉姬、捷菑を生む。文公卒す。邾人、定公を立つ。捷菑、晉に奔る。

六月、新城に同盟するは、(七)楚に從ひし者服し、且つ邾(ノ事)を謀るなり。

秋七月乙卯夜、齊の商人、舍を弑して(八)元に讓る。元曰く、爾、之を求むること久し。我能く爾

【一】不敬怠慢なる者をして自ら戒めしめんと欲するなり。
【二】前年の事。
【三】叔彭生。
【四】桓公の子。
【五】其家は家財。
【六】公の有司は公室の財物を掌る者。
【七】陳鄭宋等、楚に從ひしもの、晉に同盟し、且つ捷菑を邾に納れんことを謀るなり。
【八】元は商人の兄・齊の惠公。

之が君を樹つるは、以て之を利せんとなり。民既に利あらば、孤必ず與らん。』左右曰く、『命は長うすべきなり。君・何ぞ爲さゞる。』邾子曰く、『命は民を養ふに在り。死の短長は時なり。民苟も利あらば遷らん。吉之に若くは無し』と。遂に繹に遷る。五月、邾の文公・卒す。君子曰く、『命を知れり』と。

秋七月、大室の屋壞るとは、(二一)不共を書するなり。

冬、公、晉に如く。朝して且つ(八年ノ衡雍ノ)盟を尋むるなり。(二二)衞公、公に沓に會し、晉に平がんことを請ふ。公還る。鄭伯、公と、棐に會す。亦平ぎを晉に請ふ。公皆之を成ぐ。鄭伯、公と、棐に宴す。(二三)子家、(二四)鴻雁を賦す。季文子曰く、『(二五)寡君、未だ此に免れず』と。文子、(二六)四月を賦す。子家、(二七)載馳の四章を賦す。文子、(二八)采薇の四章を賦す。鄭伯・(二九)拜す。公・荅拜す。

【經】十有四年、春王の正月、公、晉より至る。邾人、我が南鄙を伐つ。叔彭生、師を帥ゐて邾を伐つ。夏五月乙亥、齊侯潘・卒す。六月、公、宋公・陳侯・衞侯・鄭伯・許男・曹伯・晉の趙盾に會す。癸酉、新城に同盟す。秋七月、星あり孛して北斗に入る。公、會より至る。晉人、

【二一】不共は不恭。
【二二】鄭衞の二國、楚に貳あり、晉を畏る、故に公に因りて、晉に平がんことを請ふ也。
【二三】鄭の大夫。
【二四】詩の小雅。
【二五】魯も亦同じく微弱の憂あるを云ふ。
【二六】詩の小雅。
【二七】鄘風。
【二八】小雅。
【二九】公の鄭の爲めに行くを謝する也。

隨會に如かず。能く賤しくして恥あり、柔なれども犯されず、其知、使ふに足れり、且つ罪無し』と。乃ち魏壽餘をして、僞りて魏を以て叛き、以て士會を誘かしむ。(一〇)其帑を晉に執へて、夜逸れしむ。自ら秦に歸せんと請ふ。秦伯、之を許す。士會の足を朝に履む。秦伯、(一一)河西に師し、魏人、東に在り。壽餘曰く、『(一二)東人の(辨知ア)能く(一三)夫の二三有司と言はん者を請ひ、吾、之と先だたん』と。士會を使はす。士會辭して曰く、『晉人は虎狼なり。若し其言に背かば、臣は死し、妻子は戮と爲りて、君に益なからん。悔ゆ(及アトモ)可からざるなり』と。秦伯曰く、『若し其言に背くとも、(一四)爾に帑を歸さゞる所の者あらば、河の如きこと有らん』と。乃ち行く。(一五)繞朝、之に贈るに(一六)策を以てして曰く、『(一七)子、秦に人無しと謂ふこと無かれ。吾が謀、適〻用ゐられざるなり』と。既に濟りて、魏人(一八)譟ぎて還る。秦人、其帑を歸す。(一九)其處る者、劉氏と爲りぬ。

邾の文公、(二〇)繹に遷らんとトす。史曰く、『民に利あれども、君に利あらざらん。』邾子曰く、『苟も民に利あらんことは孤の利なり。天、民を生じて、

【一〇】其帑は壽餘の妻子。
【一一】河西に陳し、魏を取らんとせしなり。
【一二】東人は秦人に對して晉人のこと。
【一三】夫は魏をさす。
【一四】必ず其妻子を歸すべきを云ふ。
【一五】秦の大夫。
【一六】策は馬の檛。
【一七】己が其情を覺るを示す也。蓋し繞朝、秦伯に言ひて、之を留めんと請ひしかども、聽かれざりしなり。
【一八】魏人、士會を得たるを喜んで譟ぐなり。
【一九】其の處る者は、秦に留まり居る者。
【二〇】邾の邑。

之を敗らん』と。胥甲・趙穿、軍門に當りて呼んで曰く、『(三一)死傷未だ收めざるに、之を弃つるは不惠なり。期を待たずして人に險に薄るは、勇なきなり』と。(三二)乃ち止む。秦の師・夜遁る。復た晉を侵して瑕に入る。

諸と鄆とに城づくは、時なるを書するなり。

[經] 十有三年、春王の正月。夏五月壬午、陳侯朔・卒す。邾子蘧蒢・卒す。正 月 より雨ふらず、秋七月に至る。(一)大室の屋壞る。冬、公、晉に如く。衞侯、公に沓に會す。狄、衞を侵す。十有二月己丑、公と晉侯と盟ふ。公、晉より還る。鄭伯、公に棐に會す。

[傳] 十三年(周ノ頃王五年)春、晉侯、(二)詹嘉をして(三)瑕に處りて以て桃林の塞を守らしむ。晉人、秦の・士會を用ゐるを患ふ。夏、六卿、(四)諸浮に相見る。趙宣子曰く、『隨會・秦に在り。(五)賈季、狄に在り。難・日に至れり。之を若何にせん。』(六)中行桓子曰く、『請ふ賈季を復せん。(七)外事を能くす。且つ (八)舊勳を由ふ。』郤成子曰く、『賈季は (九)亂せり、且つ罪大なり、

【三一】此れ趙穿、臾駢の謀を沮む也。

【三二】穿出づれば皆戰ひ、穿呼べば皆止む。宣子の帥、紀無しと爲す。其敗れざるは幸のみ。

【一】大室は祖廟なり。屋は、屋根なり。

【二】晉の大夫。

【三】邑の名。

【四】諸浮は晉の地。

【五】狐偃の子、六年、陽處父を殺し、狄に奔れるもの。

【六】荀林父。

【七】外事は狄を主として説く也。賈季は狐突の孫にして、本是れ狄人なり。敵の情を知り、豫め之が備を爲すを得るをいふ。

【八】賈季を復するは、狐偃の舊功を廢せずして其子孫を厚くする也。

【九】陽處父を殺せるを云ふ。

會に謂ひて曰く、『若何にして戰はん』と。對へて曰く、『趙氏、新に（二一）其屬を出せり、臾駢と曰ふ。必ず實に此謀を爲し、將に以て我が軍を老れしめんとする也。趙に（二二）側室あり、（二三）穿と曰ふ、晉君の壻なり、寵あれど弱く、（二四）軍事に在らず、勇を好みて狂なり。且つ、臾駢が上軍に佐たるを惡めり。（二五）若し輕者をして肆せしめば其れ可ならん』と。秦伯、璧を以て戰（勝ツコト）を河に祈る。十二月戊午、秦の軍、晉の上軍を掩ふ。（二六）趙穿、之を追ふ。及ばず。反る。怒りて曰く、『糧を裹み（二七）甲に坐するは、固より敵を是れ求むるなり。敵至りて擊たずんば、將に何をか俟たんとする。』軍吏曰く、『將に（擊ツ可キ）待つことあらんとす。』穿曰く、『我は謀を知らず。將に獨り出でんとす』と。乃ち其屬を以て出づ。宣子曰く、『秦、穿を獲んか、一卿を獲るなり。秦、勝を以て歸らば、我何を以てか報せん』と。乃ち皆出で、戰ひ、交ふ（二八）綏く。秦の行人、夜、晉の師に戒めて曰く、『兩軍の士皆未だ（二九）慭けざるなり。明日請ふ相見ん』と。臾駢曰く、『使者の（三〇）目動きて言肆なり。我を懼すなり。將に遁れんとす。諸に河に（三一）薄らば必ず

【二一】臾駢は趙盾の屬。
【二二】側室は枝子。
【二三】趙夙の庶孫。
【二四】未だ軍事に通ぜず。
【二五】肆は犯し突くなり。若し輕銳の兵をして往きて晉軍を犯し突かしめば、趙穿を激怒して、一戰するを得可し。
【二六】上軍動かず、趙穿獨り之を追ふなり。
【二七】甲に坐すとは、甲を地に藉きて其上に坐する也。甲を藉きて之に坐し、以て敵を待ち、敵至るに及びて亟に擐す可からしむる也。
【二八】綏は退く也。
【二九】慭は缺くる也、傷つく也。
【三〇】目動くは、心安んぜざるなり。言肆なるは、犀放にして常節を失ふなり。
【三一】薄は迫る也。

秦伯、西乞術をして來聘し、且つ將に晉を伐たんとするを言はしむ。襄仲(秦ト好ヲ爲スヲ欲セザルガ故ニ)玉を辭して曰く、『君、先君の好を忘れず、魯國に照臨し、其社稷を鎭撫し、之に重ぬるに（九）大器を以てす。寡君敢て玉を辭す』と。對へて曰く、『（一〇）不腆なる敝器、辭するに足らざるなり』と。主人三たび辭す。賓答へて曰く、『寡君、（一一）福を周公・魯公に徼めて以て君に事へんことを願ひ、不腆なる（一二）先君の敝器、下臣をして諸を執事に致して、以て（一三）瑞節と爲し、好命を要結せしむ。（一四）寡君の命に藉きて二國の好を結ぶ所以なり。是を以て、敢て之を致す』と。襄仲曰く、『君子あらずんば、其れ能く國せんや。（一五）國陋しきこと無し』と。厚く之に賄す。

秦、（一六）令狐の役の爲めの故に、冬、秦伯、晉を伐ち（一七）羈馬を取る。晉人、之を禦ぐ。趙盾、中軍に將たり、荀林父、之に佐たり、郤缺、上軍に將たり、臾駢、之に佐たり、（一八）欒盾、下軍に將たり、（一九）胥甲、之に佐たり、范無恤、戎に御たり、以て秦の師に河曲に從ふ。臾駢曰く、『秦久しきこと能はず。請ふ壘を深くし軍を固め、以て之を待たん』と。之に從ふ。秦人、戰はんと欲す。秦伯、（二〇）士

【九】大器は圭璋をいふ。
【一〇】腆は厚也。
【一一】魯公は伯禽、魯の祖、周公の子。君に事へて幷せて先君の福を蒙らんと欲してなり。
【一二】使臣の執る所の玉は先君より傳ふる所なり、故に先君の敝器といふ。
【一三】節は信なり。
【一四】藉は玉を藉く所の者。寡君の命を藉と爲して以て此玉を致すとの意。
【一五】秦に君子あるを言ふ。
【一六】令狐の役は七年の事。
【一七】晉の邑。
【一八】欒枝の子。
【一九】胥臣の子。
【二〇】士會は、文公七年、秦に奔れり。

郕の太子朱儒、自ら〔二六〕夫鍾に安んず。國人〔二七〕徇はず。

〔經〕十有二年、春王の正月、郕伯・來奔す。杞伯・來朝す。二月庚子、子叔姫卒す。夏、楚人、巢を圍む。秋、滕子・來朝す。秦伯、術をして來聘せしむ。冬十有二月戊午、晉人と秦人と河曲に戰ふ。季孫行父、師を帥ゐて諸と鄆とに城づく。

〔傳〕十二年（周ノ頃王四年）春、郕伯、卒す。〔一〕郕人、君を立つ。太子、夫鍾と〔二〕郕・邽とを以て來奔す。公、諸侯（ノ禮）を以て之を逆ふ。禮に非ざるなり。故に書して『郕伯來奔す』と曰ふ。地を書せざるは、諸侯たるを尊ぶなり。

杞の桓公來朝す。始めて公に朝するなり。且つ〔三〕叔姫を絶てども昏を絶つこと無からんと請ふ。公、之を許す。二月、叔姫・卒す。杞を言はざるは、絶ちたればなり。叔姫と書するは〔四〕女に非ざるを言ふなり。

楚の令尹大孫伯・卒す。〔五〕成嘉、令尹と爲る。

羣舒、楚に叛く。夏、子孔、〔六〕舒子平と〔七〕宗子とを執へ、遂に〔八〕巢を圍む。

秋、滕の昭公・來朝す。亦始めて公に朝するなり。

【二六】郕の邑。
【二七】徇は順ふ也。
【一】太子自ら外邑に處るが故なり。
【二】郕邽は皆邑の名。
【三】其娣を立てゝ夫人となさんと請ふ也。
【四】女は處女。
【五】若敖の曾孫子孔。
【六】平は舒君の名。
【七】宗國は群舒の屬。
【八】吳と楚との間の小國、群舒の屬。

（八）莊叔に御たり、緜房甥、右たり、富父終甥、（九）駟乘す。冬十月甲午、狄を（一〇）鹹に敗り、（一一）長狄僑如を獲たり。富父終甥、其喉を（一二）摏くに戈を以てして之を殺し、其首を（一三）子駒の門に埋め、（一四）以て宣伯に名く。初め（一五）宋の武公の世、鄋瞞、宋を伐つや、（一六）司徒皇父、師を帥ゐて之を禦ぐに、耏班、（一七）皇父充石に御となり、公子穀甥、右と爲り、司寇牛父、駟乘し、以て狄を（一八）長丘に敗り、（一九）長狄縁斯を獲たりき。（二〇）皇父と二子と焉に死せり。宋公、是に於て（二一）門を以て耏班を賞し、其征を食ましめ、之を耏門と謂ひき。（二二）晉の潞を滅すや、僑如の弟焚如を獲たりき。（二三）齊の襄公の二年、鄋瞞、齊を伐つや、齊の王子成父、（二四）其弟榮如を獲て、其首を（二五）周首の北門に埋めき。衞人も其季弟簡如を獲たりき。鄋瞞、是に由つて遂に亡びぬ。

【八】莊叔は得臣。
【九】兵車の制、將は左に在り、御は中に在り、右は右に在り、此を驂乘と謂ふ。又、別に一人を乘らしむ、此を駟乘と謂ふ。
【一〇】魯の地。
【一一】鄋瞞國の君。
【一二】摏は衝く也。
【一三】子駒の門は魯の郭門。
【一四】得臣の子なる宣伯に僑如と名づく。
【一五】春秋の前の事。
【一六】戴公の子。
【一七】充石は皇父の名。
【一八】宋の地。
【一九】僑如の先。
【二〇】充石、穀甥、牛父、戰死せしなり。
【二一】門は郭門、亦之を國門と謂ふ。郭内に市あり、故に其門に税あり、內より出づる者は門に税す、外より入る者は關に税す。耏班を賞して與へしは郭門の税なり。
【二二】宣公十五年。
【二三】魯の桓公十六年。
【二四】其弟は焚如の弟。
【二五】周首は齊の邑。

卷の九

文公 下

〔經〕十有一年、春、楚子、麇を伐つ。夏、叔仲彭生、晉の郤缺に承匡に會す。秋、曹伯來朝す。公子遂、宋に如く。狄、齊を侵す。冬十月甲午、叔孫得臣、狄を鹹に敗る。

〔傳〕十一年(周ノ頃王三年)春、楚子、麇を伐つ。(一)成大心、麇の師を(二)防渚に敗る。潘崇、復た麇を伐ちて(三)錫穴に至る。

夏、叔仲惠伯、晉の郤缺に(四)承匡に會し、(五)諸侯の楚に從ふ者を謀る。

秋、曹の文公來朝するは、位に卽きて來り見ゆるなり。

襄仲、宋に聘し、且つ(六)司城蕩意諸を言ひて之を復し、因つて楚の師の害あらざりしを賀す。

(七)鄋瞞、齊を侵し、遂に我を伐つ。公、叔孫得臣をして之を追はしむるを卜す。吉なり。侯叔夏、

【一】子玉の子大孫伯。
【二】麇の地。
【三】宋の地。
【四】宋の地。
【五】九年、陳鄭の二國、楚と平ぎ、十年、宋、楚の命を聽く。
【六】蕩意諸は、これより先八年、魯に來奔し居りしなり。
【七】狄の名。

左孟と爲り、(一七)期思公復遂、右司馬と爲り、子朱と(一八)文之無畏と、左司馬と爲る。命ずらく『夙に駕して(一九)燧を載せよ』と。宋公、(二〇)命に違ふ。無畏、(二一)其僕を(二二)抶ちて以て徇ふ。或るひと、(二三)子舟に謂ひて曰く、『國君は戮す可からず』と。子舟曰く、『官に當りて行はゞ、(二四)何の彊か之あらん。(二五)詩に曰く「剛も亦吐かず、柔も亦茹はず」と。(又曰ク)「(二六)詭隨を縱すこと毋くして、以て罔極を謹め」と。是れ亦彊を辟くるに非ざるなり。敢て死を愛して以て官を亂らんや』と。

厥貉の會に、麇子逃れ歸る。

【一七】期思は地名。
【一八】文之は姓。
【一九】燧は火を取る者。
【二〇】夙に駕し燧を載せざるなり。
【二一】其僕は宋公の僕。
【二二】抶は笞にて撃つ也。
【二三】無畏。
【二四】國君の强をも避けず。
【二五】大雅。
【二六】詭隨は面從なり。心には未だ以て是とせざるに、外は之に雷同附和する也。謹は斂束の意。面諛の行を禁じて、横逆にして窮極無き者をして戒愼するを知らしむとの意。

役に、王、之を思ひ、故に子玉を止めしめて、『死すること毋れ』と曰ひしかど、及ばざりき。子西を止む。縊れんとして縣絶ゆ。王の使適ゝ至る。遂に之を止めて、(三)商公と爲らしむ。(四)漢に(五)沿ひ江に泝り、將に郢に入らんとす。王、(六)渚宮に在り、之を下し見る。懼れ辭して曰く、『臣、死より免れしに、又、讒言あり、臣を將に逃れんとすと謂ふ。臣、(七)死を司敗に歸せん』と。王、(八)工尹と爲らしむ。又、子家と謀り、與に穆王を弑せんとす。穆王、之を聞き、五月(九)鬬宜申と(一〇)仲歸とを殺す。

秋七月、(一一)蘇子と(一二)女栗に盟ふ。頃王立ちし故なり。

陳侯・鄭伯、楚子に息に會す。冬、遂に蔡侯と厥貉に次る。將に以て宋を伐たんとす。宋の(一三)華御事曰く、『(一四)楚、我を弱めんと欲するなり。先づ之が弱きを爲さんか、何ぞ必ずしも我を誘かしめん。我實に不能なれど、民、何の罪かある』と。乃ち楚子を逆へ、勞ひて且つ命を聽く。遂に道きて(一五)孟諸に田す。宋公、(一六)右盂と爲り、鄭伯、

【三】商は楚の邑。
【四】漢は水の名。
【五】沿は流に順ふ也。
【六】渚は小洲。
【七】陳楚、司寇を名づけて司敗と爲す。刑死に就かんとの意。
【八】百工を掌るの官。
【九】鬬宜申は子西。
【一〇】仲歸は子家。
【一一】蘇子は周の大夫。
【一二】女栗は地名。
【一三】華元の父。
【一四】楚は我を卑弱して降服せしめんと欲する也。我より先づ之が弱きを爲して楚に降服すべし。何ぞ必ずしも彼の我を戰に誘ふを待たん。我は實に力微にして能く爲すこと無けれども、宋の人民は何の罪ある無し、之をして戰に死せしむ可からず。
【一五】宋の大藪。
【一六】盂は田獵の陳の名。

夏、楚、陳を侵し(七)壺丘に克つ。其の晉に服するを以てなり。秋、楚の(八)公子朱、東夷より陳を伐つ。陳人、之を敗り、公子茷を獲たり。(九)陳懼る。乃ち楚と平ぐ。

冬、楚の(一〇)子越椒來聘す。(一一)幣を執ること傲れり。叔仲惠伯曰く、『是れ必ず若敖氏の宗を滅さん。(一二)其先君に傲れり。神、福せざらん』と。

秦人來りて僖公と成風との(一三)襚を歸る。禮なり。諸侯・相弔賀するや、事に當らずと雖も、苟も禮あれば、書するなり。以て舊好を忘るること無からしむるなり。

經 十年、春王の三月辛卯、臧孫辰卒す、夏、秦、晉を伐つ。楚、其大夫宜申を殺す。正月より雨ふらず、秋七月に至る。蘇子と女栗に盟ふ。冬、狄、宋を侵す。楚子・蔡侯、厥貉に次る。

傳 十年(周ノ頃王二年)春、晉人、秦を伐ち少梁を取る。夏、秦伯、晉を伐ち、北徵を取る。

初め楚の(一)范巫矞似、成王と子玉・子西とに謂ひて曰く、『三君、皆、將に(二)強死せんとす』と。城濮の

【七】陳の邑。
【八】息公。
【九】陳人、小を以て大に勝ちしなり。故に懼れて和せしなり。
【一〇】楚の令尹子文の從子。
【一一】不敬なり。
【一二】聘は先君の好を修むる所以なり。故に賓主の辭必ず先君を稱し、前好と曰ひ、舊好と曰ふ、是れ法言なり。啻に廟に告ぐるのみならず。今、子越椒、魯に來聘して傲るは是れ先君に傲るなり。故に曰ふ。
【一三】死人に衣する衣服。

【一】范巫は范邑の巫。
【二】強死は強健にして死する也。人に殺され、又は自殺するの類をいふ。

襄王を葬る。晉人、其大夫先都を殺す。三月、夫人姜氏、齊より至る。晉人、其大夫士縠と箕鄭父とを殺す。楚人、鄭を伐つ。公子遂、晉人・宋人・衞人・許人に會して鄭を救ふ。夏、狄、齊を侵す。秋八月、曹伯襄・卒す。九月癸酉、地震ふ。冬、楚子、椒をして來聘せしむ。秦人來りて、僖公成風の襚を歸る。曹の共公を葬る。

【傳】九年(周ノ頃王元年)春王の正月己酉、(一)賊をして先克を殺さしむ。乙丑、晉人、先都・梁益耳を殺す。

毛伯衞・來りて(二)金を求むるは、禮に非ざるなり。王命を書せざるは、未だ葬らざればなり。

二月、(三)莊叔、周に如き、襄王を葬る。

三月甲戌、秦人、箕鄭父・士縠・蒯得を殺す。

(四)范山、楚子に言ひて曰く、『晉君少く、(志)諸侯に在らず。北方をば圖る可きなり』と。楚子、狼淵に師し以て鄭を伐つ。(五)公子堅・公子尨及び樂耳を囚ふ。鄭、楚と平ぐ。

公子遂、晉の趙盾・宋の華耦・衞の孔達・許の大夫に會し、鄭を救ふ。楚の師に及ばざりき。卿を書せざるは緩ければなり。以て(六)不恪を懲す。

【一】箕鄭等之を使むる也。
【二】金は周王の葬事に用ゐるなり。
【三】叔孫得臣。
【四】楚の大夫。
【五】三人は鄭の大夫。
【六】不恪は君の事を恭敬せざるをいふ。

秋、襄王崩ず。(頃王立ッ)

晉人、扈の盟を以て來り討ず。冬、襄仲、晉の趙孟に會して衡雍に盟ひ、扈の盟に報ゆ。遂に伊雒の戎に會す。書して公子遂と曰ふは、之を(四)珍とするなり。

穆伯、周に如き喪を弔せんとし、至らず。幣を以て莒に走り、(五)己氏に從へり。

宋の(六)襄夫人は、襄王の姉なり。昭公、禮せず。夫人、(七)戴氏の族に因りて、以て襄公の孫孔叔・公孫鍾離と大司馬公子卬とを殺す。皆、昭公の黨なり。司馬、(八)節を握りて以て死す。故に書するに官を以てす。司城(九)蕩意諸來奔す。節を府人に效して出づ。(一〇)公、其官を以て之を逆へ、(宋ニ請ウテ)皆之を復す。亦書するに官を以てせしは、皆之を貴べるなり。

夷の蒐に、晉侯、將に箕鄭父・先都を(上軍ニ)登せて、(一一)士縠・梁益耳をして中軍に將たらしめんとす。先克曰く、『(一二)狐・趙の勳を廢す可からず』と。之に從ふ。先克、蒯得の田を堇陰に奪ふ。故に、箕鄭父・先都・士縠・梁益耳・蒯得、亂を作す。

【四】珍は重寶の義。魯人、遂が國難を解きしを善みし、之を國の重寶となす也。
【五】己氏は莒の女。
【六】昭公の適祖母。
【七】戴氏の族は華、樂、皇等。
【八】節は牙璋の節にして、軍旅を起す可き者なり。
【九】公子蕩の孫。
【一〇】公は文公。
【一一】士縠は本と司空たり。
【一二】狐偃趙衰が亡に從ふの勳。

經 九年、春、毛伯來りて金を求む。夫人姜氏、齊に如く。二月、叔孫得臣、京師に如く。辛丑、

【五六】之を戒むるに休を以てし、【五七】之を董すに威を用てし、之を勸むるに九歌を以てし、壞れしむること勿れ」と。九功の德、皆、歌ふ可きなり。之を九歌と謂ふ。六府三事、之を九功と謂ふ。水・火・金・木・土・穀、之を【五八】六府と謂ひ、【五九】正德・利用・厚生、之を三事と謂ふ。義にして之を行ふ、之を德禮と謂ふ。禮なければ樂まず。由つて叛く所なり。吾子の德の若きは、歌ふべきもの莫し。其れ誰か之に【六〇】來らん。盍ぞ睦じき者をして吾子を歌はしめざるか』と。宣子、之を說ぶ。

【經】八年、春王の正月。夏四月。秋八月戊申、天王・崩ず。冬十月壬午、公子遂、晉の趙盾に會して衡雍に盟ふ。乙酉、公子遂、雒戎に會して【一】暴に盟ふ。公孫敖、京師に如く。至らずして復る。丙戌、莒に走る。螽あり。宋人、其大夫司馬を殺す。宋の司城・來奔す。

【傳】八年(周ノ襄王三十三年)春、晉侯、解揚をして匡と戚との田を衛に歸さしむ。且つ復た【二】公婿池の封を致す。申より虎牢の境に至るまでなり。夏、秦人、晉を伐ちて武城を取る。以て【三】令狐の役に報ゆ。

【五六】之を戒飭して以て休美の事を行ふ。
【五七】罪を督すに威刑を以てす。
【五八】財用の由つて出づる所なり、故に府と曰ふ。
【五九】正德は、民の德を正しくする也。利用は民の用を利くする也。舟車耒耜の類足らざるなき也。厚生は民の生を厚くする也。飲食衣服の類家ごとに足る也。
【六〇】來るは來歸する也。
【一】暴は鄭の地。
【二】公婿池は人の氏名なり。或は地名といふ說あれども、從ふべからざるなり。
【三】令狐の役は七年の事。

す。莒人、聲己を以て辭す。則ち(四五)襄仲の爲めに聘す。冬、徐、莒を伐つ。(四六)莒人來りて盟を請ふ。穆伯、莒に如き涖み盟ひ、且つ仲の爲めに逆ふ。(四七)鄢陵に及び、城に登りて之を見るに、美なり。(四八)自ら爲めに之を娶る。仲、之を攻めんと請ふ。公、將に之を許さんとす。(四九)叔仲惠伯諫めて曰く、『臣之を聞く、「兵、內に作るを亂と爲し、外に於けるを寇と爲す」と。寇は猶ほ人に及ぶ。亂は自ら及ぶなり。今、臣、亂を作して、君・禁ぜずんば、以て寇讐を啓くなり。之を若何にせん』と。公、之を止む。惠伯(五〇)之を成げ、仲をして(五一)之を舍て、公孫敖をして(五二)之を反し、復た兄弟たること初の如くせしむ。之に從ふ。

晉の郤缺、趙宣子に言ひて曰く、『(五三)日に衞睦じからず。故に其地を取れり。今、已に睦じ。以て之を歸すべし。叛きて討たずんば、何を以て威を示さん。服して(五四)柔んぜずんば、何を以てか懷を示さん。威に非ず懷に非ずんば、何を以て德を示さん。德なくんば何を以て盟を主どらん。子、正卿と爲り、以て諸侯を主どり、而して德を務めずんば、將に之を若何せんとする。(五五)夏書に曰く、

【四五】公子遂にして、公孫敖の從父昆弟。
【四六】莒人伐たるゝが故に援を結ばんと欲するなり。
【四七】鄢陵は莒の邑。
【四八】襄仲の爲に娶らんとし、其女の美なるを以て己の妻とせしなり。
【四九】叔牙の孫。
【五〇】二子を平ぐるなり。
【五一】之を舍つは之を娶らざるなり。
【五二】之を反すは莒の女を還すなり。
【五三】日は往日。元年の事。
【五四】柔は安んずる也。
【五五】逸書。

三章を賦す。又、聽かず。亡ぐるに及び、（三二）荀伯盡く（三三）其帑と器用財賄とを秦に送りて曰く、『同寮の爲めの故なり』と。士會、秦に在ること三年、（三四）士伯を見ず。其人曰く、『能く國に（三五）亡人として、此に相見ること能はず、（三六）焉ぞ之を用ゐん。』士季曰く、『吾は（三七）之と罪を同じくするのみ。（三八）之を義とするに非ざるなり。將た何ぞ見えん』と。（晉二）歸るに及ぶまで、遂に（相）見ざりき。

狄、我が西鄙を侵す。公、晉に告げしむ。趙宣子、賈季に因りて（三九）酆舒を問ひ、且つ（四〇）之を讓めしむ。酆舒、賈季に問うて曰く、『趙衰・趙盾、孰か賢なる。』對へて曰く、『（四一）趙衰は冬日の日なり。趙盾は夏日の日なり』と。

秋八月、齊侯・宋公・衞公・陳侯・鄭伯・許男・曹伯、晉の趙盾に會して扈に盟ふ。晉侯立つが故なり。公・後れて至る。故に會する所を書せず。凡そ、諸侯に會して、會する所を書せざるは、後れたるなり。後れて至れば、其國を書せず。不敏を辟くるなり。

（四二）穆伯、莒に娶る。戴己と曰ふ。（四三）文伯を生む。其娣・聲己、（四四）惠叔を生む。戴己卒す。又、莒に聘

【三二】荀林父。
【三三】帑は妻子。
【三四】士伯は先蔑なり。
【三五】亡人は亡命の人。
【三六】何ぞ此の如くなるを用ひん。
【三七】倶に公子雍を逆ふるの罪あり。
【三八】先蔑の義を慕うて之に從ふに非ず。
【三九】狄の相。
【四〇】其の魯を伐ちしを讓むる也。
【四一】冬日は愛すべく、夏日は畏る可しと意なり。
【四二】公孫敖。
【四三】文伯は名は穀。
【四四】惠叔は名は難。

られんことを畏る。乃ち（二四）先蔑に背きて靈公を立て、以て秦の師を禦ぐ。箕鄭、居守す。趙盾、中軍に將たり。（二五）先克、之に佐たり。荀林父、上軍に佐たり。（二六）先蔑、下軍に將たり。先都、之に佐たり。步招、戎に御たり、戎津、右たり。（二七）堇陰に及ぶ。宣子曰く、『我若し秦を受けば、秦は則ち賓なり。受けずんば寇なり。既に受けず、而して復た師を緩くせば、秦、將に心を生ぜんとす。人に先だてば（二八）人の心を奪ふことあるは、軍の善謀なり。寇を逐ふこと逃ぐるを追ふが如くするは、軍の善政なり』と。卒を訓へ、兵を利くし、馬に秣ひ、（二九）蓐に食し師を潛めて夜起つ。戊子、秦の師を令狐に敗り、刳首に至る。己丑、先蔑、秦に奔る。士會、之に從ふ。先蔑の使するや、荀林父、之を止めて曰く、『夫人・太子猶ほ在り。而して外に君を求む。此れ必ず行はれじ。子、疾を以て辭せば若何。然らずば（禍）將に（身）及ばんとす。（三〇）卿を攝し以て往かしめて可なり。何ぞ必ずしも子のみならん。同官を寮と爲す。吾嘗て同寮たり。敢て心を盡さゞらんや』と。聽かず。爲に（三一）板の

【二四】先蔑・士會、公子雍を迎へんとて秦に之きしなり。

【二五】先且居の子。

【二六】先蔑・士會、公子雍を逆へて、前に晉に還り、晉人雍を逆ふる爲に軍を出し、卒然計を變じて靈公を立つるなり。故に車右戎御猶ほ職に在るなり。

【二七】晉の地。

【二八】人の心を奪ふとは人をして驚愕して度を失はしむる也。

【二九】早朝に寢蓐中に食するなり。

【三〇】大夫をして卿の位を攝して行かしむべし。

【三一】板は詩の大雅、其三章は、芻蕘の言も猶ほ忽せにすべからず、況や同寮をやの意なり。

ゐるものなり。必ず不可ならん。君其れ之を圖れ。之を親しむに、德を以てせば、皆股肱なり。誰か敢て（一四）攜貳せん。之を若何んぞ之を去らんや』と。聽かず、（一五）穆襄の族、國人を率ゐて以て公を攻め、公孫固・公孫鄭を公宮に殺す。六卿、公室を和せしむ。樂豫、司馬を舍てゝ以て（一六）公子卬に讓る。昭公、位に卽きて（一七）葬る。書して『宋人、其大夫を殺す』と曰ひて、名を稱せざるは、（一八）衆ければなり。且た其罪に非ざるを言ふなり。

秦の康公、（一九）公子雍を晉に送りて曰く、『文公の入りしや（二〇）衞なし。故に呂郤の難ありき』と。乃ち多く之に徒衞を與ふ。（二一）穆嬴日〻大子を抱き以て朝に啼きて曰く、『先君何の罪ある。其嗣も亦何の罪ある。適嗣を舍てゝ立てず、而して外に君を求む。將に焉くにか此を寘かんとする』と。朝を出づれば則ち抱きて以て趙氏に適き、宣子に頓首して曰く、『先君、此子を奉じて（二二）諸を子に屬して曰く、「此子や才あらば、吾、子の賜を受けん。不才ならば、吾唯だ子を怨みん」と。今、君・終りぬと雖も、言猶ほ耳に在り。而るに之を棄つるは若何に』と。宣子、諸大夫と與に、皆、穆嬴を患へ、且た（二三）偪

【一四】攜貳は攜違貳心。
【一五】穆公襄公の子孫、己等の去らしめられんことを懼れて昭公を攻めしなり。
【一六】昭公の弟。
【一七】昭公、殺されし人々を葬りしなり。
【一八】穆襄の族、國人と蜂起して之を殺す、故に衆しと曰ひ、殺されて固鄭に罪無し、故に其罪に非ずと曰ふ。
【一九】去年八月、晉君襄公の死後、趙盾の議に因りて、公子雍を秦より迎ふるなり。
【二〇】衞は從兵なり。
【二一】襄公の夫人、靈公の母。
【二二】宣子をして大子を敎訓せしめんと欲するなり。
【二三】穆嬴の其尊を以て己に偪らんことを畏る。

を厚くす。生民の道、是に於てか在り。閏朔を告げざるは、時政を棄つるなり。何を以てか民を爲めん。

【經】七年春、公、邾を伐つ。三月甲戌、須句を取る、遂に郚に城づく。夏四月、宋公王臣・卒す。宋人、其大夫を殺す。戊子、晉人、秦人と令狐に戰ふ。晉の先蔑、秦に奔る。狄、我が西鄙を侵す。秋八月、公、諸侯・晉の大夫に會して扈に盟ふ。冬、徐、莒を伐つ。公孫敖、莒に如き涖みて盟ふ。

【傳】七年(周ノ襄王三十二年)春、公、邾を伐つ。晉の難を(一)間してなり。三月甲戌、(二)須句を取り、(三)文公の子を寘く。禮に非ざるなり。

夏四月、(四)宋の成公・卒す。是に於て、(五)公子成、右師と爲り、(六)公孫友、左師と爲り、(七)樂豫、司馬と爲り、(八)鱗矔、司徒と爲り、(九)公子蕩、司城と爲り、(一〇)華御事、司寇と爲る。昭公、將に群公子を去らんとす。樂豫曰く、『不可なり。公族は公室の枝葉なり。若し之を去らば、則ち本根、(一一)庇廕せらるゝ無からん。葛藟だも猶能く其本根を庇ふ。故に君子は(一二)以て比と爲す。況や國君をや。此れ、諺に所謂、庇はれながら縱に(一三)斧を尋

【一】間は其間隙を善き時として之に乘する也。
【二】魯の封内の屬國。
【三】文公は邾の君、其子拙いて魯に在り、公、之に須句を守らしむ。大皞の祀を絕ち、以て鄰國の叛臣に與す、故に禮に非すと曰ふ。
【四】子昭公杵臼立つ。
【五】莊公の子。
【六】目夷の子。
【七】戴公の玄孫。
【八】桓公の孫。
【九】桓公の子。
【一〇】華元の父。
【一一】庇廕は、おほふ。
【一二】詩に葛藟を以て九族昆弟に比べたり。
【一三】斧を尋ゐるは、斧を用ゐて斬伐するをいふ。

す』と曰ふは、(六〇)官を侵せばなり。

冬十月、襄仲、晉に如き、襄公を葬る。

十一月丙寅、晉、(六一)續簡伯を殺す。賈季、狄に奔る。宣子、臾駢をして(六二)其帑を送らしむ。夷の蒐に、賈季、臾駢を戮しき。臾駢の人、盡く賈氏を殺して以て焉に報いんと欲す。臾駢曰く、『不可なり。吾聞く、前志に之あり、曰く「(六三)惠に敵し怨に敵して、後嗣に在らざるは、忠の道なり」と、(六四)夫子、賈季に禮あり。我、(六五)其寵を以て私怨を報いば、乃ち不可なること無からんや。人の寵に(六六)介るは、勇に非ざるなり。怨を損せんとて仇を益すは、知に非ざるなり。私を以て公を害するは、忠に非ざるなり。此三者を釋てば、何を以てか夫子に事へん』と。盡く其帑と其器用財賄とを具へ、親ら帥ゐて之を(六七)扞り、送りて諸を(六八)竟に致す。

閏月、朔を告げざるは、禮に非ざるなり。閏は以て時を正し、時は以て(六九)事を作し、事は以て生

【六〇】君已に帥を命じたるを、處父、之を易へたり、故に官を侵すと曰ふ。
【六一】鞫居。
【六二】帑は妻子。
【六三】敵は對する也。人、我に惠あらば、當に直に其惠を報ずべく、其子孫を待つべからず。人、我に怨あらば、當に直に其怨を報ずべく、其子孫を待つ可からず、是れ忠の道なり。
【六四】夫子は宣子。
【六五】其寵とは宣子の寵を藉るを云ふ。
【六六】介は因る也。
【六七】扞は衞る也。
【六八】竟は境なり。
【六九】事は農事なり。

めに、故に長者を立てんと欲す。此四徳あらば、難必ず(四二)抒ばん。』(四三)賈季曰く、『(四四)公子樂を立つるに如かず。(四五)辰嬴、(四六)二君に嬖せられき。其子を立てば、民必ず之を安んぜん。』趙孟曰く、『辰嬴は賤し。(四七)班は九人に在り。其子、何の(四八)震か之あらん。且つ、二嬖たるは淫なり。先君の子として大を求むること能はずして、出で〻(四九)小國に在るは、(五〇)辟なり。母淫に子辟にして威なし。陳は小にして遠く、援なし。將た何ぞ安んぜん。(五一)杜祁、(五二)君の故を以て(五三)偪佶に讓りて之を上にし、狄の故を以て(五四)季隗に讓りて、己、之に次げり。故に班、四に在り。先君、是を以て、其子を愛して、諸を秦に仕へしめて、亞卿と爲せり。秦は大にして近し。以て援と爲すに足る。母義にして子愛あり。以て民を威すに足る。之を立つること亦可ならずや』と。(五五)先蔑、(五六)士會をして、秦に如き公子雍を逆へしむ。賈季も亦公子樂を陳より召ばしむ。趙孟、諸を(五七)郫に殺さしむ。

賈季、(五八)陽子が其班を易へたるを怨み、而して其の晉に援なきを知る。

九月、(五九)賈季、續鞫居をして陽處父を殺さしむ。書して、『晉、其大夫を殺

【四二】抒は紓と通ず、緩なり。
【四三】晉の大夫、狐偃の子。
【四四】文公の子。
【四五】辰嬴は秦の女。
【四六】二君は懐公、文公。
【四七】班は位なり。
【四八】震は威なり。
【四九】小國は陳をいふ。
【五〇】辟は僻陋。
【五一】杜祁は杜伯の後。
【五二】君は襄公。
【五三】偪佶は襄公の母。
【五四】季隗は文公の狄に在りし時の妻。
【五五】先蔑は士伯。
【五六】士會は隨季。
【五七】郫は晉の地。
【五八】賈季、本と中軍の帥たりしを、易へられて佐たり。
【五九】狐氏の族。

引き、之に法制を予へ、之に（二八）訓典を告げ、之に（二九）防利を教へ、之に（三〇）常秩を委ね、之を道びくに禮則を以てして、（三一）其土宜を失ふこと毋からしめ、（三二）衆隷、之に賴り、而して後に（三三）命に卽けり。聖王、之を同じくせり。今、縱ひ法の以て後嗣に遺す無くとも、而も又其良を收めて、以て死なしめんや。以て上に在り難からん』と。君子、是を以て、秦の復た（三四）東征せざらんことを知れり。

秋、季文子、將に晉に聘せんとし、（三五）喪に遭ふの禮を求めしめて以て行く。（三六）其人曰く、『將に焉くに之を用ゐんとする』文子曰く、『不虞に備豫するは古の善教なり。求めて之なからんには（三七）實に難し。過ぎて求むること何の害あらん』と。

八月乙亥、晉の襄公卒す。靈公少し。晉人、（三八）難の故を以て、長君を立てんと欲す。（三九）趙孟曰く、『（四〇）公子雍を立てん。善を好みて長ぜり、先君、之を愛せり、且た秦に近し。秦は舊好なり。善を置くは則ち固く、長に事ふるは則ち順、愛を立つるは則ち孝、（四一）舊を結べば則ち安し。難の故の爲

（二八）訓典は先王の書。
（二九）防は惡をふせぐこと、利は利をおこすこと。
（三〇）常秩は官司の常職。
（三一）其政を齊へて、民をして其風土の宜しき所を失はざらしむる也。
（三二）衆隷は民衆。
（三三）天命に卽きて死する也。
（三四）東征は東方の諸侯を征討して覇王となる也。
（三五）晉侯の疾を聞くが故なり。
（三六）其人は從者。
（三七）實に困難なり。
（三八）現在患難あるの故を以て。
（三九）趙孟は趙盾。
（四〇）襄公の庶弟。母は杜祁。
（四一）舊は舊好なり。

(一〇)逋逃を董し、(一一)質要を由ゐ、(一二)舊洿を治め、(一三)秩禮に本づき、(一四)常職を續ぎ、(一五)滯淹を出す。既に成りて、以て大傅陽子と大師賈佗とに授けて、これを晉國に行はしめ、以て常法と爲す。

臧文仲、陳衞の睦じきを以て、好を陳に求めんと欲す。夏、(一六)季文子、陳に聘し且つ娶る。

(一七)秦伯任好卒す。(一八)子車氏の三子・奄息・仲行・鍼虎を以て(一九)殉を爲さしむ。皆、秦の良なり。國人之を哀み、之が爲めに(二〇)黃鳥を賦す、君子曰く、「秦穆の盟主たらざるや宜なる哉。死して民を棄つ。先王は世を違れども、猶ほ之に法を貽せり。而るを況や之が善人を奪はんや。(二一)詩に曰く、「人の云に亡ぶる、邦國殄瘁す」とは、善人無きを謂ふなり。之を若何ぞ之を奪はんや。古の王者は、命の長からざるを知る。是を以て、並に聖哲(ノ)(士)を建て、(以テ民ヲ司牧セシメ、)之が(二二)風聲を樹て、(二三)之が采物を分にし、之が(二四)話言を著はし、之が(二五)律度を爲り、之が(二六)藝極を陳ね、(二七)之を表儀に

【一〇】逋逃は租稅の未納なり。董は督なり。
【一一】質要は劵契卽ち證書を用ひて、貸借を明かにする也。
【一二】舊洿は舊來の政の汚穢不潔なる者。
【一三】上下貴賤の等級を嚴正にする也。
【一四】廢官を修む。
【一五】賢能を拔擢す。
【一六】季孫行父。
【一七】穆公。
【一八】子車氏は秦の大夫の氏。
【一九】殉は殉死。
【二〇】詩の秦風。
【二一】大雅瞻卬の篇。瘁は病也。
【二二】風聲は風化聲教。
【二三】衣服旌旗各〻分制あり。
【二四】話言は善言。
【二五】律度は律度量衡。
【二六】藝は準、極は中にして、節度と曰ふが如し。凡百の節度をいふ。
【二七】表儀は威儀なり。引は導く也。

柔克す」と。(八)夫子、之を壹らにす。其れ沒へざらんか。天は剛德たれども、猶ほ(九)時を干さず。況や人に在りてをや。且つ(一〇)華にして實ならざるは、怨の聚まる所なり。(剛ニ過ギテ人)犯して怨を聚めば、以て身を定む可からず。余、其利を獲ずして其難に離らんことを懼る。是を以て之を去れり』と。

晉の(一)趙成子・(二)欒貞子・(三)霍伯・(四)臼季皆卒す。

【經】六年春、許の僖公を葬る。夏、季孫行父、陳に如く。秋、季孫行父、晉に如く、八月乙亥、晉侯驩・卒す。冬十月、公子遂、晉に如き、晉の襄公を葬る。晉、其大夫陽處父を殺す。晉の狐射姑・出で丶狄に奔る。閏月、月を告げず、猶ほ廟に朝す。

【傳】六年(周ノ襄王三十一年)春、晉、(一)夷に蒐し(二)二軍を舍つ。狐射姑をして中軍に將たらしめ、(三)趙盾、之に佐たり。陽處父、温より至る。改めて董に蒐し、中軍を易ふ。陽子は(四)成季の(五)屬なり。故に趙氏に黨す。且つ、趙盾を能ありと謂ひ、曰く『能を使ふは國の利なり』と。是を以て、之を上にす。(六)宣子、是に於てか、始めて國政を爲む。(七)事典を制し、(八)法罪を正し、(九)獄刑を辟め、

【八】陽子の性は純剛なり。
【九】寒暑相順ふ。
【一〇】言、其行に過ぐるなり。
【一】趙衰。
【二】欒枝。
【三】先且居。
【四】胥臣。
【一】夷は晉の地。
【二】三軍の制に復するなり。
【三】趙衰の子。
【四】成季は趙衰。
【五】屬は屬大夫。
【六】趙盾の謚。
【七】典は法なり。凡百の制度を定むる也。
【八】刑法を定むる也。
【九】有罪を論斷する也。

冬、(二四)成風薨ず。

[經] 五年、春王の正月、王、榮叔をして含を歸り且つ賵せしむ。三月辛亥、我が小君成風を葬る。王、召伯をして來りて葬に會せしむ。夏、公孫敖、晉に如く。秦人、鄀に入る。秋、楚人、六を滅す。冬十月甲申、許男業・卒す。

[傳] 五年(周ノ襄王三十年)春、王、榮叔をして來りて、(一)含を歸り且つ賵し、召昭公をして、來りて會葬せしむ、禮なり。

初め、鄀、楚に叛きて秦に卽き、又、楚に貳す。夏、秦人、鄀に入る。六人、楚に叛きて東夷に卽く。秋、楚の成大心・(二)仲歸、師を帥ゐて六を滅す。

冬、楚の公子燮、蓼を滅す。臧文仲、(三)六と蓼との滅びたるを聞きて曰く、『皐陶・庭堅・祀られず、(四)忽諸たり。德の建たざる、民の援無き、哀しい哉』と。

晉の陽處父、衛に聘し、反りて(五)甯を過ぐ。甯の(六)嬴、之に從ひ、溫に及びて還る。其妻之を問ふ。嬴曰く、『以だ剛なり。商書に曰く、「(七)沈漸なるは剛克し、高明なるは

【二四】僖公の母、風姓なり。
【一】死者の口に含ます珠玉を含といひ、車馬を賵といふ。
【二】仲歸は子家。
【三】六は皐陶の後なり。蓼は庭堅の後なり。庭堅は八凱の一なり。
【四】忽然として亡びし也。
【五】甯は晉の邑。
【六】嬴は逆旅の主人。
【七】洪範の篇の語。沈漸は其氣沈伏して潛退するをいふ。高明は亢爽なり。或は剛或は柔を以て已が本性に勝ち、能く全きを成すべきを云ふ。

楚人、江を滅す。秦伯、之が爲めに(二一)服を降し、(二二)出で丶次り、(二三)擧はざること、(二四)數に過ぐ。大夫諫む。公曰く、『(二五)同盟滅ぶ、救ふこと能はざりきと雖も、敢て矜まざらんや。吾は自ら懼るゝなり』と。君子曰く、『(二六)詩に曰く、「(二七)惟れ彼の二國、其政獲ず、惟れ此四國、爰に究り爰に度る」とは、其れ秦穆を謂ふか』と。

衞の甯武子・來聘す。公、之と宴す。爲に(二八)湛露と彤弓とを賦す。辭せず、又、答賦せず。公、行人をして(二九)私せしむ。對へて曰く、『臣、以爲へらく、(樂人)業を肄はんとて之に及べりと。昔、諸侯、正に王に朝すれば、王、之を宴樂す。是に於てか湛露を賦す。則ち(三〇)天子、陽に當りて、諸侯、命を用ゐるなり。諸侯、王の(三一)愾する所に敵りて、其功を獻す。王、是に於てか之に彤弓一・彤矢百・玈弓十・矢千を賜ひて、以て(三二)報宴を覺にす。今、陪臣來りて舊好を繼ぐに、君・辱く之を貺へり。其れ敢て大禮を干して以て自ら(三三)戾を取らんや』と。

【二一】素服する也。
【二二】正寢を辟くるなり。
【二三】飲食を減ずる也。
【二四】數は禮の數。
【二五】秦と江とは同盟なり。
【二六】大雅皇矣の篇。
【二七】崇と密との二國の君、政、其道を得ず、暴虐にして自ら肆にし、四方を殘伐す。是を以て、四方の諸侯、其國を保つ所以を究度すと。今、四方の諸侯の中、唯だ秦伯のみ是の感あり。君子の意、晉侯の江を救ふ能はざるを傷むなり。
【二八】湛露と彤弓とは詩の小雅の篇。
【二九】私は私に問ふなり。
【三〇】天子、陽位に當りて下を照臨し、諸侯、天子の命を稟けて行ふ也。
【三一】愾は恨怒する也。
【三二】報宴は功勞に報ずる宴樂。
【三三】戾は罪なり。

す。公、(一八)嘉樂を賦す。

〔經〕四年春、公、晉より至る。夏、婦姜を齊より逆ふ。狄、齊を侵す。秋、楚人、江を滅す。晉侯、秦を伐つ。衞侯、甯兪をして來聘せしむ。冬、十有一月壬寅、夫人風氏薨ず。

〔傳〕四年(周ノ襄王二十九年)春、晉人、孔達を衞に歸す。以て衞の良なるものと爲す。故に之を免す。夏、衞侯、(一)晉に如きて拜す。

曹伯、晉に如き(二)正に會す。

婦姜を齊より逆ふ。卿・行かざるは、禮に非ざるなり。君子、是を以て、(三)出姜の魯に允とせられざるを知れり。曰く、『(四)貴聘して賤大夫之を逆へ、(五)君として之を卑しみ、立てゝ之を廢し、(六)信を棄てゝ其主を壞れば、國に在りては必ず亂れ、家に在りては必ず亡ぶ。允とせられざる、宜なる哉。(七)詩に曰く「天の威を畏れて、時に(八)之を保つ」とは、主を敬するを謂ふなり』と。

秋、晉侯、秦を伐つ。(九)邧・新城を圍み、以て(一〇)王官の役に報ゆ。

【一八】詩の大雅。
【一】孔達を歸すを謝す。
【二】正は朝正。
【三】文公薨じて出さる、故に出姜と曰ふ。
【四】貴聘は公子遂、納幣するを云ふ。
【五】君は小君。
【六】貴聘して、賤大夫之を逆ふるは、信を棄つる也。主は内主なり。君として之を卑み、立てゝ之を廢するは、其主を壞る也。
【七】周頌我將篇。
【八】之は福祿をいふ。
【九】邧新城は皆秦の邑。
【一〇】王官の役は前年に在り。

たるや、人を擧ぐることの（六）周はり、人に與することの（七）壹に。孟明の臣たるや、其れ解らず、能く懼れ思ひ。（八）子桑の忠なるや、其れ人を知り、能く善を擧げたるを知る。（九）詩に曰く、『于に以て（一〇）蘩を采る。沼に于てし沚に于てす。于に以て之を用ゐる、公侯の事に』とは秦穆あり。『（一一）夙夜解らず、以て一人に事ふ』とは、孟明あり。『（一二）厥の孫謀を詒し、以て子を燕翼す』とは子桑あり。

秋、宋に螽雨るとは、墜ちて死せしなり。

楚の師、江を圍む。晉の先僕、楚を伐ちて以て江を救ふ。冬、（一三）晉、江の故を以て周に告ぐ。王叔桓公・晉の陽處父、楚を伐ちて以て江を救ひ、方城に門せむ。（一四）息公子朱に遇ひて還る。

晉人、其の公に禮なかりしを懼るゝや、改め盟はんと請ふ。公、晉に如き、晉侯と盟ふ。晉侯、公を饗して（一五）菁菁者莪を賦す。莊叔、公を以て（一六）降り拜す。曰く、『小國、命を大國に受く。敢て儀を愼まざらんや。君、之に貺ふに大禮を以てす。何の樂みか之に如かん。抑、小國の樂は大國の惠なり』と。晉侯、（一七）降り辭す。（倶ニ還リテ）登りて拜を成

【六】周は備はるなり、一惡を以て其善を棄てざるをいふなり。
【七】壹は二心無き也。
【八】子桑は公孫枝なり、孟明を推薦せし人。
【九】國風采蘋篇。
【一〇】蘩は水草なり。
【一一】詩の大雅烝民の篇。
【一二】詩の大雅。子孫に對する善き謀を遺して、之を輔翼する也。
【一三】天子の威を假りて楚を伐たんと欲する也。
【一四】息公子朱は、楚の大夫にして、江を伐つの帥。
【一五】詩の小雅。
【一六】其の公を君子に比するを謝するなり。
【一七】階を降り公に辭讓す。

以て彭衙の役に報ゆ。卿をば書せざるは、穆公の爲めの故に、秦を尊ぶなり。之を德を崇ぶと謂ふ。

(四三)襄仲、齊に如き幣を納るゝは、禮なり。凡そ、君、位に卽くや、舅甥を好し、昏姻を脩め、元妃を娶り、以て粢盛に奉ずるは、孝なり。孝は禮の始なり。

【經】三年、春王の正月、叔孫得臣、晉人・宋人・陳人・衞人・鄭人に會して沈を伐つ。沈、潰ゆ。夏五月、王子虎卒す。秦人、晉を伐つ。秋、楚人、江を圍む。宋に螽雨る。冬、公、晉に如く。十有二月己巳、公、晉侯と盟ふ。晉の陽處父、師を帥ゐて楚を伐ち、以て江を救ふ。

【傳】三年(周ノ襄王二十八年)春、(一)莊叔、諸侯の師に會して沈を伐つは、其の楚に服するを以てなり。沈潰ゆ。凡そ民、其上を逃るゝを、潰と曰ひ、上に在りては、逃と曰ふ。

衞侯、陳に如くは、晉の成ぎを拜するなり。

夏四月乙亥、(二)王叔文公卒す。來り赴ぐ。弔ふこと同盟の如くす。禮なり。

秦伯、晉を伐つ。河を濟り(三)舟を焚き、(四)王官を取り郊に及ぶ。晉人出でず。遂に茅津より濟り、(五)殽の尸を封じて還る。遂に西戎に覇たり。(是レ其ノ)孟明を用ゐたればなり。君子、是を以て、秦穆の君

【四三】襄仲は公子遂。
【一】叔孫得臣、
【二】王子虎。
【三】必死を示すなり。
【四】王官、郊は皆晉の地。
【五】昔年殽の戰に死せし士卒の尸を埋めたる上に土を盛り上ぐる也。

食せざること久し。故に、禹も（二八）鯀に先だゝず。湯も（二九）契に先だゝず。（三〇）文武も（三一）不窋に先だゝず。宋は（三二）帝乙を祖とし、鄭は（三三）厲王を祖とす。猶は祖を上ぶなり。是を以て、魯頌に『春秋解らず、享祀忒はず。（三四）皇皇たる（三五）后帝、皇祖后稷』と曰へるを、君子、『禮なり』と曰ふは、其后稷は親なれども而も帝を先にするを謂ふなり。

（三六）詩に『我が諸姑に問ひ、遂に伯姊に及ぶ』と曰へるを、君子『禮なり』と曰ふは、其姊は親なれども而も姑を先にするを謂ふ也。仲尼曰く、『臧文仲、其不仁なるもの三つ、不知なるもの三つあり。（三七）展禽を下にし、（三八）六關を廢し、（三九）妾、蒲を織る、三の不仁なり。（四〇）虛器を作り、（四一）逆祀を縱し、（四二）爰居を祀る、三の不知なり』と。

冬、晉の先且居・宋の公子成・陳の轅選・鄭の公子歸生、秦を伐ちて、汪を取り、彭衙に及びて還る。

【二八】鯀は禹の父。
【二九】契は湯の十三世の祖。
【三〇】文王、武王。
【三一】不窋は后稷の子。
【三二】帝乙は微子の父。
【三三】厲王は鄭桓公の父。
【三四】皇皇は美大なる貌。
【三五】后帝は上帝。
【三六】邶風。
【三七】展禽は柳下惠。
【三八】六の關所を廢して、以て寛大の譽を博す。而れども姦宄を詰するに由なからしめ、陰に以て人民を厲ましむ。
【三九】蒲は蒲席。家人、席を販ぐ。其の民と利を爭ふを言ふなり。
【四〇】虛器は無益の器。蔡を居き、節を山にし、梲に藻するの類。
【四一】夏父が僖公を躋すを聽せるをいふ。
【四二】爰居は海鳥。魯の東門の外に居る。文仲、以て神と爲し、國人に命じて之を祭らしむ。

晉人、公の朝せざるを以て、來り討ず。公、晉に如く。夏四月己巳、晉人、(一八)陽處父をして公に盟ひ、以て之を耻づかしむ。書して、『晉の處父と盟ふ』と曰ふは、之を(一九)厭するなり。晉に適くことを書せざるは、之を諱めばなり。

公、晉より未だ至らず。六月、穆伯、諸侯・及び晉の司空(二〇)士縠に會して垂隴に盟ふは、晉、衞を討ずる故なり。書して『晉の士縠』と曰ふは、其事に堪へたればなり。陳侯、衞の爲めに、成ぎを晉に請ふ。孔達を執へて以て說く。

秋八月丁卯、(二一)大廟に(二二)大事あり。(二三)僖公を躋す。(二四)逆祀なり。於是、夏父弗忌、(二五)宗伯たり。僖公を尊び、且つ明に(鬼)見たりとして曰く、『吾、(二六)新鬼の大にして、故鬼の小なるを見たり。大を先にして小を後にするは順なり。聖賢を躋すは明なり。明にして順なるは禮なり』と。君子、以て禮を失へりと爲す。禮は順ならざること無し。祀は國の大事なり。而るを之を逆にす。禮と謂ふ可けんや。子は(二七)齊聖なりと雖も、父に先だちて

【一八】大夫をして公に盟はしめて以て魯を辱しむるなり。
【一九】厭は抑壓する也。晉の處父と盟ふと書して、公を書せざるは、處父は晉の大夫なれば、公と敵せしめざるなり。
【二〇】士蔿の子。
【二一】大廟は周公の廟。
【二二】大事は禘の祭を行ふ也。
【二三】僖公は、閔公の庶兄なれども、閔公に繼いで立つ、故に廟の座は閔公の下に次づべきを、今升せて閔公の上に置くをいふ。
【二四】位當に下に在るべきを、上に居らしむ、故に逆祀と曰ふ。
【二五】宗廟の禮を掌る官。
【二六】新鬼は僖公、故鬼は閔公。
【二七】齊聖は明聖。

「勇にして則ち上を害するは、(八)明堂に登らず」と。死して不義なるは勇に非ざるなり。(九)用に共する、之を勇と謂ふ。吾、勇を以て右を求めたり。勇無くして黜けらるゝは、亦其所なり。上我を知らずと謂へど、黜けられて宜しき(ニ合フ)は、乃ち(一〇)我を知れるなり。子姑く之を待て』と。彭衙のとき既に陳するに及びて、(一一)其屬を以て秦の師に馳せて焉に死す。晉の師、之に從ひ、大に秦の師を敗れり。君子謂へらく、「狼瞫、是に於てか、君子なり。(一二)詩に曰く「君子如し怒らば、亂庶くは遄に沮まん」と。(一三)又曰く「王赫として斯に怒り、爰に(一四)其旅を整ふ」と。怒れども亂を作さずして、以て師に從ひしは、君子と謂ふ可し」と。秦伯、猶ほ孟明を用ゐたり。孟明、國政を增脩して、重く民に施す。(一五)趙成子、諸大夫に言ひて曰く、『秦の師、又、至らん。將に必ず之を辟けんとす。懼れて德を增せり。當る可からざるなり。(一六)詩に曰く、「爾の祖を念ふこと毋からんや。聿に厥德を脩めよ」と。孟明、之を念へり。德を念ひて怠らず。其れ敵す可けんや』と。

丁丑、僖公の(一七)主を作るは、時ならざるを書するなり。

【八】明堂は祖廟なり。功を策し德を序する所なり、故に不義の士は登ることを得ず。
【九】用に共するは國用に死するをいふ。
【一〇】上、我を知らずと言ふを得ず。
【一一】已に屬する兵。
【一二】小雅。
【一三】大雅。
【一四】旅は師旅。
【一五】趙衰。
【一六】大雅。其父祖を念はば、其德を修めて之を顯はすべし。
【一七】主は木主。

三月乙巳、晉の處父と盟ふ。夏六月、公孫敖、宋公・陳侯・鄭伯・晉の士縠と會して、垂隴に盟ふ。十有二月より雨ふらず、秋七月に至る。八月丁卯、大廟に大事あり。僖公を躋す。冬、晉人・宋人・陳人・鄭人、秦を伐つ。公子遂、齊に如きて幣を納る。

傳 二年（周ノ襄王二十七年）春、秦の孟明視、師を帥ゐて晉を伐ち、以て殽の役に報ゆ。二月、晉侯、之を禦ぐ。先且居、中軍に將たり、趙衰、之に佐たり。王官無地（梁弘ニ代リテ）戎に御たり。（一）狐鞫居右たり。甲子、秦の師と彭衙に戰ふ。秦の師敗績す。晉人、秦を（二）拜賜の師と謂ふ。殽に戰ひしとき、晉の梁弘、戎に御たり。萊駒、右たり。戰の明日、晉の襄公、秦の囚を縛して、萊駒をして戈を以て之を斬らしむ。囚呼ぶ。萊駒、（驚キ懼レテ）戈を失ふ。狼瞫（萊駒ノ）戈を取りて以て囚を斬り、（三）之を禽にして、以て公の乘に從ひ、遂に以て右と爲りき。（四）箕の役に、先軫、之を黜けて、續簡伯を立つ。狼瞫怒る。其友曰く、『盍ぞ之に死せざる。』瞫曰く、『吾未だ（五）死所を獲ず。』其友曰く、『（六）吾と女と難きことを爲さん。』瞫曰く、『（七）周志に之あり、

【一】續簡伯。
【二】孟明が、三年、將に君の賜を拜せんとすと言ひしを以て、之を嗤ふ也。
【三】之は萊駒をさす。萊駒、孱怯なること甚だし。狼瞫之を辱しめて以て士氣を振作せんと欲し、故に既に囚を斬り、便ち萊駒を禽縛して、以て公の乘に從ひ、自ら己の勇を示すなり。古は、勇無き者は、我が士と雖も、亦敢て禽縛して、少しも顧慮せざりし也。
【四】箕の役は僖公三十三年。
【五】死所は死すべき所。
【六】共に先軫を殺さんと欲する也。
【七】周志は周書。

列の尹を掌らしむ。

〔三三〕穆伯、齊に如き、始めて聘す。禮なり。凡そ君、位に卽けば、卿出で、〔三四〕竝び聘し、舊好を〔三五〕踐脩し、外援を要結し、隣國に好事し、以て社稷を衞る。忠信卑讓の道なり。忠は德の正なり。信は德の固なり。卑讓は德の基なり。

〔三六〕殽の役に、晉人、既に秦の師を歸す。秦の大夫と左右と、皆、秦伯に言ひて曰く、『是の敗や、孟明の罪なり。必ず之を殺せ。』秦伯曰く、『是れ孤の罪なり。周の芮良夫の〔三七〕詩に曰く、「大風隧あり。貪人、類を敗る。聽言には則ち對へ、誦言には醉へるが如し。其良を用ゐず、覆つて我をして悖らしむ」と。是れ貪の故なり。孤を謂ふなり。孤、實に貪りて、以て〔三八〕夫子に禍せり。夫子、何の罪あらん』と。復た政を爲さしめぬ。

【經】二年、春王の二月甲子、晉侯、秦の師と彭衙に戰ふ。秦の師敗績す。丁丑、僖公の主を作る。

【三三】穆伯は公孫敖。
【三四】竝び聘すは普く諸國に聘する也。
【三五】踐脩は履み修む。
【三六】殽の役は僖公三十三年の事。
【三七】大雅桑柔の篇。隧は道なり。類は善なり。大風の行くや、其往來の路に當れば、木拔け屋頽る。貪人、善政善謀を見れば、必ず之を敗壞するに喩ふる也。聽言は淺近の言、卽ち通言なり。誦言は典誦の言、卽ち正言なり。貪人は利に蔽はれ、是非を辨ぜず、故に通言を聞くときは、欣然として之に應答し、正言を聞くときは、漠然として醉へるが如し。正言を爲す良を用ひず、反つて我卽ち正言者を以て悖れりと爲す。
【三八】夫子は孟明をさす。

秋、(一九)晉侯、戚の田を疆す。故に、公孫敖、之に會す。

初め、楚子、將に商臣を以て大子と爲さんとし、諸を令尹子上に訪ふ。子上曰く、『(二〇)君の齒未だし。而して又愛するもの多し。黜けば乃ち亂あらん。楚國の(二一)擧は、恒に少者に在り。且つ是人や(二二)蠭目にして豺聲なり。(二三)忍人なり。立つ可からず』と。聽かず。既にして又、(二四)王子職を立てゝ大子商臣を黜けんと欲す。商臣、之を聞けども、未だ察にせず。其師潘崇に告げて曰く、『之を若何にして之を察にせん。』潘崇曰く、『(二五)江芉を享して、敬する勿れ』と。之に從ふ。江芉怒りて曰く、『呼、(二六)役夫。宜なり。君王の女を殺して職を立てんと欲するや』と。潘崇に告げて曰く、『信なり。』潘崇曰く、『能く(二七)諸に事へんか。』曰く、『能はず。』『能く行らんか。』曰く、『能はず。』『能く(二八)大事を行はんか。』曰く、『能くせん』と。冬十月、(二九)宮甲を以て成王を圍む。王、(三〇)熊蹯を食うて後死なんと請ふ。聽かず。丁未、王縊る。之を謚して靈と曰ふ。瞑せず。成と曰ふ。乃ち瞑す。穆王立つ。其の大子たるときの(三一)室を以て、潘崇に與へて、大師と爲し、且つ(三二)環

【一九】晉、衞の田を取り、其疆界を正す也。
【二〇】猶ほ壯なる也。
【二一】擧は立つ也。
【二二】蠭は蜂なり。
【二三】能く忍んで不義を行ふ者。
【二四】商臣の庶弟。
【二五】成王の妹なり、江に嫁す。
【二六】役夫は賤者の稱。
【二七】諸は職をさす。
【二八】大事は君を弑するを云ふ。
【二九】宮甲は太子の宮の兵士。
【三〇】熊蹯は熊掌。
【三一】室は財貨をいふ。
【三二】環列の尹は宮衞の官にして、兵を列れて王宮を環衞するもの。

終に歸す。端を始に履むときは（四時ノ）序則ち愆らず。正を中に擧ぐるときは、民則ち惑はず、餘を終に歸するときは事則ち（九）悖らず。

夏四月丁巳、僖公を葬る。

王、（一〇）毛伯衞をして來りて公に命を賜はしむ。叔孫得臣、周に如きて（命ヲ賜フ）拜す。

晉の文公の季年、諸侯、晉に朝せしに、衞の成公、朝せず、（一一）孔達をして鄭を侵さしめ、緜訾と匡とを伐ちぬ。晉の襄公、既に（一二）祥し、諸侯に告げしめて、衞を伐ち、南陽に及ぶ。先且居曰く、『（一三）尤に效ふは禍なり。請ふ君、（一四）王に朝せよ。臣、師に從はん』と。晉侯、王に溫に朝す。先且居・胥臣、衞を伐つ。五月辛酉朔、晉の師、戚を圍む。六月戊戌、之を取り、（一五）孫昭子を獲たり。衞人、陳に告げしむ。陳の共公曰く、『（一六）更に之を伐て。（一七）我、之を辭せん』と。衞の孔達、師を帥ゐて晉を伐つ。君子、以て（一八）古ぶりと爲す。古は國を越えて謀りしなり。

【九】悖は悖亂する也。
【一〇】衞は毛伯の字。
【一一】孔達は衞の大夫。
【一二】祥は祥祭、死後一ヶ年の祭なり。
【一三】既に彼を尤めて、又其の爲す所に效ふは、禍を取るの道なり。
【一四】王は周の襄王。
【一五】孫昭子は衞の大夫、戚邑を食む。
【一六】伐たれて和を求むるは、競はざること甚し。故に報伐して己が力の以て晉を防ぐに足ることを示さしむる也。
【一七】我が陳は衞の爲めに晉に言ひて和を講ぜしめん。
【一八】古とは今の事情に迂濶なるをいふ。古は、鄰國、患難相恤へ、力を盡して之が爲めに謀る。當時の諸侯は、痛痒漠然として相關せず、胡越の如く然り。衞の陳に謀るは、抑も亦迂なり。

巻の八

(一)文公上

【經】元年、春王の正月、公、位に卽く。二月癸亥、日・之を食するあり。天王、叔服をして來りて會葬せしむ。夏四月丁巳、我が君僖公を葬る。天王、毛伯をして來りて公に命を錫はしむ。晉侯、衞を伐つ。叔孫得臣、京師に如く。衞人、晉を伐つ。秋、公孫敖、晉侯に戚に會す。冬十月丁未、楚の世子商臣、其君頵を弑す。公孫敖、齊に如く。

【傳】元年(周ノ襄王二十六年)春、王、內史叔服をして來りて葬に會せしむ。(二)公孫敖、其の能く人を相するを聞き、其二子を見しむ。叔服曰く、『(三)穀や(四)子を食はん(五)難や(六)子を收めん。穀や(七)豐下なり。必ず魯に後あらん』と。

於是、三月を閏とす。禮に非ざるなり。先王の時を正すや、(八)端を始に履み、正を中に擧げ、餘を

【一】文公は、名は興、僖公の子、母は聲姜。
【二】魯の大夫、慶父の子。
【三】穀は文伯。
【四】祭祀を奉じ供養する也。
【五】難は惠叔。
【六】子の身を葬らんとなり。
【七】豐下は、しもぶくれ。
【八】歲始を端しくし、中氣を擧げて以て月を正し、餘日あれば則ち之を終に歸し、積みて閏と爲す。

退きて舍る。陽子宣言して曰く、『楚の師遁れたり』と。遂に歸る。楚の師も亦歸る。大子商臣、子上を譖して曰く、『晉の賂を受けて之を辟けたり。楚の耻なり。罪焉よりも大なるは莫し』と。王、子上を殺す。

僖公を葬るは、緩きなり。(六〇)主を作るは、禮に非ざるなり。凡そ君薨ずれば、(六一)卒哭して(六二)祔す。祔して主を作り、特に主を祀る。廟に(六三)烝嘗禘す。

【五九】楚退いて晉をして渡らしめんと欲する也。
【六〇】主は木主。
【六一】卒哭は祭の名。
【六二】祔は新に死せし者の靈を先祖の靈に付け祭る也。
【六三】冬祭を烝と曰ふ、秋祭を嘗と曰ふ。禘は三年の喪終りたるときの祭。

以て命じ、（五一）先茅の縣をもて、胥臣を賞して曰く、『郤缺を擧げたるは、子の功なり』と。一命を以て郤缺に命じて卿と爲し、復た之に（其父ノ故邑ナル）冀を與ふ。（五二）亦未だ軍行あらず。

冬、公、齊に如くとは、朝し且つ狄の師あるを弔するなり。（五三）反りて小寢に薨ずるは、安に即きしなり。

晉・陳・鄭、許を伐つ。其の楚に貳あるを討ずるなり。

楚の令尹子上、陳・蔡を侵す。陳蔡成ぐ。遂に鄭を伐つ。將に（五四）公子瑕を納れんとす。桔柣の門を門む、瑕（ノ車）、周氏の（五五）汪に覆る。外僕髡屯、之を禽へて以て（鄭伯ニ）獻ず。（五六）文夫人、斂めて之を鄶城の下に葬る。

晉の陽處父、蔡を侵す。楚の子上、之を救ふ。晉の師と、（五七）泜を夾みて軍す。陽子、之を患へ、子上に謂はしめて曰く、『吾之を聞く、「文は順を犯さず。武は敵を違らず」と。子、若し戰はんと欲せば、則ち吾、退き舍らん。子、濟りて陳せよ。遲速は唯だ命のまゝなり。然らずんば、（五八）吾を紓くせよ。師を老らし財を費すとも、亦、益なからん』と。乃ち駕して以て待つ。子上、渉らんと欲す。大孫伯曰く、『不可なり。晉人は信なし。半渉らんとき我に薄らば、敗を悔ゆとも何ぞ及はん。之を紓くせんに如かじ』と。（五九）乃ち

【五二】卿位に登れども、未だ軍列を有せざるなり。
【五三】小寢は君の燕寢をいふ。路寢に終らず、安んずる所に就き小寢に薨ぜしなり。
【五四】二十一年、瑕、楚に奔る。
【五五】汪は池の汚濁せる者。
【五六】鄭の文公の夫人。
【五七】泜は水の名。
【五八】退き舍りて敢て我に迫らず、我が濟るを待ちて戰へとなり。

師に入りて死す。狄人、(三七)其元を歸す。面生けるが如し。初め、(三八)臼季、使して(三九)冀を過ぎ、冀缺の(四〇)耨りて其妻の之に(四一)饁するを見るに、敬して相待つこと賓の如し。之と與に歸り、之を文公に言ひて曰く、『敬は德の聚る所なり。能く敬すれば必ず德あり。德は以て民を治む。君請ふ之を用ゐよ。臣之を聞く、「門を出でゝは(四二)賓の如くし、(四三)事を承くることは祭るが如くするは、仁の則なり」と。』公曰く、『(四四)其父、罪あり。可ならんか。』對へて曰く、『舜の罪するや、鯀を殛し、其擧ぐるや、(四五)禹を興せり。管敬仲は(四六)桓の賊なり、實に相けて以て濟せり。(四七)康誥に曰く「父慈ならず、子、祗まず、兄、友ならず、弟、共ならざるも、(罪チ)相及ぼさず」と。(四八)詩に曰く、「葑を采り菲を采る、下體を以てすること無かれ」と。君、(四九)節を取りて可なり』と。文公、以て下軍の大夫と爲せり。箕より反りて、襄公、三命を以て、(五〇)先且居に命じて中軍に將たらしめ、再命を

【三七】元は首なり。
【三八】臼季は胥臣。
【三九】冀は晉の邑。
【四〇】耨は田の草を拔く也。
【四一】食を野に饋るを饁と云ふ。
【四二】賓を見るが如くするなり。
【四三】常に謹敬する也。
【四四】冀缺が父郤芮、文公を殺さんとせしことあり。
【四五】禹は鯀の子。
【四六】桓は桓公。
【四七】周書。
【四八】邶風谷風の篇。葑も菲も菜の名にして、其葉は美味にして食ふべけれども、根莖は食ふ可からず。下體の根莖の食ふ可からざるを以て、葉の美味なるを棄つること無かれ。
【四九】其善節を採用すべしとなり。
【五〇】先且居は先軫の子。
【五一】先茅、後を絕つ、故に其縣を取りて以て胥臣を賞する也。

せば、亡びんこと日無けん』と。(二六)顧みずして唾く。公、(二七)陽處父をして之を追はしむ。これに河に及ぶ。則ち舟中に在り。(二八)左驂を釋きて公命を以て孟明に贈る。孟明稽首して曰く、『君の惠、(二九)纍臣を以て鼓に釁らず、歸りて戮に秦に就かしむ。寡君にして以て戮することを爲ば、死すとも且に朽ちざらんとす。若し、(三〇)君の惠に從りて之を免るるときは、三年にして將に君の賜を拜せんとす』と。秦伯(三一)素服して郊に次り、師に鄉つて哭して曰く、『孤、蹇叔に違ひて以て二三子を辱めたるは、孤の罪なり。』孟明を替めずして曰く、『孤の過なり。大夫、何の罪かある。(三二)且つ吾、一眚を以て大德を掩はじ』と。

狄、齊を侵すは、晉の喪に因りてなり。

公、邾を伐ち、訾婁を取り、以て(三三)升陘の役に報ゆ。邾人、備を設けず。秋、襄仲、復た邾を伐つ。

狄、晉を伐ち箕に及ぶ。八月戊子、晉侯、狄を箕に敗り、郤缺、(三四)白狄子を獲たり。先軫曰く、『匹夫、(三五)志を君に逞しくして、(三六)討せらるゝこと無し。敢て自ら討せざらんや』と。冑を免ぎて狄の

【二六】人の面前に在るもの、若し唾はく時は、背を顧みるべし。然るに先軫怒りて、顧みずして唾はくは、不敬を犯して强諫するなり。

【二七】三師を免したるを悔い、之を呼び復さんとするなり。

【二八】還りて拜せしめて、因りて之を執へんと欲する也。

【二九】囚繫せられたる臣。

【三〇】晉君の惠に從りて死を免れなば、三年とたゝざる中に報復の軍を興してお目にかゝるべしとなり。

【三一】素服は喪服。

【三二】眚は過なり。一敗の小過を以て終身の大德を掩はじ。

【三三】升陘の役は二十二年。

【三四】白狄は狄の別種。

【三五】志を君に逞しくするとは顧みずして唾はきしを云ふ。

【三六】討は罪を治めて殺す也。

枝曰く、『未だ秦の施に報いざるに、其師を伐たば、(一八)其れ君死したるためと爲ん。』先軫曰く、『秦、我が喪を哀まずして、吾が同姓を伐つは、秦則ち無禮なり。何の施とか之れ爲ん。吾之を聞く、「一日、敵を縱せば、數世の患なり」』と。謀、子孫に及ぶを、(一九)君を死したりとすと謂はる可けんや』と。遂に、命を發し、遽をもて姜戎を興す。(二〇)子、墨衰絰す。梁弘、戎に御たり。萊駒、右たり。夏四月辛巳、秦の師を殽に敗り、百里孟明視・西乞術・白乙丙を獲、以て歸り、遂に墨し、以て文公を葬る。(二一)晉是に於て始めて墨せり。(二二)文嬴、(二三)三師を請うて曰く、『彼、實に(二四)吾が二君を構へたり。寡君若し得ば、之を食ふとも厭かざらん。君何ぞ討ずるを辱うせん。歸りて戮に秦に就かしめ、以て寡君の志を逞しくせば、若何』と。公、之を許す。先軫朝す。秦の囚を問ふ。公曰く、『夫人之を請ひ、吾、之を舍せり』と。先軫怒りて曰く、『武夫力めてこれを原に拘へ、婦人暫くにしてこれを國に免す。(二五)軍實を墮ちて寇讎を長

【一八】文公の死したるが爲めに秦の施を忘れたりとせんと也。

【一九】君に背くと謂ふ可からざるなり。

【二〇】子は襄公、文公未だ葬らざる故に子と稱す、凶服を以て戎に從ふなり。墨衰絰とは、墨を以て其衰を染めて絰を加ふるなり。

【二一】晉は、此時より始めて墨染の衰を用ふることに定めたるなり。

【二二】秦穆公が晉の文公に妻したる夫人、襄公の嫡母。

【二三】三師は孟明等。

【二四】吾が二君とは秦君と晉君とをさす。其實は、三師、構ふる所有るに非ざるなり、文嬴、飾說して以て之を免さんと欲するのみ。

【二五】軍實は孟明等の三師をさす。墮は失ふ也。

て鄭に告げしむ。(九)鄭の穆公、客館を視しむれば、則ち束載し兵を厲ぎ馬に秣へり。皇武子をして辭せしめて曰く、『吾子、敝邑に淹久して、唯だ是れ(一〇)脯・資・餼・牽・竭く。吾子の將に行らんとするを爲せり。鄭の(一一)原圃あるは、猶ほ秦の具囿あるがごとし。(一二)吾子、其麋鹿を取りて、敝邑に閒あらせば若何ん。』(一三)杞子、齊に奔り、逢孫・楊孫、宋に奔る。孟明曰く、『鄭に備あり。冀ふ可からざるなり。之を攻むとも克たず、之を圍むとも繼がざらん。吾其れ還らん』と。滑を滅して還る。

齊の國莊子來聘す。(一四)郊勞より(一五)贈賄に至るまで、禮成りて之に加ふるに(一六)敏を以てす。臧文仲、公に言ひて曰く、『國子、政を爲し、齊猶ほ禮あり。君其れ朝せよ。臣之を聞く、有禮に服するは、社稷の衞なり』と。晉の原軫曰く、『秦、蹇叔に違ひて、貪を以て民を勤めしむ。天、我に(一七)奉ふるなり。奉ふるは失ふ可からず。敵は縱す可からず。敵を縱せば患生じ、天に違へば不祥なり。必ず秦の師を伐たん。』欒

【九】客館は秦の三大夫卽ち杞子、逢孫、楊孫の客館。束載は車に載する所の物を整束する也。兵は兵器。鄭公、秦戍の館を視させしに、兵備を嚴にせり。
【一〇】脯は乾肉。資は粢に通ず、稻餅なり。餼は生肉。牽は牛羊豕の未だ殺さゞる者。
【一一】原圃具囿は皆囿の名。
【一二】鄭の原圃は、秦の具囿と同じく、麋鹿の多き所なれば、其處より隨意に取りて行かれよ。
【一三】杞子、逢孫、楊孫、皆秦より來りて鄭に戍りしもの、皆不成効を知りて奔りし也。
【一四】郊勞は來るを迎ふる也。
【一五】贈賄は去るを送る也。
【一六】敏は事の宜しきに當る也。
【一七】奉は與ふる也。

【經】三十有三年、春王の二月、秦人、滑に入る。齊侯、國歸父をして來聘せしむ。夏四月辛巳、晉人、姜戎と、秦の師を殽に敗る。癸巳、晉の文公を葬る。狄、齊を侵す。公、邾を伐ち、訾婁を取る。秋、公子遂、師を帥ゐて邾を伐つ。晉人、狄を箕に敗る。冬十月、公、齊に如く。十有二月、公、齊より至る。乙巳、公、小寢に薨ず。隕霜、草を殺さず、李梅實る。晉人・陳人・鄭人、許を伐つ。

【傳】三十三年（周ノ襄王二十五年）春、秦の師、周の（王城ノ）北門を過ぐ。左右、冑を免いで下り、（一）超乘する者三百乘、王孫滿尚ほ幼し。之を觀て王に言ひて曰く、「秦の師、輕ふしくして禮なし。必ず敗れん。輕ふしければ則ち謀寡し。禮なければ則ち（二）脫す。險に入りて脫し、又謀ること能はずば、能く敗るゝこと無からんや」と。滑に及ぶ。鄭の商人弦高、將に周に市せんとす。之に遇ふ。（三）乘韋を以て牛十二に先だて、師を犒ふ。曰く、「寡君、吾子の將に師を步ませ敝邑に出でんとするを聞き、敢て從者を犒ふ。（四）不腆なる敝邑は、從者の（五）淹きが爲めに、居らば則ち一日の（六）積を具へ、行かば則ち（七）一夕の衞を備へんのみ」と。且つ（八）遽をし

【一】超乘は身を躍らして飛び乘る也。

【二】脫は疎略にして手ぬかりすること。

【三】乘韋は四枚のなめし革。先づ微物を贈るは禮也。

【四】不腆は厚からざる也。

【五】淹は淹留。

【六】積は芻米菜薪をいふ。

【七】客、明且を以て發行すれば、則ち主人、夜を守りて勞に代る。

【八】遽は傳車。弦高、秦の師を犒ひ、更に鄭君に秦來るを報す。

んとす。之を撃たば、大に捷たん』と。

(五)杞子、鄭より秦に告げしめて曰く、『鄭人、我をして其北門の(六)管を掌らしむ。若し師を潜めて以て來らば、國、得べし』と。穆公、これを(七)蹇叔に訪ふ。蹇叔曰く、『師を勞れしめて以て遠きを襲ふは、聞く所に非ざるなり。師勞れ力竭き、遠主之に備へば、乃ち不可なること無からんや。師、爲す所を知らば、鄭も亦これを知らん。(八)勤めて所なくば、必ず悖心あらん。且つ行くこと千里、其れ誰か知らざらんや』と。公、(九)焉を辭す。

(一〇)孟明・(一一)西乞・(一二)白乙を召して、師を東門の外に出さしむ。蹇叔、之を哭して曰く、『孟子、吾、師の出づるを見て其入るを見じ』と。公、之に謂はしめて曰く、『爾、何をか知らん。(一三)中壽ならば、爾が墓の木は拱となれるならんに』と。蹇叔の子、師に與る。哭して之を送りて曰く、『晉人、師を禦がば、必ず殽に於てせん。殽に(一四)二陵あり。其南陵は(一五)夏后皐の墓なり。其北陵は文王の風雨を辟けし所なり。必ず是の間に死せん。余、爾の骨を收めん』と。秦の師遂に東す。

【五】杞子は秦の大夫、時に鄭を戍りてあり。
【六】管は鍵、卽ちかぎなり。
【七】秦の大夫。
【八】師勞れ力つきて、用ゐる所なくば、必ず狂悖の心起るに至らん。
【九】秦穆公、蹇叔の諫を受けざるなり。
【一〇】百里孟明視。
【一一】西乞術。
【一二】白乙丙。
【一三】中壽は五六十歳をいふ。是の時蹇叔蓋し八九十歳なりしならん。拱は一と抱へ。死に損ひ奴、何をか知らんと云ふ意。
【一四】陵は大阜。
【一五】夏桀の祖父。

予が『(一二)享を奪ふ』と曰ふとみる。公、命じて相を祀らしむ。甯武子可かずして曰く、『鬼神は其族類に非ざれば其祀を(一三)歆けず、(一四)杞・鄫、何をか事とせん。相の此に享られざるは久し。衛の罪に非ざるなり。以て成王・周公の(一五)命祀を(一六)問す可からず。請ふ(一七)祀命を改めん』と。

鄭の洩駕、(一八)公子瑕を惡む。鄭伯も亦之を惡む。故に公子瑕、出でゝ楚に奔る。

【經】三十有二年、春王の正月。夏四月己丑、鄭伯捷卒す。衛人、狄を侵す。秋、衛人、狄と盟ふ。冬十有二月己卯、晉侯重耳卒す。

【傳】三十二年(周ノ襄王二十四年)春、楚の鬭章、平ぎを晉に請ふ。晉の陽處父、之に報ゆ。晉楚始めて通ずるなり。

夏、狄、亂あり。衛人、狄を侵す。狄、平ぎを請ふ。秋、衛人、狄と盟ふ。

冬、晉の文公卒す。庚辰、將に曲沃に(一)殯せんとす。絳を出づるとき、柩に聲あり、牛(ノ呴ユル聲)の如し。卜偃、大夫をして(二)拜せしめて曰く、『君、(三)大事を命ずるなり。(四)將に西師の我を過軼するあら

【一二】享は祭なり。
【一三】歆は饗くる也。
【一四】杞鄫は夏の後なれば、當に相を祭るべし。
【一五】諸侯命を受けて常に祀るべきもの。
【一六】問は犯す也。
【一七】祀命は相を祀るの命。
【一八】公子瑕は鄭の文公の子。

【一】殯は尸を棺に斂めて西序に置くなり。
【二】拜は命を受くる也。
【三】大事は戎事なり。卜偃、秦より秦の密謀を聞く。故に柩聲に因りて以て衆心を鼓勵する也。
【四】秦との軍あらんといふなり。

を圍む。十有二月、衞、帝丘に遷る。

傳 三十一年(周ノ襄王二十三年)春、濟西の地を取るは、曹の地を分つなり。臧文仲をして往かしむ。(一)重の館に宿る。重の館人告げて曰く、『晉、新に諸侯を得たり。必ず其(二)共を親しまん。速かに行かずんば、將に及ぶこと無からんとす』と。之に從ふ。曹の地を分つこと洮より以南、東、濟に傅り、曹の地を盡くせり。(三)襄仲、晉に如くは、曹の田のことを拜するなり。

夏四月、四たび(四)郊を卜す。(五)從はず。乃ち牲を免つは、禮に非ざるなり。猶ほ(六)三望するも、亦、禮に非ざるなり。禮に、(七)常祀を卜せずして、其牲と日とを卜す。(八)牛、日を卜すれば、牲と曰ふ。牲、成りて郊を卜するは、上の怠慢なり。(九)望は郊の細なり、郊せざるときは亦望すること無くして可なり。

秋、晉、清原に蒐し、五軍を作り、以て狄を禦ぐ。趙衰、卿と爲る。

冬、狄、衞を圍む。(一〇)衞、帝丘に遷る。卜するに曰く、『三百年』と。衞の成公、夢に、康叔『(一一)相、

【一】重は魯の地。
【二】共は恭順なる者。
【三】襄仲は公子遂。
【四】郊は郊祀、天を祭る也。
【五】不吉なり。
【六】三望は海と岱山と淮水とを祭る也。望は祭の名、其地に至らずして遙に其地を望みて祭る也。
【七】郊は常祀。
【八】吉日を得れば、牛、名を改めて牲と曰ふなり。
【九】望祭は郊祭を行ふ時に行ふものにて、望祭のみを行ふべきに非ず。細は副の義。
【一〇】狄人を避くる也。
【一一】相は夏后啓の孫、帝丘に居りき。

秦伯說ぶ。鄭人と盟ひ、(二三)杞子・逢孫・揚孫をして之を戍らしめて、乃ち還る。(晉ノ)子犯、(二四)之を擊たんと請ふ。公曰く、「不可なり。(二五)夫の人の力微かりせば、此に及ばざらん。人の力に因りしに、之を敝るは不仁なり。(二六)其の與する所を失ふは不知なり。亂を以て整に易ふるは不武なり。吾其れ還らん」と。(晉侯)亦、之を去る。初め鄭の(二七)公子蘭、出でゝ晉に奔り、晉侯に從ひ鄭を伐つ。鄭を圍むに與ること無からんと請ふ。之を許し命を(二八)東に待たしむ。鄭の(二九)石甲父・侯宣多、逆へて以て大子と爲し、以て成ぎを晉に求む。晉人、之を許す。

冬、王、周公閱をして來聘せしむ。饗するに(三〇)昌歜白黑形鹽あり。(三一)辭して曰く、「國君、文昭かにするに足り、武畏る可きときは、則ち、備物の饗ありて、以て其德に象り、五味を薦め、嘉穀を羞め、鹽虎・形ありて、以て其功を獻はすなり。吾何を以てか之に堪へん」と。

東門の襄仲、將に周に聘せんとし、(三二)遂に初めて晉に聘す。

【經】三十有一年、春、濟西の田を取る。公子遂、晉に如く。夏四月、四たび郊をトす。從はず。乃ち牲を免つ。猶は三望す。秋七月。冬、杞の伯姬來りて婦を求む。狄、衞

【二三】三子は秦の大夫。
【二四】之は秦をさす。
【二五】夫の人は秦の穆公をさす。
【二六】今之を擊たば、則ち與國を失はん。
【二七】後の鄭の穆公。
【二八】東は晉の東界。
【二九】二人は鄭の大夫。
【三〇】昌歜は菖蒲のひたしもの、白は熬稻、黑は熬黍。形鹽は虎に象りたる鹽。
【三一】周公、辭せしなり。
【三二】公、卽位の後、始めて晉に聘する也。

ば、師必ず退かん』と。公、之に從ふ。辭して曰く、『臣の壯なりしや、猶ほ人に如かざりき。今老いたり、能く爲すこと無きなり。』公曰く、『吾、早く子を用ゐること能はず、今、急ありて子を求むるは、是れ寡人の過なり、然れども、鄭亡びば子も亦不利あらん』と。(一二)之を許す。夜(一三)縋して出づ。秦伯に見えて曰く、『秦・晉、鄭を圍む。鄭既に亡びんことを知れり。若し鄭を亡ぼして君に益あらば、敢て以て(一四)執事を煩はさんや。國を越えて以て遠を(一五)鄙にするは、君も其難きを知らん。焉ぞ鄭を亡ぼし、以て(一六)鄰を陪すことを用ゐん。鄰の厚きは君の薄きなり。若し鄭を舍きて以て東道の主となし、(一七)行李の往來に其乏困に共せしめば、君も亦、害ある所なけん。且つ君嘗て(一八)晉に賜を爲せり。君に(一九)焦瑕を許して、(二〇)朝に(河)濟りて夕に版を設けしは、君の知る所也。(二一)其れ晉は何の厭くことか之あらん。(二二)既に東、鄭を封せば、又其西封を肆べんと欲せん。若し秦を闕かずんば、將た焉くにか之を取らん。秦を闕きて以て晉を利せんこと、唯だ君之を圖れ』と。

【一一】燭之武は鄭の大夫。
【一二】燭之武、辭退せしかど遂に許諾せしなり。
【一三】縋は繩梯子にすがる也。
【一四】執事は秦を云ふ。
【一五】鄙は邊邑。
【一六】鄰は晉をいふ。
【一七】行李は使人を云ふ。
【一八】晉は惠公をいふ。
【一九】焦瑕は晉の河外の五城の二邑。
【二〇】版は版築なり。晉君國に入るや、直に城を築きて秦に背きしを云ふ。
【二一】晉は決して滿足すること無きをいふ。
【二二】東方に於て鄭を亡して其地を己の疆内に入るれば、又西方に向つて其封疆を廣めんと欲せん。晉の西は秦なれば、秦を舍きては、更に取る可き所なからん。

【經】三十年、春王の正月。夏、狄、齊を侵す。秋、衞、其大夫元咺と公子瑕とを殺す。衞侯・鄭、衞に歸る。晉人・秦人、鄭を圍む。介人、蕭を侵す。冬、天王、宰周公をして來聘せしむ。公子遂、京師に如き、遂に晉に如く。

【傳】三十年（周ノ襄王二十二年）春、晉人、鄭を侵し、以て其攻む可きか否かを觀る。狄、晉の・鄭の虞あるを間ふや、夏、狄、（一）齊を侵す。

晉侯、醫衍をして衞侯を（二）酖せしむ。甯俞、醫に貨ひ、其酖を薄くせしむ。死なず。（三）公、（四）之が爲めに請ひ、玉を王と晉侯とに納る、皆、（五）十瑴づゝなり。王、之を許す。秋、乃ち衞侯を釋す。衞侯、周歂・冶廑に賂はしめて曰く、『苟も能く我を納れば、吾、爾をして卿たらしめん』と。周・冶、元咺と子適・（六）子儀とを殺す。（七）公、入りて先君を祀る。周・冶、既に（卿ノ）服し、將に命せられんとす。周歂・先づ入る。（八）門に及び、疾に遇ひて死す。（九）冶廑、卿を辭す。

九月甲午、晉侯・秦伯、鄭を圍むは、其の晉に禮なく、且た楚に貳あるを以てなり。晉、函陵に軍し、秦、氾南に軍す。（一〇）佚之狐、鄭伯に言ひて曰く、『國危し。若し（一一）燭之武をして秦君に見えしめ

【一】齊は晉の與國なればなり。
【二】酖は毒殺なり。
【三】公は僖公。
【四】之は衞公をさす。
【五】雙玉を[illegible]と云ふ。
【六】子儀は瑕の同母弟。
【七】公は衞侯。
【八】門は廟門。
【九】周歂の死せしを見て懼れたるなり。
【一〇】佚之狐は鄭の大夫。

晉侯、(二四七)三行を作りて以て狄を禦ぐ。荀林父、中行に將たり。屠擊、右行に將たり。先蔑、左行に將たり。

【經】二十有九年春、介の葛盧來る。公、許を圍むより至る。夏六月、王人・晉人・齊人・陳人・蔡人・秦人に會して、翟泉に盟ふ。秋、大に雹ふる。冬、介の葛盧來る。

【傳】二十九年(周ノ襄王二十一年)春、(一)介の葛盧來朝し、(二)昌衍の上に舍る。公、會に在り、之に芻米を饋る。禮なり。

夏、公、王子虎・晉の狐偃・宋の公孫固・齊の國歸父・陳の轅濤塗・秦の小子憖に會し、(三)翟泉に盟ふ。踐土の盟を尋め、且つ、鄭を伐たんことを謀るなり。卿をば書せざるは、之を罪するなり。禮に在りては、卿は公侯に會せず、伯子男に會するは可なり。

秋、大に雹ふるは、災を爲すなり。

冬、介の葛盧來る。未だ公に見えざるを以ての故に、復た來朝す。之を禮して(四)燕好を加ふ。介の葛盧、牛鳴を聞きて曰く、『是れ三犧を生み、皆(五)用ゐられたり、其(六)音に云へり』と。之を問へば信なり。

【二四七】三行は三軍なり。
【一】介は東夷の國。
【二】昌衍は魯の地。
【三】地名。
【四】燕は宴禮、好は引出物。
【五】祭の犧牲に用ひられたるを云ふ。
【六】音は牛の鳴く聲をいふ。

て之を免す。衞侯を執へて之を京師に歸り、之を（一三七）深室に寘く。甯子、（一三八）槖饘を納るゝことを職る。元咺、衞に歸りて、（一三九）公子瑕を立つ。是會や、晉侯、王を召び、諸侯を以て見ゆ。且た王をして狩せしむ。仲尼曰く、『臣を以て君を召ぶは以て訓とす可からず』と。故に書して、『天王、河陽に狩す』と曰ふは、其地に非ざるを言ふなり。且つ（晉ノ）德を明かにせんとなり。

壬申、（一四〇）公、王の所に朝す。

丁丑、諸侯、許を圍む。晉侯・疾あり。曹伯の（一四一）豎侯獳、（晉ノ）筮史に貨ひ、曰はしむらく、『（一四二）曹を以て解と爲よ。齊の桓公は會を爲して（一四三）異姓を封せり。今、君は會を爲して同姓を滅す。曹の叔振鐸は（一四四）文の昭なり。（晉ノ）先君唐叔は（一四五）武の穆なり。且つ諸侯を合はせて兄弟を滅すは、禮に非ざるなり。衞と與偕に命じて、（一四六）與偕に復せざるは、信に非ざる也。罪を同じくして罰を異にするは、刑に非ざる也。禮以て義を行ひ、信以て禮を守り、刑以て邪を正す。此三者を舍てば、君將た之を如何にせん』と。公說び、曹伯を復し、遂に諸侯を會して、許を圍む。

【一三七】深室は幽深の室。
【一三八】槖は衣嚢、饘はかたきかゆ。
【一三九】公子瑕は衞の公子適。
【一四〇】公は僖公。
【一四一】豎は小臣。
【一四二】解は解釋なり。晉侯の疾を得たるは、曹を滅したるによりて、曹の先君、祟を爲したるなりと解釋して曰はしむる也。
【一四三】異姓は邢衞をいふ。
【一四四】文は文王。
【一四五】武は武王。
【一四六】衞を復して曹を復せず。

で、晉に走る。

城濮の戰に、晉の中軍、(二二四)澤に風ふき、大旆と左旃とを亡ひ、祁瞞、(二二五)命を奸す。司馬、之を殺し、以て諸侯に狥へ、茅筏をして之に代らしめき。師還る。壬午、河を濟る。舟之僑、先づ歸る。士會、(二二六)右を攝す。秋七月丙申、振旅し、(二二七)凱して晉に入る。(二二八)俘を獻じ馘を授け、(二二九)飮至して大に賞す。(諸侯ノ)會を徵して貳を討ぜんとす。舟之僑を殺し以て國に徇ふ。民是に於て大に服す。君子謂へらく、『文公其れ能く刑せり。(二三〇)三罪して民服せり。(二三一)詩に曰く「此中國を惠み、以て四方を綏んず」と。賞刑を失はざるを謂ふなり』と。

冬、溫に會す。不服を討ずるなり。(二三二)衞侯、元咺と訟ふ。甯武子、(二三三)輔と爲り、(二三四)鍼莊子、坐と爲り、士榮、(二三五)大士と爲る。(二三六)衞侯、勝たず。士榮を殺し、鍼莊子を刖り、甯兪を忠なりと謂ひ

【二二四】澤中にて卒に大風に遇ひ、大旆と左旃とを風に吹き飛ばさる。大旆は中軍元帥の牙旗。旃も旗の名、二旗ありて左右を叙す。
【二二五】軍令を犯す。
【二二六】權りに舟之僑に代りたるなり。
【二二七】凱は軍勝の樂。
【二二八】楚の俘を廟に獻ずるなり。
【二二九】飮至は酒を廟廷に飮み、至るを告ぐる也。
【二三〇】三罪は顚頡、祁瞞、舟之僑。
【二三一】大雅民勞の篇。
【二三二】叔武を殺したることを爭ふなり。
【二三三】衞侯の爲めに禮を相くる也。
【二三四】衞侯、自ら訟庭に出でず、鍼莊子を以て坐獄の主、即ち訴訟の代理人と爲ししなり。
【二三五】大士は訟廷にて往々辯論して晉の獄官と對理するもの。即ち今の辯護士の如し。
【二三六】三子、辭屈す。

(二一)甯武子、衞人と宛濮に盟ひて曰く、『天、衞國に禍し、(二二)君臣協はずして、以て此憂に及べり。今、天、(二三)其衷を誘きて、皆心を降して以て相從はしむ。(二四)居る者あらずんば、誰か社稷を守らん。行く者あらずんば、誰か牧圉を扞がん。不協の故に、用て昭かに盟を爾の大神に乞ひて、(二五)以て天衷を誘く。今日より以往、既に盟ふの後、行く者は(二六)其力を保つ無く、居る者は其罪を懼るゝ無かれ。此盟に渝るあらば、以て相及ぼし、明神・先君、是れ糾し是れ殛せん』と。國人、此盟を聞くや、而して後、貳せず。(二七)衞侯、期に先だちて入る。甯子先だつ。(二八)長牂、門を守りて、使なりと以爲ひ、之と與に乘りて入る。(二九)公子歂犬・華仲、前驅す。叔武、將に沐せんとす。君至ると聞き、喜びて髮を捉りて走り出づ。前驅、射て(三〇)之を殺す。公、其の罪なきを知り、之を(我)股に枕せしめて、之を哭す。(三一)歂犬走りて出づ、(三二)公、之を殺さしむ。(三三)元咺、出

【二一】甯武子は甯兪。
【二二】衞侯は楚に與せんと欲し、國人は欲せざりしを云ふ。
【二三】其中心を誘導す。
【二四】牛に牧と曰ひ、馬に圉と曰ふ。扞は衞る也。居者行者共に君に忠なるを云ふ。
【二五】天、衞人の中心を開誘し、今、衞人、心を同じくして神に盟ふ。又以て天の中心を感動開誘し、禍を衞に降さゞらしむ。
【二六】其力を保つとは其功に誇るなり。
【二七】叔武を信ぜざるなり。
【二八】長牂は衞の大夫。
【二九】二人は衞の大夫。
【三〇】之は叔武をさす。
【三一】歂犬、自ら叔武を殺したる爲、逃げ出でしなり。
【三二】初め公、叔武を信ぜず、故に歂犬も亦之を射る、既にして之を殺し、以て人に說く。
【三三】元咺、衞侯の叔武を殺したるを以て、晉に至りて之を愬ふるなり。

致さず。(一〇一)大心と(一〇二)子西と、(一〇三)榮黄をして諫めしむ。聽かず。榮季曰く、『死することをだも國に利あらば、猶ほ之を爲すこと或り。況や瓊玉をや。是れ糞土(ノ如キ)なり。而るに以て師を濟す可くば、將た何ぞ愛まん』と。聽かず。(榮季)出で、二子に告げて曰く、『神の令尹を敗るに非ず。令尹其れ民に勤めずして、實に自ら敗るなり』と。既に敗れぬ。

王、之に謂はしめて曰く、『大夫若し入らば、(一〇四)其申・息の老を若何にせん。』子西・孫伯(王ノ使者ニ答ヘテ)曰く、『得臣將に死せんとせしを、二臣之を止めて、「(一〇五)君其れ將に以て戮を爲さんとす」と曰ひき』と。(一〇六)連穀に及びて死す。晉侯之を聞きて後の喜知る可きなり。曰く、『余を毒すること莫からんのみ。(一〇七)蔿呂臣、實に令尹たらんとも、己を奉ずるのみ、民には在らじ』と。

或るひと元咺を衞侯に訴へて曰く、『叔武を立つ』と。(一〇八)其子・角、(一〇九)公に從ふ。公、之を殺さしむ。(一一〇)咺、命を廢せず、夷叔を奉じて以て入り守れり。六月、晉人、(叔武ガ既ニ盟ヲ踐土ニ受ケシヲ以テ)衞侯を復す。

【一〇一】大心は子玉の子孫伯。
【一〇二】子西は子玉の族。
【一〇三】榮黄は榮季。
【一〇四】申息二邑の子弟、皆、此役に死す、何を以て其父老に見えんと也。
【一〇五】子玉をして王の戮に就かしめんと欲する也。
【一〇六】連穀は楚の地。連穀に至りて、王、赦命無し、故に自殺す。
【一〇七】叔伯、曾て子玉を令尹に任へずと曰ひき、その叔伯即ち蔿呂臣たとひ令尹となるとも、唯身を守らんのみ。何等の野心なし。
【一〇八】其子は元咺の子。
【一〇九】公は衞侯。
【一一〇】夷叔は叔武也、夷は謚。衞侯、元咺の子角を殺さしめしも、咺は君命をすてず、叔武を奉じて、國を守りしなり。

三百人を賜ひて曰く、『王、叔父に謂ふ。敬しみて王命に服し、以て(九二)四國を綏んじ、(九三)王慝を糾し逖けよ』と。晉侯、三たび辭して命に從ひて曰く、『重耳、敢て再拜稽首して天子の(九四)丕顯の(九五)休命を奉揚せん』と。策を受けて以て出づ。(九六)出入に三たび覲ゆ。衞侯、楚の師の敗を聞き、懼れて出で、楚に奔り、遂に陳に適き、(九七)元咺をして、叔武を奉じて以て盟を受けしむ。癸亥、王子虎、諸侯に王庭に盟ふ。要言して曰く、『皆、王室を獎けて、相害ふこと無かれ。此盟に渝ること有らば、明神、之を(九八)殛し、其師を墜し、克く國に祚すること無く、而の玄孫に及ぶまで、老幼あること無から俾めん』と。君子曰く、『此盟や信なり。「晉を謂へらく、『(晉ノ)是役に於けるや、能く徳を以て攻めたり』と。初め楚の子玉、自ら(九九)瓊弁・玉纓を爲り、未だ之を服せざりき。戰に先ち、夢みらく、河神己に謂ひて曰く、『余に畀へよ、余、女に(一〇〇)孟諸の麋を賜はん』と。

王を傳けたる例を用ひしなり。

【八四】醴は醴酒。

【八五】尹氏と王子虎の二人は王の卿士。

【八六】叔興父は大夫。

【八七】大輅は金輅、戎輅は戎車、各定まれる服あり。

【八八】彤は赤きなり。

【八九】玈は黑き也。

【九〇】黑黍にて釀せる香酒。

【九一】卣は瓶の如きもの、神に供するもの。

【九二】四國は四方の國。

【九三】王の恨怨する所をたゞし治めよ。

【九四】丕顯は大いに明かなる也。

【九五】休は美なり。

【九六】出入は、來るより去るまで、凡そ三たび王に見えしとなり。

【九七】元咺は衞の大夫。

【九八】殛は誅する也。

【九九】弁はかんむり、纓はかむりのひも。

【一〇〇】孟諸は宋の藪澤。

毛、（七一）二旆を設けて之を退く。欒枝、（七二）輿をして（七三）柴を曳きて僞り遁げしむ。楚の師、之に馳す。原軫・郤溱、中軍の（七四）公族を以て、横さまに之を擊つ。狐毛・狐偃、上軍を以て夾みて子西を攻む。楚の左師潰ゆ。楚の師敗績す。子玉、其卒を收めて止まる。故に敗れず。晉の師、三日館り（七五）穀し、癸酉に及びて還る。甲午、（七六）衡雍に至る。王宮を（七七）踐土に作る。（七八）役より鄉だつの三月、鄭伯、楚に如き其師を致しゝが、楚の師既に敗れしが爲めにして懼れ、（七九）子人旭をして成ぎを晉に行はしむ。晉の欒枝、入りて鄭伯に盟ふ。五月丙午、晉侯、鄭伯と、衡雍に盟ふ。丁未、楚の（八〇）俘を王に獻ず。（八一）駟介百乘。（八二）徒兵千。（八三）鄭伯、王を傅く。平の禮を用ゐるなり。己酉、王享して（八四）醴あり。晉侯に宥を命ず。王、（八五）尹氏と王子虎・內史（八六）叔輿父とに命じ、晉侯に策命して侯伯と爲す。之に（八七）大輅の服・戎輅の服・（八八）彤弓一・彤矢百・（八九）玈弓十・玈矢千・（九〇）秬鬯（九一）一卣・虎賁

【七一】楚の右師既に潰えたれども、子玉、子西の怒勢、火の如し。是に於て、狐毛、二旆を設けて、上軍の將と佐と共に退き走るまねして、以て子西を誘ふ也。

【七二】輿は厮役なり。

【七三】柴を曳きて塵を起し、詐りて衆走るまねする也。

【七四】公族は公の率ゐる所の軍。（

【七五】楚軍の穀を食ふこと三日なりしなり。

【七六】衡雍は鄭の地。

【七七】踐土は鄭の地。周の襄王、晉の戰勝を聞き、自ら往きて之を勞ふ、故に王宮を作るなり。

【七八】役は戰役。

【七九】子人は氏、旭は名。

【八〇】俘は、とりこ。

【八一】駟介は駟馬の甲を被りたる也。

【八二】徒兵は步卒。

【八三】文公が楚の俘を獻ずるに當り、鄭伯、襄王の傅相と爲りて、其儀式を執行せり。特に鄭伯を傅相とせしは、昔晉の文侯仇が戎に捷ちて功を獻ぜしとき、鄭の武公、周の平

じ」と。晉侯、楚子と(五六)搏し、楚子、己を伏せて其腦を(五七)盬ふと夢みる。是を以て懼る。子犯曰く、『吉なり。(五八)我は天を得て、楚は其罪に伏す。吾且た之を柔にせり』と。子玉、(五九)鬭勃をして戰はんと請はしめて曰く、『請ふ君の士と戲れん。君、軾に馮りて之を觀よ。(六〇)得臣も與りて目を寓せん』と。晉侯、欒枝をして對へしめて曰く、『寡君、命を聞けり。楚君の惠、未だ之を敢て忘れず。是を以て(六一)此に在り。(六二)大夫の爲めにも退きたり。其れ敢て君に當らんや。既に命を獲ざれば、(六三)敢て大夫を煩はす。二三子に謂ふ。爾の車乘を戒め、爾の君事を敬せよ。詰朝將に相見んとす』と。晉の車七百乘、(六四)韅靷鞅靽せり。晉侯、(六五)有莘の(六六)虛に登り以て師を觀て曰く、『少長、禮あり。其れ用ゐる可し』と。遂に(六七)其木を伐りて以て其兵を益す。己巳、晉の師、莘の北に陳す。胥臣、下軍の佐を以て陳・蔡に當る。子玉、若敖の六卒を以て中軍に將たり。曰く、『今日、必ず晉を無くせん』と。(六八)子西、左に將たり。(六九)子上、右に將たり。胥臣、馬に蒙らするに虎皮を以てし、先づ(七〇)陳・蔡を犯す。陳・蔡奔り、楚の右師潰ゆ。狐

【六一】三舍を退きしをいふ。
【六二】大夫の爲めにすら且つ退けり。況や敢て楚の君に當らんや。大夫は子玉をさす。下同じ。
【六三】將に戰はんとするを言ふ也。
【六四】背に在るを韅、胷に在るを靷、腹に在るを鞅、後に在るを靽と曰ふ、駕乘の脩備せるを云ふ。
【六五】有莘は古の國名。
【六六】虛は墟。
【六七】木を伐つて攻戰の具を益すなり。
【六八】鬭宜申。
【六九】鬭勃。
【七〇】陳蔡は楚の右師に屬す。

て楚は直く、(四五)其衆素より飽く。老いたりと謂ふ可からず。我退きて楚還らば、我將た何をか求めん。若し其れ還らずば、君退きて臣犯すなり。(四六)曲、彼に在り』と。退くこと三舍。楚の衆、止まらんと欲す。子玉可かず。

夏四月戊辰、晉侯・宋公・齊の國歸父・崔夭・秦の小子憖、(四七)城濮に次る。楚の師、(四八)酅を背にして舍す。晉侯、之を患ふ。(四九)輿人の(五〇)誦を聽くに、曰く、『(五一)原田每每たり。其舊を舍めて新是れ謀れ』と。公、焉を疑ふ。子犯曰く、『戰はん。戰ひて捷たば、必ず諸侯を得ん。若し其れ捷たずとも、(五二)山河を表裏にすれば、必ず害無けん。』公曰く、『楚の惠を若何にせん。』(五三)欒貞子曰く、『(五四)漢陽の諸姬、楚・實に(五五)之を盡くせり。小惠を思うて大恥を忘れんや。戰ふに如か

【四四】亢は抗なり、人を扞禦する、之を亢と謂ひ、人の爲めに扞禦する、亦之を亢と謂ふ。其は楚を指す。楚の讎は卽ち宋なり。其讎を亢すとは、楚は宋を攻め、晉、之が爲めに扞蔽する也。

【四五】楚の兵、本より糧食豊足なり。

【四六】晉は君文公その主將たり、楚は臣子玉その主將たるに、晉退き楚犯すは曲なりと云ふなり。

【四七】衞の地。

【四八】酅は丘陵の名、險阻の地。

【四九】輿人は衆人。

【五〇】誦は歌誦。

【五一】高くして平かなるを原と曰ふ。時方に仲春にして、原や田に百草盛んに萌え出づ。宜しく舊根を拔きて、新に種を播くべし。之を戰事に解するは文公の心に在り、歌ふ者には深意無き也。

【五二】晉國は、河を外にし、山を內にし、堅固なるを云ふ。

【五三】欒貞子は欒枝。

【五四】漢水の北の姬姓の諸國。

【五五】盡く之を滅せるなり。

【五六】搏は手搏なり。

【五七】盬は啑ふ也。

【五八】晉侯は組み伏せられて上に向けり、故に天を得といふ。楚子は地に向けり、故に罪に伏せりと云ふ。腦は物を柔かにするものなり。

【五九】楚の大夫。

【六〇】得臣は子玉の名。

と。子犯曰く、『子玉は無禮なる哉。〔三六〕君には一を取らせ、臣にして二を取らんとす。〔三七〕失ふ可からざるなり』と。先軫曰く、『子、之を與せ。人を定むる、之を禮と謂ふ。楚は一言にして三國を定め、我は一言にして之を亡さば、我則ち禮無きなり。何を以てか戰はん。楚の言を許さゞるは、是れ宋を棄つる也。救うて而も之を棄てば、〔三八〕諸侯に何とか謂はん。楚には〔三九〕三施あり。我には三怨あり。怨讎已に多からば、將た何を以て戰はん。如かず、私に曹衞を復するを許し、以て〔四〇〕之を攜ち、宛春を執へて以て楚を怒らせ、〔四一〕既に戰ひて後に之を圖らんには』と。公說ぶ。乃ち宛春を衞に拘へ、且つ私に、曹・衞を復するを許す。曹・衞、絕を楚に告ぐ。子玉怒り、晉の師を從ふ。晉の師退く。軍吏曰く、『君を以て臣を辟くるは辱なり。且つ楚の師〔四二〕老いたり。何の故に退く。』子犯曰く、『師は直を壯と爲し、曲を老と爲す。豈に久しきに在らんや。楚の惠微りせば此に及ばじ。〔四三〕三舍を退きて之を辟くるは、報ゆる所以なり。惠に背き言を食み、以て〔四四〕其讎を亢せば、我は曲り

【三六】晉侯文公には宋の圍を釋くの一ヶ條にして、楚の臣子玉には、衞を復し曹を封ずるの二ヶ條を以てするを云ふ。

【三七】伐つべきを云ふ。

【三八】言の以て諸侯に應ずべき無きをいふ。

【三九】一言にして宋衞曹三國を定むるは是れ三施なり。一言にして之を亡ぼすは、是れ三怨なり。

【四〇】攜は離なり。曹衞をして楚と離れ絕たしむるなり。

【四一】先づ私に國を復するを許して置き、既に戰うて勝負を決して、而る後、曹衞を復すると復せざるとの處分を決すべし。

【四二】久く外に在るをいふ。

【四三】晉君曾て楚に漂泊せしことあり。當時三舍を避くる約ありし也。

衞を愛すれば、必ず許さゞらん。賂を喜び頑を怒らば、能く戰ふこと無からんや』と。公說ぶ。曹伯を執へ、曹・衞の田を分ち、以て宋人に畀ふ。

楚子、(二七)入りて申に居り、申叔をして穀を去らしめ、子玉をして宋を去らしむ。曰く、『(二八)晉の師を從ふこと無かれ。晉侯、外に在ること十九年、而して果して晉國を得たり。險阻艱難、備に之を嘗めたり。民の情僞、盡く之を知れり。(二九)天、之に年を假して、(三〇)其害を除けり。天の置く所、其れ廢す可けんや。(三一)軍志に曰く「(三二)允當すれば則ち歸る」と。又曰く、「難きを知りて退く」と。又曰く、「有德には敵す可からず」と。此三志は、晉を謂ふなり』と。子玉、(三三)伯棼をして戰はんと請はしめて曰く、『敢て必ずしも功を有たんとには非ず。願はくは以て(三四)讒慝の口を間執せん』と。王怒る。少しく之に師を與ふ。唯だ(三五)西廣・東宮と、若敖の六卒と、實に之に從ふ。子玉、宛春をして晉の師に告げしめて曰く、『請ふ衞侯を復して曹を封せよ。臣も亦宋の圍を釋かん』

【二七】申は方城の内に在り、故に入ると云ふ。
【二八】晉の師を從うて之と爭ひ戰ふこと無かれ。
【二九】其の身を奔竄の中に保てるをいふ。
【三〇】惠懷呂郤を除くをいふ。
【三一】兵書。
【三二】允當は彼此勢力相敵し必ずしも勝つ可からざるなり。
【三三】伯棼は子越椒。
【三四】間執は塞ぐ也。曾て蔿賈が子玉は三百乘を以て歸るを得ざらんといひしが如き口を塞がんとなり。
【三五】西廣は、楚に左右廣の軍あり、その右廣なり。大子に宮甲あり。若敖は楚の武王の祖父、鄀に葬らる、これ子玉の祖なり、六卒は子玉が宗人の兵六百人なり。師を悉くして益さゞりしを言ふ也。

す。報ゆるに於て何か有らん』と。僖負羈氏を爇く。魏犨、胷に傷つく。公、之を殺さんと欲すれども、其(二一)材を愛す。問はしめ且つ之を視しめ、病まば將に之を殺さんとす。魏犨、胷を束ね使者に見えて曰く、『君の(二二)靈を以てしては、(二三)寧んずることあらず』と。(二四)距躍して三たび百ち、曲踊して三たび百つ。乃ち之を舍す。顚頡を殺し、以て師に徇へ、舟之僑を立てて以て戎右と爲す。

宋人、(二五)門尹般をして晉の師に如きて急を告げしむ。公曰く、『宋人、急を告ぐ。之を舍かば則ち(晉ト)絕えん。楚に告ぐとも許さざらん。我戰はんと欲すれども、齊・秦・未だ可かず。之を如何にせん。』先軫曰く、『(二六)宋をして我を舍てゝ齊・秦に賂ひ、之を藉りて楚に告げしめ、我は曹君を執へて、曹・衞の田を分ち以て宋人に賜はん。楚、曹・

出し、晉人に歸したるなり。

【一七】曹人の恐るゝに乘ずるなり。

【一八】軒は大夫の車。

【一九】今我の來れるは曹侯が親んと欲せし吾が駢脅の形狀を獻じ示さん爲めなり。

【二〇】文公曾て曹に過りて、僖負羈より餐璧の施を受けたり。

【二一】材は材力。

【二二】靈は威靈。

【二三】安臥して床に在るを得ず。

【二四】距躍は跳りて前に向ふ也。曲踊は身を囘して拳跳する也。百は拍なり、拍は搏つなり。三たび百つとは、手を以て搏擊の勢を爲すこと、三度なるをいふ。距躍、曲踊は其足の勢なり、三たび百つは、其手の勢なり。

【二五】宋の大夫。

【二六】宋をして我を舍てゝ齊と秦とに賂ひ、齊と秦とをして宋の圍を解かんことを楚に請はしめ、而して一面に於て、我は曹君を執へて、曹衞の田を分ちて以て宋人に賜はゞ、剛愎なる楚の子玉は必ず齊と秦との請を許さゞらん。齊と秦との二國は、宋より賂を得たるを喜び、楚の剛頑にして其請を許さゞるを怒り、必ず晉と與に楚と戰ふに至るべし。

二月、晉の郤縠・卒す。(三)原軫、中軍に將たり。(四)胥臣、下軍に佐たり。德を上ぶなり。晉侯・齊侯、(五)斂盂に盟ふ。衞侯、盟を請ふ。晉人・許さず。衞侯、楚に與せんと欲す。國人・欲せず、故に其君を出して以て晉に(六)說く。衞侯・出で、(七)襄牛に居る。(八)公子買、衞を戍る。楚人、衞を救ひて、克たず。公、晉に懼れ、(九)子叢を殺し以て焉に說く。(詐リテ)楚人に謂へらく、『(一〇)戍を卒へざるなり』と。

晉侯、曹を圍む。(一一)門をせめて多く死す。曹人、(一二)これを城上に尸す。晉侯、之を患ふ。(一三)輿人の誦を聽くに、『(一四)墓に舍せよ』と稱す。晉の師(曹ノ墓ニ)遷る。曹人(一五)兇兇として懼れ、(一六)其の得る所の者の棺を爲して之を出す。(一七)其兇たるに因りて、而して之を攻め、三月丙午、曹に入る。之を數むるに、其の僖負羈を用ゐざると、(德ナクシテ)(一八)軒に乘る者三百人なるとを以てす。且つ曰く、『(一九)狀を獻ず』と。令して僖負羈の宮に入ること無からしめ、其族を免す。(二〇)施に報ゆるなり。魏犨・顚頡・怒りて曰く、『(吾等ガ出亡ニ從ヘルノ)勞をば之れ圖ら

【三】原軫は先軫。
【四】胥臣は司空季子。
【五】衞の地。
【六】說は、言譯する也。
【七】衞の地。
【八】魯は楚に與して、大夫公子買をして衞を戍らしめしなり。
【九】子叢は買の子。
【一〇】戍の事を終へずして歸るが故に、殺したるなりと。
【一一】門は曹の城門を攻むる也。
【一二】これは晉の死人をさす。
【一三】輿人は衆人なり。
【一四】墓に舍すとは、塚を發かんとするをいふ。
【一五】兇兇は恐ろゝ貌。
【一六】其の得たる所の晉人を尸したるを棺に納めて、門外に

る後に之を用ひ、(二九)穀の戍を出し、宋の圍を釋けり。(三〇)一戰して霸たりしは、(三一)文の教ありければなり。

【經】二十有八年、春、晉侯、曹を侵す。晉侯、衞を伐つ。公子買、衞を戍る。戍を卒へず。之を刺す。楚人、衞を救ふ。三月丙午、晉侯、曹に入り、曹伯を執へ、宋人に畀ふ。夏四月己巳、晉侯・齊の師・宋の師・秦の師、楚人と、城濮に戰ふ。楚の師、敗績す。楚、其大夫得臣を殺す。衞侯・出で丶楚に奔る。五月癸丑、公、晉侯・齊侯・宋公・蔡侯・鄭伯・衞子・莒子に會して、踐土に盟ふ。陳侯、會に如く。公、王の所に朝す。六月、衞侯鄭、楚より衞に復歸す。衞の元咺、出で丶晉に奔る。陳侯款・卒す。秋、杞の伯姬・來る。公子遂、齊に如く。冬、公、晉侯・齊侯・宋公・蔡侯・鄭伯・陳子・莒子・邾子・秦人に溫に會す。天王、河陽に狩す。壬申、公、王の所に朝す。晉人、衞侯を執へ、之を京師に歸る。衞の元咺、晉より衞に復歸す。諸侯、遂に許を圍む。曹伯襄、曹に復歸す。遂に、諸侯の許を圍むに會す。

【傳】二十八年(周ノ襄王二十年)春、晉侯、將に曹を伐たんとす。(一)道を衞に假る。衞人、許さず。還りて南河より濟る。曹を侵し、衞を伐つ。正月戊申、(二)五鹿を取る。

(二九) 晉の文公を恐れて、楚子、申叔をして穀を去らしめ、子玉をして宋を去らしめたり。
(三〇) 一戰は明年の城濮の戰をいふ。
(三一) 文公が義信禮を示し、民を教へしの功なるをいふ。
(一) 曹は衞の東に在るが故なり。
(二) 五鹿は衞の地。

德義は利の本なり。夏書に曰く、「(一八)賦納するに言を以てし、明試するに功を以てし、車服は庸を以てす」と、君、其れ之を試みよ』と。乃ち郤縠をして中軍に將たらしむ。郤溱、之に佐たり。狐偃をして上軍に將たらしむ。(一九)狐毛に讓りて之に佐たり。趙衰に命じて卿たらしむ。(二〇)欒枝・先軫に讓る。欒枝をして下軍に將たらしむ。先軫之に佐たり。

(二一)荀林父、戎に御たり。魏犫、右たり。(二二)晉侯、始めて入りて、其民を敎ふること二年、之を用ゐんと欲す。子犯曰く、『民、未だ義を知らず、未だ其居に安んぜず』と。是に於てか、出で〻襄王を定め、入りて民を利するを務む。民、生を懷んず。將に之を用ゐんとす。子犯曰く、『(二三)民、未だ信を知らず、未だ其用を宣かにせず』と。是に於てか、(二四)原を伐ちて以て之に信を示す。(二五)民の資を易ふる者、豐を求めず、(二六)明かに其辭を徵す。公曰く、『可なりや。』子犯曰く、『民、未だ禮を知らず、未だ其(二七)恭を生ぜず』と。是に於てか、大蒐して以て之に禮を示し、(二八)執秩を作り以て其官を正しくす。民の聽くこと惑はず。而

【一八】賦は敷なり。人をして言を敷陳せしめ、敷陳したる言に就きて之を事功に試み、車服を賜うて以て其勞に報ゆる也。

【一九】狐毛は偃の兄。

【二〇】欒枝は貞子、欒賓の孫。

【二一】荀林父は中行桓子。

【二二】晉侯は卽ち文公。

【二三】用は施し行ふ也。民未だ信を知らざるが故に、未だ其の施し用ふる所を宣明せず。

【二四】原を伐つは二十五年の事。

【二五】民の其市場に於て各〻所有する資財を交易する者、詐りて分外の利を求むることなし。

【二六】其の言ふ所の言、明かに徵驗あり。言の信なるをいふ。

【二七】恭は敬心なり。

【二八】執秩は爵秩を主るの官。

玉・復た兵を蔿に治む。終日にして畢る。七人を鞭ち、三人の耳を貫く。(七)國老、皆、(八)子文を賀す。子文、之に酒を飲ましむ。(九)蔿賈・猶ほ幼し。後れて至り、賀せず。子文、之を問ふ。對へて曰く、「賀する所を知らず。(一〇)子の・政を子玉に傳ふるや、『以て國を靖んぜん』と曰へり。これを內に靖んじてこれを外に敗らば、獲る所幾何ぞ。子玉の敗は、(一一)子の擧ぐればなり。擧げて以て國を敗る、將た何ぞ賀せん。子玉は剛にして禮無し。以て民を治めしむ可からず。(一二)三百乘を過ぎては、其れ以て(軍ヲ全クシテ反リテ國ニ)入ること能はざらん。苟も入りてより賀せんに、何の後るゝことか之あらん」と。

冬、楚子、諸侯と、宋を圍む。宋の(一三)公孫固、晉に如き急を告ぐ。(一四)先軫曰く、「施に報い、患を救ひ、威を取り、霸を定めんこと、是に於てか在らん」。狐偃曰く、「楚、始めて曹を得て、新に衞に婚す。若し曹・衞を伐たば、楚、必ず之を救はん。則ち齊・宋は免れん」と。是に於てか(一五)被廬に蒐し、三軍を作り、(一六)元帥を謀る。趙衰曰く、「郤穀・可なり。臣・亟〻其言を聞けり。禮樂を說びて詩書に敦し。詩書は義の(一七)府なり。禮樂は德の則なり。

【七】國老は卿大夫の致仕して猶ほ大夫の禮を以て待遇せらるゝ者。
【八】子玉が其任に堪ふるを賀する也。
【九】伯嬴。
【一〇】二十三年に出づ。
【一一】二十三年、子文、子玉を推薦せしなり。
【一二】三百乘は二萬二千五百人
【一三】宋の莊公の孫。
【一四】晉の下軍の佐。
【一五】被廬は晉の地。
【一六】元帥は中軍の帥。
【一七】府は府藏。詩書は人の行ふべき百義の藏せらるゝ所。

卷の七

僖公　下

經 二十有七年、春、杞子・來朝す。夏六月庚寅、齊侯昭・卒す。秋八月乙未、齊の孝公を葬る。乙巳、公子遂、師を帥ゐて杞に入る。冬、楚人・陳侯・蔡侯・鄭伯・許男、宋を圍む。十有二月甲戌、公、諸侯に會して宋に盟ふ。

傳 二十七年(周ノ襄王十九年)春、杞の桓公・來朝す。夷の禮を用ゐる、故に子と曰ふ。公、杞を卑む。杞、(一)不共なればなり。

夏、齊の孝公・卒す。(二)齊の怨あれど(三)喪紀を廢せざるは、禮なり。

秋、杞に入るは、無禮を責むるなり。

楚子、將に宋を圍まんとす。子文をして(四)兵を睽に治めしむ。(五)終朝にして畢る。一人をも戮せず。(六)子

【一】不共は不恭。
【二】齊の怨とは前年齊再び魯を伐ちしをいふ。
【三】喪紀とは喪事の總名。此にては會葬をいふ。
【四】睽は楚の邑。兵を治むるは練兵なり。
【五】終朝とは且より食事の時までを云ふ。
【六】蔿は楚の邑。子玉新に令尹と爲る、故に兵を治むるなり。

帥ゐて夔を滅し、夔子を以て歸る。

宋、其の晉侯に善きを以てや、楚に叛きて晉に卽く。冬、楚の令尹子玉・司馬子西、師を帥ゐて宋を伐ち、緡を圍む。

公、楚の師を以て、齊を伐ち穀を取る。凡そ師(一五)能く之を左右するを、以ると曰ふ。桓公の子雍を穀に寘き、易牙、之を奉じて以て魯の援と爲る。楚の申公・叔侯、之を戍る。桓公の子七人、楚に七大夫と爲れり。

【一五】能く之を左右すとは、自由に命令して進退せしむるを得るをいふ。

野には青草無し。何を恃みてか恐れざる。』對へて曰く、『先王の命を恃めり。昔、周公・大公、周室に股肱として、成王を夾輔せり。成王、之を勞ひて、之に盟を賜ひて曰く、『世世子孫、相害すること無かれ」と。載せて盟府に在り、(六)大師之を職どれり。桓公、是を以て諸侯を糾合して、其不協を謀り、其闕を彌縫して、其災を匡救せしは、舊職を昭かにせしなり。君の卽位に及び、諸侯の望みに曰く、「其れ桓公の功に率はん」と。我が敝邑是を用つて敢て(七)保聚せずして曰く、『豈に其れ世を嗣ぐこと九年にして、命を棄て職を廢めんや。其れ先君を若何にせん。(八)君必ず然らざらん」と。此を恃みて以て恐れず』と。齊侯乃ち還る。

(九)東門襄仲・臧文仲、楚に如きて師を乞ふ。臧孫、子玉を見て、之を道きて齊宋を伐たしむ。(一〇)其不臣なるを以てなり。

夔子、(一一)祝融と鬻熊とを祀らず。楚人、之を讓む。對へて曰く、『我が先王(一二)熊摯、疾あり、鬼神赦さずして、自ら夔に竄れたり。吾、是を以て楚を失へり。又何ぞ(コレ)祀らん』と。秋、楚の(一三)成得臣・(一四)鬭宜申、師を

【六】太公、大師と爲り、兼ねて司盟の官を主る也。
【七】保聚は衆を聚めて保守する也。
【八】魯國を害することをせざらんとなり。
【九】東門襄仲は公子遂なり。東門に居る、故に以て氏となす也。
【一〇】不臣とは周室に臣事せざる也。
【一一】祝融と鬻熊とは楚の遠祖なり。
【一二】熊摯は楚の嫡子なりしが、疾ありて嗣ぐことを得ず、故に別に夔に封ぜられしなり。
【一三】令尹子玉。
【一四】司馬子西。

晉侯、原の守を寺人(二九)勃鞮に問ふ。對へて曰く、『昔、趙衰、(三〇)壺餐を以て從ひ、徑にして餒うるも食はざりき』と。(三一)故に原に處らしむ。

經 二十有六年春王の正月己未、公、莒子・衞の甯速に會して向に盟ふ。齊人、我が西鄙を侵す。公、齊の師を追ひ、酅に至る。及ばず。夏、齊人、我が北鄙を伐つ。衞人、齊を伐つ。公子遂、楚に如きて師を乞ふ。秋、楚人、夔を滅し、夔子を以て歸る。冬、楚人、宋を伐ち、緡を圍む。公、楚の師を以て齊を伐ち、穀を取る。公、齊を伐つより至る。

傳 二十六年(周ノ襄王十八年)春王の正月、公、莒の茲丕公・甯莊子に會して、(一)向に盟ふは、洮の盟を尋むるなり。齊の師、我が西鄙を侵すは、是の二盟を討ずるなり。夏、齊の孝公、我が北鄙を伐つ。衞人、齊を伐つ。洮の盟の故なり。公、展喜をして(齊ノ)師を犒はしめ、(二)命を(三)展禽に受けしむ。齊侯、未だ竟に入らず。展喜之に從ひて曰く、『寡君、君の親ら玉趾を擧げて、將に敝邑に辱うせんとするを聞き、下臣をして(四)執事を犒はしむ。』齊侯曰く、『魯人恐るゝか。』對へて曰く、『小人は恐る。君子は則ち否ず。』齊侯曰く、『室は(五)縣罄の如く、

【二九】勃鞮は披なり。
【三〇】壺に入れたる食物。
【三一】披の意見にて、趙衰を原の守とせしをいふ。
【一】向は莒の地。
【二】命は辭命。齊の師を犒ふの口上をいふ。
【三】展禽は柳下惠なり。
【四】執事と言ふは、敢て尊を斥さゞる也。
【五】縣は懸る也。罄は磬に通ず、樂器なり。磬の懸る者は、中高くして兩旁下り、其間空洞にして物無し。今人民貧乏にして、家に儲蓄無く、止だ屋舍を餘すのみ、屋脊高く起りて、兩檐下垂し、之を望めば、磬の形の如きなり。

ん。其れ之を俘にせんとするや』と。(一七)乃ち其民を出す。

秋、秦・晉、鄀を伐つ。楚の(一八)鬭克・(一九)屈禦寇、申息の師を帥ゐて(二〇)商密を戍る。秦人、(二一)析の隈を過ぎ、入りて輿人を係りて、以て商密を圍み、昏にして(城ニ)傅き、宵、血を坎にし書を加へ、(二二)子儀・子邊と盟ふ者の僞す。商密の人、懼れて曰く、『秦、析を取れり。(二三)戍人反せり』と。乃ち秦の師に降る。秦の師、申公子儀・息公子邊を囚へて以て歸る。楚の令尹子玉、秦の師を追ふ。及ばず。(二四)遂に陳を圍み、頓子を頓に納る。

冬、晉侯、原を圍み、三日の糧(ノ準備)を命ず。原(三日ニシテ)降らず。命じて之を去らしむ。(二五)諜出でゝ曰く、『原將に降らんとす。』軍吏曰く、『請ふ之を待たん。』公曰く、『信は國の寶なり、民の庇はるゝ所なり。原を得とも、信を失はゞ、何を以て之を庇はん。亡ふ所、滋ゝ多からん』と。(二六)一舍を退く。而して原降る。原の(二七)伯貫を翼に遷す。趙衰を原の大夫となし、(二八)狐溱を溫の大夫となす。

衞人、莒を我に平がす。十二月、洮に盟ふは、衞の文公の好を脩め、且つ莒と平ぐなり。

【一七】其土のみを取り其民は放ちて出でしむる也。
【一八】申公子儀。
【一九】息公子邊。
【二〇】商密は鄀の別邑。二人、兵を析に屯し、商密の援を爲す。
【二一】析は楚の邑。隈は隱蔽の處。
【二二】秦人が二人と盟を成したるやうに見せしなり。
【二三】成人は守備者。
【二四】楚の子玉、鄀を失ひしかども、陳に克ちしなり。
【二五】諜は間諜。
【二六】一舍は三十里。
【二七】周の原を守る大夫。
【二八】狐毛の子。

り。』公曰く、『之を筮せよ』と。之を筮して(六)大有䷍の(七)睽䷥に之くに遇ふ。曰く、『吉なり。(八)公用て天子に享せらる』の卦に遇ふ。戰克ちて王饗す。吉孰か焉よりも大ならん。且つ是の卦や、天、澤と爲り以て日に當り、天子、心を降し以て公を逆ふ。亦可ならずや。(九)大有、睽を去りて復りても、亦其所なり』と。晉侯、秦の師を辭して(流ニ順ヒテ)下る。三月甲辰、陽樊に次り、右師、(一〇)温を圍み、左師、王を逆ふ。夏四月丁巳、王、王城に入る。大叔を温に執へて之を隰城に殺せり。戊午、晉侯、王に朝す。王享して醴あり。之に(一一)宥を命ず。(一二)隧を請ふ。許さず。曰く、『(隧ハ)王の(一三)章なり。(一四)未だ代る徳あらざるに、二王あるは、亦叔父の惡む所ならん』と。之に陽樊・温・原・欑茅の田を與ふ。晉、是に於てか始めて南陽を(一五)啓く。陽樊服せず。之を圍む。(一六)倉葛呼んで曰く、『徳は以て中國を柔げ、刑は以て四夷を威す。(而ルニ晉ハ唯刑ヲ用フ。)宜なり吾が敢て服せざること。此れ誰か王の親姻に非ざら

【六】乾下離上は大有なり。
【七】兌下離上は睽なり。
【八】大有の九三の爻辭。享は宴饗なり。
【九】睽を去りて復りて大有のみに就いて論ずるも亦然り。乾天、下に在りて、離日、上に在り。天は王、日は公なり。
【一〇】大叔の温に在るか故なり。
【一一】幣を賜うて歡を助くる也。
【一二】地を掘り路を通ずるを隧と曰ふ。王の葬禮なり。諸侯は柩を懸けて下すなり。
【一三】章は典禮。
【一四】徳有る者代りて帝王とならば兎も角も、王あるに又王者の禮を他に用ゐるものあるは、善からざらんとなり。
【一五】啓は土疆を大いに斥く也。
【一六】倉葛は陽樊の人。

へん」と。(九七)乃ち往きて、仕ふることを得たり。

【經】二十有五年、春王の正月丙午、衞侯燬、邢を滅す。夏四月癸酉、衞侯燬卒す。宋の蕩伯姫來りて婦を逆ふ。宋、其大夫を殺す。秋、楚人、陳を圍みて頓子を頓に納る。衞の文公を葬る。冬十有二月癸亥、公、衞子・莒の慶に會して洮に盟ふ。

【傳】二十五年(周ノ襄王十七年)春、衞人、邢を伐つ。二禮、國子に從ひて城を巡り、(一)掖して以て外に赴き、之を殺す。正月丙午、衞侯燬、邢を滅す。同姓なり、故に名いふ。(二)禮至、銘を爲りて曰く、『余、掖して國子を殺すに、余を敢て止むるもの莫し』と。

秦伯、河上に師し、將に王を納れんとす。狐偃、晉侯に言ひて曰く、『諸侯を求むるは、王に勤むるに如くは莫し。諸侯、之を信じ、且つ、大義なり。(三)文の業を繼ぎて、信を諸侯に宣ぶるは、今を可なりと爲す』と。卜偃をして之を卜せしむ。曰く、『吉なり。黄帝の阪泉(ノ野)に戰ふの兆に遇へり。』公曰く、『(四)吾、堪へざるなり。』(卜偃)對へて曰く、『(五)周の禮未だ改まらず。今の王は、古の帝な

【一】掖は手を以て人の臂を持つ也。

【二】其の詐りて以て同姓を滅すを恥づるを知らずして、反つて功を器に銘するを惡むなり。

【三】文の業とは晉の文侯、平王の侯伯と爲り、周室を匡輔したりしをいふ。

【四】文公自ら以爲へらく、己、この兆に當るに堪へざるなりと。

【五】周德衰へたりと雖も、其命未だ改まらず。今の周王、自ら帝の兆に當る、晉を言ふにあらざるなり。

周に於て客たり。天子、(八一)事あれば膰し、喪あれば拜す。豐厚にせんこと可なり』と。鄭伯、之に從ひ、宋公を享するに(八二)加ふることあり。禮なり。

冬、王來りて難を告げしめて曰く、『不穀、不德にして罪を母弟の寵子帶に得て、鄭の地の氾に(八三)鄙在す。敢て(八四)叔父に告ぐ』と。臧文仲、對へて曰く、『天子、外に(八五)蒙塵す。敢て奔りて(八六)官守に問はざらんや』と。王、(八七)簡師父をして晉に告げしめ、(八八)左鄢父をして秦に告げしむ。天子は出づること無し。書して『天王出でて鄭に居る』と曰ふは、(八九)母弟の難を辟くるなり。天子(九〇)凶服して(九一)名を降すは、禮なり。鄭伯、(九二)孔將鉏・石甲父・侯宣多と(九三)官具を氾に省視し、而る後に其私政を聽く。(九四)禮なり。

衞人、將に邢を伐たんとす。(九五)禮至曰く、『其(九六)守を得ざれば、國得べからじ。我請ふ昆弟これに仕

【八一】祭事あれば膰(祭の肉)を賜ふ。
【八二】禮を厚くするなり。
【八三】鄙は野なり。
【八四】天子は同姓の諸侯を稱して叔父と曰ふ。
【八五】天子、外に奔るを蒙塵と曰ふ。
【八六】官守は王の群臣。敢て尊を斥さゞる也。
【八七】簡師父は周の大夫。
【八八】左鄢父は周の大夫。
【八九】母弟は子帶。
【九〇】凶服は素服。
【九一】名を降すは不穀と稱するをいふ。
【九二】三人は鄭の大夫。
【九三】官具は天子の器用。
【九四】君を先にし己を後にすればなり。
【九五】禮至は衞の大夫。
【九六】其守は邢の正卿なる國子。正卿たる國子を殺さゞれば、邢の國は取ることを得ざらん。
【九七】禮至兄弟行きて國子に仕ふるなり。

王、隗氏を替つ。頹叔・桃子曰く、『我實に狄を使へり。狄其れ我を怨みん』と。遂に、(六九)大叔を奉じて、狄の師を以て王を攻む。(七〇)王の御士、將に之を禦がんとす。王曰く、『(七一)先后、其れ我を何とか謂はん。寧ろ諸侯をして之を圖らしめん』と。王、遂に出づ。(七二)坎欿に及ぶ。國人、之を納る。秋、頹叔・桃子、大叔を奉じて狄の師を以て周を伐ち、大に周の師を敗り、周公忌父・原伯・毛伯・富辰を獲たり。王、出でゝ鄭に適き、氾に處る。大叔、隗氏を以て溫に居る。

鄭の子華の弟子臧、(七三)出でゝ宋に奔る。(七四)聚鷸冠を好む。鄭伯聞きて之を惡み、盜をして之を誘かしむ。八月、盜、之を陳宋の間に殺す。君子曰く、『服の(七五)衷ならざるは、身の災なり。(七六)詩に曰く、「彼己の子、其服に稱はず」と。子臧の服、稱はざるかな。(七七)詩に曰く、「自ら伊の慼を詒す」とは、其れ子臧を謂ふなり。(七八)夏書に曰く、「地平かに天成る」とは稱ふなり』と。

宋、楚と平ぐ。宋の成公、楚に如き、還りて鄭に入る。鄭伯、將に之を享せんとし、禮を(七九)皇武子に問ふ。對へて曰く、『宋は(八〇)先代の後なり。

【六九】大叔は卽ち昭公。
【七〇】周禮に王の御士は十二人あり。
【七一】先后は惠后なり。襄王、母后の愛せし弟を討ずるに忍びずとなり。
【七二】周の地。
【七三】十六年、子華を殺せるが故なり。
【七四】鷸は翠なる鳥なり、その羽を聚めて製りたる冠をいふ。
【七五】衷は相當の義なり。
【七六】曹風。
【七七】小雅。
【七八】逸書。
【七九】皇武子は鄭の卿。
【八〇】先代は殷をいふ。

德義の經に則らざるを頑と爲し、口、忠信の言を道はざるを嚚と爲す。狄は皆之に則る。四姦具はれり。周の懿德ありしも、「猶ほ兄弟に如くは莫し」と曰へり。故に之を封建せり。其の天下を懷柔せしも、猶ほ外侮あらんことを懼れたり。侮を(五七)扞禦するには、親を親しむに如くは莫し。故に親を以て周に(五八)屛とせり。召穆公も亦云へりき。今や周德既に衰へたるに、是に於てか、又(五九)周・召(ノ道)を忝へて以て諸姦に從はゞ、乃ち不可なること無からんや。民未だ禍を忘れざるに、王、又、之を興さば、(六〇)其れ文武を若何にせん』と。王聽かず。(六一)頽叔・桃子をして(六二)狄の師を出さしむ。

夏、狄、鄭を伐ち櫟を取る。王、狄人を德とし、其女を以て后と爲さんとす。富辰諫めて曰く、『不可なり。臣、之を聞く、曰く「(六三)報ゆる者は倦み、施す者は未だ厭かず」と。狄は固より貪惏。王、又、之を啓く。(六四)女德は極りなく、婦怨は終なし。狄必ず患を爲さん』と、王、又、聽かず。

初め、(六五)甘の昭公、惠后に寵あり。惠后將に之を立てんとし、未だ及ばずして卒す。昭公、(六六)齊に奔る。王、(六七)之を復す。又、(六八)隗氏に通ず。

【五七】扞禦は、ふせぐ也。
【五八】屛は藩屛。
【五九】周召は周公、召公。
【六〇】文王武王の功業を廢すべきを云ふ。
【六一】頽叔、桃子は周の大夫。
【六二】狄の師を出して鄭を伐つなり。
【六三】人の施に報ゆる者は、力倦怠して、報ゆる所已に過ぎたりと謂ふ。施は功勞なり功勞ありて報を望む者は、未だ厭足の心あらず。
【六四】女の性情は之を近づくれば足ることを知らず、之を遠ざくれば怨むを云ふ。
【六五】甘の昭公は卽ち王子帶。
【六六】十二年の事。
【六七】二十二年の事。
【六八】隗氏は狄后。

を封建して以て周室に藩屏とす。(四七)管・蔡・郕・霍・魯・衞・毛・聃・郜・雍・曹・滕・畢・原・酆・郇は、文の昭なり。(四八)邘・晉・應・韓は武の穆なり。凡・蔣・邢・茅・胙・祭は周公の胤なり。(四九)召穆公、(五〇)周德の類からざるを思ふ。故に宗族を成周に糾合して、(五一)詩を作りて曰く、「常棣の華、鄂として韡韡たらざらんや。凡そ今の人、兄弟に如くは莫し」と。其四章に曰く、「兄弟、牆に鬩げども、外其侮を禦ぐ」と。是の如くなれば則ち兄弟は小忿ありと雖も、(五二)懿親を廢てず。今、天子、小忿を忍ばずして、以て鄭の親を棄てんとす。其れ之を若何にせん。勳を庸ゐ、親を親み、近を暱み、賢を尊ぶは、德の大なる者なり。聾に卽き、昧に從ひ、頑に與し、嚚を用ゐるは、姦の大なる者なり。(五三)鄭には平惠の勳あり、又、(五四)厲宣の親あり、(五五)嬖寵を棄て丶(五六)三良を用ゐ、諸姬に於て近しと爲す。四德具はれり。耳、五聲の和を聽かざるを聾と爲し、目、五色の章を別たざるを昧と爲し、心、

咸は誠の省文、和ぐ也。咸がずとは、二叔が其親戚と和せずして以て滅亡に至りしをいふ。

【四七】管蔡等十六國は文王の子。

【四八】邘等四國は武王の子。

【四九】召穆公は周の卿士。

【五〇】類は善なり。周の厲王の時、周德衰微し、親を親しむの道缺く、故に類からずと曰ふ。

【五一】小雅常棣篇。鄂は外發の貌、韡韡は盛んなる貌。常棣の華聚まりて外に發き、光輝ある也。兄弟和睦すれば、則ち强盛にして光輝あるに喩ふ。

【五二】懿は美なり。

【五三】周平王の時、周惠王の時、鄭の功績ありしをいふ。

【五四】鄭の始祖桓公友は、周の厲王の子にして、宣王の母弟なり。

【五五】七年、鄭、其嬖臣申侯を殺し、十六年、寵子子華を殺せり。

【五六】三良は叔詹、堵叔、師叔。

をも、猶ほ之を盜と謂ふ。況や天の功を貪りて以て己の力と爲すをや。下、其罪を義とし、上、其姦を賞し、上下、(三七)相蒙く。與に處り難し』と。其母曰く、『盍ぞ亦之を求めざる。(求メズシテ)以て死せば、誰をか懟みん。』對へて曰く、『尤めて之に效ふは、罪又甚だし。且つ怨言を出せり。其食を食まじ。』其母曰く、『亦(公チシテ)之を知らしめば、若何。』對へて曰く、『言は身の(三八)文なり。身將に隱れんとす。焉ぞ之を文ることを用ゐん。是れ顯を求むるなり。』其母曰く、『能く是の如くならば、女と與に隱れん』と。遂に隱れて死す。『晉侯、之を求むれども得ず。(三九)緜上を以て之が田と爲して曰く、『以て吾が過を志し、且つ善人を(四〇)旌はさん』と。

(四一)鄭の滑に入りしや、滑人、命を聽けり。師の還りしや、又衞に卽けり。鄭の公子士洩・堵俞彌、師を帥ゐて滑を伐つ。(四二)王、(四三)伯服・游孫伯をして鄭に如きて滑(チ免ス)を請はしむ。鄭伯、(四四)惠王の入りて・厲公に爵を與へざりしを怨めり。又、襄王の衞と滑とに與するを怨めり。故に、王命を聽かずして、(四五)二子を執ふ。王怒り、將に狄を以て鄭を伐たんとす。富辰諫めて曰く、『不可なり。臣之を聞く、『大上は德を以て民を撫で、其次は親を親しみて以て疏に相及ぼす』と。昔、周公、(四六)二叔の咸がざるを弔む。故に親戚

(三七) 蒙は欺く也。
(三八) 文は文飾なり。
(三九) 緜上は地名。
(四〇) 旌は旌表。
(四一) 滑に入りしは公の二十年に在り。
(四二) 王は周王。
(四三) 二人は周の大夫。
(四四) 莊公二十一年の事。
(四五) 二子は伯服、游孫伯。
(四六) 二叔は管叔蔡叔をいふ。

するに（二七）沐を以てす。（須頭）僕人に謂ひて曰く、『（二八）沐すれば則ち心覆る。心覆れば則ち圖反す。宜なり吾が見ゆるを得ざること。居る者は社稷の守たり。行く者は羈絏の僕たり。其れ亦可なり。何ぞ必ずしも居る者を罪せん。（二九）國君にして匹夫を讎とせば、懼るゝ者甚だ衆からん』と。僕人以て告す。公遽に之を見る。

狄人、季隗を晉に歸りて、（三〇）其二子を請ふ。（三一）文公、趙衰に妻はす。原同・屏括・樓嬰を生む。（三二）趙姬、（三三）盾と其母とを逆へんと請ふ。（三四）子餘辭す。姬曰く、『寵を得て舊を忘れば、何を以てか人を使はん。必ず之を逆へよ』と。固く請ふ。之を許す。來る。盾を以て才ありと爲し、固く公に請ひ、以て嫡子となし、其三子をして之に下らしめ、叔隗を以て（三五）内子と爲し、而して己は之に下れり。

晉侯、亡に從ふ者を賞す。介子推、祿を言はず。祿も亦（推ニ）及ばず。推曰く、『獻公の子九人、唯だ君のみ在り。（三六）惠懷は親なく、外内之を棄てたり。天未だ晉を絕たず、必ず將に主あらんとす。晉の祀を主らん者は、君に非ずして誰ぞ。天、實に之を置けるを、二三子、以て己が力と爲す。亦誣ひざらんや。人の財を竊む

【二七】沐は髪を洗ふ也。

【二八】洗髪には身を倒まにすれば也。

【二九】小怨を棄てざるは、衆を安んずる所以に非ず。

【三〇】二子は伯儵、叔劉なり。二子を留めて母家に養はんことを請ふ也。

【三一】文公、女を以て之に妻はす也。即ち趙姬なり。

【三二】趙姬は文公の女、趙衰の妻。

【三三】盾は狄女叔隗の生みたる趙衰の子。

【三四】子餘は趙衰の字。

【三五】卿の嫡妻を内子といふ。

【三六】惠公と懷公。

（二五）若し猶ほ未しきならば、又將に難に及ばんとす。君命に二無きは古の制なり。君の惡むものを除くには、（二六）唯だ力を是れ視るのみ。（二七）蒲人・狄人は、余に何か有らん。（二八）今、君、位に卽けり。其れ蒲狄(難ノ)無からんや。齊の桓公は鉤を射られしを置きて、管仲をして相たらしめき。（二九）君若し之を易へば、何ぞ命を辱うせん。行る者甚だ衆からん。豈に唯だ（三〇）刑臣のみならんや』と。公、之を見る。（三一）難を以て告ぐ。三月、晉侯、潛かに秦伯に王城に會す。己丑晦、公宮火あり。瑕甥・郤芮、公を獲ず。乃ち河上に如く。秦伯誘きて之を殺す。晉侯、（三二）夫人嬴氏を逆へて以て歸る。秦伯、（三三）衞を晉に送ること三千人、實に（三四）紀綱の僕なり。初め晉侯の豎・（三五）頭須は藏を守る者なり。（三六）其出でしとき藏を竊みて以て逃れ、盡く用ゐて以て之を納れんとを求めき。入るに及びて、見えんとを求む。公、辭

【二五】其を知らずとならば國復た亂れん。

【二六】我が力の有らん限りを盡すをいふ。

【二七】重耳、蒲にあれば蒲人、狄にあれば狄人のみ。

【二八】今、君、晉國を保てり、又君に反する蒲人狄人の如きもの無からんや、然る時は君命を受けて之を攻むるは余輩臣下の任なり。

【二九】君若し齊桓が管仲を用ひし道に反せば、己將に自ら去らんとす、君命を辱うするを須ひず。

【三〇】披は奄人なり、故に刑臣と稱す。

【三一】呂郤が文公を弑せんと欲するを告げしなり。

【三二】秦の穆公の女。

【三三】文公を護衞する兵。

【三四】紀綱の僕は其選精なるをいふ。紀綱は共に綱のつななり。綱は其大を總べ、紀は其小を理む。僕は使用の人なり。

【三五】頭須は一名。里鳧須。

【三六】文公出でしとき、國に在る財貨を盜んで出奔せしが、今や文公の爲に之を歸國の運動に費したるなり。

(二)羈紲を負ひて、君に從ひて天下を巡る。臣の罪甚だ多し。臣だも猶ほ之れを知る。而るを況や君をや。請ふ此より亡げん。』公子曰く、『(三)舅氏と心を同じくせざる所の者あらば、白水の如きこと有らん』と。其璧を河に投ず。河を濟り、令狐を圍み、桑泉に入り、臼衰を取る。二月甲午、(四)晉の師、廬柳に軍す。秦伯、公子縶をして晉の師に如かしむ。師退きて(五)郇に軍す。辛丑、狐偃、秦・晉の大夫と郇に盟ふ。壬寅、公子、晉の師に入る。丙午、曲沃に入る。丁未、(六)武宮に朝す。戊申、懷公を(七)高梁に殺さしむ。書せざるは、亦、告げざればなり。(八)呂郤、偪られんことを畏れ、將に公宮を焚きて晉侯を弑せんとす。(九)寺人披見えんと請ふ。公之を讓めしめ且つ辭して曰く、『(一〇)蒲城の役、君、一宿を命ぜしに、女、(一一)卽ち至れり。其後、余、狄の君に從ひて以て渭濱に(一二)田せしとき、女、惠公の爲めに來りて余を殺さんことを求めたり。女に三宿を命ぜしに、女(三宿ヲ待タズ)(一三)中宿して至れり。君命ありと雖も、何ぞ其れ速かなる。夫の袪猶ほ有り。女、其れ行れよ。』對へて曰く、『臣謂へらく、君の入るや其れ(一四)之を知れりと。

【二】羈紲は馬の轡。
【三】子犯は文公の母の兄弟なり、故に舅氏といふ。
【四】懷公、軍を遣はして文公を距ぐなり。
【五】郇は城の名。
【六】文公の祖なる武公の廟。
【七】高梁は地名。
【八】呂郤は呂甥、郤芮。
【九】獻公の命を受けて文公を蒲城に攻め其袪を斬りし人。
【一〇】蒲城の役は五年の事。
【一一】卽は早速の義なり。
【一二】田は田獵。
【一三】中宿は中間に一宿する也、卽ち明後日なり。
【一四】己が速に文公を殺さんと欲せし所以を知るをいふ。

後れて衰へん者なりと。其れ（興ルコト）將に晉の公子に由らんとするか。天將に之を興さんとするや、誰か能く之を廢せん。天に違はゞ、必ず大咎あらん』と。乃ちこれを秦に送る。秦伯、女五人を納る。（五二）懷嬴與る。（公子ノ手ヲ洗フニ及ビ、懷嬴）（五三）匜を奉げ盥を沃ぐ。既にして之を揮ふ。（懷嬴）怒りて曰く、『秦晉は（五四）匹なり。何を以て我を卑むる』と。公子懼れ、（五五）服を降して囚す。他日、公、之を享す。子犯曰く、『吾は衰の（五六）文なるに如かず。請ふ、衰をして從はしめよ』と。公子、（五七）河水を賦し、公、（五八）六月を賦す。趙衰曰く、『重耳、賜を拜せよ』と。公子降り拜して稽首す。公、階一級を降りて（公子ノ稽首ヲ）辭す。衰曰く、『君、天子を佐くる所以の者を稱して、重耳に命ぜり。重耳敢て拜せざらんや』と。

【經】二十有四年、春王の正月。夏、狄、鄭を伐つ。秋七月。冬、天王出で、鄭に居る。晉侯夷吾・卒す。

【傳】二十四年（周ノ襄王十六年）春王の正月、（一）秦伯之を納る。書せざるは、入るを告げざればなり。河に及ぶ。子犯、璧を以て公子に授けて曰く、『臣、

【五二】懷嬴は子圉の妻。
【五三】匜は水を入れて注ぎかくる器。盥は手を洗ふ水。懷嬴、匜をさゝげて重耳の手に水を注ぎて洗はしむ。洗ひ畢りて重耳、濡れたる手を揮うて水を去らんとし、過つて懷嬴を汚す。
【五四】匹は同格。
【五五】上服を去りて自ら拘囚して以て之を謝す。
【五六】文は文辭あるなり。
【五七】逸詩。河水の海に朝宗する義を取る。海を秦に喩ふ。
【五八】小雅、尹吉甫が周の宣王を佐けて征伐するを言ふ詩なり。以て公子の晉に還らば必ず能く王國を匡さんことを喩ふるなり。
【一】秦伯、重耳（文公）を晉に納れしなり。

其れ禮せよ。男女同姓なれば、其生蕃からず。(四〇)晉の公子は姫の出なり。而れども今に至る。一なり。(四一)外の患に離りて、天、晉國を靖んぜず、殆ど將に之を啓かんとす。二なり。(四二)三士の以て人に上たるに足るありて、之に從ふ。三なり。晉鄭は(四三)同儕なり。其過る子弟も、固より將に禮せんとす。況や天の啓く所をや』と。(四四)聽かれず。楚に及ぶ。楚子、之を饗して曰く、『公子若し晉國に反らば、則ち何を以て(四五)不穀に報いん。』對へて曰く、『子女玉帛は則ち君これあり。羽毛齒革は則ち君の地に生ず。其の晉國に波及する者は、君の餘なり。其れ何を以てか君に報いん。』(楚)子曰く、『然りと雖も、何を以て我に報いん。』(重耳)對へて曰く、『予若し君の靈を以て晉國に反るを獲んには、晉・楚、兵を治めて中原に遇はゞ、其れ君を辟くること(四六)三舍せん。(四七)若し命を獲ずんば、其れ左に(四八)鞭弭を執り、右に(四九)櫜鞬を屬けて、以て君と(五〇)周旋せん』と。子玉(其志ノ大ナルヲ畏レテ)之を殺さんと請ふ。楚子曰く、『晉の公子は(志)廣にして(體)儉、文にして禮あり。其從者は肅にして寬、忠にして能く力む。(五一)晉侯は親なく、外內、之を惡む。吾聞く、姫姓は、唐叔の後、其れ

【四〇】晉は姫姓にして、重耳の母は大戎狐姫なり、故に同姓なり。
【四一】出奔して外に在るを云ふ。
【四二】三士は狐偃、趙衰、賈佗。
【四三】同等。
【四四】鄭の文公其諫を用ゐざりし也。
【四五】不穀は諸侯の自稱。
【四六】三舍は九十里。古者、師行、三十里にして舍す。
【四七】三舍を退くも、楚尙ほ兵を止めずして、追はんには。
【四八】弭は弓の一種。
【四九】櫜は箭囊、鞬は弓囊。
【五〇】周旋は相追逐するなり。
【五一】晉侯は惠公をいふ。

齊に及ぶ。齊の桓公之に妻はす。馬（三一）二十乘あり。公子、之に安んず。從者以て不可と爲し、將に行らんとし桑下に謀る。蠶妾、其上に在り、以て（三二）姜氏に告ぐ。姜氏、（三三）之を殺す。而して公子に謂ひて曰く、『子、四方の志あり。其の之を聞きし者をば、吾、之を殺せり。』公子曰く、『之無し。』姜曰く、『行れ。（三四）懷と安とは實に名を敗る』と。公子可かず。姜、子犯と與に謀り、醉はせて之を遣る。醒めて、（三五）戈を以て子犯を逐ふ。曹に及ぶ。曹の共公、其（三六）駢脅なるを聞き、其裸を觀んと欲し、浴するとき薄りて之を觀る。僖負羈の妻曰く、『吾、晉の從者を見るに、皆以て國に相たるに足れり。若し以て夫子を相けば、必ず其國に反らん。其國に反らば、必ず志を諸侯に得ん。志を諸侯に得て、無禮を誅めば、曹は其首ならん。子盍ぞ蚤く自ら（三七）貳せざる』と。乃ち、（三八）盤飧を饋り璧を寘く。公子、飧を受けて璧を反す。宋に及ぶ。宋の襄公、之に贈るに、馬二十乘を以てす。鄭に及ぶ。鄭の文公も亦禮せず。叔詹諫めて曰く、『臣聞く、「天の啓く所は、人及ばざるなり」と。晉の（三九）公子、（天ノ啓ク所以ノモノ）三つあり。天其れ或は將にこれを建てんとす。君

【三一】乘は四馬。

【三二】重耳の妻。

【三三】之は蠶妾をさす。

【三四】懷は凡て戀著する所ある也、戀著する所あると、宴安とは功名を成す所以にあらず。

【三五】重耳、去る志なし、故に怒る也。

【三六】駢脅は一枚肋。

【三七】貳とは別なり。其身を以て人と別異にする也、曹人の重耳を冷遇すると異にして、之を厚遇するをいふ。

【三八】盤は食物を盛る器。盤に盛りて夕食を送るに託して璧を食物の中に藏して贈りたる也。

【三九】公子は重耳。

すれば則ち赴ぐるに名を以てするは、禮なり。赴ぐるに名を以てすれば、則ち亦これを書す。(一八)然らざれば則ち否ず。不敏を辟くるなり。

晉の公子重耳の難に及びしとき、(一九)晉人これを蒲城に伐つ。蒲城の人、戰はんと欲せしに、重耳可かずして曰く、『(二〇)君父の命を保ちて、(二一)其生祿を享け、是に於てか人を得、人を有ちて(二二)校せば、罪焉よりも大なるは莫し。吾其れ奔らん』と。遂に狄に奔る。從者は狐偃・(二三)趙衰・顚頡・(二四)魏武子・(二五)司空季子なり。狄人、(二六)廧咎如を伐ち、其二女叔隗・季隗を獲て、これを公子に納る。公子、季隗を取りて、伯儵・叔劉を生む。叔隗を以て趙衰に妻はせ、(二七)盾を生む。(重耳)將に齊に適かんとして季隗に謂つて曰く、『我を待つこと二十五年なれ。來らずして而る後に嫁せよ。』對へて曰く、『我は二十五年なり。又是の如くにして嫁せば、則ち(二八)木に就かん。請ふ子を待たん』と。(公子)狄に處ること十二年にして行る。衞に過る。衞の文公禮せず。(二九)五鹿に出づ。食を野人に乞ふ。野人之に塊を與ふ。公子怒る。之を鞭うたんと欲す。子犯曰く、『(三〇)天の賜なり』と。稽首して受けて之を載す。

【一九】事、五年に在り。
【二〇】君たり父たる獻公より蒲城を守れとの命を受けたるをいふ。
【二一】生祿は生命を養ふの祿。
【二二】校は抗敵なり。
【二三】趙夙の弟。
【二四】魏犨。
【二五】胥臣臼季。
【二六】赤狄の別種。
【二七】趙宣子。
【二八】將に死して木に入らんとす。
【二九】五鹿は衞の地。
【三〇】土を得るは國を有つの祥なりとする也。此を以て文公の怒を解き、且つ其壯心を鼓舞す、是れ英雄の妙用なり。

九月、晉の惠公卒す。〔九〕懷公、命ずらく、『〔一〇〕亡人に從ふこと勿れ。期を期して至らざるは、赦すこと無からん』と。狐突の子・毛と〔一一〕偃と、重耳に從ひて秦に在り。召さず。冬、懷公、狐突を執へて曰く、「子來らば則ち免さん」と。對へて曰く、『〔一二〕子の能く仕ふるや、父之に忠を敎ふるは、古の制なり。名を策（書）し質を委して、〔一三〕貳あるは乃ち〔一四〕辟なり。今、臣の子、名、重耳に在ること年數あり。若し又之を召さば、これに貳を敎ふるなり。父、子に貳を敎へば、何を以て君に事へん。刑の濫ならざるは、君の明なり、臣の願なり。刑を淫にして以て逞しくせば、誰か則ち罪無からん。臣、命を聞けり』と。乃ち〔一五〕之を殺す。卜偃、病と稱して出でず。曰く、『〔一六〕周書に之あり「（君）乃ち大に明かなれば民服す」と。己則ち不明にして、人を殺し以て逞しくす。亦難からずや。民、德を見ずして、唯だ戮を是れ聞く。其れ何の後かこれあらん』と。

十一月、杞の成公卒す。書して子と曰ふは、杞、〔一七〕夷となればなり。名を書せざるは、未だ同盟せざればなり。凡そ、諸侯同盟すれば、死

【九】懷公は惠公の子圉。
【一〇】亡人は懷公の叔父重耳、即ち文公なり。
【一一】偃は子犯なり。
【一二】子の年、能く仕ふるに及ぶときは、父之を敎戒するに忠を以てす。
【一三】貳は二心。
【一四】辟は罪なり。
【一五】懷公乃ち狐突を殺しゝなり。
【一六】康誥。
【一七】夷は夷禮を行ふなり。
【一八】彼、禮を失ひ赴ぐるに名を以てせざれば、則ち我亦名を書せず。若し我之を書して誤るときは、則ち是れ我が不敏なり。

戎事は女の(用キル所ノ)器に邇づけず』と。丁丑、楚子入りて鄭に饗せらる。(四一)九獻し、(四二)庭實旅百、(四三)籩豆六品を加ふ。饗畢りて夜出づ。文芈、軍に送る。(四四)鄭の二姬を取りて以て歸る。叔詹曰く、『楚王其れ(壽ヲ以テ)沒らざらんか。禮を爲して(男女)別なきに卒る。別なくんば禮と謂ふ可からず。將た何ぞ以て沒らん』と。諸侯、是を以て、其の覇を遂げざるを知れり。

【經】二十有三年、春、齊侯、宋を伐ち、緡を圍む。夏五月庚寅、宋公茲父卒す。秋、楚人、陳を伐つ。冬十有一月、杞子卒す。

【傳】二十三年(周ノ襄王十五年)春、齊侯、宋を伐ち(一)緡を圍むは、其の齊に盟ふに與らざりしを討ずるなり。

夏、五月、宋の(二)襄公卒す。泓に傷けるが故なり。

秋、楚の(三)成得臣、師を帥ゐて陳を伐つ。其の宋に貳せしを討ずる也。遂に、(四)焦・夷を取り、(五)頓に城づきて還る。子文、以て之が功と爲し、令尹たらしむ。(六)叔伯曰く、『子、(七)國を若何にする。』對へて曰く、『吾は以て國を靖んぜんとなり。(八)夫れ大功ありて貴仕なくんば、其人能く靖んずるもの幾ばくか有る』と。

【四一】上公の禮を用ふるなり。
【四二】庭中陳ぬる所の品數百あり。
【四三】定禮の外に增加する所の籩豆六品あり。
【四四】鄭伯の二女。
【一】緡は宋の邑。
【二】襄公は卽ち茲父。
【三】成得臣は子玉。
【四】焦夷の二地は皆陳の邑。
【五】頓は國名。
【六】叔伯は楚の大夫薳呂臣。
【七】子玉は令尹たるに任へざるを云ふ。
【八】貴仕は貴位なり。賞せざれば功に驕りて亂を爲すべきを云ふ。

(二八)亡國の餘なりと雖も、列を成さざるに鼓うたず』と。子魚曰く、『君は未だ戰を知らず。(二九)勍敵の人、隘にして列を成さゞるは、天の我を賛くるなり。阻にして之に鼓うつ、亦可ならざらんや。(三〇)猶ほ懼るゝこと有り。且つ、今の勍き者は皆吾が敵なり。(三一)胡耇に及ぶと雖も、獲なば則ち之を取らん。二毛に於て何か有らん。(三二)恥を明にし戰を敎ふるは、敵を殺さんことを求むるなり。傷くとも未だ死するに及ばざらば、如何ぞ(傷)重ぬること勿からんや。若し傷を重ぬるを愛まば、則ち(本ヨリ)傷くること勿きに若かんや。其二毛を愛まば、則ち服ふに如かんや。三軍は利を以て用ゐるなり。(三三)金鼓は聲を以て氣くるなり。利にして之を用ゐば、隘に阻するも可なり。聲盛にして志を致さば、(三四)儳に鼓うたんも可なり』と。

丙子の晨、鄭文の夫人(三五)芊氏・(三六)姜氏、楚子を(三七)柯澤に勞ふ。楚子、(三八)師縉をして之に(三九)俘馘を示さしむ。君子曰く、『禮に非ざる也。婦人は、送迎するに門を出でず、兄弟を見るに(四〇)閾を踰えず、

【二八】亡國の餘とは商紂の後なるをいふ。
【二九】勍敵は强敵。
【三〇】阻によりて之を擊つも、猶ほ勝たざるを恐る。
【三一】胡耇は老人。
【三二】恥を明にすとは刑戮を設けて怯懦を愧ぢしむるなり。
【三三】金鼓の聲を以て士氣を佐く。
【三四】儳は陳列未だ整はざる也。
【三五】楚の女。
【三六】齊の女。
【三七】柯澤は鄭の地。
【三八】楚の樂師。
【三九】俘は捕虜、馘は首級。
【四〇】閾は門限。

薄氷を履むが如し」と。(二四)又曰く「之を敬せよ之を敬せよ。天維れ顯かなり。命易からざるかな」と。先王の明徳も、猶ほ難んぜざるは無く、懼れざるは無し。況や我が小國をや。君其れ邾を小なりと謂ふこと無かれ。(二五)蠭蠆だも毒あり。而るを況や國をや』と。聽かず。八月丁未、公、邾の師と(二六)升陘に戰ふ。我が師敗績す。邾人、公の冑を獲、これを(二七)魚門に縣く。

楚人、宋を伐ち以て鄭を救ふ。宋公、將に戰はんとす。(二八)大司馬固、諫めて曰く、『天の(二九)商を棄つること久し。(三〇)君將に之を興さんとせば、赦さる可からざらんのみ』と。聽かず。冬十一月己巳朔、宋公、楚人と(三一)泓に戰はんとす。宋人は既に列を成す。楚人は未だ既く濟らず。(三二)司馬曰く、『彼は衆にして我は寡し。其の未だ既く濟らざるに及びてや、請ふ之を擊たん』と。公曰く、『不可なり』と。既く濟りしが、未だ列を成さず。又(三三)以て告ぐ。公曰く、『未だ可ならず』と。既にして陳す。而して後に之を擊つ。宋の師敗績す。公、股に傷く、(三四)門官(三五)殲きたり。國人皆公を咎む。公曰く、『君子は傷を重ねず、(三六)二毛を擒にせず。古の軍を爲すや、(三七)阻隘を以てせざるなり。寡人

(二四) 周頌敬之の篇。
(二五) はち、さそり。
(二六) 升陘は魯の地。
(二七) 魚門は邾の城門。
(二八) 莊公の孫公孫固。
(二九) 宋は商の後なり。
(三〇) 宋を興さんとして楚と戰ふ可からざるを云ふ。
(三一) 泓は水の名。
(三二) 司馬は子魚なり。
(三三) 擊たんと請ふ也。
(三四) 門官は門を守る者也、師行くときは君の左右に在り。
(三五) 殲は盡くる也。
(三六) 二毛は斑白の老人。
(三七) 阻隘によりて勝を求めず。

ばずして此れ其れ戎たらんか。其禮先づ亡びたり』と。秋、秦・晉、(四)陸渾の戎を伊川に遷す。

晉の大子圉、秦に質たり。將に逃げ歸らんとす。(五)嬴氏に謂ひて曰く、『子と與に歸らんか。』對へて曰く、『子は晉の大子にして秦に辱めらる。子の歸らんと欲するは亦宜ならずや。寡君の(六)婢子をして侍りて巾櫛を執らしむるは、以て(七)子を固くせんとなり。子に從ひて歸らば、君命を棄つるなり。(八)敢て從はじ。亦た敢て言はじ』と。(圉)遂に逃げ歸る。

(九)富辰、王に言ひて曰く、『請ふ(一〇)大叔を召べ。(一一)詩に曰く「其鄰に協比すれば、昏姻孔だ云る」と。吾が兄弟だも協はず。焉ぞ能く諸侯の睦じからざるを怨みん』と。王說ぶ。王子帶、齊より京師に復歸す。王、之を召せばなり。

邾人、須句の故を以て師を出す。公、邾を(一二)卑み、備を設けずして之を禦ぐ。臧文仲曰く、『國に小無し。易る可からざるなり。備なくば、衆と雖も恃む可からざる也。(一三)詩に曰く、「戰戰兢兢として、深淵に臨むが如く、

【四】陸渾は地名。
【五】嬴氏は秦の子圉に妻はす所の懷嬴。
【六】婢子は婦人の自稱。
【七】大子圉をして秦に安んじて逃げ歸らざらしめんとする也。
【八】敢て太子に從つて逃げ去らず、亦敢て此祕密を人に告げて逃げ歸るを妨げず。
【九】富辰は周の大夫。
【一〇】大叔は王子帶。
【一一】小雅小旻の篇。王者の政を爲すや、先づ近親を和協すれば、則ち姻戚甚だ相歸附す。云は旋る也。
【一二】卑は小とし輕んずるなり。
【一三】小雅正月の篇。常に戒愼恐懼するを云ふ。

秋、諸侯、宋公に（七）盂に會す。子魚曰く、『禍は其れ此に在らんか。君の欲、已甚し。其れ何を以て之に堪へん』と。是に於て、楚、宋公を執へて、以て宋を伐つ。冬、（八）薄に會して以て之を釋す。子魚曰く、『禍猶ほ未だし。未だ以て君を懲すに足らず』と。

任・宿・須句・顓臾は、風姓なり。實に（九）大皡と（一〇）有濟との祀を司り、以て（一一）諸夏に服事せり。邾人、（一二）須句を滅す。須句子・來奔す。（一三）成風に因る也。成風之が爲めに公に言ひて曰く、『明祀を崇び（一四）小寡を保んずるは、周の禮なり。蠻夷、夏を猾るは、周の禍なり。若し須句を封せば、是れ皡・濟を崇びて、其祀を修め、禍を（一五）紓くするなり』と。

【經】二十二年春、公、邾を伐ち、須句を取る。夏、宋公・衞侯・許男・滕子、鄭を伐つ。秋八月丁未、邾人と升陘に戰ふ。冬十有一月己巳朔、宋公、楚人と、泓に戰ふ。宋の師敗績す。

【傳】二十二年（周ノ襄十四年）春、邾を伐ち、須句を取りて、其君を反す。禮なり。

三月、鄭伯、楚に如く。夏、宋公、（一）鄭を伐つ。子魚曰く、『（我ガ）所謂禍は此に在り』と。

初め、（周ノ）平王の東遷せしや、（二）辛有、（三）伊川に適き、被髪して野に祭る者を見る。曰く、『百年に及

【七】盂は宋の地。
【八】薄は宋の地。
【九】伏犧氏。
【一〇】濟水。
【一一】中國諸侯。
【一二】須句は成風の家。
【一三】成風は僖公の夫人。
【一四】小寡は小國。
【一五】紓は緩くする也。
【一】鄭の楚に至るを怒る也。
【二】辛有は周の大夫。
【三】伊川は周の地、伊水。

宋の襄公、諸侯を合せんと欲す。臧文仲、之を聞きて曰く、『(七)欲を以て人に從へば、則ち可し。(八)人を以て欲に從へば、濟ること鮮し』と。

[經] 二十有一年春、狄、衞を侵す。宋人・齊人・楚人、鹿上に盟ふ。夏、大旱す。秋、宋公・楚子・陳侯・蔡侯・鄭伯・許男・曹伯、盂に會す。宋公を執へて以て宋を伐つ。冬、公、邾を伐つ。楚人、宜申をして來りて捷を獻ぜしむ。十有二月癸丑、公、諸侯に會して薄に盟ひ、宋公を釋す。

[傳] 二十一年(周ノ襄王十三年)春、宋人、(一)鹿上の盟を爲し、以て諸侯(ノ盟主タルコト)を楚に求む。楚人、之を許す。公子目夷曰く、『小國、盟を爭ふは、禍なり。宋其れ亡びんか。(二)幸にして後に敗れん』と。

夏、大旱す。公、(三)巫尫を焚かんと欲す。臧文仲曰く、『(之ヲ焚クトモ)旱の備に非ざるなり。城郭を修め、食を貶し用を省き、(四)穡を務め(五)分を勸むる、此れ其務なり。巫尫何をか爲ん。天之を殺さんと欲せば、則ち生ずること無きに如かんや。若し能く旱を爲さば、之を焚かば滋〻甚しからん』と。公、之に從ふ。是歲や饑ゑたれど(六)害あらざりき。

【七】欲を以て人に從ふとは、己の欲を捨てゝ人の情に從ふ也。
【八】人を以て欲に從ふとは、人の情を捨てゝ己の欲望に從はしむる也。
【一】宋の地。
【二】軍の敗るるのみならば幸なり。
【三】女巫。
【四】穡は稼穡。
【五】分を勸むるは有無相濟ふ也。
【六】民を傷害せざる也。

く、『秦、將に我を襲はんとす』と。民懼れて潰ゆ。秦、遂に梁を取る。

經 二十年、春、新に南門を作る。夏、郜子來朝す。五月乙巳、西宮災あり。鄭人、滑に入る。秋、齊人・狄人、邢に盟ふ。冬、楚人、隨を伐つ。

傳 二十年（周ノ襄王十二年）春、新に（魯城ノ）南門を作るとは、（一）時ならざるを書するなり。凡そ（二）啓塞は時に從ふ。

滑人、鄭に叛きて衞に服す。夏、鄭の（三）公子士（四）洩堵寇、師を帥ゐて滑に入る。

秋、齊・狄、邢に盟ふは、邢の爲めに衞の難を謀るなり。是に於て、衞、方に邢を病ませたればなり。

隨、漢東の諸侯を以て楚に叛く。冬、楚の鬬穀於菟、師を帥ゐて隨を伐ち、成ぎを取りて還る。君子曰く、『隨の伐たるゝは、力を量らざればなり。力を量りて動けば、其過鮮し。（五）善敗は己に由る、人に由らんや。（六）詩に曰く、『豈に夙夜せざらんや。行の露多きを謂うてなり』と。』

【一】時ならずとは、民を工事に用ふるの時に非ざる也。凡そ土功は冬の農閑の時に於てすべし。

【二】啓は啓發にて門戶橋梁等の建築をいひ、塞は閉塞にて城郭牆塹の土功をいふ。啓塞は皆農閑の時を以てすべし。

【三】鄭の文公の子。

【四】鄭の大夫。

【五】善敗は成敗。

【六】召南行露の篇。路の露多くして衣を濕ほすを恐れて、早暮には行かざるなり。力を量りて妄りに行動せざるに譬ふ。

秋、衞人、邢を伐つは、以て菟圃の役に報ゆるなり。是に於て衞大旱す。山川に（八）事あらんことを卜す。不吉なり、甯莊子曰く、『昔、周、饑ゑしとき、殷に克ちて年豐なりき。今、邢、方に無道にして、諸侯、（九）伯なし。天其れ或は衞をして邢を討せしめんと欲するか』と。之に從ふ。師興りて雨ふる。

宋人、曹を圍むは、不服を討するなり。子魚、宋公に言ひて曰く、『文王、（一〇）崇德の亂るゝを聞きて之を伐つ。軍三旬にして降らず。退きて敎を修めて、復た之を伐ちしに、（一一）壘に因りて降りき。（一二）詩に曰く「寡妻に刑し、兄弟に至り、以て家邦を御む」と。今、君の德、乃ち猶ほ闕くる所あること無からんや。而るを以て人を伐つは、之を若何にせん。盍ぞ姑く內、德を省みざる。闕くること無くして而る後に動け』と。

陳の穆公、好を諸侯に修め以て齊桓の德を忘るゝこと無からんことを請ふ。冬、齊に盟ふは、（一三）桓公の好を修むるなり。

梁亡ぶ。（一四）其主を書せざるは、自ら（一五）之を取ればなり。初め、梁伯、（一六）土功を好み、亟ゝ城づきて處らず。民罷れて堪へず。則ち曰く、『某の寇將に至らんとす』と。乃ち公宮に溝はらんとして曰

【八】事は祭事なり。
【九】伯は覇なり。
【一〇】崇は崇侯虎。
【一一】前に軍せし所の壘を其まま用ひて、即ち前役よりも兵を增すこと無くして、崇自ら服せり。
【一二】大雅思齊篇。文王の敎、近きより遠きに及ぶを云ふ。
【一三】宋襄暴虐なるが故に、齊桓を思ふ也。
【一四】其主とは、梁を亡ぼせる者の名。
【一五】之は滅亡をいふ。
【一六】土木工事。

經 十有九年、春王の三月、宋人、滕子嬰齊を執ふ。夏六月、宋公・曹人・邾人、曹の南に盟ふ。鄫子、邾に會盟す。己酉、邾人、鄫子を執へて之を用ゐる。秋、宋人、曹を圍む。衞人、邢を伐つ。冬、陳人・蔡人・楚人・鄭人に會して齊に盟ふ。梁亡ぶ。

傳 十九年（周ノ襄王十一年）春、（一）遂に城づきて之に居る。

秦人、滕の宣公を執ふ。

夏、宋公、邾の文公をして、鄫子を次睢の（二）社に用ゐしめ、（三）以て東夷を屬せんと欲す。司馬子魚曰く、「古は（四）六畜をも相爲めに用ゐず。小事に大牲を用ゐざりき。而るを況や敢て人を用ゐんや。祭祀は以て人の爲にするなり。民は神の主なり。人を用ゐば、其れ誰か之を饗けん。齊の桓公、（五）三亡國を存し、以て諸侯を屬せしかど、義士は猶ほ薄德と曰へり。今、一會にして（六）二國の君を虐げ、又、これを（七）淫昏の鬼に用ゐて、將に以て覇を求めんとするは、亦難からずや。死を得るを幸と爲んのみ」と。

【一】前年にいへる新里に秦が城づきしなり。
【二】社を祭る犧牲となす也。人を社に用ふるとは、鼻を叩きて血を出して以て社の神を祭る也。
【三】威を東夷に示して以て、之を來して屬せしめんと欲する也。
【四】六畜と雖も、相易へて用ふ可からず、例へば牛を用ふべき祀に羊を用ふ可からざるが如し。
【五】三亡國は魯衞邢をいふ。
【六】二國の君は滕子、鄫子をいふ。
【七】淫昏の社は周の社に非ざる也。

孝公、宋に奔る。十二月乙亥赴げ、(二〇)辛巳の夜殯す。

【經】十有八年、春王の正月、宋公・曹伯・衞人・邾人、齊を伐つ。夏、師、齊を救ふ。五月戊寅、宋の師と甗に戰ふ。齊の師敗績す。狄、齊を救ふ。秋八月丁亥、齊の桓公を葬る。冬、邢人・狄人、衞を伐つ。

【傳】十八年(周ノ襄王十年)春、宋の襄公、諸侯を以て齊を伐つ。三月、齊人、(一)無虧を殺す。

鄭伯始めて楚に朝す。楚子、之に金を賜ふ。既にして之を悔い、之と盟ひて曰く、『(二)以て兵を鑄ること無かれ』と。故に三鐘を鑄たり。

齊人、將に孝公を立てんとすれど、四公子の徒に勝へず、遂に宋人と戰ふ。夏五月、宋、齊の師を(三)甗に敗り、孝公を立てゝ還る。秋八月、齊の桓公を葬る。

冬、邢人・狄人、衞を伐ち、菟圃を圍む。衞侯、國を以て父兄子弟と(四)朝衆とに讓りて曰く、『苟も能く之を治めば、(五)燬請ふこれに從はん』と。衆、可かず。而して後、(六)訾婁に師す。狄の師還る。

梁伯、(七)其國を益せども、實つること能はざるなり。命づけて新里と曰ふ。秦、之を取る。

【二〇】六十七日にして乃ち殯する也。
【一】以て宋に說く也。
【二】兵は兵器なり。楚の金利なるが故に、兵器を鑄ることを禁するなり。
【三】甗は齊の地。
【四】朝衆は群臣なり。
【五】燬は衞の文公の名。
【六】訾婁は衞の邑。
【七】其邊邑を廣むれども人民を其地に徙して充實すること能はざる也。

ん』と。故に男を名づけて圉と曰ひ、女を妾と曰ふ。子圉が西秦に質たるに及び、(四)妾は宦女と爲れり。(魯ノ)師、項を滅す。(五)淮の會に、公、諸侯(會同)の事あり、未だ歸らざるに、項を取る。齊人以て討ずることを爲し、(六)公を止む。秋、(七)聲姜、公の故を以て、齊侯に(八)卞に會す。九月、公至る。書して『會より至る』と曰ふは、猶ほ諸侯の事あるがごとくし、且つ之を諱めばなり。

齊侯の夫人三、王姬・徐嬴・蔡姬、皆子なし。齊侯、内を好みて内寵多し。内嬖、夫人の如きもの六人あり。長衛姬、(九)武孟を生み、少衛姬、(一〇)惠公を生み、鄭姬、(一一)孝公を生み、葛嬴、(一二)昭公を生み、密姬、(一三)懿公を生み、宋の(一四)華子、公子雍を生む。公、管仲と與に、孝公を宋の襄公に(一五)屬し、以て大子と爲せり。(一六)雍巫、(一七)衛共姬に寵あり。寺人貂に因りて、以て(一八)羞を公に薦む。亦、寵あり。公、之に武孟を立つるを許す。管仲卒して、五公子皆立たんことを求む。冬十月乙亥、齊の桓公卒す。易牙入り、寺人貂と與に(一九)内寵に因りて、以て群吏を殺して、公子無虧を立つ。

【四】秦に宦事して妾となる也。
【五】淮の會は前年の冬に在り。
【六】公を齊に執ふる也。
【七】聲姜は僖公の夫人、齊の女。
【八】卞は地名。
【九】武孟は無虧。
【一〇】惠公は名は元。
【一一】孝公は名は昭。
【一二】昭公は名は潘。
【一三】懿公は名は商人。
【一四】華子は華氏の女、子姓。
【一五】屬は屬託する也。
【一六】雍巫は易牙。
【一七】衛共姬は卽ち長衛姬。
【一八】羞は食物。
【一九】衛共姬を主として之を言ふ。

秋、狄、晉を侵し、(四)狐厨・受鐸を取り、(五)汾を渉りて(六)昆都に及ぶ。晉の敗れしに由りてなり。

王、(七)戎の難を以て齊に告ぐ。齊、諸侯を朝して、周を戍らしむ。

冬十一月乙卯、(八)鄭、子華を殺す。

十二月、淮に會するは、鄫を謀り、且つ(九)東略するなり。鄫に城づくに、役人病む。夜、(一〇)丘に登りて呼ぶものあり。曰く、『齊に亂あらん』と。城づくことを果さずして還りぬ。

【經】十有七年春、齊人・徐人、(一)英氏を伐つ。夏、項を滅す。秋、夫人姜氏、齊侯に卞に會す。九月、公、會より至る。冬十有二月乙亥、齊侯小白卒す。

【傳】十七年(周ノ襄王九年)春、齊人、徐の爲めに英氏を伐つは、以て(二)婁林の役に報ゆる也。

夏、晉の大子圉、秦に質と爲る。秦、河東を歸して之に妻はす。惠公の梁に在りしや、梁伯之に妻はす。梁嬴孕みて期を過ぐ。(三)卜招父、其子と、之をトす。其子曰く、『將に一男一女を生まんとす。』招曰く、『然り、男は人の臣たらん、女は人の妻たら

【四】狐厨受鐸は皆晉の邑。
【五】汾は水の名。
【六】昆都は晉の邑。
【七】十一年、戎、周を伐ちし以來、遂に王室の難をなすを以て也。
【八】七年の管仲の語參照。
【九】東略は東方に向つて經略するなり。
【一〇】役夫、癘氣に遇うて、久しく駐まるに堪へず、故に妖言を爲すなり。
【一】英氏は楚の與國。
【二】婁林の役は十五年に在り。
【三】梁の大卜。

卷の六

僖公 中

經 十有六年、春王の正月戊申朔、宋に隕石あり五つ。是月、六鷁退飛して宋の都を過ぐ。三月壬申、公子季友卒す。夏四月丙申、鄫の季姬卒す。秋七月甲子、公孫茲卒す。冬十有二月、公、齊侯・宋公・陳侯・衞侯・鄭伯・許男・邢侯・曹伯に淮に會す。

傳 十六年(周ノ襄王八年)春、宋に隕石あり五つとは、隕星なり。(一)六鷁退飛して宋の都を過ぐるは、風あればなり。周の內史叔興、宋に聘す。宋の襄公焉に問ひて曰く、『是れ何の(二)祥ぞ。吉凶焉くにか在る。』對へて曰く、『今茲、魯に大喪多からん。明年、齊に亂あらん。(三)君將に諸侯を得れども終へざらんとす』と。退きて人に告げて曰く、『君、問を失へり。是れ陰陽の事なり。吉凶の生ずる所に非ざるなり。吉凶は人に由る。(吾ガ斯ク對ヘシハ)吾敢て君に逆はざるが故なり』と。

夏、齊、厲を伐つ。克たず。徐を救うて還る。

【一】鷁は水鳥なり、高く飛んで、風に逢うて退くなり。
【二】祥は前兆なり。
【三】君は宋の襄公をさす。

さんは、秦其れ然らざらん」と。』秦伯曰く、『是れ吾心なり』と。改めて晉侯を館し、(九三)七牢を饋りぬ。(九四)蛾析、慶鄭に謂ひて曰く、『盍ぞ行らざる。』對へて曰く、『(九五)君を敗に陷れ、敗れて死なず、又、(九六)刑を失はしめば、人臣に非ざるなり。臣にして臣たらずば、行るとも、將た焉くにか入らん』と。十一月、晉侯歸る。丁丑、慶鄭を殺して、而る後に入る。是歲、晉、又饑う。秦伯、又、之に粟を餽りて曰く、『吾、其君を怨むれども其民を矜む。且つ、吾聞く、(九七)唐叔の封せられしや、箕子曰く、「其後必ず大ならん」と。(九八)晉、其れ庸て冀ふ可けんや。姑く德を樹てて、以て能者を待たん』と。是に於て、秦始めて、晉の河東を(九九)征し、官司を置けり。

【九三】牛羊豕各々一を一牢と爲す。
【九四】蛾析は晉の大夫。
【九五】晉侯呼べども往かず、晉の師を誤らせ、秦伯を失へるを云ふ。
【九六】去らば、君、慶鄭を刑する能はず。
【九七】晉の始封の君。
【九八】晉の取る可からざるをいふ。
【九九】征は賦なり。

夷伯の廟に（八二）震するは、之を罪するなり。是に於て、展氏、（八三）隱慝あり。

冬、宋人、曹を伐つは、（八四）舊怨を討ずるなり。

楚、徐を（八五）婁林に敗るは、徐、（齊ノ）救を恃めばなり。

十月、晉の陰飴甥、秦伯に會して（八六）王城に盟ふ。秦伯曰く、『晉國和するか。』對へて曰く、『和せず。（八七）小人は其君を失ひしを恥ぢて、（八八）其親を喪ひしを悼み、征繕を憚らずして以て圉を立てんとして、曰く、「必ず讐を報いん。寧ぞ戎狄に事へんや」と。君子は其君を愛して其罪を知り、征繕を憚らずして以て秦の命を待ちて、曰く、「必ず（秦ノ）德に報いん、死するありとも（八九）二なけん」と。此を以て和せず。』秦伯曰く、『國、（九〇）君を何とか謂へる。』對へて曰く、『小人は慼へて、之を免れずと謂ひ、君子は恕りて以爲へらく必ず歸らんと。小人は曰く、「我、（九一）秦に毒せり、秦豈に君を歸さんや」と。君子は曰く、「我、罪を知れり、秦必ず君を歸さん。（九二）貳して之を執へ、服して之を舍すは、德、焉よりも厚きは莫く、刑焉よりも威なるは莫し。服する者は德を懷ひ、貳する者は刑を畏る。此一役や、秦以て覇たる可し。（晉侯ヲ國ニ）納れて（位ヲ）定めず、廢てゝ立てず、德を以て怨と爲

【八二】震は落雷。
【八三】隱れたる惡。
【八四】十四年、曹、諸侯と與に宋を伐つ。
【八五】。徐の地。
【八六】秦の地。
【八七】小人は下民。
【八八】其親を喪ひしとは其親の秦の爲めに殺されしを云ふ。
【八九】二は二心。
【九〇】君は晉君をさす。
【九一】秦の三施に報いざるを云ふ。
【九二】貳は二心ある也。

し。西鄰の(六九)責言は、償ふ可からざるなり」と。歸妹の睽に之くも、猶ほ(七〇)相なきなり。震、離に之き、亦、離、震に之く、雷と爲し、火と爲し、(七一)嬴、(七二)姬を敗ると爲す。車、其(七三)輹を說き、火、其旗を焚く。師を行るに利あらず。(七四)宗丘に敗れん。歸妹の(七五)睽孤、寇、之が弧を張る。(七六)姪、其れ姑に從はん。六年、其れ逋れ、其國に逃げ歸りて、其家を棄て、明年其れ(七七)高梁の虛に死なん」と。惠公の秦に在るに及びて曰く、「先君、若し史蘇の占に從はゞ、吾此に及ばざらんか。」韓簡侍して曰く、「(七八)龜は象なり。筮は數なり。物生じて而る後に象あり。象ありて而る後に滋ることあり。滋くして而る後に數あり。先君の敗德、數ふ可きに及ばんや。史蘇が是の占、從ふこと勿くとも、何の益かあらん。(七九)詩に曰く、「下民の孽、天より降るに匪ず。(八〇)僔沓して背けば憎み、(八一)職として競ふは人に由る」と。」

【六九】責言は責讓の言。
【七〇】相は助。
【七一】嬴は秦の姓。
【七二】姬は晉の姓。
【七三】輹は、とこしばり。車の下に在りて軸に縛す。說は脫なり。輹を脫すれば、車の軸、上に安んずる能はず。
【七四】宗丘は宗邑。
【七五】睽孤は、そむきて孤立するをいふ。睽の卦の上九の爻辭。
【七六】姑よりして兄弟の子男女皆姪と曰ふ。穆姬は姑にして子圉は姪なり。
【七七】高梁は晉の地。
【七八】龜は象を以て示し、筮は數を以て告ぐ。象數相因りて生じて、然る後占有り。占は吉凶を知る所以にして、吉凶を變ずる能はず。
【七九】小雅十月之交の篇。
【八〇】僔沓は聚まり語りて雷同する也。
【八一】災害の競うて生ずるは人自ら之を招く也。

晉侯、(五七)郤乞をして(國ニ還リ)(五八)瑕呂飴甥に告げ、且つ之を召さしむ。子金、之に教へて言ひて曰く、『(五九)國人を朝せしめて、君命を以て賞せよ』と。且つ之に告げて曰はしむらく、『孤、歸ると雖も、社稷を辱めたり。其れ(六〇)圉を貳にせんことをトせよ』と。衆、皆哭す。晉、是に於てか(六一)爰田を作る。呂甥曰く、『君、亡を恤へずして、群臣を是れ憂ふるは、惠の至なり。將に君を若何にせんとする。』衆曰く、『何に爲てか可なる。』對へて曰く、『(六二)征繕して以て(六三)孺子を輔けん。諸侯之を聞かば、君を喪うて君ありとし、群臣輯睦し、甲兵益〻多く、我を好みする者は勸み、我を惡む者は懼れん、庶はくは益あらんか』と。衆說ぶ。晉是に於てか(六四)州兵を作る。

初め、晉の獻公、伯姬を秦に嫁せんことを筮す。(六五)歸妹☳☱の(六六)睽☲☱に之くに遇ふ。(六七)史蘇之を占ひて曰く、『不吉なり。』其繇に曰く、「(六八)士、羊を刲すも亦衁無く、女、筐を承くるも亦貺無

【五七】晉の大夫。

【五八】瑕呂飴甥は卽ち呂甥、字は子金、又陰飴甥ともいふ。

【五九】國人を朝せしめて、君命を以て、其の善く國を守れるを賞せよ。郤乞をして、惠公の命として國人に同情あらしむる言を用ゐしめたるなり。

【六〇】圉は惠公の大子、懷公。

【六一】公田の稅の當に公に入るべき者を以て賞に充つるなり。

【六二】征繕は車馬を賦し、器械を治むる也。

【六三】孺子は圉なり。

【六四】州は五黨、二千五百戸、州長をして各〻甲兵を治めしむる也。

【六五】兌下震上は歸妹なり。

【六六】兌下離上は睽なり。

【六七】史蘇は晉の卜筮の吏。

【六八】衁は血なり、求むる所を獲ざる也。

を以て逆へ且つ告げしめて、曰く、『上天、災を降し、我が兩君をして玉帛を以て相見るに匪ずして、以て戎を興さしむ。若し晉君、朝に以て入らば、則ち(四九)婢子夕に以て死なん。夕に以て入らば則ち朝に以て死なん。唯だ君之を裁せよ』と。乃ち(五〇)諸を靈臺に舍く。大夫、以て入らんと請ふ。公曰く、『(五一)晉侯を獲たるは、厚きを以て歸るなり。既にして喪をもて歸らんこと、焉くにか之を用ゐん。大夫も其れ何ぞ有らん。且つ晉人、(五二)慼憂以て我に重ね、天地以て我に(五三)要す。晉の憂を圖らざるは、其怒を重ぬるなり。我、吾が言を食むは、天地に背くなり。怒を重ぬるは任へ難く、天に背くは不祥なり。必ず晉君を歸さん』と。公子縶曰く、『之を殺すに如かず。(晉侯ヲシテ歸リテ)(五四)聚慝せしむること無かれ』と。子桑曰く、『之を歸して其大子を質とせば、必ず大城を得ん。晉は未だ滅す可からず。而るを其君を殺さば、祗に以て惡を成さん。且つ(五五)史佚言へることあり、「禍を始むること無かれ。(五六)亂を怙むこと無かれ。(五七)怒を重ぬること無かれ。怒を重ぬれば任へ難く、人を陵ぐは不祥なり」と。』乃ち晉に平ぎを許す。

【四九】婢子は穆姬自ら稱す。
【五〇】諸は晉侯をさす。
【五一】晉侯を獲たるは大なる功なり、されど、そを入れなば、穆夫人の自殺を見んとす、然らば惠公を入るゝは却つて我に損あり、大夫も益するところなからんとなり。
【五二】反首拔舍するを云ふ。
【五三】要は要請なり。
【五四】聚慝は相聚まりて惡を爲す也。
【五五】史佚は周の武王の時の大史。
【五六】人の亂を恃んで己が利を爲すこと無かれ。

(三六)敢て命を承けざらんや』と。韓簡退きて曰く、『(三七)吾、幸にして囚はるゝことを得ん』と。壬戌、韓原に戰ふ。(三八)晉の戎馬、濘に還りて止る。公、慶鄭を號ぶ。慶鄭曰く、『諫に愎り、卜に違ひ、固より敗を是れ求めたり。又何ぞ逃れん』と。遂に之を去る。梁由靡、韓簡に御たり。虢射、右と爲り、秦伯を(三九)輅へて、將に之を(四〇)止めんとせしを、鄭、『公を救へ』といふを以て之を誤り、遂に秦伯を失ふ。秦、晉侯を獲て以て歸る。晉の大夫、(四一)反首(四二)拔舍して之に從ふ。秦伯辭せしめて曰く、『二三子何ぞ其れ慼へん。寡人の(四三)君に從つて西するや、(四四)亦晉の妖夢を是れ踐まんとなり。豈に敢て以て至らんや』と。晉の大夫、三拜稽首して曰く、『君、后土を履みて皇天を戴く。皇天后土、實に君の言を聞けり。群臣、敢て(四五)下風に在り。(晉侯ノ歸國ヲ待タン。)』と。穆姬、晉侯の將に至らんとするを聞き、大子(四六)罃・弘と女簡璧とを以て、臺に登りて、(四七)薪を履み、(四八)絻服衰絰

【三六】一戰すべきを云ふ。

【三七】囚はるゝことを得ば幸なり。晉の必ず敗るべきを云ふ。

【三八】小駟、泥濘の中に陷りて、廻旋して、出づること能はざるなり。

【三九】輅は迎ふる也。

【四〇】止は獲る也。

【四一】反首は頭髮を亂し下垂するなり。

【四二】拔舍は茇舍なり、草中に止舍する也。

【四三】君は晉君をさす。

【四四】狐突が夢みたりし申生の言を履行せんとなり。

【四五】人、下風に在るときは、語を聞くこと倍〻切なり。

【四六】罃は康公。弘は其母弟。簡璧は罃弘の姉妹。

【四七】薪を履むは、秦若し惠公を宮殿に入れなば、自ら焚死して、恥辱を見ざらんとするなり。

【四八】絻衰絰は皆喪服なり。人をして喪服を齎して以て秦伯を迎へしむる也。我死せば、秦伯當に是の服を服すべしとの意なり。

(二六)異產に乘り以て戎事に從はんとす、(馬)懼れて(常ヲ)變ずるに及ばゝ、(二七)將に人と易らんとす。(二八)亂氣狡憤すれば、陰血周作して、張脈僨興す、外彊くとも(二九)中乾き、進退可ならず、周旋能はず。君必ず之を悔いん』と。聽かれず。

九月、晉侯、秦の師を逆ふ。(三〇)韓簡をして師を視しむ。復して曰く、『師は我よりも少くして、鬭士は我に倍せり。』公曰く、『何の故ぞ。』對へて曰く、『(晉侯ガ)出でしとき(三一)其資に由り、(晉公ガ國ニ)入りしとき其寵を用ゐ、(晉國ガ)饑ゑしとき其粟を食ひぬ。三たび施されたれども、(晉ハ之ニ)報ゆること無かりき。是を以て來れり。今又之を擊つ。我は怠りて、秦は奮へり。倍すといふとも猶ほ未だし、』公曰く、『一夫だも狃れしむ可からず。(三二)況や國をや』と。遂に戰を請はしめて曰く、『寡人不佞、能く其衆を合せて、離つこと能はざるなり。君若し還らずば、(三三)命を逃るゝ所無し』と。秦伯、公孫枝をして對へしめて曰く、『君の未だ(晉國ニ)入らざるや、寡人、(三四)之を懼れぬ。入りて未だ(三五)列を定めざるや、猶ほ吾が憂なりき。苟も列定まらば、

【二六】異產は他國の獻ぜし馬。
【二七】人意の如く動かざるを云ふ。
【二八】亂氣、中に狡戾憤滿すれば、血必ず身を周りて動作し、脈必ず張起す。血は膚內に在り、故に陰血と曰ふ。僨興は勃興する也。
【二九】乾は虛竭なり。
【三〇】晉の大夫、韓萬の孫。
【三一】其は秦をさす。
【三二】一たび秦を避けば、常に我を侮るに至るべし。
【三三】敢て戰はんとなり。
【三四】晉國に入るべきや否やを懼れたり。
【三五】列を定むるは軍隊を整備するをいふ。列は陣列なり。

與へざりき。(一一)晉饑ゑしとき、秦之に粟を輸りき。(一二)秦饑ゑしとき、晉之に糴を閉ぢぬ。故に秦伯、晉を代つ。(一三)卜徒父、之を筮す。吉なり。『(秦ノ軍)河を渉らば、(一四)侯の車敗れん』と。之を詰るに、對へて曰く、『乃ち大吉なり。三敗して、必ず晉君を獲ん。其卦、(一五)蠱䷑に遇へり。曰く、「千乘三たび去げん。三去の餘、其雄狐を獲ん」と。夫れ(一六)狐は蠱なれば、必ず其君ならん。蠱の(一七)貞は風なり。其(一八)悔は山なり。歲云に秋なり。我、其實を落して其材を取る。克つ所以なり。實落ち材亡ぶ。敗れずして何をか待たん』と。(晉)三たび敗れて韓に及ぶ。晉侯、慶鄭に謂ひて曰く、『(一九)寇深し、之を若何にせん。』對へて曰く、『君、實に之を深くす。若何にす可けん。』公曰く、『(二〇)不孫なり』と。(二一)右を卜せしに、慶鄭、吉なれども、使はず。(二二)步揚、戎に御たり。家僕徒、右たり。小駟に乘る。(小駟ハ)鄭の入れし(馬)なり。慶鄭曰く、『古者、大事には必ず(二三)其產に乘る、其水土に生じて其人心を知り、其教訓に安んじて其道に(二四)服習し、(二五)唯だ之を納る丶所のま丶にして、志の如くならざること無ければなり。今、

【一一】十三年の事。
【一二】十四年の事。
【一三】秦の龜卜を掌る者。
【一四】侯は晉侯。
【一五】巽下艮上は蠱なり。
【一六】晉侯は不信にして、屢〻蠱惑すること、狐の如し。故に狐を以て晉侯と爲す。
【一七】貞は內卦をいふ。
【一八】悔は外卦をいふ。
【一九】境に入ること深き也。
【二〇】不孫は不遜なり。
【二一】右は車右。
【二二】步揚は郤犫の父。
【二三】其產は國產の馬。
【二四】服習は、なる丶也。
【二五】進退、我が使ふ所のま丶なるを云ふ。

男・曹伯に會して、牡丘に盟ふ。遂に匡に次る。〔一〕公孫敖、師を帥ゐて、諸侯の大夫と、徐を救ふ。夏五月、日・之を食するあり。秋七月、齊の師・曹の師、厲を伐つ。八月、螽あり。九月、公、會より至る。季姬、鄫に歸る。己卯晦、夷伯の廟に震す。冬、宋人、曹を伐つ。楚人、徐を婁林に敗る。十有一月壬戌、晉侯、秦伯と韓に戰ふ。晉侯を獲たり。

〔傳〕十五年(周ノ襄王七年)春、楚人、徐を伐つは、徐、諸夏に卽くが故なり。三月、〔二〕牡丘に盟ふは、葵丘の盟を尋め、且つ徐を救ふなり。〔三〕孟穆伯、師を帥ゐ、諸侯の師と、徐を救ふ。諸侯、〔四〕匡に次り、以て之を待つ。

夏五月、日・之を食するあり。朔と日とを書せざるは、官・之を失ひしなり。

秋、〔五〕厲を伐つは、以て徐を救ふなり。

晉侯の入るや、秦の〔六〕穆姬、〔七〕賈君を屬し、且つ曰く、『盡く群公子を納れよ』と。晉侯、賈君に烝し、又、群公子を納れず。是を以て、穆姬之を怨めり。晉侯、賂を(與フル)〔八〕中大夫に許し、既にして、皆、之に背けり。秦伯に賂ふに、〔九〕河外の列城五つ、東は〔一〇〕虢略を盡し、南は華山に及び、內は解梁城に及ぶまでを以て(約スル)し、既にして

〔一〕慶父の子。
〔二〕牡丘は地名。
〔三〕仲孫湫。
〔四〕匡は衞の地。
〔五〕厲は楚の與國。
〔六〕中生の姊、秦の穆公の夫人。
〔七〕晉獻公の次妃、賈の女。
〔八〕中大夫は國內の執政里丕等。
〔九〕河外は河南。
〔一〇〕虢の界。

鄫の（四）季姬來寧す。公怒りて之を止む。鄫子の朝せざるを以てなり。夏（王子ト）防に遇うて、來朝せしむ。

秋八月辛卯、（五）沙鹿崩る。晉の卜偃曰く、『期年にして將に大咎あらんとす。幾ど國を亡さん』と。

冬、秦、饑う。糴を晉に乞はしむ。晉人與へず。（六）慶鄭曰く、『施に背くは親なきなり。災を幸とするは不仁なり。貪り愛むは不祥なり。隣を怒らするは不義なり。四德皆失はゞ、何を以てか國を守らん』と。（七）虢射曰く、『（八）皮の存せざるに、毛將た安くにか傅かん』と。慶鄭曰く、『信を弃て、隣に背かば、患ありとも孰か之を恤はん。「信無ければ患作り、援を失へば必ず斃る」と。是れ則ち然り』と。虢射曰く、『（秦ニ粟ヲ與フルモ）（九）怨に損なくして寇に厚くす。與ふること勿きに如かず』と。慶鄭曰く、『施に背き災を幸とするは、民の弃つる所なり、近きも猶ほ之を讎とす、況や怨敵をや』と。聽かれず。退きて曰く、『君其れ是を悔いんかな』と。

【經】十有五年春王の正月、公、齊に如く。楚人、徐を伐つ。三月、公、齊侯・宋公・陳侯・衞侯・鄭伯・許

【四】季姬は魯の女。
【五】晉の山の名。
【六】晉の大夫。
【七】惠公の舅。
【八】皮は曾て秦に許したるに城を與へざりしを云ふ。毛は糴を云ふ。皮もやらぬに毛をやるとも悦ばれじとなり。
【九】粟を送るとも、怨を解くに足らずして、適々秦を強くするに過ぎず。

秋、戎の難の爲めの故に、諸侯、周を戍る。齊の仲孫湫、(三)之を致す。

冬、晉、(四)荐りに饑う。糴を秦に乞はしむ。秦伯、子桑に謂ふ、『諸を與へんか』と。對へて曰く、『(秦)重く施して(晉)報いば、(五)君將た何をか求めん。(秦)重く施して(晉)報いずば、(六)其民必ず攜れん。攜れて討せば、衆無くして必ず敗れん』と。百里に謂ふ、『諸を與へんか』と。對へて曰く、『天災の流行する、國家代る〲有り。災を救ひ隣を恤むは道なり。道を行へば福あり』と。丕鄭の子豹、秦に在り。(七)晉を伐たんと請ふ。秦伯曰く、『其君是れ惡くとも、其民何の罪かある』と。秦是に於てか粟を晉に輸す。(八)雍より(九)絳に及ぶまで相繼ぐ。之を命づけ(一〇)汎舟の役と曰ふ。

【經】十有四年春、諸侯、緣陵に城づく。夏六月、季姫、鄫子と防に遇ひ、鄫子をして來朝せしむ。秋八月辛卯、沙鹿崩る。狄、鄭を侵す。冬蔡侯肸卒す。

【傳】十四年(周ノ襄王六年)春、諸侯、(一)緣陵に城づきて(二)杞を遷す。其人を書せざるは、(三)闕くるあればなり。

【三】諸侯の戍卒を周に送る也。
【四】麥禾連年熟せざる也。
【五】秦、損失すること無きを云ふ。
【六】不義なるが故に民離るゝ也。
【七】父の爲めに怨を報いんと欲するなり。
【八】雍は秦の都。
【九】絳は晉の都。
【一〇】渭水より運んで河汾に入る、故に汎舟といふ。
【一】杞の邑。
【二】淮夷を避けて遷りしなり。
【三】鹹に會せし諸侯盡くは來らず、故に闕くるありと曰ふ。

饗す。管仲辭して曰く、『臣は賤しき有司なり。天子の二守なる(七)國・高の在るあり。若し(二子)春秋を(八)節にして來りて王命を承けば、何を以て(二子チ)禮せん。陪臣敢て辭す』と。王曰く、『舅氏、余、乃の勳を嘉し、乃の(九)懿德に應じ、(一〇)督くして忘れられずと謂へり。往きて乃の職を踐みて、朕が命に逆ふこと無かれ』と。管仲、下卿の禮を受けて還る。君子曰く、『管氏の世ゝ祀らるゝや、宜なる哉。讓りて其上を忘れず。(一一)詩に曰く「愷悌の君子は、神の(一二)勞する所なり」と』と。

【經】 十有三年、春、狄、衞を侵す。夏四月、陳の宣公を葬る。公、齊侯・宋公・陳侯・衞侯・鄭伯・許男・曹伯に鹹に會す。秋九月、大雩す。冬、公子友、齊に如く。

【傳】 十三年(周ノ襄王五年)春、齊侯、仲孫湫をして周に聘し、且つ(一)王子帶(ノ事)を言はしむ。事畢る。王と(子帶ノ事チ)言はず。歸りて復命して曰く、『未だ可ならず。王の怒未だ怠らず。其れ十年か。十年ならずんば王(子帶チ)召さゞらん』と。

夏、(二)鹹に會するは、淮夷、杞を病ましむる故なり。且つ王室(ノ事)を謀るなり。

【七】 國子、高子は、天子より命じて齊の守臣とせしもの、皆上卿なり。
【八】 節は時期なり。春秋は朝聘の禮をなす時なり。
【九】 懿德は美德。
【一〇】 正しくして忘る可からず。
【一一】 大雅旱麓の篇。
【一二】 勞は、いたはる也。
【一】 前年、王子帶、齊に奔る、故に之を復さんと欲する也。
【二】 衞の地。

み。其れ何の繼ぐことかこれ有らん。(六)禮は國の幹なり、(七)敬は禮の輿なり。敬せざるときは則ち禮行はれず、禮行はれざるときは則ち上下昏し。何を以て世を長くせん』と。

夏、揚・拒・泉・皐・伊・雒の戎、同じく京師を伐ち、王城に入り、東門を焚く。(八)王子帶之を召しゝ也。晉、戎を伐ち以て周を救ふ。秋、晉侯、戎を王に平ぐ。

(九)黃人、楚に貢を歸らず。冬、楚人、黃を伐つ。

【經】十有二年、春王の三月庚午、日之を食するあり。夏、楚人、黃を滅す。秋七月。冬十有二月丁丑、陳侯杵臼卒す。

【傳】十二年(周ノ襄王四年)春、諸侯、衞の(一)楚丘の(二)郛に城づく。狄の難を懼れてなり。

黃人、諸侯の齊に睦しきを恃みてや、楚に職を供せずして曰く、『(三)郢より我に及ぶまで九百里、楚焉ぞ能く我を害せん』と。夏、楚、黃を滅す。

(四)王、(五)戎の難を以ての故に、王子帶を討ず。秋、王子帶、齊に奔る。冬、齊侯、(六)管夷吾をして戎を王に平げしめ、隰朋をして戎を晉に平げしむ。王、上卿の禮を以て管仲を

【六】禮無ければ、國立たず、故に之を幹といふ。
【七】敬無ければ、禮行はれず、故に之を輿に比す。
【八】王子帶は甘昭公なり、戎を召して、因りて以て位を簒はんと欲する也。
【九】黃人、齊を恃むが故なり。
【一】衞の國都。
【二】郛は郭なり。
【三】郢は楚の都。
【四】王は周王。
【五】戎の難とは、子帶、前年、戎を召して周を伐たしめしをいふ。
【六】管仲。

報問せしめ、且つ三子を召す。郤芮曰く、『幣重くして言甘し、我を誘くなり』と。遂に丕鄭・（二二）祁擧及び（二三）七輿大夫の左行共華・右行賈華・叔堅・騅歂・纍虎・特宮・山祁を殺す。皆里・丕の黨なり。丕豹、秦に奔り、秦伯に言ひて曰く、『晉侯、（二四）大主に背きて（二五）小怨を忌む。民與せざるなり。之を伐たば必ず出でん』と。公曰く、『（二六）衆を失ふもの、焉ぞ（里丕ノ黨チ）能く殺さん。禍を違くるもの、誰か能く君を（逐ヒ）出さん』と。

【經】十有一年春、晉、其大夫丕鄭父を殺す。夏、公、夫人姜氏と、齊侯に陽穀に會す。秋八月、大雩す。冬、楚人、黄を伐つ。

【傳】十一年（周ノ襄王三年）春、晉侯、丕鄭の亂を以て來り告げしむ。

（一）天王、（二）召武公・（三）內史過をして晉侯に（四）命を賜はしむ。（晉侯）王を受くること惰れり。過・歸りて王に告げて曰く、『晉侯は其れ後なからんか。王之に命を賜ふに、（五）瑞を受くるに惰るは、先づ自ら弃つるの

【二二】祁擧は晉の大夫。
【二三】上軍の輿帥七人、申生に屬せし者。
【二四】大主は秦を指す。秦は、夷吾が晉に入るの主と爲れり、故に大主といふ。
【二五】小怨は里と丕とをいふ。
【二六】若し晉の君果して衆心を失はゞ、何ぞ能く里丕の黨を殺すことを得ん。其能く之を殺したるを見れば、未だ全く衆心を失はざるなり。丕豹等は已に禍を避けて秦に來り、國中に復た殘黨ある無ければ、之を伐つとも、誰か內より應じて君を逐ひ出す者あらんや。晉の未だ容易に伐つ可からざるを言ふ。

【一】天王は周の襄王。
【二】召武公は周の卿士。
【三】內史過は周の大夫。
【四】諸侯、位に卽くときは、策命して車服を賜ひ、而る後王爵を成すなり。玉を受くるは命を將ふの飾りなり。
【五】瑞は玉なり。

伏して死す。是に於て丕鄭、秦に聘し且つ賂を緩れしを謝せり。〔一〇〕故に及ばざりき。

晉侯、〔一一〕共大子を改葬す。秋、狐突、下國に適き、大子（ノ靈）に遇ふ。大子、登りて〔一三〕僕たらしめて、之に告げて曰く、「夷吾、無禮なり。余、〔一四〕帝に請ふことを得たり。將に晉を以て秦に畀へんとす。秦將に余を祀らんとす」と。（狐突）對へて曰く、「臣之を聞く「神は非類に歆けず。民は非族を祀らず」と。〔一五〕君の祀、乃ち殄ゆること無からんや。且つ民何の罪かある。〔一六〕刑を失ひ祀を乏しくせん。君其れ之を圖れ」と。〔一七〕君曰く、「諾。吾將に復た（天帝ニ）請はんとす。七日にして、〔一八〕新城の西偏に將に巫者あらんとす。而（其巫者ニヨリテ）我を見よ」と。之を許せば、遂に見えず。期に及びて往く。之に告げて曰く、「帝、我に有罪を罰することを許せり。（夷吾）〔一九〕韓に敝れん」と。丕鄭の秦に如くや、秦伯に言ひて曰く、「呂甥・郤稱・冀芮は、實に（秦ニ）從はざるを爲せり。若し〔二〇〕問を重くし以て之を召さば、臣、晉君を出さん。君、重耳を納れよ。濟らざること蔑けん」と。冬、秦伯、〔二一〕泠至をして

【一〇】丕鄭は、里克の黨なれど、旅行中にて難を免れしをいふ。
【一一】共大子は申生。
【一二】曲沃新城。
【一三】僕は御者。
【一四】帝は天帝。
【一五】殄は絶ゆる也。祀の斷絶すべきを云ふ。
【一六】晉を以て秦に畀へば、罪無き晉の民をして亡國の民たるの苦しみを受けしむる也。是れ刑を失ふなり。君の祀斷絶するは、是れ祀を乏しくする也。
【一七】君は大子の靈をさす。
【一八】新城は卽ち曲沃。
【一九】韓は晉の地。
【二〇】問は聘問の幣なり。多く財貨を以て之に遺る也。
【二一】秦の大夫。

が利なり』と。

宋の襄公、位に卽く。公子目夷を以て仁なりと爲し、左師と爲し以て政を聽かしむ。是に於て宋治まる。故に、(四一)魚氏世〻左師と爲る。

經 十年、春王の正月、公、齊に如く。狄、溫を滅す。溫子、衞に奔る。晉の里克、其君卓を弑し、其大夫荀息に及ぼす。夏、齊侯・許男、北戎を伐つ。晉、其大夫里克を殺す。秋七月、冬、大に雪ふる。

傳 十年(周ノ襄王二年)春、狄、溫を滅す。(一)蘇子、信なければなり。蘇子、王に叛きて狄に卽き、又、狄に能くせざりき。狄、之を伐ち、王救はず。故に滅びたり。蘇子、衞に奔る。

夏四月、(二)周公忌父・(三)王子黨、齊の隰朋に會し、(四)晉侯を立つ。晉侯、里克を殺して以て(五)說く。將に里克を殺さんとするとき、(六)公、(七)之に謂はしめて曰く、『子微かりせば、則ち(八)此に及ばざりしならん。然りと雖も、子、二君と一大夫とを殺せり。子が君たる者、亦難からずや』と。對へて曰く、『廢すること有らずんば、君何を以て興らん。(九)之に罪を加へんと欲せば、其れ辭なからんや。臣、命を聞けり』と。劍に

【四一】子魚氏、卽ち目夷の子孫。
【一】蘇は國名、溫は都名、周の司寇蘇公の後。
【二】周公忌父は周の卿士。
【三】王子黨は周の大夫。
【四】晉侯は夷吾。
【五】二君を弑せし賊を討ずるを諸侯に告ぐる也。
【六】公は晉侯。
【七】之は里克をさす。
【八】晉君たるを得ざりしならん。
【九】我を罪せんと欲すれば、口實なきに非ず。

晉の(二七)郤芮、夷吾をして重く秦に賂ひて以て入ることを求めしめて曰く、『(二八)人、實に國を有つ、我何をか愛まん。(二九)入りて民を能くせば、土に於て何か有らん』と。之に從ふ。齊の(三〇)隰朋、師を帥ゐて、秦の師に會して、晉の(三一)惠公を納る。秦伯、郤芮に謂ひて曰く、『公子(晉國ノ臣ニ於テ)誰をか恃める。』對へて曰く、『臣聞く「亡人は黨なし、(三二)黨あるものは必ず讎あり」と、夷吾は弱くして(三三)弄を好まず、能く鬬ひて(三四)過ぎざりき。長じても亦(之)改めず、其他を識らず』と。(三五)公、(三六)公孫枝に謂ひて曰く、『夷吾は其れ定めんか。』對へて曰く、『臣之を聞く、「唯だ則あれば國を定む」と。(三七)詩に曰く、「識らず知らず、帝の則に順ふ」とは、文王を謂ふなり。(三八)又曰く、「僭はず賊はず、則と爲らざること鮮し」とは、好み無く惡み無く忌まず克たざるを謂ふなり。今、其言に、(三九)忌克多し。(晉ヲ定メンコト)難い哉。』公曰く、『(四〇)忌めば則ち怨多し、又焉ぞ能く人に克たん。是れ吾

【二七】郤克の祖父也、夷吾に從ふ者。
【二八】國は己の有に非ざるなり、何を愛みて以て秦に賂はざらんや。
【二九】國に入りて其民に順適して民心を得るときは、土地は自ら之に從ふべし。
【三〇】隰朋は齊の大夫。
【三一】惠公は卽ち夷吾。
【三二】黨なき者は讎なし、故に出で易く入り易き也。
【三三】諧戲狎侮して人に憎まれざるをいふ。
【三四】節制あるなり。
【三五】公は秦の穆公。
【三六】公孫枝は秦の大夫子桑。
【三七】大雅皇矣篇。
【三八】抑篇。
【三九】猜忌の念ありて人に克つことを好む。
【四〇】人を忌む者は、必ず多く人の怨を速く。人に克たんと欲すと雖も、何ぞ能く克つことを得ん。是れ吾が利なり。

ること無きは忠也。(一九)往を送り居に事へ、耦ながら倶に猜無きは、貞也』と。里克將に奚齊を殺さんとするに及びて、先づ荀息に告げて曰く、『(二〇)三怨將に作らんとし、秦晉、之を輔く。子將に如何にせんとする。』荀息曰く、『將に之に死なんとす。』里克曰く、『益なし。』(二一)荀叔曰く、『吾、先君と與に言へり。以て貳ある可からず。能く言を(二二)復まんと欲す。而るに身を愛せんや。益なしと雖も、將た焉ぞ之を辟けん。且つ人の善を欲する、誰か我に如かざらん。(二三)我は貳なからんことを欲すれども、能く人に已めよと謂はんや』と。冬十月、里克、奚齊を(二四)次に殺す。書して『其君の子を殺す』と曰ふは、未だ葬らざればなり。荀息、將に之に死なんとす。人曰く、『卓子を立てゝ之を輔けんに如かず』と。荀息、公子卓を立てゝ以て葬る。十一月、里克、公子卓を朝に殺す。荀息之に死せり。君子曰く、『(二五)詩に所謂「白圭の玷けたるは、尚ほ磨く可し、斯言の玷けたるは、爲む可からず」とは荀息あり』と。齊侯、諸侯の師を帥ゐて晉を伐ち、(二六)高梁に及びて還る。晉の亂を討ずるなり。令、魯に及ばざりき、故に書せず。

【一九】往は獻公をさし、居は奚齊をさす。居に事ふるが如く、純忠にして變ぜず、故に兩君、我が赤心を知りて、猜疑する所無きなり。
【二〇】三怨は三公子の徒。
【二一】荀息。
【二二】復は履行する也。
【二三】我は君の最後の遺囑を守りて死せん、卿等が晉國の爲に謀るをば妨げずとの意。
【二四】次は喪寢なり、葬禮を營むときの本殿。
【二五】詩は大雅の抑の篇。荀息、君の昏昧なるに從ひて、事勢に達せず、惟だ言を食まざるを以て重しと爲す、是を以て、君子、其前言の失の復た治む可らざるを責むるなり。
【二六】晉の地。

子の命を負りて、下拜すること無くば、恐らくは下に【一〇】隕越して以て天子に羞を遺らんことを。敢て下拜せざらんや』と。下拜して（堂上ニ）登りて（胙ヲ）受く。

秋、齊侯、諸侯に葵丘に盟ひて曰く、『凡そ我が同盟の人、既に盟ふの後、は、言に好に歸せん』と。宰孔先づ歸る。晉侯（ノ來リテ葵丘ニ會セントスル）に遇うて曰く、『會すること無かる可し。齊侯、德を務めずして遠略を勤む。故に【一一】北、山戎を伐ち、【一二】南、楚を伐ち、西、此會を爲せり。【一三】東略せんをば知らす、西は則ち否ざらん、其れ亂に在らんか。君、亂を靖むることを務めよ。行くことを勤むること無かれ』と。晉侯乃ち還る。

九月、晉の獻公卒す。里克・【一四】丕鄭、【一五】文公を納れんことを欲す。故に【一六】三公子の徒を以て亂を作す。初め獻公、荀息をして奚齊に傅たらしむ。公疾む。之を召して曰く、『【一七】是の藐たる孤を以て、【一八】辱うするは大夫に在り。其れ之を若何にする。』（荀息）稽首して對へて曰く、『臣、其股肱の力を竭して、之に加ふるに忠貞を以てせん。其れ濟らば君の靈なり。濟らずんば則ち死を以て之に繼がん。』公曰く、『何をか忠貞と謂ふ。』對へて曰く、『公家の利、知りては爲さざ

【一〇】隕越は顚墜。
【一一】莊公三十年。
【一二】楚を伐つは四年の事。
【一三】東方を經略することは、或はこれ有るべし、西方に來ることは再び有るまじ、若し西に來ることあらば、必ず西方に亂あるを須つて來る可し。
【一四】晉の大夫。
【一五】文公は卽ち重耳。
【一六】三公子は申生、重耳、夷吾。
【一七】是の藐たる孤とは奚齊をさす。藐は小弱なり。
【一八】迷惑を引受けて與れるものは大夫なり。

(八)宋公疾む。(九)大子茲父、固く請うて曰く、『(一〇)目夷は長にして且つ仁なり。君其れ之を立てよ』と。公、子魚に命ず。子魚辭して曰く、『能く國を以て讓るは、仁孰か焉よりも大ならん。臣は及ばざる也。且つ又順ならず』と。遂に走りて退きぬ。

經 九年、春王の三月丁丑、(一)宋公御說卒す。夏、公、宰周公・齊侯・宋子・衞侯・鄭伯・許男・曹伯に葵丘に會す。秋七月乙酉、伯姬卒す。九月戊辰、諸侯、葵丘に盟ふ。甲子、(二)晉侯佹諸卒す。冬、晉の里克、其君の子奚齊を殺す。

傳 九年(周ノ襄王元年)春、宋の桓公卒す。未だ葬らざるに、襄公、諸侯に會す、故に子と曰ふ。凡そ喪に在るは、王は小童と曰ひ、公侯は子と曰ふ。

夏、葵丘に會し、盟を尋め且つ好を修む。禮なり。王、宰孔をして齊侯に(三)胙を賜はしむ。曰く、『天子、(四)文武に事あり。孔をして(五)伯舅に胙を賜はしむ』と。齊侯、將に(六)下拜せんとす。孔曰く、『且つ後命あり。天子、孔をして曰はしむ。伯舅が(七)耋老せるを以て、加勞して一級を賜ひて、下拜すること無からしむと。』對へて曰く、『天威、顏を違ること(八)咫尺ならず。(九)小白余、敢て天

【八】宋公は桓公御說。
【九】大子茲父は嫡子即ち襄公。
【一〇】目夷は庶長子子魚。
【一】宋桓公卒し、子襄公茲父立つ。
【二】獻公。
【三】胙は祭肉。
【四】文王武王の廟に祭事あり。
【五】伯舅は、天子が異姓の諸侯を謂ふの稱。
【六】下拜は堂を下りて拜する也。
【七】耋老は年老いたるをいふ。
【八】八寸を咫と云ふ。
【九】小白は齊侯の名。

經 八年、春王の正月、公、王人・齊侯・宋公・衞侯・許男・曹伯・陳の世子款に會して、洮に誓ふ。鄭伯、盟を乞ふ。夏、狄、晉を伐つ。秋七月、大廟に禘し、用て夫人を致す。冬十有二月丁未、天王崩ず。

傳 八年(周ノ惠王二十五年)春、洮に盟ふは、王室(ノ事)を謀るなり。

鄭伯、盟を乞ふは、服せんことを請ふなり。

襄王、位を定めて而る後に喪を發せり。

晉の里克、師を帥ゐ、梁由靡・御たり、虢射、右と爲り、以て狄を采桑(ノ津)に敗る。梁由靡曰く、『狄は(一)恥無し。之を從はゞ、必ず大に克たん。』里克曰く、『之を懼さんのみ。(二)衆狄を速くこと無かれ。』虢射曰く、『(三)期年にして狄必ず至らん。之に弱きを示せり』と。夏、狄、晉を伐つ。采桑の役に報ゆるなり。(四)復りて期月なり。

秋、(五)禘して哀姜(ノ主)を(大廟ニ)致す。禮に非ざるなり。凡そ、夫人は(六)寢に薨せず、廟に殯せず、(七)同に赴げず、姑に祔せざるに、則ち致さゞるなり。

冬、王人來りて喪を告ぐ。(大叔帶ノ)難ありし故なり。是を以て緩れたり。

【一】走るを恥ぢず。
【二】怨んで羣黨來り報いんことを恐る。
【三】期年は一周年。
【四】期月には二義あり。一は一月の義、一は一周年の義。こゝにては一月の義を用ふ。歸りて僅に一ヶ月にして狄人來り報ぜしなり。
【五】禘は三年の祭の名。
【六】寢は夫人の大寢。
【七】同は同盟。

を討つありて未だ捷たず。今苟に(一三)釁あり。之に從ふこと亦可ならずや』と。對へて曰く、『君若し之を綏んずるに德を以てし、之に加ふるに訓辭を以てして、諸侯を帥ゐ以て鄭を討たば、鄭將に覆亡にだも暇あらざらんとす。豈に敢て懼れざらんや。若し(一四)其罪人を總ゐて以て之に臨まば、鄭に辭あり、何ぞ懼れん。且つ、夫れ、諸侯を合するは、以て德を崇ぶなり。會して(一五)姦を列せば、何を以てか後嗣に示さん。夫れ、諸侯の會は、其德刑禮義、國として記さざるは無し、(一六)姦の位を記さば、君の盟替れん。(一七)作して記さしめざるは、盛德に非ざるなり。君、其れ許すこと勿れ。鄭必ず盟を受けん。夫れ子華既に大子たり、而るに大國に(一八)介りて以て其國を弱めんことを求む、亦必ず免れじ。鄭に叔詹・堵叔・師叔あり。三良、政を爲す。未だ間す可からざるなり』と。齊侯辭す。子華、是に由りて罪を鄭に得たり。冬、鄭伯、盟を齊に請はしむ。

閏月、(周)惠王崩ず。襄王、(一九)大叔帶の難を惡み、立たれざらんことを懼れ、喪を發せずして、難を齊に告ぐ。

【一三】子華、父の命を犯すは釁隙なり。
【一四】子華、父の命を奸す。即ち罪人なり。
【一五】姦を列するは子華を用ふるを云ふ。
【一六】位は會位なり。子華、姦人として、列して會位に在り、將に諸侯の記する所とならんとせば。
【一七】其擧を隱諱して、諸侯をして之を記せしめざるは、亦是れ差づ可きの行にして、盛德の事に非ざるなり。
【一八】介は因る也。
【一九】襄王の弟。

女、利を專にして厭かず、予に取り予に求めしかど、女を疵瑕とせざりしが、(五)後の人は將に多きを女に求めんとす。女必ず免れじ。我死なば、女必ず速に行れ。小國に適くこと無かれ。將に女を容れざらんとす』と。既に葬りて、出でゝ鄭に奔る。又(六)厲公に寵ありき。子文、其死を聞くや、曰く、『古人言へることあり、曰く、「臣を知るは君に若くは無し」と。(七)改む可からざるのみ』と。

秋、甯母に盟ふは、鄭の故を謀るなり。管仲、齊侯に言ひて曰く、『臣之を聞く、「(八)攜を招くには禮を以てし、遠を懷くるには德を以てす」と。德禮易らずんば、人として懷かざるは無けん』と。齊侯、禮を諸侯に脩め、諸侯の官、(九)方物を受く。鄭伯、大子華をして、命を會に聽かしむ。(子華)齊侯に言ひて曰く、『(一〇)洩氏・孔氏・子人氏の三族、實に君命に違へり。若し君之を去りて以て成ぎを爲さば、我、鄭を以て內臣とならん。君も亦利あらざること無けん』と。齊侯、將に之を許さんとす。管仲曰く、『君、禮と信とを以て諸侯を(一一)屬せり。而るを姦を以て之を終らば、乃ち不可なること無からんや。父と子と奸さざる、之を禮と謂ひ、(一二)命を守り時に供する、之を信と謂ふ。此二者に違はば、姦焉よりも大なるは莫し』と。公曰く、『諸侯、鄭

【五】後の人は嗣君。
【六】鄭伯。
【七】古人の此言は眞に然り、改易す可からざるなり。
【八】攜は貳心を懷く者。
【九】方物は其地方の當に天子に貢すべき物。齊侯、之を諸侯に命じ、諸侯の官司、其命を受く。
【一〇】三氏は鄭の大夫。
【一一】屬は會し合はす也。
【一二】君命を守り時事に供する也。

經し、士、(一)櫬を輿ふ。楚子、これを(二)逢伯に問ふ。對へて曰く、『昔、武王、殷に克ちしとき、微子啓是の如くせしかば、武王親ら其縛を釋き、其璧を受けて、之を(三)祓し、其櫬を焚き、禮して之に命じ、其所に復らしめき』と。楚子、之に從ふ。

【經】七年春、齊人、鄭を伐つ。夏、小邾子來朝す。鄭、其大夫申侯を殺す。秋七月、公、齊公・宋公・陳の世子款・鄭の世子華に會し、甯母に盟ふ。曹伯班卒す。公子友、齊に如く。冬、曹の昭公を葬る。

【傳】七年(周ノ惠王二十四年)春、齊人、鄭を伐つ。孔叔、鄭伯に言ひて曰く、『諺にこれ有り、曰く、「(一)心則ち競はずんば、何ぞ病きに憚らん」と、既に彊きこと能はず、又弱きこと能はざるは、斃るゝ所以なり。國危し、請ふ齊に下りて以て國を救はん』公曰く、『吾、其の由つて來る所を知れり。(二)姑少我を待て』と。對へて曰く、『(三)朝、夕に及ばず。何を以てか君を待たん』と。

夏、鄭、申侯を殺し以て齊に說く。且つ陳の轅濤塗の譖を用ゐしなり。初め申侯は申の(四)出な　。楚の文王に寵あり。文王將に死なんとするや、之に璧を與へて行らしめて曰く、『唯だ我女を知れり。

【一】櫬は棺。
【二】楚の大夫。
【三】祓は凶を除くの禮。

【一】競は抗衡して相爭ふ也。病は屈服する也。既に抗衡して相爭ふこと能はずんば、何ぞ屈下して服從することを憚らん。
【二】申侯を以て說かんと欲する也。
【三】事の急なるを云ふ。
【四】出は姉妹の子。

を脩め、且つ（五二）其職貢を王に歸す。故に書して『晉人、虞公を執ふ』と曰ふは、虞を罪し、且つ易かりしを言ふなり。

【經】六年、春王の正月。夏、公、齊侯・宋公・陳侯・衞侯・曹伯に會し、鄭を伐ち、新城を圍む。秋、楚人、許を圍む。諸侯、遂に許を救ふ。冬、公、鄭を伐つより至る。

【傳】六年（周ノ惠王二十三年）春、晉侯、（一）賈華をして屈を伐たしむ。夷吾守ること能はず。盟して行る。將に狄に奔らんとす。郤芮曰く、『（二）後に出で同じく走るは、罪なり。梁に之くに如かず。梁は秦に近くして（三）幸せらる』と。乃ち梁に之く。

夏、諸侯、鄭を伐つ。其の（四）首止の盟を逃げたるを以ての故なり。（五）新密を圍むは、（六）鄭の時ならざるを以て城づきし所なればなり。

秋、楚子、許を圍みて以て鄭を救ふ。諸侯、許を救ふ。乃ち還る。

冬、蔡の穆公、許の僖公を將ゐ、以て楚子に（七）武城に見えしむ。許男、（八）面縛して（九）璧を銜み、大夫（一〇）衰

【五二】職貢は其國より王に貢する方物。
【一】晉の大夫。
【二】前に重耳、奔りて狄に在り、今又夷吾奔りて狄に往かば、重耳と共謀するの嫌疑あり。
【三】秦に親幸せらる。
【四】首止の盟は五年の事。
【五】新密は卽ち新城。
【六】土功を興す時ならざるに城づきしゆゑ、齊の桓公、其罪を鳴らして討ちしなり。
【七】楚の地。
【八】面縛は反縛と同じく、兩手を後に縛する也。
【九】死者を斂するには玉を含ましむ。許男自ら璧を銜みて之に擬し、以て死すべきを示すなり。
【一〇】衰絰は喪服。

依する所は、將に德に在らんとす。若し晉、虞を取りて、明德以て馨香を薦めば、神其れ之を吐かんや』と。聽かず。晉の使に許す。宮之奇、其族を以て行る。曰く、『虞は(三九)臘せざらん。此行に在りてや、(四〇)晉更に擧げざらん』と。八月甲午、晉侯、(四一)上陽を圍む。卜偃に問うて曰く、『吾其れ濟らんか』と。(卜偃)對へて曰く、『之に克たん』と。公曰く、『何の時ぞ』と。對へて曰く、『童謠に云はく、「丙子の晨に、(四二)龍尾、辰に伏す。(四三)均服(四四)振振として、虢の(四五)旂を取る。(四六)鶉の賁賁たる、(四七)天策の焞焞たる、(四八)火の中するとき(四九)軍を成さん。虢公其れ奔らん」と。其れ九月と十月との交か。丙子の旦に、日、尾に在り、月、策に在りて、鶉火、中す。必ず是時ならん』と。冬十二月丙子朔、晉、虢を滅す。虢公醜、京師に奔る。師還るときに虞に館り、遂に虞を襲うて之を滅し、虞公と其大夫井伯とを執へて、以て(五〇)秦の穆姬に(五一)媵す。而して虞の祀

【三九】臘は祭の名、歲終に衆神を祭ること。
【四〇】晉は更に兵を用ゐず、ついでながら虞を亡すならん。
【四一】上陽は虢の國都。
【四二】龍尾は尾星。辰は日月の會をいふ。尾星、日光の爲めに奪はれて見えざる也。
【四三】均服は戎服。戎事には、上下服を同じうす。
【四四】盛なる貌。
【四五】旂は軍の旌旗。
【四六】鶉は鶉火星。賁賁は盛大なる貌。以て晉の軍の勇盛なるに喩ふ。
【四七】天策は西方に在る星の名。焞焞は光曜無きなり。
【四八】火は鶉火。中は南方に中するなり。
【四九】兵を勒し旅を整へて戰はん。
【五〇】秦穆公の夫人は、晉獻公の女なり。
【五一】女の人に嫁するを送る者は、男女、皆、これを媵と謂ふ。

之に從はん。晉は啓く可からず。寇は翫ぶ可からず。一たびだも甚しと謂ふ。其れ再びす可けんや。諺に所謂「(三一)輔車相依る。脣亡びて齒寒し」とは、其れ虞と虢とを謂ふなり。』公曰く、『晉は吾が宗なり。豈に我を害せんや。』對へて曰く、『大伯・虞仲は大王の(三二)昭也。大伯(父ノ命ニ)從はず、(俱ニ讓リテ吳ニ適ク。)是を以て嗣がず。虢仲・虢叔は王季の穆也、文王の卿士たり、勳、王室に在り、(三三)盟府に藏めらる。(晉將に虢をも是れ滅さんとす。何ぞ虞に愛あらん。且つ虞能く(三四)桓莊よりも親しからんや。其れ之を愛せんや。桓莊の族、何の罪ありてか以て戮せられしぞ。唯偪るがゆゑならずや。親しくして以て寵せられしも、偪れば猶尚之を害せり。況や國を以てするをや』と。公曰く、『吾が享祀豐絜なり。神必ず(三五)我に據らん』と、對へて曰く、『臣之を聞く「鬼神は人を實に親しむに非ず。惟だ德に是れ依る」と。故に(三六)周書に曰く、「皇天、親なし、惟だ德を是れ輔く」と。又曰く、「黍稷馨しきに非ず、明德惟れ馨し」と。又曰く、「(三七)民は物を易へず。惟れ德繄れ物なり」と。是の如くなれば則ち德に非ざれば民和せず神享けず。神の(三八)馮

【三一】輔は車の兩旁を夾む木。車上に載せたる物を夾持するもの。

【三二】昭穆は王侯の廟次の名なり。大祖、中央に居り、二世を昭となし、其左に居り、三世を穆と爲し、其右に居る。以下遞次此の如し。

【三三】司盟の官。

【三四】桓叔、莊伯は、晉の從祖昆弟なり。

【三五】我を安んずべし。

【三六】逸書。

【三七】物は文物制度凡そ民を治むる具をいふ。文物制度を改めずとも、惟だ德有れば則ち民之に服する也。

【三八】馮依は、よる也。

爲めに諸侯に請うて之に城づく。(樓櫓ノ備)美はし。遂にこれを鄭伯に譖りて曰く、『美はしく其賜邑に城づきしは、將に以て叛かんとするなり』と。〔二三〕申侯、是れに由りて罪を得たり。

秋、諸侯盟ふ。王、〔二四〕周公をして鄭伯を召さしめて曰く、『〔二五〕吾、女を撫みて以て楚に從はしめ、之を輔くるに晉を以てせん。以て少しく安かる可し』と。鄭伯、王命を喜ぶ。而して其の齊に朝せざるを懼る。故に逃げ歸りて盟はざらんとす。孔叔之を止めて曰く、『國君は以て輕〻しくす可からず。輕〻しきときは、則ち親を失ふ。親を失はゞ患必ず至らん(患二)病みて盟を乞はゞ、喪ふ所多からん。君必ず之を悔いん』と。聽かず。〔二六〕其師を逃げて歸れり。

楚の〔二七〕鬪穀於菟、〔二八〕弦を滅す。弦子、黄に奔る。是に於て江・黄・道・柏、方に齊に睦し、皆、弦の〔二九〕姻なり。弦子、之を恃みて、楚に事へず、又備を設けず、故に亡びたり。

晉侯、復た道を虞に假りて以て虢を伐つ。宮之奇諫めて曰く、『虢は虞の〔三〇〕表なり。虢亡びば虞必ず

〔二三〕七年、申侯殺さる。
〔二四〕宰孔。
〔二五〕鄭、晉楚の援あるときは、以て齊の討伐を免れて少しく安くして無事なるべきを言ふ。周の惠王、其大子鄭を廢し帶を立てんとせしに、齊の桓公の爲に沮めらる、故に鄭伯と結びて我意を逹せんとするなり。
〔二六〕鄭伯、其師衆を棄てゝ逃げ歸る。
〔二七〕合尹子文。
〔二八〕弦は國の名。
〔二九〕姻、外親。
〔三〇〕表は衣に表裏あるが如く虞虢の相待ちて、相助くべきをいふ。

に之れ保たる。又何ぞ愼まん。官を守りて命を廢するは、不敬なり。讎の保を固むるは、不忠なり。忠と敬とを失はゞ、何を以てか君に事へん。(一一)詩に曰く、『德を懷へば惟れ寧く、宗子惟れ城なり』と。君其れ德を修めて宗子を固くせば、何の城か之に如かん。三年にして、將に師を(一二)尋ゐんとす。焉ぞ愼しむことを用ゐん』と。退きて賦して曰く、『狐裘(一三)尨茸たり。一國に(一四)三公あり。吾、誰にか適從せん』と。難に及びて、公、寺人披をして蒲を伐たしむ。重耳曰く、『君父の命は(一五)校がず』と。乃ち徇へて曰く、『校がんものは吾が讎なり』と。垣を踰えて走る。披、其の(一六)袪を斬る。遂に出でゝ翟に奔る。

夏、(一七)公孫茲、牟に如くは、娶るなり。

(一八)首止に會するは、(一九)王の大子鄭に會し、周を寧んせんことを謀るなり。

陳の(二〇)轅宣仲、鄭の申侯の己に石陵に反きしを怨む。故に、之に勸めて(二一)其賜邑に城づかしむ。曰く、『美はしく之に城づけ。(二二)大名なり。子孫忘れざらん。吾、子を助けて請はん』と。乃ち之が

【一一】大雅板篇、念ひ念ふこと德に在るときは、則ち國家惟れ安く、宗子は國の藩屏なること、猶ほ城のごときなり。
【一二】尋は用ふる也。
【一三】尨茸は裘の弊れて毛雜亂する貌。以て國勢紛亂して人心定まらざるに比す。
【一四】三公とは人を斥して之を數ふるにあらず。當に君と爲るべき者多くして、從ふ所を知らざるを言ふ。適從は、ゆき、したがふ。
【一五】校は抗なり。
【一六】袪は袂。
【一七】叔孫戴伯。
【一八】衞の地。
【一九】王は惠王。
【二〇】濤塗。
【二一】齊の桓公の賜ひし虎牢。
【二二】虎牢は桓公の賜ふ所にして、名譽の大なるものなり。

姬、遂に二公子を譖りて曰く、『皆之を知れり』と。(三九)重耳は蒲に奔り、(四〇)夷吾は屈に奔る。

經 五年、春、晉侯、其世子申生を殺す。杞の伯姬來り、其子を朝せしむ。夏、公孫茲、牟に如く。公、齊侯・宋公・陳侯・衞侯・鄭伯・許男・曹伯と、王の世子に首止に會す。秋八月、諸侯、首止に盟ふ。鄭伯逃げ歸りて盟はず。楚人、弦を滅す。弦子、黃に奔る。九月戊申朔、日之を食するあり。冬、晉人、虞公を執ふ。

傳 五年(周ノ惠王二十一年)春王の正月辛亥朔、(一)日・南至す。公・既に(二)朔を視、遂に(三)觀臺に登りて以て望みて、書す。禮なり、凡そ、(四)分・至・啓・閉には必ず(五)雲物を書す。(六)備の爲めの故なり。

晉侯、大子申生を殺すの故を以て來り告げしむ。初め晉侯、士蔿をして二公子の爲めに蒲と屈とに築かしむ。愼まず。(七)薪を寘けり。夷吾、之を訴ふ。公之を(八)讓めしむ。士蔿稽首して對へて曰く、『臣之を聞く、「喪無くして慼めば(九)憂必ず讎ひ、戎無くして城づけば(一〇)讎必ず保つ」と。寇讎

【三九】重耳は後の文公。
【四〇】夷吾は後の惠公。
【一】冬至の日、日、南極に至る。
【二】親ら告朔の式を擧ぐる也
【三】觀臺は門に卽きて臺を爲り、上りて觀望するなり。
【四】分は春分、秋分。至は冬至、夏至。啓は立春、立夏。閉は立秋、立冬。
【五】雲物は雲氣の色。
【六】備は豫備。
【七】城の基礎を堅實ならしめずして、薪を此に埋めたる也。成ること速にして、壞れ易し。
【八】讓は譴むる也。
【九】憂患必ず來るを云ふ。
【一〇】寇に却つて用ひらるゝを云ふ。

く、「(三〇)之を專にせば渝り、公の羭を攘まん。(三一)一薫一蕕、十年にして尙猶臭あり」と。必ず不可なり」と。聽かずして之を立て、奚齊を生む。其娣、卓子を生めり。將に奚齊を立てんとするに及びて、既に(三二)中大夫と與に謀を成せり。姬、大子に謂ひて曰く、『君、(三三)齊姜を夢みぬ。必ず速に之を祭れ』と。大子、曲沃に祭り、(三四)胙を公に歸る。公田す。姬、諸を宮に寘く。六日にして公至る。毒して之を獻ず。(三五)公、之を地に祭るに、地墳る。犬に與ふるに犬斃る。小臣に與ふるに小臣も亦斃る。姬泣きて曰く、『賊は大子に由る』と。大子、(三六)新城に奔る。公、其傅杜原款を殺す。或、大子に謂ふ、『(三七)子辭せよ。君必ず辯せん』と。大子曰く、『君、姬氏に非ずんば、居・安からず、食・飽かず。我辭せば、姬必らず罪あらん。君は老いたり、吾も又樂しからざらん』と。曰く、『子其れ行れ』と。大子曰く、『君、實に其罪を察にせず。(三八)此名を被りて以て出でなば、人、誰か我を納れん』と。十二月戊申、新城に縊る。

【三〇】專ら之を寵嬖するときは、初めの小忠曲謹なりしもの變じて惡物と爲り、其恣睢、至らざる所無く、遂に公の畜ふ所の羭を攘奪するに至らん。羭は牡羊、太子申生に喩ふ。

【三一】一本の香草と一本の臭草とを共に一器の中に置けば、香氣は早く盡きて、臭氣のみ十年の後までも尙は存在する也。善は消え易く、惡は除き難きを云ふ。

【三二】中大夫は贊御大夫の類。

【三三】齊姜は大子申生の母。

【三四】胙は祭の肉。

【三五】公、將に之を飲まんとして、先づ祭り酒を地にそゝぎたるに、毒の爲めに土湧き上りたり。

【三六】新城は曲沃をいふ。

【三七】辭は辯解する也。

【三八】此名は罪名をいふ。

若し東方より出で丶兵を（二〇）東夷に觀し、海に循ひて歸らば、其れ可ならん』と。申侯曰く、『善し』と。濤塗、以て告ぐ。齊侯、（二一）之を許す。申侯、見えて曰く、『師老れたり。若し東方より出で丶敵に遇はゞ、懼らくは用ゐる可からざらん。若し陳鄭の間より出で、其（二二）資糧・屝屨を供へば其れ可ならん』と。齊侯説びて、之に（二三）虎牢を與へ、轅濤塗を執ふ。

秋、陳を伐つは、（二四）不忠を討ずるなり。

許の穆公、師に卒す。（二五）之を葬るに侯を以てす。禮なり。凡そ諸侯、朝會に薨ずれば、一等を加へ、王事に死すれば、二等を加ふ。是に於て（二六）衮を以て斂むることあり。

冬、（二七）叔孫戴伯、師を帥ゐ、諸侯の師に會して、陳を侵す。陳成ぐ。轅濤塗を歸す。

初め、晉の獻公、驪姫を以て夫人と爲さんと欲し、之を卜するに不吉なり、之を筮するに吉なり。公曰く、『筮に從はん。』卜人曰く、『（二八）筮は短く、龜は長し。長きに從ふに如かず。且つ（二九）其繇に曰

【一九】楚を伐ちし大軍、道を陳鄭二國に取りて歸れば、二國は之に供給する爲めに、困病せんとす。故に之を詐りて東方に出でしめんと欲する也。
【二〇】東夷は郯莒徐夷なり。
【二一】東方より出づることを許す。
【二二】資は實用に供すべき材料をいひ、糧は米粟を謂ひ、屝は草にて作りたる履、屨は麻にて作りたる履なり。
【二三】虎牢は鄭の地、卽ち制邑。
【二四】濤塗を以て軍道を誤らすと爲す也。
【二五】男にして侯の禮を用ふるなり。
【二六】衮は王服なり。若し公侯、王事に死すれば、以て二等を加ふる莫し、故に或は王服を以て斂する有るなり。
【二七】公孫玆。
【二八】筮の辭の言ふ所の理は短劣にして、龜の辭の言ふ所の理は長優なり。
【二九】繇は卜兆の辭。

に至り、北は無棣に至れり。爾の貢する（七）苞茅入らず。王の祭供はらず、以て（八）酒を縮らすこと無し、寡人是れ（九）徵す。（周ノ）（一〇）昭王、南征して復らず、寡人是れ問ふ』と。對へて曰く、『貢を入れざりしは、寡君の罪なり。敢て供給せざらんや。昭王の復らざりしは、（一一）君其れこれを水濱に問へ』と。師進みて（一二）陘に次る。夏、楚子、（一三）屈完をして（一四）師に如かしむ。師退きて召陵に次る。齊侯、諸侯の師を陳ねて、屈完と與に乘りて之を觀る。齊侯曰く、『豈に（一五）不穀が是れ爲すならん。先君の好を是れ繼ぐのみ。不穀と與に好を同じくせば如何』と。對へて曰く、『君惠みて（我ガ爲メニ）福を敝邑の社稷に徼め、寡君を收むることを辱うせば、寡君の願なり』と。齊侯曰く、『此衆を以て戰はば、誰か能く之を禦がん。之を以て城を攻めば、何れの城にか克たざらん』と。對へて曰く、『君若し德を以て諸侯を綏んせば、誰か敢て服せざらん。君若し力を以てせば、楚國は、（一六）方城以て城と爲し、漢水以て池と爲せば、衆しと雖も、之を用ゐる所無けん』と。屈完、諸侯と盟ふ。

陳の（一七）轅濤塗、鄭の（一八）申侯に謂ひて曰く、『（一九）師、陳鄭の間より出でば、國必ず甚だ病まん。

【七】苞茅は菁茅。
【八】酒を縮らすとは、酒をこすに茅を以てして其糟を去る也。
【九】徵は徵求する也。
【一〇】昭王は周の成王の孫、南に巡狩して、漢を渉るとき、船壞れて溺死せり。
【一一】是れ吾が知る所に非ず。
【一二】陘は楚の地。
【一三】楚の大夫。
【一四】盟を求むる也。
【一五】不穀は、諸侯自ら稱する語。
【一六】方城は山の名。
【一七】陳の大夫。
【一八】鄭の大夫。

(六)不祥なり』と。

齊侯、(七)蔡姫と、舟に囿に乘る。(八)公を蕩かす。公・懼れて色を變ず。之を禁ずれども可かず。公怒りて之を歸す。未だ之を絕たざるに、蔡人、之を嫁せしむ。

[經] 四年、春王の正月、公、齊侯・宋公・陳侯・衞侯・鄭伯・許男・曹伯に會して蔡を侵す。蔡潰ゆ、遂に楚を伐ちて陘に次る。夏、許男新臣・卒す。楚の屈完來りて師に盟はんとし、召陵に盟ふ。齊人、陳の轅濤塗を執ふ。秋、江人・黃人と、陳を伐つ。八月、公、楚を伐つより至る。許の穆公を葬る。冬十有二月、公孫玆、師を帥ゐて齊人・宋人・衞人・鄭人・許人・曹人に會して陳を侵す。

[傳] 四年(周ノ惠王二十一年)春、齊侯、諸侯の師を以て蔡を侵す。蔡潰ゆ。遂に楚を伐つ。楚子、師と言はしめて曰く、『君は北海に處り、寡人は南海に處りて、唯だ是れ(一)風する馬牛も相及ばざるなり。君の吾が地に涉らんとは虞らざりしに、何の故ぞや』と。管仲對へて曰く、『昔、(二)召康公、我が先君大公に命じて曰く、「(三)五侯・(四)九伯、女、實に之を征して以て周室を夾輔せよ」と。我が先君に(五)履を賜ひて、東は海に至り、西は河に至り、南は(六)穆陵

【六】不善。
【七】齊侯の夫人。
【八】舟を搖せし也。
【一】風は風逸なり。牝牡相誘ふ也。
【二】周の大保、即ち召公奭なり。
【三】五侯は五等の諸侯。
【四】九伯は九州の伯。
【五】履は踐履する所の境界。
【六】穆陵無棣は、皆、齊の境界の地。

秋、(一八)貫に盟ふは、(一九)江黃を服せしなり。

齊の(二〇)寺人貂、始めて(二一)師を多魚に漏らす。

虢公、戎を(二二)桑田に敗る。晉の卜偃曰く、『虢は必ず亡びん。下陽を亡うて懼れず。而して又功あり。是れ天之れが鑒を奪ひて、其疾を益すなり。必ず晉を易りて、其民を撫まざらん。(二三)以て五稔なる可からざらん』と。

冬、楚人、鄭を伐つ。鬭章、鄭の聃伯を囚ふ。

【經】三年、春王の正月、雨ふらず。夏四月、雨ふらず。徐人、(一)舒を取る。六月、雨ふる。秋、齊侯・宋公・江人・黃人、陽穀に會す。冬、公子友、齊に如き、涖みて盟ふ。楚人、鄭を伐つ。

【傳】三年(周ノ惠王二十年)春、雨ふらず。夏六月、雨ふる。十月より雨ふらずして五月に至りしなり。旱すと曰はざるは、災を爲さゞればなり。

秋、(二)陽穀に會するは、(三)楚を伐たんことを謀るなり。

齊侯、陽穀の會の爲めに、來りて盟を尋めんとす。冬、公子友、齊に如き涖みて盟ふ。

楚人、鄭を伐つ。鄭伯、成がんと欲す。(四)孔叔可かず。曰く、『齊、方に(五)我に勤む。徳を棄つるは

【一八】貫は宋の地。
【一九】江黃は楚の與國たりしに始めて齊に歸服せしなり。
【二〇】寺人は内奄官。
【二一】軍事を漏洩せしなり。多魚は地名。
【二二】桑田は虢の地。
【二三】虢の亡びんこと五年を出でざるべきを云ふ。
【一】舒は國名。
【二】齊の地。
【三】二年、楚、鄭を侵せしが故なり。
【四】鄭の大夫。
【五】鄭の難を恤ふるをいふ。

り。

晉の荀息、(三)屈産の乘と(四)垂棘の璧とを以て道を虞に假り、以て虢を伐たんと請ふ。(五)公曰く、『是れ吾が寶なり。』對へて曰く、『若し道を虞に得ば、(六)猶ほ外府のごときなり。』公曰く、『(七)宮子奇存せり。』對へて曰く、『宮子奇の、人と爲りや、懦にして、强諫すること能はじ。且つ(八)少きより君に長り、君之を(九)暱めり。諫むと雖も、將に聽かれざらんとす』と。乃ち荀息をして道を虞に假らしめて曰く、『(一〇)冀、不道を爲し、(一一)顚軨より入り、(一二)鄍の三門を伐てり。(一三)冀の既に病めるは、則ち亦唯だ君の故なり。今、虢、不道を爲し、(一四)逆旅に(一五)保ちて、以て敝邑の南鄙を侵せり。敢て請ふ、道を假りて以て罪を虢に(一六)請はん』と。(一七)虞公、之を許し、且つ先づ虢を伐たんと請ふ。宮子奇諫むれども聽かず。遂に師を起せり。夏、晉の里克・荀息、師を帥ゐて、虞の師と會し、虢を伐ちて下陽を滅す。先づ虞を書するは、賄あり（貪りテ之ヲ）し故なり。

【三】屈地に產する良馬。四馬を乘といふ。
【四】垂棘は地名。
【五】公は晉公。
【六】外府は外に在る府庫なり、此等の寶物は猶ほ手中に在るが如しといふなり。
【七】虞の忠臣。
【八】少年の時より公宮に長養せらる。
【九】暱は親んで狎るゝなり。
【一〇】冀は國名。
【一一】顚軨は坂の名。
【一二】鄍は虞の邑。
【一三】虞、冀を報伐して病ましめしをいふ。
【一四】逆旅は晉の南鄙に近きの客舍なり。
【一五】保は立てこもる。
【一六】請は問ふ也。
【一七】厚賂を喜べるなり。

秋、楚人、鄭を伐つ。鄭、齊に即くが故なり。
(六)犖に盟ふは、鄭を救はんことを謀るなり。
九月、公、邾の師を(七)偃に敗る。(八)虚丘の(九)戍の將に歸らんとするものなり。
冬、莒人來りて賂を求む。公子友、これを(一〇)酈に敗り、莒子の弟挐を獲たり。卿に非ざるなり。(之ヲ書スルハ)之を獲たるを嘉するなり。公、季友に(一一)汶陽の田と費とを賜ふ。
夫人氏の喪、齊より至る。(一二)君子、齊人の哀姜を殺ししを以て已甚しと爲すなり。女子は人に従ふものなればなり。

【經】二年、春王の正月、楚丘に城づく。夏五月辛巳、我が小君哀姜を葬る。虞の師・晉の師、下陽を滅す。秋九月、齊侯・宋公・江人・黄人、貫に盟ふ。冬十月、雨ふらず。楚人、鄭を侵す。

【傳】二年(周ノ惠王十九年)春、諸侯、(一)楚丘に城づきて衛を封ず。會する所を書せざるは、(二)後れたればな

【六】犖は即ち檉なり、宋の地。
【七】偃は邾の地。
【八】虚丘は邾の地。
【九】戍は守兵。
【一〇】酈は魯の地。
【一一】汶水の北の地。
【一二】齊は覇國なり、魯は弱國なり。哀姜、齊の餘威を假りて、以て魯に虐なり、而して魯、討する能はず、又、君の母たれば、自ら討ずるの理無し。然れば則ち桓公、之を討するは、義なり。但し、當時の魯の君子以へらく、哀姜の罪は固より討ず可し。然れども女子は人に従つて行ふ者なれば、以て罪首と爲す可からず、故に命じてこれを魯國に歸するも亦可なり、然るに乃ち恣に我が君の母を殺戮するは、已甚しと。
【一】楚丘は衛の地。
【二】魯君は會期に後れたるな

卷の五

(一)僖公 上

【經】元年、春王の正月、齊の師・宋の師・曹の師、聶北に次りて邢を救ふ。夏六月、邢、夷儀に遷る齊の師・宋の師・曹の師、邢に城づく。秋七月戊辰、夫人姜氏、夷に薨ず。齊人以て歸る。楚人、鄭を伐つ。八月、公、齊侯・宋公・鄭伯・曹伯・邾人に檉に會す。九月、公、邾の師を偃に敗る。冬十月壬午、公子友、師を帥ゐて莒の師を酈に敗り、莒の挐を獲。十有二月丁巳、夫人氏の喪、齊より至る。

【傳】元年（周ノ惠王十八年）春、卽位を稱せざるは、（國亂レテ）公出でたるが故なり。公出でゝ復入る、書せざるは、之を諱みてなり。國惡を諱むは、禮なり。

諸侯、邢を救ふ。邢人潰え、出でゝ（聶北ノ）師に奔る。師、遂に狄人を逐ひ、(二)邢の器用を具へて之を遷す。師、(三)私するもの無し。夏、邢、(四)夷儀に遷る。諸侯之に城づくは、患を救ふなり。凡そ侯伯、患を救ひ、(五)災を分ち、罪を討つは、禮なり。

【一】名は申、莊公の子、閔公の兄、母は成風。
【二】邢人、其器物を棄てゝ奔りしが、諸侯の師、狄人を逐ひ、之が爲めに斂め聚め、皆、撰び具へて以て之に還したる也。
【三】私は私に取る也。
【四】邢の地。
【五】災を分つとは、災害のとき穀帛などを贈るなり。

可けんや、孝にして民を安からしめんこと、子、其れ之を圖れ。其の身を危くして以て罪を速くに與れぞや」と。

(八五)成風、成季の(八六)繇を聞き、乃ち之に事へて僖公を(八七)屬す。故に成季、之を立つ。

僖の元年、齊の桓公、邢を夷儀に遷す。二年、衞を楚丘に封ず。邢の遷ること歸るが如く、(八八)衞國も亡びしを忘れたり。

衞の文公、(八九)大布の衣、大帛の冠にて、(九〇)材を勉め、農を訓へ、商を通じ、工を惠み、教を敬し、學を勸め、(九一)方を授け、能に任せしかば、元年には革車三十乘なりしが、(九二)季年には乃ち三百乘ありき。

【八五】莊公の妾、僖公の母。
【八六】卦爻の占辭。
【八七】屬は依託する也。
【八八】衞人、楚丘に遷り、滅亡の困を忘れて喜びしなり。
【八九】大布大帛は絲の麤く太くして丈夫なる者。文公の儉素なるをいふ。
【九〇】務めて財用を殖する也。
【九一】教學して人材を育し、然る後、才能に從つて適當なる官職を授くる也。
【九二】末年、即ち魯の僖公二十五年。

之に（七四）尨服を衣するは、其躬を遠ざくるなり。佩ぶるに金玦を以てせしむるは、其衷を弃つるなり。服以て之を遠ざけ、時以て之を閟づ。尨は涼しく冬は殺し、金は寒く（七五）玦は離る。胡ぞ恃む可けんや。之を勉めんと欲すと雖も、狄盡す可けんや。』梁餘子養曰く、『師を帥ゐる者は、命を廟に受け、（七六）脤を社に受け、常の服あるなり。（然ルヲ今）獲ずして尨す。命知る可きなり。死して孝ならず。之を逃るゝに如かず。』罕夷曰く、『（七七）尨奇は常なく、（七八）金玦は復らず。復ると雖も何をか爲さん。君、心あり。』先丹木曰く、『是の服や狂夫も猶ほ之を（七九）阻む。「敵を盡して反れ」と（公）曰へど、敵は盡す可けんや。敵を盡すと雖も、猶ほ內讒あり。之を（八〇）違るに如かず』と。狐突、行らんと欲す。羊舌大夫曰く、『不可なり。命に違ふは不孝なり。事を弃つるは不忠なり。（八一）其寒を知ると雖も、（八二）惡をば取る可からず。子其れ之に死せよ』と、大子將に戰はんとす。狐突諫めて曰く、『不可なり。昔、辛伯、周の桓公を諗めて云ふ、「內寵、后に竝び、外寵、（八三）政を二つにし、嬖子、適に配ひ、大都、國に耦ぶは、亂の本なり」と。周公從はざりき。故に（八四）難に及びたりき。今、亂の本成れり。立つこと必とす

【七四】尨服は雜色の衣。尨は雜色なり。
【七五】玦は缺間あり。
【七六】社を祭れる肉。
【七七】雜色怪奇は、常の服に非ざる也。
【七八】玦は一邊缺けて回環せざるによりていふ。
【七九】阻は怪しみ怖れて辟易するの意。
【八〇】違は去る也。
【八一】寒は君の心の冷かなるをいふ。
【八二】惡は不孝不忠をいふ。
【八三】政を二つにすは執政に並ぶをいふ。
【八四】桓公十八年の事。

『吾は其れ廢せられんか。』對へて曰く、『之に告ぐるに（五七）民に臨むことを以てし、之に敎ふるに（五八）軍旅を以てす。共せざるを是れ懼れよ。何の故にか廢せられん。且つ子たるものは孝ならざるを懼れよ。立つを得ざるを懼るゝ無かれ。己を脩めて人を責めざらんには、則ち難より免れん』と。大子、師を帥ゐる。公、之に（五九）偏衣を衣せ、之に（六〇）金玦を佩ばせ、（六一）狐突、戎に御たり、先友、右たり。梁餘子養、（六二）罕夷に御たり。先丹木、右たり。（六三）羊舌大夫、尉たり。先友曰く、『（六四）身の偏を衣せ、兵の要を握らしむ。此行に在りてや、子其れ之を勉めよ。（六五）偏躬は慝しきこと無し。（六六）兵要は災に遠ざかる。親まれて以て災無けん。又、何をか患へん。』狐突歎じて曰く、『（六七）時は事の徵なり。衣は（六八）身の章なり。佩は（六九）衷の旗なり。故に其事を敬すれば則ち命ずるに（七〇）始を以てし、其身に服するには則ち之に（七一）純を衣せ、（七二）其衷を用ゐるには則ち之に度を佩ばしむ。今命ずるに（七三）時の卒を以てするは、其事を閟づる也。

【五七】曲沃に居るを謂ふ。
【五八】下軍に將たるを謂ふ。
【五九】左右色を異にせる衣、半は公の服に似たり。
【六〇】金にて作りし玦。
【六一】伯行、重耳の外祖。
【六二】罕夷は晉の下軍の卿。
【六三】羊舌大夫は叔向の祖父。
【六四】偏は半なり。
【六五】偏躬は偏衣を衣るをいふ。公の身を分ちて之に衣するは、惡意に非ざるなり。
【六六】威權、己に在り、以て害に遠ざかるべし。
【六七】時によりて事の成否を知るべし。
【六八】貴賤を章明にする也。
【六九】中心を表明する所以也。
【七〇】始は春夏をいふ。
【七一】純は純色の衣。
【七二】其中心を信ずれば之は佩ばしむるに法度に合ひたる者即ち玉玦を以てせしむ。
【七三】十二月なるを云ふ。

牛羊豕雞狗皆三百と(四三)門材とを歸り、夫人に(四四)魚軒と(四五)重錦三十兩とを歸る。鄭人、(四六)高克を惡み、師を帥ゐて河上に次らしめ、久しくして召さず。師潰えて歸る。高克、陳に奔る。鄭人之が爲めに(四七)淸人を賦せり。

晉侯、大子申生をして、東山の(四八)皐落氏を伐たしむ。(四九)里克、諫めて曰く、『大子は(五〇)冢祀社稷の粢盛を奉じて、以て朝夕に君の(五一)膳を視る者なり。故に冢子と曰ふ。君行けば則ち守り、守あれば則ち(君)從ふ。從ふを(五二)撫軍と曰ひ、守るを監國と曰ふ。古の制なり。夫れ師を帥ゐて專ら謀を行ひ、(五三)軍旅に誓ふは、君と(五四)國政との圖る所なり、大子の事に非ざるなり。(五五)師は命を制するに在るのみ。命を稟くれば則ち威あらず、命を專にすれば則ち不孝なり。故に君の(五六)嗣適は、以て師を帥ゐしむ可らず。君、其官を失ひ、師を帥ゐて威あらずば、將た焉くにか之を用ゐん。且つ臣聞く皐落氏將に戰はんとすと。君其れ之を舍け。』公曰く、『寡人、子あり。未だ其の誰をか立つるを知らず』と。對へずして退く。大子に見ゆ。大子曰く、

【四三】先づ門戸を立てしめんと也。
【四四】魚軒は夫人の車、魚皮を以て飾と爲す。
【四五】精細なる錦三十匹。
【四六】鄭の大夫。
【四七】詩の鄭風に在り、文公、臣を退くるに道を以てせざるを刺る也。
【四八】皐落氏は赤狄の別種。
【四九】晉の大夫。
【五〇】冢祀は宗廟の祀。冢は大なり。
【五一】膳は膳の上に供する食物
【五二】撫軍は君を助けて軍士を撫循するの義。
【五三】軍旅に誓ふは號令を宣ぶる也。
【五四】國政は執政。
【五五】軍旅には將軍專制すべし。
【五六】嗣適は大子。

孔嬰齊、殿たり。狄人と熒澤に戰ふ。衞の師、敗績す。遂に衞を滅す。衞侯、(二六)其旗を去てず。是を以て、甚だしく敗れぬ。狄人、史の華龍滑と禮孔とを囚へ、以て衞人を逐ふ。(二七)二人曰く、『我は太史なり、實に其祭を掌れり。(二八)先だゝずんば、國得べからじ』と。乃ち之を先だつ。至れば則ち(二九)守に告げて曰く、『(三〇)待ぐ可からず』と。夜、國人と與に出づ。狄、衞に入り、遂に之を從ひ、又これを河に敗る。初め、(三一)惠公の位に卽くや、年少かりき。齊人、(三二)昭伯をして(三三)宣姜に烝せしむ。(昭伯)可かず。之を強ふ。齊子・戴公・文公・宋の桓夫人・許の穆夫人を生めり。文公、衞の患多きが爲めに、先づ齊に適きぬ。(衞ノ)敗るゝに及び、宋の桓公、(三四)諸を河に逆ふ。(三五)宵濟る。衞の遺民、男女七百有三十人、之に益すに(三六)共・滕の民を以てし、五千人と爲る。(三七)戴公を立て以て(三八)曹に(三九)廬す。許の穆夫人、(四〇)載馳を賦す。齊侯、公子無虧をして、(四一)車三百乘甲士三千人を帥ゐ、以て曹を戍らしめ、公に乘馬祭服(四二)五稱

【二六】居處を晦さす。
【二七】二人は滑と孔とをさす。
【二八】先づ入りて神に告げずんば、國得べからじと詐る也。夷狄は鬼を畏る。故に斯く言ひて恐すなり。
【二九】守は石・甯の二大夫。
【三〇】待は禦ぐ也。狄の師強盛にして當る可らざるをいふ。
【三一】衞の惠公朔。
【三二】惠公の庶兄、宣公の子頑。
【三三】宣公夫人。
【三四】諸は文公をさす。
【三五】狄を畏るれば也。
【三六】共・滕は皆衞の別邑。
【三七】戴公は名は申。
【三八】曹は衞の下邑。
【三九】廬は寄寓の義なり。戴公立ちて、其年を以て薨じ、文公乃ち立つ。
【四〇】詩の衞風に在り。
【四一】一乘は四馬。
【四二】衣と裳と相副ふを、一稱といふ。

齊人、之を立てしなり。共仲、哀姜に通ず。哀姜、之を立てんと欲す。閔公の死するや、哀姜之を與り知れり。故に邾に孫れぬ。齊人、取へて之を(一六)夷に殺し、其尸を以て歸る。僖公、請うて之を葬る。

成季の將に生れんとせしや、(魯)桓公、(一七)卜楚丘の父をして之を卜せしめしに、曰く、『男なり。其名を友と曰はん。(一八)公の右に在らん。(一九)兩社に間り、公室の輔と爲らん。季氏亡びば則ち魯は昌えじ』と。又、之を筮せしに、(二〇)大有䷍の(二一)乾䷀に之くに遇へり。曰く、『(二二)同じくして父に復り、敬せらるゝこと君所の如し』と。生るゝに及び、文の其手に在るあり、友と曰ふ。遂に以て之に(二三)命せしなり。

冬十二月、狄人、衛を伐つ。衛の懿公、鶴を好み、鶴、(二四)軒に乘る者あり。將に戰はんとするに、國人の甲を受くる者、皆曰く、『鶴を使へ、鶴實に祿位あり。余、焉ぞ能く戰はん』と。公、(二五)石祁子に玦を與へ、甯莊子に矢に與へて守らしむ。曰く、『此を以て國を贊け、利を擇びて之を爲せ』と。夫人に繡衣を與へて曰く、『二子に聽け』と。渠孔、戎に御となり、子伯、右と爲り、黃夷、前驅し、

【一六】夷は魯の地。
【一七】魯の卜を掌る大夫。
【一八】右に在りとは、事を用ゐるをいふ。
【一九】兩社は周社と亳社となり、其間は朝廷執政の在る所なり。
【二〇】乾下離上は大有なり。
【二一】乾下乾上は乾なり。
【二二】尊きこと父と同じきを云ふ。
【二三】命は命名する也。
【二四】軒は大夫の車、鶴に大夫の秩祿を與へたるをいふ。
【二五】玦は玉玦。環の一邊を缺きたるもの。甯莊子は甯速。玦は決斷すべきを示し、矢は難を禦ぐを示す也。

の子孫、必ず其始に復らん」と。

經 二年春王の正月、齊人、(一)陽を遷す。夏五月乙酉、莊公に吉禘す。秋八月辛丑、公薨ず。九月、夫人姜氏、邾に孫る。公子慶父出でて莒に奔る。冬、齊の高子來り盟ふ。十有二月、狄、衞に入る。鄭、其師を弃つ。

傳 二年(周ノ惠王十七年)春、虢公、犬戎を(二)渭汭に敗る。(三)舟之僑曰く、『德なくして祿あるは、殃なり。殃將に至らんとす』と。遂に晉に奔る。

夏、莊公に(四)吉禘するは、(五)速きなり。

初め公の傅、(六)卜齮の田を奪ひしを、(七)公、禁せざりき。秋八月辛丑、(八)共仲、卜齮をして公を(九)武闈に(一〇)賊せしむ。成季、(一一)僖公を以て邾に適く。共仲、莒に奔る。(成季)乃ち入りて(一二)之を立て、賂を以て共仲を莒に求む。莒人、之を歸す。(一三)密に及びて、(其弟)公子魚をして請はしむ。許さず。(公子魚)哭して往く。共仲(之ヲ聞キテ)曰く、『奚斯の聲なり』と。(一四)乃ち縊る。閔公は(一五)哀姜の娣の叔姜の子なり、故に

公高の後なり。

【一】陽は國の名。

【二】渭水の隈曲。

【三】虢の大夫。

【四】吉禘は三年の喪終りたる後、位牌を廟に納むる祭。

【五】三年の喪未だ終らざる也。

【六】魯の大夫。

【七】閔公、年八歳にして卽位す、故に其傅の爲すがまゝにせしなるべし。

【八】共仲は慶父。

【九】闈は宮中の小門。

【一〇】賊は殺す也。

【一一】僖公は閔公の庶兄。

【一二】之は僖公をさす。

【一三】密は莒の邑。公子魚は奚斯なり。共仲、密に及びて、公子魚をして其死を免れしめんことを請ひしなり。

【一四】哭聲をきゝ、許されずと知り、自殺す。

【一五】哀姜は莊公の夫人。

るに如かず。罪をして至らしむること無く、(二二)呉の大伯と爲らんこと、亦可ならずや。(二三)猶ほ令名あらん。其の及ばんに與ぞや。且つ諺に曰く「心苟も瑕なくば、何ぞ家なきを恤へん」と。天若し大子に祚せば、(二四)其れ晉なからんや』と。(二五)卜偃曰く、『畢萬の後必ず大ならん。萬は盈數也。(二六)魏は大名なり。是を以て始めて賞せらるゝは、天、之を啓くなり。天子に兆民と曰ひ、諸侯に萬民と曰ふ。今、名の大、以て盈數に從ふ、其れ必ず衆を有たん』と。初め、畢萬、晉に仕へんことを筮す。(二七)屯䷂の(二八)比䷇に之くに遇へり。

(二九)辛廖之を占うて曰く、『吉なり。屯は固く、比は入る。吉孰れか焉より大ならん。其れ必ず蕃昌せん。震(變ジテ)(三〇)土と爲り、(三一)車、馬に從ひ、(三二)足之に居り、兄、之に長となり、(三三)母、之を覆ひ、衆之に歸す。(三四)六體易はらず、(三五)合うて能く固く、安くして能く殺すは、公侯の卦なり。(三六)公侯

【二二】呉の大伯は周大王の適子にして、其父の、季歷を立てんと欲するを知り、位を讓りて呉に適きし人。

【二三】去ると雖も世人に尊ばるべし、留りて禍の及ばんよりは勝れりとなり。

【二四】今出でゝ奔るとも、他日歸りて晉に君たることを得る日も無きにあらざるべし。

【二五】晉の掌卜大夫。

【二六】魏は巍也、高大なり。

【二七】震下坎上は屯なり。

【二八】坤下坎上は比なり。

【二九】晉の大夫。

【三〇】坤を土となす。

【三一】震を車と爲し、坤を馬と爲す。

【三二】震を足と爲し、又長男と爲す。

【三三】坤は母と爲す、又衆となす。

【三四】六體は卦の六體をいふ。屯には侯を建つるに利しきの象あり、屯變じて比と爲るも亦國を建て侯を親しむの象あり、變ずと雖も、義は則ち一なり、故に易らずと曰ふ。

【三五】比は合ひ、屯は固く、坤は安く、震は殺す。

【三六】公侯の子孫、將に復た公侯と爲らんとす、萬は周の畢

侯、之を許し、これを陳より召さしむ。公、郎に次りて以て之を待つ。季子來歸すとは、之を嘉するなり。

冬、齊の(九)仲孫湫、來りて難を省る。書して仲孫と曰ふも亦之を嘉するなり。仲孫歸りて曰く、『(一〇)慶父を去らずんば、魯の難未だ已まじ。』公曰く、『之を若何にしてか之を去らん。』對へて曰く、『難已まずんば將に自ら斃れんとす。君其れ之を待て。』公曰く、『魯取る可きか。』對へて曰く、『不可なり。猶ほ周の禮を秉れり。周の禮は本たる所以なり。臣之を聞く、「國の將に亡びんとする、本必ず先づ顚れ、而して後、枝葉之に從ふ」と。魯、周の禮を弃てず。未だ動かす可からざるなり。君其れ務めて魯の難を寧んじて之を親め。有禮を親み、(一二)重固に(一三)因り、(一四)攜貳を間て、昏亂を覆すは、霸王の(一五)器なり』と。

(一六)晉侯、(一七)二軍を作る。公、上軍に將たり。大子申生、下軍に將たり。(一八)趙夙、戎に御となり、(一九)畢萬、右と爲り、以て耿を滅し、霍を滅し、魏を滅す。還りて大子の爲めに、曲沃に城づき、趙夙に耿を賜ひ、畢萬に魏を賜ひ、以て大夫と爲せり。士蔿曰く、『(二〇)大子は立つことを得ざらん。之に都城を分ちて、位するに卿を以てし、先づ之が(二一)極を爲せり、又、焉ぞ立つことを得ん。之を逃る

【九】湫は仲孫の名。
【一〇】時に慶父も亦魯に歸りしなり。
【一二】公は齊の桓公。
【一三】重固は動かし難く、破り難き也。
【一三】因は親しむ也。
【一四】離れて相疑ふ者は因りて之を間す。
【一五】器は用ふる所なるをいふ。
【一六】惠公。
【一七】晉は本と一軍なること。莊公十六年に見ゆ。
【一八】趙衰の兄。
【一九】魏犫の祖父。
【二〇】大子は立つて後となることを得ざらん。
【二一】極は極處。

卷の四

(一)閔公

【經】元年、春王の正月、齊人、邢を救ふ。夏六月辛酉、我が君莊公を葬る。秋八月、公、齊侯と落姑に盟ふ。季子來歸す。冬、齊の仲孫來る。

【傳】元年（周ノ惠王十六年）春、卽位を書せざるは、(二)亂あるが故なり

狄人、邢を伐つ。(三)管敬仲、齊侯に言ひて曰く、『戎狄は豺狼なり、厭かしむ可からざるなり。(四)諸夏は親暱なり、弃つ可からざるなり。宴安は酖毒なり、懷ふ可からざるなり。(五)詩に云ふ「豈に歸ることを懷はざらんや。(六)此簡書を畏るればなり」と。簡書とは(七)同惡相恤ふるの謂なり。請ふ邢を救ひ、以て簡書に從はん』と。齊人、邢を救ふ。

夏六月、莊公を葬るは、亂の故なり、是を以て緩れしなり。

秋八月、公、齊侯と(八)落姑に盟ふは、季友を復さんことを請ひしなり。齊

【一】名は啓方、莊公の子、母は叔姜。
【二】君弑せられて之に繼ぎて立つ者は、卽位の禮を行はず、以て先君を禮し、臣子の情を伸ぶる也。
【三】管夷吾仲。
【四】諸夏は中國。
【五】小雅出車篇。
【六】簡書は單札に記したる文書。鄰國に急難有れば、簡書を以て相告ぐ。
【七】難あれば互に相救ふ。
【八】齊の地。

對へて曰く、『臣、死を以て般を奉せん。』公曰く、『鄉に牙、慶父を材ありと曰へり』と。成季、君命を以て僖叔に命じて（二八）鍼巫氏に待たしめ、鍼季をして之を（二九）酖せしむ。曰く、『此を飲まば、則ち魯國に（僖叔ノ）後あらん。然らずんば、死して且に後なからんとす』と。之を飲み、歸りて（三〇）逵泉に及びて卒す。（三一）叔孫氏を立つ。

八月癸亥、公、路寢に薨ず。子般、位に卽き、黨氏に次る。冬十月己未、（三二）共仲、圉人犖をして子般を黨氏に（三三）賊せしむ。（三四）成季、陳に奔る。（共仲）（三五）閔公を立つ。

【二八】魯の大夫。
【二九】酖は毒藥。
【三〇】逵泉は魯の地。
【三一】僖叔の後として立つる也。
【三二】慶父。
【三三】賊は殺す也。
【三四】季友。
【三五】莊公の庶子。

に從ふ。內史過往く。(九)虢が命を請ふを聞き、反りて曰く、『虢は必ず亡びん。虐にして神に聽く』と。神、莘に居ること六月。虢公、(一〇)祝應・宗區・史嚚をして(神ニ)享らしむ。神、之に土田を賜ふ。史嚚曰く、『虢は其れ亡びんか。吾之を聞く、「國將に興らんとせば(一一)民に聽く。將に亡びんとせば(一二)神に聽く」と。神は聰明正直にして(一三)壹なる者なり。(一四)人に依りて行ふ。虢、(一五)凉德多し、其れ何の土をか能く得ん』と。

初め、公、臺を築きて(一六)黨氏に臨む。(臺上ヨリ)(一七)孟任を見て、之を從へんとす。閟む。而して夫人にせんとの言を以てす。(孟任)之を許す。(一八)臂を割きて公に盟ふ。子般を生む。雩するとき、(一九)梁氏に(二〇)講ふ。(二一)女公子、之を觀る。圉人犖、牆外より之と戲る。子般、怒りて之を鞭たしむ。公曰く、『之を殺すに如かず。是れ鞭つ可からず』と。犖は力あり、(二三)能く蓋を稷門に投じたるものなり。公疾む。(二四)後を(二五)叔牙に問ふ。對へて曰く、『(二六)慶父、材あり』と。(二七)季友に問ふ。

【九】虢、神に請うて土田を賜ふの命を求めたるなり。
【一〇】祝は大祝、宗は宗人、史は大史、皆職名なり。
【一一】民心に順つて政を爲す。
【一二】福を神に求む。
【一三】壹とは其の一心にして二意ならざるを言ふ。
【一四】人の善惡に從ひて禍福を降す。
【一五】凉は薄なり。
【一六】魯の大夫。
【一七】孟任は黨氏の女。
【一八】臂の血を歃りて盟ふ也。
【一九】魯の大夫。
【二〇】祭の禮を習ふ也。
【二一】子般の妹。
【二二】圉人は馬を養ふことを掌る。
【二三】蓋は車蓋。稷門は魯の南門。車蓋を投じて稷門を超えしむ。
【二四】後嗣。
【二五】慶父の同母弟僖叔。
【二六】莊公の子共仲。
【二七】莊公の同母弟成季。

【傳】三十一年(周ノ惠王十四年)夏六月、齊侯來りて戎の(一)捷を獻ずるは、禮に非ざるなり。凡そ諸侯、四夷の功あるときは、則ち王に獻ず。王は以て(二)夷を警む。中國には則ち否らず。諸侯は俘を相遺らず。

【經】三十有二年、春、小穀に城づく。夏、宋公・齊侯、梁丘に遇ふ。秋七月癸巳、公子牙卒す。八月癸亥、公、路寢に薨ず。冬十月己未、子般卒す。公子慶父、齊に如く。狄、邢を伐つ。

【傳】三十二年(周ノ惠王十五年)春、(一)小穀に城づくは(二)管仲の爲めなり。

齊侯、(三)楚の鄭を伐ちし爲めの故に、(四)會を諸侯に請ふ。宋公、先づ齊侯に見えんことを請ふ。夏、梁丘に遇ふ。

秋七月、神あり(五)莘に降る。周の惠王、之を(六)內史過に問うて曰く、『是れ何の故ぞや。』對へて曰く、『國の將に興らんとするや、明神之に降る、其德を監みるなり。將に亡びんとするや、神又之に降る。其惡を觀るなり。故に、神を得て以て興るあり、亦以て亡ぶるあり、虞夏商周・皆(七)これ有り。』王曰く、『之を若何にせん。』對へて曰く、『其物を以て享れ。(八)其至るの日も亦其物なり』と。王之

【一】捷は獲物。
【二】夷は夷狄。

【一】小穀は齊邑。
【二】公、管仲の德に感ず、故に管仲の爲めに其私邑に城づく也。
【三】楚、鄭を伐つは、二十八年に在り。
【四】鄭の爲めに楚に報いんことを謀る也。
【五】莘は虢の地。
【六】周の大夫。
【七】神異の事有り。
【八】其至れる日も亦其物の一なれば、其日の干支に從ひて適當なる物を以て祭るべし。甲乙の日に至れば、脾を以て祭り、丙丁の日に至れば肺、戊己の日には心、庚辛には肝、壬癸には腎を用ふるの類是也。

（六）水昏に正しくして栽る、（七）日至にして畢る。
（八）樊皮、王に叛く。

〔經〕三十年、春王の正月。夏、成に次る。秋七月、齊人、鄣を降す。八月癸亥、紀の叔姬を葬る。九月庚午朔、日之を食するあり。鼓して牲を社に用ゐる。冬、公、齊侯と、魯濟に遇ふ。齊人、山戎を伐つ。

〔傳〕三十年（周ノ惠王十三年）春、王、虢公に命じて樊皮を討たしむ。夏四月丙辰、虢公、樊に入り、樊仲皮を執へて京師に歸る。

楚の公子元、鄭を伐つより歸りて、（一）王宮に處る。（二）鬭射師、（之チ）諫む。則ち執へて之を（三）梏す。秋、申公鬭班、子元を殺す。（四）鬭穀於菟、令尹と爲り、自ら（五）其家を毀ち、以て楚國の難を紓くす。

冬、（六）魯濟に遇ふは、（七）山戎を謀るなり。（八）其の燕を病ましめしを以ての故なり。

〔經〕三十有一年、春、臺を郎に築く。夏四月、薛伯卒す。臺を薛に築く。六月、齊侯來りて戎の捷を獻ず。秋、臺を秦に築く。冬、雨ふらず。

【六】水は定星なり、定星が昏に正しく南天に中するは周の十二月なり、此時に兩端と兩側とに柱を樹てゝ板を支へ、土を板の間に實たして之を築く也。
【七】日至は冬至なり、周の正月なり。此時に土功を畢る也。
【八】周の大夫。
【一】遂に文夫人を蠱惑せんと欲す。
【二】鬭廉。
【三】梏は手かせ。
【四】子文。
【五】家產を投じて以て國難を拯ふをいふ。
【六】魯濟は齊魯の界の地。
【七】山戎は北狄。
【八】齊の桓公、覇を行ふ、故に燕の爲に難を平ぐるなり。

幕に烏あり』と曰ひしかば、乃ち止まりぬ。

冬、饑う。(二四)臧孫辰、(二五)糴を齊に告ぐるは、禮なり。

郿に築くとは、都に非ざるなり。凡そ邑に宗廟・先君の(二六)主あるを都と曰ひ、無きを邑と曰ふ。邑には築くと曰ひ、都には城づくと曰ふ。

【經】二十有九年、春、延廐を新にす。夏、鄭人、許を侵す。秋、蜚あり。冬十有二月、紀の叔姫卒す。諸と防とに城づく。

【傳】二十九年(周ノ惠王十二年)春、新に(一)延廐を作るは、時ならざるを書するなり。凡そ(二)馬は日中して出し、日中して入らするなり。

夏、鄭人、許を侵す。凡そ、師に鐘鼓あるを伐つと曰ひ、無きを侵すと曰ひ、輕きを襲ふと曰ふ。

秋、蜚あるは、災を爲せるなり。凡そ、物、災を爲さゞれば、書せず。

冬十二月、(三)諸と防とに城づくとは、時なるを書するなり。凡そ土功は、(四)龍見えて務を畢れば、事を戒むるなり。(五)火見えて、用を致し、

【二三】書中、人なき也。
【二四】魯の大夫。
【二五】糴は米を買入るゝこと。
【二六】主は木主。
【一】廐の名。
【二】日中するは春分と秋分となり。馬は春分に出して牧場に就かしめ、秋分に牧場より廐に入るゝなり。秋、馬を入れんとする時に、廐を作るべきなり。
【三】諸と防とは皆魯の邑。
【四】龍星卽ち角亢、晨に東方に見ゆるは、周の十一月なり、此時農務既に畢りたれば、土功の事を戒むる也。
【五】大火心星、晨に東方に見ゆるは、周の十二月の初なり。此時木石工具等を工作の地に集め致す也。

居らしめ、群公子をば皆(八)鄙に在らしむ。唯だ二姫の子のみ絳に在り。(九)二五、卒に驪姫と與に、群公子を譖りて、奚齊を立つ。晉人之を(一〇)二五耦と謂ふ。

楚の令尹子元、(一一)文夫人を(一二)蠱さんとし、館を其宮の側に爲りて、(一三)萬を振はす。夫人之を聞き、泣いて曰く、『先君の、是の舞を以てせしや、(一四)戎備を習はせたりき。今、令尹はこれを仇讎に(一五)尋ゐずして、未亡人の側に於てす。亦異しからずや』と。(一六)御人、以て子元に告ぐ。子元曰く、『婦人だも讎を襲ふことを忘れざるに、我は反つて之を忘れたり』と。秋、子元、車六百乘を以て鄭を伐ち、(一七)桔柣の門に入る。子元・鬭御彊・鬭梧・耿之不比、(一八)旆たり。鬭班・王孫游・王孫喜、殿たり。衆車、(一九)純門より入り、(二〇)逵市に及ぶ。(二一)縣門發ぢず、楚言して出づ。子元曰く、『鄭に人あり』と。(畏レテ敢テ進マズ。)諸侯、鄭を救はんとす。楚の師、夜遁る。鄭人、將に桐丘に奔らんとせしが、(二二)諜告げて、『(二三)楚の

【八】鄙は邊邑。
【九】二五は梁五、嬖五。
【一〇】耦は二人共に耕す也。二五、心を合はせて群公子を逐ふこと、猶ほ耦耕して草萊を去るがごときをいふ。
【一一】楚文王の夫人息嬀。
【一二】淫せんとする也。
【一三】萬は舞の名。振は舞はす也。萬舞せしむるは、夫人をして出でて之を觀しめんと欲する也。
【一四】戎備は兵備なり。

【一五】尋は用ゐる也。
【一六】夫人の侍者。
【一七】鄭の遠郊の門。
【一八】旆を立てゝ前に居るなり。先驅をいふ。
【一九】純門は鄭の外郭門。
【二〇】逵市は郭內の道上の市。
【二一】縣門は、縣は懸なり、門扉をかけつるせるなり。鄭は楚に示すに間暇ある風をなし、城門を閉ぢず兵を出して楚の言語などいひしなり。
【二二】間諜。

孫辰、糴を齊に告ぐ。

【傳】二十八年（周ノ惠王十一年）春、齊侯、衞を伐ち、戰ひて衞の師を敗り、之を數むるに王命を以てし、賂を取りて還る。

晉の獻公、賈に娶る。子なし。(一)齊姜に烝す。秦の穆夫人及び大子申生を生む。又、二女を戎に娶る。大戎の狐姬、重耳を生み、小戎の子、夷吾を生めり。晉、驪戎を伐つ。(二)驪戎男、女はすに驪姬を以てす。歸りて奚齊を生む。其娣、卓子を生む。驪姬嬖せられ、其子を立てんと欲し、(三)外嬖梁五と東關嬖五とに賂ひ、公に言はしめて曰く、『(四)曲沃は君の宗なり。蒲と二屈とは、君の疆なり。以て主なかる可からず。宗邑、主なくんば則ち民威れず、疆場、主なくんば則ち戎の心を啓かん。戎の心を生じ、民の其政を慢るは、國の患なり。若し大子をして曲沃に主とし、重耳・夷吾をして蒲と屈とに主たらしめば、則ち以て民を威し戎を懼れしめ、且た君の(五)伐を旌す可し』と。（二人チシ）倶に曰はしむらく、『狄(ノ地)の(六)廣漠なる、晉に於て(七)都とならば、晉の土を啓かんこと、亦宜ならずや』と。晉侯、之を說び、夏、大子をして曲沃に居り、重耳をして蒲城に居り、夷吾をして屈に

【一】武公の妾。
【二】驪戎の爵は男。
【三】君の寵幸を得る者を嬖人と云ひ、女を內嬖といひ、男を外嬖といふ。
【四】曲沃は桓叔の封ぜられし所、先君の宗廟の所在地なり。
【五】伐は功なり。
【六】廣漠は廣大なり。
【七】都は都城、卽ち下邑をいふ。

夏、幽に同盟するは、陳・鄭(齊ノ桓公ニ)服するなり。
秋、公子友、陳に如きて(四)原仲を葬るは、禮に非ざるなり。原仲は(五)季友の(六)舊なり。
冬、杞の伯姬來るは、(七)歸寧するなり。凡そ諸侯の女、歸寧するを、來ると曰ひ、(八)出づるを、來り歸ると曰ふ。夫人は歸寧するを、某に如くと曰ひ、出づるを、某に歸ると曰ふ。

晉侯、將に虢を伐たんとす。士蔿曰く、『不可なり。虢公驕れり。若し驟〻我に勝つことを得ば、必ず(九)其民を弃てん。衆無くして而る後に之を伐たば、我を禦がんと欲すとも、其れ誰か與せん。夫れ禮樂慈愛は(一〇)戰の畜ふる所なり。夫れ民は、事を讓り、和を樂しみ、親を愛し、喪を哀しみ、而る後に用ゐる可きなり。虢畜へざるなり。亟〻戰はゞ將に饑ゑんとす』と。

王、(一一)召伯廖をして齊侯に命を賜はしめ、且つ衞を伐たんと請ふ。(一二)其の・子頽を立てしを以てなり。

【四】陳の大夫。
【五】公子友。
【六】舊は故舊。
【七】歸寧は父母の安否を問ふ也。
【八】出づるは離緣されて出でて歸る也。
【九】民を養はざる也。
【一〇】戰に關して平素畜養すべき所なり。
【一一】周王の卿士。
【一二】其は衞をさす。子頽を立てしは十九年の事なり。

經 二十有八年、春王の三月甲寅、齊人、衞を伐つ。衞人、齊人と戰ふ。衞人敗績す。夏四月丁未、邾子瑣卒す。秋、荊、鄭を伐つ。公、齊人・宋人に會して鄭を救ふ。冬、郿に築く。大に麥禾なし。臧

非ざれば鼓せず。

晉の士蔿、羣公子をして盡く游氏の族を殺さしめ、乃ち(一)聚に城づきて(二)之を處く。冬、晉侯、聚を圍みて、盡く群公子を殺す。

【經】二十有六年春、公、戎を伐つ。夏、公、戎を伐つより至る。曹、その大夫を殺す。秋、公、宋人・齊人に會して、徐を伐つ。冬十有二月癸亥朔、日・之れを食するあり。

【傳】二十六年（周ノ惠王九年）春、晉の士蔿、(一)大司空と爲る。夏、士蔿、(二)絳に城づき、以て其宮を(三)深くす。

秋、虢人、晉を侵す。冬、虢人、又、晉を侵す。

【經】二十有七年春、公、杞の伯姬に(一)洮に會す。夏六月、公、齊侯・宋公・陳侯・鄭伯に會して幽に同盟す。秋、公子友、陳に如き原仲を葬る。冬、杞の伯姬來る。莒の慶來りて叔姬を逆ふ。杞伯來朝す。公、齊侯に城濮に會す。

【傳】二十七年（周ノ惠王十一年）春、公、杞の(二)伯姬に洮に會するは、(三)事に非ざるなり。天子は義を展ぶるに非ざれば巡守せず。諸侯は民事に非ざれば擧とせず。卿は君命に非ざれば竟を越えず。

【一】聚は晉の邑。
【二】之とは羣公子をさす。
【一】大司空は卿官。
【二】絳は晉の都する所。
【三】深は高き也。
【一】洮は魯の地。
【二】魯の莊公の女。
【三】事に非ずとは、民事に非ざるをいふ。

棗・脩に過ぎず、以て（一三）虔を告ぐるなり。今、男女、贄を同じくす。是れ別なきなり。男女の別は國の大節なり。而るに夫人に由りて之を亂るは、乃ち不可なること無からんや』と。

晉の士蔿、又、羣公子と謀り、（一四）游氏の二子を殺さしむ。士蔿、晉侯に告げて曰く、『可なり。二年を過ぎずして、君必ず患なからん』と。

【經】二十有五年春、陳侯、女叔をして來聘せしむ。夏五月癸丑、（一）衞侯朔卒す。六月辛未朔、日・之を食するあり。鼓して牲を社に用ゐる。伯姬、杞に歸ぐ。秋、大水あり。鼓して牲を社に門に用ゐる。冬、公子友、陳に如く。

【傳】二十五年（周ノ惠王八年）春、陳の（二）女叔來聘するは、始て陳の好を結ぶなり。之を嘉するが故に名いはず。

夏六月辛未朔、日之を食するあり。（三）鼓して（四）牲を社に用ゐるは、（五）常に非ざるなり。唯だ（六）正月の朔には（七）慝未だ作らず。日之を食するあれば、是に於てか、幣を社に用ゐ、鼓を朝に伐つなり。秋、大水あり、鼓して牲を社に（八）門に用ゐるも、亦、常に非ざるなり。凡そ（九）天災には、幣ありて牲なし。（一〇）日月の眚に

【一三】虔は敬虔なり。
【一四】游氏の二子も亦桓莊の族なり。
【一】惠公。
【二】陳の卿、女は氏、叔は字。
【三】鼓を伐つ也。
【四】牲を用ゐて社に祭る。
【五】常禮を失へる也。朝に鼓せずして社に鼓し、幣を用ひずして牲を用ひたるを譏る也。
【六】正月は正陽の月、周の六月なり。
【七】慝は陰氣。
【八】門は國門。
【九】天災は日月の食大水等をいふ。
【一〇】日月の眚は日月の蝕をいふ。

公子と謀り、(一三)富子を譖して之を去る。

秋、(一四)桓宮の楹を丹にす。

經 二十有四年春王の三月、桓宮の桷に刻む。曹の莊公を葬る。夏、公、齊に如きて女を逆ふ。秋、公、齊より至る。八月丁丑、夫人姜氏入る。戊寅、大夫の宗婦、覿ゆるに幣を用ゐる。大水あり。冬、戎、曹を侵す。曹の羈出で、陳に奔る。(一)赤、曹に歸る。(二)郭公。

傳 二十四年(周ノ惠王七年)春、(三)其桷に刻む。皆禮に非ざるなり。(四)御孫諫めて曰く、『臣、之を聞く、儉は德の(五)共なり。侈は惡の大なりと。先君、共德ありき。而るを君、之を大惡に納るるは、乃ち不可なること無からんや』と。

秋、(六)哀姜至る。公、(七)宗婦をして覿ゆるに幣を用ゐしむるは、禮に非ざるなり。御孫曰く、『男の(八)贄は、大なる者は(九)玉帛、小なる者は(一〇)禽鳥、以て(一一)物を章かにするなり。女の贄は、(一二)榛・栗・

【一三】譖は罪ありとして之を誣ふるなり。同族の者、其富强を疾む、故に因りて之を離間するを得たるなり。
【一四】魯桓公の廟。
【一】曹の僖公。
【二】闕誤あらん。
【三】其桷は桓宮の桷なり。桷は椽なり。
【四】魯の大夫。
【五】共は恭、節約の義也。
【六】夫人姜氏。
【七】宗婦は、同姓の大夫の婦。
【八】贄は人に見ゆる時に執る物。
【九】公侯伯子男は玉を執り、諸侯の世子・附庸・孤卿は帛を執る。
【一〇】卿は羔、大夫は雁、士は雉を執る。
【一一】貴賤尊卑を分つなり。
【一二】榛は小栗。脩は脯。

の初めて亡ぶるに及びてや、(二五)陳桓子始めて齊に大なり。其の後に亡ぶるや、(二六)成子、政を得たり。

【經】二十三年春、公、齊より至る。(一)祭叔・來聘す。夏、公、齊に如きて社を觀る。公、齊より至る。荊人・來聘す。公、齊侯と穀に遇ふ。(二)蕭叔、公に朝す。秋、桓宮の楹を丹にす。冬十有一月、(三)曹伯射姑・卒す。十有二月甲寅、公、齊侯に會して(四)扈に盟ふ。

【傳】二十三年(周ノ惠王六年)夏、公、齊に如き(五)社を觀るは、禮に非ざるなり。曹劌諫めて曰く、『不可なり。夫れ、禮は民を整ふる所以なり。故に、會して以て上下の則を訓へて、(六)財用の節を制し、朝して以て班爵の義を正し、長幼の序に帥ひ、征伐して以て其(七)不然を討ず。諸侯に(八)王あり、王に(九)巡狩あり、以て大に之を習はす。是に非ざれば君擧とせず。君の擧は必ず(策ニ)書す。書して法ならずば、後嗣何をか觀ん』と、

晉の(一〇)桓莊の族(一一)偪る。(晉ノ)獻公、之を患ふ。士蔿曰く、『(一二)富子を去らば則ち羣公子謀る可きなり。』公曰く、『爾其事を試みよ』と。士蔿、羣

【二四】陳の亡ぶるは、後、昭公八年に在り。
【二五】敬仲五世の孫、陳無宇。
【二六】陳恆。
【一】祭公の弟。
【二】蕭は附庸の國。
【三】曹の莊公卒し、子僖公夷立つ。
【四】扈は鄭の地。
【五】齊、社を祭るに因りて軍實を蒐す、公往いて之を見るなり。
【六】貢賦の多少。
【七】不然は命を用ひざる者。
【八】王に入覲する也。
【九】四方を省す。
【一〇】桓叔莊伯の子孫。
【一一】强盛にして公室に迫るなり。
【一二】富子は二族の富强なる者。

昌えて、正卿に竝び、八世の後、(二四)之と與に京なるもの莫けん』と。陳の厲公は、蔡の(二五)出なり。故に蔡人、(二六)五父を殺して之を立つ。敬仲を生む。其少かりしや、周の(二七)史、周易を以て陳侯に見ゆる者あり。陳侯、之を筮せしむ。(二八)觀䷓の(二九)否䷋に之くに遇ふ。曰く、『是を(三〇)「國の光を觀る。王に賓たるに用ゐるに利し」と謂ふ。此れ其れ陳に代りて國を有たんか。此に在らずして其れ異國に在らんか。此の其身に非ずして、其子孫に在らん。光は遠くして他より耀くことある者なればなり。坤は土なり。巽は風なり。乾は天なり。風、天と爲る。土上に於て山あるなり。山の材あつて之を照すに天光を以てす。是に於てか土上に居る。故に「國の光を觀る。王に賓たるに用ゐるに利し」と曰ふ。(三一)庭實、百を旅ね、之を奉ずるに玉帛を以てす。天地の美具はれり。故に「王に賓たるに用ゐるに利し」と曰ふ。(三二)猶ほ觀ること有り。故に「其れ後に在らんか」と曰ふ。風は行きて土に著く。故に「其れ異國に在らんか」と曰ふ。若し異國に在らば、必ず姜姓ならん。(三三)姜は大嶽の後なり。山嶽は則ち天に配す。物、能く兩ながら大なること無し。陳衰へば、此れ其れ昌ならんか』と。(三四)陳

【二四】京は大なり。其位最も高きを言ふ。
【二五】姉妹の子を出と云ふ。
【二六】五父は陳佗。其の殺されしは桓公六年なり。
【二七】史は大史。
【二八】坤下巽上は觀なり。
【二九】坤下乾上は否なり。
【三〇】觀の卦六四の爻の辭。
【三一】庭に陳列する所百品あり。
【三二】觀るは己に在るものを言ふに非ず。
【三三】姜姓の先は、堯の四嶽たり。四嶽は官名。

す。夏五月。秋七月丙申、齊の高傒と防に盟ふ。冬、公、齊に如きて幣を納る。

【傳】二十二年(周ノ惠王五年)春、陳人、其大子御寇を殺す。陳の公子完、(二)顓孫と與に齊に奔る。顓孫、齊より來り奔る。齊侯、(三)敬仲をして卿たらしめんとす。辭して曰く、『羈旅の臣、幸に若し宥さるゝことを獲て、寛政に及び、其教訓に閑はざるを赦して、罪戾より免れ、(四)負擔を弛められなば、君の惠なり、獲る所多し。敢て高位を辱くして以て官の謗を速かんや。(五)請ふ死を以て告げん。(六)詩にも「(七)翹翹たる車乘、我を招くに弓を以てす。豈に往くことを欲せざらんや。我が友朋を畏る」と云へり』と。(敬仲ヲ)(八)工正と爲らしむ。(齊ノ)桓公に酒を飲ます。樂しむ。公曰く、『火を以て之に繼げ。』辭して曰く、『臣、其晝を卜して未だ其夜を卜せず。敢てせじ』と。君子曰く、『酒以て禮を成し、繼ぐに淫を以てせざるは、義なり。君を以て禮を成し、淫に納れざるは、仁なり』と。

初め、(九)懿氏、敬仲に妻はせんことを卜す。(一〇)其妻、之を占ふ。曰く、『吉なり。是を(一一)「鳳凰于き飛び、和鳴すること鏘鏘たり」と謂ふ。(一二)有嬀の後、將に(一三)姜に育はれんとす。五世にして其れ

【二】御寇の黨。
【三】公子完。
【四】負擔は勞役なり。
【五】死を以て自ら誓ふ也。
【六】詩は逸詩。
【七】翹翹は高き貌。
【八】百工を掌るの官。
【九】陳の大夫。
【一〇】其妻は懿氏の妻。
【一一】雄を鳳と曰ひ、雌を凰と曰ふ。雄雌俱に飛び、相和して鳴くこと鏘鏘然たり。
【一二】嬀は陳の姓。
【一三】姜は齊の姓。

【經】二十有一年、春王の正月。夏五月辛酉、(一)鄭伯突卒す。秋七月戊戌、夫人姜氏薨す。冬十有二月、鄭の厲公を葬る。

【傳】二十一年(周ノ惠王四年)春、(鄭ト虢ト)(二)弭に胥命す。夏、(三)同じく王城を伐つ。鄭伯、(四)王を將て圉門より入り、虢叔、北門より入り、王子頽と五大夫とを殺す。鄭伯、王を(五)闕の西辟に享し、樂備はる。王、之に(六)武公の略、(七)虎牢より以東を與ふ。(八)原伯曰く、『(九)鄭伯、尤に效へり。其れ亦將に咎あらんとす』と。五月、鄭の厲公卒す。王、虢に巡狩す、虢公、王宮を(一〇)玤に爲る。王、之に(一一)酒泉を與ふ。鄭伯の・王を享するや、王、(一二)后の(一三)鞶鑑を以て之に予ふ。虢公、器を請ふ。王之に(一四)爵を予ふ。鄭伯、是に由りて始めて王を惡む。冬、王、虢より歸る。

【一】鄭の厲公卒し、子文公捷立つ。
【二】鄭の地。
【三】鄭と虢と相たすけて王子頽を伐つなり。
【四】王は惠王。
【五】闕は左右の臺觀より成る。西方に在る者を西辟といふ。鄭伯、既に敢て己の館に致して享せず、又、天子の廟堂に入りて主と爲る可からず、是を以て西闕に於てするなり。
【六】武公の略は、周の平王、鄭の武公の功を賞して與へたりし地界なり。
【七】虎牢は地名。
【八】原伯は原の莊公。
【九】子頽の偏樂を舞はせしに效ふを言ふ。
【一〇】玤は虢の地。
【一一】酒泉は周の邑、
【一二】后は王后。
【一三】鞶帶の鑑を以て飾となしたるもの。
【一四】爵は飲酒の器。

【一】有罪を赦すなり、大赦の類なり。

【經】二十有二年、春王の正月、(一)大眚を肆す。癸丑、我が小君文姜を葬る。陳人、其公子御寇を殺

跪、亂を作して、(一四)蘇子に因る。秋、(一五)五大夫、子頽を奉じて以て王を伐つ。克たず。出で、(一六)溫に奔る。蘇子、子頽を奉じて以て衞に奔る。衞の師・燕の師、周を伐つ。冬、子頽を立つ。

【經】二十年春王の二月、夫人姜氏、莒に如く。夏、齊、大災あり。秋七月。冬、齊人、戎を伐つ。

【傳】二十年(周ノ惠王三年)春、鄭伯、王室を和せんとす。克はず。(一)燕の仲父を執ふ。夏、鄭伯遂に王を以て歸る。王、櫟に處る。秋、王及び鄭伯、(二)鄔に入り、遂に成周に入り、其寶器を取りて還る。

冬、王子頽、五大夫を享して、樂、(三)徧舞に及ぶ。鄭伯、之を聞き、(四)虢叔を見て曰く、『寡人之を聞く、哀樂、時を失へば、殃咎必ず至ると。今、王子頽・歌舞して倦まざるは、禍を樂しむなり。夫れ(五)司寇、戮を行へば、君之が爲めに(六)擧はず。而るを況や敢て禍を樂しまんや。王の位を奸すは、禍孰れか焉よりも大ならん。禍に臨みて憂を忘れば、憂必ず之に及ばん。盍ぞ王を納れざるや。』虢公曰く、『寡人の願なり』と。

【一四】蘇子は周の大夫。桓王、其十二邑を奪うて、以て鄭に與へし故に、王室と和せず。是に於て六氏之に因りて亂を爲す也。
【一五】石速は士なれば、五大夫の數に入らず。
【一六】溫は蘇子の邑。
【一】燕の仲父は南燕伯。之を執ふるは、周を伐つが爲めの故なり。
【二】王の取りし鄭の邑。
【三】黃帝堯舜夏殷周の樂を舞ふ。
【四】虢公の字。
【五】刑官。
【六】盛饌を去る也。

傳　十九年(周ノ惠王二年)春、楚子(二)之を禦ぎ、大に(三)津に敗らる。還れば(四)鬻拳納れず。遂に黃を伐ち、黃の師を(五)踖陵に敗る。還りて湫に及びて疾あり。夏六月庚申、卒す。鬻拳これを(六)夕室に葬り、亦自殺せり。(七)絰皇に葬る。初め、鬻拳、楚子を强諫す。楚子從はず。之に臨むに兵を以てす。(楚子)懼れて之に從ふ。鬻拳曰く、『吾、君を懼すに兵を以てす、罪焉よりも大なるは莫し』と。遂に自ら刖る。楚人以て大閽と爲し、之を大伯と謂ふ。其後をして之を掌らしむ。君子曰く、『鬻拳は君を愛すと謂ふ可し。諫めて以て自ら刑に納る。刑せらるれど、猶は君を善に納るゝことを忘れず』と。

初め、(八)王姚、莊王に嬖せられ、子頹を生む。子頹、寵あり。蔿國、之が師と爲る。(九)惠王位に卽くに及びて、蔿國の(一〇)圃を取りて以て囿と爲す。(一一)邊伯の宮、王宮に近し。王、之を取る。王、(一二)子禽・祝跪と詹父との田を奪うて、膳夫(石速)の(一三)秩をも收む。故に、蔿國・邊伯・石速・詹父・子禽・祝

【二】之は巴人をさす。
【三】津は楚の地。
【四】鬻拳は楚の大閽。納れざるは、楚子を奮激せしめんが爲めなり。
【五】黃の地。
【六】夕室は蓋し楚の先君の墳墓の在る所ならん。
【七】絰皇は窒皇に同じ、寢門の内に在りて、堂下につづきて土を築きて高くしたる處を云ふ。墓所にも亦これあり。生前、閽人として善く其職を守りしを以て、死後、此處に葬りて其志を成す也。
【八】周莊王の妾。
【九】周の莊王の孫。
【一〇】圃は園、囿は苑なり。囿は大にして圃は小なり。蓋し圃を奪うて以て囿を廣めしなり。
【一一】周の大夫。
【一二】三子は周の大夫。
【一三】秩は祿なり。

を以て人に假さざればなり。

虢公・晉侯・鄭伯、原莊公をして王后を陳より逆へしむ。陳嬀、京師に歸ぐ、實に惠后なり。

夏、公、戎を(六)濟の西に追ふ。其(七)來るを言はざるは、之を諱めばなり。

秋、蜮ありとは、災を爲せるなり。

初め、楚の武王、(八)權に克ち、(九)鬭緡をして之に尹たらしむ。(緡)以て叛く。圍みて之を殺し、權を(一〇)那處に遷し、(一一)閻敖をして之に尹たらしむ。文王位に卽くに及びて、巴人と與に申を伐ちて、(一二)其師を驚かしかば、巴人、楚に叛き、那處を伐ちて之を取り、遂に楚を(一三)門む。閻敖、(一四)涌を游ぎて逸る。楚子、之を殺す。其族、亂を爲す。冬、巴人、之に因りて、以て楚を伐つ。

[經] 十有九年、春王の正月。夏四月。秋、(一)公子結、陳人の婦に媵す。鄄に于きて、遂に齊侯・宋公と盟ふ。夫人姜氏、莒に如く。冬、齊人・宋人・陳人、我が西鄙を伐つ。

【六】濟は水の名。
【七】來るは、戎來りて魯を侵すをいふ。
【八】權は國の名。
【九】鬭緡は楚の大夫。
【一〇】那處は楚の地。
【一一】閻敖は楚の大夫。
【一二】其師を驚かすは巴の師を驚かす也。
【一三】門は城門を攻むる也。
【一四】涌は水の名。
【一】公子結は魯の大夫なり。媵は女の嫁するを送る也。公子結、魯の女の陳の大夫に嫁するを送りて、鄄に至りて、別人をして之を送らしめ、己は齊宋の君と鄄に盟ふ。

王、虢公をして(七)曲沃伯に命じ、一軍を以て晉侯と爲らしむ。初め晉の武公、夷を伐ち(八)夷詭諸を執ふ。(九)蔿國請うて之を免す。(詭諸)既にして(蔿國)報いず。故に(一〇)子國、亂を作し、晉人に謂ふ、『我と與に夷を伐ちて其地を取れ』と。遂に晉の師を以て夷を伐ち、夷詭諸を殺す。(一一)周公忌父、出でて虢に奔る。(周ノ)惠王立ちて(後)之を復せり。

【經】十有七年、春、齊人、鄭の詹を執ふ。夏、齊人、遂に殲く。秋、鄭の詹、齊より逃げ來る。冬、麋多し。

【傳】十七年(周ノ僖王五年)春、齊人、鄭の(一)詹を執ふるは、鄭、朝せざりければなり。夏、遂の因氏・頜氏・工婁氏・須遂氏、齊の戍を饗し、醉はせて之を殺す。齊人殲さる。

【經】十有八年、春王の三月、日之を食するあり。夏、公、戎を濟の西に追ふ。秋、(一)蜮あり。冬十月。

【傳】十八年(周ノ惠王元年)春、虢公・晉侯、王に朝す。王饗して(二)醴あり。之に(三)宥を命ず。皆、(四)玉五瑴・馬三匹を賜ふ。禮に非ざるなり。王の・諸侯に命ずる、名位同じからざれば、禮も亦數を異にす。(五)禮

【七】曲沃伯は武公。武公遂に晉國を并す。僖王、因つて就きて命じて晉侯と爲す也。小國なるが故に一軍なり。
【八】夷詭諸は周の大夫。
【九】蔿國は周の大夫。
【一〇】子國は卽ち蔿國。
【一一】周公忌父は王の卿士。
【一】詹は執政大臣の名。鄭君、自ら朝せずして、大夫をして聘せしめたるを以て、齊、其慢を責めて、使者たる大夫を執へたり。鄭の罪を責めて使者の姓を去りし也。

【一】蜮は苗を食ふ蟲。
【二】醴は醴酒なり。
【三】宥は助なり、歡を助くる爲めに、特別なる設備などするを云ふ。
【四】雙玉を瑴と曰ふ。
【五】侯なるに公と賜を同じくするは、是れ人に禮を假す也。

邾人、郳を伐つ。鄭人、宋を侵す。冬十月。

【傳】十五年(周ノ僖王三年)春、復た會す。(一)齊始めて覇たり。秋、諸侯・宋の爲めに(二)郳を伐つ。鄭人、之を(三)間ひて宋を侵す。

【經】十有六年、春王の正月。夏、宋人・齊人・衞人、鄭を伐つ。秋、荊、鄭を伐つ。冬十有二月、齊侯宋公・陳侯・衞侯・鄭伯・許男・滑伯・滕子に會して、幽に同盟す。邾子克卒す。

【傳】十六年(周ノ僖王四年)夏、諸侯、鄭を伐つは、(一)宋の爲めの故なり。鄭伯、櫟より入りしとき、緩く楚に告げき。秋、楚、鄭を伐ちて櫟に及ぶは、不禮の爲めの故なり。

鄭伯、(二)雍糾の亂に與りし者を治む。九月、(三)公子閼を殺し强鉏を刖る。(四)公父定叔・出でゝ衞に奔る。三年にして之を復す。曰く、『共叔をして鄭に後なからしむ可からず』と。十月を以て入らしめて曰く、『良月なり。(五)盈數に就け』と。君子謂へらく、『(六)强鉏、其足を衞ること能はざりき』と。

冬、幽に同盟するは、鄭成げばなり。

【一】齊桓公。
【二】郳は附庸、宋に屬して叛くが故なり。
【三】間は隙間を窺ふ也。

【一】前年鄭、宋を侵せり。
【二】桓公十五年。
【三】公子閼と强鉏とは祭仲の黨。
【四】共叔段の孫。定は謚なり。
【五】數は十に滿つ、故に云ふ。
【六】早く害を辟くること能はざりしを言ふ。鉏は田器、其柄を足と云ふ。强鉏は其名にも似ず、刖刑を受けたるによりて、君子、斯く評を下したる也。

て宗祏を典司せしめぬ。社稷、主ありて、其心を外にせば、其れ何の貳か之に如かん。苟も社稷を主らば、國内の民、其れ誰か臣たらざらん。臣の二心なきは、天の制なり。（一四）子儀位に在ること十四年なり。而るに君を召かんと謀らば、庸ぞ貳に非ざらんや。莊公の子猶ほ八人あり。若し皆官爵を以て賂を行ひ貳を勸めて、以て事を濟す可くば、君其れ之を若何せん。臣、命を聞けり』と。乃ち縊れて死す。

蔡の哀侯、（一五）莘の爲めの故に、息嬀を（一六）繩めて、以て楚子に語ぐ。楚子、息に如き、（僞りテ）食を以て入りて享し、遂に息を滅し、息嬀を以て歸り、堵敖と成王とを生ます。（息嬀）未だ（一七）言はず。楚子之を問ふ。對へて曰く、『吾、一婦人にして二夫に事ふ。縱ひ死すること能はずとも、其れ、又奚ぞ言はん』と。楚子以へらく、『蔡侯、息を滅させたり』と。（一八）遂に蔡を伐つ。秋七月、楚、蔡に入る。君子曰く、『（一九）商書に所謂「惡の易るや火の原に燎ゆるが如く、鄕ひ邇づく可からず。其れ猶ほ撲滅す可けんや」とは、其れ蔡の哀侯の如きか』と。

冬、（二〇）鄄に會するは、宋の服せしが故なり。

經 十有五年、春、齊侯・宋公・陳侯・衞侯・鄭伯、鄄に會す。夏、夫人姜氏、齊に如く。秋、宋人・齊人・

【一四】鄭子。
【一五】公の十年の莘の役。
【一六】繩は譽むる也、一に譝に作る。
【一七】言ふとは己より先づ口を發くをいふ。
【一八】以て息嬀を悅ばせんと欲するなり。
【一九】商書は盤庚の篇。易は延く也、蔓延する也。
【二〇】衞の地。

て還る。

鄭の厲公、(二)櫟より鄭を侵し、(三)大陵に及び、(四)傅瑕を獲たり。傅瑕曰く、『苟も我を舍さば、吾請ふ君を(鄭)納れん』と、これと盟うて之を赦す。六月甲子、傅瑕、鄭子と其二子とを殺して厲公を納る。初め内の蛇と外の蛇と、鄭の南門の中に鬭ひ、内の蛇死す。六年にして厲公入る。公之を聞き、申繻に問うて曰く、『(五)猶ほ妖あるか』と。對へて曰く、『(六)人の忌む所は、其氣燄りて以て之を取る。妖は人に由りて興るなり。人、(七)釁なくんば、妖自ら作らず。人、(八)常を棄つるときは、則ち妖興る。故に妖ありしならん』と。

厲公入り、遂に傅瑕を殺す。原繁に謂はしめて曰く、『傅瑕、(九)貳あり。周に常刑あり。既に其罪に伏せり。我を納れて二心なき者は、吾、皆之を許さん。上大夫の事は、吾、願はくは(一〇)伯父と與に之を圖らん。且つ寡人の出づるや、伯父、(一一)裏言無く、入るや、(一二)又寡人を念はず。寡人これを憾む。』(原繁)對へて曰く、『先君桓公、(一三)我が先人に命じ

【二】鄭の厲公、桓公十五年に櫟に入り、之に居る。
【三】大陵は鄭の地。
【四】鄭の大夫。
【五】妖異は本と信ず可からず。今、眼前、明に蛇鬭の變あり、則ち、天地の間に猶ほ自ら眞に妖異有るか。
【六】人の畏忌する所の氣、火の上焰するが如く、妖異と相引く。
【七】釁は、すきま。
【八】常は常道。
【九】貳は二心。
【一〇】伯父は原繁をさす。
【一一】内より好意を通ぜざる也
【一二】己に親しまず。
【一三】宗祏は宗廟の中の主を藏むる石室。世々宗廟の守臣たるを云ふ。

衞に請ふ。衞人、與ふること勿らんと欲す。〔一四〕石祁子曰く、『不可なり。天下の惡は一なり。宋に惡なりしを我に保つ。之を保つとも何の補かある。一夫を得て一國を失ひ、惡に與して好を棄つるは、謀に非ざるなり』と。衞人、之を歸す。亦、南宮萬を陳に請ふに賂を以てす。陳人、婦人をして〔一五〕之に酒を飮ましめ、而して犀の革を以て之を裹む。宋に及ぶ比ほひ、手足皆見はる。宋人、皆、之を〔一六〕醢にす。

〔一四〕衞の大夫。
〔一五〕之は萬をさす。
〔一六〕醢は肉醬、並に猛獲を醢にす、故に皆と言ふ也。

〔經〕十有三年、春、齊侯・宋人・陳人・蔡人・邾人、北杏に會す。夏六月、齊人、遂を滅す。秋七月。冬、公、齊侯に會して柯に盟ふ。

〔傳〕十三年（周ノ僖王元年）春、〔一〕北杏に會して以て宋の亂を平ぐ。遂人至らず。

夏、齊人、遂を滅して之を〔二〕戍る。

冬、柯に盟ふは、〔三〕始めて齊と平ぐなり。

宋人、北杏の會に背く。

〔一〕齊の地。
〔二〕戍は守る也。
〔三〕齊の桓公と好を通ず。

〔經〕十有四年春、齊人・陳人・曹人、宋を伐つ。夏、單伯、宋を伐つに會す。秋七月、荊、蔡に入る。冬、單伯、齊侯・宋公・衞侯・鄭伯に鄄に會す。

〔傳〕十四年（周ノ僖王二年）春、諸侯、宋を伐つ。齊、師を周に請ふ。夏、〔一〕單伯、之に會し、成ぎを宋に取り

〔一〕周の大夫。

乘丘の役に、公、(二六)金僕姑を以て、(二七)南宮長萬を射る。公の右顓孫、之を生搏せり。(二八)宋人、之を請へり。宋公、之を(二九)靳めて曰く、『始め吾、子を敬せり。今、子は魯の囚なり。吾、子を敬せじ』と。(萬)之を病む。

經 十有二年春王の三月、紀の叔姫、酅に歸る。夏四月。秋八月甲午、宋の萬、其君捷を弑し、其大夫仇牧に及ぼす。冬十月、宋の萬出でて陳に奔る。

傳 十二年(周ノ莊王十五年)秋、(一)宋の萬、閔公を(二)蒙澤に弑し、(三)仇牧に門に遇ひ、(手ニテ之チ)批ちて之を殺し、大宰督に東宮の西に遇ひ、又、之を殺し、(四)子游を立つ。群公子、(五)蕭に奔り、公子御說、亳に奔る。(六)南宮牛・猛獲、師を帥ゐて亳を圍む。冬十月、蕭の(七)叔大心、(八)戴・武・宣・穆・莊の族と、曹の師を以て之を伐ち、南宮牛を(九)師に殺し、子游を宋に殺して、(一〇)桓公を立つ。猛獲、衞に奔り、南宮萬、陳に奔り、(一一)乘車を以て其母を(一二)輦にし、(一三)一日にして(陳ニ)至る。宋人、猛獲を

【二六】矢の名。
【二七】宋の大夫。
【二八】宋人、萬を釋されんことを請ひしに、魯人之を許しゝなり。
【二九】靳は戲れにはづかしむるなり。
【一】宋の大夫南宮長萬なり。
【二】宋の地。
【三】仇牧は宋の卿。
【四】子游は宋の公子。
【五】蕭、亳は皆宋の邑。
【六】南宮牛は萬の子。
【七】叔大心は蕭の大夫。
【八】宋の五公の族。
【九】師は軍中。
【一〇】桓公は即ち御說なり。
【一一】乘車は兵車に非ざる也。
【一二】人の引くを輦と云ふ。
【一三】宋陳の間二百六十里(周の里程)萬の多力健脚なるをいふ。

「傳」十一年(周ノ莊王十四年)夏、宋、乘丘の役の爲めの故に我を侵す。公、之を禦ぐ。宋の師、未だ陳せざるに之に薄り、これを(一六)鄑に破る。凡そ師に、敵、未だ陳せざる(ルヲ敗)を、『某の師を敗る』と曰ひ、皆陳するを、『戰ふ』と曰ひ、大に崩るゝを、『敗績す』と曰ひ、(一七)雋を得るを、『克つ』と曰ひ、覆うて之を敗るを、『某の師を取る』と曰ひ、京師敗るゝを、『王師、某に敗績す』と曰ふ。

秋、宋、大水あり。公、弔せしめて曰く、『天、(一八)淫雨を作して、(一九)粢盛を害す。之を若何んぞ弔せざらん』と。對へて曰く、『孤、實に不敬にして、天、之に災を降せり。又、以て君の憂と爲る。命の辱きを拜す』と。(二〇)臧文仲曰く、『宋は其れ興らんか。禹湯は己を罪して、其の興るや(二一)悖焉たり。桀紂は人を罪して、其の亡ぶるや(二二)忽焉たり。且つ列國に凶あるとき孤と稱するは禮なり。言、懼れて、名、禮あり。其れ(ニ興ル)庶からんか』と。既にして之を聞く、曰く、『(二三)公子御說の辭なり』と。(二四)臧孫達曰く、『是れ宜しく君と爲るべし。民を恤ふるの心あり』と。

冬、(二五)齊侯來りて共姬を逆ふ。

【一六】魯の地。
【一七】雋は敵の雄俊の將士をいふ。
【一八】淫雨は霖雨。
【一九】嘉穀を害して祭祀に供すること能はざるなり。其の重きものを擧げて言ふ也。
【二〇】魯の大夫。
【二一】悖焉は盛なる貌。
【二二】忽焉は速なる貌。
【二三】宋の莊公の子。
【二四】哀伯。
【二五】齊侯は桓公。

盈つ。故に之に克てり。夫れ大國は測り難し。伏あらんことを懼れたり。吾、其轍を視るに亂れ、其旗を望むに靡きたり。故に之を逐へり』と。

夏六月、齊の師・宋の師、郎に次る。(九)公子偃曰く、『宋の師整はず。敗る可きなり。宋敗れば齊必ず還らん。請ふ之を撃たん』と。公、許さゞるに、(一〇)雩門より竊に出でて、(一一)皐比を蒙りて、先づ之を犯す。公、之に從ひ、大に宋の師を(一二)乘丘に敗る。齊の師乃ち還る。

蔡の哀侯、陳に娶る。息侯も亦娶る。息嬀將に歸がんとして、蔡を過ぐ。蔡侯曰く、『吾が(一三)姨なり』と。止めて之を見て、(而)(一四)賓とせず。息侯、之を聞きて怒る。楚の文王に謂はしめて曰く、『我を伐て。吾、救を蔡に求め、而して之を伐たん』と。楚子、之に從ふ。秋九月、楚、蔡の師を莘に敗り、蔡侯獻舞を以て歸る。

(一五)齊侯の出でしや譚を過りしに、譚・禮せざりき。其の入るに及びてや、諸侯皆賀するに、譚又至らざりき。冬、齊の師、譚を滅す。譚・禮なかりし故なり。譚子、莒に奔る。同盟の故なり。

【經】十有一年、春王の正月。夏五月戊寅、公、宋の師を鄑に敗る。秋、宋、大水あり。冬、王姫、齊に歸ぐ。

【九】魯の大夫。
【一〇】魯の南城の門。
【一一】皐比は虎皮。
【一二】魯の地。
【一三】姨は妻の姉妹。
【一四】賓禮を以て接せざる也。
【一五】齊侯は桓公。

獻舞を以て歸る。冬十月、齊の師、譚を滅す。譚子、莒に奔る。

傳 十年（周ノ莊王十三年）春、齊の師、我を伐つ。公、將に戰はんとす。(二)曹劌、見えんことを請はんとす。其鄕人曰く、『(三)肉食の者、之を謀る。又何ぞ(四)間せん。』劌曰く、『肉食の者は鄙し。未だ遠く謀ること能はず』と。乃ち入りて見ゆ。問ふ、『何を以て戰はんとする。』公曰く、『衣食の安んずる所、敢て專にせず、必ず以て人に分てり。』對へて曰く、『（公ノ衣食チ分ツ）小惠にして未だ徧からず。民從はざらん。』公曰く、『(五)犧牲玉帛、敢て加へざるなり、必ず信を以てせり。』對へて曰く、『小信にして(六)未だ孚ならず。神福せざるなり。』公曰く、『小大の獄、察すること能はずと雖も、必ず(七)情を以てせり。』對へて曰く、『忠の屬なり。以て一戰すべし。戰はゞ則ち請ふ從はん』と。公之と與に（兵車ニ）乘りて長勺に戰ふ。公將に之に鼓たんとす。劌曰く、『未だ可ならず』と。齊人三たび鼓つ。劌曰く、『可なり』と。齊の師敗績す。公將に之に馳せんとす。劌曰く、『未だ可ならず』と。下りて其(八)轍を視、軾に登りて之を望みて曰く、『可なり』と。遂に齊の師を逐ふ。既に克ちて、公、其故を問ふ。對へて曰く、『夫れ戰は勇氣なり。一たび鼓ちて氣を作し、再たびして衰へ、三たびして竭く。彼竭き我

【二】魯人。
【三】肉食の者は位に在るものをいふ。
【四】間は厠（マジハ）る也、干渉するをいふ。
【五】祝辭にも、小を以て大とせず、惡を美とせず。
【六】其信誠、未だ神明に通達せざる也。
【七】己が情を盡す也。
【八】轍は車の跡。

公、齊の大夫と(二)蔇に盟ふは、齊に君なければなり。

夏、公、齊を伐ちて子糾を納る。(三)桓公、莒より先づ入る。秋、(魯ノ)師、齊の師と(四)乾時に戰ふ。我が師敗績す。公、(五)戎路を喪ひ、(六)傳乘して歸る。(七)秦子・梁子、公の旗を以て下道に辟く。(八)是を以て皆止めらる。

鮑叔牙、師を帥ゐて來り言ひて曰く、『子糾は親なり、請ふ君之を討て。(九)管仲は讎なり、請ふ受けて(一〇)甘心せん』と。乃ち子糾を(一一)生竇に殺す。召忽、之に死す。管仲、囚はれんと請ふ。鮑叔之を受け、(一二)堂阜に及びて(一三)之を稅く。歸りて以て告げて曰く、『(一四)管夷吾は高傒よりも治なり。相たらしめて可なり』と。(一五)公之に從ふ。

【二】魯の地。
【三】桓公は卽ち小白。
【四】乾時は齊の地。
【五】戎路は兵車。
【六】驛傳に乘りて急ぎて逃げ歸る。
【七】二子は魯君の從者。
【八】齊師を誤らせ、魯君の身に代りて、獲られしなり。
【九】管仲、桓公を射る、故に讎と曰ふ。
【一〇】甘心とは思ふ存分に之を戮殺せんと欲するをいふ。
【一一】魯の地。
【一二】堂阜は魯の地。
【一三】縛を解く也。
【一四】高傒は齊の卿、高敬仲なり。管仲は高傒よりも治國の才に富めり。
【一五】公は齊の桓公小白。
【一】宿人を他に遷して、其地を取りしなり。

【經】十年春王の正月、公、齊の師を長勺に敗る。二月、公、宋を侵す。三月、宋人、(一)宿を遷す。夏六月、齊の師・宋の師、郞に次る。公、宋の師を乘丘に敗る。秋九月、荊、蔡の師を莘に敗り、蔡侯

足を傷り屨を喪ふ。反りて屨を（一一）徒人費に（一二）誅む。得ず。之を鞭ち、血を見る。費走り出づ。賊に門に遇ふ。（賊）劫かして之を束ねんとす。費曰く、『我、奚ぞ御がんや』と。（一三）袒ぎて之に背を示す。（賊）之を信ず。費請うて先づ入り、公を伏せて出でて（賊と）鬪ひ、門中に死す。（一四）石之紛如、階下に死す。遂に入りて、（一五）孟陽を牀に殺す。曰く、『君に非ざるなり。類せず』と。公の足を戸下に見、遂に之を弑して、無知を立つ。初め襄公立ちて、（政令）常なし。（一六）鮑叔牙曰く、『君、民を使ふこと慢なり。亂將に作らんとす』と。公子小白を奉じて、出でて莒に奔れり。亂作る。（一七）管夷吾・召忽、公子糾を奉じて（魯に）來り奔る。初め公孫無知、（一八）雍廩を虐げき。

【經】九年春、齊人、無知を殺す。公、齊の大夫と蔇に盟ふ。夏、公、齊を伐ちて子糾を納る。齊の小白、齊に入る。秋七月丁酉、齊の襄公を葬る。八月庚申、齊の師と乾時に戰ふ。我が師敗績す。九月、齊人、子糾を取へて之を殺す。冬、（一）洙を浚ふ。

【傳】九年（周の莊王十二年）春、雍廩、無知を殺す。

【一一】徒人は徒歩の從者。
【一二】誅は責む。
【一三】齊侯に鞭たれし創を示して、君を怨むるものと見做させたるなり。
【一四】齊の小臣。
【一五】孟陽も亦小臣なり。孟陽、公に代りて牀に居りたる也。
【一六】小白の傅。
【一七】管夷吾は管仲。夷吾と忽とは公子糾の傅。
【一八】齊の大夫。
【一】洙は水の名。

傳 八年(周ノ莊王十一年)春、兵を廟に治むるは禮なり。

夏、師、齊の師と郕を圍む。郕、齊の師に降る。(齊、魯ト其功ヲ共ニセザルガ故ニ)仲慶父、齊の師を伐たんと請ふ。公曰く、『不可なり。我實に不德なり。齊の師何ぞ罪あらん。罪は我に由れり。(一)夏書に曰く、「皐陶邁めて德を種う」と。(二)德あれば乃ち降る。姑く務めて德を修めて以て時を待たんか』と。秋、師還る。君子、是を以て、魯の莊公を善しとす。

(三)齊侯、(四)連稱・管至父をして葵丘を戍らしむ。(五)瓜の時にして往く。曰く、『瓜に及びて代へん』と。期まで戍る。公の(六)問至らず。代らんと請ふ。許さず。故に亂を作さんと謀る。僖公の母弟を夷仲年と曰ふ。公孫無知を生む。僖公に寵あり。衣服禮秩、(七)適の如し。襄公、之を絀く。二人之に因りて以て亂を作す。連稱、從妹あり、公宮に在り、寵無し。(八)公を間はしむ。(無知)曰く、『捷たば、吾、女を以て夫人と爲さん』と。

冬十二月、齊侯、(九)姑棼に遊び、遂に貝丘に田し、大豕を見る。從者曰く、『(一〇)公子彭生なり。』公怒りて曰く、『彭生敢て見ゆるや』と。之を射る。豕、人のごとく立ちて啼く。公懼れて、車より隊ち、

【一】夏書は逸書。
【二】我に德あるときは人之に降る。
【三】襄公。
【四】皆齊の大夫。
【五】瓜の時は七月をいふ。
【六】問は存問。
【七】適は太子。
【八】公の間隙を伺はしむ。
【九】姑棼、貝丘は皆齊の地。
【一〇】公子彭生は魯の桓公を殺して誅せられし力士。從者は無知の黨なり。大豕を彭生と云ひて、公をおどかしたる也。

甥、楚子を殺さんと請ふ。鄧侯許さず。三甥曰く、『鄧國を亡さんものは必ず此人ならん。若し早く圖らずば、後、君、(九)齊を噬まん。其れ之を圖るに及ばんや。之を圖らんとならば、此れを時と爲す。』鄧侯曰く、『(一〇)人將に吾が餘を食はざらんとす。』對へて曰く、『若し三臣に從はずば、抑〻社稷だも實に血食せじ。而るを(一一)君焉くにか餘を取らん』と。從はず。還る年、楚子、鄧を伐つ。十六年、楚復た鄧を伐ちて之を滅せり。

[經] 七年春、夫人姜氏、齊侯に防に會す。夏四月辛卯、夜、恒星見えず。夜中、星隕ちて雨の如し。秋、大水あり。麥苗無し。冬、夫人姜氏、齊侯に(一二)穀に會す。

[傳] 七年(周ノ莊王十年)春、文姜、齊侯に(一三)防に會するは、(一四)齊の志なり。夏、恒星見えざるは、夜明かなればなり。星隕ちて雨の如しとは、雨と偕しきなり。

秋、麥苗無しとは、(一五)嘉穀を害せざるなり。

[經] 八年、春王の正月、(魯ノ)師、郎に次り、以て陳人・蔡人を俟つ、甲午、兵を治む。夏、師、齊の師と郕を圍む。郕、齊の師に降る。秋、師還る。冬十有一月癸未、齊の無知、其君諸兒を弑す。

【九】齊は臍なり。及ぶ可からざるを云ふ。
【一〇】甥を害せば、人より賤められん。
【一一】君、復た餘無からん。
【一二】齊の地。
【一三】魯の地。
【一四】齊侯、文姜に會するの志ありて、魯、之に從ふをいふ。
【一五】稷黍は害を受けざる也。

【傳】五年(周ノ莊王八年)秋、(一)郳の犂來・來朝す。名いふは(二)未だ王命あらざればなり。冬、衞を伐つは、(三)惠公を納るるためなり。

【經】六年、春王の正月、王人子突、衞を救ふ。夏六月、衞侯朔、衞に入る。秋、公、衞を伐つより至る。螟あり。冬、齊人來りて衞の俘を歸る。

【傳】六年(周ノ莊王九年)春、王人、衞を救ふ。夏、衞侯入る。(一)公子黔牟を周に放ち、(二)甯跪を秦に放ち、左公子洩・右公子職を殺して、乃ち位に卽く。君子、二公子の黔牟を立てしを以て度らずと爲せり。夫れ、能く位を固くする者は、必ず本末を度りて、而る後に(三)衷を立つ。(四)其本を知らざれば謀らず、本の枝せざるを知れば強ひず。(五)詩にも『(六)本枝百世』と曰へり。

冬、(七)齊人來りて衞の寶を歸るは、文姜、之を請ひしなり。

楚の文王、申を伐ち、鄧を過ぐ。鄧の祁侯曰く、『吾が(八)甥なり』と。止めて之を享す。騅甥・聃甥・養

【一】郳は附庸の國。
【二】未だ爵命を受けて諸侯と爲らざればなり。
【三】衞惠公朔は、桓公十六年、齊に出奔せしなり。

【一】黔牟、衞侯たること十年。
【二】甯跪は衞の大夫。
【三】衷は適當なる者。
【四】其本の強弱を知らざれば、其人の爲めに謀らず、其本の枝葉を生ずるに堪へざるを知れば、強ひて爲さしめず。
【五】大雅。
【六】本末倶に榮えて百世に及ぶを云ふ。
【七】公親ら齊と共に衞を伐ち、事畢りて還る。文姜、齊侯に淫す。故に其の獲る所の珍寶を求めて、魯に歸らしむ。魯を悅ばして以て懟を謝せんと欲する也。
【八】甥は姉妹の子。

禚に狩す。

傳　四年（周ノ莊王七年）春王の三月、楚の武王、（二）荊尸して師に（三）孑を授け、以て隨を伐たんとす。將に齋せんとし、入りて夫人鄧曼に告げて曰く、『（四）余が心蕩きぬ』と。鄧曼歎じて曰く、『王の祿盡きたり。（五）盈ちて蕩くは、天の道なり。先君其れ之を知れり。故に武事に臨み、將に大命を發せんとして、王の心を蕩かすなり。若し師徒虧くることなく、王、（六）行に薨せば、國の福なり』と。王遂に行き、（七）樠木の下に卒す。令尹鬬祁・莫敖屈重、道を除ひ（八）溠に梁し、軍を營し隨に臨む。（九）隨人懼れて成ぎを行ふ。莫敖、王命を以て入りて隨侯に盟ひ、且た、請ひて會を（九）漢汭に爲して還り、（一〇）漢を濟りて後に喪を發せり。

紀侯、齊に下ること能はず、國を以て紀季に與ふ。夏、紀侯（一一）大に其國を去るは、齊の難を（一二）違くるなり。

經　五年春王の正月。夏、夫人姜氏、齊の師に如く。秋、郳の犂來・來朝す。冬、公、齊人・宋人・陳人・蔡人に會して衞を伐つ。

【二】楚の陣法の名。陣法を敎練する也。
【三】孑は戟なり。
【四】心臟鼓動すること、どうきが打つこと。
【五】志意盈滿すれば、必ず動き散ずる也。
【六】行に薨ずるは、敵に死せざる也。
【七】木の名。
【八】溠は水の名。
【九】漢水の西。
【一〇】漢は水の名。
【一一】大に去るとは、往いて返らざる也。
【一二】違は避くる也。

【經】二年春王の二月、陳の莊公を葬る。夏、㊀公子慶父、師を帥ゐて於餘丘を伐つ。秋七月、齊の王姬卒す。冬十有二月、夫人姜氏、齊侯に禚に會す。乙酉、㊁宋公馮卒す。

【傳】二年(周ノ莊王五年)冬、夫人姜氏、齊侯に禚に會すとは、姦を書するなり。

【經】三年春王の正月、溺、齊の師に會して衞を伐つ。夏四月、宋の莊公を葬る。五月、桓王を葬る。秋、紀季、酅を以て齊に入る。冬、公、滑に次る。

【傳】三年(周ノ莊王六年)春、㊀溺、齊の師に會して衞を伐つとは、㊁之を疾む也。

夏五月、桓王を葬るは、㊂緩きなり。

秋、紀季、酅を以て齊に入る。紀、是に於てか、始めて㊃判れぬ。

冬、公、滑に次るは、將に鄭伯と會して、紀の故を謀らんとすればなり。㊄鄭伯、辭するに難を以てす。凡そ師出づるに一宿を舍と爲し、再宿を信と爲し、信に過ぐるを次と爲す。

【經】四年、春王の二月、夫人姜氏、齊侯を㊀祝丘に享す。三月、紀の伯姬卒す。夏、齊侯・陳侯・鄭伯、垂に遇ふ。紀侯、大に其國を去る。六月乙丑、齊侯、紀の伯姬を葬る。秋七月。冬、公、齊人と

【一】魯君莊公の庶兄。
【二】宋の莊公卒し、子閔公捷立つ。
【一】魯の大夫。
【二】其の仇を釋きて之と比肩して事に從ふを疾む也。
【三】周の桓王は桓公十五年崩ぜしなり。
【四】判は分るゝ也。
【五】鄭伯子儀、厲公が櫟に在りて、國内に難有るに託して、魯の約に背きて、齊侯が紀を滅すの謀に同意したるなり。
【一】祝丘は魯の地。

卷の三

(一)莊公

【經】元年春王の正月。三月、夫人、齊に孫る。夏、(二)單伯、(三)王姬を送る。秋、王姬の館を外に築く。冬十月乙亥、(四)陳侯林卒す。王、榮叔をして來りて桓公に命を錫はしむ。王姬、齊に歸ぐ。齊の師、紀の郱・鄑・郚を遷す。

【傳】元年(周ノ莊王四年)春、卽位を稱せざるは、(五)文姜の出でしが故なり。

三月、(六)夫人、齊に孫る。姜氏と稱せざるは、(七)絕ちて親と爲さざるなり。禮なり。

秋、(八)王姬の館を外に築く。外に爲るは、禮なり。

【一】名は同、桓公の子、母は文姜。

【二】單伯は天子の卿、單は采地、伯は爵なり。

【三】周王の女。

【四】陳の莊公卒し、弟宣公杵臼立つ。

【五】文姜は莊公の母。公羊傳、穀梁傳には、弑せられたる君に繼ぐが故に、卽位と言はずと曰ふ。

【六】夫人は文姜。

【七】絕つは義絕なり。姜は齊の姓なり。夫人と書して姜氏と稱せざるは、齊侯、桓公を弑したるによりて、孔子、此經に於て齊を絕ちて復た親とせざるによる。

【八】齊强く魯弱く、郱を彭生に委し、魯、齊を讎とする能はず、然も喪服未だ終らず。此時に當りて周の爲めに王姬の婚に主となりしは、禮を失ひたるものなるが、館を城外に築きたることだけは、禮を得たるなり。

肩を殺す。王子克、燕に奔る。初め、子儀、桓王に寵あり。桓王これを周公に屬す。辛伯諫めて曰く、『(一七)后に竝び、(一八)嫡に匹ひ、(一九)政を兩にし、(二〇)國に耦ぶは、亂の本なり』と。周公從はざりき。故に(二一)難及べり。

【一七】妾、后の如き也。
【一八】庶、嫡の如き也。
【一九】寵臣、正卿の如きなり。
【二〇】都、國の如き也。

り、男に室ありて、相瀆すこと無きを、之を禮ありと謂ふ。此を易へば必ず敗れん』と。公、齊侯に(二)濼に會し、(三)遂に文姜と齊に如く。齊侯通ず。公(四)之を謫む。以て（齊侯ニ）告ぐ。夏四月丙子、公を享し、(五)公子彭生をして公を乘せしむ。(六)公、車中に薨ず。魯人、齊に告げて曰く、『寡君、君の威を畏れて、敢て寧居せず、來りて舊好を脩む。禮成りて反らず。咎を歸する所無く、(七)諸侯に惡し。(八)請ふ彭生を以て之を除かん』と。齊人、彭生を殺す。

秋、齊侯、(九)首止に師す。(一〇)子亹、之に會す。高渠彌相く。七月戊戌、齊人、子亹を殺して、高渠彌を(一一)轘にす。祭仲、(一二)鄭子を陳より逆へて之を立つ。是の行や、祭仲、之を知れり。故に病と稱して往かざりき。(一三)人曰く、『祭仲、知を以て免れたり』と。仲曰く、『信なり』と。

(一四)周公、（周ノ）莊王を弑して(一五)王子克を立てんと欲す。(一六)辛伯、（之ヲ）王に告ぐ。遂に王と與に、周公黑

【二】水の名。
【三】濼より歸らず齊に如く。
【四】之は文姜をさす。
【五】齊の公子にて多力の人。
【六】彭生之を殺ししなり。
【七】諸侯に對して外聞惡し。
【八】請ふ彭生を殺して此恥辱の惡名を除かん。
【九】衛の地。
【一〇】子亹と高渠彌との二人、齊が己を討ぜんと欲するを知らざるなり。
【一一】轘は車裂なり。
【一二】昭公の弟子儀。
【一三】鄭人、祭仲を疾む、故に之を譏りて曰く、祭仲も亦當に高伯と同じく戮せらるべき者なり、特に智を以ての故に免れたるのみと。仲之を聞きて曰く、人の言は信なり、我唯だ智あり、故に往かざりきと。是れ鄭人、多智老奸を以て仲を目し、而して仲、甘受して辭せず、却て是れ得意の語氣あるなり。
【一四】黑肩。
【一五】莊王の弟子儀。
【一六】周の大夫。

とは、(八)蔡人、之を嘉すればなり。
邾を伐つは、宋の志なり。
冬十月朔、日之を食するあり。日を書せざるは、官、之を失ひしなり。天子に(九)日官あり、諸侯に日御あり、日官は卿に居て、以て(一〇)日を厎す、禮なり。日御は日を失はず、以て百官に朝に授くるなり。

初め、(一一)鄭伯將に高渠彌を以て卿となさんとせり。昭公、之を惡み、固く諫めしかど、聽かれざりき。昭公の立つや、其の己を殺さんことを懼れ、辛卯、昭公を弑して公子亹を立つ。君子謂へらく、『昭公、惡む所を知れり』と。(一二)公子達曰く、『高伯は其れ戮せられんか。(一三)惡に復ゆること已甚し』と。

[經] 十有八年、春王の正月、公、齊侯に濼に會す。公、夫人姜氏と遂に齊に如く。夏四月丙子、公、齊に薨ず。丁酉、公の喪、齊より至る。秋七月。冬十有二月己丑、我が君桓公を葬る。

[傳] 十八年(周ノ莊王三年)春、公、將に行くことあらんとし、遂に姜氏と與に齊に如く。申繻曰く、『女に(一)家あ

【八】蔡人、之を嘉するを以て、字を稱して告ぐる也。
【九】日官日御は歷數を司るもの。
【一〇】厎は致す也。其期度を推致する也。
【一一】先代莊公。
【一二】魯の大夫。
【一三】復は報復する也。
【一】古は、妻、夫を謂ひて家と爲し、夫は妻を謂ひて室と爲す。

を以てし、(九)壽子、其旌を載せて以て先だつ。盜、之を殺す。急子至りて曰く、『我をこれ求むるならん。(一〇)此れ何の罪かある。請ふ我を殺せ』と。又、之を殺す。(一一)二公子、故に(一二)惠公を怨む。十一月、左公子洩・右公子職、公子黔牟を立つ。惠公、齊に奔る。

【經】十有七年、春正月丙辰、公、齊侯・紀侯に會して黃に盟ふ。二月丙午、公、邾の儀父に會して趡に盟ふ。夏五月丙午、齊の師と奚に戰ふ。六月丁丑、蔡侯封人卒す。秋八月、蔡季、陳より蔡に歸る。癸巳、蔡の桓侯を葬る。宋人・衞人と、邾を伐つ。冬十月朔、日之を食するあり。

【傳】十七年(周ノ莊王二年)春、(一)黃に盟ふとは、齊・紀を平がせ、且た(二)衞の故を謀るなり。邾の儀父と(三)趡に盟ふは、(四)蔑の盟を尋むるなり。

夏、齊の師と(五)奚に戰ふは、疆の事なり。是に於て齊人、魯の疆を侵す。疆吏來り告ぐ。公曰く、『疆場の事は、愼んで(六)其一を守りて、其不虞に備へよ。姑く備ふる所を盡せ。事至らば戰へ。又何ぞ謁はん』と。

蔡の桓公卒す。蔡人、(七)蔡季を陳より召く。秋、蔡季、陳より蔡に歸る

〔九〕壽子身がはりに立ちしなり。
【一〇】此れは壽子をさす。
【一一】急子の保護者右公子職と壽子の保護者左公子洩。
【一二】惠公は即ち朔なり。
【一】齊の地。
【二】十三年、紀、齊を敗る、故に紀を齊に平がするなり。衞朔、齊に在り、齊、之を納れんと欲す、故に其事を謀る也。其後、齊、卒に紀を滅し、魯卒に齊に會して朔を納る。則ち齊魯の強弱具さに見ゆ。
【三】魯の地。
【四】蔑の盟は、隱公元年に在り。
【五】魯の地。
【六】一定の分界を守る也。
【七】桓公の弟。

冬、(三)袲に會するは、鄭を伐たんと謀り、將に厲公を納れんとせしなり。克はずして還る。

【經】十有六年、春正月、公、宋公・蔡侯・衞侯に曹に會す。夏四月、公、宋公・衞侯・陳侯・蔡侯に會して鄭を伐つ。秋七月、公、鄭を伐つより至る。冬、向に城づく。十有一月、衞侯朔・出でて齊に奔る。

【傳】十六年(周ノ莊王元年)春正月、曹に會するは、鄭を伐たんと謀るなり。夏、鄭を伐つ。秋七月、(一)公、鄭を伐つより至るとは、飲至の禮を以てすればなり。

冬、向に城づくとは、時なるを書するなり。

初め衞の宣公、(二)夷姜に(三)烝して急子を生み、これを右公子に屬す。(四)之が爲めに齊より娶りしに美なり。公、之を取り、壽及び朔を生み、壽を左公子に屬す。夷姜縊る。(五)宣姜、公子朔と與に急子を(六)構ふ。公、これを齊に使せしめ、盜をしてこれを(七)莘に待たしめ、將に之を殺さんとす。壽子、之を告げ、行らしめんとするに、(急子)可かずして曰く、『(八)父の命を棄てば、惡ぞ子たるを用ゐん。父なきの國あらば則ち可なり』と。行くに及び、(急子の二)飲ましむるに酒

【三】宋の地。
【一】伐つより至ると始めて書す、故に傳重ねて例を示す。
【二】宣公の庶母。
【三】烝は上と淫するをいふ。
【四】之は急子をさす。
【五】宣公の取る所の急子の妻。
【六】過失を構造して讒するなり。
【七】衞の地。
【八】父命じて使せしむるに、奔らば、是れ父の命を棄つるなり。

齊の僖公を葬る。五月、鄭伯突・出でゝ蔡に奔る。鄭の世子忽、鄭に復歸す。許叔、許に入る。公、齊侯に艾に會す。邾人・牟人・葛人・來朝す。秋九月、鄭公突、櫟に入る。冬十有一月、公、宋公・衞侯・陳侯に袲に會して鄭を伐つ。

【傳】十五年（周ノ桓王二十三年）春、天王、家父をして來りて車を求めしむるは、禮に非ざるなり。諸侯は（一）車服を貢せず、天子は私に財を（諸侯ニ）求めざるなり。

祭仲・專なり。（三）鄭伯之を患へ、（四）其婿雍糾をして之を殺さしめんとす。將にこれを（五）郊に享せんとす。（六）雍姫、之を知り、其母に謂ひて曰く、『父と夫と孰れか親しき。』其母曰く、『人は盡く夫なり、父は一のみ。胡ぞ比ふ可けん』と。遂に祭仲に告げて曰く、『雍氏、（七）其室を舍てゝ、將に子を郊に享せんとす。吾、之に惑へり。以て告ぐ』と。祭仲、雍糾を殺し、これを（八）周氏の汪に尸す。公・載せて以て出でゝ、曰く、『謀、婦人に及べり。宜なり其死すること』と。夏、厲公・出でゝ蔡に奔る。六月乙亥、（九）昭公入る。

許叔、許に入る。公、齊侯に艾に會するは、許を定めんことを謀るなり。

秋、（一〇）鄭伯、櫟人に因つて（一一）檀伯を殺して、遂に櫟に居る。

【一】車服は、上の下に賜ふ所の物にして、下より上に貢する所の物にあらず。
【三】厲公。
【四】祭仲の女婿。
【五】郊は郊野。
【六】祭仲の女にして、雍糾の妻。
【七】其室は其家室。
【八】鄭の大夫。汪は池なり。
【九】昭公は忽なり。
【一〇】逐ひ出されたる厲公突。
【一一】鄭の櫟を守る大夫。

鄭人來りて、好を脩めんことを請ふ。

[經] 十有四年春正月、公、鄭伯に曹に會す。氷無し。(一)夏五。鄭伯、其弟語をして來り盟はしむ。秋八月壬申、御廩・(二)災あり。乙亥、嘗す。冬十有二月丁巳、齊侯祿父・卒す。宋人、齊人・蔡人・衞人・陳人を以て鄭を伐つ。

[傳] 十四年(周ノ桓王二十二年)春、曹に會す。(三)曹人、餼を致す。禮なり。夏、鄭の(四)子人來りて盟を尋め、且つ曹の會を脩む。

秋八月壬申、(五)御廩災あり。乙亥嘗すとは、(災ノ)害あらざるを書する也。

冬、宋人、諸侯を以て鄭を伐つは、宋の戰に報ゆるなり。(六)渠門を焚き、入りて(七)大逵に及び、(八)東郊を伐ち、(九)牛首を取り、(一〇)大宮の(一一)椽を以て歸りて、(一二)盧門の椽と爲す。

[經] 十有五年、春二月、天王、家父をして來りて車を求めしむ。三月乙未(一)天王崩ず。夏四月己巳、

【一】夏五とのみにて月なきは、闕文なり。唯だ月の字を闕けるのみなるか、或は他に文ありしなるか、今に至りては知る可からず。
【二】火災。
【三】夫れ諸侯の會に、事既に畢り、侯伯、禮を致し、地主、餼を歸り、以て相辭する也。餼は芻米なり。禮なりとは、地主の禮を得たる也。
【四】鄭伯の弟語。
【五】祭祀の供物に用ふる黍稷等を藏せる倉。
【六】渠門は鄭の城門。
【七】大逵は廣小路。
【八】鄭の郊。
【九】牛首は鄭の邑。
【一〇】大宮は鄭の祖廟。
【一一】椽は、たるき。
【一二】盧門は宋の城門。宮椽を取り來りて門椽と爲すは、敵を辱め、我が功を表はす也。宋公の禮なきを言ふ也。
【一】周桓王崩じ、子莊王佗立つ。

夫は其れ衆を謂ふには非じ。其れ、君の小民を撫づるに信を以てし、諸司を訓ふるに德を以てして、莫敖を威すに刑を以てせんことを謂ふならん。莫敖、蒲騷の役に狃れて、將に自ら用ゐんとす。必ず羅を小と（シテ輕ン）せん。㈣君若し鎭撫せずんば、其れ備を設けざらんか。夫れ、固より、君の衆に訓へて好く之を鎭撫し、諸司を召して之に勸むるに令德を以てし、莫敖を見て、これに、天の㈤易を假さゞることを告げられんことを謂ふならん。然らずんば、夫れ豈に楚の師の盡く行けることを知らざらんや』と。楚子、㈥賴人をして之を追はしむ。及ばざりき。莫敖、師に徇へしめて曰く、『諫むる者は刑あらん』と。㈦鄢に及び㈧次を亂し以て其水を濟る。遂に次無く、且つ備をも設けずして羅に及ぶ。羅と㈨盧戎と、兩ところより之に軍し、大に之を敗る。莫敖、㈩荒谷に縊る。(一一)群帥、冶父に囚はれ、以て刑を聽く。楚子曰く、『孤の罪なり』と。皆、之を免す。

宋、多く賂を鄭に責む。鄭、命に堪へず。故に紀・魯を以て齊・宋・衞・燕と戰ふ。戰ひし所を書せざるは、(一二)後れたればなり。

【四】君若し召し還して以て、之を抑へ遏めずんば、彼往きて必ず備を設けずして、以て敗を取らん。
【五】易は慢易なり。自ら用ひ、羅を小として輕んじ、備を設けざるは、皆是れ易なり。
【六】賴は國名、楚の與國。
【七】鄢は水名。
【八】次は序次。
【九】盧戎は南蠻。
【一〇】荒谷、冶父は皆楚の地。
【一一】群帥、責を負はんとするなり。
【一二】魯君、戰役に會する期に後れしなり。

云ふ、「君子屢〻盟ふ。亂是を用つて長ず」とは、信なければなり』と。

楚、絞を伐ち、其南門に軍す。莫敖屈瑕曰く、『絞は小にして輕し。輕しければ則ち謀寡し。(四)請ふ樵を采る者を扞ること無くして以て之を誘かん』と。之に從ふ。絞人、(楚人)三十人を獲たり。明日、絞人爭ひ出で、楚の役徒を山中に驅る。楚人、其北門を坐りて、これを山下に(五)覆ひ、大に之を敗り、城下の盟を爲して還る。

絞を伐つの役に、楚の師分れて(六)彭を涉る。(七)羅人之を伐たんと欲し、(八)伯嘉をして之を諜はしむ。(九)三たび巡りて之を數へぬ。

【經】 十有三年春二月、公、紀侯・鄭伯に會す。己巳、齊侯・宋公・衞侯・燕人と戰ふ。齊の師・宋の師・衞の師・燕の師・敗績す。三月、衞の宣公を葬る。夏、大水あり。秋七月。冬十月。

【傳】 十三年(周ノ桓王二十一年)春、楚の屈瑕、羅を伐つ。鬭伯比、之を送りて還り、其御に謂ひて曰く、『莫敖は必ず敗れん。(一)趾を擧ぐること高し。心固からず』と。遂に楚子に見えて曰く、『必ず師を濟せ』と。楚子、焉を辭す。入りて夫人(二)鄧曼に告ぐ。鄧曼曰く、『(三)大

【四】 樵を采る役夫を護衞すること無く、敵の來り奪ふに任せて、以て絞人を誘うて出でしめん。
【五】 覆は兵を潛めて行きて敵を掩襲する也。
【六】 彭は水の名。
【七】 羅は國名。
【八】 羅の大夫。
【九】 三たび巡りて楚軍の多少を數ふる也。是れ伯嘉の勇を言ふ也。
【一】 意驕る也。
【二】 楚の武王の夫人。
【三】 大夫は伯比をさす。

曼を娶らせ、昭公を生めり。故に祭仲、之を立つ。宋の(一七)雍氏も、鄭の莊公に女はせ、雍姞と曰ひ、厲公を生めり。雍氏の宗、宋の莊公に寵あり。故に祭仲を誘きて之を執へて曰く、『突を立てずば將に死なんとす』と。亦、厲公を執へて賂を求めたり。祭仲、宋人と盟ひ、厲公を以て歸りて之を立てんとす。

秋九月丁亥、昭公、衞に奔り、己亥、厲公立ちぬ。

[經] 十有二年、春正月。夏六月壬寅、公、杞侯・莒子と會して曲池に盟ふ。秋七月丁亥、公、宋公・燕人と會して穀丘に盟ふ。八月壬辰、陳侯躍・卒す。公、宋公に虛に會す。冬十有一月、公、宋公に龜に會す。丙戌、公、鄭伯に會して武父に盟ふ。丙戌、衞侯晉・卒す。十有二月、鄭の師と、宋を伐つ。丁未、宋に戰ふ。

[傳] 十二年(周ノ桓王二十年)夏、(一)曲池に盟ふとは、杞・莒を平がするなり。公、宋・鄭を平がせんと欲し、秋、公、宋公と(二)句瀆の丘に盟ふ。宋の成ぎ未だ知る可からざるなり。故に又、虛に會す。冬、又、龜に會す。宋公、平ぎを辭す。故に鄭伯と武父に盟ふ。遂に師を帥ゐて宋を伐ち、戰ふ。宋、信なければなり。君子曰く、『苟も信・繼がずんば、盟も益なきなり。(三)詩に

【一七】 雍は氏、宋の大夫、姞は姓。
【一】 魯の地。
【二】 句瀆の丘は卽ら穀丘にして、宋の地。
【三】 小雅。

んとす。(六)莫敖之を患ふ。鬬廉曰く、『鄖人、其郊に軍す。必ず(七)誡めじ。且つ日ゞに(八)四邑の至るを虞らん。(九)君は(一〇)郊郢に次り以て四邑を禦げ。我は鋭師を以て、宵、鄖に加へん。鄖は虞る心ありて其城を恃めば、鬬志あること無けん。若し鄖の師を敗らば、四邑必ず離れん。』莫敖曰く、『盍ぞ師を(一一)濟すことを王に請はざる。』對へて曰く、『師の克つは和に在りて衆に在らず。(一二)商・周の敵せざりしは君が聞ける所ならん。軍を成し以て出でたるに、又何ぞ濟さん。』莫敖曰く、『之を卜せん。』對へて曰く、『卜は以て疑を決むるのみ。疑はずんば何をか卜せん』と。遂に鄖の師を蒲騷に敗り、卒に盟ひて還れり。

鄭の(一三)昭公の北戎を敗りしや、齊人、將に之に妻はさんとせしを、昭公辭せしとき、祭仲、『必ず之を取れ。君、內寵多く、子、大なる援なし。將に立つことを得ざらんとす。(一四)三公子は皆君たるならん』と曰ひしかど、從はざりき。

夏、鄭の莊公卒せり。初め、(一五)祭の封人仲足、莊公に寵あり。莊公、卿たらしむ。公の爲めに(一六)鄧

【六】楚の官名、卽ち屈瑕也。
【七】油斷あるをいふ。
【八】隨、絞、州、蓼。
【九】君は屈瑕をさす。
【一〇】楚の地。
【一一】濟は益す也。
【一二】商は殷の紂王、周は周の武王。
【一三】昭公は忽なり。
【一四】三公子は子突卽ち厲公、子亹卽ち昭公の次の公、子儀卽ち子之、何れも其母寵あれば也。
【一五】祭は鄭の邑。
【一六】曼は鄧の姓。

夫罪なし、璧を懷くは其れ罪なり」と。吾焉ぞ此を用ゐて、其れ以て害を買はんや』と。乃ちこれを獻ず。又、其寶劍を求めらる。叔曰く、『是れ厭くこと無きなり。厭くこと無くば、(四)將に我に及ばんとす』と。遂に虞公を伐つ。故に虞公出で丶(五)洪池に奔る。

冬、齊・衞・鄭・來りて郎に戰ふとは、(六)我、辭あるなり。初め、北戎、齊を病ましめ、諸侯之を救ひしとき、鄭の公子忽・功ありしを、齊人、諸侯に餼し、魯をして之を次でしめしに、(七)魯、周班を以て鄭を後にせしかば、鄭人怒り、師を齊に請ひぬ。齊人、衞の師を以て之を助けぬ。故に侵伐と稱せず。先づ齊・衞を書するは、(八)王爵なればなり。

[經] 十有一年、春正月、齊人・衞人・鄭人、惡曹に盟ふ。夏五月癸未、鄭伯寤生・卒す。秋、七月、鄭の莊公を葬る。九月、宋人、鄭の祭仲を執ふ。突、鄭に歸る。鄭の忽・出で丶衞に奔る。柔、宋公・陳公・蔡叔と會して折に盟ふ。公、宋公に(一)夫鍾に會す。冬十有二月、公、宋公に(二)闞に會す。

[傳] 十一年(周ノ桓王十九年)春、齊・衞・鄭・宋、惡曹に盟ふ。

楚の屈瑕・將に(三)貳・軫に盟はんとす。鄖人、(四)蒲騷に軍し、將に(五)隨・絞・州・蓼と與に楚の師を伐た

【四】我を殺すにも至らん。
【五】地名。
【六】我直にして理あるを云ふ。
【七】事、公の六年に在り。
【八】王の爵位を以て之を次第する也。
【一】鄭の地。
【二】魯の地。
【三】貳、軫は皆國名。
【四】鄖の邑。
【五】皆國名。

をして師を帥ゐ、巴の師と、鄾を圍ましむ。鄧の（六）養甥・聃甥、師を帥ゐて鄾を救ひ、三たび巴の師を逐ふ。克たず。鬭廉、其師を巴の師の中に（七）衡陳し、以て戰ひて（八）北ぐ。鄧人、之を逐うて、巴の師を背にす。而して夾みて之を攻む。鄧の師大に敗れ、鄾人・宵潰ゆ。

秋、虢仲・芮伯・梁伯・荀侯・賈伯、曲沃を伐つ。

冬、曹の大子・來朝す。之を賓するに上卿（ノ禮）を以てす。禮なり。

曹の大子を享す。初めて獻ずるとき、樂奏でられて歎く。（九）施父曰く、『曹の大子は、其れ憂あらんか。歎くべき所に非ざるなり』と。

【經】十年、春王の正月庚申、曹伯終生・卒す。夏五月、曹の桓公を葬る。秋、公、衞侯に桃丘に會せんとす。遇はず。冬十有二月丙午、齊侯・衞侯・鄭伯・來りて郎に戰ふ。

【傳】十年（周ノ桓王十八年）春、曹の桓公・卒す。（一）虢仲、其大夫（二）詹父を王に譖る。詹父、辭あり。王の師を以て虢を伐つ。夏、虢公出でゝ虞に奔る。

秋、秦人、芮伯萬を芮に納る。

初め、（三）虞叔、玉あり。虞公、これを求む。獻ぜず。既にして之を悔いて曰く、『周の諺にこれ有り「匹

【六】二人は鄧の大夫。
【七】衡陳は横陣なり。戰ひ走るの後、軍分れて二隊となりて止まる、鬭廉、横に其中間に陳したるなり。
【八】楚師偽り走るなり。
【九】魯の大夫。
【一】王の卿士。
【二】虢大夫。
【三】虞は國名、虞叔は虞公の弟。

右を攻めよ。右には良きもの無けん。必ず敗れん。偏敗れば、衆乃ち攜れん』と。少師曰く、『(八)王に當らざれば敵に非ざるなり』と。(季梁ノ諫ニ)從はず。(九)速杞に戰ふ。隨の師敗績す。隨侯逸る。(一〇)鬭丹、其(一一)戎車と其(一二)戎右少師とを獲たり。秋、隨、楚と平がんとす。楚子、將に許さゞらんとす。鬭伯比曰く、『(一三)天其病を去れり。隨には未だ克つ可からざるなり』と。乃ち盟ひて還る。

冬、王、(一四)虢仲に命じて、晉の哀侯の弟緡を晉に立つ。祭侯來り、遂に王后を紀より逆ふ。禮なり。

[經] 九年春、紀の季姜、京師に歸ぐ。夏四月。秋七月。冬、曹伯、其世子射姑をして來朝せしむ。

[傳] 九年(周ノ桓王十七年)春、紀の季姜、京師に歸ぐ。凡そ諸侯の女の行く、唯だ王后をのみ書す。

(一)巴子、(二)韓服をして楚に告げしめ、鄧と好を爲さんと請ふ。楚子、(三)道朔をして(四)巴の客を將ゐ以て鄧に聘せしむ。鄧の南鄙の鄾人、攻めて之が幣を奪ひ、道朔と巴の行人とを殺す。楚子、薳章をして鄧を讓めしむ。鄧人受けず。夏、楚、(五)鬭廉

【八】楚王に當らざれば、對敵すと言ふに足らざる也。
【九】隨の地。
【一〇】楚の大夫。
【一一】戎車は君の乘る所の兵車。
【一二】戎右は戎車の右乘、卽ち少師。
【一三】少師が獲られて死せるをいふ。
【一四】王の卿士虢公林父。
【一】巴は國名、
【二】巴の行人。
【三】楚の大夫。
【四】巴の客は韓服なり。
【五】楚の大夫。

夏、(二)盟・向、成ぎを鄭に求む。既にして(皆)之に背く。
秋、鄭人・齊人・衞人、盟・向を伐つ。王、盟・向の民を(三)郟に遷す。
冬、曲沃の(四)伯、晉の(五)小子侯を誘きて之を殺す。

[經] 八年春正月己卯、烝す。天王、(一)家父をして來聘せしむ。夏五月丁丑、烝す。秋、邾を伐つ。冬十月、雪ふる。祭公來り、遂に王后を紀より逆ふ。

[傳] 八年(周ノ桓王十六年)春、(二)翼を滅す。
隨の少師、寵あり。楚の鬭伯比曰く、『可なり。讎に(三)釁あり。失ふ可からざるなり』と。
夏、楚子、諸侯を(四)沈鹿に合す。黄・隨會せず。薳章をして黄を譲めしめ、楚子、隨を伐ちて(五)漢淮の間に軍す。季梁請ふ、『之に下らん。許されずして而る後に戰はん。我(士)を怒らせて寇を怠らする所以なり』と。少師、隨侯に謂ひて曰く、『必ず速に戰へ。然らずんば將に楚の師を失はんとす』と。隨侯之を禦ぐ。(遙ニ)楚の師を望む。季梁曰く、『楚人は左を上ぶ。(六)君は必ず左ならん。(七)王と遇ふこと無かれ。且く其

【二】盟向は二邑の名、隱公十一年、周王、以て鄭に與ふ。
【三】郟は王城卽ち郟鄏なり。
【四】武侯。
【五】哀公の子。
【一】周の大夫。
【二】曲沃、之を滅ししなり。
【三】釁は瑕隙なり。德なき者寵せらるゝは、國の釁なり。
【四】楚の地。
【五】二水の名。
【六】楚の君。
【七】王に當ること無かれ。

て(名ト)せず、官を以て(名ト)せず、山川を以て(名ト)せず、(四八)隱疾を以て(名ト)せず、畜牲を以て(名ト)せず、器幣を以て(名ト)せず、周人は諱を以て神に事へ、名は(四九)終らば將に之を諱まんとす。故に國を以てすれば則ち名を廢し、官を以てすれば則ち職を廢し、山川を以てすれば則ち主を廢し、畜牲を以てすれば則ち祀を廢し、器幣を以てすれば則ち禮を廢す。晉は(五〇)僖侯を以て司徒を廢し(テ中軍トナシ)宋は(五一)武公を以て司空を廢し(テ司城トナシ)(魯ノ)先君(五二)獻武は(五三)二山を廢せり。是を以て(五四)大物は以て命く可からず』と。公曰く、『是れ其の生るゝや、吾と(五五)物を同じくせり』と。之に命けて同と曰ふ。冬、紀侯來朝せしは、(桓公ニ因リテ)王命を請ひ以て成ぎを齊に求めんとするなり。(五六)公、『能はず』と告げき。

【經】七年、春二月己亥、咸丘に(一)焚く。夏、穀伯綏・來朝す。鄧侯吾離・來朝す。

【傳】七年(周ノ桓王十五年)春、穀伯・鄧侯・來朝す。名いふは、之を賤めるなり。

【四八】隱も亦疾なり。
【四九】終るは死する也。
【五〇】僖侯の名は司徒。
【五一】武公の名は司空。
【五二】獻公の名は具、武公の名は敖。
【五三】二山は具山、敖山。
【五四】國家の大物とは、官職、山川、畜牲、器幣の如き、皆是なり。
【五五】物は干支なり、即ち日なり。
【五六】時に齊と鄭と方に睦じくして、齊は必ず紀を滅さんと欲す、而して鄭忽は、餼を班ちて鄭を後にせられしを以て、亦魯を怨めり。若し紀の爲めに成ぎを王に請はば、恐らくは怨を齊に取ること益々深からん。是れ紀に代りて禍を受くるなり。故に能はずと告ぐるなり。
【一】焚は火田なり。林を燒きて狩る也。

り。人、其故を問ふ。大子曰く、『人各〻〔三六〕耦あり。齊は大なり。吾が耦に非ざるなり。〔三七〕詩に云ふ「自ら多福を求む」と。我に在るのみ。大國何をか爲ん』と。君子曰く、『善く自ら謀を爲せり』と。其の戎の師を敗るに及びてや、齊侯又之に妻はせんと請ふ。固く辭す。人、其故を問ふ。大子曰く、『齊に事無かりしとき、吾猶は敢てせざりき。今、君命を以て齊の急に奔り、而して〔三八〕室を受け以て歸らば、是れ師を以て昏するなり。民其れ我を何とか謂はん』と。遂にこれを鄭伯に辭せり。

秋、大に閲するは、車馬を簡ぶるなり。

九月丁卯、〔三九〕子同生る。大子生るるの禮を以て之を擧ぐ。〔四〇〕接するに大牢を以てし、士を卜して之を負はしめ、士の妻之を食ひ、公と文姜〔四一〕宗婦と之に命く。公、名を〔四二〕申繻に問ふ。對へて曰く、『名に五あり、信あり、義あり、象あり、假あり、類あり。〔四三〕名を以て生るゝを信と爲し、〔四四〕徳を以て命くるを義と爲し、〔四五〕類を以て命くるを象と爲し、〔四六〕物に取るを假と爲し、〔四七〕父に取るを類と爲す。國を以

〔三八〕室は妻。
〔三九〕桓公の子、莊公。
〔四〇〕大牢は牛羊豕。大牢の禮を以て太子に接見する也。
〔四一〕宗婦は同姓の大夫の妻。
〔四二〕魯の大夫。
〔四三〕生時に徵あり、以て名となす者を云ふ。唐叔虞、魯の公子友の如き、是れなり。
〔四四〕德義の文字を取りて以て之が名となす也。文王の名は昌、武王の名は發なるが如し。
〔四五〕身體中、或る物と類する所あるを以て其物と同一の名をつくる也。孔子の首、尼丘に似るが故に仲尼と名づくるが如きをいふ。
〔四六〕伯魚生るゝ時、人、魚を饋る故に鯉と名づくるが若し。
〔四七〕父と日を同じくする等の理由によりて名づくるを類といふ。

（二八）九族を親み、以て、其（二九）禋祀を致す。是に於てか、民和して、神、之に福を降す。故に動けば則ち成ることあり。今、民各ゝ心ありて、（三〇）鬼神、主に乏し。君、獨り豐かにすと雖も、其れ何の福かこれ有らん。君・姑く政を修めて、兄弟の國を親まば、庶はくは難より免れん』と。隨侯懼れて政を修む。楚敢て伐たず。

夏、戍に會するは、紀來りて（三一）齊の難を諮謀するなり。

北戎、齊を伐つ。齊侯、師を鄭に乞はしむ。鄭の大子忽、師を帥ゐて齊を救ふ。六月、大に戎の師を敗り、其二師（三二）大良・少良・（三三）甲首三百を獲て、以て齊に獻ず。是に於て諸侯の大夫、齊を戍る。齊人、之に（三四）餼を饋る。魯をして其班を爲さしむ。鄭を後にす。鄭忽、其の功あるを以てや怒る。故に（三五）郎の師あり。公の未だ齊に昏せざりしとき、齊侯、文姜を以て鄭の大子忽に妻はせんと欲せしに、大子忽・辭せ

【二八】九族は外祖父、外祖母、從母子、妻父、妻母、姑の子、姉妹の子、女の子、己の同族をいふ。

【二九】禋祀は、まつり。

【三〇】民心一致せずして、和同して以て神の爲めに穡を力むる者無く、神の主と爲る者鮮し。

【三一】齊の難は、齊、紀を滅さんと欲するを云ふ。

【三二】大良少良は官名なり、或は云はく、人名なりと。

【三三】甲を被る者の首。

【三四】餼即ち芻米を饋るに、齊人、自ら其次第を立つるに便ならざるを以て、魯人をして其次第を立てしめしが、魯人、周の爵に從ひて之を配付せしなり。

【三五】郎の師は、公の十年に在り。

【三六】耦は相應の相手。

【三七】大雅文王篇。福を求むるは己に由る、人に由るに非す。

何ぞ急にする。臣聞く、『小の能く大に敵するや、小は道ありて、大は淫なるときなり』と。所謂道とは民に忠にして神に信あるなり。上、民を利せんと思ふは、忠なり。祝史の、(一二)辭を正しくするは、信なり。今、民餒ゑて、君、欲を逞しくし、祝史、(一三)矯擧して以て祭る。臣、其の可なることを知らざるなり。』(一四)公曰く、『吾が(一五)牲牷は(一六)肥腯に、(一七)粢盛は豐備なり。何ぞ則ち信ならざらん。』對へて曰く『夫れ民は神の主なり。是を以て聖王は先づ民を成して而る後に力を神に致す。故に、牲を奉げ以て告げて、(一八)博碩肥腯と曰ふは、民力の普く存するを謂ふなり、其の畜の碩大蕃滋なるを謂ふなり、其の(一九)瘯蠡を疾まざるを謂ふなり、其の(二〇)備腯咸く有るを謂ふなり。(二一)盛を奉げ以て告げて、絜粢(二二)豐盛と曰ふは、其の(二三)三時、害あらずして、民和し年豐かなるを謂ふなり。酒醴を奉げ以て告げて、(二四)嘉栗の旨酒と曰ふは、其上下皆(二五)嘉德ありて違心無きを謂ふなり、所謂(二六)馨香ありて讒慝無きなり。故に其三時（ノ事）を務め、其(二七)五敎を修め、其

【一二】辭を正しくするは、虛僞にて君の美を稱せざる也。
【一三】矯擧は詐りて功德を稱する也。
【一四】公は隨侯。
【一五】牲は牛、羊、豕なり。牷は純白完全なり。
【一六】腯も肥ゆる也。
【一七】黍稷の供物。
【一八】博は廣き也、碩は大なり。
【一九】瘯蠡は皮膚病。

【二〇】豐備と肥腯。
【二一】盛は供物。
【二二】穀としては絜淸、器に在りては豐滿なり。
【二三】三時は春夏秋。
【二四】嘉は善き也、栗は冽なり、酒の淸冽なるをいふ。
【二五】嘉德は善德。
【二六】馨は香の遠く聞ゆる也。
【二七】五敎は父義、母慈、兄友、弟恭、子孝。

經 六年春正月、(州公魯國ニ)寔に來る。夏四月、公、紀公に成に會す。秋八月壬午、大に閲す。蔡人、陳佗を殺す。九月丁卯、子同生る。冬、紀侯來朝す。

傳 六年(周ノ桓王十四年)春、(州公)曹より來朝す。書して『寔に來る』と曰ふは、其國に復らざればなり。

楚の武王、隨を侵し、(一)薳章をして成ぎを求めしむ。(二)瑕に軍して以て之を待つ。隨人、(三)少師をして成ぎを(四)董さしむ。(五)鬭伯比、楚子に言ひて曰く、『吾が、志を漢東に得ざるは、我則ち然らしむるなり。(今)我、吾が三軍を張りて、吾が甲兵を被り、武を以て之に臨まば、彼則ち懼れて(六)協せ、以て我を謀らん。故に(七)間し難きなり。漢東の國(ノ中)、隨を大と爲す。隨(八)張らば必ず小國を棄てん。小國離るるは、楚の利なり。少師侈れり。請ふ師を羸め以て之を張らしめん。』(九)熊率且比曰く、『(一〇)季梁在り。何の益かあらん。』鬭伯比曰く、『以て後の圖と爲さん。(一一)少師、其君(ノ心)を得たればなり』と。王(伯比ノ謀ニ從ヒ)軍を毀ちて少師を納る。少師・歸りて、楚の師を追はんと請ふ。隨侯、將に之を許さんとす。季梁、之を止めて曰く、『天方に楚に授く。楚の羸きは、其れ我を誘くなり。君

【一】楚の大夫。
【二】瑕は地。
【三】少師、隨ノ官名。
【四】董は督察する也。
【五】楚の大夫、令尹子文の父。
【六】協は協力一致する也。
【七】間は離間する也。
【八】張は自ら侈る也。
【九】楚の大夫。
【一〇】隨の賢臣。
【一一】少師、隨侯に信用せらるる故、今未だ吾が謀計に墮ちずとも、後必ず吾が術中に墮ちん。

を爲し、（二四）偏を先にし伍を後にし、伍承けて彌縫す。（二五）繻葛に戰はんとす。二拒に命じて曰く、『（二六）旝動いて鼓て』と。蔡・衞・陳・皆奔る。王の卒亂る。鄭の師合して以て之を攻む。王の卒大に敗れぬ。祝聃、王を射て肩に中つ。（二七）王も亦能く軍す。祝聃、之を從はんと請ふ。公曰く、『君子は多く人を上ぐを欲せず。況や敢て天子を陵がんや。苟も自ら救はんとてなり。社稷隕つること無くんば多なり』と。夜、鄭伯、祭足をして王を勞り、且つ（二八）左右を問はしむ。

仍叔の子とは弱ければなり。

秋、（二九）大雩するは、時ならざるを書するなり。凡そ、祀は（三〇）啓蟄にして（三一）郊し、（三二）龍見えて雩し、（陰氣）（三三）始めて殺して嘗し、（三四）閉蟄して（三五）烝す。（其時ヲ）過ぐれば則ち書す。

冬、（三六）淳于公、曹に如く、其國の危きを度りて、遂に復らず。

【二四】車戰に二十五乘を偏と爲し、步卒五人を伍と爲す、車を前に居き、伍を以て之に次ぎ、偏の隙を承けしむるなり。

【二五】鄭の地。

【二六】旝は、大將の執りて號令する旗。

【二七】軍敗れ身傷きたれども能く兵を整へて奔らず。

【二八】王の安否を問ふ也。斥して言はずして、左右と言ふ也。

【二九】大雩は旱に當りて雨を祈る祭。

【三〇】啓蟄は、夏正の寅の月。

【三一】郊は天を南郊に祭る也。

【三二】龍見ゆるは建巳の月。角亢氐房心尾の六星を龍といふ。角亢二星始めて東方に出づれば雩祭す。雩は雨を祈る祭なれども、これは常祀にして、大雩と同じからず。

【三三】始めて殺するは肅殺の陰氣始て生ずる也。建申の月なり。嘗は新穀を廟に薦むる祭。

【三四】閉蟄は建亥の月。

【三五】烝は冬の祭。

【三六】淳于は州といふ國の都、淳于公は州公なり。

聘せしむ。陳の桓公を葬る。祝丘に城づく。秋、蔡人・衞人・陳人、王に從ひて鄭を伐つ。大雩す。螽あり。冬、州公、曹に如く。

【傳】五年（周ノ桓王十三年）春正月甲戌、己丑、陳侯鮑卒すとは、（一）再び赴げしなり。是に於て陳・亂る。文公の子佗、大子免を殺して之に代る。（二）公疾病にして亂作り、國人分散せり。故に再び赴げたるなり。

夏、齊侯・鄭伯、紀に朝し、以て之を襲はんと欲す。紀人、之を知る。

（三）王、（四）鄭伯の（五）政を奪ふ。鄭伯、朝せず。秋、王、諸侯を以て鄭を伐つ。鄭伯、之を禦ぐ。王、中軍と爲り、（六）虢公林父、右軍に將たり。蔡人・衞人、焉に屬す。（七）周公黑肩、左軍に將たり。陳人、焉に屬す。鄭の（八）子元、（九）左拒を爲し以て蔡人・衞人に當り、右拒を爲し以て陳人に當らんと請ひて曰く、『陳亂れ、民、鬬心あること莫し。若し先づ之を犯さば、必ず奔らん。王の卒、之を顧みば、必ず亂れ、蔡・衞（一〇）枝へず、固より將に先づ奔らんとす。既にして王の卒に萃らば、以て事を（一一）集す可し』と。之に從ふ。（一二）曼伯、右拒と爲り、祭仲足、左拒と爲り、原繁・高渠彌、中軍を以て公を奉じ、（一三）魚麗の陳

【一】甲戌は前年十二月二十一日、己丑は本年正月六日に當る、陳亂れて再び赴げし故に斯く書せり。
【二】陳の桓公。
【三】周の桓王。
【四】鄭伯は鄭の莊公。
【五】王政を知らしめず。
【六】王の卿士。
【七】周の桓公。
【八】子元は鄭の公子。
【九】左拒は左翼、右拒は右翼。
【一〇】支持すること能はず。
【一一】集は成す也。
【一二】檀伯。
【一三】魚麗は陣の名。

公、杞侯に郕に會するは、杞、成ぎを求めたればなり。

秋、(九)公子翬、齊に如きて女を逆へ、先君の好を脩む。故に公子と曰ふ。齊侯、姜氏を送るは、禮に非ざるなり。凡そ公の女、(一〇)敵國に嫁すれば、姉妹なれば則ち上卿之を送る、以て先君に禮するなり。公の子なれば則ち下卿之を送る。大國に於ては、公の子と雖も、亦、上卿之を送る。天子に於ては則ち諸卿皆行く。公は自ら送らず。小國に於ては則ち上大夫之を送る。

冬、齊の仲年・來聘するは、夫人を致すなり。

芮伯萬の母芮姜、芮伯の寵人多きを惡む。故に之を逐ふ。出でて魏に居る。

【經】四年、春正月、公、郎に狩す。夏、天王、宰渠伯糾をして來聘せしむ。

【傳】四年(周ノ桓王十二年)春正月、公、(一一)郎に狩するは、時の禮あるを書するなり。

夏、周の宰(一二)渠伯糾來聘す。父在り。故に名いふ。

秋、秦の師、芮を侵して敗らる。之を小とし(テ輕ンジ)たればなり。

冬、王の師・秦の師、魏を圍み、芮伯を執へ以て歸る。

【經】五年、春、正月甲戌、己丑、陳侯鮑・卒す。夏、齊侯・鄭伯、紀に如く。天王、仍叔の子をして來

【九】魯の卿。
【一〇】敵國は匹敵の國、即ち同等の國なり。
【一一】地名。
【一二】渠は姓なり。

〔四五〕甸侯なり。而るに國を建つ。本既に弱し、其れ能く久しからんや』と。惠の三十年、晉の潘父、昭侯を弑して、桓叔を納れんとす。克はず。晉人、〔四六〕孝侯を立つ。惠の四十五年、曲沃の〔四七〕莊伯、〔四八〕翼を伐ちて孝侯を弑す。翼人、其弟鄂侯を立つ。鄂侯、哀侯を生む。哀侯、〔四九〕陘庭の田を侵す。陘庭の南鄙、曲沃を啓きて翼を伐たしむ。

〔經〕三年〔一〕春正月、公、齊侯に嬴に會す。夏、齊侯・衞侯、蒲に胥命す。六月、公、杞侯に郕に會す。七月壬辰朔、日之を食するあり。既く。公子翬、齊に如きて女を逆ふ。九月、齊侯、姜氏を讙に送る。公、齊侯に讙に會す。夫人姜氏、齊より至る。冬、齊侯、其弟年をして來聘せしむ。年あり。

〔傳〕三年(周ノ桓王十一年)春、曲沃の〔二〕武公、翼を伐ち、陘庭に次る。〔三〕韓萬、戎に御となり、梁弘、右たり、翼侯を〔四〕汾隰に逐ふ。驂(木三)絓りて止る。夜之を獲、〔五〕欒共叔に及ぶ。

嬴に會するは、〔六〕昏を齊に成すなり。

夏、齊侯・衞侯、〔七〕蒲に〔八〕胥命するは、盟はざるなり。

〔四五〕甸服に在る諸侯。
〔四六〕昭侯の子。
〔四七〕桓叔の子。
〔四八〕翼は晉の都。
〔四九〕翼の南鄙の邑。
〔一〕經に春王何月とあるは、皆暦は天王より班たるる故なり。故に春王と無きは、班暦無かりしなり。
〔二〕曲沃の莊伯の子。
〔三〕莊伯の弟。
〔四〕汾水の邊。
〔五〕欒賓の子にして、翼侯の傅。
〔六〕公、自ら齊侯と會して婚を成すは、禮に非ざるなり。
〔七〕蒲は衞の地。
〔八〕胥ひ命ずるは、約言を申べて以て相命じて血を歃らざる也。

初め、晉の穆公の夫人姜氏、(二七)條の役(ノ時)を以て大子を生む。之に命づけて(二八)仇と曰ふ。其弟、(二九)千畝の戰(ノ時)を以て生まる。之に命づけて(三〇)成師と曰へり。(三一)師服曰く、『異なる哉、君の、子に名づくるや。夫れ名は以て義を制し、義は以て禮を出し、(三二)禮は以て政を體し、政は以て民を正す。是を以て政成りて民聽く。易ふるときは則ち亂を生ず。嘉耦を妃と曰ひ、怨耦を仇と曰ふ。古の(三三)命なり。今、君、大子を命づけて仇と曰ひ、弟を成師と曰ふ。始めて亂を兆せり。兄は其れ替れんか』と。(三四)惠の二十四年、晉始めて亂る。故に、(三五)桓叔を曲沃に封じ、(三六)靖侯の孫欒賓之に傅たり。師服曰く、『吾聞く、國家の立つや、本は大にして、末は小なり。是を以て能く固し。故に、天子は(三七)國を建て、諸侯は(三八)家を立て、卿は(三九)側室を置き、大夫に(四〇)貳宗有り、士に(四一)隷子弟あり、庶人工商各〻(四二)分親あり。皆、(四三)等衰あり。是を以て民、其上に服事して、下、(四四)覬覦すること無しと。今晉は

【二七】條は晉の地。
【二八】仇は文侯なり。
【二九】千畝は地の名。
【三〇】成師は桓叔なり。
【三一】師服は晉の大夫。
【三二】政は禮を以て骨子と爲し然る後百事立つ。
【三三】命は名なり。
【三四】魯の惠公。
【三五】晉文侯卒し、子昭侯立つて、叔父桓叔を曲沃伯と爲す。
【三六】晉の穆公の祖父。

【三七】國は諸侯をいふ。
【三八】家は卿大夫をいふ。
【三九】側室は嫡子に對する餘子の稱。
【四〇】嫡子を小宗と爲し、次なるものを貳宗と爲し、以て相輔くるなり。
【四一】奴隷の役を執る子弟。
【四二】分親は分家のこと、產を分ち居を異にする親屬。
【四三】等級。
【四四】覦覬は敢て上位を望む也

賂器を大廟に寘き、以て百官に明示す。百官、之に像るとも、其れ又何をか誅めん。國家の敗るゝは、官の邪なるに由れり。官の徳を失ふは、寵賂章かなればなり。郜鼎、廟に在り。章かなること孰れか焉よりも甚しからん。武王、商に克ち、九鼎を雒邑に遷したりしすら、義士、猶は或は之を非れり。而るを況や將に違亂の賂器を大廟に昭かにせんとするをや。其れ之を若何にせん』と。公聽かず。周の(二二)内史之を聞きて曰く、『(二三)臧孫達は、其れ魯に後あらんか。君違へば、之を諫むるに徳を以てするを忘れず』と。

秋七月、杞侯來朝す。不敬なり。杞侯歸る。乃ち之を伐たんことを謀る。

蔡侯・鄭伯、鄧に會するは、始めて楚を懼るるなり。

九月、杞に入るは、不敬を討するなり。

公、戎と唐に盟ふは、舊好を脩むるなり。

冬、公、唐より至るとは、廟に告ぐればなり。凡そ公の行、宗廟に告げ、行より反れば飮至し、爵を舍き勳を策す。禮なり。(二四)特りづゝ相會するは、往來に地を稱す。事を讓ればなり。(二五)參より以上は、則ち往くに地を稱し、來るに會を稱す。(二六)事を成せばなり。

【二二】周の大夫の官。

【二三】哀伯。

【二四】特りづゝ相會するとは、一國と相會する也。會には必ず主あるべきに、公が他の一國と相會するときは、二人互に會主となることを讓りて、會に主なし。故に我より往くも彼より來るも、會する所の地を書する也。

【二五】參は三國なり。

【二六】會の事を成せばなり。

は之を失はんことを懼る。故に令德を昭かにし、以て子孫に示す。是を以て、(七)淸廟は茅屋にし、(八)大路は、(九)越席にし、(一〇)大羹は(五味)致さず、(一一)粢食は鑿げざるは、其儉を昭かにするなり。(一二)袞冕黻珽、(一三)帶裳幅舃、(一四)衡紞紘綖は、其度を昭かにするなり。(一五)藻率鞞鞛、(一六)鞶厲游纓は、其數を昭かにするなり。(一七)火龍黼黻は、其文を昭かにするなり。(一八)五色比象は、其物を昭かにするなり。(一九)鍚鸞和鈴は、其聲を昭かにするなり。(二〇)三辰旂旗は、其明を昭かにするなり。夫れ德、儉にして度あり、(二一)登降、數あり、文物以て之を紀し、聲明以て之を發し、以て百官に臨照す。百官、是に於てか戒懼して、敢て紀律を易へず。今、德を滅し違を立て、而して其

【七】淸廟は淸肅なる宗廟のこと、文武二王を祀る。

【八】大路は王者の車。

【九】越席は蒲を結びて席とする也。

【一〇】大羹は祭祀の肉汁。

【一一】祭祀に用ふる黍稷の食はしらげざる也。

【一二】袞は畫模樣の衣、冕は冠。黻はひざかけ、珽は玉笏。

【一三】帶は革帶、幅はむかばきの如きもの、舃は底の複なりたる履。

【一四】衡は冠を維持する笄、紞は冠の兩方にたるゝひも、紘は冠の纓の結びあまりのかざり、綖は冕の前後に垂るゝおほひ。

【一五】藻率は玉のしきもの、鞞は刀のさやの上かざり、鞛は刀のさやの下かざり。

【一六】鞶は大帶、厲は大帶の垂るる者、游は旒、はた、纓は馬鞅、むながひ。

【一七】火、龍、黼、黻は、禮衣の文にて、火も龍も其畫なり、白と黑との斧の形をぬひだせるを黼と曰ひ、黑と靑との兩の巳の字形の相反けるぬひを黻と曰ふ。

【一八】五色は、車服器械の色、以て天地四方に比象するなり。

【一九】皆鈴なり。鍚は馬の額に附け、鸞はくつわに附け、和は車の軾前に附け、鈴は旂に附く。

【二〇】三辰は日月星、旂旗に畫きて天の明に象るなり。

【二一】登は其數を增すを謂ひ、降は其數を減ずるを謂ふ。

【經】二年、春、王の正月戊申、宋の督、其君與夷を弑し、其大夫孔父に及ぶ。滕子・來朝す。三月、公、齊侯・陳侯・鄭伯に稷に會し、以て宋の亂を成らぐ。夏四月、郜の大鼎を宋より取り、戊申、大廟に納る。秋七月、杞侯・來朝す。蔡侯・鄭伯、鄧に會す。九月、杞に入る。公、戎と唐に盟ふ。冬、公、唐より至る。

【傳】二年（周ノ桓王十年）春、宋の督、孔氏を攻め、孔氏を殺して其妻を取る。公・怒る。督懼れ、遂に(一)殤公を弑す。君子、督を以て、君を無みするの心あり、而る後に惡に動くと爲す。故に先づ『其君を弑す』と書せり。(二)稷に會し以て宋の亂を成らぐとは、賂の爲めの故に、華氏を立てたるなり。宋の殤公立つて、十年に十一戰せり。民、命に堪へず。孔父嘉・司馬たり。督・大宰たり。故に民の命に堪へざるに因り、(三)先づ宣言して曰く、『司馬則ち然らしむ』と。已に孔父を殺して殤公を弑し、(四)莊公を鄭より召して之を立て、以て鄭に親み、(五)郜の大鼎を以て公に賂ひ、齊・陳・鄭・皆賂あり。故に遂に宋公を相く。

夏四月、郜の大鼎を宋より取り、戊申、大廟に納めたるは、禮に非ざるなり。(六)臧哀伯諫めて曰く、『人に君たる者は、將に德を昭かにして(道ニ)違へるを塞ぎ、以て百官に臨照せんとするも、猶ほ或

【一】與夷。
【二】稷は宋の地。諸侯の稷に會して宋の亂を成らぐるは、賂を得しが爲なり。
【三】華父督、民に宣言するに、これ司馬孔父嘉が然らしむるなりと曰ふなり。
【四】宋穆公の子馮。
【五】郜にて造りし大鼎。
【六】僖伯の子、魯の大夫。

巻の二

(一)桓公

經 元年、春、王の正月、公、位に卽く。三月、公、鄭伯に(二)垂に會す。鄭伯、璧を以て許の田を假る。夏四月丁未、公、鄭伯と越に盟ふ。秋、大水あり。冬十月。

傳 元年（周ノ桓王九年）春、公、位に卽き、好を鄭に脩む。(三)鄭人、復た周公を祀り・卒に祊の田を易へんと請ふ。公、之を許す。三月、鄭伯、璧を以て許の田を假るとは、周公と祊との爲めの故なり。夏四月丁未、公、鄭伯と(四)越に盟ふは、祊（ノ田ヲ易フルノ事）の成れるを結ぶなり。盟つて曰く、『盟を渝へば國を享くること無けん』と。

秋、大水あり。凡そ平原に水を出すを、大水と爲す。

冬、鄭伯、盟を拜す。

宋の(五)華父督、(六)孔父の妻を路に見る。目逆へて之を送つて曰く、「美にして豔なり」と。

【一】桓公、名は軌、惠公の子、隱公の弟、母は仲子。
【二】衞の地。
【三】隱公八年にも、祊を以て許の田に易へたることあり。
【四】越は垂に近きの地。
【五】宋の戴公の孫。
【六】孔父嘉、孔夫子六世の祖。

是を以て、息の將に亡びんとするを知れり。德を度らず、力を量らず、親を親まず、（四四）辭を徵せず、有罪を察せず、五の（四五）不韙を犯して以て人を伐つ。其の師を喪へること、亦宜ならずや。

冬十月、鄭伯、虢の師を以て宋を伐つ。壬戌、大に宋の師を敗る。以て其の鄭に入りしに報ゆるなり。宋、命を（魯に）告げざりし故に書せず。凡そ諸侯、命ありて告ぐれば則ち書し、然らざれば則ち否ず。師の出づるの臧きも否きも、亦之の如し。國を滅すに及ぶと雖も、滅びて敗を告げず、勝ちて克を告げざるは、（四六）策に書せず。

羽父、桓公を殺さんことを（隱公に）請ひ、將に以て（四七）大宰を求めんとす。公曰く、『其の少きが爲の故なり。吾將にこれに授けんとす。（四八）菟裘に營ましめ、吾將に（四九）老せんとす』と。羽父懼れ、反つて公を桓公に譖りて、これを弑せんことを請ふ。（初メ）（五〇）公の公子たりしとき、鄭人と狐壤に戰ひて、止められ、鄭人、これを（五一）尹氏に囚へき。尹氏に賂して（五二）其主鍾巫に禱り、遂に尹氏と與に歸りて（五三）其主を立てたりき。十一月、公、鍾巫を祭らんとし、社圃に齋し、（五四）寪氏に館りぬ。壬辰、羽父、賊をして公を寪氏に弑せしめ、桓公を立て、寪氏を討ず。死する者あり。葬るを書せざるは、喪を成さゞればなり。

（四四）事實と爭論とを明かに證明せざる也。
（四五）不韙は不正なり。
（四六）策は記錄。
（四七）大宰は官名。
（四八）菟裘は魯の邑。
（四九）老は隱居する也。
（五〇）公は隱公。
（五一）鄭の大夫。
（五二）其主は、尹氏が信仰して主として祭る所の神。卽ち鍾巫は尹氏の主神なり。
（五三）鍾巫を魯に立つるなり。
（五四）魯の大夫。

子孫日に其序を失へり。夫れ、許は（三三）大岳の胤なり。天にして既に周の德を厭へるに、吾其れ能く許と爭はんや』と。君子謂へらく、『鄭の莊公、是に於てか禮あり。禮は國家を（三四）經し、社稷を定め、民人を序で、後嗣を利するものなり。許、（三五）刑無くして之を伐ち、服して之を舍て、德を度りて之を處し、力を量つて之を行ひ、時を相て動き、後人を累はすこと無きは、禮を知れりと謂ふ可し』と。

鄭伯、（三六）卒をして（三七）猳を出し、（三八）行をして犬鷄を出し、以て潁考叔を射し者を（神に祈り）詛はしむ。君子謂はく、『鄭の莊公、政刑を失へり。政は以て民を治め、刑は以て邪を正すものなり。既に德政無く、又た威刑無し。是を以て邪に及べり。邪にして之を詛ふとも、將た何の益かあらん』と。

（三九）王、鄔・劉・蔿・邘の田を鄭より取りて、鄭人に（四〇）蘇忿生の田なりし原・絺・樊・隰郕・攢茅・向・盟・州・陘・隤・懷を與ふ。君子、是を以て、桓王の鄭を失はんことを知れり。『恕にして之を行ふは、德の則なり、禮の經なり。（四一）己れ有つこと能はずして以て人に與ふ、人の至らざること、亦た宜ならずや』と。

鄭と息と（四二）違言あり。息侯、鄭を伐つ。鄭伯、與に（四三）竟に戰ふ。息の師、大に敗れて還る。君子、

【三三】神農の後にて、堯の時、四岳たりしもの。
【三四】經は經理する也。
【三五】刑無きは法度無き也。
【三六】百人を卒とす。
【三七】猳は、ぶた。
【三八】二十五人を行となす。
【三九】王は周王。
【四〇】周の武王の司寇蘇公。
【四一】己有つ能はざるものを以て人に與ふるは、則ち恕ならざるなり。
【四二】違忤の語。言語の爭論。
【四三】竟は國境。

を我寡人に假れり。寡人、唯だ是の一二の父兄だも、(二二)供億すること能はず。(二三)其れ敢て許を以て自ら功と爲んや。寡人、(二四)弟あれども、和協すること能はずして、(二五)其口を四方に餬せしむ。其れ況や能く久しく許を有たんや。吾子、其れ許叔を奉じて以て此民を撫柔せよ。吾、將に(二六)獲をして吾子を佐けしめんとす。若し(二七)寡人、地に沒するを得ば、天其れ禮を以て(許ニ加ヘント)し、許に禍せしを悔いなば、寧ぞ玆の許公の復た其社稷を奉ずること無からんや。唯だ我が鄭國の請謁すること有らんに、(二八)舊昏媾の如くにして、其れ能く降りて以て相從へかし。他族を滋くし實に此に偪り處らせて・以て我が鄭國と此土を爭はしむること無かれ、吾が子孫其れ覆亡にだも暇あらず。而るを況や能く許を禋祀せんや。寡人の、吾子をして此に處らしむるは、唯だ許國の爲めのみならず、亦聊か以て、吾が(二九)圉を固くせんとてなり』と。乃ち公孫獲をして許の西偏に處らしめて曰く、『凡そ而の(三〇)器用財賄をば、許に寘くこと無かれ。我死せば、乃ち亟に之を去れ。吾が先君、新に此に邑せしとき、(周ハ)王室にしてすら既に(三一)卑しく、(三二)周の

【二二】供億は供給安慰する也。
【二三】其れ敢へて許に克ちたるを以て己が成功と爲さんや。許を保有するを欲せざるをいふ。
【二四】弟は共叔段なり。
【二五】餬は粥なり。口を餬すとは、食に足らずして、僅に口に給するに止まる也。
【二六】鄭の大夫公孫獲。
【二七】寡人の死後。
【二八】舊昏媾は舊緣類をいふ。
【二九】圉は邊陲。
【三〇】道具財貨。
【三一】卑は衰微也。
【三二】諸姬の國、侯は侯たること能はず、伯は伯たること能はざるなり。

乃ち滕侯を長とす。

夏、公、鄭伯に(六)郲に會するは、許を伐たんことを謀るなり。鄭伯、將に許を伐たんとす。五月甲辰、(七)兵を大宮に授く。(八)公孫閼、(九)潁考叔と車を爭ふ。潁考叔(一〇)輈を挾みて以て走る。(一一)子都、棘を拔きて以て之を逐ひ、(一二)大逵に及ぶ。及ばず。子都怒る。秋七月、公、齊侯・鄭伯と會して許を伐つ。庚辰、(一三)許に傅く。潁考叔、鄭伯の旗(一四)蝥弧を取りて以て先登す。子都、下より之を射る。顚る。(一五)瑕叔盈又た蝥弧を以て登る。周く(一六)麾きて呼んで曰く、『(一七)君、登れり』と。鄭の師畢く登る。壬午、遂に許に入る。許の莊公、衞に奔る。齊侯、許を以て(一八)公に讓る。公曰く、『君、許を(一九)不共なりと謂ふ。故に君に從つて之を討ちぬ。許、既に其罪に伏せり。君(許ヲ我ニ讓ル)命ありと雖も、寡人敢て與り聞かず』と。乃ち鄭人に與へぬ。鄭伯、許の大夫百里をして、(二〇)許叔を奉じて以て許の東偏に居らしめて曰く、『天、許國に禍し、鬼神、實に許君に(二一)逞らずして、手

【六】郲は卽ち時來。
【七】大宮は鄭の祖廟。軍を出すとき、祖廟に於て兵器を軍隊に授與する也。
【八】鄭の大夫子都。
【九】莊公を諫めし人。
【一〇】廟内に於て車を授けられ、未だ馬を駕せず、故に手づから轅を挾みて走る也。
【一一】公孫閼。
【一二】九逵の道を逵といふ。
【一三】許の城下に薄る也。
【一四】旗の名。
【一五】鄭の大夫。
【一六】麾は招く也。
【一七】君は鄭君。
【一八】公は隱公。
【一九】共は供なり、不共は職貢に供せざる也。
【二〇】許の莊公の弟。
【二一】逞は快なり。

其土を貪らすして以て王の爵（アル魯侯）を勞ふは、正の禮なり』と。蔡人・衞人・成人、王命に會せず。

秋七月庚寅、鄭の師、郊に入り、猶は郊に在り。宋人・衞人、鄭に入る。蔡人、之に從つて戴を伐つ。八月壬戌、鄭伯、戴を圍み、癸亥、之に克ち、（一）三師を取りぬ。宋・衞、既に鄭に入りて、戴を伐つを以て蔡人を召す。蔡人怒る。故に和せずして敗れたるなり。九月戊寅、鄭伯、宋に入る。冬、齊人・鄭人、成に入るは、（二）王命に違ふを討するなり。

[經] 十有一年春、滕侯・薛侯、（一）來朝す。夏、公、鄭伯に時來に會す。秋七月壬午、公、齊侯・鄭伯と許に入る。冬十有一月壬辰、公、薨ず。

[傳] 十一年（周ノ桓王八年）春、滕公・薛侯、來朝し、長を爭ふ。薛侯曰く、『我は先に封せられしなり』と。滕公曰く、『我は周の（二）卜正なり。薛は（三）庶姓なり。我以て之に後る可からず』と。公、羽父をして薛侯に請はしめて曰く、『君と滕君と辱くも寡人に在り。周の諺に之あり、曰く、『山に木あれば、工則ち之を度り、賓に禮あれば、主則ち之を擇む』と。周の宗盟は異姓を後と爲す。寡人若し薛に朝せば、（四）敢て諸任と齒せじ。君若し辱く寡人に貺はゞ、則ち願はくは（五）滕君を以て請ふことを爲さん』と。薛侯、之を許す。

【一】鄭軍、宋・衞・蔡の軍を敗りし也。

【二】王命に違ふは、宋を伐つに會せざりしを云ふ。

【一】諸侯の來るを朝と云ひ、大夫の來るを聘と云ふ。

【二】卜官の長。

【三】異姓。

【四】任は薛の姓。任氏に讓るを云ふ。

【五】滕君は姫姓なり。長を滕侯に讓らんことを請ふなり。

ず務めて進まん。進みて覆に遇はゞ、必ず速に奔らん。後るゝ者救はずんば、則ち繼ぐもの無からん。乃ち以て(一二)逞しくす可し』と。之に從ふ。戎人の前みて覆に遇ひし者、奔る。(一三)祝聃之を逐ひ、戎の師を衷にして、前後より之を撃ち、盡く殪す。戎の師大に奔る。十一月甲寅、鄭人、大に戎の師を敗れり。

[經] 十年春王の二月、公、齊侯・鄭伯に中丘に會す。夏、(一)翬、師を帥ゐて、齊人・鄭人に會して宋を伐つ。六月壬戌、公、宋の師を(二)菅に敗る。辛未、郜を取る。辛巳、防を取る。秋、宋人・衞人、鄭に入る。宋人・蔡人・衞人、(三)戴を伐つ。鄭伯伐つて(四)之を取る。冬十月壬午、齊人・鄭人、郕に入る。

[傳] 十年(周ノ桓王七年)春王の正月、公、齊侯・鄭伯に中丘に會し、癸丑、(五)鄧に盟ひ、(六)師の期を爲す。夏五月、(七)羽父先づ齊侯・鄭伯に會して宋を伐つ。六月戊申、公、齊侯・鄭伯に(八)老桃に會す。壬戌、公、宋の師を菅に敗る。庚午、鄭の師、郜に入る。辛未、(九)我に歸る。庚辰、鄭の師、防に入る。辛巳、我に歸る。君子謂へらく、『鄭の莊公、是に於てか正しと謂ふ可し。王命を以て(一〇)不庭を討ち、

【一二】逞は心の欲する所を得る也。
【一三】鄭の大夫。
【一】公子翬。
【二】宋の地。
【三】鄭の附庸の國。
【四】三國の兵に勝つなり。
【五】鄧は魯の地。
【六】出師の期を定むるなり。
【七】公子翬。
【八】宋の地。
【九】郜の地を我に取らしめしなり。
【一〇】下の上に事ふるは、皆禮を庭中に成す。之を成さゞるを不庭と云ふ。

經　九年、春、天王、(一)南季をして來聘せしむ。三月癸酉、大雨あり、(二)震電す。庚辰、大に雪ふる。(三)挾卒す。夏、郎に城づく。秋七月。冬、公、齊侯と防に會す。

傳　九年(周ノ桓王六年)春王の三月癸酉、大雨霖して以て震すとは、始を書するなり。庚辰、大に雪ふるも亦た之の如し。時の失へるを書するなり。凡そ雨三日より以往を、霖と爲し、平地(雪積ル)尺なるを、大雪と爲す。

夏、郎に城づくとは、時ならざるを書するなり。

宋公、(四)王せず。鄭伯、王の左卿士たり。王命を以て之を討じ、宋を伐つ。宋、郛に入るの役を以て(五)公を怨み、命を告げず。公怒つて、(六)宋の使を絶つ。秋、鄭人、王命を以て來り、宋を伐たんことを告ぐ。冬、公、齊侯と防に會するは、宋を伐たんことを謀るなり。

北戎、鄭を侵す、鄭伯、之を禦ぐ。戎の師を患へて曰く、『彼は(七)徒我は車、懼らくは其の我を(八)侵軼せんことを』と。(九)公子突曰く、『勇にして剛無き者をして、寇を嘗みて速に之を去らしめん。君、(一〇)三覆を爲して以て之を待て。戎は(一一)輕しくして整はず、貪りて親無く、勝ちて相讓らず、敗れて相救はず。先んずる者獲ることを見ば、必

【一】南季は周王の大夫。
【二】震は雷なり。
【三】魯の大夫。
【四】王職に共せざるなり。
【五】公は魯公。
【六】復た使を宋に遣はさゞる也。
【七】徒は歩兵を云ふ。
【八】後より前に過ぐるを軼と曰ふ。車は進退すること自在ならず、故に戎の歩兵が後方より侵して前方に突出せんことを懼るゝ也。
【九】公子突は、後の鄭の厲公。
【一〇】覆は伏兵。
【一一】輕は輕率なり。

ん』と。

齊人、卒に宋と衞とを鄭に平がす。秋、(一二)溫に會し、(一三)瓦屋に盟ひ、以て東門の役(ノ恨)を釋く。禮なり。

八月丙戌、鄭伯、齊人を以て王に朝す。禮なり。

公、莒人と(一四)浮來に盟ふは、以て紀の好を成すなり。

冬、齊侯、來りて三國を成げしを告げしむ。公、衆仲をして對へしめて曰く、『君、(一五)三國の圖を釋て、以て其民を鳩んずるは、君が惠なり。寡君、命を聞けり。敢て君の明德を承受せざらんや』と。

無駭卒す。(一六)羽父、謚と族とを請ふ。(一七)公、族を衆仲に問ふ。衆仲對へて曰く、『(一八)天子は德を建て、生ずるところに因りて以て姓を賜ひ、之に土を胙いて之に氏を命す。(一九)諸侯は字を以て謚を爲り、因りて以て族と爲す。(二〇)官、世功あれば、則ち官族あり。邑も亦た之の如し』と。公、命ずるに字を以てし、(二一)展氏と爲す。

【一三】瓦屋は地名。

【一四】紀の邑。

【一五】三國互に相謀ることを弭めしめて、以て其人民を安集す。

【一六】公子翬。

【一七】公は魯公。

【一八】天子は有德の人を立てゝ以て諸侯と爲し、其の生る所の地に因りて、以て姓を賜ひ、之に報ゆるに土田を以てし、其國を以て氏と爲す。

【一九】諸侯は位卑ければ、卿大夫に姓を賜ふを得ず、故に死者の字を以て謚と爲し、其子、之を以て族と爲す。

【二〇】舊官を取りて族と爲し、又は封ずる所の邑を取りて族と爲す。

【二一】展は無駭の字なり。

【經】八年春、宋公・衞侯、垂に遇ふ。三月、鄭伯、宛をして來りて祊を歸らしむ。庚寅、我、祊に入る。夏六月己亥、蔡侯考父卒す。辛亥、宿男卒す。秋七月庚午、宋公・齊侯・衞侯、瓦屋に盟ふ。八月、蔡の宣公を葬る。九月辛卯、公、莒人と浮來に盟ふ。螟あり。冬十有二月、無駭卒す。

【傳】八年(周ノ桓王五年)春、(一)齊侯、將に宋・衞を平げんとす。(二)會期あり。宋公、幣を以て衞に請ひ、先づ相見んと請ふ。衞公、之を許す。故に(三)犬丘に遇ふ。

鄭伯、泰山の祀を釋て、(魯ノ)周公を祀り・泰山の(四)祊を以て(五)許の田に易へんと請ふ。三月、鄭伯、(六)宛をして來りて祊を歸らしむとは、泰山を祀らざればなり。

夏、虢公忌父、始めて周に卿士と作れり。

四月甲辰、鄭の公子忽、陳に如きて婦嬀を逆へ、辛亥、嬀氏を以て歸り、甲寅、鄭に入る。陳の(七)鍼子、女を送る。先づ(八)配して後に(九)祖す。鍼子曰く、『是れ夫婦たらじ。其祖を誣ひたり。(一〇)禮に非ざるなり。何ぞ以て能く(一一)育せ

【一】齊侯、本と宋衞鄭三國を平げんと欲す、是の時、宋衞亦甚だ睦しからず、故に先づ二國を平ぐる也。
【二】會する期日定まりたる也。
【三】犬丘は卽ち垂。
【四】祊は鄭の泰山を助祭する湯沐の邑なり。
【五】許の田は、魯の邑にして、許に近き地。周公の別廟立てり。
【六】鄭の大夫。
【七】陳の大夫。
【八】配は婚禮を行ふ也。
【九】祖は婦至りしことを祖廟に告ぐる也。
【一〇】婦を逆ふるには、先づ必ず祖廟に告げて、後に行ふべきは、禮なり。
【一一】育は子孫を育する也。
【一二】溫は地名。

齊侯、(五)夷仲年をして來聘せしむるは、(六)艾の盟を結ぶなり。
秋、宋、鄭と平ぐ。七月庚申、宿に盟ふ。
公、邾を伐つは、(七)宋の爲めに討ちしなり。
初め戎、周に朝して(八)幣を公卿に發せしとき、(九)凡伯、賓と（シテ之ヲ饗應）せざりき。冬、王、凡伯をして（魯ニ）來聘せしむ。還るとき、戎、之を(一〇)楚丘に伐ち、以て歸る。陳、鄭と平ぐ。
十二月、陳の五父、鄭に如き、涖みて盟ふ。壬申、鄭伯と盟ひ、(一一)歃ること忘るゝが如し。
(一二)洩伯曰く、『五父は必ず（災ヲ）免れじ。(一三)盟を賴ます』と。鄭の(一四)良佐、陳に如き、涖みて盟ふ。辛巳、陳侯と盟ひ、亦陳の將に亂れんとするを知れり。
鄭の公子忽、(一五)王の所に在り。故に、(一六)陳侯、之に妻はせんと請ふ。鄭伯、之を許す。乃ち(一七)婚を成せり。

【五】齊侯の弟なる年。
【六】六年に在り。
【七】公、邾を距みて更に鄭と平ぎ、鄭を以て援と爲さんと欲せしが、今、鄭復た宋と盟ふ、故に懼れて邾を伐ち、以て宋を求めんと欲す、故に、宋の爲めに討つと曰ふ。
【八】進物。
【九】周の卿士。
【一〇】衞の地。

【一一】血を歃るに、心此に在らざる也。歃るは血を以て口の旁に塗る也。
【一二】鄭の洩駕。
【一三】盟に當りて惰慢なるをいふ。
【一四】鄭の大夫。
【一五】周王。
【一六】公子忽、王に寵あるが故に、陳人、婚を請ひしなり。
【一七】婚を許諾せり。

鄭伯、周に如き、始めて桓王に朝せり。王、禮せず。(二)周の桓公、王に言つて曰く、『我が周の東遷するや、晉鄭に焉れ依りき。鄭に善くして以て來者を勸むとも、猶は(三)蔇らざらんことを懼る。況や禮せざるをや。鄭來らざらん』と。

[經] 七年、春王の三月、叔姬、紀に歸ぐ。滕侯卒す。夏、中丘に城づく。齊侯、其弟年をして來聘せしむ。秋、公、邾を伐つ。冬、天王、凡伯をして來聘せしむ。戎、凡伯を楚丘に伐ち以て歸る。

[傳] 七年(周ノ桓王四年)春、滕侯卒すとて名を書せざるは、(一)未だ同盟せざればなり。凡そ諸侯同盟すれば、是に於て名を稱す。故に薨ずれば則ち赴ぐるに名を以てす。(二)終を告げ嗣を稱して、以て好を繼ぎ民を息ます。之を(三)禮經と謂ふ。

夏、中丘に城づくとは、(四)時ならざるを書するなり。

時・魯、往年の凶荒によりて米を糴す能はず、故に經に書せず、然れども貨財を以て宋衞等諸國に米を請ひ、之を京師に入れたる也。

【二】周の卿、周公黑肩。

【三】蔇は至る也。

【一】公羊傳には、滕侯の名を書せざるは、微國なればなりと曰ふ。

【二】亡君の終を告げ、位を嗣ぐの主を稱し、以て嗣君、先君に繼ぎて隣好を修め、人民を休息せしむ。

【三】禮經は禮の大法。

【四】傳に、時ならずと稱する者は、皆、冬を俟ちて城づくも亦可なる者、謂はゆる已むを得て而も已まざる者なり。凡そ難に備ふるに非ずして城づく者は、傳に、時なると時ならざるとを以て之を釋す。難に備ふる者は、則ち已むを得ざるあり、故に譏ること無し。

謂ふ。

夏、艾に盟ふとは、始めて齊に平ぐなり。

五月庚申、鄭伯、陳を侵して大に獲たり。往歲、鄭伯、成ぎを陳に請へるに、陳侯、許さゞりければ、(五)五父諫めて曰く、『仁を親み鄰に善くするは、國の寶なり。君其れ鄭に許せ』と。陳侯曰く、『(六)宋・衞は實に難し、(七)鄭は何をか能く爲ん』と。遂に許さゞりき。君子曰く、『善は失ふ可からず、惡は長ず可らず』とは、其れ陳の桓公の謂か。惡を長じて悛めずば、從つて(八)自ら及ばん、之を救はんと欲すと雖も、其れ將た能くせんや。(九)尙書に曰く、『惡の易るや、火の原を燎くが如く、鄕ひ邇づく可らず。其れ猶ほ撲ち滅ぼすべけんや』と。(一〇)周任言へることあり。曰く、『國家を爲むる者は、惡を見ること、農夫の務めて草を去るが如くし、艾り夷げて、之を薀み崇め、其本根を絕ち、能く殖えしむること勿くんば則ち善なる者信びん』と。』

秋、宋人、長葛を取る。

冬、京師來りて饑を告ぐ。公、之が爲めに　(一一)糴を宋・衞・齊・鄭に請ふ。禮なり。

【五】陳の公子佗。
【六】宋衞の二國は、與に爭ひ難く、畏る可きなり。桓公、莊公の材武を知らず、徒に國の小大を以て之を言ふのみ。
【七】鄭は畏るゝに足らざる也。
【八】禍、身に及ぶ也。
【九】尙書盤庚の篇の語。易は延る也、蔓延するをいふ。
【一〇】周の大夫。
【一一】穀を買ふを糴と曰ふ。此

告げしむ。公、其の郛に入るを聞くや、將に之を救はんとし、使者に問うて曰く、『師、何くにか及べる』と。對へて曰く、『未だ國に及ばず』と。公、怒つて乃ち止め、使者に辭して曰く、『君、寡人に命じて、同じく社稷の難を恤へしむ。今これを使者に問へば、『師未だ國に及ばず』と曰ふ。(四五)寡人の敢て知る所に非ざるなり』と。

冬十二月辛巳、臧僖伯卒す。公曰く、『(四六)叔父、(四七)寡人に憾むこと有り。寡人敢て忘れず』と。之を葬むるに一等を加ふ。

宋人、鄭を伐ち (四八)長葛を圍む。以て郛に入るの役に報ゆるなり。

【經】六年春、鄭人、來り渝へて平ぐ。夏五月辛酉、公、齊侯に會し、艾に盟ふ。秋七月。冬、宋人、長葛を取る。

【傳】六年(周ノ桓王三年)春、(一)鄭人來り渝へて平ぐとは、更めて平ぐなり。

翼の(二)九宗五正(ノ)頃父の子、(三)嘉父、晉侯を隨より逆へ、これを(四)鄂に納る。晉人、之を鄂侯と

【四五】寡人の敢て關係すべき所に非ず。

【四六】同姓の大夫に對しては、年長者には伯父、年少者には叔父と曰ふ。

【四七】上文、魚を觀るを諫めて、隱公從はざりし時に、僖伯、心に釋然たらず、病と稱して從はざりしをいふ。

【四八】鄭の邑。

【一】渝は變ずる也。其怨を變じて以て狐壤以前の舊に復する也。魯公の公子たりしとき、狐壤に戰ひ、鄭の爲に執へられ、逃れ歸りて、鄭を怨めり、因つて宋を救ひ鄭を伐たんとせるも、宋の使者辭を失へるを怒りて、止み、則ち鄭に厚くせんと欲し、又鄭此に因つて來れるなり。

【二】九宗五正は定公四年に詳なり。

【三】晉の大夫。

【四】晉の別邑。

繁洩駕、三軍を以て其前に軍し、曼伯と子元とをして潛んで其後に軍せしむ。燕人、鄭の三軍を畏れて、制人を虞らず。六月、鄭の（三〇）二公子、制人を以て燕の師を（三一）北制に敗る。君子曰く、『不虞に備へざれば、以て師す可からず』と。

曲沃、（三二）王に叛く。秋、王、虢公に命じて曲沃を伐たしめて、哀侯を翼に立つ。

衛の亂れしや、（三三）郕人、衛を侵せり。故に、衛の師、郕に入れり。

九月、仲子の宮を考す。將に（三四）萬せんとす。公、（三五）羽數を衆仲に問ふ。對へて曰く、『天子は（三六）八を用ゐ、諸侯は（三七）六を用ゐ、大夫は（三八）四、士は（三九）二なり。夫れ舞は（四〇）八音を節して（四一）八風を行らする所以なり。故に八より以て下る』と。公、之に從ふ。是に於て初めて六羽を獻ず。始めて六佾を用ゐたるなり。

宋人、邾の田を取る。邾人、鄭に告げて曰く、『請ふ、君、（貴國ガ嘗テ宋ヨリ伐タレタル）（四二）憾を宋に釋け。敝邑、道びきを爲ん』と。鄭人、王師を以て之に會して、宋を伐ち、（四三）其郛に入り、以て東門の役に報ゆ。（四四）宋人來りて命を

【三〇】曼伯と子元。
【三一】鄭の邑。
【三二】周の桓王。
【三三】郕は國の名。
【三四】萬は文舞武舞の總名なり。
【三五】羽を取る人數。
【三六】八は八佾にて、六十四人、佾は行列にて、行と列との人員同じ。
【三七】六は六六三十六人。
【三八】四は四四十六人。
【三九】二は二二四人。士、功有れば、樂を用ふるを賜ふ。
【四〇】金石糸竹匏土革木の樂器。
【四一】八方の風。
【四二】憾を釋くは報復する也。
【四三】郛は城外の郭。
【四四】宋公、魯公に救を求む。

（一七）軍實を數へ、文章を昭にし、貴賤を明にし、等列を辨じ、少長を順にし、威儀を習はするなり。鳥獸の肉の、（一八）俎に登らず、皮革・齒・牙・骨・角・毛・羽の、（一九）器に登らざるをば、則ち公、射ざるは、古の制なり。若し夫れ（二〇）山林川澤の實、（二一）器用の資は、（二二）皂隷の事、官司の守なり。（二三）君の及ぼす所に非ざるなり』と。公曰く、『吾は將に（二四）地を略せんとす』と。遂に往き、魚を陳ねて之を觀る。僖伯、疾と稱して從はず。書して『公、魚を棠に矢ぬ』と曰ふは、禮に非ざればなり、且つ遠地なるを言ふなり。

（二五）曲沃の莊伯、鄭人・邢人を以て（二六）翼を伐つ。（二七）王、（二八）尹氏・武氏をして之を助けしむ。翼侯、隨に奔る。

夏、衛の桓公を葬る。衛亂る。是を以て緩れたるなり。

四月、鄭人、衛の（二九）牧を侵し、以て東門の役に報ゆ。衛人、燕の師を以て鄭を伐つ。鄭の祭足・原

【一七】車徒器械及び獲る所を數ふる也。

【一八】祭器、肉を盛るもの。

【一九】器に登るとは、法度の器を飾るをいふ。

【二〇】鳥獸魚鼈の類をいふ。上文の器用の材も亦山林川澤に出づ、然れども此には其雜猥の物を言ふ。

【二一】資は材なり。器の用ふる所及び盛る所の者。亦、上文の指す所と同じからず。

【二二】賤者を云ふ。

【二三】君たる者の關係すべきことに非ざる也。

【二四】國内を巡行して疆界を正しくせんとす。隱公、遁辭を設くる也。

【二五】曲沃は晉の別封。莊伯は成師の子。

【二六】晉の舊都。

【二七】王は周王。

【二八】二氏共に周の世族大夫。

【二九】邑外を郊と謂ひ、郊外を牧と謂ひ、牧外を野と謂ふ。牧は地名に非ず、郊外なり。

公、位に卽く。書して『衞人、晉を立つ』と曰ふは、(二五)衆なればなり。

【經】五年春、公、(一)魚を棠に矢ぬ。夏四月、衞の桓公を葬る。秋、衞の師、郕に入る。九月、仲子の宮を(二)考す。初めて(三)六羽を獻ず。邾人・鄭人、宋を伐つ。螟あり。冬十有二月辛巳、公子彄卒す。宋人、鄭を伐ち、長葛を圍む。

【傳】五年(周ノ桓王二年)春、公、將に(四)棠に如いて(五)魚者を觀んとす。(六)臧僖伯、(公ヲ)諫めて曰く、『凡そ物、以て大事を(七)講はすに足らず、其材、以て(八)器用に備ふるに足らざれば、則ち君、(九)擧せず。君は、將に民を(一〇)軌物に納れんとする者なり。故に(一一)事を講ひて以て軌に度る、量之を軌と謂ふ。(一二)材を取りて以て物を章かにす、釆之を物と謂ふ。軌ならず物ならざる、之を亂政と謂ふ。亂政亟〻行はるゝは、敗るゝ所以なり。故に春は(一三)蒐し、夏は苗し、秋は獮し、冬は狩するも、皆な農隙に於て以て事を講はするなり。三年にして(一四)兵を治め、入りて(一五)振旅し、歸りて(一六)飮至し、以て

【一】魚は漁者なり。漁者を棠に陳列して、觀て以て樂と爲す也。
【二】考は成なり。宮成りて、酒食を澆ぎて、以て落成式を爲す也。
【三】六羽の舞を獻ずる也。
【四】棠は地名。
【五】漁者。
【六】臧僖伯は公子彄。
【七】講は講習する也。
【八】軍國に必要なる器としての用。
【九】擧行せず。
【一〇】法度威儀をいふ。
【一一】大事を講習して法軌に循ふ、能く多少を度りて制度を定むるもの、謂はゆる軌なり。
【一二】材料を獲て能く貴賤に應じ車服旌旗を昭にす、凡そ文釆あるもの謂はゆる物なり。
【一三】蒐は春の獵、苗は夏の獵、獮は秋の獵、狩は冬の獵。
【一四】大演習。
【一五】衆を整へて歸る也。
【一六】宗廟にて酒宴を賜はる。

りて還る。

州吁（鄭ヲ伐ツテ先君ノ怨ヲ修メ、民ヲ和セシメント欲シタレドモ）未だ其民を和せしむること能はず。厚、（二三）君を定めんことを石子に問ふ、石子曰く、『（二四）王覲するを可なりと爲す』と。（厚）曰く、『何を以てか覲することを得ん』と。（碏）曰く、『陳の桓公、方に（二五）王に寵有り。（而シテ）陳衞は方に睦し。若し（州吁）陳に朝して（陳公ヲシテ王ニ）請はしめば、必ず（王覲スルコトヲ）得可きなり』と。厚、州吁に從つて陳に如く。石碏（人ヲシテ）陳に告げしめて曰く、『衞國（二六）褊小にして、老夫、（二七）耄せり。能く爲すこと無し。此二人のものは、實に（二八）寡君を弑せり。敢て卽いて之を圖れ』と。（二九）陳人、之を執へて、涖まんことを衞に請ふ。九月、衞人、（三〇）右宰醜をして涖みて州吁を（三一）濮に殺さしむ。石碏、其宰獳羊肩をして涖みて石厚を陳に殺さしむ。君子曰く、『石碏は（三二）純臣なり。州吁を惡みて厚與る。「大義、親を滅す」とは其れ是の謂か』と。

衞人、公子晉を（三三）邢より逆ふ。冬十二月、（三四）宣

【二三】州吁の衞君たることを定めんことを、石厚、其父石碏に問ふ。
【二四】王にまみゆる也。
【二五】王は周の桓王。
【二六】國力乏し。
【二七】老耄。
【二八】寡君は衞の桓公。
【二九】涖は、臨み視る也、立ち合ふ也。陳人、二人を執へて、惡人を除くの名に居らずして、衞が人を派遣して、州吁・石厚を誅するを臨視すべきことを請ひ、以て衞の國法をして大いに著はれしめんとする也。大體を知る者に非ざれば能はざるなり。
【三〇】右宰は官名、醜は人名。
【三一】陳の地。
【三二】君に事へて二心あらざるを純臣と謂ふ。
【三三】邢は國名。
【三四】宣公は卽ち公子晉なり。
【三五】衆望の歸する所なればなり。

となば、君、（八）主となれ。敝邑、（九）賦を以て陳・蔡と與に（君ニ）從はんことは、則ち衞國の願なり』と。宋人、之を許す。是に於て陳・蔡、方に衞に睦し、故に宋公・陳侯・蔡人・衞人、鄭を伐ち、其東門を圍み、五日にして還る。

（一〇）公、（一一）衆仲に問うて曰く、『衞の州吁は其れ成らんか』と。對へて曰く、『臣、德を以て民を和するを聞く。亂を以て（民ヲ和）するを聞かず。亂を以てするは、猶ほ絲を治めんとして之を棼すがごときなり。夫の州吁は兵を（一二）阻みて（一三）忍に安んず。兵を阻めば（一四）衆無く、忍に安んずれば（一五）親無し、衆叛き親離るれば、以て濟り難し。夫れ兵は猶ほ火のごとし。（一六）戢めずば、將に自ら焚けんとするなり。夫の州吁、其君を弑して、其民を虐用す。是に於てか、令德を務めずして、（一七）亂を以て（志ヲ）成さんと欲す。（一八）必ず免れじ』と。

秋、（一九）諸侯復た鄭を伐つ。宋公、來りて師を（魯ニ）乞はしむ。公、之を辭す。（二〇）羽父、師を以て之に會せんと請ふ。公許さず。固く請うて行く。故に書して『（二一）翬、師を帥ゐる』と曰ふは、之を疾みてなり。諸侯の師、鄭の（二二）徒兵を敗り、其禾を（刈リ）取

【八】主となりて鄭を伐て。
【九】賦は兵なり。
【一〇】公は隱公。
【一一】魯の大夫。
【一二】阻は恃む也。
【一三】忍は殘忍。
【一四】衆人服せず。
【一五】親戚、心を離す。
【一六】戢は斂むる也。
【一七】亂は攻伐をいふ。
【一八】必ず死亡を免れじ。
【一九】宋、陳、蔡、衞。
【二〇】羽父は公子翬。
【二一】公子と曰はざる也。
【二二】徒兵は歩兵なり。

は慈に、子は孝に、兄は愛し、弟は敬するは、謂はゆる六順なり。順を去つて逆に效ふは、禍を速く所以なり。人に君たる者は、將に禍を是れ務めて去らんとす、而るを之を速くは、乃ち不可なること無からんや』と。(莊公)聽かず。(二〇)其子厚、州吁と遊ぶ。之を禁ずれども(厚)可かず。桓公立ちて、(石碏)乃ち(二一)老せり。

【經】四年、春王の二月、莒人、杞を伐ち、牟婁を取る。戊申、衞の州吁、其君完を弑す。夏、公、宋公と淸に遇ふ。宋公・陳侯・蔡人・衞人、鄭を伐つ。秋、翬、師を帥ゐて、宋公・陳侯・蔡人・衞人に會して、鄭を伐つ。九月、衞人、州吁を濮に殺す。冬十有二月、衞人、晉を立つ。

【傳】四年(周ノ桓王元年)春、衞の州吁、桓公を弑して立つ。

(一)公、宋公と會を爲し、將に宿の盟を尋めんとす。未だ期に及ばざるに、衞人來りて(州吁ノ)亂を告ぐ。夏、(二)公、宋公と淸に遇ふ。

宋の殤公の位に卽くや、公子馮、出でゝ鄭に奔れり。鄭人、(三)之を納れんと欲す。衞の州吁が立つに及んで、將に(四)先君の怨を鄭に脩めて(五)寵を諸侯に求め以て(六)其民を和せんとし、宋に告げしめて曰く、『君若し鄭を伐ち以て(七)君の害を除かん

【二〇】石碏の子。
【二一】老は退隱する也。
【一】隱公。
【二】淸は衞の邑。二國、各其禮を省略して、途中にて遇ふなり。
【三】公子馮を助けて之を宋に納れんと欲す。
【四】州吁の先君の怨とは公の二年、鄭人、衞を伐ちたるをいふ。怨を修むるとは、怨をはらす也。
【五】諸侯の信任を得んことを求むる也。
【六】自國の人氣を得んと欲する也。
【七】君の害は公子馮をさす。

冬、齊・鄭、(四〇)石門に盟ふとは、(四一)盧の盟を(四二)尋むるなり。庚戌、(四三)鄭伯の車、濟に僨る。

初め衞の莊公、齊に娶る、(四四)東宮得臣の妹なり。莊姜と曰ふ。美なれども子無し。衞人、爲めに(四五)碩人を賦する所たり。又、陳に娶る。厲嬀と曰ふ。孝伯を生む。早く死せり。其(四六)娣戴嬀、桓公を生む。莊姜、以て己の子と爲せり。公子州吁は嬖人の子なり。寵有りて兵を好む。公、禁せず。莊姜、之を惡めり。(四七)石碏諫めて曰く、『臣聞く、「子を愛するものは、之に敎ふるに義方を以てし、邪に納れず」と。(四八)驕奢淫泆は自りて邪にする所なり。四者の來るは寵祿の過ぐればなり。將に州吁を立てんとせば、乃ち(早ク)之を(太子ニ)定めよ。若し猶ほ未だしならば、之を階にして禍を爲さん。夫れ寵せらるれど驕らず、驕れど能く降り、降れど憾みず、憾むれど能く(四九)眕まるものは鮮し。且夫れ賤しくして貴きを妨げ、少くして長けたるを陵ぎ、遠くして親しきを間て、新しくして舊きを間て、小にして大を加ぎ、淫にして義を破るは、謂はゆる六逆なり。君は義に、臣は行ひ、父

【四〇】石門は齊の地。
【四一】盧は齊の地。盧の盟は春秋以前に在り。
【四二】尋は温むる也。
【四三】鄭伯、周・宋・衞と事有り、强齊に黨するに非ざれば、之に勝つに足らざるを以て、鄭伯、齊の盟に赴かんとするに急にして、危險を冒して濟水を渉らんとし、車仆れて水に墜ちたり。石門の盟に赴く時の事を追記したるなり。
【四四】東宮は太子。
【四五】詩の篇名。
【四六】娣は、其父母の家、他の女を以て嫁を送りて女の伴と爲す者。
【四七】衞の大夫。
【四八】驕慢奢靡淫亂放佚。
【四九】眕は限り止まる也。地を限りて、此より越えて進まざる義。

宋の(二四)穆公の疾むや、(二五)大司馬(二六)孔父を召して殤公を(二七)屬して曰く、『(二八)先君、(二九)與夷を舍てゝ、寡人を立てたり。寡人敢て忘れず。若し(三〇)大夫の(三一)靈を以て、(三二)首領を保ちて以て歿することを得ば、先君、若し與夷を問はゞ、其れ將た何の辭を以てか對へん。請ふ子、之を奉じて以て社稷を主どらしめよ。寡人死すと雖も亦悔ゆること無けん』と。對へて曰く、『群臣は、(三三)馮を奉ぜんことを願へり』と。公曰く、『不可なり。先君、寡人を以て賢なりと爲して、社稷を主どらしめたり。若し(三四)德を棄てゝ、讓らずば、是れ先君の擧を廢するなり。豈に能く賢なりと曰はれんや。先君の(三五)令德を(三六)光昭せんこと、務めざる可けんや。吾子、其れ先君の功を廢つること無かれ』と。公子(馮)をして出でゝ、鄭に居らしむ。八月庚辰、宋の穆公卒し、殤公、位に卽く。君子曰く、『宋の宣公は、人を知ると謂ふ可し。穆公を立てゝ、其子之を(三七)饗くるは、(三八)命、義を以てすればなるかな。(三九)商頌に曰く、「殷の・命を受くるは咸な宜なり。百祿を是れ荷ふ」とは、其れ是の謂ひか』と。

(二四) 宋公和。
(二五) 大司馬は官名。
(二六) 孔父嘉。
(二七) 屬は託する也、賴む也。
(二八) 先君は穆公の兄宣公。
(二九) 與夷は、宣公の子殤公。
(三〇) 大夫は孔父を指す。
(三一) 靈は威靈。
(三二) 非命に死せず病歿するをいふ。
(三三) 穆公の子莊公。
(三四) 德は恩德。
(三五) 善美なる德。
(三六) 光昭は、あきらかにする也。
(三七) 饗くは、後を承くる也。
(三八) 宣公が穆公を立つるの命、義に出でたればなるかな。
(三九) 玄鳥の卒章。殷湯・武丁が天命を受けて王と爲るは、皆、義を以てす、故に天の諸の福祿を任荷す。

虢に貳あり。鄭伯、王を怨む。王曰く、『これ無し』と。故に、周・鄭交〻質し、(七)王子狐、鄭に質となり、鄭の公子忽、周に質となる。王崩せしかば、周人、將に虢公に政を畀へんとせり。四月、鄭の祭足、師を帥ゐて溫の麥を(八)取る。秋、又成周の禾を取る。周鄭、交〻惡む。

君子曰く、『(九)信、中よりせざれば、質も益無きなり。(一〇)明恕にして(事チ)行ひ、(一一)之を要するに禮を以てせば、質あること無しと雖も、誰か之を(一二)間てん。苟も明信あらば、(一三)澗溪沼沚の(一四)毛も、(一五)蘋蘩蘊藻の菜も、(一六)筐筥錡釜の器も、(一七)潢汙(一八)行潦の水も、鬼神に薦む可く、(一九)王公に羞む可し。而るを況や君子、二國の信を結ぶをや。之を行ふに禮を以てせば、又焉ぞ質を用ゐん。(二〇)風に采蘩・采蘋あり、(二一)雅に行葦・泂酌あるは、忠信(ノ義)を昭かにするなり』と。

(二二)武氏の子來りて(二三)賻を求むとは、王未だ葬らざればなり。

【八】取るは刈り取る也。
【九】約信、中心よりせざるときは、質を取り替はすとも、何の益も無きなり。
【一〇】明とは光明坦白にして、毫も遮掩無き也。恕とは彼此相諒とする也。
【一一】禮を以て相要結する也。
【一二】間は離間する也。
【一三】沚は小渚なり。
【一四】毛は草なり。
【一五】四者皆草なり。
【一六】筐筥は竹にて作りたる器、角なるを筐と云ひ、圓きを筥と云ふ。錡釜は金屬の器、足あるを錡と云ひ、足なきを釜と云ふ。
【一七】潢汙は、たまり水。
【一八】行潦は路上を流るゝ雨水。
【一九】王公は生きたる王公に非ず、死して祀らるゝ者をいふ。
【二〇】詩の國風。
【二一】詩の大雅。
【二二】周の大夫の姓なり。
【二三】賻は喪を助くる物。香奠。

九月、(一〇)紀の(一一)裂繻來りて女を逆ふるは、卿、君の爲めに逆ふるなり。
冬、紀の(一二)子帛と莒子と(一三)密に盟ふは、(一四)魯の故なり。
鄭人、衞を伐つは、(一五)公孫滑の亂を討ずるなり。

經 三年、春、王の二月己巳、日之を食する有り。三月庚戌、天王崩ず。夏四月辛卯、君氏卒す。秋、武氏の子、來りて賻を求む。八月庚辰、宋公和卒す。冬十有二月齊侯・鄭伯、石門に盟ふ。癸未、宋の穆公を葬る。

傳 三年(周ノ平王五十一年)春王の三月壬戌、平王崩ず。(桓王林嗣ギ立ツ。)赴ぐるに庚戌を以てす。故に之を(庚戌ト)書す。

夏、(一)君氏卒すとは聲子なり。(二)諸侯に赴げず、寢に反哭せず、姑に祔せず。故に薨と曰はず、夫人と稱せず、故に、葬ると言はず、姓を書せず。(三)公の爲めの故に、(四)君氏と曰ふ。

鄭の武公・莊公、(周ノ)平王の(五)卿士となる。(六)王、

【一〇】紀は國の名。
【一一】紀の大夫。
【一二】裂繻の字。
【一三】莒の邑。
【一四】魯が莒と和するやうにせんが爲なり。
【一五】去年廪延を取りし亂を治むるなり。廪延の取らるゝや、鄭、之に報いて其南鄙を伐ちしが、未だ志を得ざりしかば、此に至りて罪を鳴らして之を伐つ也。

【一】隱公の母。
【二】同盟國に告ぐること、正寢に反り哭すること、祖姑に祔することは、夫人喪禮の三大事なり。
【三】隱公。
【四】公羊傳穀梁傳は、君氏を尹氏に作り、尹氏は天子の大夫なりと云ふ。
【五】卿士は、王の卿の、政を執る者。
【六】周王、鄭公の權を奪ひて虢に與へんとするなり。
【七】平王の子。

ふ。（三三）公許さず。（躍）遂に行き、邾人・鄭人と、翼に盟ふ。書せざるは、公の命に非ざればなり。

新に南門を作る。書せざるは、亦公の命に非ざればなり。

十二月、祭伯來る。王命に非ざるなり。

（三四）衆父卒す。公、（三五）小斂に與からず。故に日を書せず。

【經】二年、春、公、戎に潛に會す。夏五月、莒人、向に入る。無駭、師を帥ゐて極に入る。秋八月庚辰、公、戎と唐に盟ふ。九月、紀の裂繻來りて女を逆ふ。冬十月、伯姬、紀に歸ぐ。紀の子帛・莒子、密に盟ふ。十有二月乙卯、夫人子氏薨ず。鄭人、衞を伐つ。

【傳】二年（周ノ平王五十年）春、公、戎に（一）潛に會するは、惠公の好を脩むるなり。

（二）戎、盟を請ふ。公、辭せり。

（三）莒子、（四）向に娶る。向姜、莒に安んぜずして歸れり。夏、莒人、向に入り、姜氏を以て還る。

（五）司空無駭、（六）極に入り、（七）費庈父、之を（八）勝す。

戎、盟を請ひしかば、秋、（九）唐に盟ふ。復た戎の好を脩むるなり。

【三三】公は魯君隱公。
【三四】衆父は公子益師の字。
【三五】斂とは衣服を以て屍を斂むる也。死の明日小斂し、又、明日、大斂す。小斂は戸内に於てし、大斂は阼階に於てす。
【一】魯の地名。
【二】戎狄は禮文備はらず、故に遽に盟を許さゞるなり。之を待つこと嚴なるを見る可し。
【三】莒は國名。
【四】向は國名。
【五】魯の卿。
【六】極は附庸の小國の名。
【七】庈父は前に見えたる費伯也。
【八】勝は滅す也。
【九】魯の地。

至る。(四四)死に贈つて尸に及ばず、(四五)生を弔して哀に及ばず、(四六)凶事を豫するは、(二者共ニ)禮に非ざるなり。

八月、紀人、夷を伐つ。夷告げず。故に書せず。

(四七)蜚あり。災を爲さず。亦書せず。

(四八)惠公の季年、宋の師を黄に敗りしが、公立つて成ぎを求めたり。九月、宋人と宿に盟ふとは、(隱公立チテ以來)始めて通せしなり。

冬十月庚申、惠公を改葬す。公臨まざりしが故に、書せず。惠公薨せしとき、宋の師あり、(四九)大子少かりき。葬ること、故に闕くること有り。是を以て改め葬れるなり。衞公來りて葬に會せしが、公を見ざれば、亦、書せず。

鄭の共叔の亂に(五〇)公孫滑出で、衞に奔れり。衞人、之が爲めに鄭を伐ち、廩延を取る。鄭人、王師・虢師を以て衞の南鄙を伐ち、師を邾に請ふ。邾子、(五一)公子豫に(五二)私せしむ。豫、行かんことを請

【四四】尸は未だ葬らざる時の通稱。既に葬りて後、賵を贈るは、非禮。
【四五】生は生きのこりたる人。死を哀しむの心薄らぎたる頃に弔慰するも、非禮。
【四六】未だ死せざるに弔するを云ふ。
【四七】蜚は負蠜、稻の害蟲。每に稻莖上に緣りて、稻花を食ひ、實を成さゞらしむ。
【四八】黄は宋の邑。魯の先君惠公の末年、宋と戰ひしが、隱公、位を攝するに及び、和平を結びしなり。
【四九】大子は桓公なり。
【五〇】鄭の共叔段の子。
【五一】魯の大夫。
【五二】兵を出して救はん事を、ひそかに申し入れたるなり。

あり。公、之に食を賜ふに、(考叔)食うて肉を舍けり。公、之を問ふ。對へて曰く、『小人、母あり。皆、小人の食を嘗む。未た君の羹を嘗めざれば、請はくは以て之に遺らん』と。公曰く、『爾は母ありて遺る。緊我は獨り無し』と。潁考叔曰く、『敢て問ふ何の謂ひぞや』と。公、之に故を語り、且つ之に悔いたることを告ぐ。(考叔)對へて曰く、『君何ぞ(コレチ)患へん。若し、地を〔三四〕闕りて泉に及び、〔三五〕隧にして相見えば、其れ誰か然らずと曰はん』と。公、之に從ふ。公、入りて賦すらく、『大隧の中、其樂しさや〔三六〕融融たり』と。姜も出でゝ賦すらく、『大隧の外、其樂しさや〔三七〕泄泄たり』と。遂に母子たること初の如くなりぬ。君子曰く、『潁考叔は純孝なり。其母を愛して、施いて莊公に及ぼせり。詩に曰く「〔三八〕孝子匱しからず。永く爾に類を錫ふ」とは、其れ是れの謂か』と。

秋七月、天王、〔三九〕宰咺をして來りて惠公仲子の〔四〇〕賵を歸らしむとは、(惠公ノ薨シタル時ヨリ見レバ)緩れたり、且た(仲子ヨリ見レバ)〔四一〕子氏未だ薨せざるなり。故に名をいひしなり。天子は七月にして葬り、〔四二〕同軌畢く至る。諸侯は五月にして(葬リ)同盟至る。大夫は三月にして(葬リ)同位至る。士は月を踰えて(葬リ)〔四三〕外姻

【三四】闕は掘る也。
【三五】地中の道。
【三六】和樂の貌。
【三七】舒び散ずる貌。
【三八】詩の大雅既醉の五章。孝子の德自ら他人を感化し、不孝の者も孝子となりて其朋類と爲る。德必ず鄰あるを云ふ。
【三九】宰は冢宰。
【四〇】賵は喪を助くる輿馬の贈物。
【四一】子氏は仲子。
【四二】車軌を同じくする天下の諸侯。
【四三】外姻は他國に在る姻戚を云ふ。

大叔、又、(二四)貳を收めて以て己の邑と爲し、廩延に至れり。子封曰く、『(二五)可なり。厚ければ將に衆を得んとす』と。公曰く、『(二六)不義なれば暱しからず。厚くとも將に崩れんとするのみ』と。大叔、(二七)完聚し、甲兵を繕め、卒乘を具へ、將に鄭を襲はんとし、夫人將に之を啓かんとす。公、其期を聞きて曰く、『可なり』と。子封に命じて車二百乘を帥ゐて以て京を伐たしむ。京、大叔段に叛く。段、鄢に入る。公、これを鄢に伐つ。五月辛丑、大叔出でゝ共に奔る。書して『鄭伯、段に鄢に克つ』と曰ふは、段、不弟なるが故に、弟と言はず。二君の如し、故に、克つと曰ひ。鄭伯と稱し、敎を失へるを譏るなり。之を(二八)鄭志と謂ふ。出奔すと言はざるは、(二九)之を難しとしたればなり。遂に、(三〇)姜氏を(三一)城潁に寘く。而して之に誓つて曰く、『(三二)黃泉に及ばずんば相見ること無けん』と。既にして之を悔ゆ。潁考叔は潁谷の(三三)封人たり。之を聞きて、公に獻ること

ぜしむる勿れ。

【二四】大叔段、鄭の邊邑の己に兩屬せるものをすべて己の手に收めたるなり。廩延は鄭の邑なり。

【二五】今、之を討ちて可なり。土地廣大なれば、民皆君を棄てゝ叔段に附かんとす。

【二六】多く不義を行へば、百姓、心を離し、相附着せず。厚しと雖も、將に崩壞せんとす。

【二七】城郭を繕ひ完くし、禾粟を聚めて以て軍糧に備ふる也。

【二八】鄭國の人の意志を孔子が取られたる也。

【二九】段の勢强大にして、鄭伯僅に能く之に克ち、其出でゝ奔れるは、實に大幸に出づるのみ。孔子、强臣の制し難きを見はして以て後世を戒めんと欲す、故に出でゝ奔ると言はず。傳に其意を釋する也。

【三〇】莊公の母の武姜。

【三一】鄭の地。

【三二】黃泉は、地中の泉、地下をいふ。生きては復た相見ること無からん。死に至りて後、方に地下に相見ん。

【三三】封人は封疆を典るもの。

く、『制は(一〇)巖邑なり。(一一)虢叔、これに死せり。他の邑ならば、惟だ命のまゝなり』と。(一二)京を請ひしかば、之に居らしめ、之を京城の大叔と謂へり。(一三)祭仲曰く、『(一四)都城(一五)百雉に過ぐるは國の害なり。先王の制に、(一六)大都は國を參にしての一、中は五の一、小は九の一に過ぎず。今(一七)京は度あらず、制に非ざるなり。君、將に堪へざらんとす』と。公曰く、『(毋ナル)姜氏之を欲す、焉ぞ害を辟けん』と。對へて曰く、『姜氏は何の(一八)厭くことか之れ有らん。早く之が(一九)所を爲すに如かず。滋蔓せしむること無かれ。蔓すれば圖り難からん。蔓草すら猶ほ除く可からず、況や君の寵弟をや』と。公曰く、『多く不義を行はゞ、必ず自ら斃れん。子、姑く之を待て』と。既にして大叔、(二〇)西鄙北鄙に命じて(二一)己に貳せしむ。(二二)公子呂曰く、『國、貳に堪へず。君、將に之を若何にせんとする。大叔に與へんと欲するならば、臣請ふ之に事へん。若し與へざるならば、則ち請ふ之を除かん。(二三)民心を生ぜしむる無かれ』と。公曰く、『(之ヲ除クコトヲ)庸ふること無し。將に自ら(禍ニ)及ばんとす』と。

【一三】鄭の大夫。

【一四】都城は諸侯の子弟の封邑地をいふ。

【一五】方丈を堵と曰ひ、三堵を雉と曰ふ、一雉の牆は、長さ三丈、高さ一丈。

【一六】侯伯の城は、方五里、徑三百雉なり。故に其大都も百雉を過ぐるを得ず。大都は國城の三分の一、中都は同五分の一、小都は同九分の一。

【一七】京城は甚だ大にして、先王の制に合はざるなり。

【一八】厭は饜くなり。滿足の義。

【一九】所は處置。

【二〇】鄙は邊邑なり。

【二一】鄭伯に背きて己に從はしむ。貳は二心なり、兩屬なり君に專屬せずして己に兩屬す故に己に貳すと曰ふ。

【二二】鄭の大夫子封。

【二三】擧國の民をして他心を生

【經】元年、春、王の正月。三月、(一)公、邾の儀父と蔑に盟ふ。夏五月、鄭伯、段に鄢に克つ。秋七月、天王、宰咺をして來りて惠公仲子の賵を歸らしむ。九月、宋人と宿に盟ふ。冬十有二月、祭伯來る。公子益師、卒す。

【傳】元年(周ノ平王四十九年)春、王の周の正月。卽位を書せざるは(二)攝なればなり。三月、公、邾の(三)儀父と(四)蔑に盟ふとは、邾子克のことなり。(五)未だ王命あらず。故に爵を書せず。儀父と曰ひしは、之を貴べるなり。公、位を攝して、好を邾に求めんと欲す。故に蔑の盟を爲せるなり。

夏四月、(六)費伯、師を帥ゐて(七)郎に城く。書せざるは、公の命に非ざればなり。

初め鄭の武公、申に娶る。武姜と曰ふ。莊公及び共叔段を生めり。莊公、(八)寤生して姜氏を驚かせしが故に、名づけて寤生と曰ひ、(姜氏)遂に之を惡み、共叔段を愛して、之を立てんと欲し、亟〻武公に請へども、公許さざりき。莊公、位に卽くに及び、之が爲めに(九)制を請ふ。公曰

【一】公は隱公。
【二】攝は假なり。隱公、立てりと雖も、終に國を讓りて桓公に授くるの志あり、故に其心猶ほ假攝と爲す也。
【三】名は克、字は儀父。
【四】蔑は魯の地姑蔑。
【五】邾は子爵の國なれども、當時未だ王命を受けざる故、魯の史には子爵たるを認めざるなり。名を書すべきを字を書したるは、之を貴びてなり。
【六】魯の大夫。
【七】魯の邑。
【八】寤生は、さかご、逆生なり。
【九】鄭の邑。
【一〇】四面皆山なる險阻の地。
【一一】東虢君なり。制の險阻なるを恃みて德を修めず、終に鄭に滅さる。
【一二】鄭の邑。

國譯春秋左氏傳 上巻

兒島獻吉郎譯並註

巻の一

(一)隱公

【傳】(二)惠公の(三)元妃は、(四)孟子なり。孟子(五)卒せしかば、(六)室に繼ぐに聲子を以てし、隱公を生めり。(始メ)宋の武公、仲子を生むや、仲子生れて(七)文あり、其手に在り。曰く、『魯の夫人たらん』と。故に仲子、(八)我に歸ぎ、(九)桓公を生めり。而して惠公薨じぬ。是を以て(一〇)隱公立ちて之を奉ぜり。

【一】隱公は名は息姑、惠公の長子。
【二】惠公は、魯國第十二代の君。
【三】元妃は正夫人、始めて娶りたるもの。
【四】夫人は其生家の姓を稱す。孟は姉妹中の最も年長なる者。子は宋の姓。
【五】薨と稱せざるは、喪を成さゞれば也。
【六】室に繼ぐは、後妻とするをいふなり。
【七】仲子の手の理に魯の字あり。武公、之を愛して曰く、是れ當に魯の夫人と爲るべしと。
【八】我は魯をさす。
【九】桓公は、隱公の弟、名は軌。
【一〇】隱公立ちて君と爲り、桓公を奉じ、其の長ずるを待ちて、位を之に致さんとする也。

	三 188	四 189	五 190	六 191	七 192	八 193	九 194	十 195	十一 196	十二 197
	四	五	六	七	貞王元	二	三	四	五	六
	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	孝公元
	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七
	十八	十九	聲侯元	二	三	四	五	六	七	八
	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三
	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	悼公元	二	三	四
	○邾ノ隱公、齊ヨリ越ニ奔ル○越、呉ヲ滅ス	○季康子、冉有ヲシテ宋ノ景曹ヲ弔セシム○晉ノ荀瑤齊ヲ犂丘ニ敗ル○叔青越ニ如ク	○臧石師ヲ帥ヰテ晉ニ會ス○宗人釁夏、夫人ノ禮ヲ獻セズ○公越ニ如ク	○衞侯出デテ宋ニ奔ル○公、越ヨリ至ル大夫ト相惡シ	○叔孫舒、越ニ會シテ衞侯ヲ納レントス衞人肯セズ○宋景公卒ス○子貢衞ノ出公ニ對フ	○越來聘ス○晉、鄭ヲ伐ツ齊ノ陳成子、鄭ヲ救フ○公、三桓ヲ去ラント欲シ邾ニ遜レ越ニ如ク				○晉ノ荀瑤、鄭ヲ圍ム

懿德天皇 皇紀	周	燕	鄭	曹	蔡	陳	衛	宋	楚	秦	晉	齊	魯	
三十 180	三十九	十二	二十		十	二十一	十二	三十六	八	十	三十一	四	十四	○西ニ狩シテ麟ヲ獲タリ○子路要言ヲ辭ス○齊ノ陳恒闞止ヲ殺ス○宋ノ皇野、向魋ヲ逐フ○齊ノ陳恒、簡公ヲ弒ス○孔丘、齊ヲ伐タント請フ○成、孟孫ニ叛ク
三十一 181	四十	十三	二十一		十一	二十二	莊公元	三十七	九	十一	三十二	平公元	十五	○陳ノ芊尹蓋、吳ヲ弔ス○仲由、齊ノ陳讙ニ說ク○子服景伯齊ニ如キ公孫成ニ說キテ成ヲ歸サシム○仲由、衛ノ孔悝ノ爲ニ死ス
三十二 182	四十一	十四	二十二		十二	二十三	二	三十八	十	十二	三十三	二	十六	○王、衛公ニ對ヘシム○孔丘卒ス○衛侯、孔悝ヲ逐フ○楚ノ白公勝亂ヲ作ス○衛、大叔遺ヲ逐フ○衛侯大子ニ劫カサル
三十三 183	四十二	十五	二十三		十三	二十四	三	三十九	十一	十三	三十四	三	十七	○衛大子、渾良夫ヲ殺ス○越子、吳ヲ笠澤ニ敗ル○晉、衛ヲ圍ム齊、衛ヲ救フ○楚、陳ヲ滅ス○衛亂ル、戎人莊公ヲ殺ス○公、齊ニ會ス○宋ノ皇瑗出デテ晉ニ奔ル
三十四 184	四十三	十六	二十四		十四		起元	四十	十二	十四	三十五	四	十八	○楚公孫寧、巴師ヲ敗ル○衛ノ出公復歸ス
三十五 185	元王元	十七	二十五		十五		出公後元	四十一	十三	十五	三十六	五	十九	○越人、楚ヲ侵ス○楚人、東夷ヲ伐ツ
孝昭元 186	二	十八	二十六		十六		二	四十二	十四	十六	三十七	六	二十	○齊人ト廩丘ニ會ス○吳公子慶忌吳子ヲ諫ム○晉ノ趙襄子楚隆ヲシテ吳ヲ弔セシム
二 187	三	十九	二十七		十七		三	四十三	十五	十七	出公元	七	二十一	○越人始メテ來ル○公、齊侯、邾子ト顧ニ盟フ

二十 170	二十一 171	二十二 172	二十三 173	二十四 174	二十五 175	二十六 176	二十七 177	二十八 178	二十九 179
二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八
二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
十一	十二	十三	十四	十五					
二十八	成侯元	二	三	四	五	六	七	八	九
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五
二十五	二十六	二十七	惠王元	二	三	四	五	六	七
十	悼公元	二	三	四	五	六	七	八	九
二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
五十七	五十八	景禱子元	悼公元	二	三	四	簡公元	二	三
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
○蔡昭侯弑セラル○晉人、蠻子ヲ執ヘテ楚ニ畀フ○齊衞、晉ヲ伐ツ	○范氏ノ臣張柳朔柏人ニ死ス○齊景公卒ス○鄭ノ子思、駟秦ヲ言フ	○齊ノ高張國夏來奔ス○楚子昭王卒ス○奔ノ陳乞、悼公ヲ立ツ	○吳、百牢ヲ徵ス○季孫邾ヲ伐ツ、邾ノ茅夷鴻救ヲ吳ニ請フ○宋、曹ヲ圍ミ翌年之ヲ滅ス	○吳、我ヲ討ツ○齊、我ヲ伐ツ尋イデ平グ○齊鮑文子ヲ殺ス	○齊師ヲ吳ニ辭ス○宋鄭ヲ敗ル○晉ノ三史トヲ論ズ	○公、吳師ト與ニ齊ヲ伐ツ○齊人悼公ヲ弑ス○晉齊ヲ伐ツ○楚陳ヲ伐ツ	○齊、我ヲ伐ツ○陳ノ轅頗、鄭ニ奔ル○公、吳子ニ會シテ齊ヲ伐ツテ大ニ獲タリ○伍子胥、吳子ヲ諫メテ死ス○孔丘、衞ノ孔文子ヲ辭ス、季孫田賦ヲ問フ答ヘズ	○公及ビ衞侯、吳人ニ會ス、子貢吳ニ說ク○鄭、宋師ヲ圍ム	○公、吳子ニ黃池ニ會ス○越子大ニ吳師ヲ敗ル○吳、晉、長ヲ爭フ○子服景伯吳ニ說ク○吳ノ申叔儀糧ヲ公孫有山氏ニ乞フ

懿德天皇 皇紀	周	燕	鄭	曹	蔡	陳	衛	宋	楚	秦	晉	齊	魯	
十一 161	二十	五	聲公 元	二	十九	二	三十五	十七	十六	惠公 元	十二	四十八	十	○孔丘、公ヲ相ケテ齊侯ト夾谷ニ會ス○晉、衛ヲ伐ツ○駟赤、侯犯ヲ奔ラス○宋ノ公子地陳ニ奔ル○叔孫武叔齊ニ聘ス
十二 162	二十一	六	二	三	二十	三	三十六	十八	十七	二	十三	四十九	十一	○宋ノ公子辰等蕭ヲ以テ叛ク
十三 163	二十二	七	三	四	二十一	四	三十七	十九	十八	三	十四	五十	十二	○衛、曹ヲ伐ツ○三都ヲ墮ツ、成ノ公斂處父肯カズ
十四 164	二十三	八	四	五	二十二	五	三十八	二十	十九	四	十五	五十一	十三	○齊侯、衛侯ニ御タリ○晉ノ趙鞅邯鄲午ヲ殺ス○衛ノ史鰌公叔戍ヲ言フ
十五 165	二十四	九	五	六	二十三	六	三十九	二十一	二十	五	十六	五十二	十四	○晉ノ董安于趙氏ノ廟ニ祀ヲル○越句踐吳ヲ檇李ニ敗ル○公齊侯衛侯ニ會シ晉ノ范氏中行氏ヲ救ハント欲ス○衛大子蒯聵宋ニ奔ル
十六 166	二十五	十	六	七	二十四	七	四十	二十二	二十一	六	十七	五十三	十五	○子貢、公及ビ邾子ヲ言フ○楚、胡ヲ滅ス○鄭、楚ヲ敗ル
十七 167	二十六	十一	七	八	二十五	八	四十一	二十三	二十二	七	十八	五十四	哀公 元	○吳王夫差越ヲ夫椒ニ敗ル○陳ノ逢滑懷公ニ說ク○楚ノ子西闔廬ヲ言フ
十八 168	二十七	十二	八	九	二十六	九	四十二	二十四	二十三	八	十九	五十五	二	○衛侯、輒ヲ大子ト爲ス○晉ノ趙鞅衛大子蒯聵ヲ戚ニ納ル○晉ノ趙鞅鄭ヲ敗ル○吳人蔡ヲ州來ニ遷ス
十九 169	二十八	滑公 元	九	十	二十七	十	出公 元	二十五	二十四	九	二十	五十六	三	○桓宮、僖宮、火ク○季桓子卒ス康子立ツ○晉ノ趙鞅、士皐夷ヲ殺ス

三十八 150	九	十三	三	四	八	二十三	二十四	六	五	二十六	定公元	三十七	三十一
懿徳元 151	十	十四	四	五	九	二十四	二十五	七	六	二十七	二	三十八	三十二
二 152	十一	十五	五	隱公元	十	二十五	二十六	八	七	二十八	三	三十九	定公元
三 153	十二	十六	六	二	十一	二十六	二十七	九	八	二十九	四	四十	二
四 154	十三	十七	七	三	十二	二十七	二十八	十	九	三十	五	四十一	三
五 155	十四	十八	八	四	十三	二十八	二十九	十一	十	三十一	六	四十二	四
六 156	十五	十九	九	靖公元	十四	懷公元	三十	十二	十一	三十二	七	四十三	五
七 157	十六	簡公元	十	二	十五	二	三十一	十三	十二	三十三	八	四十四	六
八 158	十七	二	十一	三	十六	三	三十二	十四	十三	三十四	九	四十五	七
九 159	十八	三	十二	四	十七	四	三十三	十五	十四	三十五	十	四十六	八
十 160	十九	四	十三	伯庸元	十八	滑公元	三十四	十六	十五	三十六	十一	四十七	九

年	事蹟
三十八 150	○晉ノ荀躒、季平子ヲ以テ公ニ乾侯ニ見ユ事協ハズ○邾ノ黑肱來奔ス○晉ノ史墨、吳楚ヲ言フ
懿徳元 151	○王、晉ニ命ジテ成周ヲ築カシム○衞ノ彪傒、晉ノ魏舒ヲ言フ○公、乾侯ニ薨ズ○晉ノ史墨、趙簡子ニ對フ
二 152	○衞ノ彪傒復タ晉ノ魏獻子ヲ言フ○晉人宋ノ仲幾ヲ京師ニ執フ○昭公ノ喪乾侯ヨリ至ル○子家季孫氏ヲ辭ス
三 153	○吳、楚ニ巢ニ克ツ
四 154	○邾莊公卒ス○楚ノ子常、賄ヲ食ル
五 155	○王卿劉文公、諸侯ヲ召陵ニ會ス○吳子、楚ヲ柏擧ニ敗ル、楚子隨ニ奔ル申包胥救ヲ秦ニ乞フ
六 156	○季平子卒ス○秦、楚ヲ救ヒテ吳ヲ敗ル○楚子、郢ニ入ル
七 157	○衞ノ公叔文子、靈公ヲ諫ム○季桓子晉ニ如ク○楚、郢ヲ鄀ニ遷ス○晉宋ノ樂祁ヲ執フ
八 158	○齊、鄭、鹹ニ盟フ○齊、我ヲ伐ツ
九 159	○公齊ヲ侵ス○衞ノ樂祁晉ヨリ歸リ大行ニ卒ス○齊ト交〻伐ツ○晉人衞侯ヲ辱シム○陽虎亂ヲ作ス
十 160	○衞、樂大心ヲ逐フ○鄭ノ駟歂、鄧析ヲ殺ス○陽關ヲ伐ツ○齊衞、晉ヲ伐ツ

安寧天皇紀	三十 142	三十一 143	三十二 144	三十三 145	三十四 146	三十五 147	三十六 148	三十七 149
周	昭王元	二	三	四	五	六	七	八
燕	五	六	七	八	九	十	十一	十二
鄭	十一	十二	十三	十四	十五	十六	獻公元	二
曹	五	六	七	八	九	襄公元	二	三
蔡	三	昭侯元	二	三	四	五	六	七
陳	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
衞	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三
宋	十三	十四	十五	景公元	二	三	四	五
楚	十	十一	十二	十三	昭王元	二	三	四
秦	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
晉	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
齊	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六
魯	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
	○武城ノ人邾師ヲ取ル○晉叔孫婼ヲ執フ○莒子來奔ス○吳楚ヲ州來ニ敗ル○楚ノ遠越死ス○沈尹戌郢ニ城ツクヲ論ズ	○周ノ萇弘劉子ニ言フ○叔孫婼晉ヨリ歸ル○鄭伯周ニ如ク○楚子舟師ヲ爲シ以テ吳ノ境ヲ略ス	○叔孫婼、宋ノ樂大心ニ言フ○宋ノ樂祁、魯君ヲ言フ○鄭ノ子大叔、禮ヲ論ズ○師己、鸜鵒ヲ論ズ○公、季平子ヲ伐ツ、公齊ニ遜ル、叔孫昭子、公ト言フ○宋元公卒ス○季平子、臧會ヲ立ツ	○齊、公ノ爲ニ成ヲ伐ツ○晉師王ヲ納ル○楚ノ子西國ヲ辭ス○王子朝、書ヲ諸侯ニ與フ○齊ノ晏嬰、彗星ヲ論ズ、陳氏ヲ論ズ	○吳公子光其君僚ヲ弑ス○楚、左尹郤宛ヲ殺ス○宋衞、公ヲ納レント謀ル、晉ノ士鞅許サズ○楚ノ沈尹戌、費無極ヲ殺サシム○齊公、公ヲ饗ス	○晉、祁氏羊舌氏ヲ滅ス○晉ノ魏獻子政ヲ爲ス○閻沒女寬、魏舒ヲ諷ス	○齊侯、公ニ陽穀ヲ與フ○晉ノ蔡墨、龍ヲ論ズ○晉、刑鼎ヲ鑄ル	○鄭ノ游吉、晉ノ魏獻子ニ對フ○伍員、吳ノ爲ニ楚ヲ病マシム

	二十二 134	二十三 135	二十四 136	二十五 137	二十六 138	二十七 139	二十八 140	二十九 141
	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
	二	三	四	五	平公元	二	三	四
	三	四	五	六	七	八	九	十
	平公元	二	三	四	悼公元	二	三	四
	四	五	六	七	八	九	悼侯元	二
	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
	五	六	七	八	九	十	十一	十二
	二	三	四	五	六	七	八	九
	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
	五	六	頃公元	二	三	四	五	六
	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
	○楚ノ費無極、蔡ノ朝吳ヲ去ラシム○晉ノ荀吳、鼓ニ克ツ○晉ノ叔向、王ヲ言フ	○齊人、徐ヲ伐ツ○晉ノ韓宣子鄭ニ聘ス○子服昭伯、晉ノ公室ヲ言フ	○叔孫昭子、季平子ヲ言フ○郯子、官ヲ論ズ○晉陸渾ヲ滅ス○申須、梓愼、彗星ヲ論ズ○吳、餘皇ヲ取ル	○梓愼災ヲ言フ○鄭ノ子産火ヲ讓ハズ○閔子馬、學ヲ論ズ○鄭ノ子産晉ノ邊吏ニ對フ○楚、許ヲ析ニ遷ス	○許悼公卒ス○楚ノ費無極、大子建ヲ城父ニ寘ク○齊、莒ヲ伐ツ○鄭ノ子産晉ニ對フ○楚、州來ニ城ツク○鄭ニ龍鬭フ○楚、吳ノ蹶由ヲ歸ス	○梓愼、宋蔡ヲ言フ○楚ノ費無極、大子建ヲ譏ス伍奢父子ヲ殺ス伍員吳ニ奔ル○宋ノ華氏向氏亂ヲ作ス○衞ノ齊豹、亂ヲ作ス○齊ノ晏嬰、呪詛ヲ論ズ、和同ヲ論ズ○鄭ノ子産、寬猛ヲ論ズ	○周ノ冷射鳩、王ヲ言フ○叔孫昭子、蔡ヲ言フ○晉ノ士鞅來聘ス○宋ノ華氏叛ク○梓愼、叔輒ヲ言フ○齊衞、宋ヲ救フ○楚ノ費無極、東國ヲ蔡侯ト爲ス	○齊、莒ヲ伐ツ○宋ノ華氏向氏楚ニ奔ル○景王崩ズ○王子朝亂ヲ作ス

安寧天皇 皇紀	十五 127	十六 128	十七 129	十八 130	十九 131	二十 132	二十一 133
周	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
燕	二	三	四	五	六	七	共公 元
鄭	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	定公 元	二
曹	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
蔡	九	十	十一	十二	廬 元	二	三
陳	三十五	惠公 元	二	三	四	五	六
衛	靈公 元	二	三	四	五	六	七
宋	四十二	四十三	四十四	元公 元	二	三	四
楚	七	八	九	十	十一	十二	平王 元
秦	三	四	五	六	七	八	九
晉	二十四	二十五	二十六	昭公 元	二	三	四
齊	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
魯	八	九	十	十一	十二	十三	十四
	○晉ノ師曠、石ノ言フヲ論ズ○陳亂ル○魯・鄭、晉宮ヲ賀ス○齊ノ陳桓子、欒氏・高氏ヲ和セシム○楚、陳ヲ滅ス	○王、桓伯ヲシテ晉ニ讓ラシム○鄭ノ裨竈、陳ヲ言フ○晉ノ膳宰屠蒯、晉侯ヲ面責ス○郞ニ築ク	○鄭ノ裨竈、晉侯ヲ言フ○齊ノ欒施高張來奔ス○郠ヲ取ル○晉ノ平公ヲ葬ル	○周ノ萇弘、蔡ヲ言フ○楚、蔡ヲ滅ス○孟僖子ノ子○晉、蔡ヲ吳ニ請フ○晉ノ叔向、周ノ單子ヲ言フ、魯ノ公室ヲ言フ○楚ノ申無宇、靈王ニ對フ	○鄭簡公ヲ葬ル○叔孫昭子、宋ノ華定ヲ言フ○晉昭公、諸侯ヲ享ス○南蒯、季孫ニ叛ク○鄭丹、楚靈王ニ對フ	○冶區夫、季孫ノ舊ニ費ヲ謀ル○楚靈王弑セラル○晉ノ叔向、楚公子子干ヲ言フ○晉來討ス○子服景伯、晉ノ叔向ニ言フ○鄭ノ子產平丘ノ會ニ爭フ○晉人、季孫意如ヲ執フ○楚、陳蔡ヲ復ス○吳、州來ヲ滅ス○晉ノ叔魚、季孫ヲ反ス	○南蒯、齊ニ奔ル○楚子、民ヲ息ム○晉ノ叔向、弟魚ノ惡ヲ數フ

	十 122	十一 123	十二 124	十三 125	十四 126
	六	七	八	九	十
	六	七	八	九	哀公元
	二十七	二十八	二十九	三十	三十一
	十六	十七	十八	十九	二十
	四	五	六	七	八
	三十	三十一	三十二	三十三	三十四
	五	六	七	八	九
	三十七	三十八	三十九	四十	四十一
	二	三	四	五	六
	三十八	三十九	四十	哀公元	二
	十九	二十	二十一	二十二	二十三
	九	十	十一	十二	十三
	三	四	五	六	七
	○鄭ノ游吉、晉ノ梁丙ト語ル○齊ノ晏嬰、晉ノ叔向各其國事ヲ言フ○晉侯、魏ノ伯石ニ州田ヲ賜フ○鄭ノ罕虎晉ニ如キテ夫人ヲ賀ス○小邾穆公來朝ス○齊人盧蒲嬖ヲ北燕ニ放ツ○晏子、齊ヲ言フ	○楚ノ椒擧晉ニ如キテ諸侯ヲ求ム○鄭ノ子產、楚子ニ對フ○申豐、雹ヲフラスヲ論ズ○諸侯楚ニ朝ス楚子侈ル○齊ノ慶封ヲ戮ス○鄭ノ子產丘賦ヲ作ル○豎牛、叔孫氏ヲ亂ル	○中軍ヲ舍ム○叔孫昭子、豎牛ヲ殺ス、穆子ノ筮○晉ノ女齊、公ヲ言フ○楚ノ薳啓彊、王ヲ諫ム○莒人、公ヲ晉ニ愬フ○吳ノ蹶由、楚子ニ對フ	○晉ノ叔向、鄭ノ子產ニ書ヲ貽リテ刑書ヲ論ズ○季孫晉ニ如ク○宋ノ華合比出デテ衞ニ奔ル○楚公子弃疾、晉ニ聘ス○齊侯、晉ニ如ク	○楚ノ芋尹無宇、靈王ニ辭ス○公、楚ニ如ク○鄭ノ士文伯、日食ヲ言フ○晉人成ヲ取ル○楚ノ遠啓彊、公ヲシテ大屈ヲ反サシム○鄭ノ子產晉侯ノ病ヲ言フ○公孫洩ヲ立ツ○鄭ノ罕朔、晉ニ奔ル○晉人、戚ヲ衞ニ反ス○孟信子、子ヲ屬シテ禮ヲ孔丘ニ學バシム○季武子卒ス○衞ノ孔成子、靈公ヲ立ツ

安寧天皇年紀	六 118	七 119	八 120	九 121
周	二	三	四	五
燕	二	三	四	五
鄭	二十三	二十四	二十五	二十六
曹	十二	十三	十四	十五
蔡	四十九	靈侯元	二	三
陳	二十六	二十七	二十八	二十九
衛	襄公元	二	三	四
宋	三十三	三十四	三十五	三十六
楚	二	三	四	靈王元
秦	三十四	三十五	三十六	三十七
晉	十五	十六	十七	十八
齊	五	六	七	八
魯	三十	三十一	昭公元	二
	○穆叔、楚ヲ言フ○鄭ノ子産國事ヲ言フ○絳ノ老人○王ノ弟佞夫ヲ殺ス○宋、大災アリ○鄭ノ子産陳ヲ言フ○鄭人、良霄ヲ殺ス○諸侯、澶淵ニ會ス○鄭ノ子産政ヲ治ム	○穆叔、晉ノ趙武及孟孫ヲ言フ○公、楚宮ニ薨ズ○穆叔、昭公ヲ言フ○鄭ノ子産、晉ノ垣ヲ毀ツ○吳ノ屈狐庸國事ヲ言フ○衛ノ北宮文子、鄭ヲ言フ○鄭ノ子産鄉校ヲ毀タズ人ヲ愛スルヲ論ズ○衛ノ北宮文子威儀ヲ論ズ	○楚公子圍、鄭ニ聘ス、虢ノ會諸侯ノ大夫、楚ノ公子圍ヲ言フ○叔孫豹、晉ノ樂桓子ニ賂ハズ○晉ノ叔向、楚ノ公子圍ヲ言フ○鄭伯、晉ノ趙武ヲ享ス○周ノ劉定公晉ノ趙武ヲ言フ○叔孫歸ル○鄭ノ子産、游楚ヲ逐フ○秦ノ公子鍼晉ニ奔ル○晉、翟ヲ敗ル○莒亂ル○鄭ノ子産、晉ノ叔向ニ對フ○秦ノ醫和、病ヲ論ズ○楚ノ公子圍其君ヲ弑シテ自立ス靈王是ナリ	○晉ノ韓起來聘ス、更ニ齊衛ニ聘ス○叔弓晉ニ聘ス○鄭ノ子産、公孫黒ヲ誅ス○晉ノ少姜卒ス

三十三 112	安寧元 113	二 114	三 115	四 116	五 117
二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	景王元
六	懿公元	二	三	四	惠公元
十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
六	七	八	九	十	十一
四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八
二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
十	十一	十二	獻公元	二	三
二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二
十一	十二	十三	十四	十五	郟敖元
二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三
九	十	十一	十二	十三	十四
五	六	景公元	二	三	四
二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
○穆叔不朽ヲ論ズ○鄭ノ子産重幣ヲ論ズ○齊、師ヲ楚ニ乞フ○楚人、鄭ヲ伐チ齊ヲ救フ○薳子楚王ヲ諫ム○鄭ノ然明、晉ノ程鄭ヲ言フ	○齊、我ガ北鄙ヲ伐ツ○齊崔杼莊公ヲ弑ス○齊人、晉侯ニ賂フ○鄭、陳ヲ伐ツ○楚ノ薳子馮卒ス○鄭ノ子産捷ヲ晉ニ獻ズ○楚ノ薳掩司馬ト爲ル○巢ノ牛臣、吳子諸樊ヲ射ル○晉ノ程鄭卒ス○衞ノ大叔寗喜ヲ言フ	○晉ノ師曠、公室ヲ言フ○衞獻公國ニ歸ル○鄭伯功ヲ賞ス○楚公子圍、穿封戌ト功ヲ爭フ○齊侯ヲ請フ○宋ノ向戌大子痤ヲ殺ス○楚ノ子朝、伍擧ヲ復ス○許靈侯楚ニ如キ鄭ヲ伐タント請フ	○齊ノ胥梁帶、烏餘ヲ執フ○叔孫豹、齊ノ慶封ヲ言フ○衞ノ免餘、寗喜ヲ殺ス○宋ノ向戌平和會議ヲ起ス、宋公晉楚ノ大夫ヲ享ス○鄭伯晉ノ趙武ヲ享ス○宋ノ子罕、向戌ヲ誹ル○齊ノ慶封、崔氏ヲ滅ス	○梓愼歲ヲ言フ○諸侯晉ニ朝ス○鄭ノ子産蔡侯ヲ言フ○鄭ノ游吉、楚ヲ言フ、子産楚ニ如キテ壇ヲ爲ラズ○齊ノ慶封吳ニ奔ル○晏子邑ヲ受ケズ○諸侯楚ニ朝ス○楚子卒ス	○公、楚ニ在リ、公治、公ニ使ス○鄭、邦段ヲ楚ニ使ス○鄭宋、饑ヲ賑ハス○晉、杞ニ城ツク○晉ノ女齊、齊高止、宋華定ヲ言フ○晉ノ女齊、杞ノ田ヲ治ム○吳季札歷聘ス○鄭ノ大夫伯有氏ニ盟フ

綏靖天皇 皇紀	二十五 104	二十六 105	二十七 106	二十八 107	二十九 108	三十 109	三十一 110	三十二 111
周	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
燕	十七	十八	十九	文公元	二	三	四	五
鄭	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
曹	二十一	二十二	二十三	武公元	二	三	四	五
蔡	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二
陳	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
衞	二	三	四	五	六	七	八	九
宋	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
楚	三	四	五	六	七	八	九	十
秦	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
晉	元	二	三	四	五	六	七	八
齊	二十五	二十六	二十七	二十八	莊公元	二	三	四
魯	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三
	○晉、諸侯ヲ溴梁ニ會ス、許ヲ伐チ楚ヲ湛阪ニ敗ル○穆叔、晉ニ聘ス	○衞、曹ヲ伐ツ○齊、我ガ北鄙ヲ侵ス○宋ノ華臣、陳ニ奔ル○宋ノ子罕、謗ヲ分ツ	○晉ノ荀偃、師ヲ帥キテ齊侯ヲ平陰ニ敗ル○楚、鄭ヲ伐ツ、南風競ハズ	○晉ノ荀偃卒ス○季武子林鐘ヲ鑄ル○齊ノ崔杼、莊公ヲ立ツ○鄭、子孔ヲ殺ス○齊、晉ト平グ	○諸侯澶淵ニ盟フ○蔡、公子燮ヲ殺ス○季武子宋ニ如ク○衞ノ寗喜卒ス	○臧武子、盜ヲ詰ラズ○楚ノ蔿子馮、令尹ヲ辭ス○晉人、欒盈ヲ逐ヒ其黨ヲ殺ス○晉叔向、祁奚ニ謝セズ○欒盈周ニ過ギル○叔向、齊侯衞侯ヲ言フ○晉ノ州綽齊侯ト言フ	○御叔酒ヲ飲ム○鄭ノ子產、晉ニ對フ○齊ノ晏平仲、莊公ヲ諫ム○鄭ノ黑肱邑ヲ辭ス○楚ノ公子馮令尹ト爲ル○鄭ノ子展、游販ヲ殺シ、者ヲ舍ス	○陳人、慶虎慶寅ヲ殺ス○欒盈、晉ノ絳ニ入ル○齊侯、衞ヲ伐チ遂ニ晉ヲ伐ツ○季孫、少子ヲ立ツ○臧武仲、齊ニ奔ル○齊侯、莒ヲ襲フ○臧武仲、齊ノ田ヲ辭ス

十八 97	十九 98	二十 99	二十一 100	二十二 101	二十三 102	二十四 103
八	九	十	十一	十二	十三	十四
十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
二	三	四	五	六	七	八
十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四
五	六	七	八	九	十	十一
十三	十四	十五	十六	十七	十八	殤公元
十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
二十七	二十八	二十九	三十	三十一	康王元	二
十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
九	十	十一	十二	十三	十四	十五
十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
九	十	十一	十二	十三	十四	十五
○宋災アリ○穆姜、占ヲ論ズ○楚ノ子囊、晉ヲ伐ツ可カラザルヲ言フ○諸侯、鄭ヲ伐ツ○鄭、晉ニ屈セズ○公、晉侯ヲ送ル○鄭、楚ト平グ○晉侯、民ヲ息ハス	○晉、偪陽ヲ滅ス○宋公、晉侯ヲ享ス○宋衞、鄭ヲ敗ル○孟獻子、鄭ヲ言フ○鄭ノ子產國亂ヲ平グ○鄭、晉ト平ギ又楚ト盟フ○王叔陳生、伯輿ト晉ニ訟フ	○季武子三軍ヲ作ル○鄭人、晉楚ヲ患フ○鄭、晉ト平グ○楚人、晉ノ行人ヲ執フ○晉ノ魏絳、樂ヲ辭ス○晉、秦ト櫟ニ戰ッテ敗績ス	○吳子壽夢卒ス○靈王、后ヲ齊ニ求ム	○晉ノ范宣子、德ニ讓ル○楚ノ子囊共王ニ諡ス○吳、楚ヲ侵シテ敗ラル○楚人、鄭ノ行人ヲ歸ス	○戎子晉ノ范宣子ニ對フ○吳ノ季扎國ヲ辭ス○晉、諸侯ヲ帥ヰテ秦ヲ伐ツ秦伯、士鞅ヲ晉ニ復ス○衞ノ孫文子、獻公ヲ逐フ○公、衞侯ヲ弔ス○晉ノ師曠、衞侯ヲ言フ○楚人、吳ヲ伐チテ敗ラル○王、齊侯ニ命ヲ賜フ○晉侯、衞ヲ定メント謀ル○楚子囊卒ス	○宋ノ向戌來聘ス○楚善ク人ヲ官ニス○宋ノ子罕師慧ノ言ヲ聞ク、玉ヲ辭ス

綏靖天皇紀	周	燕	鄭	曹	蔡	陳	衞	宋	楚	秦	晉	齊	魯	
九 88	十三	武公元	十二	五	十九	二十六	四	三	十八	四	八	九	十八	○晉ノ欒書中行偃厲公ヲ弑シテ悼公ヲ立ツ○齊、國佐ヲ殺ス○晉悼公能ク國ヲ治ム○楚、宋ノ亡人魚石ヲ彭城ニ入ル○宋救ヲ晉ニ求ム
十 89	十四	二	十三	六	二十	二十七	五	四	十九	五	悼公元	十	襄公元	○諸侯、宋ノ彭城ヲ圍ム○楚、鄭ヲ救フ
十一 90	靈王元	三	十四	七	二十一	二十八	六	五	二十	六	二	十一	二	○齊姜薨ズ○鄭成公卒ス○虎牢ニ城ツク
十二 91	二	四	僖公元	八	二十二	二十九	七	六	二十一	七	三	十二	三	○楚、呉ヲ伐ツ○公、晉ニ如ク○晉齊ト盟フ○晉ノ祁奚、老ヲ請フ○晉ノ魏絳上書ス
十三 92	三	五	二	九	二十三	三十	八	七	二十二	八	四	十三	四	○臧武仲、陳ヲ言フ○晉悼公、叔孫豹ヲ享ス○匠慶、木ヲ請フ○公、晉ニ如ク○晉ノ魏絳、戎ヲ和ス
十四 93	四	六	三	十	二十四	哀公元	九	八	二十三	九	五	十四	五	○呉ニ會ス○楚、令尹子辛ヲ殺ス○季文子卒ス
十五 94	五	七	四	十一	二十五	二	十	九	二十四	十	六	十五	六	○宋ノ子罕、樂轡ヲ逐ハズ○齊、萊ヲ滅ス
十六 95	六	八	五	十二	二十六	三	十一	十	二十五	十一	七	十六	七	○晉ノ韓無忌、弟起ヲ立テント請フ○叔孫豹、衞ノ孫文子ヲ言フ○鄭僖公弑セラル○陳侯、楚ヨリ逃ゲ歸ル
十七 96	七	九	簡公元	十三	二十七	四	十二	十一	二十六	十二	八	十七	八	○鄭ノ子產、國事ヲ言フ○邢丘ニ會ス○鄭人、晉ニ告グルニ楚ノ從フヲ以テス○晉ノ士匄來聘ス

年														事蹟
七十八 78	三	四	二	十二	九	十六	六	六	八	二十一	十七	十六	八	○季文子、晉ノ韓穿子ニ言フ○晉ノ欒書蔡ヲ侵ス○晉ノ趙同趙括ヲ討ズ○晉、巫臣ヲシテ吳ニ如カシム○晉、郯ヲ伐タシム
七十九 79	四	五	三	十三	十	十七	七	七	九	二十二	十八	十七	九	○季文子、晉ノ范文子ニ言フ○公、季文子ヲ享ス○晉人鄭伯ヲ執フ○晉景公楚ノ鍾義ヲ歸ル○楚人莒ニ入ル○鄭人許ヲ圍ム
桜靖元 80	五	六	四	十四	十一	十八	八	八	十	二十三	十九	靈公元	十	○晉鄭伯ヲ歸ス○晉景公二豎ヲ夢ミル○公晉ニ如ク
二 81	六	七	五	十五	十二	十九	九	九	十一	二十四	厲公元	二	十一	○聲伯ノ外妹○晉ノ郤至、周ト鄇ヲ爭フ○秦晉成キヲ合ス
三 82	七	八	六	十六	十三	二十	十	十	十二	二十五	二	三	十二	○宋ノ華元、晉楚ノ成キヲ合ス○楚子、晉ノ郤至ヲ享ス
四 83	八	九	七	十七	十四	二十一	十一	十一	十三	二十六	三	四	十三	○孟獻子、晉郤氏ヲ言フ○公、京師ニ如ク○晉景公、呂相ヲシテ秦ヲ絶タシム○秦師、晉ト麻隧ニ戰ツテ敗績ス○鄭曹亂アリ
五 84	九	十	八	成公元	十五	二十二	十二	十二	十四	二十七	四	五	十四	○衞ノ甯殖、晉ノ郤犨ヲ言フ○衞定公卒ス
六 85	十	十一	九	二	十六	二十三	獻公元	十三	十五	景公元	五	六	十五	○晉諸侯ヲ戚ニ會ス○楚ノ申叔時子反ヲ言フ○宋ノ華元蕩澤ヲ殺ス○晉ノ三郤伯宗ヲ害ス
七 86	十一	十二	十	三	十七	二十四	二	平公元	十六	二	六	七	十六	○鄭、晉ニ叛ク○楚鄭、晉師ト鄢陵ニ戰ウテ敗績ス○叔孫伯亂ヲ作ス、成ラズシテ齊ニ奔ル○周ノ單子、晉ノ郤至ヲ言フ
八 87	十二	十三	十一	四	十八	二十五	三	二	十七	三	七	八	十七	○鄭、晉ヲ侵ス○晉ノ士燮死ヲ祈ル○晉、諸侯ト柯陵ニ同盟ス○齊國慶氏ノ難アリ○聲伯卒ス○晉厲公三郤ヲ殺ス

神武天皇紀	周	燕	鄭	曹	蔡	陳	衛	宋	楚	秦	晉	齊	魯	記事
七十 70	十六	十一	十四	四	景侯元	八	九	二十	二十三	十三	九	八	十八	○晉人、齊ヲ伐ツ○公、三桓ヲ去ラント欲ス
七十一 71	十七	十二	十五	五	二	九	十	二十一	共王元	十四	十	九	成公元	○王、茅戎ヲ伐チテ敗績ス○臧許、守備ヲ具フ
七十二 72	十八	十三	十六	六	三	十	十一	二十二	二	十五	十一	十	二	○齊、我北鄙ヲ伐ツ○衛ノ孫良父、齊頃公ト戰フ齊敗績ス○晉ノ郤克、齊頃公ト鞌ニ戰フ齊敗績ス○宋ノ文公卒ス始メテ厚ク葬ル○楚共王巫臣ヲ錮セズ○晉ノ士燮後レテ入ル○楚我ヲ侵シ陽橋ニ及ブ○王晉使ヲ辭ス
七十三 73	十九	十四	十七	七	四	十一	定公元	共公元	三	十六	十二	十一	三	○楚、晉ノ知罃ヲ歸ス○晉、衛來聘ス○晉六軍ヲ作ル○齊頃公晉ニ朝ス○晉ノ知罃小恩ヲ舍テズ
七十四 74	二十	十五	十八	八	五	十二	二	二	四	十七	十三	十二	四	○鄭伯許男ト楚ニ訟フ○季文子晉ニ叛カズ
七十五 75	二十一	昭公元	悼公元	九	六	十三	三	三	五	十八	十四	十三	五	○晉ノ趙氏、趙嬰ヲ齊ニ放ツ○梁山崩ル○鄭、晉ニ服ス
七十六 76	簡王元	二	二	十	七	十四	四	四	六	十九	十五	十四	六	○晉、宋ヲ侵ス○晉新田ニ遷ル○楚鄭ヲ伐ツ晉鄭ヲ救ヒ蔡ヲ侵ス楚蔡ヲ救フ
七十七 77	二	三	成公元	十一	八	十五	五	五	七	二十	十六	十五	七	○吳、郯ヲ伐ツ○巫臣吳ト晉ヲ通ズ

六十 60	六十一 61	六十二 62	六十三 63	六十四 64	六十五 65	六十六 66	六十七 67	六十八 68	六十九 69
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
宣公元	二	三	四	五	六	七	八	九	十
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	宣公元	二	三
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
十三	十四	十五	成公元	二	三	四	五	六	七
三十四	三十五	穆公元	二	三	四	五	六	七	八
十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
六	七	景公元	二	三	四	五	六	七	八
八	九	十	頃公元	二	三	四	五	六	七
八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
○楚、舒蓼ヲ滅ス	○晉、諸侯ヲ扈ニ會ス○陳靈公、洩冶ヲ殺ス、夏姫ノ亂	○齊崔杼衞ニ奔ル○陳ノ夏徵舒靈公ヲ弑ス○鄭人子家ノ尸ヲ戮ス	○楚、鄭ヲ伐チ蔡ヲ侵ス○晉、狄ニ會ス○楚、陳ノ夏氏ノ亂ヲ討ス	○楚、鄭ヲ圍ム○晉ノ荀林父、楚莊王ト邲ニ戰ツテ敗績ス○楚、蕭ヲ滅ス○晉、宋衞曹ト清丘ニ同盟ス	○楚、宋ヲ伐ツ○晉、衞ノ孔達ヲ殺ス	○晉、鄭ヲ伐ツ○楚莊王、宋ヲ圍ム○公孫歸父、齊侯ニ會ス○孟獻子、公ニ言フ	○宋、急ヲ晉ニ告グ、解揚晉ノ命ヲ致ス、楚ノ申犀、宋ヲ降ス○晉、赤狄潞子ヲ滅ス○秦、晉ト輔氏ニ戰ウテ克タズ、晉侯士伯ヲ賞ス	○晉、赤狄甲氏ト留吁トヲ滅ス	○晉郤克齊ニ使シ怒ツテ歸ル○晉齊ノ大夫ヲ執フ○晉ノ士會郤克ヲ言フ

神武天皇紀	周	燕	鄭	曹	蔡	陳	衞	宋	楚	秦	晉	齊	魯	
五十 50	二	七	十七	七	文侯 元	三	二十四	九	三	十	十	二	十六	○楚、庸ヲ滅ス○宋襄夫人昭公ヲ殺ス
五十一 51	三	八	十八	八	二	四	二十五	文公 元	四	十一	十一	三	十七	○鄭ノ子家書ヲ晉ノ趙宣子ニ貽ル○襄仲、齊懿公ヲ言フ
五十二 52	四	九	十九	九	三	五	二十六	二	五	十二	十二	四	十八	○卜楚丘公及ビ齊侯ヲ言フ○齊人懿公ヲ弑ス○叔仲惠伯死ス○季文子公ニ說ク○宋亂ル
五十三 53	五	十	二十	十	四	六	二十七	三	六	共公 元	十三	惠公 元	宣公 元	○晉、陳宋ヲ救ヒテ楚ト戰フ
五十四 54	六	十一	二十一	十一	五	七	二十八	四	七	二	十四	二	二	○宋、鄭ヲ大棘ニ拒ギテ敗績ス○晉ノ趙盾、士季、靈公ヲ諫ム、靈公弑セラル、大史董狐趙盾ヲ罪ス
五十五 55	定王 元	十二	二十二	十二	六	八	二十九	五	八	三	成公 元	三	三	○楚子、戎ヲ伐チテ雒ニ至リ周鼎ノ大小輕重ヲ王孫滿ニ問フ○鄭穆公[illegible]卒ス
五十六 56	二	十三	靈公 元	十三	七	九	三十	六	九	四	二	四	四	○鄭ノ子家靈公ヲ弑ス○楚ニ子越椒ノ難アリ
五十七 57	三	十四	襄公 元	十四	八	十	三十一	七	十	五	三	五	五	○齊ノ高固來リテ叔姬ヲ逆フ○楚人鄭ヲ伐ツ
五十八 58	四	十五	二	十五	九	十一	三十二	八	十一	桓公 元	四	六	六	○晉、陳ヲ侵ス○赤狄、晉ヲ伐ツ
五十九 59	五	十六	三	十六	十	十二	三十三	九	十二	二	五	七	七	○晉、諸侯ヲ黑壤ニ會ス

年														記事
三十九 39	三十	三十六	六	三十一	二十四	十	十三	十五	四	三十八	六	十一	五	○衛ノ甯俞、晉ノ陽處父ヲ言フ
四十 40	三十一	三十七	七	三十二	二十五	十一	十四	十六	五	三十九	七	十二	六	○晉、二軍ヲ舍ツ○秦穆公卒ス、子車氏ノ三子ヲ殉セシム○晉ノ趙盾賈季君ヲ立ツルヲ爭フ、賈季狄ニ奔ル
四十一 41	三十二	三十八	八	三十三	二十六	十二	十五	十七	六	康公元	靈公元	十三	七	○宋ノ樂豫、昭公ヲ諫ム○晉穆嬴靈公ヲ立テシム、秦ヲ令狐ニ敗ル○叔仲惠伯、公孫敖ノ亂ヲ平グ○晉ノ郤缺、趙宣子ニ說ク
四十二 42	三十三	三十九	九	三十四	二十七	十三	十六	昭公元	七	二	二	十四	八	○宋晉亂アリ
四十三 43	頃王元	四十	十	三十五	二十八	十四	十七	二	八	三	三	十五	九	○晉、其大夫ヲ殺ス○鄭、楚ト平グ○陳、楚ト平グ○楚ノ子越椒來聘ス
四十四 44	二	桓公元	十一	文公元	二十九	十五	十八	三	九	四	四	十六	十	○楚穆王其大夫子西ヲ殺ス、宋ノ孟諸ニ田ス
四十五 45	三	二	十二	二	三十	十六	十九	四	十	五	五	十七	十一	○叔孫得臣、狄ヲ敗ル
四十六 46	四	三	十三	三	三十一	十七	二十	五	十一	六	六	十八	十二	○秦ノ西乞術來聘ス○秦晉ト河曲ニ戰フ宵遁ル
四十七 47	五	四	十四	四	三十二	十八	二十一	六	十二	七	七	十九	十三	○晉、士會ヲ復ス○邾文公繹ニ遷ル○鄭伯、公ニ棐ニ會ス
四十八 48	六	五	十五	五	三十三	靈公元	二十二	七	莊王元	八	八	二十	十四	○諸侯邾ヲ謀ル○楚鬭克ト公子燮トヲ殺ス○公孫敖齊ニ卒ス○齊人周ノ單伯ヲ執フ
四十九 49	匡王元	六	十六	六	三十四	二	二十三	八	二	九	九	懿公元	十五	○齊人公孫敖ノ喪ヲ歸ス○齊人我西鄙ヲ侵ス○季文子齊懿公ヲ言フ

神武天皇紀	周	燕	鄭	曹	蔡	陳	衛	宋	楚	秦	晉	齊	魯	
二十九 29	二十	二十六	四十一	二十一	十四	十六	三	五	四十	二十八	五	昭公元	二十八	○晉楚ノ對抗、城濮ノ戰、楚軍ノ敗績
三十 30	二十一	二十七	四十二	二十二	十五	共公元	四	六	四十一	二十九	六	二	二十九	○諸侯、翟泉ニ盟フ
三十一 31	二十二	二十八	四十三	二十三	十六	二	五	七	四十二	三十	七	三	三十	○晉、衞侯ヲ釋ス○鄭ノ燭之武、秦師ヲ退ク
三十二 32	二十三	二十九	四十四	二十四	十七	三	六	八	四十三	三十一	八	四	三十一	○曹ノ地ヲ分ツ○衞ノ甯武子相ヲ祀ルヲ可カズ
三十三 33	二十四	三十	四十五	二十五	十八	四	七	九	四十四	三十二	九	五	三十二	○晉楚始メテ通ズ○秦ノ蹇叔、穆公ヲ諫ム
三十四 34	二十五	三十一	穆公元	二十六	十九	五	八	十	四十五	三十三	襄公元	六	三十三	○秦晉ト殽ニ戰ツテ敗績ス○晉先軫狄ヲ敗リテ死ス○晉ノ陽處父楚ノ子上ト對陣シテ戰ハズ
三十五 35	二十六	三十二	二	二十七	二十	六	九	十一	四十六	三十四	二	七	文公元	○晉襄公、衞ヲ伐ツ○楚大子商臣、成王ヲ弑ス○秦穆公、孟明視ヲ罷メズ
三十六 36	二十七	三十三	三	二十八	二十一	七	十	十二	穆王元	三十五	三	八	二	○秦、晉ト彭衙ニ戰ヒテ敗績ス、狼瞫戰死ス秦穆公尙ホ孟明視ヲ罷メズ○僖公ヲ閔公ヨリ上ニ躋ス
三十七 37	二十八	三十四	四	二十九	二十二	八	十一	十三	二	三十六	四	九	三	○秦穆公、孟明視ヲ用ヰテ西戎ニ覇タリ○晉襄公、公ヲ饗ス
三十八 38	二十九	三十五	五	三十	二十三	九	十二	十四	三	三十七	五	十	四	○婦姜ヲ齊ヨリ逆ノ○楚、江ヲ滅ス○衞ノ甯兪來聘ス

十九 19	二十 20	二十一 21	二十二 22	二十三 23	二十四 24	二十五 25	二十六 26	二十七 27	二十八 28
十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	成公元	二
九	十	十一	十二	十三	十四	成公元	二	三	四
三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九
十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
九	十	十一	十二	十三	十四	文公元	二	三	四
孝公元	二	三	四	五	六	七	八	九	十
十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
○宋襄公、齊ヲ救ヒ孝公ヲ立ツ○鄭文公、楚ニ朝ス○邢人、狄人、衞ヲ伐ツ	○宋ノ子魚、襄公ニ言フ○衞、邢ヲ討ズ○宋、曹ヲ圍ム○諸侯、齊ニ盟フ○秦、梁ヲ滅ス	○隨、楚ニ叛ク○臧文仲、宋襄公ヲ言フ	○宋襄公諸侯ヲ楚ニ求ム○臧文仲公ヲ諫ム○諸侯宋公ニ盂ニ會ス楚人宋公ヲ執ヘテ又之ヲ釋ス○須句子來奔ス	○晉陸渾ノ戎ヲ伊川ニ遷ス○晉大子圉秦ヨリ逃ゲ歸ル○王、王子帶ヲ召ス○公、邾師ト升陘ニ戰ッテ敗績ス○楚、宋ヲ泓ニ敗ル	○齊孝公宋ヲ伐ツ○楚ノ成得臣陳ヲ伐ツ○晉懷公立チテ狐突ヲ殺ス○晉公子重耳諸侯ノ間ニ遊歷ス	○秦穆公、重耳ヲ晉ニ納ル○晉ノ介子推遁ル○周ノ富辰王ヲ諫ム○甘昭公、亂ヲ作ス○鄭、子臧ヲ殺ス	○衞、邢ヲ伐ツ○晉文公、王ヲ復ス○楚、秦、商密ヲ爭フ。原、晉ニ降ル	○展喜、齊師ヲ犒フ○楚、夔ヲ滅ス○公、楚師ヲ以テ齊ヲ伐ツ	○楚ノ蔿賈子文ヲ賀セズ○晉文公諸侯ニ覇タリ

神武天皇紀	周	燕	鄭	曹	蔡	陳	衛	宋	楚	秦	晉	齊	魯	
十 10	襄王元	七	二十二	二	二十四	四十二	九	三十一	二十一	九	二十六	三十五	九	○諸侯、葵丘ニ會ス○晉獻公卒ス。荀息言ヲ食マズ○齊、秦、惠公ヲ晉ニ納ル○秦穆公郤芮ト語ル
十一 11	二	八	二十三	三	二十五	四十三	十	襄公元	二十二	十	惠公元	三十六	十	○晉惠公、里克ヲ誅ス、大子申生ヲ改葬ス、郤芮、里丕ノ黨ヲ殺ス
十二 12	三	九	二十四	四	二十六	四十四	十一	二	二十三	十一	二	三十七	十一	○周ノ內史過、晉惠公ヲ言フ○王子帶、戎ヲ召ス
十三 13	四	十	二十五	五	二十七	四十五	十二	三	二十四	十二	三	三十八	十二	○楚、黃ヲ滅ス○齊ノ管仲、戎ヲ王及ビ晉ニ平ガス
十四 14	五	十一	二十六	六	二十八	穆公元	十三	四	二十五	十三	四	三十九	十三	○齊ノ仲孫湫、周ニ聘ス○秦、晉ノ饑ヲ恤フ、汎舟ノ役トイフ
十五 15	六	十二	二十七	七	二十九	二	十四	五	二十六	十四	五	四十	十四	○晉、秦ノ饑ヲ恤ハズ
十六 16	七	十三	二十八	八	莊侯元	三	十五	六	二十七	十五	六	四十一	十五	○楚、徐ヲ伐ツ○秦穆公、晉惠公ヲ韓ニ敗リテ之ヲ擒ニス○晉ノ陰飴甥、秦穆公ニ說キテ惠公ヲ復ス
十七 17	八	十四	二十九	九	二	四	十六	七	二十八	十六	七	四十二	十六	○宋襄公、周內史過ニ隕石及ビ六鷁ノ祥ヲ問フ○諸侯、淮ニ會ス
十八 18	九	十五	三十	十	三	五	十七	八	二十九	十七	八	四十三	十七	○晉大子圉、秦ニ質タリ○齊桓公卒ス諸子立ツコトヲ爭フ

年														記事
1	十六	三十	十二	昭公元	十四	三十二	八	二十一	十一	三	十六	二十五	閔公元	○齊人、邢ヲ救フ○公、齊桓公ニ會ス○齊ノ仲孫湫、魯ノ難ヲ言フ○晉獻公、二軍ヲ作ル
神武天皇元 皇紀1	十七	三十一	十三	二	十五	三十三	戴公元	二十二	十二	四	十七	二十六	二	○慶父、公ヲ弑ス○季友ノト○狄人、衞ヲ伐ツ、懿公滅ブ、齊人戴公ヲ衞ニ納ル○晉ノ里克、獻公ヲ諫ム、諸大夫言フ○衞文公立ツ
二 2	十八	三十二	十四	三	十六	三十四	文公元	二十三	十三	穆公元	十八	二十七	僖公元	○諸侯、邢ヲ救フ○公、邾師ヲ敗ル○季友、莒人ヲ敗ル
三 3	十九	三十三	十五	四	十七	三十五	二	二十四	十四	二	十九	二十八	二	○諸侯衞ノ爲ニ楚丘ニ城ヅク○晉ノ荀息道ヲ虞ニ假リテ虢ヲ伐ツ○晉ノト偃虢ヲ言フ
四 4	二十	襄公元	十六	五	十八	三十六	三	二十五	十五	三	二十	二十九	三	○諸侯、陽穀ニ會ス
五 5	二十一	二	十七	六	十九	三十七	四	二十六	十六	四	二十一	三十	四	○齊桓公、蔡ヲ侵シ遂ニ楚ヲ伐ツ、楚子、管仲ト言フ、楚ノ屈完、諸侯ト盟フ○齊桓公、鄭ノ申侯ニ虎牢ノ地ヲ與フ○晉獻公、大子申生ヲ殺ス
六 6	二十二	三	十八	七	二十	三十八	五	二十七	十七	五	二十二	三十一	五	○晉公子重耳出デテ奔ル○陳ノ轅宣仲、鄭ノ申侯ヲ間ス○虞ノ宮之奇、虞公ヲ諫ム○晉、虞虢ヲ滅ス
七 7	二十三	四	十九	八	二十一	三十九	六	二十八	十八	六	二十三	三十二	六	○晉公子夷吾出デテ奔ル○許男、楚ニ降ル
八 8	二十四	五	二十	九	二十二	四十	七	二十九	十九	七	二十四	三十三	七	○齊、鄭ヲ伐ツ、鄭、申侯ヲ殺ス○齊桓公、鄭ノ子華ヲ辭ス
九 9	二十五	六	二十一	共公元	二十三	四十一	八	三十	二十	八	二十五	三十四	八	○晉ノ里克、狄ヲ伐ツ○宋ノ公子魚、國ヲ讓ル

皇紀前	周	燕	鄭	曹	蔡	陳	衛	宋	楚	秦	晉	齊	魯	
11	六	二十	二	三十一	四	二十二	二十九	十一	成王元	五	六	十五	二十三	○曹劌、公ヲ諫ム○晉ノ士蔿、公室ヲ彊クス
10	七	二十一	三	僖公元	五	二十三	三十	十二	二	六	七	十六	二十四	○御孫、公ヲ諫ム
9	八	二十二	四	二	六	二十四	三十一	十三	三	七	八	十七	二十五	○陳ト好ヲ結ブ○日食
8	九	二十三	五	三	七	二十五	懿公元	十四	四	八	九	十八	二十六	○虢人、晉ヲ侵ス
7	十	二十四	六	四	八	二十六	二	十五	五	九	十	十九	二十七	○公、杞ノ伯姫ニ會ス○晉ノ士蔿、獻公ヲ諫ム
6	十一	二十五	七	五	九	二十七	三	十六	六	十	十一	二十	二十八	○齊、衛ヲ伐ツ○晉驪姫、群公子ヲ出ス○楚、鄭ヲ伐ツ
5	十二	二十六	八	六	十	二十八	四	十七	七	十一	十二	二十一	二十九	○鄭人、許ヲ侵ス
4	十三	二十七	九	七	十一	二十九	五	十八	八	十二	十三	二十二	三十	○楚令尹子元殺サレ子文令尹ト爲ル
3	十四	二十八	十	八	十二	三十	六	十九	九	成公元	十四	二十三	三十一	○齊、戎ノ捷ヲ獻ズ
2	十五	二十九	十一	九	十三	三十一	七	二十	十	二	十五	二十四	三十二	○神、虢ノ莘ニ降ル○季友、叔牙ヲ誅ス○慶父、大子般ヲ殺ス

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
五	四	三	二	惠王元	五	四	三	二	僖王元	十五
十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九
文公元	七	六	五	四	三	二	厲公元	十四	十三	十二
三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十
三	二	穆侯元	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三
二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一
二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八
十	九	八	七	六	五	四	三	二	桓公元	十
五	四	三	二	堵敖元	十三	十二	十一	十	九	八
四	三	二	宣公元	二	德公元	二十	十九	十八	十七	十六
五	四	三	二	獻公元	二十九	曲沃伯并晉武公二十八	二十八	二十七	二十六	二十五
十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四
二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二
○陳亂ル、公子完齊ニ奔ル、後ノ田氏是ナリ	○鄭虢、王子頽ヲ殺シ惠王ヲ復ス	○惠王、鄭ニ在リ○王子頽偏舞ス	○楚鬻拳、文王ヲ諫ム○王子頽ノ亂	○虢公晉侯、王ニ朝ス○巴人、楚ヲ伐ツ	○齊人、鄭詹ヲ執フ○遂人、齊ノ戍兵ヲ殺ス	○諸侯、鄭ヲ伐ツ○鄭厲公、蔡仲ノ餘黨ヲ討ズ○王、曲沃伯ヲ晉侯ト爲ス	○齊桓公始メテ覇タリ	○衞ノ傅瑕、厲公ヲ立ツ○楚、息ト蔡トヲ滅ス	○齊桓公諸侯ヲ帥ヰテ宋ノ亂ヲ討ズ	○宋ノ南宮長萬、閔公ヲ弑ス、桓公立チテ之ヲ醢ニス

皇紀前	周	燕	鄭	曹	蔡	陳	衛	宋	楚	秦	晉	齊	魯	
32	五	六	二	十	三	宣公元	五	十九	四十九	六	十五	六	二	○夫人姜氏、齊侯ニ會ス
31	六	七	三	十一	四	二	六	滑公元	五十	七	十六	七	三	○溺、齊師ニ會シテ衛ヲ伐ツ○公、滑ニ次ル
30	七	莊公元	四	十二	五	三	七	二	五十一	八	十七	八	四	○楚鄧曼、武王ヲ言フ
29	八	二	五	十三	六	四	八	三	文王元	九	十八	九	五	○衛ヲ伐ツ
28	九	三	六	十四	七	五	九	四	二	十	十九	十	六	○王人、衛ヲ救フ、衛侯入ル○楚、鄧ヲ伐ツ
27	十	四	七	十五	八	六	十	五	三	十一	二十	十一	七	○文姜、齊侯ニ會ス
26	十一	五	八	十六	九	七	惠公復十四	六	四	十二	二十一	十二	八	○慶父齊ヲ伐タント請フ○齊公孫無智、襄公ヲ弑ス
25	十二	六	九	十七	十	八	十五	七	五	十三	二十二	桓公元	九	○桓公立ツ管仲相タリ
24	十三	七	十	十八	十一	九	十六	八	六	十四	二十三	二	十	○曹劌、齊師ヲ敗ル、○楚、蔡ヲ敗ル○齊、譚ヲ滅ス
23	十四	八	十一	十九	十二	十	十七	九	七	十五	二十四	三	十一	○宋、我ヲ侵ス○臧文仲、宋ヲ言フ

33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
四	三	二	莊王元	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七
五	四	三	二	桓公元	十三	十二	十一	十	九	八
子儀元	子亹元	二	昭公元	四	三	二	厲公元	四十三	四十二	四十一
九	八	七	六	五	四	三	二	莊公元	五十五	五十四
二	哀侯元	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二
七	六	五	四	三	二	莊公元	七	六	五	四
四	三	二	黔牟元	三	二	惠公元	十九	十八	十七	十六
十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八
四十八	四十七	四十六	四十五	四十四	四十三	四十二	四十一	四十	三十九	三十八
五	四	三	二	武公元	六	五	四	三	二	出公元
十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四
五	四	三	二	襄公元	三十三	三十二	三十一	三十	二十九	二十八
莊公元	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九
○夫人齊ニ遜ル	○公、夫人ト與ニ齊ニ如ク○王、周公黑肩ヲ殺ス	○齊我ガ疆ヲ侵ス○鄭高渠彌昭公ヲ弑ス	○衞公子、壽子、急子、死ヲ爭フ	○鄭祭仲、雍糾ヲ殺ス○許叔許ニ入ル	○公、鄭厲公ニ曹ニ會ス○宋人鄭ヲ伐ツ	○楚ノ鄧曼、屈瑕ヲ言フ○公、紀侯鄭伯ニ會シテ齊侯宋公衞侯燕人ト戰ヒテ之ヲ敗ル	○公、宋鄭ヲ平ガセントシテ成ラズ○楚、絞ヲ伐ツ	○楚、鄖ヲ敗ル○鄭昭公ヲ逐ヒ厲公ヲ立ツ	○虞叔其君ヲ諫ム○齊衞鄭我ガ郎ニ戰フ	○楚、巴子ト與ニ鄧ヲ敗ル○施父曹ノ大子ヲ言フ

皇紀前	周	燕	鄭	曹	蔡	陳	衞	宋	楚	秦	晉	齊	魯	
52	八	十七	三十二	四十五	三	三十三	七	八	二十九	四	六	十九	十一	○滕薛來朝シテ長ヲ爭フ○公、齊僖公鄭莊公ト會シテ許ヲ敗ル、公、許ヲ鄭伯ニ與フ鄭伯許叔ヲシテ其東偏ニ處ラシム○鄭息ヲ敗ル○鄭宋ヲ敗ル○羽父公ヲ弑ス
51	九	十八	三十三	四十六	四	三十四	八	九	三十	五	七	二十	桓公元	○公、好ヲ鄭ニ脩ム
50	十	宣侯元	三十四	四十七	五	三十五	九	莊公元	三十一	六	八	二十一	二	○宋華父督、孔父嘉ヲ殺シ遂ニ殤公ヲ弑ス、莊公立ツ○郜ノ大鼎ヲ宋ヨリ取ル臧哀伯諫ム○晉ノ穆公ノ二子
49	十一	二	三十五	四十八	六	三十六	十	二	三十二	七	小子元	二十二	三	○公子翬齊ニ如キテ女ヲ逆フ
48	十二	三	三十六	四十九	七	三十七	十一	三	三十三	八	二	二十三	四	○秦師、芮伯ヲ執フ
47	十三	四	三十七	五十	八	三十八	十二	四	三十四	九	三	二十四	五	○王、蔡衞陳ヲ帥キテ鄭ヲ伐ツ、鄭之ヲ繻葛ニ敗ル
46	十四	五	三十八	五十一	九	厲公元	十三	五	三十五	十	湣公元	二十五	六	○楚武王隨ヲ伐ツ、季梁隨侯ヲ諫ム○鄭大子忽昏ヲ齊ニ絶ツ○莊公生ル
45	十五	六	三十九	五十二	十	二	十四	六	三十六	十一	二	二十六	七	○穀伯鄧侯來朝ス○鄭人盟向ヲ伐ツ
44	十六	七	四十	五十三	十一	三	十五	七	三十七	十二	三	二十七	八	○曲沃、翼ヲ滅ス○楚、隨ト平グ○王哀侯ノ弟ヲ晉ニ立ツ

皇紀前	周	燕	鄭	曹	蔡	陳	衞	宋	楚	秦	晉	齊	魯	
62	平王 四十九	穆侯 七	莊侯 二十二	桓公 三十五	宣侯 二十八	桓公 二十三	桓公 十三	穆公 七	武王 十九	文公 四十四	鄂侯 二	僖公 九	隱公 元	○鄭莊公、大叔段ニ克ツ○王惠公、仲子ノ賵ヲ歸ル
61	五十	八	二十三	三十六	二十九	二十四	十四	八	二十	四十五	三	十	二	○公、戎ニ會ス○鄭、衞ヲ伐ツ
60	五十一	九	二十四	三十七	三十	二十五	十五	九	二十一	四十六	四	十一	三	○周、鄭、交モ惡シ○宋穆公、其兄ノ子ヲ立ツ○石碏、衞莊公ヲ諫ム
59	桓王 元	十	二十五	三十八	三十一	二十六	十六	殤公 元	二十二	四十七	五	十二	四	○衞州吁、桓公ヲ弑ス○衆仲、衞州吁ヲ言フ○石碏、大義親ヲ滅ス
58	二	十一	二十六	三十九	三十二	二十七	宣公 元	二	二十三	四十八	六	十三	五	○臧僖伯、公ヲ諫ム○晉亂ル○鄭、燕師ヲ北制ニ敗ル○衆仲、羽數ヲ對フ○宋人、救ヲ求ム○臧僖伯卒ス
57	三	十二	二十七	四十	三十三	二十八	二	三	二十四	四十九	哀侯 元	十四	六	○鄭莊公、陳ヲ敗ル○宋人、鄭ノ長葛ヲ取ル○鄭莊公、王ニ朝ス
56	四	十三	二十八	四十一	三十四	二十九	三	四	二十五	五十	二	十五	七	○齊來聘ス○陳、鄭ト盟フ
55	五	十四	二十九	四十二	三十五	三十	四	五	二十六	寧公 元	三	十六	八	○齊、宋衞鄭ヲ平カス○衆仲、族ヲ對フ
54	六	十五	三十	四十三	桓侯 元	三十一	五	六	二十七	二	四	十七	九	○公、齊僖公ト防ニ會ス○鄭、戎師ヲ敗ル
53	七	十六	三十一	四十四	二	三十二	六	七	二十八	三	五	十八	十	○公、齊僖公鄭莊公ト與ニ宋ヲ敗ル○鄭、宋衞蔡ヲ敗ル

當日の史なり。尚書も史なり。春秋も史なり。經と史とは恐らくは未だ分つべからざるなり。(考信錄)

くるが如し。技乃ち此に至れり。

左傳は、須らく一氣に讀むべし。一氣に讀めば、方に能く其の全神に徹す。又須らく字を逐うて讀むべし。字を逐うて讀めば方に能く其の委曲を究む。須らく參差として讀むべし。參差として讀めば、其の錯綜の變を見る。又須らく整齊して讀むべし。整齊して讀めば、其の裁剪の工を得。須らく身を局外に立てゝ讀むべし。身を局外に立てゝ其の運掉の奇を攬り、而る後に其の震する所とならず。又須らく身を局中に設けて讀むべし。身を局中に設けて、其の經營の密を體し、而る後に其の瞞する所とならず。此の法を持して、左氏に當るを得。之を以て古今の秘書を讀み盡さば、直に破竹の樂あらんのみ。

崔述曰く、朱子、左氏を以て史學と爲し、公穀を經學と爲し、左氏は紀事詳贍なれども是非多く謬り、公穀は紀事疎なりと雖も多く聖人の意を得たりといふ。余按ずるに公穀の說は、大抵多く月日名字を取りて穿鑿附會し、以て聖人の書法の在る所と爲す、未だ其の能く經意を得るを見ざるなり。且つ事實は義理の根柢なり。苟も事實多く疎ならば、安んぞ義理の反つて當るを望まんや。左傳は二百餘年の事を載す。細心に之を求むれば、聖人の意、自ら窺測すべし。左傳の遠く二家に勝るものは、正に事實に在るなり。夫れ經史とは、漢より以後、分別して之を言ふのみ。三代以上の所謂經は卽ち

し。一部の書尤も此一結を愛して、飛仙の筆と爲すなり。

左氏に絶大の線索あり。魯に于ては三桓が魯と終始して季氏尤も強きを見はし、晉に于ては三晉の局、蚤く獻公の初めに定まり、齊に于ては田齊の機、蚤く來奔の日に決す。三者を經と爲し。秦、楚、宋、衞、鄭、許、曹、邾等は紛紛として皆その緯なり。洵乎たる魯の春秋、その事は齊桓晉文、一言以て之を蔽ひぬ。

左氏に絶大の剪裁あり。齊桓晉文は孔子蚤く之が爲めに正譎を分別し。傳は晉文に于て寫し來りて獨り詳かなり。然れどもその鋪張神王の處は、都べて暗暗として詐僞の本色を露出す。齊桓は老實多きに居る。また生平全く管仲の提調を虧く。而して管氏も亦都べて甚だしく鋪排せず。たゞ一は其の邢を救ふを寫し、一は其の楚を服するを寫し、一は其の子華を辭するを寫し、一は其の下卿を受くるを寫すのみ。簡書の從、賜履の征は、是れ外を攘ふ。擕を招き遠を懷くるは、是れ内を安んず。讓りて上を忘れざるは、是れ王を尊ぶ。只此の四端は、此の公一生の勳略を該括するに足る。内政軍令等は、割愛に從ふ。これ何等の眼界筆力ぞや。

左傳は大抵前半の出色は、一の管仲を寫し、後半の出色は、一の子産を寫し、中間の出色は、晉の文公・悼公・秦穆・楚莊の數人を寫すのみ。其の文を讀むに、性情、心術、聲音、笑貌を連ねて、千載生

左氏は極めて詩に長ず、凡そ援據釋證、或は虛、或は實、贈答評贊、或は質、或は文なり。最も絢爛なるものは、七子武を寵し、鄭志に出でずの兩番の鋪排に過ぐるはなし。最も變換せるものは、湛露に答へず、鹿鳴を重拜するの兩番の做作に過ぐるはなし。最も輕逸なるものは、忠信を昭かにするや其れ誰か之を云はむよりも過ぐるはなし。彷彿たる微雲疎雨。最も典重なるものは、夏父逆祀し、遂に西戎に霸たるに過ぐるはなし。儼然たる淸廟明堂。書を引き禮を引くに至りては、種種博雅、謠を引き諺を引き、種種風趣、妙として臻らざるなし。

諫諍は、正言喩言の同じからざるあり、郜鼎の篇の如き、句句切直なり。陳を縣くる篇は、句句比方なり。

辭令は婉語激語の同じからざるあり。皐鼬の篇の如きは句句委曲なり、執訊の篇は句句戇直なり。

起は、許多の手法あり、而して鄭人相驚かすに伯有を以てするより妙なるはなし。紙縫中、たゞ一の奇鬼、森然として來りて人を攫むあり、渡は、許多の手法ありて、虢公は是れ寡人の願なるより妙なるはなし。輕颺一筆、游絲の晴空に裊たるが如し。

斷結は、許多の手法あり、或は分斷總斷し、或は一事兩斷し、或は兩事一斷して、而して鄫に會する篇より妙なるはなし。空に懸け尾を掉かす。此語は景伯に屬せず、亦子貢に屬せず、意味窮りな

字法、句を成さゞるの句法、章を成さゞるの章法あり。公孫翩逐うて之を射るの上に、一の承字を著け、齊侯が崔子の冠を以て人に賜ふの下に、崔子是に因るの句を著け、韓宣來聘の篇に、三節逐節少しく去るが如く、首尾稱はずして、而も其の妙は正に此にあり。讀者悟り得ば、處として文字あらざるはなし。

左氏は極めて叙戰に工なり。長短各〻その妙を極む。短きは、戎を衷にして制を敗り、雞父檇李等の如く、或は謀を詳かにして事を略し、或は事を詳かにして謀を略し、或は謀と事と共に至簡至精なり。長きは韓原・城濮・鞌・邲・鄢陵等の如く、或は先づ議して後に叙し、或は先づ叙して後に議し、或に叙議夾寫し、至奇至横・篇篇局を換へ、各〻新を爭ふ。古今の名將この書を讀むを好まざるなきを怪むことなきなり。

左氏は奇を好み、毎毎鬼神妖夢怪異の事を描寫す。登僕が巫を見る篇の如き、凡そ寫す兩遍。二豎大厲の篇、凡そ寫す三遍。鄋瞞は凡そ寫す五遍。伯有は突起に妙に、蛇鬪は插入に妙に、陸渾は倒煞に妙なり。須らく其誕戲皆筆法あり、故に齊諧惡道の中に墮ちざるを識るべし。

左氏は極めて易に精し、然れども鑿に過ぐ。鑿つ處、却つて未だ附會を免れず。たゞ穆姜の艮八を論じ、惠伯の黃裳を論ずるは、乃ち象を觀て占を玩ぶ者の爲めに、厥の指南を定むるに足るのみ。

插して、下文に根あらしむるなり。明伏あり、また暗伏の法あり。子元が文夫人を蠱せむと欲し、勉強して師を出せるを寫すが如く、處處他の心頭に事あるを寫出し、郤克の忿兵が勝を倖ふを寫すに、處處齊侯の弱からざるを寫作して、便ち讀者をして之が筆墨の表に得しむるなり。正伏あり、また反伏の法あり。子産の將に子皙を誅せむとするが如く、却つて先づ子南を放ち、字字偏枯して、子南却つて正しく、字字激射して、子皙絕だ隱秀思ふべきを爲すなり。文に因りて事を伏するの法あり。石碏の州吁を寵するを諫むるが如き、却て先づ莊姜一段の緣故を寫す。事に因りて文を伏するの法あり。晉厲の秦の痲隧に敗れしが如き、却つて先づ絕秦一篇の文字を寫す是れなり。

褒貶は、是れ書を作るの把握なり。その巧妙、虛美實刺の法あり。鄭莊の許を貪るが如く、後ち才に他の禮を知るを贊し、卽刻便ち其の政刑を失ふを譏る、この一刺連美の處あり、都べて眞を認めて得ず。また美刺兩藏の法あり。荀息の言を食まざるが如く、得あり失あり、白圭を引きて斷を作し、兩意都べて到る。敏の華耦を稱し、古の陳桓を稱すると、同一の筆意なり。また甲を怒り乙に移すの法あり。衞朔の衞に入るが如く、既に諸侯を掃ふに便ならず、また當さに王人を貶すべからず、因つて曲筆して反つて左右の二公子を責む。眞に解背兩避の巧あるなり。

左氏は字に字法あり、句に句法あり、章に章法あり、毫髮も苟もせず。却つて別に字を成さゞるの

深、また重規疊矩の外に溢るゝものあるをや。

賓主は行文第一の活著なり。然れども賓を借り主を形はすに過ぎざるのみ。左には賓を添へ主に並ぶるの法あり、箕より反り、竟に胥臣と先軫、郤缺とを將て雙ながら結び、遂に西戎に霸たり、竟に子桑と秦穆孟明とを將て雙ながら結ぶが如し。また主を略して賓を詳かにするの法あり、太子の立つを得ざるを寫さむことを要して却つて畢萬の必ず其始に復するを將て、力を極めて鋪張し、晉文の新を憐み舊を棄つるを見はさむことを要して、却つて通身詳かに季隗を寫して、叔隗は只起手の一句を須ひ、對面一照して、了了たらざるなきが如し。また賓主互用の法あり、段に克つは是れ主にして、却つて重きこと姜氏に在り、州吁を殺すは是れ主にして、却つて重きこと石厚に在るが如し。事に于ては主と爲して、文に于ては賓と爲し、事に于ては賓と爲して、文に于ては主と爲す、蓋し事は是れ題面にして、文は是れ作意なり。他處は皆題に循ひ傳を立つ。此は獨り題を借り傳を補ふ。須らく其主に從ひ賓に入り、賓を反へして主と爲し、處處並行して悖らざるの妙あるを看るべし。

埋伏は、是れ文字の線索にして、筆を用ふること各變す、倒伏あり、また順伏の法あり。屈瑕貳軫に盟ふ篇の如く、師の克つは和に在りは、便ち君は郊郢に次し、我は鋭師を以て、兩の君の字、我の字中に伏し、疑はざれば何ぞトせんは、便ち必ず誡めずば必ず離れむの兩の必の字中に伏し、隨手安

く自己の剪裁に由る。その中に正叙あり、原叙あり、順叙あり、倒叙あり、實叙あり、虛叙あり、明叙あり、暗叙あり、預叙あり、補叙あり、類叙あり、串叙あり、攤叙あり、簇叙あり、對叙あり、錯叙あり、插叙あり、帶叙あり、搭叙あり、陪叙あり、零叙あり、複叙あり、議を間へ叙を夾むあり、經を連ね叙を駕するあり、言を述べて叙に代ふるあり、文を趂ひて滾叙するあり、空を凌ぎて提叙するあり、斷案結叙あり。正叙、順叙、實叙、明叙は、必ずしも言はず、原叙は成師の亂を兆すが如く、倒叙は狄を敗り桑を采るが如く、虛叙は邲の戰、巢車の望の如く、暗叙は城濮にて齊秦の賂の如く、預叙は嬰齊の舟を具へて先づ濟るが如く、補叙は巫臣の纊を挾み蕭を傳くるが如く、類叙は鄋瞞の我を伐つが如く、串叙は二憾皆命せらるゝが如く、攤叙は重耳の出亡の本末の如く、簇叙は宋鮑の國人に禮せらるゝ如く、對叙は聲伯の妹を嫁するが如く、錯叙は戴公の曹に廬するが如く、插叙は鄭の鬬の內蛇外蛇の如く、帶叙は晏子の更宅反宅の如く、搭叙は郤犨の孫林父を送るが如く、陪叙は畢萬の後必ず大なるが如く、零叙は三たび厲の役を黜するが如く、複叙は兩たび郎の師を述ぶるが如く、夾叙は七子の武を寵するが如く、駕叙は宋襄の盂に盟ふが如く、代叙は欒伯の師を致すが如く、滾叙は秦の刳首を敗るが如く、提叙は晉文の一戰して霸たるが如く、結叙は子產の能を擇びて使ふが如く、種種の手法、天地未だ有らざるの奇を開き、古今越ゆるなきの準を作る。況んや詞條の豐蔚、經術の湛

は曾て國史を見て、事を考ふること頗る精しと。又言ふ、左傳一部、許多の事を載す、未だ是と不是とを知らず。但道理は此の如しと。又言ふ、左氏は史學なり、公穀は經學なり、史學なるものは事を記し得て却て詳かなりと。(同上)

又曰く、朱子の三傳を說くや、左氏は國史を見しも、但義理未だ明かならず、公穀は大義正しきも、却て未だ國史を見ずといふ。此の言最も要切なり。又蘇子由の人に左傳を讀むを敎ふるや、只その事實に據りて、義理を以て折衷せよと曰ふ。此れ亦最も簡當たり。春秋を學ぶものは知らざるべからざるなり。(同上)

馮李驊曰く、左氏の敍事述言論斷は、色色精絕せること、固より言を待たず。その妙は尤も字句なき處にあり。凡そ聲情意態は、緩なるものを緩にし、急なるものを急にす、喜怒曲直、逼肖せざるはなく、筆に化工あり。若し只字句に向て臨摹せば、便ち都て見得ず。

左氏の格調は變換して窮らず、長きものは千萬言、短きものは一二字、却て都べて筆筆法あり。その中に獨り自ら篇を成すものあり、類聚して篇を成すものあり。絕えて相蒙らず、而して連綴して篇を成すものあり。

傳中議論の精、辭令の雋、都べて妙手の刪潤を經たり。然れども尙ほ底本あり。敍事に至ては、全

べし。その次は晉楚に如くもの莫し。國大にして、各〻屬するところあり。若し晉楚の事を得れば、諸國の事自然擧り易し。然れども晉楚の事が周よりも詳かなるものは、蓋し周室微弱にして、號令諸侯に及ばず、而して事權皆晉に出づ、その次は則ち楚なり。故に晉楚の事は周より多きなり。他國にて、齊の如き、鄭の如き、宋の如き、衞の如き、事亦㝡　詳なり。齊は魯の鄰り、鄭も亦同姓なり。事は齊晉楚の諸大國に關かる。宋は先代の後なり、衞は兄弟の國なり。交際の分深し。故に事亦最　詳なり。秦の如き、吳の如き、事頗る略す。後來吳の事稍〻詳かなるものは、漸くに强大、中國を侵陵し、而して魯常にこれと會盟せる故なり。丘明、傳を作りて孔子の經を明かにす。若し博く諸國の史を采らざれば、此の傳何に由りて成るべけむや。今却て楚の事を載する詳なりと爲し、遂にこれを楚人といふ。亦未だ嘗て深くその故を求めず、祇その笑ふべきを見るのみ。今止晉楚の事を以てこれを言へば、城濮の戰、邲の戰、鄢陵の戰、及び趙武、屈建、公子圍宋の盟を爲す、均しく晉楚の事を載す。辭意の間、多く晉に與へて楚を抑ふ。而して晉は文公より以後世〻盟主となり。その諸國と盟會し、事㝡多しとなす。而るに楚の事　㝡詳なりと謂ふ。それ亦思はざるの甚しきなり。凡そ左氏を疑へば、他說の此れに似たるもの甚だ多し、然れども亦深く辨ずるに足らざるなり。(同上)

又曰く、晦菴言ふ、春秋の制度の大綱は、左氏較據るべし、公穀はやゝ憑り難しと。又言ふ、左氏

華艶を帶ぶ。漢初も亦尚ほ至らざるところ、劉歆始めてこれを好む。その學官に列する、最も後る。大抵その文字禮記に近くして、最も繁富なるのみ。(同上)

又曰く、後漢書は范曄の手に成るも、便ち晉宋間の簡潔の意思あり。堯舜三代の史は司馬遷に成るも、便ち秦漢間の麤豪の意思あり。若し左氏を戰國の時の人となさば、文字全く戰國の意思なし。戰國に戰伐を書するの類の如き皆大に左氏と同じからず。所謂某の城を拔き、某の邑を下し、大にこれを破る、卽ち急に擊つ等の字の如きは、皆左傳の無きところ。將軍の字の如きも、亦只後來方めて一たび見ゆ、蓋し此の時將軍の稱方めて著はるゝのみ。(同上)

又曰く、臘の字は、字書を考ふるに、別に他意なし、只これ臘祭のみ。獵に從ふものは、蓋し狩臘を取りて義と爲すなり。秦以前已に此の字あり、已に此の名あり。三王の王の如きは、帝世に已に此の名あるを知らず。禹に至りて始めて定めて天下を有つの稱となせり。後儒深く思はず。秦始めて臘と稱すといふ。學者此れに據りて左傳を疑ふ。此れ何ぞ信ずべけむや。(同上)

又曰く、近世學者、左氏が楚の事を載する頗る詳なるを以て、左氏を以て楚人と爲す。此れ一偏の說を執りて、未だ嘗て虛心にて故を求めざるなり。凡そ史を作る、必ず須らく大綱領を識るべし。周は微弱なりといへども、終に天下の宗主たり。故に當時史を作る、必ず須らく先づ周の事を識るす

その機に投じて、夫子、筆削することを得しならん、夫子の魯の樂官と、樂を論ずるを觀れば、樂の正す所以も、亦樂官これを推贊すること有るを知る。又或は時君の意に出でたることも、亦未だ知るべからざるなり。然れども策書は事の綱、その略を厭はず。特その節目の詳かなることは、史に熟せるものを須ちて然る後に知る。是を以て此の書若し學者に示せば、高第といへども亦猝に未だ曉ること能はず。若し史官に在りては、亦未だ盡く聖人の旨意を得ること能はずといへども、然れどもこれを本末を諳悉せざるものに比すれば、大に徑庭あり。故に竊に獨り杜元凱の說に從ひて、左氏は當時の史官にして、篤く聖人を信ずるもの、識見常に及ばずと雖も、然れども聖賢の大分亦多く此の如しと爲す。(同上)

又曰く、左氏は史官にして、曾て孔氏の門に及べるものなり。古は竹書にして簡帙重大、その此の傳を成す、是れ多少の文字を閱す。史官にあらざれば此の如きの詳かなることを得る能はず。孔氏の門に及べるにあらざれば、聖人を信ずる此の如きの篤きこと能はざるなり。(同上)

又曰く、左氏は乃ち春秋の時の文字なり。或は戰國の時の文字と爲すは非なり。今その文を考ふるに、自ら一家を成す。眞に春秋の時の文體なり。戰國の文字は麤豪なり。賈誼、司馬遷尙ほ餘習あり。而して公羊穀梁は、正に是れ戰國の時の文字のみ。左氏は固より後に出づ。然れども文字豐潤、頗る

亡ぶるなり。況んや未だ必ずしも大公至正ならざるをや。左氏の事實の尙ほ存するに非ざらしめば、春秋は益ゝ曉るべからず、故に事實を舍てゝ經を求むること、公羊穀梁より以後、又その幾公羊穀梁なるを知らざるなり。然らば春秋の道何れの時にして明かすべき耶。(趙汸、春秋師說、論三傳得失)

又曰く、左丘明は、或は謂ふ、姓は左丘、名は明、春秋を傳するものに非ず、春秋を傳せしものは、蓋し姓は左にしてその名を失すと。夫子の春秋を修むる、蓋し是れ徧く國史、策書、簡牘を閱し、皆これを見るを得て、始めて筆削すべし。聖人平日諸國の事に於て、已に素より胸中に熟すといへども、然れども聖人の太廟に入り、事每に問へるを觀るに、蓋しその詳審なるを厭はざるなり。況んや春秋を筆削して、將さに萬代に垂れんとするをや。故に夫子此に於て尤も當さに詳審すべきを知るなり。又策書は重事、史官は人に示さざれば、他人は見るを得るに由しなし。今の國史の如きも、嘗て史官たりしものに非ざるよりは、亦能く見て而してその詳かなるを知ること無し。又夫子未だ魯に歸らざる以前、未だ春秋を修むるの意あらず。魯に歸りしより以後、已に老い、道の行はれざるを知り、始めて此に志しぬ。此の經を作ること、蓋し時歲の間に過ぎざるのみ。備さに國史を見るに非ざるよりは、その成ること、何を以て是の如くに速かならむや。竊に謂ふ、夫子聖德已に人に孚せらる。魯の春秋は、史官といへども、亦その舛謬を知る。聖人にあらざれば能く刊正すると莫し。是を以て適ゝ

又歎じて、甚しいかな吾衰へたること、久し吾復た夢に周公を見ず、鳳鳥至らず、河は圖を出さず、吾已みなむかなと曰へり。此の其心豈能く一日も天下を忘るゝものならむや。是に於て西の狩に麟を獲、則ち夫子老いたり、嘉瑞既に應じて、而して天下能く予を宗とすることなければ、聖人といへども亦その志を見はすべき無し。乃ち魯史の成文に卽き、隱公より斷じ、これに筆削を加へ、霸者の功過を列し、天王を尊み中國を內にするの義を明かにし、諸侯を貶し、大夫を討じ、亂臣賊子を誅して人心を正し、王法を示めすこと、蓋し天の命ずるところなり。是歲の夏、齊の陳恆その君を弑す、孔子沐浴して朝し、これを討たむことを請ふ、適ゝ修書の際に當る、夫れ豈諸を空言に托せむと欲するものならむや。故に曰く聖人經世の書なりと。（趙汸、春秋集傳自序）

趙汸曰く、孔子春秋を作りて、史官及び高第に授く。史官に在るものは、丘明、傳を作り、高第に在るものは、一再傳して公羊高、穀梁赤となる。史官に在るものは、事の情實を得るも、しかも義理間ゝ訛りあり。高第に在るものは、事實を見ずして、往往意を以て臆度す、その義理の若きは、間ゝ觀るべきあれども、事は訛り多し。酌みてこれを論ずれば、事は實にして理は訛る。後の人猶依據するところありて、經の旨を求めば、是れ經本損ふところなきなり。事は訛りて義理の間觀るべきあれば、說き得て大公至正といへども、經に於て實に益するところ少し。是れ經は存すといへども、實は

れを治むることなきなり。齊の桓公これを糾すに會盟を以てし、これを齊ふるに征伐を以てし、上は天王を尊び、下は中國を安んじ、而して天下復た正しきに歸す。晉の文公その遺烈を承け、子孫繼いで夏盟を主どるもの百有餘年、王室これに賴れり。故に孔子その功を稱して、天下を一匡し、民今に到るまで、その賜を受くと曰へり。晉の霸競はざるに及び、諸侯復た散じ、大夫國を專にし、陪臣命を擅にし、楚、陳・蔡を滅し、宋、曹を滅し、吳入りて諸夏に盟ふ。天下の亂極れり。孔子斯の時に生れ、道は周を興すに足る、而るに夫の當世諸侯の能く用ふるものなきを患ふ、蓋し嘗て歎じ、苟も我を用ふるもの有らば、吾はそれ東周の爲にせむか。齊一變すれば魯に至らむ、魯一變すれば道に至らむと曰ひぬ。始は孔子蓋し齊に意あり、晩に尤も魯に拳拳たりしならむ。また、文王既に沒するも、文玆に在らずやと曰へり。仲尼をして君を得しめば、周公の法を復し、桓文の業を脩め、天下の諸侯を率ゐて周に事へしならん。文王の至德、吾閒然すること無し。これ夫子の志なり。君君たり、臣臣たり、父父たり、子子たれば、六卿の晉、田氏の齊、三家の魯、出公の衞、正すべきなり。滅國を興し、絕世を繼ぎ、逸民を擧げ、權量を謹み、法度を審にし、廢官を脩めば、文武の政擧ぐべきなり。食を足し兵を足して、而して民これを信ずれば、戎狄膺つべく、荊舒懲すべし。この時に當り、夫子を以て諸侯を合せ、天下を匡すこと、猶これを掌に運らすごときなり。既にして道終に行はれざりしかば、

哀に迄るまで、凡そ二百四十二年、その行事春秋に筆するもの一千九百二十有四、萬有八千言を該ぬ。天道、人事、朝聘、會盟、侵伐、闖入、崩薨、卒葬、王霸、華夷、間り見え錯はり出で、轇轕紛糾す。學者、世變始終の會、治亂得失の由を睹んと欲せば、經傳を融會し、首尾を該貫し、默識心通するに非ざれば、春秋の要領を知るに足らざるなり。(周自得、春秋王霸列國世紀編序)

五、明　清

趙鵬飛曰く、嗚呼、聖人、經を作るの初め、豈後世に三家あり、これが傳を爲すを意はむや。若し三傳作られざれば經遂に明かにすべからざるか。聖人王道を寓せて萬世に示す、豈故らに曉るべからざるの義を爲して、後世を罔かむや。顧ふに學者その意に沈潛せずして速得を務め、その一家の學を得る、已に餘りありとし、而して經の明不明は問はざるなり。愚嘗て學者は當さに傳なきを以て春秋を明かにすべし、傳あるを以て春秋を求むべからずといふ。春秋傳なきの前に、その旨安くに在るや、當さに默して心と會すべし。三傳固より據るに足らず。然れば吾が心を公けにして之れを評せば、亦時に聖意を得るものあらむ。(趙鵬飛、春秋經筌自序)

趙汸曰く、春秋は聖人經世の書なり、昔者周の末世、明王興らず、諸侯倍畔し、蠻夷侵陵して、之

り。(鄭樵、通志、春秋傳)

又曰く、或問ふ、三子の經に傳する、各〻得失あり、孰か優り孰か劣ると。曰く、公穀は傳と曰うて、而して左氏は筆錄なり。公穀は經を解して、而して左氏は記事なり。體製同じからず、詳略亦異る、未だ優劣を以て判すべからざるなり。或は左氏はこれを親見に得、公穀はこれを傳聞に得ると謂ふ、非なり。或は左氏に三長あり公穀に五短ありと謂ふ、亦非なり。大抵左氏に黨する者は、左氏を以て大官と爲し、公羊を以て買餅家と爲す、公羊を尊ぶものは、公羊を以て墨守と爲し、左氏穀梁を以て膏肓癈疾となす。公羊を善しとするものは、左氏を以て解義は經に背き、屬綴は倫ならず、一人の爲るところに非ずとす。穀梁を右ぶものは文淸く義約にして、發明するところ多く、二子の及ばざるところと爲す、或は均くその善を取るものあれば、左氏は禮に善く、公羊は讖に善く、穀梁は經に善しと曰ふ。均くその失を取るものは左氏は誣に失し、穀梁は短に失し、公羊は之を俗に失すと曰ふ。或は盡く三傳を廢せんと欲するものは、春秋の三傳、高閣に束ね、三傳作りて春秋散ずと曰ふ。是の數說、皆三家の學を盡すに足らざるなり。(鄭樵、通志、春秋傳)

周自得曰く、夫子、史記を約して春秋を修め、王を尊び霸を賤み、華を內にし夷を外にし、亂賊を誅討し、繩すに文武の法度を以てす、筆削の間、微辭精義、游夏といへども斯に與からず、隱より

して以て三傳の非を辨ずるあり。その自ら爲すところの說に至りては、又褒貶を免れず。凡例の敝は復た呂居仁、鄭夾漈、呂朴卿、李秀巖、戴岷隱、趙木訥、黃東發、趙浚南の諸儒を得、傑然として陋習を掃はむと欲して、而して未だ詳を致すに暇あらざるなり。(程端學、春秋本義自序)

鄭樵曰く、或は謂ふ、春秋は褒貶の書たるかと。曰く、諸儒の春秋を說く、一字を以て褒貶を爲すとするものあり、貶ありて褒なしと爲すものあり、褒貶倶に無しと爲すものあり。春秋は一字を以て褒貶を爲すと謂ふものは、意、聖人を尊ぶに在り、その說太史公が夫子春秋を修めて、游夏一辭を贊することも能はずと曰ひしより出づ、故に學者因て是の說を得るなり。春秋は貶ありて褒なしと謂ふものは、意、列國の君臣に在るなり、その說孟子に春秋に義戰なし、此れより善きはこれ有りと曰へるに出づ。故に學者因て是の說を得るなり。春秋は褒貶なしと謂ふものは、意、漢儒を矯むるに在り。その說は竹書紀年に書する、鄭その師を棄て、齊人遂に殲くの類より出づ。皆孔子未だ修めざる前なり、故に學者因て是の說を得るなり。その意各〻主とするところありといへども、亦盡く泥むべからざるなり。一字褒貶の說に泥めば、春秋は字字皆劍戟風霜を挾さむ。聖人の意は是の如くの勞頓ならざるなり。貶ありて褒なきの說に泥めば、春秋は乃ち司空城旦の書たらむ。聖人は是の如くの慘ならざるなり。褒貶なきの說に泥めば、春秋は瑣語小說たらむ。聖人は嘗て故なくして經を作らざるな

でゝこれを正すを得ず、則ち詩書を定め、禮樂を正し、周易を贊して、而して常道著はる。復た春秋を修め、事に卽いて敎を立つ。而してその書するところ皆非常の事。人その事の非常なるを知れば、則ち常道在るあり。夫れ非常を知れば、則ち己の當さに克つべきところを知り、常道の在るあるを知れば、則ち禮の復るべきところを知る。故に春秋は常事を書せず、屬辭比事、人をして自らその義を見せしむるのみ。孟子曰く、それ文は史と。孔子曰く、その義は丘竊にこれを取れりと。此謂なり。邵子の實事を錄して、而して善惡その中に形はると謂ひ、朱子のその事を直書して、而して善惡自ら見はるといへるが若きは、蓋し夫の筆削の意を識るあるならん。董子のその誼を正してその利を謀らず、その道を明かして、その功を計らずと謂へるが若き、又此れ經の大旨なり。三傳者の作、固より經に補ひなしと謂ふべからざるなり、然り而してその細を攻めて大を捐て、一字に泥みて一事の義を遺て、日月爵氏名字を以て褒貶となし、抑揚予奪誅賞を以て大用と爲し、彼を執りて此に例し、此を持して彼に方べ、少しく合はざれば、輾轉して意を生じ、穿鑿附會す。何、范、杜氏、又從ひて而してこれに附益し、聖人經世の志泯びぬ。此より後諸儒多く訓釋すといへども、大凡三家の緒を出でず、積習常を生じ、同然一辭、聖人明白正大の經をして、反つて晦昧譎怪の說の若くならしむ。歎ずべきのみ。幸にして啖叔佐、趙伯循、陸伯沖、孫大山、劉原父、葉石林、陳岳氏なるもの出でて、而

ところなりと曰ふ。これを此に質して而して彼に礙はり、これを前に證して而して後に違ひ、或は事同くして而して名爵書を異にし、或は罪大にして族氏削られず。こゝに於て褒貶の例窮せり。例窮して、通ずること無ければ、曲げてこれが解を爲す、專門の師授、陋を襲ぎ訛に仍る。漢より以來、明經と謂はるゝもの衆多に勝へず、然れども大抵褒貶の異を爭辨し、類例の疑を究詰し、滓重く煙深くこれを澄掃することなくして、而して春秋の大義隱れぬ。大義既に隱れしより、或者はこれを厭ひ、咎を傳業の失に歸するを知らず、而して曰く、聖人固より爾りと。故に劉知幾は虛美隱惡の謗あり、王安石は斷爛朝報の毀あり、遂に聖人修經の志をして千百載を更て、世に伸ることを獲ざらしむ、豈悲からずや。故に春秋は聖人が天下を敎戒するの書にして、褒貶の書に非ざるなりと曰ひぬ。(黄仲炎、春秋通說自序)

程端學曰く、孔子何爲ぞ春秋を修め、禮義を明にし、名分を正し、王伯を辨し、夷夏を定め、微を防ぎ始を愼み、疑を斷じ意を誅す。その書皆天下國家の事。その要、人をして己に克ち禮に復らしむるのみ。三代の盛時、禮義明に名分正しく、上明に下順ひ、內修まり外附き、民志既に安く、姦僞作らず、孔子この時に生るれば、春秋は作ること無きなり。周綱墮ち諸侯縱に、大夫專にして、陪臣命を竊み、四夷內侵し、人道下に悖り、天運上に錯まり、災異薦りに臻り、民生遂げず、孔子既に出

ものなり。昔、夫子魯の史に因り春秋を修め、王法を垂れて後世に示す。魯史は史なり。春秋は一王の法なり、豈史と謂はむや。陋儒曲學、史として春秋を觀、その間の或は書し、或は書せず 或は書するの詳なる、或は書するの略せる、或は小事を書し、或は大事を缺けるよりして、遂に春秋を疑ふ。その尤も忌憚なきものは、春秋を目して斷爛朝報となすに至り、これを以て天下を誤り、後世誅に勝ふべからざるの罪あるは、その聖人經を作るの意を明にせず、妄に春秋を以て一時記事の書と爲すに由るなり。或曰く、春秋は晉の乘、楚の檮杌と並び傳へて皆史なり、子は何を以てその史に非ざるを知りて是の言をなすかと。曰く、史は備さに當時の事を記すものなり、春秋は法を垂るゝを主とし、事を記すを主とせずと。(家鉉翁、春秋集傳自序)

黄仲炎曰く、春秋は聖人が天下を教戒するの書にして、褒貶の書に非ざるなり。何をか教といふ、書するところの法これなり。何をか戒といふ、書するところの事これなり。法は聖人の定むるところなり、故にこれを教といふ。事は衰亂の迹なり、戒を爲すのみ。彼の三傳なるもの、その記事皆以て戒と爲せるを知らざるなり、而して褒貶ありと曰へり。凡そ春秋に人と書し名を書し、或は氏を去り、或は族を去るものは、惡を貶するなり。爵を書し、字を書し、或は族を稱し、或は氏を稱するものは善を襃むるなり。甚しきは日月地名の或は書し或は書せざる如きは、則ち皆指して、これ褒貶の繫る

禮なり、政なり、刑なり、事なり、備はらざるもの無きなり。上は日星雷電雨雹雪霜の天に見はるゝもの皆著る、下は山崩地震水旱無冰の地に見はるゝもの皆列れり、泛くこれを萬物に求むれば螽螟蝝蜚麋蜮鸜鵒の鳥獸に於ける、麥苗李梅雨氷殺菽の草木に於ける、亦一として遺すものあるなきなり。而して吾は一王の法を以てその間に筆削し、穹然として天の上に在る如く、未だ嘗てその心を容れずして、與ふべく、奪ふべく、是とすべく、非とすべく、生すべく殺すべきもの秋毫もこれを逃るゝなし。これを迎へてその始を見ず、これを要してその終を見ず、是を以てその書十有二公を斷取して、天の大數に法とり、四時を備へて年を爲し、而してその行事を正しうし、これを號けて春秋と曰ひ、自ら天に比す。是に由れば、帝となるべく、是に由れば、王となるべく、是に由れば、霸者もその力を用ふるところなく、是に由れば、亂臣賊子その身を竄くすところなし。これより前に、聖人なるもの作り、固より堯舜禹湯文武周公あり、而して能く外にすること莫きなり、これより後に、聖人なるもの作り、復た堯舜禹湯文武周公あるも、能く加ふることなきなり。是を以て孔子の時に當り、游夏の徒といへども一辭を措くこと能はず。孔子の歿してより、三家作る、吾、孔子に於て之を親聞せるか、これを傳聞せるかを知らず。（葉少蘊、春秋傳自序）

家鉉翁曰く、春秋は史に非ざるなり。春秋を史と謂ふものは、後儒の淺見、春秋に明らかならざる

今その疏を觀るに、左丘明は好惡聖人と同じ、親しく夫子に見ゆ、而るに公穀は七十子の後に在り、傳聞と親見と、その詳細同じからざるなりと曰ひぬ。夫れ歆の父子天祿に在りて、經書を校す、その時に求書の詔は屢〻下りて、謁者陳農更に復た捜採して、遺すことなく、祕府に充積す、確として見るところ有るに非れば、何を以て親しく夫子に見えて、且その好惡聖人と同じと謂はむや。吾故に左氏の書を讀み、これに準ずるに遷固の史を以てし、これを證するに歆と預との說を以てし、斷然として丘明の作る所とし、且斷然として、經を仲尼に受けし丘明の作る所とす。是に於て序をつくりて、後の左氏を讀むものも、亦斷然として予の疑ひ無きが如きを欲す、可ならんか。（金恕、春秋左氏傳自序）

葉少蘊曰く、春秋は魯の爲めに作れる乎、周の爲めに作れる乎、當時の諸侯の爲めに作れる乎、天下と後世との爲めに作れる乎。曰く魯の爲めに作るも、春秋は魯の史に非ざるなり。曰く、周の爲めに作るも、春秋は周の史に非ざるなり。曰く、當時の諸侯の爲めに作るも、春秋は當時の諸侯の史には非ざるなり。夫れ天下を一にするの大を以てすれば、必ず與に立つものあらむ、これを一時に施すべくして、萬世に施すべからざれば、天下終に立つべからざるなり。然らば天下の爲めに作れるか、後世の爲めに作れるか、故に魯史に卽いてこれが經を爲す、これを天理に求むれば君臣なり、父子なり、兄弟なり、朋友なり、夫婦なり、在らざるもの無きなり。これを人事に求むれば治なり、教なり、

なり。憑るべく據るべきの說を以てしてこれを疑ひ、彼の臆もて說を爲せるもの、果して信ずるに足るか。卽ち伊川の言も亦第考ふべからずとするのみ、蓋し敢て臆斷せざるの辭なり、亦未だ嘗て丘明に非ずとはいはざるなり。朱子の論語を注するや、左丘明は古への聞人なりと曰ふ。他日また鄧著作の說を擧げて、左丘は姓にして明は名、春秋を傳するものは乃ち左氏なりと曰ふ。卽ち朱子の意も亦未だ嘗て春秋を傳するもの必ず丘明にあらずとせず、特左氏にして、左丘氏に非ずとせるのみ、安んぞその意、左氏にして丘明を名とし、左丘氏にして明を名とするものに非ずとせざるを知らむや。これに由りて觀れば、論語に見えたるものは、左丘氏にして名は明なるものなり、春秋を傳するものは、左氏にして名は丘明なるものなり、故に此の左丘明は彼の左丘明に非ずと謂ふは可なり、此の左氏は必ず丘明に非ずと謂ふは不可なり。左丘明は既に古の聞人たれば、安んぞ左氏が慕ひてこれに效ひしものに非ざるを知らむや、夫れ聖門に子淵、子貢、子夏の稱の如きは、此れ皆人が尊師として敢て犯さざるものなり。しかも後世猶ほ且これに效ひ、その同じきを嫌はず、況んや他人なるをや、班氏に至りては、孔子これと史記を觀るといひ、杜氏はその經を仲尼に受けたりといふ、此れ皆必ず據るところありていへり。而るに後儒は、必ず丘明に非ず、孔子の時の人に非ずとし、前史を以て據るに足らずとし、必ずその臆說を伸べんと欲す、此れ何するものぞや。昔者劉歆、左氏博士を立てむと欲せり、

て之を疑ひ、左氏は何れの代に出でしものなるかを知らずと曰ひぬ。これ皆後儒が好んで異説を爲し、その臆見を出だしてその聰明を炫かし、據るところ無きの論を創めて、或は然らざるの辭を爲し、遂に後人をして紛紛聚訟せしめ、或は丘明と曰ひ、或は丘明にあらずと曰ひ、或は孔子の時の人と曰ひ、或は六國の時の人なりと曰ふ。嗚呼遷の左氏を去ること、未だ遠からざるなり、固の考校は至精なり、預の心を用ふるや至專なり、三君子遞に相師承せる説を以て信ずるに足らずとし、而して啖趙の徒は相去ること千年に近し、しかも此の茫茫として據るところ無きの論、泛泛として必ずしも然らざるの辭を爲す、轉た信ずるに足らむや。或者は又伊川の説に、傳に丘明の字なし、考ふべからずと謂ふを引く、然れどもその所謂傳に丘明の字なしとは、果して何れに據れるか。今讀むところの傳に、たゞ左氏傳と曰ひ、左丘明傳と曰はざるを見る、故に丘明の字なしと謂ふなり、今の讀むところの公穀二傳も、亦公羊氏傳と曰ふに過ぎざるのみ、未だ嘗て公羊高傳と曰はず、又穀梁氏傳と曰ふに過ぎざるのみ、未だ嘗て穀梁喜傳、穀梁赤傳、穀梁俶傳と曰はざるを思はざるなり。且公羊の名は一にして、穀梁の名は三なり、然れどもその名、或は喜と曰ひ、或は赤と曰ひ、或は俶と曰ふと雖も、要するにその一人たるを知り、未だ嘗て疑ひて別に一の穀梁ありとは曰はざるなり、獨り左氏に於ては則ち丘明に非ずと曰ひぬ。丘明に非ずとせば、則ち遷の説も據るに足らず、固と預との説も憑るに足らざる

呂大圭曰く、春秋穿鑿の患は、其の大端、二あり。一に曰く、日月を以て褒貶と爲す。二に曰く、名稱爵號を以て褒貶と爲す。春秋は、事を以て日に繫け、日を以て月に繫け、月を以て時に繫く、事、日に成るものは日を書し、事、月に成るものは月を書し、事、時に成るものは時を書す。其の宜しく月いふべくして月いはず、宜しく日いふべくして日いはざるものは、皆、史、之を失へるなり。(呂大圭、春秋論)

金恕曰く、孔子春秋を作りしより左氏これが傳を作れり。班固の藝文志に、左氏傳三十卷、左丘明は魯の太史と曰ふ。これ固は左氏を以て丘明となすなり。班固以前に司馬遷あり。亦嘗て、孔子春秋を作り、丘明これが傳を作れりと曰ひぬ。則ち左氏の丘明たること疑ひなし。固の春秋を序するや、また、仲尼、前聖の業を存せむことを思ひ、魯は周公の國、禮文・物を備へ、史官・法あるを以て、左丘明と、その史記を觀、行事に據り、人道に仍り、口づから弟子に授く、丘明、弟子の各その意に安んじて、その眞を失はむことを恐る。故に本事を論じて傳を作れりと曰へり。則ち左氏の丘明たること疑ひなきなり。晉の杜預の左氏春秋の註を集むるや、亦、左丘明經を仲尼に受くと曰へば、左氏既に丘明たり、又孔子と時を同じうして親しくその經を受けたること疑ひなし。唐の世に至りて、左氏を去ること遠し。啖助獨り起ちて之を疑ひて、左氏を謂ひて丘明とすると非なりと曰ひ。趙匡も亦從

朱熹曰く、周衰へて、王者の賞罰、天下に行はれず。諸侯、彊は弱を陵ぎ、衆は寡を暴ひ、是非善惡、是れに由りて明かならず、人欲肆にして天理滅ぶ。夫子、魯の史に因りて春秋を修め、王者の賞罰に代りて、是を是とし非を非とし、善を善とし惡を惡とし、姦諛を既に死せるに誅し、潛德の幽光を發す。是故に春秋成りて亂臣賊子懼る。(朱子文集大全類編)

又曰く、左氏は必ずしも丘明なりと解せず。史記却つて說く、左丘、明を失うて厥れ國語ありと。或は云はく、左丘明、左丘は其姓なりと。左傳は左姓の人の作ならむ。又、秦始めて臘祭あるを、左氏に虞、臘せずと謂ふが如き、これ秦の時の文字なること分明なり。(同上)

或、三傳の優劣を問ふ。朱子曰く、左史は曾て國史を見、事を考ふること頗る精なり。只だ大義を知らず、專ら小處に去りて理會す。往往、曾て學を講せざりしならむ。公穀は事を考ふること甚だ疎なり。然れども義理は却つて精なり。二人は乃ち經生、許多の說話を傳得す。往往、曾て國史を見ざりしならむ。(朱子文集大全類編)

又曰く、左氏は史學。公穀は經學。史學なるものは、事を記し得て却つて詳なれども、道理の上に於ては差ふ。經學なるものは、義理の上に於ては功あれども、然も事を記すには誤多し。(同上)

道衰微し、乾綱、紐を解き、亂臣賊子跡を當世に接し、人欲肆にして天理滅びぬ。仲尼、天理の在る所、以て己が任と爲す。五典の惇からざるは、己が當に叙ぶべき所、五禮の庸ひられざるは、己が當に秩づべき所、五服の章かならざるは、己が當に命ずべき所、五刑の用ひられざるは、己が當に討ずべき所なりと謂ふ。故に我、之を空言に載せんと欲するは、之を行事に見はすの深切著明なるに如かざるなりと曰へり。空言は獨り能く其理を載せ、行事ありて然る後に其用を見る。是故に魯史を假りて王法を寓し、亂世を撥ひ、之を正に反す。其大要は皆天子の事なり。故に曰く、我を知るものは其れ惟だ春秋か、我を罪するものは其れ惟だ春秋かと。孔子を知るものは謂へらく、此書は人欲を横流に遏め、天理を既滅に存す、後世の爲めに慮ること至つて深遠なりと。孔子を罪するものは謂へらく、其位なくして、二百四十二年南面の權に託し、亂臣賊子をして其欲を禁じて敢て肆ならざらしむるは、戚なりと。是故に春秋、これを行事に見はすは、空言の比に非ざるなり。好惡を公にするは詩の情に發し、古今を酌むは書の事に貫き、常典を興すは禮の經に體し、忠恕を本とするは樂の和に導かれ、權制を著にするは易の變に盡き、百王の法度、萬世の準繩は皆此書に在り。故に先儒謂へらく、五經の春秋あるは、猶ほ法律の斷例あるがごとしと。この經を學ぶは、信に理を窮むるの要なり。この經を學ばずして大事を處し大疑を決すれば、能く惑はざるもの鮮し。（胡氏春秋傳自序）

徴に或は顯に、而して義理の安、文質の中、寛猛の宜、是非の公を得るは、乃ち事を制する權衡、道を揆るの模範なり。夫れ百物を觀て然る後に化工の神を識り、衆材を聚めて然る後に作室の用を知る。一事一義に於てして、聖人の心を用ふるを窺はむと欲するは、上智に非ざれば能はざるなり。故に春秋を學ぶもの必ず優游涵泳し、默識心通して、然る後能く其徴に造る。(程子春秋傳自序)

又曰く、詩書は道を載するの文、春秋は聖人の用、詩書は藥方の如く、春秋は藥を用ひて病を治するが如し。聖人の用、全く此書に在り。所謂之を行事に載するの深切著明なるに如かざるものなり。(程子全書、春秋)

又曰く、五經の春秋あるは、猶ほ法律の斷例あるが如し。律令は惟だ法を言ふ。斷例に至りて、始めて法の用を見はすなり。(程子遺書、春秋)

又曰く、傳を以て經の事迹を考へ、經を以て傳の眞僞を別つ。或る人問ふ、左傳は信すべきや否や。曰く、全くは信ずべからず。信ずべきを信ぜんのみ。又問ふ、公穀は如何。曰く、又左氏に次ぐ。問ふ、左氏は卽ち丘明なりや否や、曰く、傳中、丘明の字なし。考ふべからず。(同上)

胡安國曰く、古は列國、各〻史官あり、時事を記するを掌どる。春秋は魯の史のみ。仲尼就いて筆削を加ふ。乃ち史外傳心の要典なり。而して孟氏、宗旨を發明し、目して天子の事と爲すものは、周

程頤曰く、天の民を生ずる、必ず類を出づるの才あり、起てゝ之に君長とし、之を治めて爭奪息み、之を導きて生養遂げ、之を敎へて倫理明に、然る後人道立ち、天道成り、地道平なり。二帝よりして上は、聖賢世世に出で、時に隨つて作るあり、風氣の宜しきに順ひ、天に先だちて人を開かず、各ゝ時に因りて政を立つ。三王迭に興るに曁びて、三重既に備はり、子丑寅の建正、忠質文の更尙、人道備はり、天運周し。聖王復た起らずして、天下を有つもの、古の迹に倣はむと欲すと雖も、亦私意妄爲のみ。事の謬れるや、秦は建亥を正となし、道の悖れるや、漢は專ら知力を以て世を持す。豈に復た先王の道を知らんや、夫子、周の末に當り、聖人復た作らず、天に順ひ時に應ずるの治復た有らざるを以て春秋を作り、百王不易の大法となす。所謂これを三王に考へて謬らず、これを天地に建てゝ悖らず、これを鬼神に質して疑なく、百世以て聖人を俟つて惑はざるものなり。先儒の傳に曰く、游夏は一辭を贊する能はず、辭、贊するを待たずと。斯に與かる能はざるを言ふのみ。斯道や、惟だ顏子のみ嘗て之を聞けり。夏の時を行ひ、殷の輅に乘り、周の冕を服し、樂は韶舞する、此れ其準的なり。後世、史を以て春秋を視、謂へらく善を褒め惡を貶するのみと。經世の大法に至りては知らざるなり。春秋の大義數十、炳として日星の如きは、乃ち見易きなり。惟だ微辭、奧義、時に措いて宜しきに從ふものは、知り難しと爲す。或は抑へ或は縱し、或は予へ或は奪ひ、或は進め或は退け、或は

徐夷、並に僭して王と稱し、天下の人、周の命を稟けざること久し。孔子、その末世に生れ、王道を推明して周を扶けんと欲し、諸侯に聘して君臣の理を極陳すれども、諸侯能く用ふるなし。退いて魯に歸りて、舊史に卽き、これを行事に考へ、加ふるに王法を以てし、是非を正し、凡そ書する所、一に周の禮を用ひ、春秋十二篇を爲りて後世に示す。後世の學者、傳習既に久しく、其說遂に殊なり、公羊高、穀梁赤、左丘明、鄒氏、夾氏分れて五家となる。鄒夾最も微にして、漢の世已に廢す。而して三家盛に行はる。漢の時に當りて、易と論語とは分れて三となり、詩は分れて四となり、禮は分れて二となる。學者散亡するに及びて、僅に其一を存して、餘家は皆廢せり。獨り春秋三傳は並び行はれて今に至る。初め孔子、大に六經の文を修め、獨り春秋に於て、禮法を以て諸侯を正さむと欲す。故に辭尤も謹約にして義隱れ、學を爲すもの、其說を極むる能はず。故に三家の傳は、聖人の旨に於て、各ゝ得たるあり。太史公曰く、人君たるものは、春秋を知らざるべからずと。豈に王者の法具さに在るに非ずや。(崇文總目叙釋、春秋類)

周敦頤曰く、春秋は王道を正し大法を明にするなり。孔子、後世の王者の爲めにして修めたるなり。亂臣賊子、死者を前に誅するは、生者を後に懼れしむる所以なり。(春秋大全總論)

邵雍曰く、春秋は君弱く臣彊きが爲めにして作れり。故に之を名分の書と謂ふ。(觀物外篇)

下をして頗る本末を見しむ。因りて以て意を求むれば、經文知るべし。穀梁は意深く、公羊は辭辯なれども、文に隨つて解釋し、往往にして深きを鉤り、但だ文を守りて堅滯し、泥難して通ぜず、日月を比附し、條例を曲成し、義、合はざるあるも、亦復た彊ひて通じ、或は矛盾するに至る。聖人夷曠の體に近からず。(同上)

趙匡曰く、春秋は史に因り經を制して王道を明にす。その指は大要二端のみ。常典を興すなり、權制を著にするなり。故に凡そ郊廟、喪紀、朝聘、蒐狩、昏取、皆禮に違へば譏る。これ常典を興すなり。非常の事、典禮の及ばざる所は、之を聖心に裁して褒貶を定む。精理を窮むる所以なり。精理は、權に非ざれば之に及ぶなし。故に曰く、與に道に適くべきも、未だ與に立つべからず。與に立つべきも、未だ與に權るべからずと。是を以て游夏の徒は一辭を贊する能はず。(趙匡、損益議)

又曰く、春秋、世を救ふの宗指は、王室を尊び、陵僭を正し、三綱を擧げ、五常を提げ、善を彰はし惡を癉ましめ、纖芥を失はざるに在るのみ。(同上)

四、宋 元

歐陽修曰く、昔、周法壞れて諸侯亂れ、平王以後は、復た雅ならずして、下、列國に同じく、吳楚

帝元興十一年、鄭興父子、左氏を奏上す。乃ち學官に立つ。仍りて世に行はる。今に迄りて遂に盛に行はれ、二傳は漸く微なり。左氏は今杜預の注を用ひ、公羊は何休の注を用ひ、穀梁は范甯の注を用ふ。(陸德明、經典釋文春秋自序)

啖助曰く、古の解說、悉く是れ口傳にして、漢より以來、乃ち章句を爲る。本草の如きは皆後漢の時の郡國にして、而も題するに神農を以てし、山海經は廣く殷の時を說いて、而も夏禹の紀する所と云ふ。自餘の書籍比比甚だ多し。是に知る、三傳の義、本と皆口傳にして、後の學者、乃ち竹帛に著はし、而して祖師の目を以て之を題せしなるを。予、左氏傳を觀るに、自ら周晉齊宋楚鄭等の國の事最も詳なり。晉は一たび師を出すごとに、具さに將佐を列し、宋は因りて興廢することに、備さに六卿を擧ぐ。故に知る、史策の文、國ごとに各〻異なるを。左氏、此數國の史を得て門人に授け、義は口傳し、未だ竹帛に行はざりしを。後代の學者、演べて之を通じ、總べて之を合し、年月を編次して、記を爲り、又廣く當時の文籍を采り、兼ねて子產、晏子、及び諸國卿佐の家傳と、幷に卜書、夢書、及び雜占書、縱橫家、小說、諷諫等その間に雜在せり。故に叙事は多しと雖も、釋義は殊に少く、是非交錯し、混然として證し難し。(啖助、三傳得失議)

又曰く、左氏は餘傳に比すれば、その功最も高し。博く諸家を采り、叙事尤も備はり、能く百代の

御史張禹に傳ふ。禹數〻御史大夫蕭望之の爲めに左氏を言ふ。望之之を善みし、禹を薦めて徵して待詔たらしむ。未だ問ふに及ばずして、會〻病んで死す。禹は尹更始に傳へ、更始は其子咸及び翟方進、胡常に傳へ、常は黎陽の賈護に授け、護は蒼梧の陳欽に授く。漢書の儒林傳に云はく、漢興りて、北平侯張蒼及び梁の太傅賈誼、京兆尹張敞、大中大夫劉公子、皆春秋左氏傳を修む。始め劉歆は尹咸及び翟方進に從つて左氏を受く。是れに由りて左氏を言ふもの、之を賈護劉歆に本づく。歆は扶風の賈徽に授け、徽は子逵に傳へ、逵は詔を受けて公羊と穀梁との左氏に如かざる四十事を列ねて之を奏し、名づけて左氏長義と曰ふ。章帝之を善みす。逵又左氏訓詁を作り、司空南閤祭酒陳元は左氏同異を作り、大司農鄭衆は左氏條例章句を作り、南郡の太守馬融は三家同異の説を爲し、京兆尹延篤は左氏を賈逵の孫伯升に受け、因りて之を注し、汝南の彭汪は先師の奇説及び舊注を記し、太中大夫許淑、九江太守服虔、侍中孔嘉、司徒王朗、荊州刺史王基、大司農董遇、徵士燉煌の周生烈は、並に左氏傳を注解し、梓潼の李仲欽は左氏指歸を著はし、陳郡の潁容は春秋條例を作り、又何休は左氏膏肓、公羊墨守、穀梁癈疾を作り、鄭康成は膏肓に鍼し、墨守を發し、癈疾を起す。是れより左氏大に興る。漢の初め公羊博士を立て、宣帝又穀梁を立て平帝始めて左氏を立つ。後漢の建武中、魏郡の李封を以て左氏博士となす。郡儒の蔽固なる者、數〻之を廷爭す。封卒するに及んで、因りて復た補せず。和

公羊の學を爲す。其義を比輯して、卒に董生を用ふ。是に於て上、因りて公羊家を尊び、太子に詔して受けしむ。衞太子復た私に穀梁を問うて之を善みす。其後寖く微にして、唯だ魯の榮廣、皓星公の二人、これを受く。廣盡く能く其詩と春秋とを傳ふ。蔡千秋、梁周慶、丁姓、皆廣に從つて受く。千秋は又皓星公に事へ、學を爲すこと最も篤し。宣宗、位に卽き、衞太子が穀梁を好むを聞き、乃ち千秋を召して、公羊家と並び説かしむ。上、穀梁の説を善みし、後又、郎十人を選びて、千秋に從つて受けしむ。千秋病みて死す。江公の孫を徵して博士となす。劉向に詔して穀梁を受け、之を助けしめんと欲す。江博士復た死す。乃ち周慶と丁姓とを徵して待詔とし、卒に十人に授けしむること十餘歲、皆明習す。乃ち五經の名儒太子太傅蕭望之等を召して大に殿中に議して、公羊と穀梁との同異を平にす。望之等、多く穀梁に從ふ。これに由りて大に盛なり。慶と姓と皆博士となる。姓は楚の申章昌曼君に授く。初め尹更始は蔡千秋に事へ、又左氏傳を受く。其變理合するものを取りて章句を爲り、子咸及び翟方進、房鳳に傳ふ。始め江博士は胡常に授け、常は梁の蕭秉に授く。講學大夫となる。左丘明、傳を作りて曾申に授け、申は衞人吳起に傳へ、起は其子期に傳へ、期は楚人鐸椒に傳へ、椒は趙人虞卿に傳へ、卿は同郡の荀卿名は況に傳へ、況は武威の張蒼に傳へ、蒼は洛陽の賈誼に傳へ、誼は傳へて其孫嘉に至り、嘉は趙人貫公に傳へ、貫公は其少子長卿に傳へ、長卿は京兆尹張敞及び侍

して麟を獲。その虛應を傷み、魯の君子左丘明と與に、書を太史氏に觀、魯の史記に因りて春秋を作り、上は周公の遺制に遵ひ、下は將來の法を明にし、善を褒め惡を黜け、勒して十二公の經を成して弟子に授く。弟子退いて言を異にす。丘明、弟子各〻其意に安んじて其眞を失ふを恐る、故に本事を論じて之が傳を爲り、夫子の空言を以て經を說かざるを明にす。春秋の貶損する所の人は、當世の君臣、其事實皆傳に形はる。故に其書を隱して宣べず。時難を免かれたる所以なり。末世口說流行するに及びて、公羊、穀梁、鄒氏、夾氏の傳あり。鄒氏は師なく、夾氏は錄ありて書なし、故に世に顯れず。漢興りて、齊人胡母生、趙人董仲舒、並に公羊春秋を治む。蘭陵の褚大、東平の嬴公、廣川の段仲溫、呂步舒は皆仲舒の弟子なり。嬴公は學を守りて師法を失はず、東海の孟卿及び魯の眭公(名ハ弘)に授く。弘は嚴彭祖及び顏安樂に授く。是に由りて公羊に嚴顏の學あり。弘、弟子百餘人あり。常に曰く、春秋の意は二子に在りと。彭祖は琅邪の王中に授け、中は同郡の公孫文及び東門雲に授く。安樂は淮陽の冷豐及び淄川の任翁に授け、豐は大司徒馬宮及び琅邪の左咸に授く。始め貢禹は嬴公に事へて眭孟に成り、以て潁川の棠谿惠に授け、惠は泰山の冥都に授く。又、疏廣は孟卿に事へて琅邪の筦路に授く。筦路及び冥都は、又、顏安樂に事ふ。路は大司農孫寶に授く。瑕丘の江公、穀梁春秋及び詩を魯の申公に受け、武帝の時博士となる。董仲舒と論ぜしむ。江公は口に吶にして、丞相公孫弘は本と

月に冬なきは、既に月を得たれば、時は知る可し。仲尼、應に故らに時を闕きて獨り月を書すべからず。これ寫者の脱漏なるべし。その日、月に闕らざるは、史、文を闕けるならむ。僖二十有八年冬の下に月なくして、壬申丁丑あるが若きは、改め正さんと欲すと雖も、復た知るなし。その時あれども月あらず、月あれども日あらざるは、史官の文、亦或は自ら詳略ありしならむ。案ずるに經傳に日を書せるは、凡そ六百八十一事。文公より以上、日を書せるは、二百四十九。宣公以下、亦倶に六公にして日を書せるは四百三十二。年數を計れば略ぼ同じくして、日數は嚮に倍せり。これ久遠は遺落して、近きと同じからず。且つ他國の告に、詳あり略あり。若し告ぐるに日を以てせざれば、魯の史日を得て之を書するに由なし。是の如くなれば當時の史、亦日月をして皆具はらしむる能はず、仲尼、後より之を修むるに、舊典參差して、安んぞ能く皆齊同ならしめむ。その日月を去れば或は事の先後を害し、日月を備ふれば古史に載せざる所あり。自然に舊と日あるものは、因りて之を詳にし、舊と日なきものは、因りて之を略せしならむ。既に詳略あり、褒貶と爲すべからず。故に春秋の諸事、皆日月を以て例と爲すべからず。

陸德明曰く、古の王者には、必ず史官あり、君擧すれば書す。言行を愼み法式を昭かにする所以なり。諸侯にも亦國史あり。春秋は魯の史記なり。孔子、聘に應じて遇はず、衞よりして歸り、西に狩

三、唐

孔穎達曰く、周室の東遷に曁び、王綱振はず、楚子北伐し、神器將に移らむとす。鄭伯、王を前に敗り、晉侯、隧を後に請ひ、竊かに名號を僭するもの、何れの國か然らざらむ、征伐を專行するもの、諸侯皆これなり。下陵ぎ上替れ、內叛き外侵し、九域騷然として、三綱遂に絕つ。夫子は內に大聖を韞み、時に逢ふこと此の若し。これに垂るゝに法を以てせむと欲すれば位なし、これを正すに武を以てせんとすれば兵なし、これを賞するに利を以てせんとすれば財なし、これに說くに道を以てせんとすれば用ひられず、虛しく銜書の鳳を歎き、乃ち喪家の狗に似たり。既に已往を救はず、冀くは訓を後昆に垂れむと。魯史の得失あるに因り、周經に據りて襃貶を正す。一字の嘉みするところ、華袞の贈に同じきことあり、一言の黜くるところ、繡斧の誅に異なることなし。所謂怒らずして人恐れ、賞せずして人勸み、實に永世にして則を作し、百王を歷て朽ちざるものなり。(孔穎達、春秋正義自序)

又曰く、年時月日の四者は、史の記する所、皆應に文を具ふべし。而るに春秋の經、或は時あれども月あらず、或は月あれども日あらず、亦、日あれども月に繫らず、月あれども時なきあり。或は史文先づ闕けて仲尼改めず、或は仲尼文を備へて後人脫誤せるなり。桓十七年五月に夏なく、昭十年十二

夷交〻侵し。華戎、貫を同じくし、幽王は暴虐を以て禍せられ、平王は微弱を以て東遷し、征伐は天子の命に出らず、號令は權臣の門より出づ。故に兩觀表せられて臣禮亡び、朱干設けられて君權喪ひ、下陵ぎ上替れ、僭偪理極まり、天下蕩蕩として、王道盡きぬ。孔子、滄海の横流するを觀、廼ち喟然として歎じ、文王既に歿し、文、玆に在らずやと曰ひぬ。文王の道喪ひ、之を興すものは己に在るを言ふなり。是に於て大師に就いて雅頌を正し、魯の史に因りて春秋を修め、黍離を國風に列し、王德を邦君に齊しうす。その復た雅なること能はず、政化は羣后に被らするに足らざることを明かにする所以なり。時に於ては隱公に接す。故に玆に因りて始を託し、二儀の化育を該ね、人道の幽變を贊し、得失を擧げて黜陟を彰かにし、成敗を明かにして勸誡を著はし、頹綱を拯うて三五を繼ぎ、芳風を鼓して遊塵を扇ぐ、一字の褒、寵、華袞の贈に踰え、片言の貶、辱、市朝の撻に過ぎ、德の助くる所は、賤しと雖も必ず申べ、義の抑ふる所は、貴しと雖も必ず屈む。故に勢に附き非を匿すもの、その罪を逃る、所なく、潛德獨運のもの、其名を隱す所なし。信に不易の宏軌、百王の通典なり。先王の道既に弘く、麟、化に感じて來り應ず。事備はるに因りて篇を終ふ。故に筆を斯年に絕つ。天下の事業を成し、天下の邪正を定むるは、春秋よりも善きは莫し。(范甯、春秋穀傳集解自序)

王通曰く、春秋の王道に於けるは、是れ輕重の權衡、曲直の繩墨なり。舍つれば衷を取る所なし。

類これなり。二に曰く、志して晦し。言を約にして制を示し、推して以て例を知るなり。參會には地いはず、謀に與るを及と曰ふの類これなり。三に曰く、婉にして章を成す。曲げて義訓に從うて、大順を示すなり。諸の、諱み辟くる所、璧もて許の田を假るの類これなり。四に曰く、盡して汙げず。其事を直書して、文を具さにして意を見はすなり。楹に丹ぬる、桷に刻む、天王、車を求む、齊侯、捷を獻ずるの類これなり。五に曰く、惡を懲らして善を勸む。名を求めて亡ひ、蓋はんと欲して章はるゝなり。齊豹を盜と書し、三叛人の名いふの類これなり。この五體を推して經傳を尋ね、類に觸れて之を長じ、二百四十二年の行事に附くれば、王道の正、人倫の紀備はる。(杜預春秋左氏傳集解自序)

范甯曰く、昔、周道衰陵し、乾綱、紐を絕ち、禮壞れ、樂崩れ、彝倫斁るゝ攸、弒逆簒盜するもの國國にあり、淫縱にして義を破るもの肩を比す。是を以て妖災、釁に因りて作り、民俗染化して遷り、陰陽之が爲めに度を愆り、七曜之が爲めに盈縮し、川岳之が爲めに崩竭し、鬼神之が爲めに疵厲す。故に父子の恩缺くれば、小弁の刺作り、君臣の禮廢すれば、桑扈の諷興り、夫婦の道絕ゆれば、谷風の篇奏せられ、骨肉の親離るれば、角弓の怨彰はれ、君子の路塞がれば、白駒の詩賦せらる。天は象を垂れて吉凶を見し、聖は訓を作して成敗を紀し、人君の厥の行を戒愼し、德政を增修せんことを欲す。蓋し爾を誨ふること諄諄たり、我に聽くこと藐藐たり、霜を履む堅冰、由る所のもの漸なり。四

りて理を辯じ、或は經に錯へて異を合はせ、義に隨うて發せり。其例の重き所にして、舊史の遺文なるも、略して盡く擧げざるは、聖人の修むる所の要に非ざるが故なり。身、國史と爲りて、躬づから載籍を覽つれば、必ず廣く記して備さに之を言へり。其文は緩に、其旨は遠し。將に學者をして、始に原づき終を要へ、その枝葉を尋ね、その窮まる所を究めしめむとす。優にして之を柔にし、自ら之を求めしめ、饜かせて之を飫かせ、自ら之に趨かしめ、江海の浸、膏澤の潤の若くにして、渙然として氷釋し、怡然として理順して、然る後に得たりと爲す。その凡を發して例を言ふは、皆經國の常制、周公の垂法、史書の舊章にして、仲尼從つて之を修めて、一經の通體を成せるなり。その顯を微にし幽を闡き、義類を裁成するものは、皆舊例に據りて義を發し、行事を指して褒貶を正せり。諸の、書す、書せず、先づ書す、故に書す、言はず、稱せず、書して曰くと稱するの類は、皆、新舊を起し大義を發する所以なり。之を變例と謂ふ。然れども亦、史の書せざる所にして卽ち義と爲すものあり。此れ蓋し春秋の新意ならむ。故に傳に凡と言はずして、曲にして之を暢べたり。その經に義例なく、行事に因りて言へるは、則ち傳には直に其歸趣を言ふのみ、例に非ざるなり。故に傳を發するの體は三ありて、例を爲すの情は五あり。一に曰く、微にして顯はる。文は此に見えて、義を起すことは彼に在るなり。族を稱するは君命を尊ぶなり。族を含つるは夫人を尊ぶなり。梁亡ぶ、緣陵に城づくの

杜預曰く、春秋とは魯の史記の名なり、事を記するには、事を以て日に繫け、日を以て月に繫け、月を以て時に繫け、時を以て年に繫くるは、遠近を紀し同異を別つ所以なり。故に史の記する所は、必ず年を表はして事を首む。年に四時あり、故に錯へ擧げて記する所の名と爲すなり。周禮に史官あり、邦國四方の事を掌りて、四方の志を達す。諸侯にも亦各〻國史ありて、大事は策に書し、小事は簡牘にするのみ。孟子曰く、楚は之を檮杌と謂ひ、晉は之を乘と謂ひ、而して魯は之を春秋と謂ふ。その實は一なりと。韓宣子、魯に適き易の象と魯の春秋とを見て、周の禮は盡く魯に在り。吾、乃ち今にして、周公の德と周の王たる所以とを知れりと曰ひぬ。韓宣子の見し所は、蓋し周の舊典禮經ならむ。周の德既に衰へ、官、その守を失ひ、上の人、春秋をして昭明ならしむること能はずして、赴告策書、諸の記注する所、舊章に違へること多し。仲尼、魯の史の策書の成文に因りて、眞僞を考へて典禮を志し、上は周公の遺制に遵ひ、下は將來の法を明かにせり。その敎の存する所にして、文の害ある所は、刊りて之を正し、以て勸戒を示し、其餘は皆卽いて舊史を用ひ、史に文質あり、辭に詳略あるも、必ずしも改めざりき。故に傳に曰く、其れ善志なりと。又曰く、聖人に非ずんば孰か能く之を修めんと。蓋し周公の志にして、仲尼從つて之を明にせしなり。左丘明、經を仲尼に受けて、經は不刊の書なりと謂ふ。故に傳は或は經に先だちて事を始め、或は經に後れて義を終へ、或は經に依

二、漢魏六朝

董仲舒曰く、春秋は上、三王の道を明にし、下は人事の紀を辨じ、嫌疑を別ち、是非を明にし、猶豫を定め、善を善とし、惡を惡とし、賢を賢とし、不省を賤み、亡國を存し、絶世を繼ぎ、敝を補ひ廢を起す、王道の大なるものなり。(史記、太史公自序)

司馬遷曰く、孔子、史記に因りて春秋を作る、上は隱公に至り、下は哀十四年に訖ぶまで十二公なり。魯に據りて周を親む。故に之を三代に殷運す。其文辭を約にして指博し、故に吳楚の君自ら王と稱すれども、春秋には貶して子と曰ふ。踐土の會は、實は天子を召すなれども、春秋には諱みて、天王、河陽に狩すと曰ふ。此類を推して當世を繩す、貶損の義なり。後に王者ありて、擧げて之を開き、春秋の義行はれば、天下の亂臣賊子懼れむ。孔子、位に在りて、訟を聞くと文辭とは、人と共にす可きものなれば、獨り有せず。春秋を爲むるに至りては、筆すべきは筆し、削るべきは削り、子夏の徒も一辭を贊すること能はず。(史記、孔子世家)

何休曰く、昔者孔子いへるあり、吾が志は春秋に在り、行は孝經に在りと。この二學は聖人の極致、治世の要務なり。(何休、春秋公羊傳自序)

春秋に關する諸家の評論

一、先秦

孟軻曰く、春秋は天子の事なり。この故に孔子曰く、我を知るものは、其れ惟だ春秋か、我を罪するものは、其れ惟だ春秋かと。孔子、春秋を成して、亂臣賊子懼る。(孟子、滕文公篇)

又曰く、王者の迹熄んで詩亡び、詩亡びて然る後春秋作る。晉の乘、楚の檮杌、魯の春秋は一なり。其事は齊桓、晉文、其文は史。孔子曰く、其義は某竊かに之を取ると。(孟子、離婁篇)

莊周曰く、春秋、世を經するは、先王の志なり。聖人は議して辯せず。(莊子、齊物論)

又曰く、春秋は名分を道ふ。(莊子、天下篇)

公羊高曰く、春秋は何を以てか隱に始まる。祖の聞くに逮ぶ所なればなり。何を以てか哀十四年に終る。曰く、備はればなり。君子、何ぞ春秋を爲むる。亂世を撥めこれを正に反すには、春秋よりも近きはなければなり。(春秋公羊傳)

荀卿曰く、春秋は約にして速ならず。(荀子、勸學篇)

孔子贊　晉　摯虞

仲尼大聖。遺時昏荒。河圖沈翳。鳳鳥幽藏。爰整禮樂。
以綜三綱。因史立法。是謂素王。

左丘明贊　晉　摯虞

丘明作史。時維衰周。錯綜墳籍。思弘徽猷。闡明正典。
光演春秋。誕宣聖旨。曠代彌休。

左傳詩　晉　傅咸

事君之禮。敢不盡情。敬奉德義。樹之風聲。昭德塞違。
不殞其名。死而利國。以爲己榮。茲心不爽。忠而能力。
不爲利啗。古之遺直。威黜不端。勿使能植。

齋居感興　宋　朱熹

涇舟膠楚澤。周綱已陵夷。況復王風降。故宮黍離離。元聖作春秋。
哀傷實在茲。祥麟一以踣。反袂空漣洏。漂淪又百年。僭侯荷爵珪。
王章久已喪。何復嗟歎爲。馬公述孔業。託始有餘悲。拳拳信忠厚。
無乃迷先幾。

ざるを疑ふ。これ漫に臆見を出だして、自ら聰明を炫はむとするものなり。況んや朱熹に於てをや。況んや又康有爲に於てをや。若し康有爲の說の如くに、左傳を劉歆の僞作とすれば、康有爲は實に劉歆の忠臣にして、劉歆の文章的手腕を司馬遷以上と過信し、同時に左傳の價値を下げて、五百年前の文學を五百年後に左遷するものなり。

左傳の文章に就き、論者或は其の浮誇を稱せり。これ韓愈の所謂左氏浮誇の一言に雷同して、人の美を成すを好まざる私心より起るものなり。韓愈の所謂浮誇は文の內容を評せしものにして、決して文の形式を稱するものに非ず。蓋し彼の史料が博く列國の史籍を取り、傍ら占卜、鬼神、妖怪の書に及び、兼ねて稗史小說を捜りしを以ての故ならむ。左氏の文は實に天下の至文なり、千古の妙技なり。宋の章沖が評して群玉の府に遊ぶが如しと曰ひしは、左氏の富贍華麗を看破したるものなり。しかも左氏の長所は富贍華麗以外に能く雄健、奇峭、莊重、簡潔の妙を兼備せるに在るなり。故に古來文章を以て自ら任ずるもの、多くは左傳と史記とを並稱して、敍事の典型と爲せり。これ明以後に於て、特に左傳の文法を論ずるもの多き所以ならずや。

大正九年八月

兒島獻吉郎　識す

許淑は左氏を辨護し、甲論乙駁、日中に至りて猶ほ決せざりき。しかも當時一人も左傳を丘明の作に非ずと主張せしものあるを聞かず。後ち肅宗の時に賈逵、服虔など、盛に左氏を鼓吹して、他の二傳に勝ることを辯疏するや、何休は公羊墨守、左氏膏肓、穀梁廢疾を著はし、鄭玄また發墨守、鍼膏肓、起廢疾の說を立てしも、當時の學者は何人も左傳を後人の假託と主張せしものなかりき。然るに後世に至りて、左丘明に二人あり、一は左氏にして丘明と名づくるもの、一は左丘氏にして明と名づくるものなり。而して春秋傳を作りしは左氏の丘明にして、論語に見はるゝものは左丘氏の明なりと主張するものあり。これ司馬遷の報二任少卿一書に左丘失レ明厥有二國語一を證據として、左氏以外に左丘氏あるを主張するものなりしも遷の句法に由來破格多し。且つその文字に脫誤なきを保證すべからず。若し左丘失レ明、厥有二國語一の二語に誤謬なしとすれば、春秋傳を作りしもの、却つて左丘氏の明ならずや。果して然りとすれば左氏傳と稱すべからずして、左丘傳と稱すべきに非ずや。要するに左氏の丘明たること明なり。而して唐に至りて啖助、趙匡、始めて起ちて左氏の丘明ならざるを疑へり。夫れ漢は春秋を去ること遠からざれば、孔安國、司馬遷、劉歆、班固の說は皆準據すべきに幾し。故に范升、何休の徒は務めて左氏に反對せむとするものなり。しかも皆左氏の丘明なるを信じぬ。唐は左氏を去ること最も遠ければ、傳聞必ず精確ならざるなり。而して啖助、趙匡、獨り左氏の丘明なら

るや、先後あり盛衰ありき。左丘明は孔子に親炙せしものにして、論語に『巧言令色足恭は左丘明これを恥づ、丘も亦恥づ、怨を匿して其人を友とするは左丘明これを恥づ、丘も亦恥づ』とある、これなり。孔安國の注に『左丘明は魯の太史』と曰ひ、皇侃の疏に『左丘明は春秋を孔子に受けしものなり』と曰ひぬ。然るに程頤が左丘明を以て古の聞人と爲せしは、取るに足らざる臆説のみ。公羊高及び穀梁赤は倶に子夏の流を酌みしものなり。晉の荀崧の上疏に『公羊高、親ら子夏に受く』と曰ひ、漢の應劭の風俗通に『穀梁赤は子夏の門人』と曰ひぬ。故に公羊傳、穀梁傳の成りしは、蓋し左傳の後に在らむも、漢代に公羊博士、穀梁博士を置きしは、却つて左傳の前に在りき。公羊傳は武帝の建元五年に始めて博士を立て、穀梁傳は宣帝の甘露三年に始めて博士を立てしも、左傳は哀帝の世に劉歆始めて學官に立てむことを請ひ、而して平帝の時に始めて博士を立てしかば、武帝の建元五年を距ること、百三十年の後なりき。こゝに於て左傳の文を疑ふもの、前に朱熹ありて、左傳は秦の時の文字なりと曰ひ、後に清の康有爲ありて、左傳は劉歆の僞作なりと絶叫せり。夫れ左傳が左丘明の作なりしことは、孔安國司馬遷以後、曾て疑を容るゝものあらざりき。劉歆が左傳を學官に立てむと欲し、太常博士を責讓して、諸儒の怨恨を買ひし時、一人の起ちて僞作を疑ひしものあるを聞かず。光武帝の建武四年に公卿、大夫、博士が左氏博士を立つるの可否を論ずる時、范升は左氏を攻擊し、韓歆、

に收容せられしかば、歐陽修の所謂『簡にして法あり』の一言は、尤も的中の言なり。然れども魯史亡びて孔子の春秋孤立せる今日に方りて、讀者をして孔子の本意が那邊に在るかを領解するに苦しましむるは、至簡の弊に非ずや。

三傳の說によれば、人と書し、名を書するは貶するものにして、爵を書し字を書するは褒むるものなり、氏を去り族を去るは貶するものにして、族を稱し氏を稱するは褒むるものなりと曰ひぬ。これ果して孔子の本意を得たるものなるや、否や。呂大圭の春秋五論に名字爵族を以て褒貶を爲すといふ說の非なるを辯ずるもの、先づ我心を獲たり。故に予は韓愈の所謂謹嚴は必ずしも名字爵族の裏に褒貶を寓するを稱せしものならずして、名分上より尊王の大義を鼓吹するを稱せしものと主張するなり。且つ春秋の文は字法句法ありて、章法篇法あるなし。而して字法句法は文典的に整修せしのみにして、修辭的に文飾せし所なし。これ文學上の價値が特に春秋に足らざる所以なり。

三傳に特色あるは、三氏に特長あればなり。左氏は史家の資格を以て、力を記事に盡くし、公羊氏、穀梁氏は經生の資格を以て、意を釋經に用ふ。故に左傳は史學として價値あり、公羊傳、穀梁傳は經學として價値あり。顧ふに左氏は嘗て魯の史官なりしかば、左傳は蓋し孔子の由りし所の魯史に近きものならむ。故に左傳は三傳中の巨擘にして尤も價値あるものなり。而して秦火以後三傳の復た出づ

正式なり。春二月癸亥日有レ食レ之とあるが如き、これなり。然れども事實の性質により、或は日を略し、或は月を省くことあり、春王正月公卽位の如きは日を略し、秋大水の如きは月と日とを略したるものなり。たゞ春夏秋冬の四時の如きは、記事の有無に關せず、必ず具書せざるはなし。桓公の十七年五月に夏の字なく、昭公の十年十二月に冬の字なきは、必ずしも舊史の闕文に非ずして、孔子以後の脫文ならむ。三傳の經文に異同あるが如きも、孔子以後の錯誤ならむ。司馬遷嘗て『春秋の文、數萬を成す』と曰ひしは、固より概算にして信ずべからず。三國の時、張晏嘗て遷の誤を訂して、『春秋の文は僅に一萬八千字』と曰ひしも、宋の李燾は精細に數へて、張晏の計算よりも『更に一千四百二十八字を闕く』と曰ひぬ。則ち今日傳はる所の春秋の經文は、必ずしも筆削の眞本に非ざるを知るべし。

夫れ春秋は二百四十二年の紀なり。一百二十國の興亡史なり。博く世道の隆汙を稽へ、深く人心の聚散を究め、上は天道の變異を察して、日食、地震、水旱、雨雹、螽螟等に及び、下は人事の吉凶を記して、朝聘、會盟、伐滅、弑殺、卒葬等に及び、日食凡そ三十六、君を弑するもの三十六、國を滅するもの五十二、諸侯出奔して社稷を保つを得ざるものに至りては、殆ど枚擧するに遑あらず、則ち二百四十二年間の事變は一切網羅せられざるはなきなり。しかも何如に紛糾せる事變も必ず一句の中

を對比すれば、事實の眞相と孔子が深意を寓したる名敎的訓戒とを窺ひ知るべきなり。然るに歐陽修これを察せずして春秋の文中に趙穿が君を弑せし記事なく、また許の世子止が藥を進めし記事なきを以て、直ちに此の事實を抹殺して、趙盾が實に君を弑し、許の世子止が實に君を弑せりと爲すは、孔子の春秋が魯の國史と綱目相須ちて、離るべからざるものなるを知らざるのみならず、亦實に簡策の別を知らざるものなり。孔子の春秋は太史の簡書に因りて筆削せしものにして、事實の大綱なり。魯の國史は史官の策書にして、春秋の傳疏と爲すべきものなり。これを朱熹の通鑑綱目に綱目を立て、袁黄の歷史綱鑑補に綱鑑を立てしに比すれば、春秋は綱にして、魯史は目なり、鑑なり。綱に由りて目を擧ぐれば、『其の文は史』といふ史的の事實を知悉すべく、鑑に由りて綱を顧みれば、『其の義は丘竊に取る』といふ孔子の大義名分論を領會すべきなり。然るに魯史散佚して後世に傳はらざりしかば、今日孔子の微言を窺はむと欲するものは、餘儀なく三傳に由らざるべからず。孔子の死後に三傳の出づるは、孔子の豫期する所に非ず。況や後世に數十百家の註疏出づるに於てをや。三傳各その見る所を異にし、數十百家の註疏また各その說を殊にし、千有餘年間、甲論じ乙駁して、殆ど聚訟の如し。これ王安石が春秋を罵倒して、斷爛朝報と曰ひし所以ならずや。

試に春秋の書法を論ぜむに、一事一物、これを記するに必ず時、月、日の三者に繫くるは、春秋の

するは事實の大綱にして、策に書するは事實の顚末なり。南史氏が策を執りて往かずして、簡を執りて往きしは、彼の目的が崔杼弑㆓其君㆒の五字を直筆せむと欲するに在りて、事實の顚末を詳叙せむと欲するに在らざればなり。韓非子の姦劫弑臣篇に春秋の文を引きて、崔杼の亂に賈擧が實に君を射て股に中て、遂に戈を以て斫り殺せしことを記せり。其の記事は必ずしも三傳の文と同一ならざれば、韓非の引きし春秋は魯史が事實として策書せし魯の春秋ならむ。魯の春秋は魯の史官が事實として顚末を策書せしものなり。而して孔子の春秋は太史の直筆に由りて筆削せしものなれば、魯の春秋と孔子の春秋とは兩兩相待ちて、孔子の微言始めて領解すべきなり。故に趙盾の事に就いて魯史は已に事實として趙穿が靈公を弑せし顚末を策に書しぬ。然るに孔子が太史の直筆に循ひて、晉趙盾弑㆓其君夷皐㆒と書せしは、趙盾が正卿とし、趙穿の罪を問はざるのみならず、却つて趙穿をして新君を逆へ立てしめしは、趙穿の弑逆に同意せりと見做すべければなり。また許の世子止に就いて魯史は已に事實として許の悼公が世子止の藥を飮みて卒せし始末を策に書しぬ。然るに孔子が太史の直筆を取りて許世子止弑㆓其君買㆒と書せしは、世子の輕忽なる、其の結果自ら君父を酖毒するものと同一なればなり。孔子の深意は蓋し當時天下の君父を酖毒するものが、假りて口實と爲さむことを恐れしのみ。他に宣公四年に鄭公子歸生弑㆓其君夷㆒と書せるが如きも、亦これに同じ。故に魯の國史と孔子の春秋と

春秋の文に就きて、韓愈は評して謹嚴と曰ひ、歐陽修は稱して簡にして法ありと曰ひぬ。韓愈の所謂謹嚴は必ずしも文の形式に一字一句を苟もせざる所あるを評せしものに非ずして、內容が大義名分を標準として、君臣、父子、夫婦、長幼、華夷、內外の別を明にせるを稱揚せしものなり。しかも歐陽修の所謂簡にして法ありは、固より文の形式の簡明なるを稱せしものなりしも、亦必ずしも三傳の說ける如くに、字字褒貶を寓するものと主張せるに非ざるなり。顧ふに周代史官が簡策に書するや、常に直筆を尙びぬ。決して後世の穢史が貨賂によりて筆を曲げ文を舞はすが如きことあらず。故に晉の趙穿が君を弑するや、太史書して趙盾弑二其君一と曰ひ。許の世子止が藥を進めて父卒するや、太史書して止弑二其君一と曰ひしが如き、皆嚴格に名敎を維持せむとするものならずや。故に孔子は太史の直筆に從ひて、趙盾、及び許の世子止の罪を正せり。しかも趙盾の裏面に趙穿あること、及び世子止の罪は獨り藥を嘗めざるに在りしことは、魯の史官が事實として顚末を策書せし魯の春秋に詳なりしならむ。崔杼の亂に太史書して崔杼弑二其君一と曰ひしかば、崔杼これを殺しぬ。その弟嗣ぎて書すること前の如くにして亦殺さる。その弟復た書するや崔杼遂に舍しぬ。南史氏は太史盡く死せりと聞き、自ら簡を執りて往きしに、既に書せりと聞きて、乃ち還りぬ。夫れ簡は一札の義にして、策は數簡を連編したるものなり。簡は一行三十字を過ぐるを得ずと雖も、策は百字以上を書すべし。故に簡に書

り、決して創始的に孔子の作りしものに非ずと曰ひ、併せて論語の『述べて作らず』の作の字と、孟子の『孔子懼れて春秋を作る』の作の字との意義に差別ありと言はむとす。春秋は元と魯の國史の稱呼なりしこと孟子に見ゆ。晉の韓宣子が魯に至りて、魯の春秋を見、『周の禮は盡く魯に在り』と曰ひし春秋は、孔子筆削の春秋に非ずして、魯の國史を稱せしものなり、孔子、已に魯の國史の稱呼を取りて、書名と爲せしは、彼が春秋を自己の私著と見做さゞりしを證明すべきに非ずや。孟子に『其の文は史、其の義は丘竊に取る』とあるは、魯史に因りて筆削し、更に尊王の大義を筆端に寓することを告白せるものなり。故に春秋は經史の兩性を兼有するものなり。若し單に史と見做して、褒貶倶に無しと謂はゞ、『その義は丘竊に取る』てふ一語を何如に解釋せむとするか。また純ら經と見做して、字字風霜を帶ぶと謂はゞ、『其の文は史』てふ一語を何如に解釋せむとするか。已に魯史に由れりとすれば、固より述なり。しかも『其の義は丘竊に取る』と曰はゞ、亦作に似たり。然れども孔子の竊に取る所の義が、文武周公の遺制に遵ひて、是非得失を見はすものとすれば、亦述にして作に非ざるなり。杜預の左氏傳集解序に『仲尼は魯史に因りて、其の眞僞を考へ、其の典禮を志し、上は周公の遺制に遵ひ、下は將來の法を明にす』と曰ひしが如き、亦春秋が述べて作らざる彼の理想に成りしを證明せるものなり。

も愧ぢざるものは、たゞ春秋あるのみと。

孔子の春秋が此の如き信念を以て作られしものとすれば、次に起るべき疑問は、孔子が春秋を作りし目的が天下本位なるか、自己本位なるかに在り、天下本位とは大義名分を明にして、天下を救濟せむことを主眼と爲すなり。自己本位とは世を沒して名の稱せられざるを疾む君子が不朽の名譽を立言に要求することを主眼と爲すなり。若し孔子が麟を以て自ら比し、麟が聖人を待たずして出でしを悲みて、春秋を作るとすれば、彼の目的は自己本位にして、吾道の行はれざるを歎じ、不朽の名譽を春秋に托せむと欲するものなり。然れども彼の所謂『吾道行はれず』の一語は必ずしも寵榮を時君に得ざりしを怨むるのみに非ずして、その內容は禮樂崩れ、綱常壞れて、文武周公の道、復た天下に明ならざるを指すものなり。されば春秋を作りし彼の目的は決して自己の名譽のみに非ずして、現在に行はれざりし吾道を後世に行はむとするものなり。故に天下本位は彼の目的の主なるものにして、自己本位は彼の目的の從なるものと謂ふべし。

孔子の春秋を作りし目的は必ずしも名の爲めに非ずして、天下の爲めに狂瀾を既倒に廻さむとするに在りとすれば、次に起るべき疑問は春秋の一書が果して作りしものなるか、將た述べしものなるかに在り。予は茲に此の疑問に斷案を下して、春秋は魯の國史に因り、文武周公の典禮を述べしものな

せめては立言によりて知己を百世に求め、名を不朽に垂れざるべからずと。乃ち魯史によりて春秋を作りぬ。これ實に孔子晩年の大事業にして、彼の易簀前二年に在りき。されば春秋の一書は決して無意義なる記事の書に非ずして、尊王の大義に由り、亂臣賊子を筆誅して、狂瀾を既倒に廻さむとするものなるや明なり。齊の陳恒が簡公を弑せし時、孔子沐浴して朝し、哀公に告げて『陳恒その君を弑せり、請ふ討たむ』と曰ひぬ。陳恒が君を弑せしは、哀公十四年にして、卽ち獲麟の後に在りき。魯は固より天子に非ず、方伯に非ず、齊の與國にして、數〻齊に弱められしものなり。齊は桓公の餘威に乘じて、數〻四隣を侵略せしものなり。而して陳恒一たび大義名分を亂すに及びて、孔子沐浴して討たむことを請ひしは、天子の權を以て魯に與へしものならずや。則ち嘗て禮樂征伐が諸侯より出づるを慨歎せし孔子は獨り魯にのみ天子征伐の權を與へぬ。此の時に當りて孔子已に春秋の起艸中にして、春秋の大義は實に此の精神の發露せるものに過ぎざるのみ。史記の孔子世家に『吳楚の君僭して自ら王と稱せしも、春秋に貶して子と曰ひ。踐土の會に周の天子を召しゝは事實なり、しかも春秋に諱みて天王、河陽に狩すと曰ふ』とあるは、能く彼の尊王的精神を道破せるものなり。魏の文帝『文章は經國の大業、不朽の盛事』と曰ひぬ。しかも文帝の文章に經國の大業たるべきものなし。恐らくは文帝は斯の二語に該當するの資格なからむ。故に予は斷言せむとす、古來斯の二語に該當して少し

上、三王の道を明にし、下は人事の紀を辨ずるものと曰ひ。唐の趙匡は常典を興し、權制を著にするものと曰ひ。宋の邵雍は名分の書と曰ひ。朱熹は道を明にし義を正すの書と曰ひ。明の趙汸は聖人經世の書と曰へり。また春秋の功用を論じて、晉の范甯は不易の宏軌、百王の通典といひ。隋の王通は輕重の權衡、曲直の繩墨なりといひ。宋の程頤は事を制する權衡、道を揆る模範といひ。胡安國は百王の法度、萬世の準繩といへり。

顧ふに孔子の時は周室微弱にして、天子は徒に虛器を擁し、威信已に地に墜ち。諸侯は肆に征伐を行ひ、大義名分、復た天下に明ならず。臣にして君を弑するものあり、子にして父を賊するものありしかば、孔子歎じて『天下に道なければ、禮樂征伐、諸侯より出づ』と曰ひぬ。禮樂征伐、諸侯より出づるは、文武周公の遺制、已に壞れしものなり。況んや再變して大夫より出で、三變して陪臣より出づるに於て、天下の亂已に極りぬ。孔子已に天下の日に亂るゝを視、吾道の行はれざるを憂へ、四方を周遊して、時君の我を知るものなきを歎じぬ。會たま哀公十四年に麟を獲て、麟なるを知らず、反つて不祥と爲しゝを目擊し、退きて獨り謂へらく、河、圖を出さず、洛、書を出さゞる亂世に、吾道行はれず、吾身容れられざるは、麟が聖人に遇はずして不祥と看做さるゝが如し。世道は必ず扶植せざるべからず、人心は必ず矯正せざるべからず。予は已に德を立つる能はず、また功を立つる能はず。

春秋左氏傳解題

述べて作らず、信じて古を好みし孔子の文學的事業として、書を序べ、詩を删り、易を修め、禮樂を正せしが如きは、三千の弟子に對する敎育上の必要に迫られて、所謂述べしものなりしも、獨り春秋に至りては、彼は大なる信念と大なる目的とを以て、筆すべきは筆し、削るべきは削りて、子夏の徒に一辭を贊する能はざらしめしものなれば、孟子に『孔子懼れて春秋を作る』と曰ひぬ。則ち春秋に限りて、彼は作らずといふ平素の主張を自ら破壞せしものなるか。孟子に『春秋は天子の事なり、故に孔子自ら我を知るには春秋を以てし、我を罪するも春秋を以てすと曰ふ』とあるは、彼の信念の大なりしを證すべし。また孟子に『孔子、春秋を成して亂臣賊子懼る』とあるは、彼の目的の大なりしを證すべし。しかも春秋の一書は果して所謂作りしものなるか將た述べしものなるか、これ予が玆に解決せむと欲する疑題なり。

春秋は尊王の書なり、大義名分を明にするの書なり、亂臣賊子を筆誅するの書なり。故に春秋の性質を論じて、公羊高は亂世を撥めて正に反へすものと曰ひ。莊周は名分を道ふものと曰ひ。董仲舒は

目次

國譯漢文大成

經子史部
第五卷

春秋左氏傳 上卷

② vol 1 Ch'un Ch'iu Tso Chuan
2 vols (Spring + Autumn Annals
30/-